HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学百五十年史：資料編二
Citation	北海道大学百五十年史, 資料編二
Issue Date	2025-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/100274
Type	book
File Information	shiryohen_2.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学百五十年史

資料編二

凡例

一、本書『北海道大学百五十年史』資料編二は、一九四五年八月の第二次世界大戦終戦から二〇〇三年まで（国立大学法人化以前）の主要な関係資料を編年に配列し採録した。

二、各資料の通し番号、件名は編者が付した。

三、採録した資料の出典が刊行物の場合は、刊行物名、号数または発行年等を記載した。

四、採録した資料の出典が刊行物以外の場合は、その所蔵機関、資料名、資料番号等を記載した。ただし、北海道大学大学文書館所蔵資料については所蔵の記載を省略した。

五、署名・花押・印、起案の記録、字句の削除・訂正・加筆等は、必要と判断した場合のみ採録した。

六、表記は原則として次のように扱った。

(1) 漢字は原則として常用漢字を用い、人名等において慣用的に用いている場合を除き、異体字・俗字・略字等は使用しなかった。

(2) 変体仮名は原則として通常の仮名に改めた。「〆」以外の合字は片仮名二字に改めた。

(3) 明らかな誤りは訂正したが、意味の汲み取れるものはそのままとした。

(4) 字句に疑義がある場合、正しいと推測できる字句を［　］で括り傍記した。推測が困難な場合は［ママ］と傍記した。

(5) 判読不能文字は、一文字ごとに□と表記した。

(6) 句読点は原文通りとし、平仮名・片仮名の混用は改めなかった。傍点・傍線・ルビは必要と判断した場合のみ採録した。

⑺　数量計算等の誤りはそのまま採録した。
⑻　資料採録上、編者の注意書きが必要な場合は、［　］に括り、［別紙］、［附箋］、［中略］、［後略］、［注記］等と表記した。
⑼　採録した資料の内容について編者の注記が必要な場合は、該当箇所に［注］等と傍記し、採録資料の末尾に記載した。
⑽　表を採録するにあたり、便宜上、一部で形式を改めた。

七、採録した資料が横書きの場合、縦書きに改め、採録資料の末尾に注記した。数字は算用数字のままとしたが、漢数字に改めた場合もある。

八、採録資料中に、人種・民族・国籍・身分・出自・性別・個人等に対する誤認に基づく蔑視的表現等が含まれる場合、その表現自体も当該時代の所産であると考え、そのまま採録した。

北海道大学百五十年史　資料編二　目次

凡　例……i

四、北海道帝国大学、旧制北海道大学（一九四五～一九四九年）

四―〇〇一　部科長会議に於ける決議事項〔一九四五年八月十八日〕……3
四―〇〇二　戦後対策雑件〔一九四五年八月二十四日〕……4
四―〇〇三　軍事教練中止に関する件通牒〔一九四五年八月二十七日〕……4
四―〇〇四　学生勤労動員の件、援農の件〔一九四五年九月七日〕……5
四―〇〇五　戦争資材製作に関係ある諸設備の保持、北海道工業の戦後対策に関する意見書の件、予科工類に於ける復員軍人編入の件、学科並講座名等変更の件、死去学生に対する合格証書授与〔一九四五年九月二十日〕……5
四―〇〇六　戦災大学学生収容の件〔一九四五年九月二十七日〕……7
四―〇〇七　石炭問題の件〔一九四五年十一月二日〕……8
四―〇〇八　農林専門部専修科学則、附属土木専門部専修科規則制定の件〔一九四五年十二月八日〕……8
四―〇〇九　評議会の件、食糧対策委員会の件、学研支部研究の件〔一九四五年十二月十日〕……13
四―〇一〇　伊藤誠哉新総長就任の挨拶〔一九四五年十二月二十五日〕……14
四―〇一一　宮部金吾に文化勲章授与につき賞勲局議案〔一九四六年一月十二日〕……16
四―〇一二　年度内授業開始の件、昭和二十一年度予科入学者部類区分の件〔一九四六年二月二十日〕……18
四―〇一三　総長会議の件〔一九四六年二月二十日〕……19
四―〇一四　応用電気研究所官制、研究の部門と内容〔一九四六年六月二十日〕……20

四―〇一五　海外引揚学生割当収容に関する件〔一九四六年八月二十六日〕……23
四―〇一六　全学学友会の結成〔一九四六年九月二十四日〕……23
四―〇一七　大学祭スケジュール〔一九四六年十月十五日〕……27
四―〇一八　進駐軍撤退の件、法文学部設置其他の件、月寒の兵舎入手交渉の件
〔一九四六年十一月六日〕……31
四―〇一九　追放問題　審査の良心を聴く〔一九四六年十二月十日〕……32
四―〇二〇　建物の接収解除の要請〔一九四六年〕……34
四―〇二一　帝国大学官制改正資料（北海道帝国大学法文学部）〔一九四七年三月〕……35
四―〇二二　女子の合格三名　予科入学者発表さる〔一九四七年四月八日〕……40
四―〇二三　北海道帝国大学法文学部規程〔一九四七年四月二十一日〕……41
四―〇二四　法文学部の決定教官に関する件〔一九四七年四月二十八日〕……54
四―〇二五　新学名募集について〔一九四七年五月九日〕……57
四―〇二六　樺太演習林の最期の状況に関する復命書〔一九四七年八月十一日〕……58
四―〇二七　農地解放に関する件〔一九四七年九月十日〕……60
四―〇二八　学部事務処理規程制定の件、労働協約締結の交渉委員の件〔一九四七年九月二十六日〕……61
四―〇二九　「帝国」の文字の称を廃止について〔一九四七年十月九日〕……64
四―〇三〇　クラーク博士胸像を復活　再建期成会が声明発表〔一九四七年十一月十一日〕……65
四―〇三一　新制大学設置基準対策委員会（仮称）規程制定の件、本年実施計画事項
〔一九四八年一月二十八日〕……66
四―〇三二　卒業証書の様式改正について、全学協議会規程制定の件〔一九四八年二月二十五日〕……69

四―〇三三　水産学部を並立　手持資材で設備充実〔一九四八年四月二十七日〕……71
四―〇三四　授業料増額の件（通則改正）〔一九四八年六月二十一日〕……72
四―〇三五　附属土木専門部と室蘭工業専門学校と合併して室蘭工業大学設置の件〔一九四八年六月二十六日〕……73
四―〇三六　法文学部の分離について〔一九四八年八月二十五日〕……73
四―〇三七　クラーク先生胸像再建除幕式祝辞〔一九四八年十月八日〕……74
四―〇三八　水産学部の件、教育学部の件〔一九四八年十一月十二日〕……76
四―〇三九　北海道大学設置要項〔一九四八年〕……77
四―〇四〇　北海道大学水産学部設置要領〔一九四八年〕……85
四―〇四一　北海道大学教育学部設置要項〔一九四八年〕……89
四―〇四二　昭和廿四年度地方農場に於ける実験計画〔一九四八年〕……90
四―〇四三　水産学部に関する件、教育学部に関する件、法文学部に関する件〔一九四九年一月十日〕……92
四―〇四四　本学の農地解放について、水産学部に関する件〔一九四九年三月八日〕……94
四―〇四五　北海道大学部局長の任期内規に関する件〔一九四九年三月十七日〕……95
四―〇四六　入学試験の実行委員会議事録〔一九四九年四月八日〕……96

五、新制北海道大学（一九四九～二〇〇三年）

五―〇〇一　四学科の独立を計画　我が国最大の総合大学へ　獣医は三年掛りで漸進か〔一九四九年九月十九日〕……101
五―〇〇二　学長選考基準案について〔一九四九年十月二十八日〕……102
五―〇〇三　北海道大学通則制定について〔一九四九年十月二十九日〕……103
五―〇〇四　水産学部教養科の状況〔一九四九年十一月十一日〕……108
五―〇〇五　旧制大学入学試験について〔一九四九年十二月二十六日〕……109
五―〇〇六　法、文、経三学部独立理由書〔一九四九年〕……109
五―〇〇七　昭和二十五年教養科教室計画一覧〔一九四九年〕……111
五―〇〇八　一般教養学科の事務機構について、琉球学生の入学について〔一九五〇年四月十二日〕……113
五―〇〇九　住宅に明るい見通し〔一九五〇年五月十日〕……114
五―〇一〇　北海道大学長「学生諸君に告ぐ」〔一九五〇年五月十三日〕……115
五―〇一一　教養科遂にマヒ状態〔一九五〇年五月三十日〕……116
五―〇一二　一般教養科の問題について〔一九五〇年六月九日〕……117
五―〇一三　北海道大学「告」〔一九五〇年六月三十日〕……119
五―〇一四　在学年限短縮の件、旧制高等学校卒業生の進学について〔一九五〇年七月六日〕……124
五―〇一五　僅かに目標の二割　法文基金対委中央へ働きかけか〔一九五〇年七月十日〕……124
五―〇一六　掲示内規制定について、北海道大学学生生徒団体に関する内規〔一九五〇年七月二十六日〕……126
五―〇一七　一般教養科進学問題〔一九五〇年九月八日〕……128
五―〇一八　日高実験農場　土地、建物、立木の所管換について〔一九五一年六月二十六日〕……129

五―〇一九　一般教養について（水産学部の一般教養と入試）〔一九五一年八月六日〕……132
五―〇二〇　植物園で一日〝三百円〟〝北大女子アルバイト〟売店〔一九五一年九月五日〕……133
五―〇二一　獣医学部第一回教授会〔一九五二年四月十二日〕……134
五―〇二二　結核研究所第一回教授会準備会（仮称）議事録〔一九五二年四月二十五日〕……135
五―〇二三　一般教養部規程制定について〔一九五二年六月十一日〕……136
五―〇二四　更衣室がほしい　女子学生与論調査〔一九五二年六月二十二日〕……141
五―〇二五　深刻化する女子寮問題〔一九五二年九月十二日〕……142
五―〇二六　水産学部規程について、獣医学部規程について、大学祭について〔一九五二年九月三十日〕……142
五―〇二七　体育、音楽募集について〔一九五二年十月三十一日〕……157
五―〇二八　卒業式及卒業証書文案について〔一九五三年一月二十日〕……157
五―〇二九　医学部附属看護学校学則〔一九五三年二月二十五日〕……159
五―〇三〇　医学部附属助産婦学校学則〔一九五三年二月二十五日〕……167
五―〇三一　学生証について〔一九五三年三月六日〕……170
五―〇三二　学内学生団体届出認可に関して〔一九五三年六月十一日〕……171
五―〇三三　北海道大学医学部薬学科設置理由書〔一九五三年九月〕……173
五―〇三四　幼稚園のことについて〔一九五三年十二月十八日〕……174
五―〇三五　北海道大学大学院通則制定について〔一九五四年三月十七日〕……174
五―〇三六　北海道大学学寮規則の制定について〔一九五四年九月一日〕……180
五―〇三七　昭和二十九年度一般教養部在籍学生の移行に関する選考方法〔一九五四年〕……182
五―〇三八　新制大学院学位記の様式について〔一九五五年二月十六日〕……184

五―〇三九　北海道大学附置研究所研究生規程制定について〔一九五五年四月二十日〕……185
五―〇四〇　評議会の組織範囲について〔一九五五年七月十三日〕……187
五―〇四一　スラブ研究所規程制定の件〔一九五五年十月六日〕……188
五―〇四二　檜山演習林土地の寄附採納について〔一九五六年一月十六日〕……189
五―〇四三　北海道大学医学部附属温泉治療研究室規程制定について〔一九五六年六月二十日〕……191
五―〇四四　北海道大学創基八十周年記念行事日程〔一九五六年九月一日〕……192
五―〇四五　医学部附属診療エツクス線技師学校学則制定について〔一九五六年九月十二日〕……193
五―〇四六　文学部藤井教授問題〔一九五六年九月二十九日〕……199
五―〇四七　衛生工学科新設　全国の大学で初めて　工学部〔一九五七年一月三十一日〕……204
五―〇四八　一般教養部の名称変更について〔一九五七年七月十七日〕……205
五―〇四九　学生相談室設置について、八十周年記念会館の募金について〔一九五七年九月二十五日〕……206
五―〇五〇　学位規程（新制）制定について〔一九五七年十二月十一日〕……207
五―〇五一　いわゆる「藤井教授事件」処理の緊急決議公表文に関して〔一九五七年十二月十六日〕……212
五―〇五二　日米交流関係記録〔一九五八年九月十九日〕……215
五―〇五三　諸車の立入りを禁止　漸く静かな構内に〔一九五九年五月二十五日〕……216
五―〇五四　クラーク会館規則案について〔一九六〇年六月十三日〕……217
五―〇五五　家政学部の設置要求について〔一九六〇年七月二十日〕……218
五―〇五六　国立工業教員養成所の設置（報告）〔一九六一年五月十七日〕……221
五―〇五七　北海道大学工業教員養成所学則〔一九六一年十一月十日〕……221
五―〇五八　教養部の分校案でもめる　当局と教養部教官会議〔一九六一年十一月二十五日〕……229

五―〇五九　自衛隊員の聴講を拒否〔一九六二年一月二十五日〕……231
五―〇六〇　北海道大学理学部附属臨海実験所規程の制定について〔一九六二年四月二十五日〕……233
五―〇六一　北海道大学医学部附属癌免疫病理研究施設規程の制定について〔一九六二年六月二十日〕……234
五―〇六二　「第一回国立七大学総合体育大会」大会長および実行委員長挨拶
〔一九六二年七月二十八日〕……236
五―〇六三　北大学外農場払下げに関する要望書〔一九六二年九月〕……237
五―〇六四　北海道大学名誉学位規程の制定について〔一九六三年三月二十日〕……239
五―〇六五　北海道大学計算センター規程の制定について、北海道大学農業改良普及員受託研修生
規程の制定について〔一九六三年四月十七日〕……241
五―〇六六　学長報告（藤井教授問題、文学部長問題）〔一九六三年五月三十日〕……244
五―〇六七　体育館の建設について〔一九六三年七月三日〕……246
五―〇六八　全講義が新校舎で　教養部移転す〔一九六三年九月十日〕……248
五―〇六九　農学部附属農場および附属演習林内の農耕地等の用途廃止について
〔一九六三年十月二十日〕……249
五―〇七〇　クラーク会館のあゆみ（その1）〔一九六三年十一月一日〕……253
五―〇七一　北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について〔一九六四年二月十九日〕……256
五―〇七二　薬学部新設について〔一九六四年三月十二日〕……258
五―〇七三　大学祭について〔一九六四年四月二十二日〕……259
五―〇七四　北海道大学農学部附属牧場規程案について〔一九六四年六月二十四日〕……261
五―〇七五　北海道大学厚岸博物館を理学部に所属させることについて〔一九六五年一月二十二日〕……263

五―〇七六　北海道大学薬学部規程（案）について〔一九六五年六月十六日〕……265
五―〇七七　北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館縦覧規程（案）について〔一九六五年七月二十八日〕……270
五―〇七八　北海道大学教養部審議会規程（案）について、北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程（案）について〔一九六五年十月二十日〕……273
五―〇七九　農学部附属酪農科学研究施設規程（案）について〔一九六六年一月二十六日〕……276
五―〇八〇　北海道大学名誉教授称号授与規程（案）について、マンロー博士邸の寄付採納について〔一九六六年二月十六日〕……278
五―〇八一　北海道大学附属図書館閲覧規程（案）について、北海道大学医学部附属病院衛生検査技師学校学則（案）について〔一九六六年四月十九日〕……281
五―〇八二　北海道大学学寮規則（案）について〔一九六六年六月二十四日〕……291
五―〇八三　北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程（案）について、北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程（案）について〔一九六六年九月二十一日〕……298
五―〇八四　学部移行と教養学生〔一九六六年十一月二十一日〕……301
五―〇八五　北海道大学教養部教官会議規程（案）〔一九六六年〕……303
五―〇八六　昭和四十一年度学部移行の問題点の検討〔一九六六年〕……305
五―〇八七　北大女子学生の会規約〔一九六六年〕……306
五―〇八八　北海道大学文学部附属北方文化研究施設規程（案）について〔一九六七年二月十五日〕……309
五―〇八九　教務主任より（インターン問題等）〔一九六七年三月九日〕……311

五―〇九〇　北海道大学低温科学研究所規程（案）について、北海道大学応用電気研究所規程（案）について、北海道大学結核研究所規程（案）について〔一九六七年三月十五日〕……314
五―〇九一　大型計算機センターの設置について〔一九六七年四月二十六日〕……319
五―〇九二　〝寮運営は従来通りに〟学長第一回交渉で言明〔一九六七年五月二十五日〕……321
五―〇九三　北海道大学歯学部附属病院規程（案）について〔一九六七年九月二十日〕……322
五―〇九四　歯学部附属病院開院する〔一九六七年九月〕……324
五―〇九五　北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程（案）について〔一九六七年十一月十五日〕……325
五―〇九六　構内交通規制実施について報告〔一九六八年三月十九日〕……327
五―〇九七　北海道大学医学部附属病院臨床研究生規程（案）について〔一九六八年四月二十四日〕……329
五―〇九八　教養部図書室の現状と改善計画〔一九六八年四月〕……333
五―〇九九　学生の動きについて〔一九六八年七月十七日〕……340
五―一〇〇　北海道大学歯学部附属病院臨床研究生規程（案）について〔一九六八年九月十八日〕……341
五―一〇一　大学の病的肥満〔一九六八年十二月十六日〕……345
五―一〇二　いわゆる東大紛争に関連して、大学問題について〔一九六八年十二月十七日〕……347
五―一〇三　北海道大学歯学部規程（案）について〔一九六九年二月十九日〕……348
五―一〇四　第一回歯学部教授会議事録〔一九六九年二月二十四日〕……355
五―一〇五　学長声明「全学に訴える」〔一九六九年四月十四日〕……356
五―一〇六　五月二十日及び二十一日の事件について〔一九六九年五月二十三日〕……358
五―一〇七　北大学生自治会連合「申し入れ書」〔一九六九年六月十四日〕……360

五―一〇八　全学教官有志による「学長への要請」〔一九六九年九月四日〕……361
五―一〇九　「学長への要請」に対するお答え〔一九六九年九月二十五日〕……362
五―一一〇　封鎖中の学生に対する退去勧告〔一九六九年十一月四日〕……364
五―一一一　機動隊導入について〔一九六九年十一月七日〕……364
五―一一二　教職員・学生諸君へ〔一九六九年十一月七日〕……365
五―一一三　学内における禁止事項に関する公示〔一九六九年十一月十日〕……366
五―一一四　農学部第二農場内の旧建物一群が重要文化財に指定される〔一九六九年十一月〕……367
五―一一五　学内秩序維持に関する告示〔一九六九年十二月二十三日〕……368
五―一一六　教養部への全学支持を要望する告示〔一九七〇年一月五日〕……369
五―一一七　附属図書館教養分館開館〔一九七〇年二月〕……370
五―一一八　北海道大学理学部附属動物染色体研究施設規程（案）について〔一九七〇年三月十八日〕……371
五―一一九　北大スポーツトレーニングセンター〔一九七〇年三月二十五日〕……372
五―一二〇　北海道大学大型計算機センター規程〔一九七〇年四月十七日〕……373
五―一二一　学部長選挙について〔一九七〇年五月二十九日、三十日〕……375
五―一二二　理学部附属襟裳岬地殻変動観測所規程（案）について、
　広報委員会にかかる評議会申し合せ（案）について〔一九七〇年七月十五日〕……377
五―一二三　北海道大学歯学部附属病院の開設承認について〔一九七〇年十一月四日〕……380
五―一二四　受託研究取扱規程（案）について〔一九七一年一月十八日〕……383
五―一二五　研究調査船うしお丸について〔一九七一年十一月五日〕……387
五―一二六　旧有島武郎私邸　有島寮が院生寮に〔一九七一年十二月一日〕……387

五―一一七　学生居住状況調査〔一九七二年三月十五日〕……388
五―一一八　医学部附属臨床検査技師学校学則（案）の制定について〔一九七二年四月十九日〕……391
五―一一九　北海道大学資料館設置計画答申書〔一九七二年四月〕……398
五―一二〇　北海道大学保健管理センター規程〔一九七二年六月十七日〕……403
五―一二一　北海道大学体育指導センター規程〔一九七二年六月十七日〕……404
五―一二二　医療技術短期大学設立に関する要望〔一九七二年十二月二十一日〕……406
五―一二三　ポートランド州立大学（アメリカ）と姉妹大学の提携を結ぶ〔一九七三年一月〕……407
五―一二四　単位互換制度について〔一九七三年二月一日〕……409
五―一二五　オレゴン大学歯学部との姉妹提携について〔一九七三年九月十三日〕……410
五―一三六　事務用電子計算機が導入される〔一九七四年十一月〕……411
五―一三七　北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程（案）について〔一九七五年五月二十一日〕……413
五―一三八　野鳥類保護のため構内樹木に巣箱を取付ける〔一九七五年八月〕……414
五―一三九　薬用植物園規程（案）〔一九七六年四月二十三日〕……415
五―一四〇　国際交流委員会（第1回）議事〔一九七六年五月六日〕……417
五―一四一　北海道大学公開講座実施される〔一九七六年五月〕……419
五―一四二　北海道大学理学部附属地震予知観測地域センター規程〔一九七六年五月十九日〕……421
五―一四三　マサチューセッツ州立大学との姉妹大学提携について〔一九七六年七月二十一日〕……422
五―一四四　北海道大学創基百周年記念事業〔一九七六年八月〕……424
五―一四五　第19回環境科学研究科設置準備委員会議事要旨〔一九七六年九月一日〕……430
五―一四六　創基百周年記念式典　式辞〔一九七六年九月十五日〕……442

五―一四七　練習船北星丸竣工成る〔一九七六年十二月〕……446
五―一四八　北海道大学触媒研究所規程〔一九七七年一月十九日〕……448
五―一四九　北海道大学理学部附属有珠火山観測所規程〔一九七七年四月二十日〕……450
五―一五〇　北海道大学環境科学研究科規程〔一九七七年五月十八日〕……451
五―一五一　附属苫小牧演習林の林冠観測塔と森林資料室が完成〔一九七七年七月〕……458
五―一五二　北海道地区国立大学大滝セミナーハウス規則（案）について〔一九七七年十二月二十一日〕……460
五―一五三　百年記念会館規則〔一九七八年一月二十五日〕……462
五―一五四　北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター規程（案）について、一九七八年サマーセッションの実施について〔一九七八年四月十九日〕……464
五―一五五　アイソトープ総合センター創設される、北海道大学アイソトープ総合センター規程〔一九七八年五月〕……470
五―一五六　北海道大学発明規程（案）について〔一九七八年六月二十八日〕……472
五―一五七　北海道大学理学部附属海底地震観測施設規程〔一九七九年四月二十五日〕……476
五―一五八　情報処理教育センターの設立にあたって、北海道大学情報処理教育センター規程〔一九七九年五月〕……477
五―一五九　機器分析センターの設立にあたって、北海道大学機器分析センター規程〔一九七九年五月〕……479
五―一六〇　北海道大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程〔一九七九年十一月二十八日〕……482
五―一六一　ロータリーの設置〔一九七九年十一月〕……488
五―一六二　学寮問題について〔一九八〇年一月二十三日〕……488
五―一六三　構内の遺跡調査〔一九八〇年八月〕……492

五―一六四　北海道大学医療技術短期大学部学則〔一九八〇年十月八日〕……495
五―一六五　北海道大学サークル会館規則・使用細則〔一九八一年三月十八日〕……504
五―一六六　北十八条道路問題について〔一九八一年四月十五日〕……508
五―一六七　言語文化部規程〔一九八一年四月十五日〕……511
五―一六八　実験生物センター規程〔一九八一年四月十五日〕……513
五―一六九　言語文化部の設置に当って〔一九八一年四月〕……514
五―一七〇　新々寮建設の基本構想について〔一九八一年十月〕……516
五―一七一　アイヌ人骨資料について〔一九八二年九月九日〕……518
五―一七二　北海道大学学生寮規則〔一九八三年四月一日〕……519
五―一七三　新学生寮内の掲示〔一九八三年四月十五日〕……524
五―一七四　アイヌ人体骨標本について〔一九八三年四月二十一日〕……525
五―一七五　新学生寮について〔一九八三年五月三十一日〕……526
五―一七六　北海道大学放送講座の実施について〔一九八三年七月〕……528
五―一七七　北大の留学生の受入れ状況について〔一九八四年六月二十五日〕……532
五―一七八　第一回アイヌイチャルパについて〔一九八四年九月十三日〕……536
五―一七九　北海道大学学術交流会館規則（案）について〔一九八五年一月二十三日〕……536
五―一八〇　北海道大学遺伝子実験施設規程〔一九八五年四月十七日〕……539
五―一八一　北海道大学学生相談室規程〔一九八五年六月二十六日〕……540
五―一八二　帰国子女特別選抜実施要項〔一九八五年十一月〕……542
五―一八三　北海道大学情報ネットワークシステム計画概要〔一九八七年二月〕……544

五―一八四　北海道大学寄附講座及び寄附研究部門規程〔一九八七年十二月十六日〕……547
五―一八五　動物実験に関する指針〔一九八八年七月〕……550
五―一八六　植物園の無料開放〔一九八九年五月〕……552
五―一八七　留学生教育センターについて〔一九八九年六月二十三日〕……552
五―一八八　農学部博物館が重要文化財に指定〔一九八九年六月〕……555
五―一八九　軍事施設における研究について〔一九九〇年一月十七日〕……556
五―一九〇　脳死判定基準の取扱いに関する基本姿勢〔一九九〇年七月九日〕……559
五―一九一　北海道大学における大学院改革整備構想　中間報告〔一九九〇年七月〕……560
五―一九二　附属農場でホルスタイン種雌牛生産一、〇〇〇頭達成〔一九九〇年十月〕……564
五―一九三　量子界面エレクトロニクス研究センターの大要〔一九九一年二月〕……565
五―一九四　北海道大学研究生規程（案）について、北海道大学留学生センター規程（案）について、北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター規程（案）について
〔一九九一年三月二十日〕……567
五―一九五　北海道大学における点検評価システムの導入にあたって〔一九九一年十一月〕……574
五―一九六　大学院に関する文部省との折衝〔一九九二年三月十一日〕……579
五―一九七　北海道大学における学部教育の展開〔一九九二年三月十一日〕……581
五―一九八　「一般教育等を含む学部教育」体制への転換について、「学長」の呼称について
〔一九九二年五月二十日〕……585
五―一九九　毛利衛氏への総長表彰について〔一九九二年十月二十一日〕……587

五―二〇〇　本学に初の「大学院重点化構想」が実現、北海道大学大学院地球環境科学研究科規程〔一九九三年四月〕……588
五―二〇一　北海道大学科目等履修生規程〔一九九三年七月二十一日〕……597
五―二〇二　学部一貫教育実施体制について〔一九九三年十二月十五日〕……598
五―二〇三　学部一貫教育実施準備委員会報告について〔一九九四年五月二十五日〕……600
五―二〇四　エネルギー先端工学研究センターの設置、北海道大学エネルギー先端工学研究センター規程〔一九九四年七月〕……604
五―二〇五　北海道大学全学教育科目規程（案）について、北海道大学副学長の選考等に関する規程（案）等について、学部一貫教育実施準備委員会報告について〔一九九五年二月十五日〕……607
五―二〇六　北海道大学高等教育機能開発総合センター規程（案）について〔一九九五年三月十五日〕……619
五―二〇七　総長補佐の設置について〔一九九六年二月二十一日〕……622
五―二〇八　北海道大学先端科学技術共同研究センター規程〔一九九六年五月十一日〕……623
五―二〇九　北海道大学のシンボルマークが決定〔一九九六年十月〕……625
五―二一〇　キャンパス・マスタープランの決定〔一九九七年三月〕……626
五―二一一　国立大学の独立行政法人化について、教養部の廃止について〔一九九七年十月二十二日〕……630
五―二一二　北海道大学創基百二十五周年記念事業（案）について、医学部保健学科設置構想に係る全学教育実施体制について〔一九九七年十一月二十六日〕……633
五―二一三　農学部附属演習林で林冠観測用ゴンドラ開所式を実施〔一九九七年十二月〕……635

五―二一四　北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター規程（案）について
〔一九九八年三月十八日〕……636
五―二一五　エコ・キャンパス推進基本計画について〔一九九八年四月十五日〕……639
五―二一六　セクシュアル・ハラスメントに関するワーキンググループの設置について、
産学官融合センター（仮称）について〔一九九八年十一月二十五日〕……641
五―二一七　北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程（案）について、
北海道大学総合博物館規程（案）について〔一九九九年三月十七日〕……646
五―二一八　北海道大学大学院国際広報メディア研究科〔独立研究科〕設置構想〔一九九九年五月〕……651
五―二一九　情報基幹センター（仮称）の設置について〔一九九九年九月二十九日〕……657
五―二二〇　オープンユニバーシティ及び体験入学の実施〔一九九九年九月〕……661
五―二二一　生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループの設置について、
独立行政法人化について〔一九九九年十一月二十四日〕……666
五―二二二　生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループからの報告について
〔二〇〇〇年二月十六日〕……678
五―二二三　北海道大学大学院国際広報メディア研究科規程（案）について、
北海道大学遺伝子病制御研究所規程（案）について〔二〇〇〇年三月十五日〕……681
五―二二四　北海道大学運営諮問会議規程〔二〇〇〇年四月一日〕……690
五―二二五　北キャンパスの在り方に関する構想ワーキンググループからの報告について
〔二〇〇〇年五月十七日〕……691

五―一二一六　未来戦略検討ワーキンググループからの報告について、「国立大学長・大学共同利用機関長等会議」等について〔二〇〇〇年六月七日〕……696
五―一二一七　ＡＯ入試について〔二〇〇〇年六月〕……702
五―一二一八　「平成ポプラ並木」の記念植樹を実施〔二〇〇〇年十月〕……704
五―一二一九　未来戦略検討ワーキンググループからの報告について〔二〇〇〇年十二月二十日〕……705
五―一二二〇　北海道大学総長室規程（案）について、北海道大学総長補佐規程（案）について、北方生物圏フィールド科学センター規程（案）について〔二〇〇一年二月二十一日〕……715
五―一二二一　北海道大学情報公開規程（案）について〔二〇〇一年三月二十一日〕……722
五―一二二二　「環状通エルムトンネル」開通〔二〇〇一年八月〕……727
五―一二二三　創基百二十五周年記念行事の概要〔二〇〇一年八月〕……728
五―一二二四　遠友学舎が竣工〔二〇〇一年十月〕……731
五―一二二五　創成科学研究機構設置計画概要（中間報告改訂版）等について〔二〇〇一年十二月十九日〕……732
五―一二二六　構内の樹木対策について〔二〇〇二年一月十六日〕……737
五―一二二七　大学院研究科の再編構想について〔二〇〇二年三月二十日〕……741
五―一二三八　技術移転の在り方について〔二〇〇二年七月二十四日〕……746
五―一二三九　法人移行準備体制について〔二〇〇二年七月〕……749
五―一二四〇　東京オフィスの設置について〔二〇〇三年一月十五日〕……752
五―一二四一　情報基盤センター規程（案）について〔二〇〇三年三月十九日〕……753
五―一二四二　北大交流プラザ「エルムの森」が旧昆虫学教室に開設〔二〇〇三年五月〕……756
五―一二四三　北海道大学病院規程（案）について〔二〇〇三年七月二十三日〕……757

五―二四四　北海道大学の基本理念と長期目標（案）について、
文理融合の教育研究に関する推進方策について〔二〇〇三年九月十七日〕……761
五―二四五　知的財産本部規程（案）について〔二〇〇三年十月十五日〕……767
北海道大学百五十年史編集室……773

四、北海道帝国大学、旧制北海道大学（一九四五～一九四九年）

四―〇〇一
部科長会議に於ける決議事項

一九四五年八月十八日

「農学部教授会議事録」（〇〇一〇―〇七）

八月十八日（土曜日）午前十時半ヨリ開催出席者左ノ如シ

［中略］

報告

先般部科長会議ニ於ケル決議事項左記ノ通リ報告セラル

一、職員ノ新規採用ハ傭人ニ至ルマデ中止シ補充モ出来得ル限リ差控ヘルコト

一、授業研究ハ継続スルコト、但シ直接戦力増強ニ関係アルモノハ止ムルヲ可トスレトモ出来得レバ看板ヲ塗リ更ヘテ継続スル様考慮スルハ宜シカラン

一、学生ノ体格検査ハ通知通リ施行ス

一、勤労出動中ノ学生ハ農業増産以外ノモノハ呼戻スコトトセリ

一、防空当直ハ廃止シ警備当直トシテ存続ス

一、服装ニ関シテハ鉄甲等ハ不要ナルモゲートル名票等ハ暫ク其儘トスルコト

一、重要研究及直接軍関係ノ書類㊙ノモノハ整理シ焼却スルコト

一、国力ノ判定ニナル如キ統計其他ノ書類ハ滅却スルコト

一、本日午後一時半ヨリ農学部全学生ヲ大講堂ニ集メ学部長ヨリ訓話セントス

［後略］

四―〇〇二

戦後対策雑件

一九四五年八月二十四日

「工学部教授会議事録」（〇〇二〇―四四）

第五百三回教授会

一．昭和二十年八月二十四日（金）午后一時半開会仝二時半閉会

［中略］

議題　戦後対策雑件

学部長ヨリ八月廿一日評議会ノ議題タリシ北海道ニ於ケル戦後工業対策（北海地方統監ヨリノ依頼）軍事教練ノ廃止及学内ノ清掃等ニツキ報告ノ後協議ニ入リ北海道ニ於ケル戦後工業対策ニ就テハ其ノ専門的事項ニ関スルモノハ夫々ノ立場ニ於テ各自ヨリ、又一般的事項ニ関スルモノハ福富、大賀、浅見ノ三教授ニ於テ之ヲ立案ノ上可及的速ニ何レモ文書ヲ以テ提出ト決定シ学内ノ清掃ニ就テハ防空壕ノ整理ヨリ初ムルコトトシ近ク各班毎ニ主トシテ職員ノ手ニ依リ実施ト決定セリ

以上

四―〇〇三

軍事教練中止に関する件通牒

一九四五年八月二十七日

簿冊「軍関係、学徒隊、其他」

農学部　受取　二〇年八月廿七日　第二三二号

北大教練第一八三号

軍事教練中止ニ関スル件通牒

昭和二十年八月二十七日　軍事教官　江口大佐

農学部長殿

本八月二十七日以後学部、専門部、臨時教員養成所学生々徒ニ対スル軍事教練中止致候ニ付此段及通牒候也

四―〇〇四
学生勤労動員の件
援農の件

一九四五年九月七日

「理学部教授会議事録」（〇〇〇四―〇九五）

教授会記録

昭和二十年九月七日開催

［中略］

一、学徒勤労動員ノ件

学徒勤労動員ニ依リ出動中ノ学生ハ全部無事帰学セラレタル旨報告セラレタリ

［中略］

一、援農ノ件

期間　十月五日頃ヨリ十一月末日迄ノ予定

配置　一〇人―一五人位ヒヲ一班トシテ分散配置

右出動ヲ希望スル教室ハ至急申出ル事

本件ニ関シテハ教授会ニ諮ラズ教室ノ申出ニ依リ受理スル事トセラレタリ

［後略］

四―〇〇五
戦争資材製作に関係ある諸設備の保持
北海道工業の戦后対策に関する意見書の件
予科工類に於ける復員軍人編入の件
学科並講座名等変更の件
死去学生に対する合格証書授与

一九四五年九月二十日

「工学部教授会議事録」（〇〇二〇―四五）

第五百四回教授会

一、昭和二十年九月二十日（木）午后一時半開会同三時四十分閉会

［中略］

一、前回以后処理事項報告

［中略］

四、九月六日附事務局長ヨリ戦争資材ノ製作ニ関係アル諸設備、物件ハ今后何分ノ指示アル迄現状ノ儘保持スルコトニ決定セラレタルヲ以テ十分留意方移牒アリタリ

［中略］

議題

一、北海道工業ノ戦后対策ニ関スル意見書ノ件

本件ハ八月二十四日教授会ニ於テ決定ノ如ク福冨、大賀、浅見ノ三教授ニ於テ立案作成「戦后対策案（北海道工業部面）」トシ九月四日附ヲ以テ総長宛提出ノ旨学部長ヨリ報告（庄司書記全文朗読）ノ上事後承認ヲ求メラレ異議ナク可決

二、予科工類ニ於ケル復員軍人編入ノ件

陸軍士官学校・海軍兵学校其ノ他陸海軍諸学校出身者及在学者ノ本学編入学ニ関シ九月十八日部科長会議ヲ開キ左ノ如ク決定セル旨学部長ヨリ報告ノ上了解ヲ求メラレタリ

一、前記諸学校ノ出身者及三学年在学者ハ昭和二十一年四月大学学部第一学年ヘ入学セシメ得ルモノナルヲ以テ予科ニ於ケル前記諸学校第二学年在学者ヲ予科第二学年ヘ編入スルニ於テハ本年十一月来年四月后学部ハ前記直接入学者ト予科ヨリノ進入者トヲ同時ニ収容セザルベカラザルコトヽナリ収容可能数ヲ予定スルコト能ハザルノミナラズ種々混乱ヲ来ス虞アルヲ以テ予科ニ於テハ第二学年ヘノ編入ヲ為サズ第一学年編入ノミトスルコト

二、予科第一学年ヘ編入スベキ予定数ハ農学部四〇名医・工・理各三〇名トスルコト

右ノ結果明後二十二年四月工学部ヘ収容スベキ予定数ハ正規生一四〇名（三学級一二〇名ニ工理ノ特別学級四〇名ノ半数二〇名ヲ加フ）軍諸学校ヨリノ編入者三〇名合計一七〇名トナル予定ナリ

三、学科並講座名等変更の件

本省ヨリノ緊急内示ニ依リ在来ノ本学部「燃料工学科」ヲ「応用化学科」ト変更シ燃料学第一講座乃至第四講座ハ其ノ内容ヲ改訂整備シテ之ヲ応用化学第一講座乃至第四講座ト改称スルト共ニ「理学第二」ヲ「応用化学第五講座」トシテ応用化学科ニ含メシメ理学第一ヲ「工学物理講座」ト改称ノコトニ上申セル旨学部長ヨリ報告ノ上事後承認ヲ求メラル

尚新講座ノ内容ニ就テハ大塚教授ヨリ説明、第一講座ノ内容ノ一部タル「熱及伝熱学」ハ大賀教授ノ意見ニ基キ「燃焼及熱工学」ト修正ス

［中略］

尚

［注］来年八月三日勤労動員中ノ発病死亡者生産冶金工学科岸

川傑ニ対シテハ本部ト打合セノ上又入営中ナル電気工学科村山平三、岡田和雄ノ両名ニ対シテハ部局ニ於テ協議ノ上証書授与ト決定セリ（岸川ニ対シテハ八月二日附又村山、岡田ノ両名ニ対シテハ九月二十五日附ヲ以テ孰レモ合格証書授与）

［注］「来年」は「本年」の誤記か。

四―〇〇六　戦災大学学生収容の件

一九四五年九月二十七日
「工学部教授会議事録」（〇〇二〇―四六）

第五百五回教授会
一、昭和二十年九月二十七日（木）午后一時半開会同三時閉会
［中略］
三、戦災大学学生収容ノ件
大東亜戦争ノ終結ニ伴フ京城帝国大学理工学部内地人学生ノ転学考慮方ニツキ同学部長ヨリ懇請アリタル旨学部長ヨリ報告ノ上協議ニ入リタルガ本学部トシテハ文部当局ヨリ何分ノ沙汰アリタル場合ハ出来得ル範囲ニ於テ考慮スベキ用意アル旨回答ト決定セリ
［後略］

四―〇〇七　石炭問題の件

一九四五年十一月二日

「理学部教授会議事録」（〇〇〇四―〇九七）

教授会記録

昭和二十年十一月二日開催

［中略］

一、石炭問題ノ件

本年度配給ナリタル煖房用石炭糧[ママ]ヲ過去二ヶ年間ノソレト対比スル時到底在来ノ儘ニハ適温出来ザル状況ニ付、此レヲ如何ニスヘキカ種々協議ノ結果、十二月十七日（月）ヨリ明年二月三日（日）迄休講スル事トシ、職員ノ分ニ就キテハ教室委員会ニ於テ協議スル事トセラレタリ。但シ本件ハ全学的ノモノニ付、他学部トノ関係モアリ。場合ニ依リテハ休講期間ヲ変更スル事アルヘキヲ附言セラレタリ。

［後略］

四―〇〇八　農林専門部専修科学則、附属土木専門部専修科規則制定の件

一九四五年十二月八日

「評議会議事録」（〇〇〇四―一六）

昭和二十年十二月八日　評議会記録

出席者

伊藤総長
農　島　井口
医　児玉　蓑島　　各評議員
工　高桑
理　鈴木　堀

参与　中野事務局長　鎌田事務官

［中略］

一、庶務規程改正、農林専門部専修科学則、附属土木専門部専修科規則制定ノ件

別紙庶務規程改正案並ニ復員学徒ノタメ専修科設置ニ伴フ規程案ニ付総長ヨリ説明　全会一致承認

以上

［別紙一］

北海道帝国大学処[庶]務規程改正案　［略］

［別紙二］

農林専門部専修科学則

第一章　総則

第一条　本専修科ハ復員陸海軍々人ノ帰農希望者ノ為皇国ノ道ニ則リテ農業及林業ニ関スル実際的技術ノ教育ヲ施シ国家有為ノ農民ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条　本専修科ノ修業年限ハ一ヶ年トス

第三条　本専修科ノ学科ハ左ノ如シ

農科　林科

第四条　各科ノ収容人員ハ各四十名宛トス

第二章　授業

第五条　授業ハ教授、修練及実習トス

第六条　学科目及其教授時数左ノ如シ

農科		林科	
生物	一四〇	植物及樹木	七〇
土壌及肥料	一四〇	森林気象	七〇
園芸	一四〇	土壌	七〇
養蚕	七〇	測量	一〇五
畜産	一四〇	測樹	七〇
農機具	七〇	造林	一四〇
農業土木	七〇	森林保護	七〇
農産製造	七〇	森林利用	一四〇
農業経済	七〇	砂防及工学	七〇
実験実習	四〇〇	林産製造	一〇五
作物	一四〇	林業経営	一四〇
増加	二七	林業製作	七〇
計	一四七七	実験実習	三〇〇
		増加	五七
		計	一四七七

第三章　学年

第七条　学年ハ一月十五日ニ始マリ十二月二十五日ニ終ル

第八条　授業ヲ行ハザル日左ノ如シ

一、祭日　二、祝日　三、北大創立記念日

部長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月中、十二月末、一月始、三月末、其他ニ於テ授業ヲ行ハザルコトアルベシ

第四章　入学休学退学等

第九条　生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条　本専科ニ入学ヲ許可スベキ者ハ陸海軍人ヨリ復員シ中等学校卒業程度ノ学力ヲ有スル者ニシテ将来農林業ニ従事セムトスル者ニ限ル志願者ノ数定員ヲ超過スル時ハ入学試験ヲ行フ

第十一条　入学試験ハ人物、学力、及身体ニ付之ヲ行フ、学力試験ハ筆答試問、人物試験ハ口頭試問、身体検査ハ当学部医師ノ診断ニ依ル

第十二条　入学志願者ハ本専門部所定ノ左ノ書類ニ検定料金五円ヲ添ヘ指定期間内ニ部長ニ提出スベシ

願書提出期間　自十二月一日　至十二月十五日[注一]

一、入学願書　二、受験料金[注二]五円

三、軍部ノ復員証明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

既納ノ受検料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セズ

第十三条　入学ヲ許可セラレタル者ハ学資引受人ヲ定メ一ヶ月以内ニ本専門部所定ノ誓書ニ戸籍抄本及入学金参円ヲ添ヘ部長ニ提出スベシ

既納ノ入学料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セズ

前項ノ手続ヲナサヾル者ニ対シテハ其入学許可ヲ取消スコトアルベシ

第十四条　学資引受人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其責ニ任ズベキモノタルコトヲ要ス

第十五条　入学ヲ許可セラレタルモノハ住所（宿泊所）ヲ入学後一ヶ月以内ニ届ケ出ヅベシ

第十六条　本人及学資引受人ノ身上ニ異動又ハ住所ノ変更ヲ生ジタルトキハ直ニ届出ヅベシ

第十七条　疾病其他已ムヲ得ザル事由ニ依リ欠席セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届ケ出ヅベシ

疾病ノ為欠席七日以上ニ亘ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付届出ヅベシ

第十八条　生徒ハ部長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ学校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第十九条　疾病其他已ムヲ得ザル事由ニ因リ二ヶ月以上修学シ能ハズト思料スル者ハ医師ノ診断書其ノ他事由ヲ証スル書面ヲ添ヘ保護者又ハ学資引受人連署ノ上願書ヲ提出シ部長ノ許可ヲ得テ休学スルコトヲ得

第二十条　部長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学

ヲ命スルコトアルベシ

第二十一条　休学ノ理由止ミタルトキハ詮議ノ上復学セシム

第二十二条　疾病其他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退学セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護者又ハ学資引受人連署ヲ以テ願出デ部長ノ許可ヲ受クベシ

第二十三条　部長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者ニハ退学ヲ命スルコトアルベシ

第五章　卒業

第二十四条　教授及修練ハ成績実習ノ成績ヲ考査シ卒業ヲ定メ卒業証書ヲ授与ス

第六章　授業料

第二十五条　授業料ハ年額金百円トシ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納入セシム

第一期　自一月至六月　金五十円

自一月廿日至二月十日[注三]

第二期　自七月至十二月　金五十円

自七月十日至七月三十日[注四]

第二十六条　既納ノ授業料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セズ

附則

本則ハ昭和二十年十二月一日ヨリ之ヲ適用スル

［別紙三］

附属土木専門部　専修科規則

第一条　専修科ハ退職ノ陸海軍人及生徒等ヲ収容シ土木ニ関スル短期実務教育ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条　専修科生徒ノ定員ハ三十名トス

第三条　専修科ノ修業年限ハ一年トス

第四条　学科目及其ノ授業時間数左ノ如シ

但シ授業時間外其他ニ於テ臨時講義若ハ実験又ハ実習ヲ課スルコトアルヘシ

学科目	授業時数
修身	四〇
実用数学	九三
英語	八〇
応用力学	一二〇
土木材料及施工	一二〇
測量	一二〇
道路及鉄道	一二〇

河川及港湾	一二〇
上水及下水	八〇
橋梁	一六〇
コンクリート	八〇
設計及製図	二八〇
実習	一六〇
計一、五七三	

第五条　修業期間ハ昭和二十一年一月八日ヨリ同十二月二十日迄トス

第六条　修業期間ヲ分チテ左ノ三期トス

第一期　自一月八日　至四月三十日

第二期　自五月一日　至八月三十一日

第三期　自九月一日　至十二月二十四日[ママ]

第七条　入学志願者ハ入学願書及履歴書ニ入学検定料金五円ヲ添ヘ昭和二十年十二月一日ヨリ同二十日迄ニ土木専門部ニ提出スベシ

第八条　授業料ハ年額百円トス

授業料ハ左ノ二期ニ分チ之ヲ分納スベシ

第一期　自一月至六月　金五十円

納入期日　自一月十五日[注五]至一月二十五日[注六]

第二期　自七月至十二月　金五十円

納入期日　自七月十日至七月二十日

第九条　所定ノ全課程ヲ修了シタル者ハ修了証書ヲ授与ス

第十条　前各条ニ規定セサル事項ニ付テハ附属土木専門部規則ヲ準用ス

附則

本則ハ昭和二十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

［注一］「十五」を「二十」に訂正。

［注二］「受験料金五円」を削除。

［注三］「二月十日」を「一月三十一日」に訂正。

［注四］「三十」を「二十」に訂正。

［注五］「十五」を「二十」に訂正。

［注六］「二十五」を「三十一」に訂正。

四―〇〇九

評議会の件

食糧対策委員会の件

学研支部研究の件

「理学部教授会議事録」（〇〇〇四―〇九八）

一九四五年十二月十日

教授会記録

昭和二十年十二月十日開催

［中略］

報告

一、評議会ノ件

過日ノ評議会ニ於テ

イ、今前総長ヲ名誉教授ニ推薦決定

ロ、処務規程改正

専門学校ノ生徒主事ヲ廃止因ツテ本学ニ於テハ学生主事並同主事補ヲ廃止シ

学生部ノ学生課、動員課ヲ学生課、厚生課ニ訂正決定

ハ、専門学校ニ専修科（一ヶ年三〇名）ヲ置ク

ニ、本部ニ於ケル会議ノ種類ヲ部長会議、部科長会議［、］部局長会議トス

ホ、食糧等ノ事情ニ依ル学生ノ転学問題ハ各学部ニ於テ取扱フ事

以上ニ関スル協議経過並結果ニ付キ詳細報告セラレタリ。

議題

［中略］

一、食糧対策委員会ノ件

農学部長ヲ以テ委員長トスル本委員会ニ各学部ヨリ学部長外一、二名ノ委員ヲ挙グル事トナリタルヲ報告ノ段、当学部ヨリハ右ニ対シ、学部長並田所、杉野目ノ両教授ヲ推薦スル事トセラレタリ。

一、学研支部研究ノ件

支部研究ノ研究項目中、航空関係ノモノハ停止セラレタルニ付、該当関係教官ハ至急改題ノ上ソノ新題目ヲ提出セラレ度キ旨慫慂セラレタリ。尚当学部ノ該当教官ハ池田、梅田ノ両教授ノミナリ。又本支部研究費ハ二割削減ノ見込ノ趣ナリシヲ附言セラレタリ。

［後略］

四―〇一〇

伊藤誠哉新総長就任の挨拶

一九四五年十二月二十五日
『北海道帝国大学新聞』

伊藤誠哉新総長就任

［中略］

時局重大なる時、総長の命を受け、その責任の重大なるを感じその任に当る積りである。本学は明治四十年来多くの発展をとげた私は十九歳に本学に学び、農科大学の第一期生として卒業以来六十二歳の今日まで、本学に職を奉じてゐるその間総長の交代は四回におよんだしかし大学の目的は教育と研究とにあるは勿論であるつ［と］して、各総長によつて大学運営の方法が異つたのは、教育の運営は、その時代に適応して行はねばならなかつたからであるしかし教育は時代によつて行ふけれど、時代を教育によつて作り出すことも必要である建国以来かつてなき敗戦の悲惨な現実、それに伴ふ道義の頽廃は憂ふべきものがある今や他を非難することなく和衷協力私利私慾を捨てて国家再建に進まねばならない戦争は破壊であるがまた文化の飛躍、旧套を脱すの好機であるわれらは徒に悲観することなく大建設に向ふべきである扨てこのやうな時代にわれらは如何なる目標を以つて進むべきであるか？明治維新に広く知識を求めたのはよかつたがそれが急なる余り実用的表面的にのみはしり、内面的実質的に、思想人格哲学的に、さらに理論科学的の進展では欠くところがあつた、教育も模倣、積め込み、暗誦等形式的な専ら儒教的教育法すなはち「教ゆ」ことを第一とし啓発自主の道を行はなかつた、むしろ「学問のための学問」を咄［喞カ］ふ有様であつたその例として大東亜戦初め軍部および国民は科学者を冷視し学業を軽視して、「行」をしないのを誹謗して、盛に神憑り的非科学的教育を強要したのであるしかし戦か不利となつて科学の振興を叫び時には敗戦責任は科学者に存すといふやうな責任転嫁さへもしたわれらが馬穴竹槍練習をしてゐる間に一見何の役にも立たない学者の一遊戯と見られたボア教授の原子物理学が大戦の終止符を打つたこの一例からもわれらは真理の愛好、科学の尊さに目覚めなければならぬ諸君の修学の目標もここにあるのである

若し教育が自由なる人格、自主的な思想、自顧的な行動

を目的として行はれ、文化水準、科学的知識が高まつてゐたら、敗戦は勿論、こんな戦争はしてゐなかつたであらう、それ故教育は国家再建の初めであり終りである。又大学は実務家の養成のみでなく真理探求、科学の追求者を産むのを目的としてゐるから受動的なものに甘んぜず自発的に学び、ガリレオが強大なる教権の圧迫下に「それでも地球は動く」と地動説を唱えたる如き信念を持つべきである。今一言すべきは近く諸君の大部分が選挙権をもつに至るであらう事である。選挙に当つて諸君は政党の主義主張を充分批判する力を養ひ正しき代表者を選ぶ責任がある。学徒は国家の柱石であるから、正しき信念と批判をもつてあたるべきである。

諸君は目下政治家ではないのであるから徒に政論等に耽ける愚をしてはならない。今や国家は青年特に知恵のある諸君に期待するところ大である大学の諸君の任務は重大である、学徒諸君は戦時中大いに努力し、その功大である、然しそれは報ひられず、学力低下、気力の失墜およ[び]品性の下落となつた、これを諸君に責むものではないが、渾身の精神でこの不幸不運を挽回せねばならない、かゝる重要な時に石炭、食糧事情より教育研究を一時中断しなければならぬのは遺憾である、また本学は爆弾は免れたが多くの補修、研究施設を要する、しかし国家経済はこれを許さんことを考へると憂鬱である、然し諸君希望を捨てゝはならぬ。如何なる力も諸君の人格、知能を奪ふことはできない、相抱いて餓死するとも、共に、助け、共に、親み好学の精神を失はず、国家再建に邁進せんことを望むものである。此処に愛する諸君に哀情を披瀝して新任の挨拶とする。

四―〇一一
宮部金吾に文化勲章授与につき賞勲局議案

一九四六年一月十二日

「昭和二十一年　叙勲　内国人一　巻一」（二A／四六／勲一〇三六、国立公文書館蔵）

宮部金吾ハ我国植物学ノ耆宿ニシテ多年北海道ニ在リテ植物病理学及北海道樺太千島ニ於ケル生成植物ノ集成分類ニ不断ノ探究努力ヲ致セリ殊ニ植物病理学ニ於テハ独自ノ研究ニ依リ本邦斯学ノ体系ヲ確立シ新種病菌ノ発見北方植物ノ特殊病害ノ病理及駆除予防法ノ研究等業績枚挙ニ遑ナク又其ノ苦辛ノ結晶タル北方植物ニ関スル植物誌及樹木図譜ハ現ニ貴重ナル資料タリ尚実地調査ニ基ク精密ナル研究ニ依リ北方植物分布ニ於テ明瞭ナル劃線ヲ為ス変化アルコトヲ発見シタルハ「宮部ライン」ノ名ノ下ニ汎ク世界学界ノ認ムル業績ナリ

［中略］

功績調書

北海道帝国大学名誉教授正三位勲二等　宮部金吾

右ハ明治十四年七月札幌農学校ヲ卒業後、開拓使御用掛札幌農学校助教ヲ経テ明治二十二年九月札幌農学校教授ニ任ゼラレ次イデ官制改正ニ依リ東北帝国大学農科大学教授、北海道帝国大学教授トナリ植物学及植物病理学ノ講座ヲ担当、又明治三十三年以来同学附属植物園園長ニ任ジ昭和二年四月退官、同年五月勅旨ヲ以テ北海道帝国大学名誉教授ノ名称ヲ授ケラレ更ニ同五年一月勅旨ヲ以テ帝国学士院会員仰付ラレタリ。

同人ハ多年北海道ニ在住シ教授ノ任ニ在リテ後進学徒ノ指導ニ任ジタル傍専攻学術ノ研鑽ニ邁進シ居住地タル北海道ヲ始メ樺太千島ノ植物ヲ主体トシテ植物全般ニ亘ル研究ヲ展開、終始一貫熱誠ナル向学意慾ト不断ノ探究努力ヲ捧ゲテ植物学創始開拓ノ先進学者タルノ名ニ恥ヂズ且今ニ至ルモ些モ其ノ価値ヲ減ゼザル多クノ劃期的業績ヲ挙ゲタリ。同人ノ植物学研究ハ極メテ精緻且多方面ニ亘レルモ特ニ主力ヲ傾注セルハ植物病理学ノ分野ニシテ、此ノ部面ニ於テハ本邦最初ノ講座ヲ開設シ独自ノ研究ニ依リ内容ヲ整正拡充シテソノ体系ヲ確立セシメタリ。随ツテ研究業績最モ多ク注目スベキモノ枚挙ニ遑ナキモ特ニ各種病菌黴類ノ発生、歴史過程ノ原則通性ノ究明、新種病菌ノ発見命名、重要農産植物殊ニ北方植物ノ特殊病

害ニ対スル病理及駆除予防法ノ研究等ハ注目ニ価スルモノナリ。又同人ハ北海道樺太千島全体ニ亘ル生成植物ノ実地調査ヲ行ヒ之等ノ集成分類ヲナシソレヲ基礎トシテ植物全般ニ対スル分類学ヲ建設シタルガ、其ノ研究成果ノ一部ハ広汎多種ナル植物標本ノ作製、浩瀚ナル植物誌ノ編纂、精密ナル植物図鑑ノ出現トナリ何レモ植物分類学ノ進展ト農産拓殖ノ基礎資料トナリ就中「樺太植物誌」「北海道主要樹木図譜」「Flora of Hokkaido and Sagnalien」等ハ重要視サレ現ニ活用サレツヽアリ。更ニ同人ノ上記ノ実地調査ニ基ク精密ナル研究ニ依リ北方全域ニ於ケル生成植物ノ分布状況明カトナリ北方日本植物分布変化ニ明瞭ナル画線[劃]アルコトガ発見セラレタリ。ソノ成果ハ亜寒帯及寒帯全般ニ対スル貴重資料トシテ当時世界学界ガ未ダ尽サザリシ先駆的業績トナリ多大ノ寄与ヲナシ、之ヲ呼称スル「宮部ライン」ノ名ハ汎ク国際的ニ使用セラレタリ。

同人ノ研究ハ北方生成ノ海藻類ニ及ビ特ニ昆布科植物ノ生成分布生態等ヲ究明シ多数ノ新種ヲ発見、アイヌ植物ニ進展シテハアイヌ族独自ノ生活環境ニ於ケル食用薬用植物ノ実情、性質、効果ヲ研究シアイヌ族研究ノ重要資料ヲ提供セルノミナラズ植物学農学上ニ寄与セリ。猶同人多年ノ研究ニ依リ植物各部門ニ於テ新種植物ノ発見モ尠ナカラズ「宮部」ノ学名ヲ附シ世界学界ニ公知セラレタルモノノミニテモ七十余種ヲ数フ。

同人ノ研究ハ各個自体ノ価値ノ他之等ノ集積ハ自ラ植物学ノ体系ヲ構成スル重要ナル要素トナリ、学園ニ於ケル講座ノ設定ト共ニ広ク植物学ノ発達ニ貢献セル所多ク又欧文ニ依ル論報植物標本ノ送附等常ニ海外諸国トノ連繋ニ留意シ更ニ独リ自巳[己]ノミナラズ広ク我国斯学ノ主要研究成果ヲ海外ニ紹介シ又海外研究ノ国内移入、著名学者ノ業績紹介等学術交流ニ尽瘁スルコト尠カラズ、此ノ結果同人ノ名声ハ我国植物学界ヲ代表スルモノトシテ万国学界ノ認ムル処トナリ札幌ハ我国斯学発祥進展ノ地トシテ海外学者間ニ永ク記憶セラルルニ至リ、我国斯学ノ国際的地位ノ向上ニ資シタルトコロ大ナリ。

同人ノ研究態度ハ常ニ深遠ナル学理ノ蘊奥ヲ究メントスルモノナルガ他面常ニ農業ノ実際方面ニ於ケル応用ガ考慮サレ改良増産ニ役立テルコト甚大ニシテ、特ニ北海道ノ重要農産物タル「ホツプ」「甜菜」「薤」「小麦」等ノ病理学的病害駆除予防法ノ研究並ニ新地開発ノ際ニ於ケ

ル品種ノ選択、適性附与ニ関スル分類学ノ応用等ハ極メテ効果的ニシテ北海道農産発展ノ基礎ハ殆ド同人ニ依リ築カレタリト云フモ過言ナラズ現時食糧供給ニ重要使命ヲ有スル北海道開発ノ恩人トシテ忘却スベカラザルモノアリ。

猶同人ガ北海道帝国大学附属植物園ノ創設ニ尽カシ明治三十三年以来園長トシテ整備発展ニ尽瘁シタル或ハ札幌農学校ヲ育成シテ現在ノ北海道帝国大学農学部ニ進展セシメタル或ハ円満篤実加フルニ基督教的信仰ニ磨カレシ慈愛溢ルル人格ヲ以テ親シク後進ヲ啓導シ多数ノ有能ナル専門学者ヲ国家社会ニ送リタル等教育上ノ功績亦逸スルヲ得ズ。

叙上ノ如ク同人ハ本邦植物学界ノ最高権威者ニシテ斯学界ハ言フヲ俟タズ教育界、農業界、就中北方文化ノ開発ニ多大ノ貢献ヲナシ而モ現在八十六才ノ高齢ヲ以テ矍鑠倦ム所ヲ知ラズ連日登校シテ専門学術ノ研鑽ト後進ノ指導ニ専念シツヽアリ洵ニ本邦文化ノ発達ニ卓絶セル功績アリト謂フヲ得ベシ

四―〇一二

年度内授業開始の件

昭和二十一年度予科入学者部類区分の件

一九四六年二月二十日

「工学部教授会議事録」（〇〇二―一一）

第五百十六回教授会

一、昭和二十一年二月二十日（水）午后一時半開会同五時閉会

［中略］

二、年度内授業開始ノ件

食糧・燃料等ノ窮迫セル事情ニ直面シ延期シ来リタル授業開始時期ハ教授会附議ノ暇ナク二月十九日ノ部科長会議ニ於テ検討セラレ予科ハ三月四日（月）ヨリ学部専門部ハ三月十五日（金）ヨリ学内一斉授業開始ト決定セラレタル旨学部長ヨリ報告ノ上諒解ヲ求メラレタルガ本学部ハ曩ニ決定シアリシ如ク春期休業ヲ廃止シ授業続行ト決定其旨学生全部ニ通知スルコトヽナル

［中略］

四、昭和二十一年度予科入学者部類区分ノ件

従来予科入学者ハ学部進入別ニ区分シアリシトコロ生徒ハ修学ノ途中ニ於テ自己ノ才能及真ノ進路ヲ発見スル場合多キ実情ト且学校教育自由化ノ具現ヲ計ルタメ本年ヨリ之ヲ理科甲（農・医）ト理化[科]乙（理・工）ノ二分類トシ収容セントスル予科長ヨリノ希望申出アリ、之ニ対シ本学部ハ其ノ決定ヲ保留他学部ハ賛意ヲ表シアル旨学部長ヨリ報告セラレ協議ニ入リタルガ其ノ可否ニ就テハ素ヨリ異論ノ存スルトコロナルモ目下ノ情勢ヲ考ヘ此際大勢ニ順応スルノ外ナカルベキヲ以テ其ノ大綱ニ就テハ之ヲ承認ト決定セリ

四―〇一三　総長会議の件

一九四六年二月二十日

「理学部教授会議事録」（〇〇〇四―一〇〇）

教授会記録

昭和二十一年二月二十日開催

［中略］

報告

一、総長会議ノ件

二月五日開催セラレタル総長会議ニ於テ

(イ)大学ハソノ地方教育ノ中心タル事

(ロ)総合大学ノ実ヲ揚グル事

(ハ)無能教授ノ製[整]理

(ニ)高等学校ハ本年度ヨリ三年制ニシ中学校ハ五年ニ復帰　但シ本年ニ限リ四年ニテ卒業希望ノ者ハ希望通リトス

(ホ)大学入学ニ就テハ今回ハ高等学校ノ新卒ナキ為各学校ノ旧卒及軍関係学校卒業ヲ対象トシ、入学試験ハ全国一斉ニ四月十五日ト決定、尚入学者ハ定

員以内ニ在リテモ厳選ノ上入学者ヲ決定スル事

以上ニ関シ詳細報告セラレタリ、尚引続キ部長会議ノ議題トシテ左記件ニ関シテモ報告セラレタリ。

(イ)行政整理ノ件

(ロ)文学部設置ノ件（文部省ニ於テモ賛成ニ付、ソノ地方ヨリ猛運動スル事）

(ハ)教員適格審査ノ件（ナルベク当人ニ対シ有理[ママ]ニ取計フ）

(ニ)俸給ノ増額ノ件

(ホ)二五割ノ臨時賞与支給ノ件

(ヘ)大学院学生給費額増額ノ件

(ト)研究所長任期ノ件

(チ)政治運動ノ件（個人トシテ学外ニ運動スル事ハ総長ノ責任ニ於テ大目ニ見テ可トセラル）

四―〇一四

応用電気研究所官制、研究の部門と内容

一九四六年六月二十日

「評議会議事録」（〇〇〇四―一九）

応用電気研究所官制

第一条　北海道帝国大学ニ応用電気研究所ヲ附置ス

第二条　応用電気研究所ハ電気ノ応用ニ関スル原理及其ノ実用的研究ヲ掌ル

第三条　応用電気研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

技手

第四条　所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス　所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ応用電気研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条　所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス　所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究

ヲ掌ル

第六条　助手ハ専任十二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第七条　書記ハ専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第七条ノ二　技手ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第八条　帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ十人トシ所属帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

応用電気研究所

The Research Institute of Applied Electricity.

一、電気部門

第一、電気発生装置並ニ電気測定ニ関スル研究

第二、電気現象並ニソノ応用ニ関スル研究

二、物理部門

第一、放電ノ分光学的研究

第二、電気音響学ニ関スル研究

三、化学部門

電気材料ノ基礎的並ニ応用的研究

四、医学及ビ生物部門

第一、電気ノ医学的並ニ生物学的応用ニ関スル研究

第二、電気生理学並ニソノ応用ニ関スル研究

五、数学部門

電磁場ノ数学的解析ニ関スル研究

一、第一部（十九年度事業開始）

超短波ニヨル原子分子ノ物理学的研究

一、超短波ニヨル放電ノ分光学的研究

二、超短波ト物質トノ相互作用研究

二、第二部（十七年度事業開始）

超短波電子管ノ物理学的研究

一、絶対真空ニ関スル研究

二、超短波極超短波発振管内ニ於ケル電子ノ運動並ニ作用ニ関スル研究

三、第三部（十七年度事業開始）
超短波発生ニ関スル研究
一、超短波発振管ニ於ケル特殊現象ノ研究
二、放電管並ニ瓦斯入電子管ニ於ケル振動発生ノ研究
三、超短波並ニ極超短波発生回路ニ関スル研究
四、超短波、極超短波電力負荷法ノ研究
四、第四部（十七年度事業開始）
超高周波電気現象ノ研究並ニ超短波電力ノ工業的応用ノ研究
一、各種物質ノ超高周波電気常数ノ測定法ノ研究
二、超短波測定法ノ研究（波長、電流、電圧、供与電力、電界強度等）
三、超短波ノ伝播ニ関スル研究
四、超短波電力ノ工業的応用開拓ノ研究
五、第五部（十九年度事業開始）
超短波ノ化学的作用ノ研究
一、超短波ノ化学平衡並ニ化学反応ニ及ホス影響ノ研究
二、超短波ノ触媒作用ニ及ホス影響ノ研究
六、第六部（十七年度事業開始）
超短波ノ生物学的、並ニ医学的研究
一、超短波ノ温血動物ニ対スル生物学的作用研究
二、超短波ノ医療的研究
七、第七部（十八年度事業開始）
超短波ノ電気生理学的研究
一、超短波、極超短波範囲ニ於ケル生体物質ノ導電率及ヒ誘電率ノ測定研究
二、生体組成分子ノ双極性ニ関スル研究
三、生体溶液及ヒ酵素ノ表面張力、粘度、分散度等ニ対スル超短波ノ影響ノ研究
八、第八部（十九年度事業開始）
超短波ノ農業作物学的研究
一、各種農作物ノ発育促進ニ関スル研究
二、米穀、種子ノ殺卵及殺虫ニ関スル研究
三、果実ノ貯蔵法ニ関スル研究
四、瓶詰及缶詰ノ滅菌ニ関スル研究
五、農作物ノ育種ニ関スル研究

四―〇一五　海外引揚学生割当収容に関する件

一九四六年八月二十六日
「工学部教授会議事録」（〇〇二一―二五）

第五百三十回教授会
一、昭和二十一年八月二十六日（月）午前十時開会同十一時五十分終了
［中略］
一、去る八月二十一日午前十時協議員会を開催して左記事項を協議した
議題　海外引揚学生割当収容に関する件
1.学習上差支なき範囲に於て銓衡の上入学を許可す
2.銓衡期日を九月三十日とす
3.試験は口頭試問、体格検査、学科試験をすることあるべし
以上

四―〇一六　全学学友会の結成

一九四六年九月二十四日
『北海道帝国大学新聞』

生れた学友会に　伊藤総長談
終戦後早くも一年の歳月が流れ去つた。そしてそれは余りにも心の落ちつきを失つた一年であり、頭の重い一年であつた。その間に内実的な善悪は別として或は好むと好まざるとを問はず、幾多の変革が次から次へと目まぐるしく起つた。かかる変革の中に学友会の誕生の一事が数へられる。
元来学校報国会が戦争目的遂行のため天降りに作られたものである以上此際解消されるのは当然な宿命的帰結であらねばならぬと同時に之れに換つて時代色こまやかな民主的学友会が自主的に作られることも亦当然である。然し敗戦の衝動が余りにも大きかつた為に学友会は生れ出づべくして中々に生れ出なかつた。かくて相当長い胎動の後に漸く生れ出でたのは丁度暑中休暇になる少し前であつた。

学友会の生立ちが斯くある以上その在り方は敢て説明を要しない程明かである。七月五日学生の衆望を担つて工学部学生大橋君が委員長に医学部学生樟本君と応用電気研究所竹田助教授が副委員長に当選した。その席の明るいなごやかなそして盛り揚がる力強い自由な若人の意気。高なる胸をとどめ得なかつたのは敢て自分独りではなかつたであらう、かくて学生自身のための学友会。学生自身の作つた学友会。学生自身によつて動かされる学友会。そして初めて学生自身が楽しむ学友会が出来あがつたのである。文化関係の五部運動関係の十六部、それに加ふるに新聞厚生の二部、計二十三部からなる一大陣容が整つたのである。

今や永い休暇を終つて学生諸子は希望と抱負とを抱いて帰学した。お互に好転した健康、旧に増した元気を見る悦びは大きい。但し食糧事情に一応の見透しがついたとしても住宅難と共に尚決して楽観を許さない。インフレーションは学生々活に脅威的圧迫を加へて来た。更に来るべき冬に向つての石炭問題は如何。思ふてこゝに至れば誠に心を寒からしむるものがある。然しながら拱手して徒らに河清をまつは愚である。堪え得ざるを堪え、忍ぶべからざるを忍ばねばならぬ。学生の聡明な理智によつて自由なるエルム学園の復活に進むより外道はない。かくて学徒の熱と力とによつて平和日本再建への道に光明を投ぜなければならぬ。こゝに学友会の活動が更に〳〵有意義に大きな期待がよせられるのである。

［中略］

北海道帝国大学学友会会則

第一章　総則

第一条　本会は北海道帝国大学々友会と称する

第二条　本会は学園の自主性を確立し会員相互の親和を図り以て大学の使命を完くするを目的とす

第三条　本会の運営は正会員の自治による

第四条　本会は左の部を置く、文化関係として社会科学部、北方文化部［、］文芸部、邦楽部、洋楽部、運動関係として、陸上競技部、水泳部、ア式蹴球部、ラグビー部、野球部、ホツケ［部、］籠球部、排球部、山岳部、スキー部、スケート部、相撲部、馬術部、自動車部、ボート部、新聞部、厚生部

第五条　各部の通則及細則は別に規定する

第二章　会員

第六条　本会々員を分けて正会員賛助会員名誉会員の三種とする

第七条　北海道帝国大会[学]教官（専任講師を含む）事務官技官はすべて正会員であり之を教職員会員と称する

第八条　北海道帝国大学在籍の学生々徒はすべて正会員であり之を学生々徒会員と称する

第九条　正会員に該当する以外の本学職員は賛助会員になり得る札幌農学校以来本学に関係ある者は賛助会員になり得る

第十条　会長及委員長は本学の特別功労者と認めた者を名誉会員として推薦し得る

第三章　役員

第十一条　本会に左の役員を置く会長一名委員長一名副委員長二名委員一定数庶務会計員若干名

第十二条　会長は北海道帝国大学総長がなる、会長は本会の委員会により議決された代表事項を処理する

第十三条　委員長は本会通常の事務を管理し委員会の議決を経た公務を処理する

第十四条　副委員長を[は]委員長を補佐し委員長が事故ある時はその一人が之を代理する

第十五条　委員長と副[副委員長]委員とは委員が互選する

第十六条　委員は教職員委員、部科委員、部委員の三種とし委員は会務を処理し部委員は併せて所属部の事務を行ふ、委員の選出規定は別に設ける

第十七条　庶務会計員は会務を補佐する、之を北海道帝国大学職員中から会長が委嘱する

第十八条　委員の任期は一ケ年とする但し委員会が正当と認めた時は之を伸縮し得る

第十九条　部科委員は各部科学生委員会から選出される、各部科学生委員会に関する細則は各部科に於て之を定めるものとする

第四章　委員会

第二十条　委員会は委員長、副委員長及び委員を以つて組織する

第二十一条　委員長は委員会を招集し会務についてその議決又は承認を求める予算と決算については毎学年開始の前後一ケ月以内に委員会で決定する

第二十二条　委員長は毎学年開始二ケ月以内に会務執行要領を北海道帝国大学新聞紙上で報告する

第二十三条　委員会は会則改正の場合を除いて会員二十名以上の署名を経て提出された議案を委員会に提議する

第二十四条　委員会の細則は別に規定する

第五章　会計

第二十五条　本会の経費は会費其他の収入を当てる

第二十六条　会計は之を分けて一般会計特別会計及基本金の三種とする、その配分は委員会が決定する

第二十七条　教職員の会費は年額一、二級官二十円三級官十円又は五円、学生生徒会費は年額十円とす（三級官の十円又は五円とあるのは各部局の事情により選択するものとす）

第二十八条　正会員は入会と同時に入会金として金十円を納める

第二十九条　賛助会員の会費は年額五円とする、一時金五十円を納めたものは別に会費を徴集しない

第三十条　基本金は入会金の十分の一及寄附金を之に充てる

第六章　附則

第三十一条　本会々則の改正に関する発議は委員の過半数又は会員六十名以上の署名を得たものに限つて委員会は之を採択する

第三十二条　本会々則についての委員会の決議は委員定数の五分の四以上の出席を得てその三分の二以上の賛成に依つて決定される

［後略］

四―〇一七
大学祭スケジュール

一九四六年十月十五日
『北海道帝国大学新聞』

和気藹々のうちに知識を交換し相互の親睦を図る大学祭も、経費その他の諸困難を押し切つて、各方面の絶大なる努力により、予定通り来る十七日より開催されることになつた。今その多彩なスケジユールの一端をひもといてみよう

◇十七日（木）〇陸上競技会（中等学校及国民学校之部）
午前九時より　於北方グラウンド　雨天中止
〇農学部寸劇コンクール　午後一時開演　於中央講堂
〇北大演劇研究会の「愛と死との戯れ」午後五時開場
六時開演　於病院講堂
◇十八日（金）〇公開講演　午後一時より　於中講堂
〇北大演劇研究会「愛と死との戯れ」午後六時開演　於病院講堂
◇十九日（土）〇研究室及び教室開放（但工学部を除く）
午前九時より午後四時迄
〇北大洋楽班の演奏会　一時開演　於病院講堂
〇北大演劇研究会「愛と死との戯れ」午後一時開演及六時開演　於病院講堂
◇二十日（日）〇農林専門部主催の市民遊戯会　午前九時　北方グラウンドに於て　雨天中止
〇研究室及教室開放　午前九時より午後四時
〇北大邦楽同好会の演奏会　午後一時開演　於中央講堂
〇北大演劇研究会の「愛と死との戯れ」午後一時及午後六時開演　於病院講堂
〇北大洋楽班の演奏会　午後六時開演　於中央講堂
〇公開講演（応用電気研究所）午後一時より　於農学部講堂（四階）
◇二十一日―二十五日
〇学内運動会（午後北方グラウンド）
〇公開講演午後一時（於中央講堂）
◇二十六日（土）〇北海道農村青年競[弁]論大会　午後開場
〇同青年男女を囲んで座談会　午後六時開場　於農学部四階講堂
〇恵迪寮記念祭予科運動会
◇二十七日（日）恵迪寮記念祭　会期中北大黒百合会の

絵画展　午前九時―午後四時　於図書館

此の大学祭のクライマツクスと思はれる研究室及び教室の開放を見ることとしよう

農学部

1水稲品種解説
2因子分析
3交配技術
4鼠各種標本並其の被害植物
5鼠相談所
6昆虫相談所
7絹糸製成過程
8パン焼の科学
9カロリーの解説
10フクラシ粉の検定
11乳製品工場の開放
12鞣皮原理説明
13コールタールによる人工癌
14家畜寄生虫標本
15材木よりどんなものが出来るか
16食品の香りについて

その他種々あり

医学部

1癌とは何ぞ
2結核の病理
3天然痘腸チフス等の伝染病
4映画、狸小路等の空気分析
5結核予防
6三ツ児、畸形児
7妊娠
8食中毒について
9栄養について
10法医学的見地より行はれる事件の解決

工学部

1電波とは何か
2受信機はどこ迄小型化し得るか
3音波とは何か
4カゲロウ写真の実験
5その他諸実験
6石炭は何故出ないか

7物理採鉱法とは
8サツカリン及ズルチンは如何にして出来るか
9メチル、エーテルの検定
10地図は如何にして作られるか
11炉室公開
12マーキロの製法（即売）

其の他種々あり

理学部
①難問解答（賞品アリ）
②真空放電
③風洞実験
④液体空気其の他
⑤運命判断
⑥アンモナイ、火山噴出物
⑦蜜蜂の社会、生理実験
⑧ペニシリンの培養から製造迄
⑨映画
⑩札幌近郊野草の陳列、其の他種々あり

農林専門部
農科
①イースト菌実験
②農産物及種子の標本
③品種改良
④農具各種

林科
①林産物各製品
②樹脂の効用
③林業用器具
④運材機械
⑤図版、写真、試験表
⑥パノラマ

◇農学部各科対抗寸劇コンクールは、衣裳其の他の難点はあるが、全学でも名優ぞろひ故、各科とも張切つて、一位の賞金たる弐百円を獲得せんものと、練習に懸命である。

北大演劇研究会も、従来よりは一段と向上したものをと、「愛と死との戯れ」の猛練習に余念が無い

◇公開講演も、肩の凝らずして、而も有意義なものをと、此の大学祭を記念して、各教授の御講演を御願ひしてゐる。現在講演を快諾された先生方は、農学部犬飼教授

理学部鈴木教授、応用電気研究所浅見教授、簑島教授、触媒研究所堀内教授、工学部大塚教授、予科宇野教授、樟本教授である。

◇運動部では、大学祭期間中には陸上競技部、排球部、籠球部等が学内大会のみならず、各中等学校や各国民学校の対抗競技をも行ふべく目下鋭意準備中である。

◇文化部の行事としては洋楽班、邦楽班の演奏会があげられよう。邦楽班のプログラムを見ると

一、仕舞　八島
二、琴古流尺八　六段の調
三、都山流尺八　千鳥の曲
四、連吟　羽衣
五、素謡　竹生島
六、都山流尺八　遠砧
七、琴古流尺八　鐘ケ岬
八、仕舞　班女
九、素謡　田村
十、琴古流尺八　松風
十一、仕舞　忠度
十二、都山流尺八　楫枕

となつて居り、一方洋楽班の大音楽会のプログラムは

1管弦楽　指揮　相沢幹
　魔笛……モーツアルト
2女声合唱　指揮　生出正也
　A希望のさゝやき　ホーソン
　大井辰夫編曲
　B家路　ドボルザツク
　大井辰夫編曲
3マンドリンオーケストラ
（1）プレリユード　ラニエル
（2）カイロの思出　マネンテ
4男声合唱　指揮　飯田孝雄
（1）神殿　クロイツエル
（2）夜の海　クロイツエル
（3）I・LONG・FOR・THEE　トーマス
（4）ANNIE・LAURIE　マコツト
5マンドリンオーケストラ
（1）あやつり　鈴木静一
（2）嘆きの天使　マチヨツキ
6混声合唱　指揮　飯田孝雄

（1）森に別るゝ歌　メンデルスゾーン
（2）眠りの精　ドイツ民謡
（3）母よさらば　成田為三
（4）雲雀の歌　メンデルスゾーン
7管弦楽　指揮　相沢幹
皇帝円舞曲

又大学祭をしてより意義あらしむる為に、学友会に於ては道農業会の後援を得、全道各支庁より男女各一名の青年を招き、二十六日午後一時からは「農村青年弁論大会」を、午後六時からは「農村青年を囲む座談会」を、夫々中央講堂及び農学部大講堂で開催する。農村青年同志の又学生と農村青年との交流は大いに期待されてゐる

四―〇一八
進駐軍撤退の件
法文学部設置其他の件
月寒の兵舎入手交渉の件

一九四六年十一月六日
「評議会議事録」（〇〇〇四―二五）

十一月六日定例評議会　午后一時半
［中略］
一報告事項
1．進駐軍撤退ノ件
予科ノ方ハ正式ノ通知ガアリテ決定シテ居ル
低温ノ方ハ未ダ正式ノ通知ガナイガ今着々撤収準備シテ居ル
2．法文学部設置其他ノ件
⑴文部省ノ省議ハ通過シタモノ
二十八日ニナツテ局長ト会計課長ノ意見一致ニテ次官大臣ニ申シ出テ決定シタ
予科オモ同時ニ開設スル条件ダ
［中略］

3．月寒ノ兵舎入手交渉ノ件
十二月十日ニ兵舎ガ開ク
使フノナレバ至急予科ガ使フ様ニスル
十一月五日ノ市会ニ於テ文部大蔵両大臣ニ札幌ヘ法文
学部設置ノ要請電報並ニ決議文ヲ送ツタ
［後略］

四―〇一九
追放問題　審査の良心を聴く

一九四六年十二月十日
『北海道帝国大学新聞』

追放問題　審査の良心を聴く

文部省では、去る五日〝教職員追放令〟を制定、中央地方を通じて五つの審査委員会を設けて追放令の実施に当つているが本学に於ても「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」に従い予科、専門部は第三条、学部は第四条により夫々独立の審査委員会を設け教職員の審査を行つている本学は自然科学系統のみの大学のためか審査も大詰まで来ている今日未だ各部とも不適格者が一名もいない模様である。

審査規定第二十五条に〝各審査委員会の審査委員その他の関係者は昭和二十一年勅令第二六三号の施行についてその精神並に条文を良心に従い公正に行う個人的責任を負う〟とあるが、大学の在り方が学生一般の論議の的になつている秋、審査委員会は如何なる良心の基盤に立つて教育刷新を行わんとしているのであろうか、記者は各

学部を廻つて委員長の良心を聴いてみた。

工学部大坪審査委員長談　教官は誰しも太平洋戦争に対してある理念を抱いていたに違いないが、その理念が現在においても妥当なものであり今日でも公開発表してなんら差支えないものであれば良いと信ずる。

また個々の教官が個々に軍の技術的分野における質問に対してある種のアドバイスをした事も当時としては当然なことと思う例えば燃料の研究にしても滑走路を短期に造り上げる研究にしても人類福利増進のため平時においても大いに必要であり有益なことであるから。

医学部真崎委員談　審査の基準に従い書面の審査を行う一方被審査者の平素の言動等を十分考察した上で各個人について審査員が秘密投票を行つて決定しています。

審査は日本教育刷新のために有害な者を排除するのが主眼ですから今までの親疎を度外視し全く私情を殺して厳正に行つています。

医学の目的とする所は結局全人類の保健と福祉とにあるのでありますから戦時中医学上の見地から軍にアドバイスした事を以て直ちに軍国主義者、超国家主義者と断ずることは出来ないと思います。

理学部鈴木審査委員長談　専攻課目が自然科学でしかも純学理的なものが多く文科系大学の如く追放令に該当するものがないまた戦争中の研究は国家の要請に応じたものでそれが該当するものと考えられない。

なおこの問題は今日完全に決定したものではない。

農学部島審査委員長談　審査基準に則つて慎重審査を行つていますが審査委員がその基準に対して如何に良心的であるかが世人の注視の的になつていると思います。

審査において最も重要なのは被審査者が軍国主義または超国家主義の理念を持つているか否かを判定する点にあるのですが、その点に関してはその人の著書なり或は雑誌新聞に書いた論文なり平素の言動なりについて慎重に検討して居ります。

戦時中食品又は食糧増産の研究調査に従事したということだけでその人が軍国主義者であるとは断定出来ないと思います。

四―〇二〇

建物の接収解除の要請

一九四六年

「堀内寿郎関係資料」（F-22）

貴下軍隊札幌ニ駐在スルニ当リ宿舎其他ノ用途ニ供スル為メ左記北海道帝国大学建物ヲ接収セリ即チ

イ低温科学研究所及所属低温研究室（目下第三〇二衛生大隊宿舎）

ロ中央講堂（輸送本部）

ハ農学部講堂ノ内六室（第三〇二衛生大隊第二〇七医学研究部）

ニ同上倉庫一棟（同上研究材料倉庫）

ホ雨天体操場（運動競技場）

ヘ予科講堂（一時的病室ニ充当）

以上ノ建物ハ大学当局トシテ左ノ事情ヲ考察シタルニ依リ其ノ使用ヲ容認セリ

イ占領サレタル者トシテ其ノ命令ニ従フベキ義務ヲ有スルモノト認メタリ

ロ札幌市内ニ於テハ設備具備セル適当ノ建築ハ比較的少ナキ理由ニ依リ

ハ農学部講堂内六室ハ実験室トシテ他ニ比較シ施設完全セルヲ以テ好都合ト認メタル事

ニ予科講堂ハ病室トシテ使用スルニ至リテハ比較的好都合且便宜ノ為メ口頭ヲ以テ本年三月迄一時的使用方申込ニ付之レヲ認メタリ

ホ貴下ノ軍隊ハ極メテ紳士的ニシテ真摯ナル態度ナルニ依リ事故ヲ惹起スルガ如キ行為ハナキモノト信ジタリ

尚今回更ニ二百名収容ニ要スル宿舎用建物使用ノ旨申込ニ接シタル所大学トシテハ既ニ以上ノ建物使用ニ依リ学生及生徒ニ対スル教育実験並ニ研究上不自由ヲ感ジツヽアル所ニシテ殊ニ低温科学研究所ニ於テハ全ク研究機能ヲ中止スル状態ニ在リ又予科ニ於テハ本年度学級増加ニ伴ヒ本年三月以降授業上所要ノ教室ニ欠クルヲ以テ万般ノ困難ヲ招来スル所ナルヲ以テ他面大学内研究室使用ニ於ケル研究者ハ極メテ紳士的態度ノ所有者ナレドモ中央講堂ニ於ケル使用者ニ至リテハ屢次ニ亘リ遺憾ノ行為ヲ見受ケラレ教育上洵ニ困難ヲ感ジツヽアリテ更ニ今回ノ建物使用ニ関シ容認ノ暁洵ニ憂慮スベキ状況ニシテ或ハ

大学トシテ全面的ニ教育研究機関ヲ停止スルノ已ムナキ事態ニ立至ルヤモ測ラレズ要スルニ大学トシテ教育研究上自由ニ施行シ得ル様格別ノ御考慮ヲ熱望スル所ナリ

翻テ札幌市内ニ於テ大学建物ニ匹敵シ之ニ代ルベキ恰好ノ建築トシテハ百貨店等ノ建築物ハ現有シ利用スルニ足ルモノト思惟ス依テ大学ノ教育研究達成ノ為メ之レガ用途ニ替リ御高察ノ上大学建物ニ対シテハ全面的ニ接収解放セラレン事ヲ懇願スル所ナリ

四―〇二二　帝国大学官制改正資料（北海道帝国大学法文学部）

一九四七年三月

『公文類聚　第七十一編　昭和二十二年一月～五月　第十一巻　官職四　管制四　司法省　文部省』（類〇三〇四六一〇〇、国立公文書館蔵）

昭和二十二年三月

帝国大学官制改正資料

（北海道帝大法文学部）

目次

北海道帝国大学法文学部の設置
一、学部設置の理由
二、法文学部講座及その内容調
三、講座内容及職員配置
四、講座職員候補者調
五、法文学部新設に要する建物施設調

北海道帝国大学法文学部創設の理由

一、北海道帝国大学に法文学部を設置されたいといふことは、本大学はもとより、道民三百四拾万永年の要望であり、官民共にその実現に努力し来たところである、政府は明治初年本道開拓使を置いて、その経論を行ふにあたり、まづ札幌農学校を創設し米人クラーク博士を招き我国に類を見ざる教育の基を立てたのである。これ本学の濫觴であって爾来七十年文運大いに揚り幾多の人材を輩出して、地方及び国家文化に寄与した業蹟については、世人のよく知るところである。然るに本学が現在に至る[ま]で法文学部を欠く自然科学系によって成り、総合大学としての完成を見ず、大学教育ひいては国運進展の上に遺憾のきはみであることは、初代の名総長佐藤昌介男爵の夙に深憂せるところであり、歴代の総長亦この志を継いで道民の与論と相まってその実現に力を致しつゝ今日に及んだところである。今や我国は未曽有の敗戦を体験し、国史の上に深刻なる変革をもたらし広大な領土までも失ふに至った。国民はその荒廃の悲惨裡に立ってポツダム宣言の誠実なる実践者として新しき民主日本の建設に邁進しつゝあるが、本道が今や我国最大の宝庫として、その開発に[万]邁遺憾なきを期することは、国家再建に於ける第一の具体策といはなければならぬ。本道の人口も近く七百万を収容するものと考へられる。この開発を最も合理的たらしめるためにはあらゆる優秀なる文化的智能をこゝに結集せしめなければならぬ。これがためには真に本道を熱愛し本道に於て徹底的な教育を受けたものを第一に必要とすることは、明治年間本道開拓に対する札幌農学校教育の功蹟に徹[底]してもあきらかなところである。果然本学に法文学部を設置して、名実共に総合大学たらしめむとする熱望が澎湃として道[官]民の間におこり、昨年九月十二日には有力なる期成会の発会を見、経費の一部として五百万円の寄附計画となり、全道にわたって活発なる運動を展開し、その成果はきはめて容易なる現状にまで促進し来たり、昭和二十二年度に於いてこれが実現を期して一層の努力をつゞけつゝある状態である。

かくの如き道官民の熱烈なる要望によって来るところと、本大学のこれに対する予定計画について要約すれば、

㈠前述の如く明治初年の政府が遠大なる理想の下に札幌農学校を創設し、その清新特有なる学風は、本道文化の開発に稀有なる実蹟をもたらしたのであるが、爾来政府は、これを基礎として着々その規模を拡大して、北海道帝国大学として、特に自然科学の最高学府たらしめて今日に及んでをるのである。然るに今次の敗戦によって、本道は我国最大の宝庫として国家興廃の一つの鍵はこの開発如何にある現[実]となりそのためにはたゞに自然科学技術のみならずあらゆる若き俊秀なる智能をこゝに結集して深く本道に根をおろした教育を徹底化するの必要にせまられてをることを痛感したことである。然も本道内には人文科学系の学校としては、わづかに経済専門学校一師範学校三といふ貧弱にして跛行的な状態をつゞけて来たのである、こゝに本学が法文学部を併置すべきであるとの熱望が道官民間に澎湃たるものあるはきわめて当然といはざるを得ないところである[。]

㈡敗戦後我が国土内に於て農業畜産水産礦業等天然の富源を開発し食糧問題の一部を解決し得ることの猶ほ余裕綽々たるものあるは独り只本道あるのみである。而して本道の総面積は八八、七七五方粁にして我国全面積の約二三%に当り中に厖大なる未開の土地を擁し現在に倍加する人口を収容することも可能であって政府が今回本道第三次開拓計画を樹て経済に産業に文化、教育に国内現状の打開に備へんとしてゐるのも亦理と云はなければならぬ。これに伴ふて学校其の他教育施設の増加せらるる趨勢にあることも必然であり、現在本道内の中等学校は六十余校であってその卒業生は年々約五九〇〇名にのぼり、上級学校に進学する者八八七名、内文科系上級学校に進学する者三〇八名を数へ今後益々増大の一途を辿ることも必至の状態である。これらの人文科学に志す学徒は遥々海を渡り学資と食糧と住居の桎梏に呻吟する者、志半にして廃業するの止むなきに至るもの又、天文[分]素質の人文科学を志望するも止むなく自然科学に志す者国家経済上将又人物養成上洵に遺憾の極みと云はねばならぬ。こゝに本学が法文学部を併置すべき熱望のよって来る第二の理由が存するものである。

㈢本学法文学部創設に要する臨時経費は現在本学の有する維持資金[並に前]記寄附金によってこれを容易に賄

い得るのであってその設置を茫茫するときは遂に寄附金回収の時期を逸する情勢にあり、かくては全学並に北海道三百万道民の熱望を全く空しからしめる結果となるのである又法文学部所要の建物及び其の他の施設は学内に現存するものを二重、三重に流通利用し得るの外嘗ての軍施設物の保管転換を受くる計画を樹て現に着々進捗しつゝある情況にある。これ法文学部設置を昭和二十二年度より実現せむとする第三の理由である「。」

㈣本学に創設せんとする法文学部の内容は文学科「、」法律学科、経済学科「、」哲学科、史学科、政治学科であってその講座の設置計画教官候補者の選定については曩に今は物故せられたる東京帝国大学名誉教授桑木厳翼及び同名誉教授伊藤吉之助の両氏に委嘱したるところ、その快諾を得て関係各方面と屢々折衝を重ね略々大体の腹案成り、その内定を見る運びになったのである。尚入学せしめる学生は本学予科修了生と外地引揚者その他をもって収容し得ることも略々見透しを得てゐる所であり尚ほ別途に文科系予科生の収容計画もこれに備へてゐる所である。

㈤本道内の中等学校は現在六十余校にして其の教員数は二、九五五名内人文科学担当教員一、四七〇名であるが此の中無資格者五八六名であって約四割に該当するのである　北海道帝国大学に法文学部が創設せられる暁にはこれ等の問題も容易に解消し得ることを信ずる

以上の趣旨による本学の要求は前に文部省々議並に大蔵省々議に採択せられ、今第九十二議会の昭和二十二年度予算案に計上せられ審議中であるから其の通過と同時に官制改正の上至急公布せられんことを希望するものである。

北海道帝国大学法文学部設置要項

一、法文学部の学科組織

1．人文系学科

哲学科、史学科、文学科の三学科

2．法経系学科

法律学科、政治学科、経済学科の三学科

二、講座数調

四、開設期

本学部には予科を置かず昭和二十二年四月より学部のみ開設する

五、建物施設等

法文学部の建物施設は月寒の兵舎を予定してゐるが保管転換をうけるまでは現在校舎を利用する

法文学部創設に伴ふ年度別職員増員調　［略］

法文学部講座及其の内容調　［略］

三、講座内容及職員配置（昭和二十二年度）　［略］

四、講座職員候補者調　［略］

［注記］追記は「法文学部創設関係書類」（法文学部関係資料〔創設関連〕）〇〇〇二）による。

三、学生定員

学科	講座数	各年度増加数 第一年度	第二年度	第三年度	備考
1.人文系学科					
哲学科	一〇	七	一	二	
史学科	五	二	二	一	
文学科	五	三	｜	二	
2.法経系学科					
法律学科	一二	五	五	二	
政治学科	六	三	二	一	
経済学科					
計	三八	二〇	一〇	八	

	一学年当	総数	備考
1.人文系学科			
哲学科	二〇	六〇	
史学科	二〇	六〇	
文学科	二〇	六〇	
2.法経系学科			
法律学科	三〇	九〇	
政治学科	三〇	九〇	
経済学科	［二〇］		
計	一一〇	三六〇	

四―〇二二

女子の合格三名　予科入学者発表さる

一九四七年四月八日
『北海道帝国大学新聞』

女子の合格三名　予科入学者発表さる

智能検査という革新的な選抜法を加味した本学予科の入試は三月二十日より三日間女子七二名を混えた受験者三三八三名の間に激烈な競争を展開したが三月三十日合格者四一一名の名簿が発表された「。」女子として初めて入学を許可された者は宮部潤子（北星）谷優香里（札幌庁立）上田幸江（札幌庁立）の三君で合格者の多い校を見ると札幌一中六九名、同二中五一名「、」小樽中三九名、岩見沢中二九名、旭川中二七名、函館中十名となつており合格率から見ると一般に地方の学校が優秀で砂川中の四二％を筆頭に岩中二二％、樽中二一・六％、札幌二中一六・八％、同一中一五・二％、函中一一・二％、旭中一〇・八％となつているのは予想と反して地方出身者が智能試験の成績が良かつたためであろうが東京受験中止のため本州出身の受験者僅か五五〇名、合格者六二名で全合格者の一五％に過ぎないのは一抹の淋しさを添えている

合格者の選考は選考委員を設け学科試験（四百点）智能検査（四百点）総点（八百点）内申成績（ＡＢＣＤ）四つの面から厳正に行われたもので学科一五〇点、智能検査三百点、総点四八〇点以下の者は元則として落した模様であるから全体として六割弱得点すれば合格出来たわけである。

最高得点七三五点（学科三三五智能満点）最低得点二六点（学科二六智能〇点）という数字が出ているが一般に学力が著しく低下しているのは学科得点が二五％弱の者が合格している事より明かであろう。なお予科においては入試の成績結果を公表する事になり不合格者で不審の方はドシ〳〵自分の成績を見に来るように希望している。

四―〇二三

北海道帝国大学法文学部規程

一九四七年四月二十一日施行
（法文学部関係資料［創設関連］〇〇〇六）

北海道帝国大学法文学部規程

第一章　学期

第一条　学年を分けて次の二学期とする
第一学期　四月一日から十月三十一日まで
第二学期　十一月一日から翌年三月三十一日まで

第二章　学科課程

第二条　本学部に次の六学科を置く
哲学科
史学科
文学科
法律学科
政治学科
経済学科

入学志望者はその志望学科を入学願書に記入しなければならぬ

第三条　各学科に次の専修科を置く
哲学科
　哲学倫理学　心理学教育学　社会学宗教学
史学科
　国史学　東洋史学　西洋史学
文学科
　国文学　支那文学　英文学　独文学　露文学
法律学科
　法律学
政治学科
　政治学
経済学科
　経済学

入学第二年以上の学生で授業科目五単位以上の試験に合格したものは学年の始にその学科内の志望専修科を届出でなければならぬ但し法律学科政治学科経済学科に於てはこの限りでない

第四条　各学科の課程は別表第一号に依る

第五条　前条に掲げたものの外臨時開設する授業科目は教授会の議を経て其の都度之を定める

第六条　学生は別表第一号に依り所属専修科所定の授業科目を履修しなければならぬその他任意に本学部の授業科目を履修することが出来る
学生は毎学年の始にその履修する科目を学部長並に当該科目担任教官に届出でなければならぬ
他学部の授業科目を履修しようとするときは本学部長及び関係学部長の認可を受けなければならぬ
第七条　一授業科目一学年毎週二時間乃至四時間を以て授業の一単位とする　但し同一学年に於ける二種の授業科目を合せて一単位にすることがある
第八条　各学期に授業する科目授業時間数及び授業担任者は各学期の始に之を公示する

第三章　入学

第九条　本学に入学を許可する者は左の中から之を詮[銓]衡する
イ、高等学校高等科卒業者及び高等学校卒業検定試験合格者
ロ、大学予科修了者但し当該大学の受験許可が有つた者に限る
ハ、男女専門学校本科卒業者及び専門学校卒業程度検定試験合格者
ニ、高等女学校高等科卒業者但し修業年限四年の高等女学校卒業又は修業年限五年の高等女学校第四学年修了を入学資格とする修業年限三年の高等科卒業者又は修業年限五年の高等女学校卒業を入学資格とする修業年限二年の高等科卒業者及び修業年限三年の高等女学校専攻科卒業者
ホ、高等師範学校卒業者女子高等師範学校卒業者及び修業年限三年以上の臨時教員養成所又は実業教員養成所卒業者
ヘ、昭和十八年九月以降の師範学校本科及び専攻科卒業者但し女子にあつては専攻科を終つた者とする
ト、元師範学校専攻科卒業者
チ、青年学校本科卒業者
リ、大正七年文部省令第三号第二条第二号に依り高等試験の予備試験を免除された者
ヌ、陸軍士官学校陸軍航空士官学校及び陸軍経理学校卒業者海軍兵学校海軍経理学校卒業者但し入学許可人員は入学者全員の一割以内とする
ル、外国法令で設置された学校で内地の高等専門学校

に相当する学校を卒業した者

第十条　前条に依らないで入学を許可する場合は教授会の議を経て之を定める

第四章　試験

第十一条　本学部学生で文学士法学士又は経済学士にならうとする者は別表第一号の中文学士にあつては哲学科史学科文学科の法学士にあつては法律学科政治学科のまた経済学士にあつては経済学科の各専修科所定の科目を含めて二十三単位の試験に合格し且つ各専修科に関係がある論文を提出してその審査に合格することを要する

第十二条　試験は之を分けて科目試験及び論文試験とする

論文試験には口述試験を附帯することがある

第十三条　科目試験は授業が終つた学期末に之を行う

但し已むを得ないときは之の限りでない

第十四条　第十二条による論文試験の論文は修学最終学期に提出しなければならぬ　但し在学三年を超える学生に対しては教授会の議を経て其の期日を指定することがある

第十五条　試験は履修した科目でなければ之を受けることが出来ない

第十六条　試験の成績は優良可及び不可の四種とし優良可を以て合格とする

第十七条　学士試験に合格した者が更に他の種の学士号を得る為本学部に入学した場合の在学期間及び履修すべき科目の単位数は教授会の議を経て之を定める

第十八条　学士試験に合格した後教員無試験検定を受けようとするものはその志望に応じ在学中第十一条所定の試験に別表第二号若しくは別表第三号の科目試験を含めて合格しなければならぬ

第五章　選科生

第十九条　本学部の授業科目の中一科目又は数科目を選んで学修することを願出でる者に対しては其の学力を試験し所選の科目を学修するに堪へると認めたときは選科生として入学を許可することがある

第二十条　選科生として入学を志願する者は其の選択しようとする科目を記載した入学願書に履歴書を添へて学年の始に学部長に願出でなければならぬ

第二十一条　選科生は其の履修した科目の試験を受けて

合格証明を受けることが出来る

第二十二条　其他選科生に関しては正科生の規定を準用する

第六章　聴講生

第二十三条　本学部の授業科目の中一科目又は数科目を選んで聴講を願出でる者があるときは教授会の議を経て之を許可することがある

聴講生は学期又は学年毎に之を許可する

第二十四条　聴講生に対しては試験を行はない

第二十五条　聴講料は一科目に付金四拾円とし之を前納させる

既納の聴講料は之を還付しない

附則

本規程は昭和二十二年四月二十一日から之を施行する

別表第一号

専修科目表（甲乙丙丁等の種別のある専修科はその中何れか一を選ぶべきものとす）

哲学科

専修科	必修科目単位数		選択科目単位数	
哲学倫理学	甲	哲学概論 一	倫理学 二	
		支那哲学史概説 一	心理学 一	
		印度哲学史概説 一	宗教学 一	
		西洋哲学史概説 一	社会学概論 一	
		哲学 四	支那哲学 一	
		哲学演習 二	印度哲学 一	
		倫理学概論 一	科学概論 一	
		心理学概論 一	史学概論 一	
		宗教学概論 一	日本倫理思想史 一	
		ギリシヤ語学 一	概説	
		ラテン語学 一	教育学概論 一	
			法律学概論 一	
			経済学原論 一	
			法哲学 一	
			政治学 一	
			政治思想史 一	
	乙	哲学概論 一	倫理学 二	

支那哲学史概説　一
印度哲学史概説　一
西洋哲学史概説　一
支那哲学　四
支那哲学演習　二
倫理学概論　一
支那文学史概説　一
東洋史概説　一
支那語学　二

丙

哲学概論　一
支那哲学史概説　一
印度哲学史概説　一
西洋哲学史概説　一
印度哲学　四
印度哲学演習　二

心理学概論　一
宗教学概論　一
社会学概論　一
哲学　二
印度哲学　一
支那文学　一
史学概論　一
日本倫理思想概論　一
教育学概論　一
法律学概論　一
経済学原論　一
法哲学　一
政治学　一
政治思想史　一

倫理学　二
心理学概論　一
社会学概論　一
宗教学　一
哲学　二
支那哲学　一

仏教学概論　一
倫理学概論　一
宗教学概論　一
梵語学パリ語学　一

丁

哲学概論　一
日本倫理思想史　一
概説　一
支那哲学史概説　一
印度哲学史概説　一
西洋哲学史概説　一
倫理学概論　一
倫理学　四
倫理学演習　二
心理学概論　一

史学概論　一
言語学概論　一
日本倫理思想史　一
概説　一
教育学概論　一
法律学概論　一
経済学原論　一
法哲学　一
政治学　一
政治思想史　一

哲学　二
心理学　一
宗教学　一
社会学　一
支那哲学　一
印度哲学　一
仏教学概論　一
社会政策学　一
科学概論　一
教育学概論　一

| | | |

宗教学　一
哲学概論　一
西洋哲学史概説　一
心理学概論　一
倫理学概論　一
経済学原論　一
社会政策学　一

印度哲学史概説　一
支那哲学　一
印度哲学　一
科学概論　一
教育学概論　一
法律学概論　一
社会法学　一
法哲学　一
政治学　一
政治思想史　一
経済政策　一

乙

宗教学概論　一
宗教史概説　一
宗教学宗教哲学　四
宗教学演習　二
社会学概論　一
社会学　一
哲学概論　一
西洋哲学史概説　一
印度哲学史概説　一

哲学　二
倫理学　二
心理学　一
支那哲学史概説　一
支那哲学　一
印度哲学　一
仏教学概論　一
科学概論　一
教育学概論　一

倫理学概論　一
心理学概論　一

法律学概論　一
経済学原論　一
法哲学　一
政治学　一
政治思想史　一

史学科

国史学

史学概論　一
国史概説　一
国史学　五
国史学演習　二

東洋史概説　一
東洋史学　二
西洋史概説　一
西洋史学　二

国文学史概説　一
支那文学史概説　一
日本倫理思想史概説　一

支那哲学史概説　一
印度哲学史概説　一
哲学概論　一
倫理学概論　一
心理学概論　一
社会学概論　一
宗教学概論　一
教育学概論　一
教育史概説　一
法律学概論　一
経済学原論　一

| | | |

文学科

国文学

言語学概論 一
文学概論 一
国語学概論 一
国文学史概説 一
国語学国文学 五
国語学国文学演習 二
支那文学史概説 一
支那文学 二
支那哲学史概説 一
倫理学概論 一
心理学概論 一
社会学概論 一
宗教学概論 一
教育学概論 一
法律学概論 一
経済学原論 一

国史概説 一
日本思想史概説 一
アイヌ語学アイヌ文学 一
支那哲学 一
英米文学史概説 一
独文学史概説 一
露文学史概説 一
哲学概論 一

支那文学

言語学概論 一
文学概論 一
支那文学史概説 一
支那文学 四
国語学概論 一
アイヌ語学アイヌ文学 一
東洋史学 一

支那文学演習 二
支那語学 二
支那哲学史概説 一
東洋史概説 一
国文学史概説 一
国文学 一

支那哲学 一
英米文学史概説 一
独文学史概説 一
露文学史概説 一
哲学概論 一
倫理学概論 一
心理学概論 一
社会学概論 一
宗教学概論 一
教育学概論 一
法律学概論 一
経済学原論 一

英米文学

言語学概論 一
文学概論 一
英語学概論 一
英米文学史概説 一
英語学英米文学 四
英語学英米文学演習 二
ギリシア語学 一
ラテン語学 一

国語学概論 一
国文学 一
アイヌ語学アイヌ文学 一
支那文学史概説 一
支那文学 一
西洋史概説 一
独文学 一
露文学 一

国文学史概説 一
独文学史概説 一
露文学史概説 一

独文学

言語学概論 一
文学概論 一
独語学概論 一
独文学史概説 一
独語学独文学 四
独語学独文学演習 二
ギリシア語学 一
ラテン語学 一
国文学史概説 一
英米文学史概説 一
露文学史概説 一

哲学概論 一
倫理学概論 一
心理学概論 一
社会学概論 一
宗教学概論 一
教育学概論 一
法律学概論 一
経済学原論 一

国語学概論 一
国文学 一
アイヌ語学アイヌ文学 一
支那文学 四
支那文学史概説 一
西洋史概説 一
英米文学 一
露文学 一
哲学概論 一
倫理学概論 一
心理学概論 一
社会学概論 一

露文学

言語学概論 一
文学概論 一
露語学概論 一
露文学史概説 一
露語学露文学 四
露語学露文学演習 二
ギリシア語学 一
ラテン語学 一
国文学史概説 一
英米文学史概説 一
独文学史概説 一

国語学概論 一
国文学 一
アイヌ語学アイヌ文学 一
支那文学史概説 一
支那文学 一
西洋史概説 一
英米文学 一
独文学 一
哲学概論 一
倫理学概論 一
心理学概論 一
社会学概論 一
宗教学概論 一
教育学概論 一
法律学概論 一
経済学概論 一

法律学科

憲法学	一	行政法学（第一部・第二部）	二
民法学（第一部・第二部）	二	国際法学（第一部・第二部）	二
商法学（第一部・第二部）	二	国際私法学	一
刑法学	一	社会法学	一
民事訴訟法学（第一部・第二部）	二	刑事学	一
刑事訴訟法学	一	法医学	一
法哲学	一	政治史学	一
法律史学	一	経済政策学	一
比較法学	一	農業政策学	一
経済原論	一	社会政策学	一
社会学概論	一	経済史学	一
法律学演習（第一部・第二部・第三部）	一	哲学概論	一
		科学概論	一
		法律学特殊講義［義］	一

政治学科

憲法学	一	行政学（第一部・第二部）	二
政治学	一		

政治史学	一	金融論	一
政治思想史学	一	統計学	一
国際政治史学	一	経済史学	一
経済原論	一	社会法学	一
財政学	一	民法（第一部・第二部）	二
経済政策学	一		
農業政策学	一	商法（第一部・第二部）	二
社会政策学	一		
国際法学（第一部・第二部）	二	法律史学	一
行政学	一	法哲学	一
私法概論	一	哲学概論	一
政治学演習（第一部・第二部・第三部）	一	社会学概論	一
		科学概論	一
		政治学	一
		特殊講義	一

経済学科

経済原論	一	金融論	一
経済特殊理論	一	貨幣論	一
統計学	一	会計学	一

経済思想史学	一
経済史	一
財政学	一
経済政策学	一
農業政策学	一
社会政策学	一
経営経済学	一
社会主義経済学	一
世界経済事情	一
憲法学	一
私法概論	一
社会学概論	一
経済学演習（第一部・第二部・第三部）	一
民法（第一部・第二部）	二
商法（第一部・第二部）	二
社会法学	一
法律史学	一
法律哲学	一
比較法学	一
政治史学	一
哲学概論	一
科学概論	一
経済学特殊講義	一

別表第二号（師範学校中等学校高等女学校教員無試験検定科目履修科目及単位数）

検定科目	履修科目及単位数
修身	倫理学概論（一）倫理学（二）哲学概論（一）社会学概論（一）宗教学概論（一）教育学概論（一）

別表第三号（高等学校教員無試験検定科目履修科目及単位数）

公民科	倫理学概論（一）倫理学（一）社会学概論（一）憲法学（一）行政法学（二、総論、各論）民法（二、総則親族及相続）経済学（二、原論、政策）社会政策（一）
教育	教育学概論（一）教育史概説（一）教育学（二）倫理学概論（一）心理学概論（一）社会学概論（一）
国語漢文	言語学概論（一）国語学概論（一）国語学、国文学、支那文学、支那哲学（九）教育学概論（一）
歴史	国史学概説（一）東洋史概説（一）西洋史概説（一）国史学、東洋史学、西洋史学（一〇）教育学概論（一）
英語	言語学概論（一）英語学英米文学（七）教育学概論（一）
独語	言語学概論（一）独語学独文学（七）教育学概論（一）
支那語	言語学概論（一）支那語学（四）支那文学、支那哲学（三）、教育学概論（一）

検定科目	履修科目及単位数
修身	倫理学概論（一）倫理学（四）哲学（二）支那哲学（一）印度哲学（一）心理学、社会学、宗教学（二）教育学概論（一）
国語	言語学概論（一）国語学、国文学（九）支那文学、支那哲学（三）教育学概論（一）
漢文	言語学概論（一）支那語学、支那文学、支那哲学（九）国語学、国文学（三）教育学概論（一）
英語	言語学概論（一）英語学英米文学（九）教育学概論（一）
独語	言語学概論（一）独語学独文学（九）教育学概論（一）
露語	言語学概論（一）露語学露文学（九）教育学概論（一）
日本史及東洋史	史学概論（一）国史概説（一）東洋史概説（一）国史学、東洋史学（一〇）西洋史概説（一）教育学概論（一）
西洋史	史学概論（一）西洋史概説（一）西洋史学（八）国史概説（一）東洋史概説（一）東洋史学（一）教育学概論（一）

哲学概説	哲学概論（一）支那哲学史概説（一）印度哲学史概説（一）支那哲学、印度哲学（一）西洋哲学史概説（一）哲学（三）倫理学概論、心理学概論、社会学概論、宗教学概論（二）教育学概論（一）
心理及論理	心理学概論（一）心理学（三）哲学概論（一）哲学（二）論理学（一）倫理学概論、社会学概論、宗教学概論（二）教育学概論（一）

四―〇二四
法文学部の決定教官に関する件

一九四七年四月二十八日
伊藤誠哉「法文学部創設史料」

創設委員会
一、日時　四月二十八日（月）十時半[注]
［中略］
四、議題
［中略］
4.決定教官ニ関スル件（適格審査委員会他学部ニ依頼ノ件）
［後略］
［別紙］

北海道帝国大学法文学部　○辞令着未渡者

講座名	講座内容	発令年月日	官職名	現俸給	氏名	前略歴
哲学第一講座	哲学概論 哲学史	昭二二、六、九	文部教官 （一級）教授	二九号俸 一九〇〇、―	伊藤吉之助	東大教授
〃　四　〃	西洋 哲学史㈠	昭二二、七、一四	〃 （二級）教授	二二号俸 一二〇〇、―	武田信一	東大講師

〃	〃	昭二二、七、一四	〃 助教授	一七号 九五〇、—	斎藤信治	満鉄　琢成中学嘱託
〃	西洋哲学史(二)	昭二二、六、三〇	〃 (二級)助教授	一六号俸 九〇〇、—	堀米庸三	神商大予科教授
〃	倫理学倫学史	昭二二、五、一六	〃 (二級)教授	二二号俸 一二〇〇、—	須田豊太郎	北大厚生輔導課長
〃	心理学教育学	昭二二、七、一四	〃 (二級)教授	二二号俸 一二〇〇、—	結城錦一	東大嘱託
〃	社会宗教学(二)	昭二二、八、二〇	〃 二級助教授	一四号俸 八〇〇、—	中川秀恭	東北大講師
〃	国史学(一)	昭二二、七、一四	〃 二級助教授	一一号俸 六六〇、—	阿部武彦	帝国学士院嘱託
〃	東洋史学	昭二二、七、一四	〃 (二級)教授	一八号俸 一〇〇〇、—	板野長八	東大講師
文学第一講座	文学及西洋文学(一)	昭二二、六、二八	〃 (一級)教授	二四号俸 一四〇〇、—	柏倉俊三	高岡高商教授
〃 二 〃	〃	昭二二、六、二八	〃 (一級)教授	二四号俸 一四〇〇、—	風巻景次郎	北平大学教授
〃 三 〃		未発令	文部教官 二級助教授		武田泰淳	上海中日文化協会（東大中退）
法律第一講座	憲法学	昭二二、八、二六	〃 〃 助教授	一七号俸 九五〇、—	山口和男	農林省嘱託
〃 二 〃	行政法学	昭二二、八、二六 未発令	〃 教授		山下康雄	元台北大教授

〃	〃	昭二二、七、二二	（二級）〃助教授	一七号俸 九五〇、—	亀島泰治	法大講師
〃四〃	民法学	昭二二、六、九	（一級）〃教授	二四号俸 一四、〇〇〇—	杉之原舜一	法大法文部教授
〃八〃		未発令	（二級）〃助教授		林迪広	九大助手
政治学 経済学第一講座	政治学 政治史	昭二二、七、一四	（二級）〃助教授	一一号俸 六六〇、—	尾形典男	第二高校講師
〃二〃	社会政策	昭二二、八、二〇	（二級）〃助教授	二〇号俸 一一〇〇 —	伊藤俊夫	帯農教授
〃三〃	経済学	未発令	（二級）〃助教授		早川泰正	東京商大研究員
文学第一講座	文学及 西洋文学	昭二二、六、三〇	（二級）〃助教授	一六号俸 九〇〇、—	高橋義孝	東京高校講師
〃二〃	〃	昭二二、七、一〇	（二級）〃助教授	一八号 一〇〇〇、—	木村彰一	東京外語教授
法律第五講座	民法学二	未発令	（一級）教授	二四号 一、〔ママ〕四〇〇〔ママ〕	宮崎孝治郎	台北帝大教授
〃〃	〃	昭二二、七、一〇	（二級）助教授	十号 六二〇	服部栄三	東京帝大助手

［注］「十」を「二」に訂正し、「半」を削除。

四―〇二五
新学名募集について

一九四七年五月九日起案
「雑件綴（一）昭和二十二年度」
（帝大／二〇一九／〇〇三七）

新学名募集について[て]
年　月　日

事務局長

学部、専門部、予科、演習林農場病院、研究所図書館庶務係宛

件名
標記に付別紙の通り掲示しますから、来る二十一日迄お取纏めの上御送付下さい、

[別紙]
新学名募集
北海道帝国大学の学名は早晩帝国の二字を削除しなければならぬと思ひますので此際広く学内一般から新学名を募集します
左記に依り奮つて応募して下さい

記

締切期日　五月二十日
各学部其他各部局庶務係へお出し下さい

北大事務局

四―〇二六
樺太演習林の最期の状況に関する復命書

一九四七年八月十一日

「復命関係書類　第二類ノ一五　昭和二十二年度」
（旧演習林文書〇一一四八）

復命書

昭和二十二年八月十一日

原樺太演習林派出所長
松尾憲一

北海道帝国大学演習林長　中島広吉殿

目次

一、樺太演習林最期ノ状況
二、林木処分関係
三、物品監守者トシテノ復命
四、既往ノ所員ノ状態
五、事業費支払関係終末
六、持帰品
七、添付物（終戦当時ノ日記）

一、樺太演習林ノ最期ノ状況

昭和二十年十一月一日ソビエツト政府ヨリ、ウオーコフ氏来リ樺太演習林派出所ヲ精査シ最後ニ派出所ニ施錠シ小職ニ対シ所長官舎ノ立退キヲ命ジ、且ツソビエツトノ大学演習林所長チュウ〳〵ニコフ氏ガ赴任スル迄、備品、消耗品等全部ノ保管ヲ小職ニ命ジ十一月二日豊原ノサガリエン総局ニ帰リタリ、

十一月二十日、ソビエツト官吏チュウ〳〵ニコフ氏赴任来所アリ所長官舎ニ住居スルト共ニ所員及ビ小職ト立会ヒノ上、備品、消耗品ノ受渡ヲ終了セリ、引継ギハ頗ル簡単ニシテ現存物品ヲ立会ノ上、引渡シタル丈ケニテ、書類トシテハ現存物品ヲ立会フ際、双方ヨリ記載シ其ノ記載書ヲ提出シタルニ過ギズ、其ノ写書類ハ日本ニ持帰ルコトヲ許サレズ、私物ノ書籍類ト共ニ日本語、外国語ヲ問ハズ、総ベテインク、デ書イタモノ、鉛筆モ全様書イタ物一切、ト共ニ全部没収サレタルニ依リ、本報告書ニ添付スルハ不可能トナリタルモ、本部ニ存在スル台帳ト余リ変化ナク、只消耗品ト鍬其他ノ備品ニテ破砕シタルモノノ少量程ガ減少シテイル

モノト思料ス

役所備付ノ備品、消耗品其他ノ台帳類及ビ軍機ニ関スル秘密書類及ビ親展書類綴ハ全部焼却シ置キタリ、

(二)　林木処分関係［略］

(三)　物品監守者トシテノ復命

昭和二十年十一月一日ソビエツト人ウオーコツフ氏来リ演習林ノ全物品ヲ押収シ施錠ヲナス、而シテ十一月十三日再来シテ所長及ビ所員ノ立退キヲ逼リ十一月二十日所長ハ官舎ヲ立退キ新ニ赴任シ来レル所長忠忠仁古府氏ニ対シ、旧所員立会ヒノ下ニ、備品、消耗品ニ至ル迄一切ヲ引渡シタ、

(四)　既往ノ所員

昭和二十年十一月一日以降ハ所長ハ演習林派出所ニ行ク事ヲ中止セリ、十一月十三日忠忠仁古府来所ト共ニ、私ハソビエツトノ大学演習林トシテ此処ニ止ルコトヲ許サレズ、珍内町ニ赴任シテ居ル別ノソビエツト人雑賀宗助氏ト称シ樺太西海岸一帯ノ利用方面ヲ司ル主任ノ事務所ヘ出勤スル事ニ決定シタ故十一月以後ハ演習林内ノ事ハ少シモ不明ナルモ旧部下タリシ横山、梅木、高山、赤石婦人ハ、新来ノ所長ニ使ハレル事トナリ、殊ニ横山ハ日本大学演習林ノ技手デアルト自称シ特別ノ待遇ヲウケ、雑賀宗助ノ事業デモ北大演習林内ノ畑地等ニ苗圃ノ計画ヲスル場合ハ松尾氏ニ委セズ横山ニ申込メト雑賀宗助ニ伝ヘテ呉レト私ヘ鉛筆書ノ手紙ヲ寄越ス程ノ権威者トナリ部下所員ノ身ノ上ハ非常ニ幸福ニシテ珍内第一ダト町民誰一人羨望セザル者ハ無カリシ程デアツタ

(五)　事業費支払関係終末［略］

(六)　持帰品

上述ノ次第ニツキ役所関係ノ物品ハ持帰ル事不能ニシテ只常ニ肌身離サズ所持シテイタ所長ノ職印判ハ持帰ル事ヲ得タルニ付参学ト同時ニ松川氏ヘ御預ケ保管ヲ願ツテアリマス、

四―〇二七

農地解放に関する件

一九四七年九月十日

松本友関係資料（文書二）

昭和二十二年九月十日　富良野農場　松本友

北海道帝国大学農学部附属農場長　川口栄作殿

農地解放に関する件

当場内小作人で農地解放希望者を当町農地委員会で取纏め別紙「学田農地の開放希望に就て」を提出したので進達します。

［別紙一］

昭和二十二年九月八日

空知郡富良野町農地委員会

北海道帝国大学総長　伊藤誠哉殿

学田農地の開放希望に就て

当町内に所在する貴学所管農地に付別紙調書記載の通自作農創設の希望があるので貴学に於かれても御調査の上速に農地改革の要請に対処せらるゝ様希望する

［別紙二］

学田農地解放希望者調書　［表略］

四―〇二八
学部事務処理規程制定の件
労働協約締結の交渉委員の件

一九四七年九月二十六日
「評議会議事録」（〇〇〇四―二六）

昭和廿二年九月廿六日（金）午後一時半　評議会記録

［中略］

総長午後一時半開会を宣して左の議題について審議に入った

一、学部事務処理規程制定の件

今回各学部に二級事務官を配置したので本規程をつくり学部の事務を処理しようとするものである事を総長より説明あって一同異議なく之を可決した

［中略］

一、労働協約書案

この案は職員組合と協定したものであるがこれを結んでも格別問題になるところも無いと思うと総長より説明されて原案とおり承認

［後略］

［別紙一］

学部事務処理規程

第一条　学部の事務を処理するために各学部に事務課を置く

第二条　事務課に左の掛を置き課務を分掌する

一、庶務掛
一、教務掛
一、会計掛
一、図書掛

第三条　庶務掛は左の事務を掌る

一　官印を管守すること
二　人事に関すること
三　部内諸規則の制定及び改正に関すること
四　公文書類の往復整理保管に関すること
五　成案文書の回議に関すること
六　教授会に関すること
七　調査、統計、諸報告及び諸証明に関すること（学生生徒関係を除く）
八　学術研究に関すること

九　当直に関すること
十　他の主管に属しないこと
第四条　教務掛は左の事務を掌る
一　学科課程及び授業に関すること
二　学生生徒の入学、卒業、休学、退学等に関すること
三　学生生徒の証明に関すること
四　学事統計報告に関すること
五　卒業生に関すること
六　教員検定に関すること
七　学生生徒の厚生輔導に関すること
八　其の他学生生徒に関すること
第五条　会計掛は左の事務を掌る
一　部内の予算、経理に関すること
二　国有財産の監守及び研究施設の維持保管に関すること
三　物品の出納保管に関すること
四　警備、衛生に関すること
五　電灯、電話、瓦斯、煖房、給水に関すること
六　寄附に関すること
七　共済組合其の他厚生に関すること
八　其の他会計事務に関すること
第六条　図書掛は左の事務を掌る
一　図書、雑誌、新聞の整理保管に関すること
二　図書の貸付に関すること
三　紀要其の他の出版物に関すること
四　其の他図書、雑誌に関すること
第七条　事務課に課長を置く
課長は上司の命を承けて学部の事務を掌理する
第八条　掛に掛長を置く
掛長は上司の命を承けて掛の事務を分掌する
第九条　掛員は掛の事務に服する、但し他の掛の事務に就いても協力し、相互に援助しなければならない
第十条　此の規程の施行について必要な細則は各学部に於て定める
附則
此の規程は昭和二十二年　月　日からこれを施行する

［別紙二］

労働協約書（案）

北海道大学総長（以下甲と称す）と北海道大学職員組合（以下乙と称す）は左の通り協約を締結する

第一条　甲は組合員の労働条件の維持改善労働能率の増進其の他地［位］の向上を図る為労働協議会を設ける

労働協議会は甲の指名する者九名及乙を代表する者九名を以て構成する

第二条　労働協議会に於ては左の事項に就て協議する

一　組合員の給与退職賞罰並組合員たる資格ある者の新規採用に関する一般的基準

二　労働時間休暇休日に関する事項

三　最低賃銀制度並退職金制度確立に関する事項

四　組合員の福利厚生に関する事項

五　組合員の教養文化技術に関する事項

六　甲乙何れかに於て必要と認めた事項

一及二の事項にして甲乙側各三分の二以上出席し且つ出席者の三分の二以上の同意を得て決定せられたものは労働協約と同一の効力を有する。その他の事項に関する決定は甲乙双方誠意を以て実行に当る　已むを得ない事情の為出席し得ない者は委任状を有する代理者を出席せしめることが出来る。甲乙双方は協議に必要な資料を提出する

第三条　労働協議会に議長一名書記若干名を置く。議長は協議員中より互選する。書記は議長之を委嘱する

労働協議会は隔月一回例会を開き緊急已むを得ざる必要が生じた時は臨時会を開くことが出来る。

例会は議長之を召集し臨時会は甲又は乙の申出に依り議長之を召集する

第四条　甲は組合員の自発的希望に基ずかない[ママ]転勤休職及退職に関しては少くとも一ヶ月前にそれを本人並に組合に通知する。之に対し本人又は組合に於て異議が生じた場合は労働協議会の議に附する。この場合甲乙側各三分の二以上出席し且つ出席者の三分の二以上の同意を得た時はその異議は採択せられる

第五条［注一］　甲は乙が必要とする組合員を組合事務に専任せしむることを認める「。」その数は五名とし人選は甲乙の協議による

第六条　甲は業務に支障なきものと認めた場合は乙にその組合活動に必要な学内施設の利用を認める

第七条　甲は乙の下部組織が各部局の長と本協約に準じて自主的に協約を締結して差支ないことを認める

第八条　本協約の有効期間は締結の日より満一年とする。
前記の期間中と雖も経済状態の激変其の他已むを得ない事情が発生した場合は甲乙協議の上之を変更することが出来る
期間満了一月以前に甲乙何れよりも改廃の意思表示のない場合は更に一年有効とする
尚改廃の意思表示がある場合でも更めて協約が成立するまでこの協約は有効とする

一、この協約の履行について、甲乙間に紛議の生じたときは、当事者は北海道地方労働委員会にその解決方を申立てることができる
一、乙が単一組合でなくなつた場合は、爾後この協約の効力を失ふ。[注二]

[注一]　欄外に「(覚書)」の記載あり
[注二]　次行に「交渉委員　各部より一名つつと病院より一名計六名」の書込あり。

四―〇二九

「帝国」の文字の称を廃止について

一九四七年十月九日決裁
「雑件綴（一）昭和二十二年度」
（帝大／二〇一九／〇〇三七）

昭和二二年十月九日判決
昭和廿弐年拾月拾日投済
発送番号　大第七六弐号
昭和二十二年十月九日　小山田嘱託

銘件　「帝国」の文字の称を廃止について

案

年　月　日　庶務課長

各部局長宛

件名

標記に関し、文部省より、左記のとうり内報があつたから、不取敢右通知します。

記

九月三十日附政令第二〇四号公布、帝国大学官制改正、「帝国」の文字の称は廃止した
[別紙略]

四―〇三〇　クラーク博士胸像を復活　再建期成会が声明発表

一九四七年十一月十一日
『北大新聞』

クラーク博士胸像を復活
再建期成会が声明発表

大正十五年五月開学五十周年式典に際して札幌同窓会発起によつて建立されたかのクラーク先生の胸像は戦の犠牲として取払われ台石のみさびしく冬を迎えた。先生の本学に対する功績は述べるまでもなく諸兄の良く知る所であり、先生の胸像再建は全学学生職員一同の希望であることは疑の余地なき事実である。今や速かなる再建を熱望する我々はここに集つて期成会を組織した。札幌同窓会でもこの問題が著々と具体化しつつある今日、我々は学生生徒職員の世論に訴え精諸兄の神［諸兄の精神］的物的援助を切望しその目的達成に努力せんとするものである。なお馬上ボーイズビーアンビシヤスと叫んで去られた記念の地島松に仮くいが立つていたが今は朽ちて見る影もない。我々はこの再建をも同時に取り上げたいと思う。

クラーク先生胸像再建期成会
連絡場所　農S一〇八号室
会長　伊藤総長
顧問　宮部名誉教授
参与　各学部長
　　予科長、専門部長

四―〇三一

新制大学設置基準対策委員会（仮称）規程制定の件

本年実施計画事項

一九四八年一月二十八日

「評議会議事録」（〇〇〇五―〇一）

昭和廿三年一月廿八日　午後一時半

［中略］

議題

一．新制大学設置基準対策委員会（仮称）規程制定の件

原案について二三質問あって結局次のとおり修正して承認し今廿八日より実施することゝした

第七条に但し可否同数の場合は会長の決するところによる。

第九条より「書記若干名」を削る

第十条に「本委員会に書記若干名を置く」を加えること

備考にこの委員会には代理者の出席は認めない

各部で委員会が出来ない場合は陪席者一名を出すこととする

［中略］

其の他　本年度実施計画事項について懇談

一月廿一日本省で開かれた各大学事務局長会議の議事について総長より伝達するところあった

なお新制大学と予科との関係などについて話しあった

［別紙一］

新制大学設置基準対策委員会（仮称）規程　（案）

第一条　この委員会は新制大学設置基準対策委員会（仮称）という。

第二条　この委員会に於ては大学設置基準要項によつて新制大学へ切替する諸対策について審議する。

第三条　委員会に会長一名、委員若干名を置く。

第四条　会長は総長をもつてこれに充てる。

会長は会務を統理する。

会長に事故あるときは、会長の指名する委員がこの職務を代理する。

第五条　委員は各学部、予科各二名、各研究所、土木、農林専門部各一名、その部の推薦によつて総長がこれを委嘱する。

第六条　委員の任期は昭和二十四年三月末迄とする。但し審議上必要あるときはこれを延期することがある。

第七条　委員会の会議は会長がこれを召集してその議長となる。

会議の議決は委員過半数が出席し、その多数決による。

第八条　特別の事項について審議する必要のあるときは、会長は委員会の議を経て特別委員会を設けることができる。[で]

第九条　この委員会に幹事若干名を置く、幹事は本学職員中から総長がこれを命ずる。[ず]

幹事は会長の命を承けて審議を掌る。

第十条　本委員会に書記若干名を置く。

書記は本学職員の中から総長がこれを命ずる。[ず]

書記は上司の命を承けて庶務に従事する。

附則

この規程は昭和二十三年一月二十八日からこれを施行する。

備考

この委員会には代理者の出席は認めない

各部で委員全員が出席できない場合は陪席者一名を出すこと

［別紙二］

昭和二十三年度実施計画事項（一三、一、七）

大学制度改革に伴う諸対策

1大学制度改正実行委員会に於て協議決定せる事項について

（旧制より新体制への移行基本措置、新制学科目制定、収容し得る学生数、教養学科の授業方法、予科の問題、農専の問題、土専の問題、学部の問題、研究所の問題、医学部の特殊性、大学院の構想、教官の問題）

2新制大学設置規準[基]要項に対する諸準備

イ委員会――新制大学設置規準[基]対策委員会の設置

※前記1について調査研究

ロ施設――講義室、実験実習室、教官研究室其の他の研究施設の整備充実に対する調査

ハ教官関係―新制大学へ移行教官の審査並に整備、三級官の適格審査

ニ予算――新制度実施上の所要経費の調査研究

改善すべき事項
1研究並に教授上の緊急対策（石炭、瓦斯、電気その他研究並に教授上必須物件の早急入手対策）
2科学研究費の増額について
3□[教]職員の待遇改善について
4学術研究報告資料の整備について
5学術研究の連絡並に研究発表方法について
6各種委員会の整備並にその活動について
7学内諸制規の整備改廃について
8行政能率の向上並にその刷新について
9昭和二十四年度予算について（重点主義[義]的に、※前記ニ、と関連）
10運営協議会の設置について
其の他
1法文学部完成の協力体制について
2大学創立記念日の行事について
3行政監察委員会の実施事項について
4大学祭の施行について
5大学開放講座の開設について
6行政整理の対策について
7職員学生生徒の厚生増進について（宿舎、保健、衛生、体育其の他厚生施設の強化問題）
8□□研究会の設置並に事務職員の教養問題について
以上

四―〇三二
卒業証書の様式改正について
全学協議会規程制定の件

一九四八年二月二十五日

「評議会議事録」（〇〇〇五―〇二）

昭和廿三年二月廿五日（水）　午後一時半―四時
評議会記録　　於会議室

［中略］

議題

一、卒業証書の様式改正について
従来の卒業証書の文面を口語体になおして部科長の位階勲等は書かぬことゝした　印は部科長と総長の官印を用い大学の印は年月にかけて捺すことゝした（学部の印は使わぬことゝした）

［中略］

一、全学協議会規程制定の件
原案とおり承認

［後略］

［別紙一］

全学協議会[注一]規程（案）

第一条　本学に全学協議会（以下この会と称する）を置く。
この会は本学の運営[注二]に資するために、総長の諮問したる事項及各部局から提出の事項について協議する。

第二条　この会は会長一名、委員長一名、委員若干名をもつて組織する。

第三条　会長は総長かこれに当る。
会長はこの会を召集する。

第四条　委員長は委員の互選によつて定める。委員長は会議の議長となり会議の意見を総長に開申する。
委員長に事故あるときは会長の指名した委員かその職務を代行する。

第五条　委員は各部局毎に別表各職別職員によつて互選せられた者を総長かこれを委嘱する。
委員の任期は一ヶ年とする但し再任を妨けない。
委員に闕員を生したときはこれを補充する補闕委員の任期は前任者の残存期間とする。

第六条　この会は毎月一回月末に開くことを定例とする。

会長に於て緊急協議の必要ありと認めたとき、若は委員十名以上から臨時に協議すへき旨の申出かあつた場合は臨時会議を開く、この会の召集の通知は協議事項を記載し会日の三日前に発する。[注三]

第七条　会議は委員の半数以上出席しなけれはこれを開くことはてきない。

会議の議決は出席者の過半数による可否同数の場合は委員長の決するところによる。

会長は議決には加わらない。

第八条　この会に於て調査その他必要ありと認めたるときは小委員会を設けることかてきる。

第九条　協議事項は定例会議の分については毎月二十日迄に、臨時会議の分については会日の三日前に委員長に通報することを要する。

第十条　この会に幹事若干名を置く。

幹事は本学職員の中から総長かこれを命する。

幹事は会長及委員長の命を承けて庶務を整理する。

附則

この規程は昭和二十三年　月　日からこれを施行する。

［別紙二］

全学協議会委員割当表　［略］

［注一］　欄外に「二月廿五日（水）評議会承認」と書込あり。

［注二］　欄外に「経営体の活動　利益ヲ目的トセズ　企業ノ面ハ大学ニナシ」と書込あり。

［注三］　欄外に「代理ハ認メナイ」と書込あり。

四―〇三三

水産学部を並立　手持資材で設備充実

一九四八年四月二十七日
『北海道大学新聞』

水産学部を並立　手持資材で設備充実

本道各高専では新学制移行に伴い、ここ一年間あるいは単科大学昇格運動へ、あるいは合流へと活発な動きを見せて来たが、文部省の単科大学昇格基準が逐次発表されるに従つて、現在では概ね今後の方針を確定するに至つた。以下本学に関連する道内各高専の現状を見よう。

函館水専　半歳にわたつた本学との交渉は、四月六日水産学部設立の公表によつて円満に解決し、現在実行方法の具体化を策しつつある。最も困難な条件である地理的環境は水産学部学生の在札を不可能ならしむるため、本学から教官の出張という形式を取らざるを得ない状況であるが、函館における官舎不足も函館市当局者の確約からほぼ消解された。加うるに将来本学で設置されるべき学部としても当学部が予想され、海岸に実習所を必要とする点から見てもこの併合は時期を得たものといえる。併し函水専は火災その他で設備を相当破損しているため、この復旧には長期間かかるものと見られているが、手持ち資材によりかなり短縮されると思われる。

又当学部は本学農学部水産学科と当分二本建てという形式を取るが、予科二年以上の卒業と共に当学科も廃止され、又函水専在学二年級以上は旧校名で卒業する事になろう。

室蘭工専　先に土専との合流を望んでいたが、この程正式に単科大学として昇格することに決した。

小樽経専　北大法文学部と一部合流とうわさされていたが独自に単科大学昇格と決定した。それに伴う教授陣容整備の援助を北大に申入れたが未だ回答に接していない。

帯広農専　遠距離に災いされ本学と合流の見込みなく、昇格するものと予想される。

師範　四校合わせて国立道教育大学を作ることに決定し、本部を北一師に置き、各校とも中等教員養成学科と小学教員養成学科が並置される予定である。

四―〇三四

授業料増額の件（通則改正）

一九四八年六月二十一日

「評議会議事録」（〇〇〇五―〇三）

昭和廿三年六月廿一日　午後一時　於会議室

評議会記録

［中略］

議題

一、授業料増額の件

今回文部省の指令によって授業料を値上げすることゝなったのであるが学生から反対されてるので此の対策について協議したが本省の通牒どおり授業料を増額することゝして学則を改め学生に対して軽挙を戒めて別紙案の告示を出すことゝした

［別紙］

告示

学生生徒

今回授業料を三倍に値上げすることについては学生々徒の間に反対の運動もあるのであるが既に暫定予算に於て国会の議決を経ていることでもあり諸般の事情を考慮するとき現下の経済状勢及び国家財政のもとに於ては真にやむを得ないことであると認め政府がその方針として決定したものである

尚政府は学資支弁の困難な学生に対しては育英会の貸付金を昨年度の四倍半程度に増額しこれらに貸与する予定であるが状勢の変化に応じ今後も育英会予算の増額に能ふ限り努力する筈であり又学生諸君の実情により出来るだけ授業料の分納或は延納を許可することに依って便宜を計ることになっている但し本学としては国会本予算決定迄徴収を延期する方針である。学生生徒諸君は政府の意のある処を諒解し慎重に行動する様特に要望する

年　月　日

北海道大学総長伊藤誠哉

四―〇三五　附属土木専門部と室蘭工業専門学校と合併して室蘭工業大学設置の件

一九四八年六月二十六日
「評議会議事録」（〇〇〇五―〇四）

昭和廿三年六月廿六日（土）　評議会記録

［中略］

一、附属土木専門部と室蘭工業専門学校と合併して室蘭工業大学設置の件

本件について合併に到るまでの経緯を総長より説明あって現在の土木専門部生徒の措置、施設設備の処置、単科大学として承認されなかった場合如何にするか等と三四質疑あり之に対し生徒は一学年だけ残るが便宜上ここで教育して卒業させる、建物は移転しないが設備、図書等は引き渡す、単科大学として認められない場合は現在のとおりかわりないことゝなる、以上総長より応答あって本件承認せられる

［後略］

四―〇三六　法文学部の分離について

一九四八年八月二十五日
「評議会議事録」（〇〇〇五―〇七）

昭和廿三年八月廿五日（水）　一時卅分

［中略］

一時卅五分総長開会を宣し次の議事に入る

［中略］

三、法文学部の分離について

各大学とも文、法、経分離の趨勢にあるので本学法文学部では文学部（二〇講座）法学部（十二講座）経済学部（現在五講座、来年から統計学が増設されるので六講座となるが尚二講座を増して八講座としたい）の三学部に分離することを希望し又対策委員会の意見も右のとおりまとまったので文学部、法学部、経済学部の三学部に分離することに努力することゝした

［後略］

四―〇三七

クラーク先生胸像再建除幕式祝辞

一九四八年十月八日

『聖書研究』第二十一号（一九四八年十二月）

クラーク先生胸像再建除幕式祝辞

クラーク先生の胸像再建成つて、ここに厳粛なる除幕の式がとり行はれることになりましたことは、誠に悦びに堪えざるところであります。殊に、今や我が国は、諸般の制度が改革せられ、文化の基礎たる教育の制度も、根本的に改められまして、我が大学に於ても、愈々明春を期して四年制の新大学として発足致すこととなりましたが、此の秋に当り、札幌農学校の創設者なるクラーク先生の胸像再建を見るに到つたことは、特別に意義深きものがあると思ひます。

顧るに、今を去ること七十二年前、明治九年に、クラーク先生は日本政府の招聘に応じて来朝されました。当時の政府は、北海道開拓の衝に当る可き人物を養成する目的で、此の札幌の地に、高等農業教育機関を創設することをクラーク先生に依嘱したのであります。先生は学科課程の編成、教室の設計、農場の経営、モデル・バーン（模範畜舎）の建設等、必要の仕事を僅か八ケ月の短期間に成し遂げて、札幌農学校の基礎を築かれたのであります。

クラーク先生は来朝の直前まで、マサチユセツツ州立農科大学の学長として、その創立以来九年間引き続き其の経営の任に当つて居られたのでありますが、その貴い経験は凡て札幌に新設された農学校の規模や教育制度の上に具現せられたのであります。即ち札幌農学校は米国の大学と同じく四年制であつて、農学関係の専門学科の外に、所謂教養学科に属する科目が豊富に織り込まれてをり、時間数からみると、四年間を通じて其の三分の二が実に教養の課目によつて占められて居りました。クラーク先生の言によれば、これはグツド・シテイズン（良き公民）を作るに必要なる常識教育であるといふのであります。札幌農学校初期の学生中には、教養課目中の或る学科に特別な興味を持ち、正規の学業の余暇をその研究にあて、卒業の後も夫々、英文学、土木工学、化学、植物学或は動物学など、農学以外の学問の研究を重ねて、学界又は社会に貢献した者も出たのであります。

クラーク先生は、学校の組織や管理経営や、学生の訓

育指導に、非凡な練達の手腕を示されたばかりでなく、実地の農業経営といふやうな方面にも、すぐれた識見を持たれて居られました。畜産業の基礎をなす模範畜舎の建築、シユガー・ビートの栽培奨励等、本道の農業開発上に、大なる影響を与へるやうな仕事もなされたのであります。

然し、クラーク先生が我が大学に遺された最大のものは、その精神的感化であります。黒田長官は、札幌農学校の生徒に十分な倫理教育を施すことをクラーク先生に懇望されましたので、先生は黒田長官の了解を得て、基督教倫理を聖書に拠つて教へ、倫理より信仰へと導かれたのであります。

クラーク先生は、札幌農学校開校式の演説の中に於て、青年学徒は常に高邁なる志望をもつ必要があることを強調されたのでありますが、農学校創設の仕事を終へて札幌を去られるに際し、島松駅頭に於て遺された「ボイズ・ビー・アンビシアス」の言葉も亦、同じ意義であつて、高邁なる大志を抱き、其の達成に全精力を傾け尽すことが、青年にとつて如何に大切であるかを教へられたのであります。

今より永く、本学の在らん限り、ここに再建されましたクラーク先生の胸像は、青年学徒に対して、ボイズ・ビー・アンビシヤスと常に呼びかけるでありませう。

記念すべき今日の除幕式に当り、聊か感懐を述べて祝詞と致します。

昭和二十三年十月八日

宮部金吾

四―〇三八

水産学部の件
教育学部の件

一九四八年十一月十二日

「評議会議事録」（〇〇〇五―一三）

昭和二十三年十一月十二日午後一時半　於本部会議室

［中略］

一、水産学部の件

予ねて承認を得て計画中の函館水産専門学校を併合して水産学部設置の件は先般大学設置委員会委員の来学以来状勢悪変したので函館水産専門学校は単科大学として独立することに態度を変えたのでやむなく水産学部は断念せざるを得なくなった事情について総長より説明諒解を求められた

一、教育学部の件

先般文部省村上視学官来道、道内の師範学校を合併して本学に教育学部を設置することに意見の一致を見たのであったがその後師範学校側は学芸大学として発足するから合同の問題は先に延したいと申出があったので先方に合同の意志が無いこと明かであるから本学だけの教育学部として進むことゝしたいと総長より諒解を求められた

［後略］

四―〇三九　北海道大学設置要項

一九四八年

「新制大学概算要求書」（企画課／二〇一九／〇四八）

第一　北海道大学設置要項

一、目的及び使命

本学は農学、医学、工学理学、文学、法経学、水産学及び教育学の総合大学として、それらの学術の中心をなし広く人間性の開発を目指す知識を授くると共に深く学芸を教授研究し知的道徳及応用的能力を展開させることを目的とし、且つ最高の教育機関として国家社会の文化の向上を図り以て人類永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

二、名称

本学は北海道大学と称す

三、位置

札幌市北八条西五丁目

四、校地

総坪数　二三九、四三七、四五〇坪

五、校舎等建物

総坪数　イ、建坪　三五、二二七坪三〇九

延坪　五三、八三三坪五七五

ロ　船舶　一五隻（函館）

六、図書標本器具等施設概要

図書　四六二、六三一冊　標本　一一、六九七点

機械　四〇、一七八点　器具　一二二、六二九点

電気、瓦斯水道一式

七、学部別学科の組織並附属施設

㈠農学部

イ、学科

農学科

農業経済学科

農業生物学科

農芸化学科

林学科

林産[学]科

畜産学科第一部

畜産学科第二部

農芸物理学科
ロ、附属施設
農場
演習林
植物園
博物館
家畜病院
㈡医学部
イ、学科
医学科
ロ、附属施設
附属医院
登別分院
厚生女学部
助産婦養成所
㈢工学部
イ、学科
土木工学科
鉱山工学科
機械工学科
応用化学科
生産冶金工学科
電気工学科
建築工学科
ロ、附属施設
㈣理学部
イ、学科
数学科
物理学科
化学科
地質鉱物学科
生物学科
ロ、附属施設
臨海実験所（厚岸町）
海藻研究所（室蘭市）
㈤文学部
イ、学科
哲学科
史学科
文学科

ロ、附属施設
(六)法経学部
イ、学科
法律学科
政治学科
経済学科
ロ、附属施設
(七)水産学部
イ、学科
水産増殖学科
水産製造学科
漁業学科
遠洋漁業学科
ロ、附属施設
洞爺湖臨海[湖]実験所
養魚実習場
水産科学研究所
忍路臨海実験所
(八)教育学部
イ、学科
教育科学科
体育技術科（体育部門）
ロ、附属施設
(九)研究所
低温科学研究所
触媒研究所
応用電気研究所
金属化学研究所
北方文化研究所
八、学部及び学科目又は講座概要
(一)農学部
イ、講座

学科名	講座数	備考
農学科	五	
農業経済学科	五	
農業生物学科	六	
農芸化学科	六	
林学科	四	
林産学科	二	
畜産学科第一部	四	

畜産学科第二部	五	
農芸物理学科	三	
ロ、講座外科目		
ハ、体育		
㈡医学部		
イ、講座		
学科名	講座数	備考
医学科	二五	
ロ、講座外科目		
ハ、体育		
㈢工学部		
イ、講座		
学科名	講座数	備考
土木工学科	七	
鉱山工学科	五	
機械工学科	五	
応用化学科	四	
生産冶金工学科	四	
電気工学科	七	
建築工学科		
共通講座		
ロ、講座外科目		
ハ、体育		
㈣理学部		
イ、講座		
学科名	講座数	備考
数学科	四	
物理学科	五	
化学科	五	
地質鉱物学科	五	
生物学科	五	従来の動物学科及植物学科を統合して生物学科とする
ロ、講座外科目		
ハ、体育		
㈤文学部		

六㈢ 二 ㈢は学年進行に伴い設置

イ、講座

学科名	講座数	備考
哲学科	一〇㈡	（）は学年進行に伴ひ
史学科	五㈠	設置
文学科	五㈡	

ロ、講座外科目

ハ、体育

㈥法経学部

イ、講座

学科名	講座数	備考
法律学科	一二㈡	（）は学年進行に伴い
政治学科	一	設置
経済学科	四㈠	

ロ、講座外科目

ハ、体育

七、[14] 水産学部

イ、講座

学科名	講座数	備考
水産増殖学科	七㈤	（）は学年進行に伴い
水産製造学科	八㈥	設置
漁業学科	六㈣	
遠洋漁業学科	六㈣	

ロ、講座外科目

ハ、体育

㈧教育学部

イ、講座

学科名	講座数	備考
教育科学科	一〇㈥	（）は学年進行に伴い
体育技術科	五㈢	設置
（体育部門）		

ロ、講座外科目

ハ、体育

九、履修方法及び学位授与概要

イ履修方法

㈠農、工、理、水産、教育学部

農、工、理、水産「、」教育学部とも単位制であつて夫々各学科の課程修了には四年間に最低一般教養

科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上計一二〇単位以上と第一、第二学年に体育四単位を履修することを要する。尚水産学部遠洋漁業科の課程修了には最低五ヶ年間に一般教養科目三六単位以上専門科目一一四単位以上履修するものとする。

教職者となるものは四年間に右単位の外更に教職課程（授業十六単位、教育実習四単位以上）を履修することを要する。

尚履修単位は四年間に総単位一八〇単位を超えないものとする

以上を履修し学士試験に合格した者は

1農学部にあつては履修科目によつて農学士、林学士とする

2工学部にあつては　工学士

3理学部にあつては　理学士

4水産学部にあつては　水産学士

5教育学部にあつては　教育学士と仮称す

教職課程は教育学部と同様なり

教育者となる者は四年間に右単位の外更に教職課程（授業十六単位教育実習四〇[四]単位以上）を履修することを要する

㈡医学部（医学科）

学科目の履修は前記五学部と同様単位制であるが、一般教養科目は二年間に三十六単位以上と体育四単位履修した上更に四年間に専門科目八四単位以上合計一二四単位以上を履修することを要する

履修単位は六年間に総計一八〇単位を超えないものとする

以上の単位を履修学士試験に合格した者を医学士と称する

㈢文学部、法経学部

文学部、法経学部とも単位制であるが、一般教養科目四〇単位以上と第一、第二学年に於て四単位以上、計四十四単位と専門科目七六乃至八十単位（学科により異なる）合計一四〇乃至一四四単位以上を履修することを要する

右の単位を履修し学士試験に合格した者は

1　文学部にあつては　文学士

2　法経学部にあつては　法学士、経済[学士]

ロ学位授与

㈠修士

学士試験に合格した者が大学院に於て二年以上の課程を修了した者はその履修科目により左の修士号が与へられる

1農学部　農学修士、林学修士、獣医学修士
2医学部　医学修士
3工学部　工学修士
4理学部　理学修士
5文学部　文学修士
6法経学部　法学修士、経済学修士
7水産学部　水産学修士
8教育学部　教育学修士（仮称）

㈡博士

大学院に於て四年以上の課程を修了し学位論文の通過した者には論文の科目に依り夫々左の学位が与へられる

1農学部　農学博士、林学博士、獣医学博士
2医学部　医学博士
3工学部　工学博士
4理学部　理学博士
5文学部　文学博士
6法経学部　法学博士、経済学博士
7水産学部　水産学博士
8教育学部　教育学博士（仮称）

尚右の外本学学位規程の定むるところにより、論文を提出し各学部教授会に於て審査合格したる者に対し夫々前記の学位を授与する

一〇、職員の組織概要　［略］

一一、学部及び学科別学生定員

イ農学部

各学年学生定員　一八〇名

内訳

農学科	三〇名
農業経済学科	三〇〃
農業生物学科	一〇〃
農芸化学科	三五〃
林学科	一五〃
林産学科	一五〃
畜産学科第一部	一五〃
畜産学科第二部	一〇〃

農芸物理学科　二〇〃

ロ医学部
各学年学生定員　八〇名
内訳
医学科　八〇名

ハ工学部
各学年学生定員　一九〇名
内訳
土木工学科　三〇名
鉱山工学科　三〇〃
機械工学科　三〇〃
応用化学科　一五〃
生産冶金工学科　二五〃
電気工学科　三〇〃
建築学科　三〇〃

ニ理学部
各学年学生定員　一三〇名
内訳
数学科　二五名
物理学科　三〇〃
化学科　三〇〃
地質鉱物学科　二五〃
生物学科　二〇〃

ホ文学部
各学年学生定員　七〇名
内訳
哲学科　二五名
史学科　一五〃
文学科　三〇〃

ヘ法経学部
各学年学生定員　一三〇名
内訳
法律学科　五〇名
政治学科　二〇〃
経済学科　六〇〃

ト水産学部
各学年学生定員　二〇〇名
内訳
水産増殖学科　四〇名
水産製造学科　八〇〃

漁業学科　四〇〃
遠洋漁業学科　四〇〃
チ教育学部
各学年学生定員　八〇名
内訳
教育科学科　四〇名
体育技術科（体育部門）四〇〃
文部省所管

一三、維持経営の方法概要
所要経費は国費をもつて支弁し、学生に学芸の応用的能力を展開せしめるため既設の教授研究施設を十全的に活用して本学の目的使命の達成につとめる

一四、大学開設の時期
昭和二十四年四月一日

四―〇四〇　北海道大学水産学部設置要領

一九四八年
「水産学部申請書」（企画課／二〇一九／〇〇四〇）

第一　北海道大学水産学部設置要領

一、目的及び使命
本学部は本邦に於ける最高水産教育機関にして水産に関して高度の学理的研究をなし世界に於ける本邦水産界の地位を高め同時に学識並に技術に於て業界のため指導的人物を養成して実業大学の実を挙げ更に全国実業水産高等学校に優秀なる人材を送り地方水産教育に寄与しようとするのである斯くして本邦に於ける過剰人口問題解決の道を水産業に見出しその上水産業に於て世界の指導的地位に立ち人類の福利と世界平和に貢献するを以て使命とする

二、名称
本学部は北海道大学水産学部と称する

三、位置

北海道亀田郡亀田村字港

四、校地総坪数　　坪

校舎敷地　一〇、七〇一、五四〇
〃（借地）　二、〇〇〇、〇〇〇
寄宿舎敷地　二、三一四、〇〇〇
運動場敷地　二、〇二五、〇〇〇
網干場敷地　三、〇八一、五六〇
臨海実験所敷地　三、〇〇〇、〇〇〇
洞爺湖臨湖実験所敷地　四、五八六、二八〇
養魚実習場敷地　四、五六〇、二二五
合計　三二、二六八、六〇五

五、校舎等建物総坪数

イ、建物　　坪

既設　校舎　三、七九三、四六一
〃　寄宿舎　一、二三四、三〇〇
〃　網干場　一三七、〇七五
〃　洞爺湖臨湖実験所　一四六、三五〇
火災害等復旧予定　校舎　四〇八、七五〇
合計　五、七一九、九三六

ロ、船舶

汽船　一隻
漁船（新）　一隻
魚艇　一隻
端艇　六隻
漁船（旧）　四隻
網起船　一隻
和船型モーター船　一隻
合計　一五隻

六、図書標本機械器具等施設概要

図書　二六、五三二冊

但し、北海道大学図書館所蔵の水産に関する数万冊の図書を利用するを得

標本　四、四七〇点
機械　二〇一点
器具　一五、二三〇点
電気　一式
瓦斯　一式
水道　一式

七、学科の組織及び附属施設

本学部に左記四学科を置き各学科に教職課程及び大学

院を設ける

イ、学科

水産増殖学科（漁業生物科及水産増殖科の二分科とす）

漁業学科（漁業科及び遠洋漁業科の二分科とす）

水産製造学科（水産製造科及水産化学工業科の二分科とす）

水産経済学科

ロ、附属施設

一、洞爺湖臨湖実験所

二、養魚実習場

三、水産科学研究所

四、臨海実験所（既設北大実験所利用）

尚大学既存の忍路厚岸両臨海実験所及び室蘭海藻実験所を利用する

八、講座及び学科目概要

イ、講座

学科名	講座数	備考
水産増殖学科	七	一般教養科目に関する
漁業学科	九	講座及び教職課程に関
水産製造学科	八	する講座は北海道大学
水産経済学科	三	の講座を留用[ママ]する
計	二七	

ロ、講座外科目　七科目

ハ、体育

九、履修方法及び学位授与概要

イ、履修方法

学科目の履修は単位制とし各学科の課程終[修]了には最低四ヶ年間に一般教養科目三六単位以上専門科目八四単位以上合計一二〇単位以上を履修するものとし第一及び第二学年に体育四単位以上を必修とする教職者たらんとする者は更に教職的課程二〇単位（授業は一六単位以上教育実習四単位以上）をこの外に履修するを要する

なおこの場合は履修単位は四ヶ年間に総計一八〇単位を超えないものとする

ロ、学位授与

学士試験合格者は水産学士を、大学院所定の課程を了へ学位論文の通過したものは水産学博士を授与する。この外本学の定むる課程の試験に合格したもので同等の学力を有し学位論文通過の者には博士号を授与する

一〇、職員組織概要

イ、本学部に教授二七名助教授二七名助手二一名事務官一三名その他所要の職員を置いて学生の教育又は庶務等に関する事務等に従事する

ロ、練習船に船長一名指導教官二名機関長一名航海士三名船医一名事務官一名無線通信士一名其の他所要の職員を置き学生の練習船に於ける教育及び庶務等に従事する

一一、学部別学生定員

本学部の各学年に於ける学生定員を二〇〇名とする

一二、設置者

文部省の所管に属するものにして総ての費用は国費の負担とする

一三、維持経営の方法概要

学生に学芸の応用的能力を展開させると共に水産動植物については既存の船舶と既設の処理加工施設等を一貫作業的に活用するを以て相当の収益を挙げ得るものと予想せらる従つて国費負担額は将来漸減に移行する方法を樹立したい

一四、学部開設の時期

昭和二十四年四月一日とする

［後略］

四―〇四一

北海道大学教育学部設置要項

一九四八年

「教育学部申請書」（企画課／二〇一九／〇〇二三）

北海道大学教育学部設置要項

一、機能

イ、教育に関する科学的、技術的研究を行う

ロ、教育研究者、教育指導者並に各種学校の教員を養成する

ハ、他学部の教員志望者に教職課程を与える

ニ、実際教育界に理論的、実際的指導を与える

二、構成

イ、一般教養学科から教育学部へ進入させるとともに他学部の教育志望者に教職課程を授ける

ロ、教育学部に教育科学科と教育技術科との二科をおく

ハ、教育学科には別表第一の十講座をおく

ニ、教育技術科には差当り体育部門を置き将来更に芸能、職業、家政の各部門をおく予定

その講座は別表第二その一、その二、その三、その四のとおりとする

ホ、実験学校は全道にわたり各種条件によつて見本的なものを選んで適宜にこれを指定する

三、学生数

イ、教育学部専攻の学生は一学年教育学科四〇名教育技術科は差当り四〇名とし将来一二〇名とする

ロ、他学部の学生に対し、教職課程を授ける予定人員は次のとおりとする

法文学部　一〇〇名　理学部　八〇名

農学部　一五名　医学部　一〇名

工学部　一五名　計　二二〇名

四、学科課程

イ、教育科学科学生の学科課程は学科課程表その一による

ロ、教育技術科学生の学科課程は学科課程表その二、その三、その四、その五による

ハ、他学部の学生に対する教職課程は学科課程表その六による

五、大学院
教育に関する精深なる学識と研究能力並に研究指導能力を養うために教育学部に大学院をおき、修士の課程と博士の課程とをもおける
［別表略］

四―〇四二
昭和廿四年度地方農場に於ける実験計画

一九四八年
「松本友関係資料」（文書二―〇一六三）

昭和廿四年度地方農場に於ける実験計画

簾舞農場	研究題目	研究者氏名	面積
一、	草花の採集に関する実験	明道博	一反歩
二、	ジャガイモの二次生長に関する試験	高橋直徳	面積は問はず
三、	ヒメクサキリの研究	福島正三	半反歩
四、	馬鈴薯萎縮病に関する試験	福士貞吉 村山大記 星野好博	一反歩
五、	雑草に関する試験	舘脇操	ナシ
角田北農場			
一、	球根類の試験	明道博	一反歩

二、ジャガイモの二次生長に関する試験　高橋直徳　面積は問はず
三、玉蜀黍デント「ウイスコンシン」種の原種撰抜試験　松浦一　五町歩
四、玉蜀黍フリント「甲州種」の半穂撰抜並に自殖試験　松浦一　五町歩
五、亜麻新品種の生育調査及採集試験　菊地武直夫　一反歩
六、雑草に関する試験　舘脇操　ナシ

角田南農場
一、薬剤処理に依る食用作物増産試験　手島寅雄　二町歩
二、ジャガイモの二次生長に関する試験　高橋直徳　面積は問はず
三、雑草に関する試験　舘脇操　ナシ

山部農場
一、大豆、茶豆類の病害に関する研究　栃内吉彦　宇井格生　二反歩
二、麦類病害防除試験　沢田啓司　五町歩
三、球根類の試験　明道博　一反歩
四、薬剤処理に依る馬鈴薯増産試験　田川隆　五反歩
五、ジャガイモの二次生長に関する試験　高橋直徳　面積は問はず
六、大豆心喰蛾の試験　内田登一　半反歩
七、粉剤に依る種薯消毒試験　福士貞吉　村山大記　一反歩
八、粉剤に依る馬鈴薯疫病予防試験　星野好博　一反歩
九、大豆の生育に及ぼす根瘤菌並にアゾトバクターの影響に関する研究　佐々木酉二　四反歩
十、雑草の研究　舘脇操　ナシ

富良野農場
一、水稲病害防除試験　栃内吉彦　宇井格生　沢田啓司　二町歩
二、ジャガイモの二次生長に関する試験　高橋直徳　面積は問はず

三、甜菜の品種改良及採集　長尾正人　一反歩
四、甜菜に関する試験　菊地武直夫　一反歩
五、雑草の研究　舘脇操　ナシ

四―〇四三
水産学部に関する件
教育学部に関する件
法文学部に関する件

一九四九年一月十日

「評議会議事録」（〇〇〇五―一八）

昭和廿四年一月十日（月）　評議会記録
午後一時三十分より六時まで

［中略］

議題

一、水産学部に関する件

農学部水産学科と函館水産専門学校を合同して廿七講座で水産学部を設けることを両者間の協定が完く成立したので水産専門委員で検討した結果を一昨八日対策委員会の承認も得たのでこれを大学設置委員会の審査を受けることにした

尚水産学科には教養学科の英語二講座、独語一講座、数学二講座の教官が常駐することが必要であることを総長より言い添えられた

又水産経営学の講師大内三郎を採用することについて須田評議員（法文学部教授定設儀［ママ］）より異論あつたが対策委員会の承認も済んだのであるから此のまま進めて今後の同人の研究成績によつて考慮することとした。

二、教育学部に関する件

教育学部設置委員に城戸幡太郎氏を依嘱して一案を得たので是を以て書類を作成して申請するが実際問題としては廿四年度に設置することは困難と思ふが教職課程及体育科の少数―四、五の講座でなりとも発足したい。

三、法文学部に関する件

法、文、経の三学部に分離する案で申請してゐた処文部省と大蔵省と折衝の結果は今直ちに三学部とすることは困難だから他大学の如く法経学部と文学部に二分するようにと文部省から勧告を受けたので右二学部にして申請することとした。

［後略］

四―〇四四

本学の農地解放について

水産学部に関する件

一九四九年三月八日

「評議会議事録」（〇〇〇五―二〇）

昭和二十四年三月八日（火）　評議会記録

午後一時半より

［中略］

報告

［中略］

一、本学の農地開放について

小作農場が六一六七町歩あったが今回の農地解放で八四八町歩より残されなかったが演習林は雨龍で九三町歩、中川村で三四町歩だけ開放することゝした

議事

［中略］

一、水産学部に関する件

水産学部の学科構成並その人事が現在の本学の水準より低いという理由を以て審議機関を設けて再審議せられたい旨二月十九日理学部助教授会から決議文の提出あり、つゞいて二月廿二日理学部の教授会からも同様趣旨の決議があった又農学部水産学科教官一同からも声明があったことについて諮った処鈴木理学部長から理学部教授会の文書は決議となってるが希望として受取ってもらいたいこと、島農学部長から教官候補者選考の経緯を釈明あって結局今のところ万全とは云えぬが現在の決定している事は承認して将来補充する場合は慎重に扱うことゝした。助教授会の決議文は対策委員会に諮ることゝした

［後略］

四―〇四五

北海道大学部局長の任期内規に関する件

一九四九年三月十七日

「工学部教授会議事録」（〇〇二―〇三）

第五百七拾参回教授会（全員）

一、日時　昭和二四、三、一七日（木）　午後一時三十分開会　同　五時五十分終了

［中略］

七、北海道大学部局長の任期内規に関する件

別紙内規を朗読説明した後種々検討し投票により左記の通り決定、これを工学部案として評議会に提出することにした。

記

第二条各項

1．総長の任期は四年とする

2．学部長の任期は二年とする

3．研究所長の任期は二年とする

6．図書館長の任期は二年とする

第四条部局長が前条の内規年数以内に辞任を申し出たとき

前条の内規年数に関係なく新たに始める

四、五項に関しては直接関係がないので評議員に一任することにした。

［後略］

四―〇四六
入学試験の実行委員会議事録

一九四九年四月八日

「事務局・評議会」（教養部関係資料〇〇〇九）

実行委員会　昭二四・四・八・午後一時三〇分　本部会議室

（入学試験関係）

入学試験選抜方法につき左の通り総長から報告あり

入学選抜にあたつては新制高校卒業者と旧制高専校一年修了者と平等に取扱う但し予科の一年生ハ別の選抜方法で差支ない

新制国立大学は　本年度実施の進学適性検査の受検した者ハ入れる但し東京水産大学ハ別

全国の国立大学の学力検査（期日）ハ二期に分ける

第一期　七大学　北大含む

第二期　右以外の大学

試験期日　或る日を決めて基準を得る

受付期間　十四日間

第一期試験ハ締切期日後から十三日後に行う

第二期試験ハ一週間後に行う

発表ハ試験終了後七日間でやる

其の後第二次試験をやる

例へば四月二十一日受付開始　五月四日締切

第一期試験ハ五月十七日　第二期試験ハ五月二十四日

六月十五日開校　九月に開校すると予算半減する

試験用紙　一人に付二十枚必要

志願者に志望ハ一つの学科にするか、又第一・第二・第三志望をとるか、後者をとること

募集人員ハ教育の責任を果し得る程度とする、少ない時ハ第二次募集する　あまりひどい（成績？）場合ハ本省と協議して打切る

注意　二十四年度に入学させる者ハ第一学年に入学させる

各大学入学試験の責任者ハ決定する迄の間は新制大学創設事務責任者（総長）が充る

高専・教員養成諸学校の者ハ在籍のまゝ受験が出来る

進学適性検査の受験票を持つてくる事

募集要項ハ各大学から配布すること官報で公示ハせず

〇受験料ハ四〇〇円にする

〇教科郡[群]の選抜の場合要項に記入する

授業時間数ハ二年間に於て夏期休假[暇]を短縮する
入学者数全国四万八千名、進学適性検査受検者数が十二万名、新制学校からハ四・五割
新旧共に新入生の授業科ハ二倍にする
募集人員として農学部に十五名水産学部に行べき定員をも含めて置いたが農学部よりおとす
二〇〇名に十五名入つて居る
教育学部　一部通過の為四〇名とする又二部が通過すればバ四〇名募集する
農林・土木専門部生徒で落第した者が出来れバ部長の責任問題　全部入れゝバ新制高校の方に問題となる
予科に準ずる教育をして居るのだから他とハ異うことは認める　文部省で特例ハ設けないが　学内の操作でやる、学内の操作でやつてもよいと思う（本省局長、次長との話合い）
島部長、授業ハ予科と全く同一の課程である専門部一年の課程で二年になれない者ハ落し上へ行ける者ハ入れてほしい
□□この問題ハ対策委員会で決める
定員一、〇四〇名　水産二〇〇名
募集人員
専門部ハ予科同等の確認試験を（十日頃）する（資格試験）
函館水専は厳選する
理　一五〇　文　一九〇　募集する
遠洋魚業科（身体健全の者に限る）強健なる者
二年の過[課]程を終えた者ハ医学部へ　始めから決めない
名簿、成績の調査の用意等連絡のこと（高専校宛）
文科一九〇（教育学科含ム）、理科一五〇名及水産学部二〇〇名（魚撈科含む）
名票その他ハ出来次第送る、内申書ハ早くやつておく
受付四月二十五日――五月十日　函館及札幌の二箇所
希望により何づれで受験してもよい
明日午後対策委員会、
教官、二、五七二名、教授　助教授
大学設置法

午後五時終了

［注記］　出典資料は複写物。

五、新制北海道大学（一九四九～二〇〇三年）

五―〇〇一

四学科の独立を計画　我が国最大の総合大学へ　獣医は三年掛りで漸進か

一九四九年九月十九日
『北海道大学新聞』

四学科の独立を計画
我が国最大の総合大学へ
獣医は三年掛りで漸進か

開講以来満二年、幾多の波乱を経ながらも資金面に一条の光を見出した法文学部は来年九月からの新制大学の実質的発足を前に懸案の法、文、経三学部独立要求を八月二十八日正式に文部省に提出し、伊藤吉之助学部長をはじめ杉之原教授、新川助教授らが上京説明中である、一方農学部においては獣医学の新しい分野への適用が強く要望されるとともに従来の偏つたわが国獣医学をこの際画期的に充実拡張するため、今春畜産学科から独立した獣医学科を来年度から別項の如き内容の独学部にしようとするもので、これらが完成された時は本学にとつて既設の農、民[医]、工、理、水産、教育に加えて文、法、経、獣医の十学部（因みに東大は教養学部を含む九学部）となりわが国最大の一大総合大学となるものである、なお獣医学部については去る三日伊藤学長、島農学部長、山極主任教授が説明のため上京したが来年度の予算申請は既に締切られた後でもあり来年度設置は種々の条件からみて相当困難視されているが三年間に漸次講座を増加して近い将来の設置を期待する強力な運動が続けられるものと見られている

［中略］

獣医学部

獣医学科は大正二年畜産学科第二部として誕生、馬伝染性貧血病、馬流産などの画期的な研究をはじめ故市川博士の世界最初の人工ガンなど多数の研究で四十年の歴史に輝くが戦後家畜衛生と並んで動物性食品衛生を主体とする公衆衛生部門の重要性が主張されまた従来の獣医学が馬主体で牛の重要性が閑却され学生は研究の二義的存在として教育面が機構上軽視されていたなどの点が関係方面から熱心に指摘されていたもので欧米各国の現状にもかんがみ独立の学部として飛躍的な発展を要望されるに至つたものである

これについて札幌同窓会（農学部卒業生）クロバー会（畜産、獣医学科卒業生）が各方面と協力、強力な設置運動を展開することになり十五日設置期成会が発足した

現在同学科は内科、外科、衛生、比較病理、比較解剖の五講座で最近十カ年平均の患畜数は六千頭に達している、計画によれば生理、薬理、医化学、動物性食品衛生学［、］寄生虫学の五講座を三年間で校舎と共に完成することになつている

［後略］

五―〇〇二

学長選考基準案について

一九四九年十月二十八日

「法文学部教授会議事録」（〇〇〇一―九六）

十月二十八日（金）教授会記録

［中略］

四、議題

1、学長選考基準案について

杉之原教授提案の立候補制とすることについて、提案の理由説明あり質疑応答の後⑴推薦を伴はない立候補制⑵推薦を伴う立候補制⑶第一次当選者の立候補制⑷全く立候補制を認めないの四件について採決の結果、第三の第一次当選者の立候補制多数を以て採択せられついで、杉之原教授提案の学外からも被選挙候補者を認めることについて

⑴学内のみにする⑵教育公務員特例法第四条第二項による（学長については人格高潔で学識がすぐれ且つ教育行政に関し識見を有する者）とするかについて採決の結果⑴学内のみにすることに決定せられ（31対6）同じく第三

条被選挙権者に本官一、二級官を附け加へる杉之原教授の提案について採決の結果多数(22)を以て原案通り之を附け加へないことにせられ、

第五条選挙権者に関しては

(1)事務官雇傭人学生を入れる案（杉之原教授）

(2)事務官雇傭人を入れる案（林助教授）

(3)専任講師を入れる案

(4)助手を入れる案

(5)名誉教授を除く案等について夫々採決の結果

第三の専任講師を入れる案(26)及び第五の名誉教授を除く案(23)等多数を以て採択せられたり

ついで杉之原教授提案の本改正案に附帯して何等かの方法でリコール制を設ける案については採決の結果多数を以て採択せられ、なお同教授よりの小数意見を保留して貰いたいとの提案については同教授より徹[撤]回せられたり、

最後に今までの修正を加へた案に対して賛否採決の結果多数を以て賛成せられたり

以上

五―〇〇三　北海道大学通則制定について

一九四九年十月二十九日

「評議会議事録」（〇〇〇五―二八）

小委員会記録（第三回）

一、日時　十月廿九日（土）午后二時―五時

［中略］

一、通則制定について

a．逐条審議し終了す

［後略］

［別紙］

北海道大学通則（案）[注]

第一章　総則

第一条　本学は教育基本法の精神に則り学術文化の中心として広く智識を授けると共に深く専[専]門の学術を教授研究し平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし且つ最高の教育機関として国家社会の向上を図り以って人類永遠の平和と福利に貢献することを

その使命とする

第二条　本学に左の学部を置きこれを前期後期に分け、前期を教養学科、後期を専門学科とする

法文学部
教育学部
理学部
医学部
工学部
農学部
水産学部

第三条　本学に大学院を置く

大学院については別にこれを定める

第四条　各学部の修業年限は四年（医学部は六年水産学部遠洋漁業学科は五年）としこれを前期課程一年六ヶ月（医学部は二年）後期課程二年六ヶ月（医学部は四年水産学部遠洋漁業学科は三年六ヶ月）に分ける

第五条　学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

学期の区分は各学部においてこれを定める

第六条　休業日（授業を行わない日）は左の通りとする

日曜日及び国民の祝日
本学記念日　二月六日
春期休業　四月一日から仝月七日まで
夏期休業　七月十一日から九月十日まで
冬期休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで
臨時の休業日及休業日の変更はその都度これを定める

第二章　学部

第一節　学生

第一項　学科課程、課程修了、卒業

第七条　学科課程及課程の修了並びに卒業認定については各学部において、これを定める

第八条　第四条に規程する期間在学し所定の科目を履修し所定の単位数を取得し且つ学部の定める試験に合格した者は卒業者としこれに卒業証書を授与する

第九条　卒業者は左の区別に従い学士と称することができる

法文学部　文学士、法学士、又は経済学士
教育学部　教育学士
理学部　理学士

医学部　医学士
工学部　工学士
農学部　農学士又は林学士
水産学部　水産学士

第二項　入学在学休学転学退学除籍懲戒

第十条　学生の入学時期は学年の始から二十日以内とする

第十一条　学部の前期に入学することのできる者は左の各号の一に該当する者とする

一、高等学校を卒業した者
二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
三、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者
四、其他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第十二条　医学部に入学することのできる者は、第四条に規定する前期課程又はこれに相当する大学教育を修了した者とする

第十三条　学部の後期に進入を志望する者の数がその学部の収容定員を超える場合は学部において選抜を行い進入を許可すべき者を定める、但し収容定員に充たない場合においても適宜選考を行ふことがある

前項の選抜又は選考の方法等は各学[部]においてこれを定める

第十四条　左の各項の一に該当する者については前条の規程にかかわりなく選考の上入学を許可することがある

一、一の学部を卒業し更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
二、学部を退学した後更にその学部に入学を志願する者
三、他の大学の学部を卒業した者

第十五条　一の学部の学生であって他の学部に転部を志願する者又は他の国立大学の学生であって本学に転学を志願する者についてはその志望する学部に欠員のある場合選考の上転部又は転学を許可することがある但し学部において別段の定めある場合はこの限りではない

前項の規定により転部又は転学を志願する者は、その際在学する学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない

第十六条　前二条の規程により入学を許可された者で有ってその学部において既に一年以上在学し所定の科目を履修し所定の単位数を取得した者と同等以上の学力があると認められた者は在学年数の計算については既に一年以上その学部に在学した者とみなすことができる

前項の認定に関しては学部においてこれを定める

第十七条［ママ］

第十八条　学生が退学しようとするときは退学願を前期学生は学長に後期学生は学部長に差出しその許可を受けなければならない

第十九条　後期学生にして他の大学に転学を志望するものは、書面を以ってその旨学部長に願出で、その許可を受けなければならない

第二十条　疾病又は経済的理由のため二ヶ月以上修学できない場合は願書を提出し前期にあっては学長、後期にあっては学部長の許可を得てその学年の終まで休学することができる

但し疾病の場合は医師の診断書を添へなければならない

第二十一条　疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては前期にあっては学長後期にあっては学部長が学長の認可を得て、これに休学を命ずる

第二十二条　休学期間中にその事由が消滅［滅］したときは前期にあっては学長後期にあっては学部長の許可を得て修学することができる

第二十三条　休学期間は、各学部の前期又は後期において各通じて二年（医学部においては後期三年）を超えることはできない

第二十四条　在学年限は、前期三年後期五年（医学部においては後期八年）とする

但し休学又は停学の期間は之を算入しない

第二十五条　学生欠席は長きに亘るとき又は成業の見込がないときは前期にあっては［ママ］は学長、後期にあっては学部長が学長の認可を得てこれを除籍する

第二十六条　学生授業料の納付を怠り督促を受けてなお

納付しないときは前期にあっては学長後期にあっては学部長これを除籍する

第二十七条　学生本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があったときは学長又は学長の命により学部長これを懲戒する

懲戒は譴責停学及退学とする

第三項　検定料入学料授業料服装

第二十八条　入学を志願する者は検定料金四百円を納付しなければならない

第二十九条　入学を許可された者は入学料金四百円を許可の日より廿日以内に納付しなければならない

第三十条　既納の検定料入学料はこれを還付しない

第三十一条　授業料は年額金三千六百円とする

第三十二条　授業料は毎年四月（第一期）及び十月（第二期）において各年額の二分の一を納付しなければならない納付日は別にこれを定める

既納の授業料はこれを還付しない

第三十三条　退学又は除籍の場合においてはその納期に属する授業料を納付しなければならない

停学中の学生はその期間中の授業料を納付しなければならない

第三十四条　一期間を通して休学したときは其の期の授業料はこれを徴収しない但し休学者が授業料徴収期日前に休学した者の授業料はその月分迄を授業料徴収期日後に休学する者の授業料はその期分迄を徴収しその復学した者についてはその月分からこれを徴収する

第三十五条　学生の服装は別に定める規程による

第二節　聴講生

第三十六条　学部後期課程の学科目中一科目又は数科目を聴講しようとする者は次条以下の規定によりその学部の聴講生として聴講を許可することがある

第三十七条　聴講料は一学科目につき年額金二百四十円とする但し実験実習に要する実費は別にこれを徴収する

既納の聴講料はこれを還付しない

第三十八条　聴講生志願者の資格は各学部の定める所による

但し官公庁事業主又は外国政府の委託があるときはこの限りではない

第三十九条　聴講は学生の履修に妨げない場合に限り許

可する
聴講は学期又は学年毎に許可する
第四十条　聴講生に対しては試験を行わない
第四十一条　聴講生本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があったときは学部長はこれを除名する
第三節　外国学生
第四十二条　本学に入学を許可した外国人を外国学生と称する
外国学生に関しては以上の規程を準用する外次条以下の規定による
第四十三条　外国学生は定員外とすることができる
第四十四条　外国学生として入学を志願する者は修学し得る日本語の学力を必要とする
附則
この通則は昭和二十四年　月　日からこれを施行する
但し従前の学部通則により入学する者についてはなお従前の例による
［注］　朱書きで「(案)」を削除し、「成案」の書き込みあり。

五―〇〇四　水産学部教養科の状況

一九四九年十一月十一日
『北海道大学新聞』

［前略］
これに就いて伊藤学長は次の通り語つた
水産科の学生にたいしては気のどくにたえない、札幌に教授の絶対量が不足し、休講もまぬがれない現状である、従つて本学教授の函館出張も延び〳〵になつているが函館分校と本学学生との間に生ずる学力の差を解消し自由に各学部に進学出来るようにするためにも札幌に教養科を一括することがのぞましいが現在校舎、宿舎の関係で早急に実現は困難な為この案を進めると共に、水産科専属教官九名の確保に努力を払い、この間、緊急に出張講義[義]を計つて学力向上に努めるなお水産[学]部の教養科の状態は既に最悪の状態に達しており水産学部教養科専任教官は中村助教授（英）高月講師（英）の二名だけで常任として斎藤助教授、和田助教授が内定している

五―〇〇五　旧制大学入学試験について

一九四九年十二月二十六日
「農学部教授会議事録」（〇〇一―〇五）

十二月廿六日（月曜）午前十時半開会　出席者左のとおり

［中略］

一、旧制大学入学試験について

いわゆる白線浪人を救済するために文部省から各大学学生定員を文科系三〇％　理科系一〇％増員し且つ入学試験は第一期、第二期の二回に分けて行われたいと要請があったので本学部入学試験は第二期で三月廿一日から廿三日まで三日間とし、定員は獣医学科に十五名増して廿五名とし、林学科は専門部が無くなる関係上廿五名増して五〇名とし併せて四〇名を増募することゝした

［後略］

五―〇〇六　法、文、経三学部独立理由書

一九四九年
「法文経三学部独立計画」（企画課／二〇一九／〇〇三六）

法、文、経三学部独立理由書

我国に於て総合大学に法文学部の設置された本来の主旨は一方に於て法科志望者の一般文化的教養の欠乏から生ずる官吏その他としての活動の欠陥を補ひ、他方に於て文科志望者にも法学的知識を与へてその活動する分野を拡めるにあったといはれてゐるさうしてこの法文学部の設立に応じてまた高等試験の試験科目の種類の如きも著しく変改された。併しながらこの官制が実施されて以来既に約三十年この間の経験に徴すれば当初の所期の目的が必ずしもよく達成されたとはいはれない。然るに今や新制大学の誕生が目前にせまってゐる。嘗て法文学部設立の目的とした所のものは新制大学一般教養学科こそその任に当るべきであり、一般教養学科に於て始めてその実現が可能となるのである。

抑も法文経の三科学領域はその研究、教授の機構、運営に関して我国に於ては歴史的に夫々互に相違があり、これを一括し、一学部として統一することには実施上種々なる無理がある。従来の法文学部が必ずしも成功しなかった所以もそこにあるといへるであらう。それ故にこの三学科を一学部として折衷的、平均的なる組織のもとに運営するよりもむしろこの際夫々独立の学部とし、夫々の研究、教授の特色を純粋に発揮させることが我が国文化の進歩発展にとってきはめて重要であると考へられる。これ我が法文学部が三学部に分離独立することを要求する理由である。

国より総合大学そのものゝ根本的性格は各学部が互に緊密なる連絡をもつ有機体であることにある。併しながらこの点に関しては学部の分離独立とは別に考究さるべき問題である。

五―〇〇七

昭和二十五年教養科教室計画一覧

一九四九年

「自治会」（教養部関係資料〇〇〇六）

昭和二十五年　教養科教室計画一覧

建物名（仮称）	教室名	収容人員	収容組数	現使用者	備考
一般教養第一講堂（旧農実）	一一	五〇人	一	新大理	（一一番教室ト呼ブ）
	一二	五〇	一	〃	
	一三	五〇	一	〃	×
	一四	五〇	一	〃	
	一五	五〇	一	農実	
	一六	七〇―八〇	一	〃	
	一七	一〇〇	二	新築計画	
	一八	一〇〇	二	新大理	
	一九	二〇〇	三	〃	
一般教養第六講堂（旧予科）	三一	四〇	一	予科（理）	教育学部
	三二	五〇	一	〃（文）	
	三三	一〇〇	二	〃（工）	
	三四	二〇〇	三	〃（農）	
	三五	二〇〇	三	〃（医）	医学部希望
一般教養第四講堂（旧水産）	四一	五〇	一	新大理	
	四二	五〇	一	〃	
	四三	五〇	一	〃	
	四四	一二〇	三	〃	

一般教養第五講堂	五一	一〇〇	二	改造予定		
北方文化	五二	一〇〇	二	〃	使用上不便 ×	
中央講堂	五三	四〇	一	農実	全上	
低温研究所	五四	一〇〇	二	新大理		
一般教養第二講堂	二一	五〇	一	新大文		
（旧武道場）	二二	五〇	一	〃		
	二三	五〇	一	〃		
	二四	五〇	一	〃		
	二五	五〇	一	〃		
	二六	一〇〇	二	〃		

文類二年目ハ法文学部教室及ビ二号館使用予定　理類　現使用教室一一教室（一七組単位）増加分　一一教室（一八組単位）

［注記］　出典資料は複写物。原文横書き。欄外に「あと五教室あれば可」の書き込みあり。

五―〇〇八

一般教養学科の事務機構について
琉球学生の入学について

一九五〇年四月十二日

「評議会議事録」（〇〇〇六―〇三）

評議会記録（第三回）

一、日時、四月十二日（水）午后一時三〇分より

［中略］

一、議事

［中略］

3、一般教養学科の事務機構について

教養科の事務は教務課として漸定的に取扱かわれて来たのであるが、新年度より安保教授にかわり市川教授を主任にお願し、事務長、掛員を置く形をとり教養科の委員会の承認を得た、勿論本機構は公式のものでなく辞令等も学内辞令によるもので此の方針なら従来の教養学科の処置に抵触する事はないと思ふので、此の程度で実施したいとの総長の説明に対し、意議[異]なく、了承

尚一般教養学科の名称に付、是非を決められるよう提案あり種々協議の結果「一般教養科」と名称を決定す

4．外国人特別入学について

［中略］

b．琉球学生の入学について

先般文部省より荒木視学官来学琉球学生を本学に入学せしめられるよう依頼があつた

今回の学生は連合軍総司令部民事部で取扱はれ文部省を通じて来た者で、志願者千四百名中進学適性検査により百五〇名選抜され四月十八日に来朝予定のものである

北大には九名の割宛があり内訳は六年コース医一名、四年コース農一、水産加工二、一年コース土木一、水産加工二、獣医一、畜産一である、一年コースに入るものは実習見習ひ或は無給副手の如き意見[味]あいのもので経費は全部向ふ持ちで、地区により六千五百円、六千円、五千五百円の三種としておる、それで、学部長会議を開き、了承に付、本委員会に於ても承認願ふ事とする

［後略］

五―〇〇九
住宅に明るい見通し

一九五〇年五月十日
『北海道大学新聞』

今年も二百戸は建つ
住宅に明るい見通し

本学住宅委員会は昨年発足以来すでに八三戸の住宅を確保しているが、本年度も当局と交渉の結果、およそ二百戸は建つものとみられ住宅問題もようやく明るい見通しがついた、昨年は自個[ニ]資金で三八戸、国費と法文の鉛筆募金で各一〇戸、住宅委員会募金で二五戸、計八三戸を建てゝいるが、内わけは桑園農場二一戸、第三農場六二戸となつている

これはいずれも階下（六畳二間、四畳半一間）階上＝中二階（六畳二間）のものであるが、第三農場には本年度さらに[ホ]二〇〇戸を建築する予定である、これが完成すれば共同浴場、子供遊園地、運動場を有する理想的な文化部落が生れることとなる、なおこれらの資金は杉野目委員長が上京、大蔵当局と交渉の結果、公務員宿舎として国費から出資できるという明るい見通しを得た、その外住宅金融公庫から自己資金で建てたいというものが百名を超えており、同委員会の募金も好調であるので、現教職員三百世帯新任者七〇名にのぼる住宅需用者を完全に[ホ]収容できるものとみられている

むべき質議応答によって、この会を円満に運営することが、この会の第一の使命であると信ずる

昭和二十五年五月十三日

北海道大学長

五―〇一〇　北海道大学長「学生諸君に告ぐ」

一九五〇年五月十三日

「CIE教育指導講演関係綴」（イールズ事件関係資料〇〇〇一）

学生諸君に告ぐ

この度のイールス博士等講演会は去る九日の部長会議に於て本学としての態度を議し次の如く決定した。

一、本講演会を北海道大学の主催とする、従って当然公的のものであり、それによって学内の措置をとる

一、講演会及部会等は原則的に学内公開とする
但し部会のうちその内容及び会場によりて出席者の制限を必要とするものもある
（詳細は別表記載の通り）

右の根本的態度の上に立ち此の講演会をして有意義たらしめたいと念願する

学生諸君としては冷静なる立場に立って理性高き学徒として行動されたい。言う迄もなく吾々の意志を反映せし

五―〇一一　教養科遂にマヒ状態

一九五〇年五月三十日
『北海道大学新聞』

教養科遂にマヒ状態

教授不足で休講・欠称[講]の続出

昨年発足来、教授不足になやむ教養科では、新入[新入生]生千名を迎へたにもかゝわらず、教授の増員はわずか数名で、独語の三教官離学は休講、欠講を決定的なものにした[、]この傾向は水産公[分]校、文類に最もひどく、水産では語学がどうやら続けられるのみで、文類でも統計論理は開講の見込みなく、社会学[、]古典学、法学、経済学（二年）は時間割に載つているだけで、学生の不満もようやく表面的に高まりつゝある、これに対し教養科自治会執行部では新学期開始とともに特にイールズ氏来学の際には学長に直接会見を申込むなど、強力に講義充実運動を展開、一時、イールズ事件の余波を受けて中絶、いまだに市川教授と自治会代表の解[ママ]対策討議の懇談会も開かれていないが、事件も一段落したので、これも早急に開かれ、強力な建設案がでるものと期待されている

文科学関係

	定員数	現在員数
教授	十八名	四名
助教授	四十名	十一名
助手	〇	八名
合計	五十八名	二十三名

社会科学関係

	定員数	現在員数
教授	四名	〇
助教授	四名	二名
合計	八名	二名

自然科学関係

	定員数	現在員数
教授	十八名	九名
助教授	三十二名	二十四名
助手	〇	一名
嘱託	〇	四名
合計	五〇名	三十八名
総計	一一六名	六三名

五―〇一二
一般教養科の問題について

一九五〇年六月九日

「文学部教授会議事録」（〇〇〇二―〇八）

六月九日㈮教授会記録

一、日時　昭和廿五年六月九日㈮午后一時半より

［中略］

5、一般教養科の問題について

一般教養科の問題について須田委員より別紙提出資料について説明あり、次回に於いて更に審議することにせられたり

以上

［別紙］

一般教養科の現状及び対策について

一、昨年新制大学の成立に当り一般コースの人文社会系教官は法文学部に、理系は理学部に属することになった、学生をも分属させるのが法文学部案であったが実現に到らなかった

二、昨年度からの暫定措置として一般コースの教務や学生指導のため連絡会議（学長、各学部長、文法経理からの委員、のちには一般コースからの委員も参加）と本部教務課（主任は一般コース教授）が設けられている、後者は本年度から一般教養科教務主任と運営委員会（一般コースのみからの委員）とにより運営されている

三、この暫定措置のため次の事態が生じた、即ち法文学部には学生が属せぬため、教務学生指導に関する議事は学部教授会に出ず、一般コース教官は直接関係のない専門コースの人事教務の審議に参与することのみ多く、やむを得ず一般コース文理全教官の全体会議を私的に催して必要なる審議決議を行うことになった、前記運営委員会とその実際の母胎は全体会議である

四、函館水産学部は一般コースからの専属学生を有しながら一般コースの専属教官を有しない

五、体育教官の所属は今なお未決でいる、体育は四ヶ年課程であり、独特の科目である

六、一般コース教官の部局所属の法制的形式は大学によって区々である、東大のごとく教養学部あるときは

その学部勤務として発令され、京大のごとく一般コース担当の分校あるときはその分校教官として発令される、本学では学内の決定を以て申請し、発令を見るのである

七、両学部創設に際し本学はその関係法規に照らして両学部専門コース教官のみの学部勤務を発令したが一般コース人文社会系教官はその所属が決定しないため、発令出来ず現在に及んでおる

八、学部は法経学部と協議の末一般コース人事処理のための合同協議会を評議会に提案することにした、これは両学部と一般コース人文社会系の教授、助教授全員を以て成り、銓衡委員会を設ける際には各部群から三名づつ計九名を選出するとのである。[ママ]

九、学部は創設当初に一般コースに対する根本案作成のための委員会（須田、風巻、堀米、木村、竹内）を設けた

一〇、右委員会が決定した根本案及びそこで考慮された諸案諸意見の主なものは次のごとし

根本案

一般教養学科の人文社会系教官と文系学生とは文学部に理系教官と理系学生とは理学部に体育教官は教育学部にそれぞれ属する、専門諸学部と一般コースとの調整は文・理学部が各個にこれを行う

但し学部教授会規定の一部を次のようにする

㈠教授会は原則として一本、但し専門コースのみに関する議事は専門コース教官のみで決する

㈡投票権は一講座二票とする、但し一人一票

㈢学部長、評議員の候補者は専門コース教授に限る(但し一般コースから評議会陪席者を出すようにしたい)

考慮された諸案及諸意見

㈠教養学部案（東大の例あり運営が楽でない、充実も見込なし、学習研究の対象にも疑問がある）

㈡文理学部案（我国の大学の機構、慣習、通念上成立の見込なし）

㈢教養部案（教師と学生が離れない点一般コースの人文社会理諸系が共存する点学生が分離しない点などは好い、経済的不備その他のため独立性が小成に止まる恐れあり、教官がその研究上最も関係ふかい文学部または理学部と緊密を欠くに至る恐れもある

㈣教育学部所属案（㈢と大差なし）

五―〇一三　北海道大学「告」

一九五〇年六月三十日

「告」（イールズ事件関係資料〇〇〇四）

［前略］

九

以上は事件の経過であつて、之れを要約すれば次の如くである。

一、イールズ博士講演会に関する文部省発二月十五日附三月二日附の書面が同日即ち三月六日に収受された事実を学校側責任者（学長、松浦学長代理）が気がつかなかつた事、並びにイールズ博士講演会開催の件が三月十七日の評議会に於て簡単に報告せられたのみで明確な開催の決定を議決されなかつた事が所謂「学長責任追及」の起つた大きな原因となつている。

二、松浦学長代理は五月六日並びに五月十日にイールズ博士講演会開催の要領を学生代表と打合せこれが充分に全学生に徹底されて所謂「紳士協定」が守られるものと信じていたが、学生側はこれを単に学校側の通達と考えた。

学生の態度は其後の各学部学生自治会に於て決定せられこゝに「全面公開」「学校側の責任追及」等の線が出て来たが松浦学長代理はこれに全然気がついていなかつた。

三、松浦学長代理は職組に対し「講演会公開、懇談会に代表出席を努力」の内約を与えたが学長は懇談会に職組代表が出席することを拒否しこゝに彼等の言う「学長帰学後の事情急変」が現れた。

四、二、三に述べた事情は全学大会実行委員会結成の機運を促進した。

五、実行委員会の行動には道学連の指令の線が明らかに現はれている。

六、共産党北大細胞の一部が実行委員会に於て指導的役割をはたしている事は否み得ない。

尚五月十六日の講演中止前後には学外の人が実行委員の行動を指導していたことが認められる。

七、講演中止前後の会場並びに農学部に於ける実行委員の行動は写真により明らかに看取される。

八、講演中止直前に会場にさがつたビラに関しては実行委員会は関知しないと称しているが実行委員の一名がこれを書いたと云う者がある。

九、イールズ博士講演会に関する職組の行動は職組執行委員会に全責任がある。民科の行動は幹事会の責任であつて民科支部長は関知しない。職組、民科何れも「全面公開」「学長責任追及」の態度を示している。

十、イールズ博士講演会に対して団結して明確な態度を表明したのは農学部、理学部、医学部、一般教養科の学生である。

農学部は「全面公開」「自由批判」の態度　理学部は「学長の責任追及」「全面公開」の態度　医学部は「紳士的聴講」「自由批判」の態度である。法経、文学部学生は有志が集つたのみで総意を結集するに至らず、工学部学生は極めて無関心であつた。

次に前記の要約の項目についてその責任の所在を考究することとする。

一、イールス博士等講演会開催の件

イールス博士講演会は昨夏以来各大学に於て行われその講演会の最終として北海道内各大学に対して行われる計画が立てられた。その通知によつて学長はこれを評議会に報告した。学長はイールス博士講演の内容は大体に於て各地に於けるものと同一であることを推定し後(得)るが、聞くべきは聞き、たゞすべきはたゞし、冷静に判断すべきが大学人の取るべき態度であるとの考の下に、これを認めて只報告にとゞめた。

当時は東北大学事件（五月二日）以前の事であつたが為め、かゝる事件の起るが如きことは想像しなかつたのである。

これによつて予め講演者と打合せを行つたのであつて、東北大学事件勃発後五月九日の学部長会議（学長不在）に於て本学主催の形を以て行うことゝ決定された。

勿論これに先つて学内に於て拒否すべしという意見は何等出て居らなかつた。学長のこの考については講演会開会の挨拶の内にも明かに述べている。従つて学長が一片の報告に止めたこと及び拒否せざりし学長及び局長の責任について討議されたが評議会はこれを認めなかつた。

二、「紳士協定」の件

松浦学長代理と学生団体代表との打合会に於ける所謂「紳士協定」が学生全体に徹底されなかつたという点に

ついて、論議されるが、現在に於ける本学の状態よりするならば此等の各団体代表に意見を求むることが最も広汎で且つ妥当なものと思う。従つて其当時に於てはその代表者か学校側と協力することを約束したが故に無事に遂行されることゝ信じたのであつた。今日となつては学長代理が余りに強くこれを信じ過ぎたとの批評もあるが、それは当らないであろう。教育的見地から見てこれは決して無理でないと思われる。それ故に松浦司会者はこの協定の線に沿うて学生を信頼して運営され、これを破つた事は学生の責任であると強調されているのである。

三、職組の「学長帰学後の事情急変」の件

この問題の事情については既に述べられているところで明かな事であるが、要は全面公開なる語の内に其範囲並に其方法即ち傍聴が自由討論か等についての見解の相違によるものである。学長はその範囲として職組の要求の如き全学の職員全部が休業するということは認め得ないとし又大学管理についての懇談会が已に各大学長、評議員、部局長関心を有する教授と日程表に定められている以上職組が之れに出席し、自由に懇談せんとすることは無理であることを説明したのである。これに対し、職組代表者は学校の此催しと切放し単独にイールズ博士と懇談の機会を得るということを述べている。従つてこれによつて「事情急変」とは思われない。学長は不在中に定められた事に対して何等の変更をも加えなかつた事は各学部長の明かに認めているところである。

四、実行委員会結成の件

職組代表はこれを不満とし学生の全学協議会に民科と共に合流し、全学大会実行委員会が誕生した。こゝに於て全く新しい事態が発生した、即ち、第一には一旦了解の成立したものが破棄されたこと第二には職組の主張は已に記述したイールズ博士講演会に対する公開質問状にある如く極めて政治性のある（定員法、研究費、俸給等）又前記の民科の質問書に於ても同様である。かゝる主張を持つ教職員が学生と合流して主要なる役割を演ずることは果して妥当であるか。しかも今回の事件の一切は実行委員の手で行われたのであつてその責任は重大である。

五、道学連指令の件

イールズ博士等の講演会に対する対策は指示第九号によつて示され実行委員会の行動にはこの指令の線が明か

に認められているのであり、これを明に示して居ることは前記の教養科の報告の内にもある。

六、共産党北大細胞の件

細胞が指導的役割をなしたことは前記の調査によつて否み得ない事であり更に学外の共産党員が関係しているがこれは学外の人であるから此処では触れない。

七、講演中止前後に於ける実行委員の行動の件

講演中止については松浦司会者が学生を庇護する立場から全責任は自分にあると唱えられて居るけれ共、司会者をして事茲に至らしめた実行委員の責任は免れない。殊に中止前或はイールズ博士の退壇に先つて演壇に立ち上る如きは全く学徒としてあるまじき行動である。更に中止以前において「中止シテコノ責任ヲ遂(追)及シヨウ」といふビラが会場に掲げられた事よりしても明かに意図的行動であつて、全く学内の秩序を紊乱する行動である。その責任は重大であり且つ明白である。

尚農学部講堂内に於て学長の行動を妨害し非常なる混乱に陥しいれた事は明かに公務執行妨害と認めざるを得ない。

八、中止に関するビラの件

講演中止直前に前記のビラを会場にさげた事は大に注目すべき事である。但し現在迄にはこの点につき何人が如何に行動したかは不明である。

九、職組及民科の責任の件

イールズ博士講演会に関する職組の行動はその執行委員会殊に実行委員たりし者に責任がある。民科の行動はその幹事会の責任であつて、学長代理であり司会者であつた民科支部長は関知していない。これ等の責任については目下検討中であるからこゝには触れない。

十、各学部学生の態度の件

松浦学部長は事件後学生の行動を批判し自分は最早教育者たる自信を失つたので北大を去るとの声明書を出され、又学生に向つて本事件は全学生の責任であると述べられた。この全学生の責任であるとの表明は意外に多くの波紋を生じた。勿論その意味は学内の問題に対して全学生が余りにも無関心であることを指摘されたものであつて、かゝる事件の再び起らざる様に希望されたものである。

以上は「要約」された事柄について述べたものであつて仔細の点については尚述ぶべきことは相当あるであろ

う。今叙上の点から其責任を総括するならば次の如くなるであろう。

今回の如き事件を起した事は本学の管理者としては国家社会に対して重大なる責任がある。然しその責任を取るべき時期及び方法に就ては本事件の解決処理後に於てなさるべきである。尚教職員に対する責任は目下鋭意検討中であつて可及的近き時期に処理せんとするものであり、又本学として今後幾多考慮すべき問題が残されている。

学生に対する部分の調査は一応終了し、其結果は十名の処罰者を出すに至つた。教育機関に於て斯くの如く多くの犠牲者を出すに至つたことは誠に忍び得ざる処であつて、本学としては深く責任を感じてゐる。然しながら問題の重大性に鑑み遂に茲に至つたことは真に止むを得ない処置であつた。

今その個人別調書を発表することは余りにも残忍であると思わるゝので大に躊躇した処であるが、それが反つて事を曖昧に付するとの疑惑を抱かしむることを恐れ敢て茲に公表することゝした。

[中略]

十

以上の如き処分を行うに至つたことは本学にとつて誠に忍び得ないことである。今回処罰を受けた人々は充分に各自反省せられんことを切望する。若しその反省の実が明かとなるに及んでは旧に復することは可能の事であり又本学としてはその日の一日も早からんことを望むものである。又全学の学生諸君は各自人格を完成し、各々志す専門の履修につとめ学内の諸問題にも充分な関心をもち、互に協力して現在に於ける種々な困難に打ち勝つて他日の大成を期せられんことを切望する。

又本学としては諸般の改善を行い、大学に課せられた任務を全うせんことを誓うものである。

昭和二十六年六月三十日

北海道大学

五―〇一四　在学年限短縮の件　旧制高等学校卒業生の進学について

一九五〇年七月六日
「農学部教授会議事録」（〇〇一一―一三）

七月六日（木曜）午後一時半開会　［中略］

一、在学年限短縮の件

本年入学の旧制一年目学生の在学年限短縮について京都大学より全大学一致したいと要望があるので協議した結果三ヶ月短縮して十二月に卒業させることを主張することゝした

一、旧制高等学校卒業生の進学について

文部省の要請により旧制高等学校卒業生の大学未入学者を大学に進学させるため協議の結果本学では来年四月に新制の三年に約五〇名入学させるによいが二年にも五〇名入れるによいから併せて約百名位となる、この場合受入施設の整備することを強く主張せられたいと意見もあった

［後略］

五―〇一五　僅かに目標の二割　法文基金対委中央へ働きかけか

一九五〇年七月十日
『北海道大学新聞』

僅かに目標の二割

法文基金対委中央へ働きかけか

昨年八月学生、教官を中心に結成された法文創設基金対策委は、鉛筆運動を全道的に展開するなど資金獲得に奔走を続けているが、漸く目標の二割一千三百五十万円を獲得したに過ぎず、今回道内からの募金を見限り中央の財界方面へ働きかけることになつた

二一年八月法文期成会（会長増田元道庁長官）がつくられ、翌年九月、法文学部が発足したものの、当時までの募金額は三十八万円に過ぎず、地方自治体首長公選で期成会は実際上解散、同年十一月学生、教官らの手でつくられた期成会後援会も昨年までの成果はわずか三百八十万円（当初目標五百万円＝インフレ換算五千五百万円）で途中目標を緊急施設費のみの二千万円に削減して募金は対策委に引継がれたもので、今年六月

現在一千三百五十万円に達しているがこれ以上道内から寄付を集めることは不可能視されるにいたり、中央に乗り出すことになつたもの　六月末現在の募金内訳はつぎのとおり（単位万円・万以下切捨）

期成会扱寄付金　二五八
後援会　二二〇
学生会、教授　二〇〇
鉛筆運動利益金　一一五
道費による図書貸与費　五〇〇
総計　一、三五〇

政治学科が最悪

法経、マヒ状態続く

既報＝法経、文学両学部の運営は昨年分離以来難航を続けているが講座充実率五七パーセント、教授、助教授充実率三八パーセント（未開公講座廿一、不足教官七一名）とマヒ状態に追い込まれ、教官の住宅も不足数七一戸におよび、研究室に居住するものもあり、官舎には数世帯が雑居している講座状況は別表の如くであるが、法経学部、特に政治学科は講座、教官充実率二〇パーセントと最悪の状態にある、これに反して、文学部では助教授を数名補えば実質的に完全

講座になる開講率	必要教官	現在教官	教官充実率
哲学科　九一パーセント	教一一　助一一	七　九	七三パーセント
文学科　六二	教八　助八	五　五	四四
史学科　六九	教七　助七	一　七	五八
文学部計　七四	教二六　助二六	一〇　二一	六〇
法律　六六	教一八　助一八	四　三	一九
政治　二〇	教五　助五	一　一	二〇
経済　五〇	教一〇　助一〇	二　五	三二
法経学部計　四〇	教三三　助三三	七　九	二四

五―〇一六

掲示内規制定について
北海道大学学生生徒団体に関する内規

一九五〇年七月二十六日
「評議会議事録」（〇〇〇六―一六）

評議会記録

一、日時　七月二十六日（水）午后二時より

［中略］

2．掲示内規制定について
右内規案を逐条審議訂正し各委員之を承認された。

3．北海道大学々生々徒団体に関する内規
右内規案に付逐条審議一部訂正の上承認された。

［後略］

［別紙一］

北海道大学掲示内規

第一条　学内に全学掲示場と部局掲示場とを設ける。右掲示場以外に掲示してはならない。

第二条　全学掲示場は学内共通の掲示場であつて、学生部長が管理する。

全学掲示場は次の通りである。

学生会館前―学生用
事務局　前―公用　一般用
理学部　前
農学部　横　公用　学生用　一般用
医学部　前

第三条　部局掲示場は当該部局長が管理する。使用に関しては夫々の部局長において定めるものとする。

第四条　全学掲示場を公用掲示板と学生掲示板及一般掲示板に区分する。

大学掲示板は大学の公示、学生掲示板は学生団体の掲示、一般掲示板は学生団体以外の学内団体の掲示のために使用する。

第五条　全学掲示場を使用しようとするときは学生部長に掲示の写を添へて届出るものとする。

但し職員の団体に関するものは事務局長に届出るものとする。

第六条　掲示は其の内容が政治的目的を有するもの或は虚偽の記述又は秩序を乱し名与[誉]毀損に亘るようなもの

であつてはならない
第七条　掲示は原則として新聞紙一頁大までの規程（定）とする。
第八条　掲示にはすべて、団体名、責任者名及月日を記載し第五条に従つて届出て、認印を受け掲示場所と掲示期間の指定を受けた後掲示しなければならない。但し掲示期間は特別の場合を除き五日以内とする。
第九条　この「掲示に関する内規」に違反した掲示は撤去する。
　附則
第十条　学内における集会の通知等の立看板については別に定める。
第十一条　学外者の掲示については、所管部局長の許可を得ることを要する。
第十二条　本内規は昭和二十五年七月二十八日から実施する

［別紙二］
　北海道大学学生生徒団体に関する内規
第一条　本学々生々徒が団体を設立するときは責任代表者は顧問教授（又は助教授）を定め別紙様式に依り学部長を経て学長に提出する。
第二条　団体は毎年五月末日現在で継続届を学部長を経て学長に提出する。この際届出のない団体は解散したものとみなす。
第三条　団体が会則及届出記載の各号の事項を変更したときは之を学部長を経て学長に届出る。
第四条　団体が学外諸団体と連絡し又其活動に協同参加するには学部長を経て学長に届出る
第五条　学生部長は学長に提出された団体の名簿を作成するものとする。
第六条　団体が、新聞、雑誌、其他の文書発刊の場合は所属学部長を経て学長に二部提出するものとする。
第七条　団体が主催し学内に於て集会をしようとする時は集会責任者は所定の様式に従つて二日以前に関係学部長に届出て場所を借用するものとする。
但し事業のため、平常借用している場所で借用の目的の範囲内で集会する場合は届出を要しない。
第八条　団体（個人を含む）が学内に於て印刷物の配布、掲示、署名運動投票、世論調査、デモストレイション

及拡声器の使用等の高音を伴う行為をしようとするときはその場所を管理する部局長に届出るものとする。
掲示は別に定める所の「掲示に関する内規」に依る。
第九条　団体が学内において、金銭の収受を伴う行為をしようとする時はその場所を管理する部局長に届出るものとする。
第十条　団体が二学部以上にわたるとき一切の手続は学生部長を経て学長に提出する
学生部長は届出を受けたときは関係学部長に通知するものとする。
第十一条　学生会館は学生部長が管理し、団体の部屋の使用については之を指示するものとする。
第十二条　団体（個人を含む）の行為が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、これを禁止することがある。
附則
本内規は昭和廿五年七月廿八日から実施する
［届出様式　略］

五―〇一七
一般教養科進学問題

一九五〇年九月八日
『北海道大学新聞』

学籍は来春まで一般教養科
十月から専門課目も入る

一般教養科進学問題

一般教養科二年目学生の専門過程[課]への進学問題は初の進学だけに本年初頭からいろ〳〵論議がたたかわされて来たが、十月一日から始められることに決定した、連絡委員会側の基本方針としてつぎの五点があげられている
①学部学科の決定は一年および二年前期の試験成績を基準とする
②学籍は従来通り来年三月三十一日まで一般教養科に置く
③講義は火金に語学、体育の一般教養科目、月水木土はそれ〴〵の学部グループに分属して専門科目を履修する
④医学部進学希望者は三月三十一日まで他の学部グルー

プに分属して必要単位を履修する
⑤文類理類相互間の転類は必要単位を履修した場合に認める
これに対して学生間には「学生の声」を反映するためクラス会議をもつて進学問題小委員会を設け、少くとも九月十日の試験までには解決しようとする空気が強い一方各学部の受入態勢は理類系の農工は始めから各学科に分属するが理は一つの学部グループを構成して学科には固定しない、文類系では教育グループ、法経と文との合体したグループの二つに分かれるが現在教育希望者わずか一名といふ状態で九日に帰学する菊井法経学部長を待つて最後的決定をみる

五―〇一八
日高実験農場　土地、建物、立木の所管換について

一九五一年六月二十六日
『北海道大学所属国有財産沿革　農学部、植物園、日高牧場』

［前略］

認可申請書

海大第一、〇三九号
昭和二十六年六月廿六日

北海道大学長　島善鄰

文部大臣殿

土地、建物、立木の所管換について

大蔵省所管別紙調書の物件は事由書記述の通り本学は農学の研究と実習とに是非入用のものなれば本学所属として所管換方御取計い相成度左記書類添付此段稟請致します。

記

一、所管換土地、建物、立木の調書
一、所管換事由書

一、所管換地の位置図、実測図、面積計算表
一、建物の平面図
一、北海道財務局へ内協議の同意書
一、有償所管換に対する予算的措置

別紙

所管換事由

一、土地、所管換申請地は旧新冠御料牧場の一部にして当牧場の旧宮内省に於ける経営は実に八十年の歴史を有し地形気温其他牛馬の育成地として自然的条件に恵まれたる事は本道中他に類例を見ず実に国宝的存在とも言ふべきものである。

抑も自然林に放牧し粗食と寒冷とに堪へ得る馬匹を育成し之れにより有畜農業開発の根源とすることは本道開発の一大要素なれば之れが研究目的達成のため曩に農林省より此地に育成の馬匹八十頭の保管転換を受けたれば之れを馬百頭牛二十頭に増殖して⑴林牧経営の実際的研究⑵歴史ある馬群の維持⑶牛馬種の改良⑷高原酪農の研究とを目的とし学生の実習と実験に供へ兼て農本国家の模範的特殊牧場たらしめんとするものである。

而して本牧場は四季を通じ牛馬を自然林中に放ち野生飼料のみに拠り育成するものなれば馬匹一頭につき約十五町歩総数百二十頭にて千八百町歩の土地を要する次第なれば本地約四百五十町歩と隣接地四百七十町歩を新冠村より八百八十町歩を静内村より（何れも借入承諾済）無料にて借り入れ充当の見込

二、立木、前記の通り牛馬を放牧する土地は適当なる森林たる事を要するにつき現存の立木一二五、〇〇〇石は其儘必要なるものである。

三、建物、厩舎（病馬分娩馬飼育用）人夫舎等にして必要欠くべからざるものなれば従来旧宮内省施設のものを其儘使用せんとす。

以上の理由により所管換を申請する次第であります。

［中略］

受授書

普通財産所管換受授書

一、土地

所在地	種目	数量	価格	摘要
北海道静内郡静内町字御園	森林	四五八町 九七一一	一二〇、七一一	無償所管換
〃	宅地	一、五〇〇坪 〇〇	一、一〇三 五〇	右同
計		四五九 四七一一	一二一、八一四 五〇	

二、建物［略］

三、立木［略］

土地及建物の位置図及び実測図面別紙の通り

右の通り授受しました

昭和二十六年十月廿三日

引渡人　北海道財務局長　江藤誠一

引受人　北海道大学長　島善鄰

［後略］

遠洋漁業科、漁業科は最初より科を決定し他に移行しないこと等決定した

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―〇一九　一般教養について（水産学部の一般教養と入試）

一九五一年八月六日

「評議会議事録」（〇〇〇七―〇七）

評議会議事録

1951.8.6　後1時30分

［中略］

1. 一般教養について

学長より水産学部に於ける一般教養の授業状況について詳細なる説明があり過般学長が水産学部にて教官各位と意見の交換を行い水産学部の一般教養の学生を札幌に於て1年半授業を行くことを了解得て来た旨の報告があり種々議論と質問があつたが結局原則として水産学部の一般教養学生を札幌にて1年半授業することを認められた

但し詳細については一般教養部長、理学部長、水産学部長、法経学部長、文学部長と協議すること

入学試験については一般教養部長と水産学部長と協議すること

次第、その活動の一環として、進んで行く方針でこんごアルバイトのみに限らず女子学生特有の問題もとりあげて行きたいと責任者は語つている。

五―〇二〇 植物園で一日〝三百円〟〝北大女子アルバイト〟売店

一九五一年九月五日
『北海道大学新聞』

植物園で一日〝三百円〟
〝北大女子アルバイト〟売店

現在女子学生だけで百名近くに達しているのに、女子の特種条件を生かしたアルバイトがないところから女子学生が自主的に女子学生アルバイト集団を設立夏期休暇中、植物園で売店を経営、一日、二人ないし三人が交互でアルバイトし、三百円から五百円の実収をあげている「、」これは七月初旬厚生課の加藤補佐官の提唱で女子学生の連絡機関をかねて女子学生アルバイト開拓に向つたものだが中途から学校側とは独自に自主的に植物園と交渉してアルバイトを開拓責任者に法経、中村順子、教養部中平雅子、同結城千草の諸君がなり、女子学生のうちアルバイト希望者が自主的に仕事につけることになつているが、近く会合を開き現在までの批判と今後の方針を定める予定で、中央委員会内にアルバイト委員会が設立され

五―〇二二

獣医学部第一回教授会

一九五二年四月十二日

「獣医学部教授会議事録」（〇〇〇一―〇一）

第一回

日時　昭和廿七年四月十二日　土曜日　自午后二時三十分　至〃四時

場所　高畑教授室

出席者　黒沢、山極、高畑、平戸教授

議題

一、獣医学部教授会構成の件

講座担任の教授及び助教授とすることとする

二、北海道大学評議員選挙の件

原則としては教授互選に依るが獣医学部に於ては専任教官及び事務官を以って教授を選挙することに決定した。

尚四月十五日午后三時半より評議員を選挙することとする。

三、大学院設置準備委員会委員選挙の件

委員は専任教官及び事務官を以って選挙することとする。委員は教官の中より一名とすることに決定した。

四、海外留学候補者推薦の件

本学部は平戸教授を推薦することに決定した。

四、［ママ］名誉教授推薦の件

本学部小華和教授を名誉教授として農学部より推薦することとする。

五―〇二二

結核研究所第一回教授会準備会（仮称）議事録

一九五二年四月二十五日

結核研究所「教授会準備会議事録　昭和二七～三四年度」

第一回教授会準備会（仮称）議事録

一、日　時　昭和二十七年四月二十五日（金）午後一時半開会

一、出席者　真崎、高橋、柿本、大原の各教授　有馬、西風両助教授

一、欠席者　なし

所長事務代理真崎教授（医）議長となり開会を宣したる後当研究所には教授会の規程の制定がないため従来当所運営についての重要事項については其の都度所長と関係教官との会議に拠つて来たが研究所の機構も漸く整い機能も軌道に乗つた今日に於ては当所に於ける人事、予算並に研究上其の他重要事項の審議機関として教授会の設置を痛感する次第であるが所長は目下米国へ出張中でもあり規程の制定等は所長の帰国後に譲り取敢えず「結核研究所教授会準備会」の仮称の下に実質的には本会議を第一回の会合として今後定期的に開催いたしたしとの趣旨の挨拶を行うところがあつた。

議事

一、本年度予算折衝の件

新年度予算の配分については近く本学予算会議が開かれるので概算要求と睨み合せ極力所要額を獲得すべく努力すること、特に前年度に於て電子顕微鏡設置に附帯した工事費等で緊急支払を要するものに対しては一部を研究所経費で繰替支払を行つた為経常費支弁の分まで未払の儘本年度に繰越しを余儀なくした事情もあり電子顕微鏡委員会とも連絡を密にし目的を達成することに申合せた。

二、動物小屋建設法に備品購入に関する件

本件は昨年提出の概算要求書に織り込まれている関係もあり殊に新薬「イソニコチン酸ヒドラヂツト」の研究上増加する実験動物の収容に一大支障を来すため急速な実現を見る様督促することゝなつた。

三、研究補助員雇傭促進に関する件

当研究所に対する雇傭員の配置定員は十二名の所現員は六名でありしかも研究室関係勤務者は一名のみの現情では研究遂行上不便も甚しく急速に充実を要するも未充足の予算定員は本部に於て悉く他へ流用している状態である仍て取敢えず本年三月行政整理退職の畠山雇外一、二名の補充をなし得る様厳重な催促をするこ□(と)に申合せた。なお暫定的措置として常勤労務者として採用することも一応は考えられるがこれは当研究所の校費支弁となるので考慮を要する。

四、研究上の連絡事項に関する件

研究進行上殊に同一課題等の研究に当つては研究室相互の連絡を一層密にする必要があるので今後は毎月第一、及び第三金曜日を当て集談会を開き目的達成に努めることに申合せた。

協議並に報告事項　［略］

五―〇二三

一般教養部規程制定について

一九五二年六月十一日

「評議会議事録」（〇〇〇八―〇五）

評議会記録

一、日時　昭和廿七年六月十一日午後一時卅分

［中略］

五、一般教養部規程制定について

別紙の通り異議無く決定した

［後略］

［別紙］

北海道大学一般教養部規程（案）

第一条　学年を分けて左の二学期とする。

第一学期　四月一日より九月三十日まで

第二学期　十月一日より翌年三月三十一日まで

第二条　教科課程は別表による。

第三条　学生は前条によつて定められた科目を履修しなければならない。

第四条　所定の科目を履修し所定の単位数を取得した学生は通則によりそれぞれ志望する学部学科に進学する。

第五条　単位を取得するには履修した科目の試験に合格しなければならない。

第六条　試験は学期末に行う。但し止むを得ない事情のある時は別に行うことが出来る。

第七条　試験の成績は優・良・可・不可の四種とし優・良・可を合格とする。

附則

この規程は昭和二十四年六月一日から適用する。

別表

教科課程　　昭和二十七年四月一日改正

系列	科目	単位	学年配当時間数								摘要
			文類				理類				
			（一年目）		（二年目）		（一年目）		（二年目）		
			一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	
人文科学	哲学	四			4				4		此の系列から三科目十二単位以上選択
	論理学	四			4				4		
	文学　国文学	四	2	2			2	2			
	文学　外国文学(I)	四	2	2			2	2			
	文学　外国文学(II)	四			4				4		
	芸術論（音楽、美術）	四	2	2			2	2			
	歴史　国史	四	2	2			2	2			
	歴史　東洋史	四			4				4		
	歴史　西洋史	四	2	2			2	2			
	心理学	四	2	2			2	2			
	講読　国語講読	四	2	2			2	2			
	講読　漢文講読	四	2	2			2	2			
	古典語	四			4				4		
	特別講義	四	（不定）	（不定）	（不定）	（不定）	（不定）	（不定）	（不定）	（不定）	

| 学科会社 | | |

数学及図学				外国語			体育	
数学			図学	英語	独語	仏語	体育理論	体育実技
(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)						
四	四	四	四	一〇	一〇	一〇	二	二
				6	6	6	1	2
				6	6	6	1	2
				4	6	6		2
				4	6	6		2
2	2			4	6	6	1	2
2	2		2	4	6	6	1	2
		4	2	4	6	6		2
				4	6	6		2
理類八単位以上選択			選択	英独又は英仏を選択			必修	

註1、学生は毎学期の始めに履修しようとする科目を部長に届出なければならない。但し前学期より継続の科目については必要がない。

2、文類（理類）学生で理類（文類）の科目を履修しようとする時は、その科目の担当教官を経て部長の認可を得なければならない。

の女子クラス設置（二）などがあつた。

五―〇二四　更衣室がほしい　女子学生与論調査

一九五二年六月二十二日
『北海道大学新聞』

更衣室がほしい　女子学生与論調査

北大女子学生の会準備会では女子学生にたいし与[輿]論調査を行つたが結果は（対象女子学生百余名全員回収二十二名）住居は自宅が十でもつとも多く、間借自炊六、下宿親戚各三で生活費は四千円から五千円が九でもつとも多く、二千円から三千円が八、二千円以下六、六千円以上一である。アルバイトは五名を除くほとんどが事務、家庭教師、店員などの軽労を望み時期は休暇中が多い。育英奨学資金は「貸与を受けている」四「是非うけたい」十一「必要ない」五である。女子寮については「希望する」八「しない」十は自宅通学の多いことを示している。女子学生の会を「持ちたい」は十九でその内容は親睦会（一五）研究会（三）読書会（二）でなんらかの会を持ちたいとの意向が強い。特別の要求としてはドレッシング・ルームトイレツトの設置（四）女子控室（三）体育

五―〇二五　深刻化する女子寮問題

一九五二年九月十二日
『北海道大学新聞』

深刻化する女子寮問題

昨年から問題になつている女子寮設置の実現をはかるために、七月女子寮問題責任者が選出され有志と共に活動している。高倉学生部長に女子寮や、トイレツト、控室の設置について話し合つたり、夏期休暇中には全国国立大七一校の寮の有無状況を調査。九月に入つてからは、臨時女子寮にでもと寮に適する建物七戸程を調べて歩いたり、女子学生の生活実態調査を行つている。

五―〇二六　水産学部規程について　獣医学部規程について　大学祭について

一九五二年九月三十日
「評議会議事録」（〇〇〇八―〇九）

評議会

一、日時　昭和二十七年九月三十日

［中略］

三、水産学部規程について

水産学部長から説明があり事務局長からも補足的説明があり所要単位科目、学科目について事務的に直して承認された

四、獣医学部規程について

獣医学部長より説明があり承認された

［中略］

六、大学祭について

学長から十月十六日十七日大学祭をした［い］と学生から申入れがあった更に文連から学内開放して下さいと

更に申入れがあった旨話があった

工学部は試験で不可である旨工学部長より話があった

文連から各学部長と合(会)って話することにして了承された

[別紙一]

北海道大学水産学部規程（案）

第一章　学期

第一条　学年を分けて次の二学期とする

第一学期　四月一日より九月三十日

第二学期　十月一日より翌年三月三十一日

第二章　学科課程

第二条　本学部に次の四学科をおく

漁業学科、水産増殖学科、水産製造学科、遠洋漁業学科

第三条　各学科の課程は別表の通りとしそれぞれ指定の単位を修得しなければならない

第四条　各学科の授業の科目を必修科目、選択科目の二種とする

第五条　学生は前条による課程以外の学科目を履修しようとするときは学部長の認可を経て授業を受けることができる、この場合は単位及び成績を記録する

第六条　学生は毎学年の始めにその学年間に学修しようとする学科目を申請し許可をうけなければならない

授業の開始が学年の始めでない学科目についてはその時に申請することができる

第三章　進学及入学

第七条　本学一般教育課程を履修し所定の単位数を修得したもので本学部に進入するものは学部長宛進入志望願書を提出し許可を受けたものでなければならない

第八条　前条の志願者を収容し、なお欠員ある時は本学通則第十三条各号の一に該当するものの中から教授会の議を経て考査の上入学を許可することができる

第四章　卒業認定

第九条　本学部の卒業は所属学科において所定の科目を履修し所定の単位を修得したものにつき教授会の議に附し之を認定する

第十条　各科目の成績は優、良、可、不可の四種とし優、良、可を合格とする

第五章　聴講生

第十一条　本学部専門教育課程の学科目中一科目又は数科目を聴講出願するものあるときは教授会の議を経て許可することができる

聴講生は学期又は学年毎にこれを許可する

［別紙一　別表］

漁業学科

	学科目	一年		二年		三年		四年		単位数	備考
		第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期		
必修科目	漁業学通論				3					三	
	漁業学各論				2	2	2	2		八	
	漁網力学				2	2				四	
	漁具設計学						2			二	
	漁法原論					2	2			四	
	水産資源学			2		2				四	
	水産機械学			2		2				四	
	水産政策学及演習						2	2		四	
	水産法律学及演習					2	2			四	
	遠洋漁業学総論					2	2	2		六	
	漁船工学					2	2			四	
	海事汎論			2		2				四	
	電波工学									二	

第十二条　前条の規程により聴講を願出るものゝ資格は教授会の議を経て認定する

附則

この規程は昭和二十六年四月一日より適用する。

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

学科目		一年		二年		三年		四年		単位数	備考
		第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期		
必修科目	生物化学				2	4				六	
	食品化学				2	4				六	
	水産細菌学				2	1				三	
	有機化学				3					三	
	膠質学				2	1				三	
	水産食品製造学通論				1	1				二	
	冷凍論				1	2				三	
	缶詰論				1	1				二	
	水産利用学通論					2				二	
	油脂化学					2				二	
	水産機械学				2					二	
	水産化学実験				12	9	9			一〇	
	水産細菌学実験				3	3				二	
	水産製造実験実習					5	4			三	
	卒業論文							12	12	八	
必修科目講義時数小計				16		18				三四	
必修科目実験実習時数小計				15		17	13	12	12	一三	
選択科目	栄養化学					1	1			二	
	無機化学			2						二	
	臓器化学					3				三	
	油脂工業論					1				三	

海藻化学				2																	
水質学																					
応用細菌学																					
魚糧工業論																					
水産皮革論																					
水産食品製造学各論																					
水産工場設計及管理																					
推計学				1																	
水産動物学総論					2	2															
水産植物学総論					2																
水産増殖学総論																					
漁業学総論																					
海洋学総論																					
気象学総論																					
浮游生物学総論																					
水産資源学総論																					
水産政策学及演習																					
水産経営学及演習																					
水産法律学及演習																					
特別講義																					
水産動物学実験																					
水産植物学実験																					
水産機械製図																					

遠洋漁業学科

| | | |

| | | |

選択科目	水産資源学	水産機械学	水産政策学及演習	協同組合論	水産法律学及演習	遠洋漁業学概論	船舶衛生学	漁獲物処理論	水産動物学総論	水産植物学総論	水産増殖学総論	浮游生物学総論	漁網染料論	海洋学	水産製造学総論	漁網力学漁具設計実験	漁法学実験	機械設計製図	海洋学実験	選択科目授業時数小計	選択科目実験実習時数小計	必修選択科目授業時数合計	必修選択科目実験実習時数合計	総合計
四	二	二				二			二	二	二	一	二	二	二					21		25	3	28
四	二	二	四	二	四	四	一		二		二	三		四		二			三	21	6	31	15	46
四			二		二											三	三	三	三	8	12	20	24	44
四			二													三				2	3	14	15	29
																						10	3	13
								一												1		15	6	21
四	四	四	四	二	四	四	一	一	四	二	二	三	二	四	二	二	一	二	五三	七	一一五	四九	一六四	

［別紙二］

北海道大学獣医学部規程（新制）

第一章　学期

第一条　学年を分けて次の二学期とする

第一学期　四月一日より九月三十日

第二学期　十月一日より翌年三月三十一日

第二章　学科課程

第二条　学科課程は別表に依る

第三条　学生は別表課程による学科目、実験、実習を履修しなければならない。

第四条　学生は前条による課程以外の学科目を履修しようとするときは学部長の認可を経て授業を受けることが出来る。この場合は単位及成績を記録する

第五条　学生は学期の始めに履修する学科目、実験、実習を学部長に申請し其の承認を受けなければならない。

第六条　他学部の学科目を履修しようとするときは学部長の認可を経て関係学部長の許可を受けなければならない。

第三章　進学及入学

第七条　本学部に進学出来るものは本学一般教養課程の所定単位数を取得したものとし定員を超える場合は学力考査を行い選抜する

第八条　前条の規程外のもので本学部に入学を志願するものがあれば教授会の議を経て入学の許否を決定する

第四章　試験

第九条　本学部学生で学士になろうとする者は別表の課程を履修し所定の単位を取得しなければならない。但し試験に不合格になったとき又は学部長の認可を経て受験しなかった学科目については次学年の終期又は教授会の議を経て定めた期間に試験を受けることが出来る

第十条　実験、実習の成績は考査を以って試験に代えることが出来る

第十一条　学科目、実験及実習の成績は優、良、可及不可を以って表わし優良可を合格とする

第五章　卒業認定

第十二条　第十条及第十一条の規程により所定の課程に合格した者には獣医学士の称号を授与する

第六章　聴講生

第十三条　本学部課程中の十科目以内の聴講を願出る者

には学年始めに於いて欠員ある場合に限り教授会の議を経て其の許否を決定する

聴講は学年毎にこれを許可する

第十四条　前条の規程により聴講を願出る者の資格は教授会の議を経て認定する

附則

この規程は昭和廿七年四月一日より適用する

［別表］

学科目単位表

獣医学部

必修科目	区分	講義				実習				単位			備考
学科目		2	3		4	2	3		4	講義	実習	計	
		後	前	後	前	後	前	後	前				
家畜解剖学		4	2	2						8		8	（含組織発生学）
家畜生理学		2	2	2						6		6	
家畜微生物学			2	2						4		4	
家畜病理学			1	1	2				2	6		6	
家畜薬理学				2	2					4		4	
家畜医化学		2	2							4		4	
家畜内科学			2	2	2					6		6	（含診断及皮フ病）
家畜伝染病学				2	1					3		3	
家畜外科学			2	2	1					5		5	（含蹄病眼科）
家畜臨床繁殖学					2				2	4		4	
獣医公衆衛生学					2				2	4		4	
家畜衛生学					2					2		2	
家畜寄生虫病学			1	2						3		3	
畜産学		2	2							4		4	

家畜解剖学実習	家畜生理学実習	家畜微生物学実習	家畜病理学実習	家畜薬理学実習	家畜医化学実習	獣医公衆衛生学実習	家畜内科実習	家畜外科実習	家畜寄生虫病学実習	計	撰択科目	家畜育種学	乳製品製造学	肉製品製造学	家畜飼料学	家畜栄養学	推計学	乳製品製造学実習	肉製品製造学実習	牧場実習	計
										10											
										16		2									2
										17		1									1
										14			1	2	2						5
										6			2	1	2						7
2	1				1					4											
4	1	1	1			1				6											
1		1	1	1				1		5											
			1	1			1	2		6								1			1
						1	2	1	1	6											1
4	4	2	4	2	2	2	4	4	2	63		3	3	3	2	2	2				15
4	2	2	4	2	2	2	4	4	2	27								1	1		2
4	2	2	4	2	2	2	4	4	2	90		3	3	3	2	2	2	1	1		17

（含組織発生学実習）

（含診断実習）

（含外科手術）

①撰択科目は十単位以上履修するものとす

②牧場実習は夏季休暇一週間の実習を以つて一単位とす

五―〇二七
体育、音楽募集について

一九五二年十月三十一日

「教育学部教授会議事録」（〇〇〇一―〇三九）

・昭和二十七年十月三十一日（金）三時より

［中略］

6．体育、音楽募集について。

学部長より体育、音楽科の存続について文部省に於いて玖村、春山両課長との交渉の顛末（テン）について仔細説明、募集しがたき実情を述べ、尚学長帰学の上決定する旨回答あり。

天野教授より体育科の立場を縷々と説明衷情を述べ入学募集方の要請あり。

学部長より別枠として募集することは困難であるけれども二十八年度教育学部入学生として募集することは差支ない旨応答あり。

五―〇二八
卒業式及卒業証書文案について

一九五三年一月二十日

「評議会議事録」（〇〇〇九―四四）

一月廿日（火曜日）午后三時　協議会に引続き開催

［中略］

一、卒業式及卒業証書文案について

本年の卒業は新、旧同時であるが為め其の式は同時に行ふことが不可能であり従って二日に別けて行ふこととゝし其の日取りを左記の通り決定した

旧制は三月廿四日

新制は三月廿五日

水産学部は更に別の日

新制の卒業証書の文案の様式については別紙一案の通り決定した

［別紙］

新制「卒業証書」一案

㊞　卒業証書

都道府県名
氏名
年月日生

本学理学部規程により物理学科所定の課程を修めたことを証する

北海道大学理学部長理学博士氏名

本学理学部長の認明により卒業証書を授与し○○学士と称することを認める

昭和二十八年三月二十五日

北海道大学長農学博士　氏名

理第　号

仝　二案

証書

都道府県名
氏名
年月日生

本学理学部規程により物理学科所定の課程を修めたことを認める

北海道大学理学部長理学博士氏名

本学理学部長の証明を認め茲に北海道大学の印を鈐する

昭和二十八年三月二十五日

北海道大学長農学博士　氏名

理第　号

［注記］別紙卒業証書様式案の押印位置を示す記号を省略した。

医学部附属看護学校学則

一九五三年二月二十五日
『北海道大学一覧　昭和二十七年』

医学部附属看護学校学則

第一章　総則

第一条　本学は学校教育法第八十三条による学校にして新制度の看護婦たるに必要なる専門学科、技術並びに教養を授けるを以て目的とする。

第二条　本学の修業年限は三箇年とする。

第三条　本学の毎年入学生徒定員は六十名とする。

第二章　学科課程

第四条　学科並びに実習課程及び毎週授業時数は左の通り定める。

㈠学科

学科目	総時間数	毎週時間数			担当者別	備考
		一学年	二学年	三学年		
医科学概論	一五	二				
解剖学生理学	九〇	六				
細菌学	四五	三				
物理・化学	六五	二				
公衆衛生概論	三〇	三				
個人衛生	二〇	二				

精神衛生	一五	二			
栄養及び食餌療法	四五	三			医師並びに栄養士
統計	一五	一			
薬理学	三〇		二		
教育学	三〇		二		教育心理を含む
社会学	三〇		二		
心理学	三〇		二		
社会福祉	二〇			三	社会保健、社会保障、社会事業
文学		一	一	一	
外国語		二	二	一	独語、英語
音楽		一	一	一	
体育		一	一	一	
看護学	六九〇				各学年配当時数は内訳の通り

※外に書道、美術、茶華道、洋裁を選択科目として授く。

㈡看護学内訳

学科目	総時間数	毎週時間数 一学年	二学年	三学年	担当者別	備考
看護歴史	二〇	二			看護婦による	保健婦、助産婦に関する歴史を含む
看護倫理	二〇	二		二	同右	職業的調整を含む
基礎看護法及び実地	一三五	六			同右	
公衆衛生看護概論	一〇		二			保健事業の原理と実際の概論
内科学	六〇	二			医師による	保健予防指導を含む
同　看護法	三〇	一			看護婦による	同右
外科学	四〇	二			医師による	同右
同　看護法	四〇	一			看護婦による	内手術室　一〇時間
整形外科学	一五	二			医師による	保健予防指導を含む
同　看護法	一五	一			看護婦による	同右
理学療法	一五			二	医師による	同右
伝染病学	五〇		二		同右	結核、寄生虫を含む
同　看護法	三〇		一		看護婦による	保健予防指導を含む
						同右

小児科学	四〇	二		医師による	同右
同　看護法	二〇	一		看護婦による	同右
産婦人科学	五〇	二		医師による	母性衛生、助産概論を含む 保健予防指導を含む
同　看護法	二〇	一		看護婦による	同右
皮膚泌尿器科学	一五		二	医師による	性病を含む 保健予防指導を含む
同　看護法	五		一	看護婦による	同右
眼科学、歯科学、耳鼻咽喉科学	三〇		二	医師による	口腔衛生を含む
同　看護法	一〇		一	看護婦による	
精神病学	一五		二	医師による	
同　看護法	一〇		一	看護婦による	

㈢臨床実習

1.病床その他の勤務			2.外来勤務		
科目	自第一学年 至第三学年	備考	科目	自第一学年 至第三学年	備考
内科	一六		内科	三	
外科	一六		外科	二	

小児科	一二		小児科	三		
産婦人科	一四		産婦人科	三		
内　産科	八	男子には行わず	耳鼻咽喉科	二		
新生児	二	同右	眼科	二		
婦人科	四	同右	歯科	二		
伝染病	一〇	結核を含む	皮膚泌尿器科	二		
手術室	一〇		精神神経科	四	男子の時間数を増加する	
調理室	四		放射線科	二		
			保健所	一		

臨床実習総計　一〇八週

第三章　学年、学期、休業

第五条　学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

学年を分ちて左の三学期とする。

第一学期　自四月一日　至八月三十一日

第二学期　自九月一日　至十二月三十一日

第三学期　自一月一日　至三月三十一日

第一学年にありては入学より六箇月間を特に予科期とする。

第六条　休日は左の如く定める。

㈠日曜日、祝日　北海道大学記念日　開校記念日

開院記念日

㈡夏季休暇　二十一日間　冬期休暇　七日間

期日については臨床実習の関係上その都度之を定める。

第四章　入学、在学、退学

第七条　入学期は毎学年始めとする。

第八条　本学に入学を志願し得るものは、身体健全、品行端正であつて配偶者なく家事に係累なき女子で、左の各項に該当するものとする、

一、高等学校を卒業せる者、若くは其の年三月卒業見込の者

二、通常の課程による十二箇年の学校教育を修了したる者

但し通常の課程により之に相当する学校教育を修了したるものを含む

三、監督庁の定めるところにより之と同等以上の学力があると認められた者

(学校教育法施行規則第六十九条による)

1．外国に於て学校教育に於ける十二箇年の課程を修了したる者

2．文部大臣の指定したる者

3．その他本学に於て高等学校を卒業したる者と同等以上の学力ありと認めたる者

四、旧看護婦規則により都道府県知事より看護婦免許を受けたる者

五、従前の規程による高等女学校卒業者、又は専門学校入学者検定規程に合格したる者

第九条　入学志願者は入学願書に履歴書、第八条第一項より第三項の入学資格を証明すべき書類、高等学校長

の個人調書(高等学校を卒業しない者は該当責任者の)並びに身体検査書を添え、出身学校長を経て提出する。

第十条　入学志願者に対しては、智能考査、学力考査、個性考査(個人調書参照)並びに体格検査を行い許否を決定する。

第十一条　入学を許可されたる者は、指定の期日内に戸籍抄本並びに保証人連署の誓約書を提出する。

第十二条　保証人は二名を要し、其の中一名は学校所在地又は其の近郊に居住し、何れも生徒の身上に関し一切の責任を果し得るものであることを要する。

第十三条　生徒及び保証人の身分上の異動又は住所の変更ありたる時は直に届出ること。

第十四条　生徒が欠席する時はその理由を具して届出で、病気の時は医師の診断書を添えること。

第十五条　生徒は学校長の許可を得ることなく他の学校に入学を志願し又は各種の試験に応ずることは出来ない。

第十六条　病気又は事故によつて修業出来ぬ者は、医師の診断書又はその理由を証する書面を添え保証人連署の上、一箇年以内の休学を願出ることが出来る。

第十七条　休学の理由止みたる者は、詮議の上元学年に復学させる。

第十八条　病気その他止むを得ぬ事由に依り退学せんとする者は、其の事由を詳記し、保証人連署の上願出て学校長の許可を受けること。

第十九条　学校長は左の各項の一に該当する者には退学を命ずる。

一、性行不良にて改悛の見込が無いと認められる者
二、学力劣等で成業の見込が無いと認められる者
三、正当の理由なくして出欠常でない者
四、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したる者

第五章　成績考査、進級、卒業

第二十条　生徒の成績は、学科及び臨床実習に対して日常の成績並びに試験に依つて之を定める。

第二十一条　試験は各学期末毎に定期的に行う外随時之を行う。

第二十二条　各学期の成績を平均したるものを以て其の学年の進級成績とし各学年の成績を平均したるものを以て卒業成績とする。

第二十三条　成績は点数を以て之を表し、各学科目並びに臨床実習各々百点を満点とし、六十点以上を合格とする。

生徒には評語を用いる。之に関する規程は別に定める。

第二十四条　生徒は病気その他止むを得ない事由により試験日に欠席する者は、当日までに其の事由を附して届出る。

但し病気の場合は医師の診断書を添付することを要する。

第二十五条　試験に欠席したる理由が止むを得ないと認められた場合は追試験を許可する。

第二十六条　学科並びに臨床実習の欠席日数が二十一日を超えた場合はその補充を受けなければならない。

第二十七条　本校所定の全学年の課程を修了したる者には卒業証書を授与する「。」

第二十八条　卒業証書を授与されたる者は新制度の看護婦の国家試験を受験する資格あるものと認められる。

第六章　授業料、入学料、学資金

第二十九条　入学手数料、授業料は之を徴収しない。

第三十条　生徒には学資金を与える外、食糧、被服、文房具等の現物を予算の範囲内にて支給する。支給細則は別に之を定める。

第三十一条　生徒が在学中、中途退学を命ぜられ又は許可せられたる場合は在学中に支給したる学資金の償還を命ずる。

但し情状により学校長は其の一部又は全額を免除することが出来る。

五―〇三〇　医学部附属助産婦学校学則

一九五三年二月二十五日
『北海道大学一覧　昭和二十七年』

医学部附属助産婦学校学則

第一章　総則

第一条　本学校は保健婦、助産婦、看護法（法第二〇三号改正第一四七号）による教育を行い北海道大学医学部附属病院に必要な助産婦を養成するとともに社会に必要な助産婦の教育を行うことを目的とする。

第二条　本学の修業年限を一箇年とする。

第三条　生徒の定員は二十名とする。

第二章　学科課程

第四条　学科並びに実習の課程は左の如く定める。

一、学科

学科名	総時間数	一週宛時間数
産科学	九〇	
正常妊娠	二〇	二
正常分娩	二〇	二
異常妊娠	二〇	二
異常分娩	二〇	二
正常並びに異常産褥	一〇	一
新生児学	四〇	四
助産の原理及び実際	一三〇	
助産倫理及び助産史	一五	二
助産法	八〇	八
母性保健指導	二〇	二
乳児保健指導	一五	二
母子衛生行政	二〇	二
衛生教育	一〇	一
社会学	一五	一
栄養	一五	一
医療社会事業	一五	一
研究	三〇	二
計	三七〇	時間以上

二、臨床実習

学科名	週	備考
分娩室	八	予備室を含む
新生児童[室]及び褥婦室	六	
産科外来	六	
保健所実習	二	
計	二二	週以上

第三章　学年、学期、休業

第五条　学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六条　学年を分ちて左の二期とする。

前期　自四月一日　至九月三十日　六箇月間

後期　自十月一日　至三月三十一日　六箇月間

第七条　休日は公暇日の外左の通り定める。

一、定期休暇は二十日間とし実習の関係上随時与える。

二、其の他の休暇

祝日、北海道大学記念日、開院記念日、開校記念日

第四章　入学、在学、欠席、退学

第八条　本学校の入学資格は左の通り。

一、品行方正、身体健全にして家事に係累なき者

二、法第二十一条の左の各項の一に該当する者

1. 文部大臣の指定した学校に於て三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者

2. 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者

3. 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦前二項に規定する学校又は養成所に於て二年以上修業した者

第九条　入学資格者は入学願書、履歴書、身体検査書、出身養成学校、養成所の個人調書並びに前条第二項第三項の資格を証するところの書類を添えて提出する。

第十条　病気又は事故によつて修業出来ぬ者は医師の診断書又はその理由を証する書面を添えて保証人連署の上六箇月以内の休学を願出ることが出来る。

第十一条　休学の事由止みたる者は詮議の上復学させる。

第十二条　病気事故等により欠席する者は必ず欠席届を提出せなければならない。学年欠席十日以上にわたるときは何等かの方法で補充せねば卒業することが出来

ない。

第十三条　病気又は止むを得ぬ事由により退学せんとする者は其の理由を詳記し保証人連署の上願い出で学校長の許可を受けること。

第十四条　学校長は左の各項の一に該当する者には退学を命ずる。

一、性行不良

二、学力劣等、実習怠慢

三、正常の理由なくして出席常ならぬ者

四、学校の秩序を乱し生徒として本分に反したる者

第五章　成績考査、卒業

第十五条　生徒の成績は学科並びに実習につき日常成績及び試験によつて之を査定する。

細則は別に定める。

第十六条　各期末の成績を以つて卒業成績とする。

第六章　入学料、授業料、学資金、其の他の給与

第十七条　入学手数料並びに授業料は之を徴収しない。

第十八条　生徒は寄宿舎に収容し食餌を与え学資金を給する其の支給細則は別に之を定める。

第十九条　生徒には予算の範囲内にて被服を貸与し其の一部を給与することがある。

支給細則は別に定める。

第二十条　生徒が在学中退学を命ぜられ又は許可された場合には在学中支給した学資金の償還を命ずる。但し情状により学校長は其の一部又は全額を免除することが出来る。

五―〇三一　学生証について

一九五三年三月六日

「評議会議事録」（〇〇〇九―四五）

三月六日（金曜日）午前十時開会

［中略］

一、学生証について

本年度から別紙様式による学生証を全学生に交付しやうとするもので之に関し学生部長から説明あり承認可決せらる

尚現在本年の新入生のみでなく現に交付してある学生に対しても全部一斉に更めて交付すること

医学部については医学部入学の際新規に交付すること

［後略］

［別紙］

学　生　証　号　昭和年

昭和年　昭和年　昭和年

昭和年　昭和年　昭和年

北海道大学

氏名

生　大正昭和　年　月　日

一、本学々生たるの身分は本証をもって証明される。
二、本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
三、本証は毎年四月に各学部（教養部を含む）の検印を受けなければ爾後その効力を失う。
四、本証は登学の際必らず携帯すること。
五、本証を紛失したるときは直ちに届出ること。
六、本証は卒業、退学等により学籍を離れた場合には直ちに返納すること。

［後略］

五―〇三二

学内学生団体届出認可に関して

一九五三年六月十一日

「教務書類綴　昭和二十八年度　一般教養部」
（教養部関係資料〇一三三）

海大学第435号
昭和28年6月11日

一般教養部長殿

学生部長　高倉新一郎

学内学生団体届出認可に関して

昭和28年6月1日現在における学内学生団体継続並に新規の設立届出の団体（別紙一覧表の通り）は認可となつたから通知いたします

［別紙］

昭和二十八年度　学内学生団体届出一覧表

六月一日現在

北海道大学体育会	馬術部
〃	弓道部
〃	硬式庭球部
〃	水泳部
〃	ラグビー部
〃	スキー部
〃	山岳部
〃	軟式庭球部
〃	ヨツト部
〃	空手部
〃	バスケツトボール部
〃	陸上競技部
〃	陸上ホツケー部
〃	卓球部
〃	バトミントン部
〃	蹴球部
〃	柔道部
〃	バレーボール部
〃	野球部
北海道大学体育会漕艇部	スケート部

北海道大学文化団体連合会
〃　邦楽部　尺八研究会
〃　哲学研究会
〃　平和の友の会
〃　文学研究会
民主々義科学者協会　北大学生部
北海道大学交響楽団
〃　映画研究会
〃　美術部　黒百合会
〃　ソナテ会
〃　合唱団
〃　演劇研究会
〃　仏蘭西文学会
〃　木靴座
〃　社交舞踏研究会
〃　カトリック研究会
〃　英語研究会
〃　囲碁研究会
札幌学生赤十字奉仕団北大医分団
キリスト者学生青年会（ＹＭＣＡ）
北海道大学カメラ倶楽部
〃　オリオンソサイエテイ
〃　詩人会
〃　新聞会
〃　中国研究会
中日学生好友会
北海道大学学生輸血協会
〃　精神科学研究会
〃　日曜コンテスト会
〃　自然誌研究会
〃　仏教研究会

［注記］出典資料は複写物。原文一部横書き。

五―〇三三　北海道大学医学部薬学科設置理由書

一九五三年九月

「北海道大学医学部薬学科設置申請書」（企画課／二〇一九／〇〇八六）

北海道大学医学部薬学科設置理由書

医学と薬学が協力して初めて人類疾病の治療にその効果を発揮することは臨床上有効なる製薬の完成が大学医学部の薬学科より幾多の研究成果を挙げつゝあることから見ても明かである。

本道は石炭資源に恵まれ更に広凡なる土地を利用する薬草の栽培にも適し薬学工業発展の好条件具備してをり北海道総合開発の一環としてこの種事業が計画され将来薬学技術者の需要頓に増加する事は予測するに難くない。

即ち北海道には薄荷、除虫菊、ミブヨモギを始め、三五〇余種の有用薬草を産しこれ等は全国生産量の80％を占めておる。然るにこれ等薬草の大部分は原料のまゝ道外に搬出されておる現状であつてこれは要するに北海道に薬学工業の見るべきものなく又薬学技術者の不足が大きな原因をなしておるものと考えられる。

実際今日北海道在住の薬剤士はわずかに一、五四一名に過ぎず、これ等は現在の公私立病院、衛生機関、民間の薬局を対象としても尚且つ三〇〇〇名の薬剤士が不足し又本道の薬学志望の子弟は三五〇名を超へこれ等は現に皆仙台、東京、其他の方面に進学しておる現状である。されば薬学技術者養成機関の設置要望は数年前より道民の輿論となり既に北海道議会に於てもその必要を認めてこれを援扶し又最近北海道薬剤士協会も道民の輿論を反影して去月二十六日北大医学部薬学科設置促進期成会を設立して積極的な活動を開始しておる次第である。

こゝに以上の理由により本学医学部に薬学科を新設し薬学の研究と薬学技術者を養成して北海道の開発を推進し以て我国産業の発展に貢献せんとするものである。

五―〇三四　幼稚園のことについて

一九五三年十二月十八日

「教育学部教授会議事録」（〇〇〇一―〇七一）

昭和二八・一二・一八（金）午后三時半より

［中略］

(3)幼稚円[園]のことについて

学部長より幼稚円[園]を大学院の研究附属として必要であり、文部省えも説明して来たが、幼稚円[園]は養護研究室のもののみでなく教育学部としての研究機関として教育心理の実験室といふことにしたい。

円[園]長を奥田教授とし、研究を三宅助手にした。保母は林田雇と云ふ機構にしたい。

意見交換された結果三十年度に学部予算に請求する。

差当り保母の部屋をつくること、これは太田事務長実地に当つて研究、早急に解決すること。

以上

五―〇三五　北海道大学大学院通則制定について

一九五四年三月十七日

「評議会議事録」（〇〇一〇―〇三）

評議会議事録　案

一．日時　昭和二十九年三月十七日（水）

自午後一時卅分
至午後四時卅分　於農学部会議室

［中略］

六．北海道大学大学院通則制定について

局長からこの案は大学院委員会に於て慎重審議された旨の説明があり原案を朗読した。（ここで市川、黒沢両評議員退室）竹岡評議員及び文学部長から論文審査員には教授及び助教授をも加えられたいとの意見が出されたがこれは各研究科の内規等で考慮されるべきものであるとの学長の意見があり評議員よりも同様の発言があつて異議無く別紙の通り承認された

［後略］

［別紙］

北海道大学大学院通則〔案〕

第一章　総則

第一条　大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第二条　大学院に次の研究科をおく。

文学研究科
教育学研究科
法学研究科
経済学研究科
理学研究科
工学研究科
農学研究科
獣医学研究科
水産学研究科

第三条　各研究科に修士課程及び博士課程をおく。

2　修士課程は、学部において履修した一般並びに専門教養を基礎とし、ひろい視野に立つて専攻分野を研究し、精深な学識と、研究能力を養うことを目的とする。

3　博士課程は、独創的研究によつて従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第四条　修士課程の修業年限は二年とする。

2　修士課程には、四年をこえて在学することができない。

第五条　博士課程の修業年限は三年とする。

2　博士課程には、六年をこえて在学することができない。但し第二十三条第二項の期間は、本項の期間に算入しない。

第六条　学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第七条　学年を分けて左の二学期とする。

第一学期　四月一日から九月三十日まで。
第二学期　十月一日から翌年三月三十一日まで。

第八条　学年中の定期休業日は左の通りとする。

日曜日
国民の祝日

本学記念日　二月六日
春季休業　四月一日から四月七日まで
夏季休業　七月十一日から九月十日まで
冬季休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで
2　春季、夏季及び冬季休業日は、必要により変更することがある。
3　臨時休業日は、そのつど定める。

第九条　各研究科の一学年学生定員は、別に定めるところによる。

第二章　入学、転入学

第十条　入学の時期は毎年四月とする。

第十一条　修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、なお所定の選考に合格した者とする。
一　新制大学を卒業した者
二　新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
イ　旧大学令による大学を卒業した者
ロ　旧高等師範学校規程による高等師範学校専攻科を卒業した者
ハ　旧中等学校令による中等学校若しくは、高等女学校を卒業した者、又は旧専門学校入学者検定規程により、これと同等以上の学力を有する者と検定された者を入学資格とする、旧専門学校令による修業年限五年以上〔予科の修業年限を含む〕の専門学校を卒業した者
三　外国に於て、学校教育における十六年の課程を修了した者

第十二条　博士課程に入学できる者は、修業年限二年以上を要する大学院修士課程を修了した者で、所定の選考に合格した者とする。

第十三条　入学を志願する者は、願書に別に定める指定の書類を添えて、当該研究科長に提出しなければならない。

第十四条　他の大学の大学院に在学する者が、所属の大学の学長の許可書を添えて、本学の大学院に転学を願い出たときは、当該研究科で考査の上、許可することがある。
2　前項の場合、他の大学の大学院において履修した科目単位数及び在学年数は、その一部又は全部を研究科委員会の議を経て通算することができる。

第三章　休学、退学及び除籍

第十五条　病気、その他の事由により二ヶ月以上修学できない場合は、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、研究科長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

第十六条　病気、その他の事由により、修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

第十七条　休学期間にその事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て、復学することができる。

第十八条　休学期間は、在学期間に算入しない。

第十九条　病気、その他の事由により退学しようとする者は、事由を具して研究科長に退学願を差出し、その許可を受けなければならない。

第二十条　左の場合に該当する者は、当該研究科委員会の議に基き、学長これを除籍する。

一　修士課程にあつて、在学四年にして、なお所定の単位を修得し得ないとき

二　博士課程にあつて、在学六年にして、なお所定の単位を修得し得ないとき

三　欠席長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき

四　授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき

第四章　学科目及び履修方法

第二十一条　各研究科の専攻課程、学科目及び学位は別に定めるところによる。

第二十二条　修士課程においては、各研究科規程の定めるところにより、専攻課程の所要の学科目につき三十単位以上を取得し、且つ学位論文を提出して、その審査並びに試験に合格しなければならない。但し研究科の専攻課程の指導教授が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て他の専攻課程又は学部の学士課程の科目を指定して履修せしめ、修士課程の単位とすることができる。

2　修士の学位論文は在学期間中に提出しなければならない。

第二十三条　博士課程においては各研究科規程の定めるところにより、専攻課程の所要の学科目につき、二十単位以上を取得し、且つ学位論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格しなければならない。

第五章　学位授与

第二十四条　修士及び博士の学位論文の審査は、当該専攻課程の教授及び関連科目担当の教授を審査員として行い、その報告に基き、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証の上、夫々所定の学位を与える。

第二十五条　修士課程及び博士課程を修了した者には、所属の研究科に従い、左の学位を与える。

文学研究科	文学修士　文学博士
教育学研究科	教育学修士　教育学博士
法学研究科	法学修士
経済学研究科	経済学修士
理学研究科	理学修士　理学博士
工学研究科	工学修士　工学博士
農学研究科	農学修士　農学博士
獣医学研究科	獣医学修士　獣医学博士
水産学研究科	水産学修士　水産学博士

第六章　懲戒

第二十六条　本通則に違反し又は学生の本分に反する行為があつたときは、大学院委員会の議を経て本学通則を準用し、これを懲戒する。

2　懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第七章　入学検定料、入学料、授業料

第二十七条　入学又は転入学を志願する者は、入学検定料金四百円を納付しなければならない

第二十八条　入学又は転入学を許可された者は、入学料金四百円を許可の日より二十日以内に納付しなければならない。

第二十九条　授業料は年額金九千円とする。

第三十条　授業料は毎年四月〔第一期〕及び十月〔第二期〕において、各年額の二分の一を納付しなければならない。

2　納付日は別にこれを定める。

第三十一条　退学又は除籍の場合においては、その期の授業料を納付しなければならない。

第三十二条　一期間を通じて休学したときは、その期の授業料はこれを徴収しない。

但し授業料徴収期日前に休学する者の授業料は、その月分を、授業料徴収期日後に休学する者の授業料は、その期分を納付しなければならない。

2　復学した者は、その月から月額金七百五十円の割

で授業料を納付しなければならない。

第三十三条　学資の支弁が困難な者に対しては、その事情により授業料の全部、若くは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2　前項により、授業料の免除又は猶予の許可を受けようとする者は、毎学期授業開始前に事由を具して、当該研究科長を経て学長に許可を願い出なければならない。

3　授業料を免除された者で、その事由が止んだときは、その翌月から月額金七百五十円の割で納付しなければならない。

第三十四条　既納の入学検定料、入学料、授業料は、いかなる事由があつても返付しない。

第八章　外国人特別学生　委託生及び聴講生

第三十五条　外国人特別学生、委託生及び聴講生の制度を設け、定員外とする。

第三十六条　外国人特別学生、委託生及び聴講生については、各研究科の定めるところによる。

第三十七条　外国人特別学生、委託生及び聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは証明書を交付する。

第三十八条　外国人特別学生、委託生及び聴講生の入学検定料は金四百円とし、入学料は金四百円とする。

2　外国人特別学生、委託生及び聴講生の聴講料は、一単位につき金二百円とする。

3　既納の入学検定料、入学料及び聴講料は返付しない。

4　外国人特別学生、委託生及び聴講生にして、本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為のあつた者は第二十六条を準用して、これを懲戒する。

附則

本通則は昭和二十八年四月一日から施行する。

五―〇三六

北海道大学学寮規則の制定について

一九五四年九月一日

「評議会議事録」（〇〇一〇―〇七）

評議会議事録

一．日時　昭和二十九年九月一日（水）　自午后三時半 至仝四時二〇分　於本部会議室

［中略］

一．北海道大学々寮規則の制定について

学生部長、厚生課長より、この規則の立案の経過並に内容につき詳細説明あり、之に対し委員より種々質疑、注意等があつて全員異議なく承認。

［後略］

［別紙一］

北海道大学学寮規則〔案〕

北海道大学学寮規則を別紙のとおり制定する。

附則

この規則は昭和二十八年　月　日から施行する。

［別紙二］

北海道大学々寮規則（案）

第一条　北海道大学に左の学寮を置き本学々生を収容する

恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学寮、月寒学寮、楡影寮、女子寮、北辰〔晨〕寮、啓徳寮

第二条　各学寮は本規則にのつとり自治運営に関する寮則をもうけ之を学生部長に届出ねばならない

第三条　各寮定員は別表で定める

定員を超えて入寮させるときは当該学寮に諮らなければならない

第四条　各学寮は入寮生を詮衡決定し之を書面により学生部長に届出る

学生部長は各学寮が決定したものに入寮を許可する

第五条　寮生は寮費として一人月額一〇〇円を納入しなければならない

正当の理由なく納入を怠り催告を受けてもなお納入しないものには退寮を命ずることがある

納入の方法は別に定めるところによる

納入した寮費は如何なる理由によるも返付しない

第六条　左のものは在寮することは出来ない
一、学医により健康上集団生活に適さないものと認められたもの
一、本学学生たる身分を失つたもの
一、各寮の寮則により退寮を決定されたもの
第七条　学寮の建物及施設を毀損又は亡失したものに対しては弁償させることがある
第八条　寮生以外の者を仮泊させてはならない。止むをえない場合には寮の代表者を経て所定の手続書類により事前に学生部長に願出るものとする。但し事前に願出ることが困難な場合には事後に届出るものとする
第九条　寮内に於ける寮が主催する寮外者を含む行事は事前に学生部長に届出なければならない

附則

この規則は昭和二十九年九月一日より施行する
寄宿舎規程はこれを廃止する

別表

学寮名	定員数
恵迪寮	三二〇名
北学寮	八〇名
進修学寮	二九名
桑園学寮	四〇名
月寒学寮	二二名
楡影寮	五三名
女子寮	二〇名
北辰[展]	二八〇
啓徳	三二
函館	

五―〇三七　昭和二十九年度一般教養部在籍学生の移行に関する選考方法

一九五四年

「学科委員会会議記録　昭和二六年四月　昭和三五年一二月」（教養部関係資料〇〇五九）

昭和29年度一般教養部在籍学生の移行に関する選考方法（参考）

1. 三期末に於ける専門学部学科えの移行は本方法により移行委員会が行う。
2. 移行対象学生を成績総点によつて類毎にA、B、C、Dの4グループに分ける。
3. 成績総点は各学生の取得した優を3点、良を2点、可を1点、不可を-1点とし総計して算出する。この際正規の手続をして試験に欠席したものは0点、無届欠席者は不可と同じく-1点として計算する。（手続きに関しては事務教ム掛でとり扱う）
4. 総点数が最低基準（今期の実績により点数を定めるが一応留置に準ずる程度のものとし決定後に発表する）に満たざるものをD級とし残りを成績順に上位よりA、B、Cの三級に分ける
5. 総点の同じものは優の数多きものを上位とする。優の数同じときは良の数多きものを、良の数も同じときは可の数多きものを上位とする。
6. 学生の属する級別は移行の詮衡前に各自に示されるものとする
7. 移行の詮衡前に（予備的に）全学生より第一志望を徴し学部学科別にその志望者数を前年度の実情と共に発表して各学生の参考に供する
8. 定められたる期日迄に全学生は自己の進学せんとする学部学科につき第一志望と第二志望を明記した志望調書を提出する　但し期日に遅れたものは詮衡から除外する
9. 移行の第一次詮衡は次の順序により学部学科の定員を順次うめることによつて行われる

イ、A級の第一志望を成績順に割当てる　定員をこえたるものは第二志望（ハ）にまわす。

ロ、B級の第一志望を前項と同じく割当てる　定員をこえるものは第二志望（ホ）にまわす。

ハ、A級の第二志望を割当てる（なお定員をこえるものは第二次詮衡にまわす）
ニ、C級の第一志望を前同様に割当てる
ホ、B級の第二志望を割当てる
ヘ、C級の第二志望を割当てる
ト、以上によりなお定員をこえたるものは第二次詮衡にまわす
10. 第一次詮衡により移行の決定したものの変更は認めない。
11. 第一次詮衡により移行の決定しなかつたもの並に学部学科の欠員数を公示し一定期間後前回同様第一志望と第二志望を明記した第二回目の志望調書を提出させる
12. 第二次詮衡は第一次のそれと同様の方法をくりかえして行う。但しBの第二志望の次にDの第一志望を割当てその次にCの第二志望更にDの第二志望を割当てるものとす。
13. 転類者は第二次詮衡に於いて取扱われる
14. 以上によりなお決定しない場合は同じ方法を更にくり返し行うものとす　小〔少〕数の場合は移行委員会にその学生をよび相談の上決定することがある
15. 学部により特に要望科目ある場合はこれを欠くものはその学部の志望については総点数の如何に拘らず除外せられることがある〔例えば工学部に於ける図学、数学（8単位以上）物理（4単位）以上の如し〕法学部西洋史を含む歴史8単位以上
16. 来年度医学部の受験を希望するものは志願調書に㊞と朱書すること
17. 第1次選考で定員に満ちた学科に移行したものは㊞を記入するとしないとに拘らず来年度医学部の受験を許さない。但し理学部に移行したものはこの限りでない
18. 第一次選考で定員に満ちた学科に一応入つた学生で㊞と記入したものは本人を呼出して志望学部学科の変更をうながすことがある

［注記］　出典資料は複写物。原文横書き。

五―〇三八

新制大学院学位記の様式について

一九五五年二月十六日

「評議会議事録」（〇〇一二―〇二）

評議会議事録　案

一、日時　昭和三十年二月十六日（水）　自午後一時卅分 至午後三時　於本部会議室

［中略］

三、新制大学院学位記の様式について

局長から大学院修士課程、博士課程を修了したものの学位記制定について説明があり別紙の通り全員異議無く承認された

尚この様式については大学院委員会の審議を経たものである旨附言があった

［後略］

［別紙］

（大学院の修士課程を修了した場合）

学位記

本籍（都道府県名）
氏名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので〇〇修士の学位を授与する

年　月　日　北海道大学

大学之印

第　号

（大学院の課程を修了した場合）博士

学位記

本籍（都道府県名）
氏名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので〇〇博士の学位を授与する

年　月　日　北海道大学

大学之印

第　号

五―〇三九

北海道大学附置研究所研究生規程制定について

一九五五年四月二十日

「評議会議事録」（〇〇一二―〇四）

評議会議事録（案）

一、日時　昭和三十年四月二十日（水）　自午後一時卅分 至午後四時　於本部会議室

［中略］

四．北海道大学附置研究所研究生規程制定について

学長からこの規程案を審議願いたい旨の発言があり、局長から前回の評議会で附置研究所に研究生を置くことに決定されたので、これに関する規程を立案した。但し入所資格を通則の通り高等学校卒業以上とすることには疑問があるので、大学卒業以上とする案と、二案用意した旨詳細説明があり、更に学長から若し大学卒業以上と決定されるならば、通則の方はやがて研修員規定を廃止する際に研究生の入学資格を大学卒業以上と改めることにし度い旨の発言があり種々審議の結果入所資格については大学卒業以上と決定し、別紙の通り承認された

［後略］

［別紙］

北海道大学附置研究所研究生規程（案）

第一条　本学附置研究所に於て、特殊の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究所に於て適当と認め且つ支障のない場合に限り、これを研究生として入所させることが出来る。

研究生は指導教官の指導を受けて研究に従事する。

第二条　研究生として入所することのできるものは大学卒業者及びこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第三条　研究生にならうとする者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添えて当該研究所長に願出なければならない。研究所長は、当該所員会議の議を経て、これを許可する。研究生の指導教官は当該所員会議の議を経てこれをきめる。

第四条　研究生の許可は四月及び十月とする。但し特別の事情あるときはこれの限りでない。

第五条　研究生の研究期間はこれを一年とする。但し其の研究を継続しようとするときは理由を付し研究所長に願出ることができる。
研究所長は当該所員会議の議を経て期間の延長を許可することができる。
第六条　研究生の研究料は月額三百五十円を納付しなければならない。
前項の研究料は毎年四月及び十月に金一千百円づつ納付しなければならない。
第七条　研究生を志願する者は検定料金二百五十円を納付しなければならない。
第八条　研究生を許可された者は入学料金二百五十円を納付しなければならない。
第九条　既納の研究料、検定料、入学料はこれを還付しない。
第十条　研究上必要な経費は原則として本人の負担とする。
第十一条　研究生が他の業務に従事しようとするときは、所長の許可を受けなければならない。
第十二条　研究生を止めようとするときは、その事由を具し当該研究所長に願出なければならない。
第十三条　研究生で相当の成績があると認められた者には、当該研究所長は、研究証明書を付与することがある。
第十四条　研究生にして疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者については当該所員会議の議を経て所長これを除籍する。

附則

この規則は昭和三十年四月一日から施行する。

五―〇四〇　評議会の組織範囲について

一九五五年七月十三日

「評議会議事録」（〇〇一二―〇七）

評議会議事録　案

一、日時　昭和三十年七月十三日（水）　自午後一時卅分至午後五時　於本部会議室

［中略］

三、評議会の組織範囲について

学長からこの件につき再々審議されたが引続き審議に入り度い旨の言があり、高橋評議員より評議会は大学運営の審議機関であり、実行機関であつて、学部が中心となるべきで学部の附属機関から必ずしも評議員を出す必要はない、然しその附属機関が重要と認められる場合は評議会に入れるべきだと考へるとの意見あり、ついで学長から事務局としての案を求めた。よつて局長より、病院はその定員が相当に大きく、会計上の予算組織も別れ独立の形態をなしており、経理の面から大学としては病院を切離して運営することが出来ない。尚教育公務員特例法により部局長と定められておる。又図書館は新制大学に於ては、自学自習の場として特に一般教養の教育の方面において重要な使命を荷なつており且つ特例法上の部局長である。

次ぎに演習林は従来も大学の建設の面で多大の貢献をして来たが将来大学が特別会計となつた場合にはその果す役割は特に大きいと思はれるし、予算、施設、人員の点からも大きな機関である。

以上の観点から病院、図書館、演習林の長を評議会に入れることにしてはどうかと考へると事務局としての意見を述べ、時田評議員より水産学部の意向としては、現状維持の線が強かつたが、医学部、農学部の意向も考えて高橋評議員、事務局長の意見に賛成であるとの意見があり、宮崎評議員より評議会は重要な機関であるだけ、学部間のバランスは大事である。学部長と二人の学部教授が中心となるべきと考へる。法学部としては現状維持であるとの意見があり、種々論議の結果票決することとなり総数二十九、現状維持とするもの可十六、否十三で現状維持と決定。

［後略］

五―〇四一

スラブ研究所規程制定の件

一九五五年十月六日

「法学部教授会議事録」（〇〇〇二―六三）

第十七回定例教授会議事録

一．日時　十月六日（木）午後一時四十分開会

［中略］

議事

一．スラブ研究所規程制定の件

九月二十二日開催の教授会の了解事項に基いて修正した別紙原案につき審議の結果、将来第三条に法律部門を加えることがあるとの含みを持たせることを条件として原案通り承認した。

［後略］

［別紙］

法学部附置スラブ研究所規程

第一条　本学法学部にスラブ研究所を附置する。

第二条　本研究所は学内外の協力のもとにスラブ文化一般に関する研究を行う。

第三条　本研究所に左の五部門をおき研究事項を分担する。

一．歴史
二．政治
三．経済
四．国際関係
五．文学

第四条　本研究所に研究所員若干名をおく。

2　研究所員は学内外の教授・助教授・講師をもってこれにあてる。

第五条　本研究所に研究所員会議をおく。

2　研究所員会議は研究所の運営・組織・予算・人事・その他重要事項を審議する。

第六条　本研究所にその管理運営のため研究所長をおく。

2　研究所長は学部長のもとにおいてその事務を行う。

第七条　本規程の施行細則は別にこれを定める。

附則

本規程は昭和三十年七月一日よりこれを施行する。

五―〇四二

檜山演習林土地の寄附採納について

一九五六年一月十六日

『北海道大学所属国有財産沿革　天塩第二演習林、和歌山演習林、檜山演習林、海岸林造成試験地』

［前略］

認可申請書

海大第一〇一二号

昭和三十一年一月十六日

北海道大学長　杉野目晴貞

文部大臣殿

土地の寄附採納について

北海道檜山郡上の国村字小森三九六番地の二

一、原野　一〇〇町歩

此土地の所有人

檜山郡上の国村

上記の土地を本学演習林研究用地として所有人より寄附の出願ありて本学は添付事由書記述の通り必要なるものなれば此寄附を採納致し度につき御認可相成度申請致します。

添付書類

土地寄附調書

㈠　不動産の表示　［表略］

㈡　土地の所有人

檜山郡上の国村（土地登記謄本添付）

㈢　寄附採納の事由

北海道大学は終戦とともに樺太、朝鮮、台湾の研究用演習林を失い現在は北海道天塩郡、雨龍郡、苫小牧市の三ケ所に領有しているが何れも奥地に偏在して海岸に接する演習林が全々無いのでこれ等の研究に支障を来たし予てから道南海岸地帯に一ケ所の施設を要望して居つたのである。丁度今回所管換申請中の物件の所在地は日本海に面する海岸に接し海岸林造成試験に好適の地帯であると共にトド松の南限地帯ブナの北限地帯として林学上極めて興味深き地域であるのみならず北海道として杉、桐等の樹種の研究にも適し又水産部門に於ては暖流海面に於ける魚貝類の研究並に海洋学研究にも甚だ好適なる位置であるので北海道大学は旧米軍の施設で現在大蔵省普通財産に属する添付概況図

Aにある施設（建物五二〇坪六五と附属工作物）の所管換（目下申請中）を受け之れを基地として次の研究を為さんとする。

1. 海岸砂防林の造成試験
2. 特産樹種の造成　〃
3. 牧野林の造成　〃
4. 養　苗　〃
5. 特用作物栽培　〃
6. 家畜放牧に関する　〃
7. 果　樹　栽　培　〃
8. 有害昆虫に関する　〃
9. 海藻に関する　〃
10. 魚族移動に関する　〃
11. プランクトンに関する　〃
12. 地球物理に関する　〃
13. 海洋に関する　〃

然るに之れが演習林用地が無いので種々考究中の処地元上の国村に於ては本学の此挙に賛し上記の土地寄附を願出たもので此土地は前記の研究用地として最も適当なるものなれば本学は之れを採納致したい。

㈣　寄附採納後の利用目的

本学農学部附属演習林として使用する。

㈤　予算的措置

本学校費内にて逐次研究用植林等を施行するもので別途予算的措置は必要としない。

㈥　寄附人と本学との関係

上の国村に於ては本学の研究施設の設置により地元一般産業の自然向上を期待して進んで此寄附を申出たもので之れに対する何等の条件も無い。

以上

［中略］

学会第七八号

北海道大学長

昭和三十一年一月十六日付海大第一、〇一二号で申請のあつた貴学用土地の寄付受領を認可します。

昭和三十一年五月十一日

文部大臣　清瀬一郎

［中略］

昭和三十一年五月廿九日函館地方法務局江差支局において土地所有権移転登記済。

五―〇四三

北海道大学医学部附属温泉治療研究室規程制定について

一九五六年六月二十日

「評議会議事録」（〇〇一四―〇六）

評議会議事録（案）

一、日時　昭和三十一年六月二十日（水）　自午後一時卅分　至午後三時　於本部会議室

［中略］

二、北海道大学医学部附属温泉治療研究室規程制定について

学長から医学部附属温泉治療研究室規程を制定について審議願い度い旨はかり、安保評議員から本年度から国立学校設置法施行規則の一部が改正され医学部に温泉治療研究施設が設置されたので研究室規程を制定したい旨説明があり、庶務課長が同規程を朗読した。太秦評議員から第一条中「附置する」を「置く」に改めては如何か、又松岡小林評議員から第五条「この規程に定めるものの外必要な事項は別に定める」とあるはこの規程で定めてある以外は凡ての規程が定められる様にも考えられるし、又この第五条の条文の主旨が細則を設ける意味ならば別に条文にしなくても細則は設けられるのでこの条文は寧ろ削除すべきではないか等の意見があり種々論議の結果第一条中「附置する」を「置く」に改め、第五条全文を削除することにして全員承認した。

［後略］

［別紙］

北海道大学医学部附属温泉治療研究室規程

第一条　本学医学部に温泉治療研究室を置く。

第二条　本研究室は、温泉治療に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

第三条　本研究室に主任を置く。

2　研究室主任は、学部長のもとにおいてその事務を掌理する。

第四条　本研究室の事務は、北海道大学医学部附属病院登別分院事務部において行うものとする。

附則

この規程は、昭和三十一年四月一日より施行する。

五―〇四四

北海道大学創基八十周年記念行事日程

一九五六年九月一日
『北大時報』第二十九号

◎北海道大学創基八十周年を記念して左の行事を致します。

行事日程

九月十二日
クラーク博士歓迎レセプション　道、市、北大主催
〃［九月］十五日
午前十時　記念式挙行　於農学部前庭
正午　祝宴　於グランドホテル（来賓）
於各学部（職員、同窓生）
午后三時　記念会館定礎式及び祝宴
於中央講堂南東（挙式）
於中央講堂（祝宴）
午后五時　北海道大学同窓会連合大会
於グランドホテル
午后六時　記念講演会
於札幌市民会館
演題
1.癌を作るもの―癌細胞の究明―（十六M映画使用）
北大教授　牧野佐二郎
2.原子力の話　日本原子力研究所企画調査部長
嵯我根遼吉
3.学術映画「南極」
大学史料展覧　（来賓のみ）於図書館閲覧室
〃［九月］十六日
各学部、研究所等展覧（一般開放）
午后一時　記念講演会　於札幌市民会館
演題
1.新渡戸と有島　北大経済学部長　渡辺侃
2.世界平和　北大名誉教授　伊藤吉之助
3. aspiration the measure of life
米国シンシナチ大学教授文学博士
ウイリアム・エス［・］クラーク
行事日程（学生、文化団体）
九月十三日　音楽鑑賞サークル・レコードコンサート
於商工会議所ホール

十四日　カメラクラブ、写真展
〃　十五日　〃
十六日　わだつみ会、展示会
十五日　於法・文・経第一講義室
十六日
〃　十六日　童話研究会、人形劇　於中央講堂
〃　〃　エスペラント研究会、展示会
於一般教養十五号教室
〃　十七日　B・B・A会、講演会　於産業会館
〃　二十一日　映画研究会、映画会
於道新ニュース劇場
〃　二十二日　音楽三団体、演奏会　於中央講堂
〃　三十日　三曲研究会、演奏会　於中央講堂
〃　下旬　黒百合会、美術展　於丸善
〃　〃　女子学生の会、合唱　未定

五―〇四五　医学部附属診療エックス線技師学校学則制定について

一九五六年九月十二日

「評議会議事録」（〇〇一四―〇九）

評議会議事録　案

一、日時　昭和三十一年九月十二日（水）
自午後一時卅分　至午後三時　於本部会議室

［中略］

八　医学部附属診療エックス線技師学校学則制定について

安保評議員から本年四月に医学部に附属診療エックス線技師学校が設置されたので学則を制定したい旨の説明があり、庶務課長が学則案を朗読し今村、小林、松岡等の各評議員から字句についての意見があり種々論議の上、字句の訂正については事務局に一任することとして承認された。

［後略］

［別紙］

北海道大学医学部附属診療エツクス線技師学校学則

第一章　総則

第一条　本校は北海道大学医学部附属診療エツクス線技師学校と称する。

第二条　本校は診療エツクス線技師法第二十条第一号の規程する診療エツクス線技師の養成を目的とする。

第三条　修業年限は二箇年とする。

第四条　毎年度の入学学生定員は二十名とする。

第二章　学年・学期及び休日

第五条　学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六条　学年を分けて次の二期とする。

前期　自四月一日　至十月十五日

後期　自十月十六日至三月三十一日

第七条　休日は次の如く定める。

日曜日、祝日、開学記念日、開院記念日、開校記念日

春季休暇　自三月二十五日　至四月七日

夏季休暇　自七月二十一日　至八月三十一日

冬季休暇　自十二月二十五日至一月七日

臨時休日　其の都度之を定める。

第三章　学科並びに実習課程及び授業時数

第八条　学科並びに実習課程及び授業時数は別表の通りとする

第四章　入学・休学及び退学

第九条　入学期は毎学年の始めとする。

第十条　本校に入学を志願し得る者は身体健全、品行方正であつて左の各号の条件を満す者でなければならない。但し年令は満三十年未満の者とする。

一　高等学校を卒業せるもの、若しくは其の年三月卒業見込の者

二　旧制中等学校を卒業した者

三　診療エツクス線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部厚生省令第四号）第四条の二の規程により中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第十一条　入学志願者は本校所定の入学願書並びに履歴書に最終出身学校の調査書及び写真を添え、出身学校長を経て提出しなければならない。

2　前条の二・三項に該当するもので調査書を提出出来ぬ者は、これに代る証拠書類を提出せねばならない。

3　現に在職中の者は入学願書に所属機関長の受験承諾書を添えなければならない。

第十二条　入学志願者に対しては高等学校卒業程度の学力検査、身体検査及び人物考査を行い、出身学校長の調査書其の他を参考として入学の許否を決定する。

第十三条　入学を許可せられた者は指定の期日内に、保証人二名連署の上本校所定の誓約書を提出しなければならない。

2　前項の手続をしない者に対しては入学許可を取り消すことがある。

第十四条　保証人の一名は父兄とし、他の一名は札幌市内或は近郊に居住し独立の生計を営む者で、学生の一身上について責任を負うことの出来る者でなければならない

第十五条　本人及び保証人の身上の移動又は住所の変更があつた時は直に届出でなければならない。

2　保証人が資格を失い又は死亡した時は直に他の保証人を定めて届出でなければならない。

第十六条　学生が疾病其の他止むを得ない事由により欠席するときは、其の事由を添えて校長に届出でなければならない。

2　疾病の為一週間以上欠席するときは、欠席届に医師の診断書を添えなければならない。

第十七条　学生が疾病其の他止むを得ない事由に依り休学又は退学しようとするときは、其の事由を記して保証人連署の上願出で許可を受けなければならない。

2　休学又は退学の事由が疾病のときは医師の診断書を添えなければならない。

第十八条　休学の期間は一年以内とする。

2　休学期間がすんでもなお此の事由が継続する場合は、許可を得て更に一年以内休学することが出来る。

3　休学期間は在学期間に算入しない。

第十九条　休学の事由がなく無くなつたときは［ママ］願出で、許可を得て復学することが出来る。

2　前項の場合休学の事由が疾病であつたときは、医師の診断書を添えなければならない。

第二十条　疾病其の他特別の事由に依り修学が不適当と

認められるときは、願出での如何に拘らず休学を命ずることがある。

2　休学期間が通算して二年を越えるときは、退学を命ずることがある。

第二十一条　学生は校長の許可を受けなければ他の学校に入学若しくは転学し、又は各種の試験に応ずることが出来ない。

第二十二条　学生が左の各号に該当する場合は退学を命ずる。

一　性行不良で改悛の見込がないと認められる者。

二　学力劣等で成業の見込がないと認められる者。

三　正当の理由なくして出席常でない者。

四　学校の秩序を乱し、其の他学生としての本分に反した者。

第五章　褒賞及び懲戒

第二十三条　操行・学業共に優秀な者及び殊殊[特]の善行があつて他の模範となる者に対しては、之を褒賞することがある。

第二十四条　本校の規則に違背し又は学生の本分にもとる行為があるときは、其の軽重に従い之を懲戒する

2　懲戒は戒告・停学及び退学とする

第六章　成績　進級　卒業

第二十五条　学生の成績は学科及び実習に対して日常の成績並びに試験に依つて之を定める

2　学科試験は各期末又は科目の終了毎に行う。実習については試験を行わず平素の実習に於て之を決定する。

3　各期毎の全成績を平均したものをもつて進級成績とし、第二学年末に卒業試験を行い、其の平均をもつて卒業成績とする。

4　成績の評価は各科目・実習共一〇〇点満点とし、一科目・一実習は六〇点以上、学年及び卒業成績は六〇点以上をもつて各々合格とする。

5　試験に欠席した者及び合格点に達しない者は、夫々の科目に対して追試験及び再試験を行うものとする。但し其の得点は事情に依り三割以内を減ずることがある。

6　所定の全課程を修了し、卒業試験に合格した者には卒業証書を授与する。

7　卒業証書を授与された者は、国家試験受験資格ある

ものと認められる。

第二十六条　学年中所定の授業日数の三分の一以上欠席した者は、進級又は卒業することが出来ない。但し前条の規程に依る得点に達せぬ者でも、校長が適当と認めた場合は進級又は卒業することが出来る。

2　欠席日数が学年所定の授業日数の三分の一以内であつても、二十一日を越えた者については卒業を延期するか、其の他適当の方法で学科又は実習の補充をしなければ卒業することが出来ない。

第七章　入学検定料　入学料及び授業料

第二十七条　入学検定料・入学料及び授業料は徴収しない

第八章　雑則

第二十八条　この学則の施行についての細則は校長が別に之を定める。

附則

この学則は昭和三十一年四月一日から施行する

別表

学科	科目	第一学年時間数	第二学年時間数	合計時間数
基礎医学大要	解剖学及び生理学（局所解剖を含む）	九〇		九〇
	病理学	四五		四五
	衛生学及び公衆衛生学（細菌学及び消毒法を含む）	四五		四五
	物理学			一八〇
	物理学通論	九〇		九〇
	エツクス線物理学（放射能物理学を含む）	五〇	四〇	九〇
	電気工学	九〇		九〇
	化学			一三五
	化学通論	六〇		六〇
	写真化学	四五		四五
	生化学		三〇	三〇
	生物学			六〇

生物学概論		三〇	三〇
放射線生物学		三〇	三〇
数学	四五		四五
関係法規		三〇	三〇
設備及び材料			二一〇
診療エックス線設備	七五		七五
写真暗室及び写真用具	三〇		三〇
感光材料	三〇	三〇	六〇
造影剤及び補助用具		四五	四五
患者取扱法		三〇	三〇
エックス線発生装置操作法			一八〇
原理	三〇		三〇
エックス線発生装置規格		三〇	三〇
エックス線発生装置検査法		六〇	六〇
エックス線発生装置故障対策		六〇	六〇

撮影技術			一八〇
概論	三〇		三〇
一般撮影法	九〇		九〇
特殊撮影法		六〇	六〇
治療技術			一二〇
概論		三〇	三〇
エックス線測定法		三〇	三〇
一般治療法		三〇	三〇
特殊治療法		三〇	三〇
危害防止法			一五
フイルムの処理		六〇	六〇
エックス線設備整備法			六〇
装置の清掃		一五	一五
故障の応急処置		四五	四五
一般教養学科			一〇五
社会		週一時 三五	三五
英語	週一時 三五		三五
独逸語	〃 三五		三五
学科 計	九一五	七六五	一、六八〇

内容	第一学年時間数	第二学年時間数	合計時間数
実習 エックス線発生装置操作法	一五〇	四七〇	六二〇
撮影治療フイルムの処理			
エックス線発生装置整備法			
学科実習合計	一、〇六五	一、二三五	二、三〇〇

五―〇四六
文学部藤井教授問題

一九五六年九月二十九日
『北海道大学新聞』

文学部藤井教授問題

［中略］

問題発生までの経過

史学科学生一同の声明によくみられた〝永年にわたつて研究者学生に加えてきた有形無形の圧迫〟ということは史学科で出しているパンフレットによれば昭和二十五年頃から明白になつて来る。

この年の八月にスタンフオード大学事件と呼ばれるものがある。

これはスタンフオード大学から派遣された教官と、アメリカ研究生セミナーを行つた時のことであるが、この時東洋史学の一助手がこの運動に同教授の許可を得ないで参加したとして、翌年に至るまで同教授のその助手に対する一切の指導がなされなかつた。

このあと二十七年北大史学創刊号の発行にからんでの、

他学科教授に対する誹謗、助手に対する圧迫のことなどがある。

同じく二十七年九月北京でアジア太平洋地区平和会議が行われた。七月頃この会議に参加することを呼びかけられた北大史学会も早速委員会が強力に運動を進めた。しかし北京へ代表を送ることは不可能なので日本平和会議に目標を換え、東洋史の宮内助手を派遣することにした。所が藤井教授の所にこの運動の説明と資金カンパのために行つた所宮内助手を激しく罵倒した。

このあとの史学会の総会で委員会と対立し形勢が不利になることは宮内助手に責任があるとして（事実は藤井教授の全くの誤解）遂に同教授のゼミナールへの参加を拒否した。更にこれだけにとどまらず〃助手が勝手に図書室から本を借りる権利はない〃と宮内助手の借用している本の返還を要求している。

しかし、この処置は全く不当であるとの声が高まり、同教授も、その事実を否定することになる。更にその後助手の地位の不安定さについて、宮内助手、藤岡助手等にその生活権を侵すような行動までしている。

学生に対しては二十九年度卒業の一学生が史料不足のため東京で勉強していた時、その学生が都立大で竹内好教授の個人指導を受けたとして、その論文が優秀なものであるにもかかわらず、ひどい評点を加えている。（竹内好教授の個人指導などなかつた）

また三十年頃当時の特研生にも今度の事件と同様の処分をしている[。]この時の理由も今度の場合と同様全く私的なものである。

今度の事件の発端について

六月十五日学大講師松井氏（旧北大東洋史助手）が同様に処分を受けている。この理由は唯助手のアルバイトを〃禁じ〃〃禁じてない〃のことである。

この時松井氏が〃寛大に愛情を持つて〃学生に接していただきたいといつたことについて「誰がそんなことをいつたのか」として学生一人一人に質問した。東洋史の学生は一人一人よりも皆んなで一諸に会おうということにして、二十日の午後七人で一諸に藤井教授と会つた。（この時中国近代史研究会と佐久間助教授に対する誹謗が行われた）

翌二十一日の朝、柴田、大庭両君が研究室にいる所に藤井教授よりの電話で、二人で同教授の部屋に行つた。

ここで両君は昨日と同様の話であるならば二人一諸にという態度を持ち続けたため、藤井教授は〃もうお前らと話すことはない〃と話を打ち切つた。このようにして七月十三日両君の研究室の出入が禁止されたのである。更に史学科学生の出版した小史によれば、成績評価の上でも常に圧迫を気にしなくてはならなかつたそうであり（現に事実もあるように）講義に出席する学生は年々減少して行つた。

〃もう我慢出来ない〃立上つた史学科学生

事件経過

七月十三日の東洋史二学生に対するこの処分を知つた史学科学生は十七日早速史学科学生全体の会議を招集して、この問題が〃学生の学ぶ権利に対する侵害である〃ことを確認し、翌十八日藤井教授とこの問題で話し合うことを決定した。

十八日、この日藤井教授と、史学科全体との最初であり、最後の話し合いが持たれた。

交渉の経過（史学科小史による）

「君達は暴力をふるう気か」これが最初に史学科学生に対して行われた藤井教授の発言である。これに対し学生側は数度、教授と話し合いたい理由をくりかえし、遂に藤井教授のこの問題についての或る程度の回答を得たのである。

それによればこうである。

学生側―今回の処置は卒論の準備に着手したばかりの学生に対して、その死命を制するような苛酷な処置である。事実上停学に匹敵する処分を公式の機関に諮ることなしに独断実行したのは違法ではないか？

藤井教授（論点要約以下同様）

―今回の問題は処分とは考えない。

―卒業延期になつてもやむを得ない。

―独断とは考えない。

学生側―私的なことで研究室出入を差し止めることは不当ではないか？

藤井教授―支那学教官研究室には学生は教官の恩恵によつて出入できるのであり、好意を停止しただけである。

学生側―学問の自由に対する不条理な侵害ではないか？

藤井教授―君達がどのように解釈しようと自由である。

―東洋史内部の問題である、他の介入は受けない。
―解決の方法は学生の悔悟による。
学生側―何等落度もない学生に悔悟を要求するのは不当ではないか。
藤井教授―私は自分の正当性を信じている。
以上の交渉経過によつて学生側と藤井教授の会談は完全に決裂し、史学科学生はこの問題を全学の世論に訴えて解決するしか方法がなくなつたのである。
運動はその後急速なテンポで発展し、遂に二十八日の辞表提出に至る。この間の運動の進展を日を追つて見ると次のようになる。
十九日―学生、学部長と交渉。
二十日―〃全学の良心に訴う〃のビラ出る。
―学生代表大塚、学生部長と交渉（ビラに関して）
廿一日―文学部教官有志の声明。
―全国へアツピール。
廿三日―支那学関係七教官の声明（告示）
―学生と学部長七時間にわたる会談。
―学部長職権により立入禁止を解く。
廿六日―藤井、板野両教授、陳謝文発表。
廿八日―藤井、板野両教授、辞表提出。
この運動の流れのうちで明らかなことは、学生の力の強大さと正比例して教官層の動きが活発になり学部長がこの問題に対し積極的に参加してきたことである。
十八日から二十二日まで学生は夜遅くまで、ガリ切り、全国へアツピール、討論と殆んど勉強をなげうつて活動した。二十三日その力は遂に支那学関係七教官をして、藤井教授の処置は無効であるとの声明を発表させ、学部長に職権をもつて立入禁止を解かせるに至つたのである。更に二十六日、このような学生、教官の大きな動きに押されて、遂に藤井教授と板野教授は〃今回種々なる問題に関し学内を騒がせたことを深く陳謝致します〃との陳謝文を出させるに至つた。
しかし、この陳謝文には何等の誠意も認められなかつた。起つた問題について陳謝するのではなく、学内を騒がせたことに対しての陳謝なのである。
更にこの陳謝に対しては何等具体的な裏付けがなされなかつた。
史学科学生は早速これに対し声明を発表し反撃を加えた。また職組でも声明を発表した。

この問題は決して陳謝などで解決されるものではなかつた。

二十八日、藤井、板野両教授は遂に文学部長に辞表を提出した。

このあと史学科学生は次からの運動方針を八月一日の声明によつて明らかにしている。（要旨）

一、われわれの運動は研究の自由と学園の民主化を目ざす運動であつた。われわれの運動が一応の成果をおさめ得たのはこのようなスローガンと内外の世論によるものである。

二、今後の方針について

（1）藤井教授に対して

同教授の学生、研究者に対する永年の圧迫を考えるならば、その辞意を貫かれることが唯一の責任のとり方であると考える。

（2）板野教授に対して

藤井教授の専断に追認を与えたことについては責任があるが、それを痛感されたものならば、今後東洋史学科の民主的な再建に向われることを希望する。

（3）文学部教授会に対して

勇気と良識をもつてわれわれが安心して研究できる体制の維持と向上のために努力されたい。辞職の問題については学生の要望を十分尊重してほしい。

（4）研究者、学生に対して

われわれは、学園の民主化と明朗化という全学共通の目標のために、自治会などの学生、研究者の基本的権利を守る組織の確立をよびかけるものである。

以上の八月一日の声明を方針として今日まで積極的に運動を進めてきた史学科学生の力強い統一と正しい方針の前に遂に二十一日、教授会の決定が出されたのである。

二十五日、文学部長は東洋史再建について再建委員会を組織して、急速に再建を行つている旨の告示を発表した。

また学生側は二十六日学生大会を開いて、各学科の連絡協議会を図ることを決定し、文学部自治会再建のため歩みを開始した

五―〇四七

衛生工学科新設　全国の大学で初めて　工学部

一九五七年一月三十一日
『北海道大学新聞』

衛生工学科新設

全国の大学で初めて　工学部

衛生工学的研究教育機関として全国の大学で初めて衛生工学科の新設が本年度から四ケ年計画で、毎年一講座ずつ本学工学部に設けられることになつた。これと共に教育学部の教育制度講座、他水産学部、文学部にそれぞれ一講座づつもうけられることになつた。

我国の重要国策としての北海道開発の完成のために、上水道、下水道その他の衛生的諸施設の充実が欠くべからざるものである。

又北海道は我国唯一の寒冷地帯に属し、特に寒気による衛生学上の特殊現象の研究及解決が道民の生活に絶対に必要であつて、これ等の研究は積雪、寒冷地帯の環境衛生工学的改善には欠くべからざるものであるが現在このための研究機関がなく、この施設の新設が強くのぞまれていたがこのたび約三千万円の予算で四ケ年計画で毎年一講座ずつ新設されることになつた「の」で本年は第一講座（上水道関係）が、昨年から土木科の中に含まれていたのであるが、これが新らしく独立することになつた。それに伴う予算としては一般教養費として一人当り三千四百円（定員十五名総額五万一千円）学科設備費とし「て」一人当り一万三千円（定員十五名計十九万五千円）が予算化される見通しにある。

衛生工学の範囲は上水道及浄水工学、工業用水（以上第一講座）下水道及下水処理、工業廃水処理、屎尿処理（以上第二講座）、水質試験、水質実験、環境衛生学、巣属昆虫駆除、放物射質［放射物質］処理、疫学衛生行政（以上第三講座）衛生設備、塵芥処理、空気汚染処理（以上第四講座）に及び、土木医学、化学、機械の多方面にわたる総合学科である。

現在予定されている講座別担当教官は次の通り。

第一講座（上水）林猛雄（北大工教授）、円［丹］保憲仁（北大工学院）

第二講座（下水）野田壮六（神戸市水道局長）久保赳（建設省技官）

第三講座（衛生、細菌）桑原驎児（福島医大教授）那須
羨和（北大理助手）
第四講座（衛生設備）堀江悟郎（北大工助教授）岡垣理
（北大工助手）
事務局長談
四講座のうち一講座分しか本年は予算が出ないが、あ
との講座分は来年度からの予算状況によるが、悲観し
たものではない。
また大蔵省はこれに伴う人員増加については難色を示
しているがこれもどうにかなるだろう、就職の方は鉱
山、炭山で現在この方面が必要としているから卒業後
は心配がないだろう。
教育制度など三講座を新設さる
衛生工学科の新設と共に次のような講座が新らたに一講
座ずつ認められた。
水産学部に漁業物理講座、教育学部に教育制度講座、文
学部に言語学講座となつている。
また地球物理科（四講座）は本年で完成する[。]薬学科
は明年度をもつて講座が完成する事になつている

五―〇四八
一般教養部の名称変更について

一九五七年七月十七日
「評議会議事録」（〇〇一五―〇六）

評議会議事録　案

一、日時　昭和三十二年七月十七日（水）
自午後二時
至午後三時卅分　於本部会議室

[中略]

二、一般教養部の名称変更について
市川評議員から変更の要望は東京大学を除き旧六大学
で一般教養部と呼称しているのは本学と大阪大学であ
るが、先般大阪大学で教養部と名称を改めたので他の
五大学と同様に本学も一般教養部を教養部と改めたい
旨の説明があり全員異議無く承認決定した。
尚事務局長から本学通則及びその他本学規程中の一般
教養部の字句を、評議会に一々規程改正を附議するこ
とを省略し全部教養部と改正する事の了承を得度い旨
の発言があり、全員異議無く承認決定す。

[後略]

五―〇四九

学生相談室設置について
八十周年記念会館の募金について

一九五七年九月二十五日

「評議会議事録」（〇〇一五―〇八）

評議会議事録

一．日時　昭和卅二年九月二十五日（水）　自午後一時卅分 至午後四時　於本部会議室

［中略］

四、その他

1．学生相談室設置について

大塚評議員から本年六月十九日の評議会において学生相談室の設置について協力方を要望致しましたがその後学生相談室を設置している大学の事情等を聴取し、九月初め学生部委員会に諮り十月から別紙案に基き開設することにしたがこの学生相談室は正式の大学の機関とすることには尚時期が早いと思はれるので学生部の活動の一部として実施したく十月から学生相談室を設けることを承認願い度く、又学生えのはたらきかけは当分の間異常の学生生活をしている学生を対象として行いたい旨の詳細な説明と評議員各位の協力と指導方の懇請があり、全員異議無く十月から学生相談室を設置することは承認された。

［中略］

又八十周年記念会館建設の資金の一部として早川正秀氏から南七条西九丁目の土地一、五二六坪の寄附を受けたこと、附帯条件としてこの土地の貸付料として年間約四十万円の収入があるが、これは教職員及び学生の図書購入費にあてること　この土地を他に転売しないことであり　早川氏から登記を急がれているが一時八十周年記念会館建設期成会が土地の登記をし受入れた後財団が結成され［た］時は財団に登記換をしたい旨の詳細な説明があつた。

［後略］

［別紙］

学生相談室運営要綱（案）

一、本学に学生相談室を設ける

二、学生相談室は学生部に所属する

三、学生相談室は学生補導のため次の事項を扱う
1.学生の個人的問題の相談を行うこと但し個人の秘密は厳守する
2.学生の精神衛生上必要なる治療指導等を行うこと
3.相談に必要なる資料を具備すること
四、学生相談室を運営するため学生相談委員会を置く
五、学生相談委員会は左の委員を以つて構成する
1.学生部委員
2.心理学及精神医学の担任教官若干名
六、前記委員は学長が委嘱する
七、学生相談委員は適宜面接日を設け学生相談室に於て学生の面接相談を受ける
八、学生部長は学生相談委員会を招集して議長となる
九、学生相談に関する事務は学生課学生掛長がこれに当る

五―〇五〇

学位規程（新制）制定について

一九五七年十二月十一日
「評議会議事録」（〇〇一五―〇九）

評議会議事録　案

一．日時　昭和三十二年十二月十一日（水）
自午後一時卅分
至午後三時卅分　於本部会議室

［中略］

四．学位規程（新制）制定について
局長代理から制定の要旨として、新制の学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第十一条に大学が学位規程を定めるよう規定されているので制定しようとするものであり、大学院委員会の審議を得た旨と、十月に仙台で開催された七大学の事務局長会議の席上で博士課程修了者の学位論文の審査料免除は何年になるかについて話合されたが、文部省では目下大蔵省と折衝中である旨の事務局長会議の模様について説明があつて、学位規程案を朗読の上審議に入り、今村評議員から第十七条第二項中「第十二条」の次に「第二項及び第三

項」を加えては如何か　又附則第三項については、支障のあつた際は規程改正をされたい旨の要望があつた。

太秦評議員から第七条第二項の「教官」の範囲は助手をも含めるか否かについて質問があり、論議の結果、第十七条第二項中「第十二条」の次に「第二項及び第三項」を加え、又第七条第二項の「教官」の範囲については各研究科の常識判断にまかせることとした。

学長代理から大学院通則と学位規程との抵触する条文は大学院委員会で通則改正を審議すること、又この学位規程で運営上不都合の点があつたときは、更めて審議したい旨の発言があつて、第十七条第二項中一部加入の外、全員異議なく別紙案の通り承認決定した。

尚施行期日については、第四条第二項の年限が不明なので事務局に一任することにした。

［後略］

［別紙］

北海道大学学位規程（案）

（趣旨）

第一条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第十一条の規定に基き北海道大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、北海道大学大学院通則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位の種類）

第二条　本学において授与する学位は、修士及び博士とする。

2　修士の種類は、次の通りとする。

文学修士
教育学修士
法学修士
経済学修士
理学修士
工学修士
農学修士
獣医学修士
水産学修士

3　博士の種類は、次の通りとする。

文学博士
教育学博士
法学博士

経済学博士
理学博士
医学博士
工学博士
農学博士
獣医学博士
水産学博士

（学位授与の要件）

第三条　本学大学院の課程を修了した者には、本学大学院通則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2　博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であつても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、且つ、専攻学術に関し前項により博士の学位を授与される者と同等以上の学力があることを試問により確認された場合には、授与することができる。

（論文の提出）

第四条　前条第二項により、学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文目録、履歴書及び論文審査手数料金七千五百円を添え、学位の種類を指定して、論文を学長に提出しなければならない。

2　本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所要の単位を取得したのみで退学したものが、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから五年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3　一旦提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

（論文）

第五条　前条第一項又は第二項の規定により提出する論文は、一篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2　審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

（審査機関）

第六条　第四条第一項又は第二項の規定により論文の提出があつたときは、学長は、その学位の種類に応じて、当該研究科委員会に審査を付託する。

（審査委員）

第七条　前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、当該専攻課程担当の教授及び関連科目担当の教授の中から三名以上の審査委員を選定して、その審査を行う。

２　研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科の教授その他前項以外の教官を審査委員のうちに加えることができる。

（審査、試験及び試問）

第八条　前条の審査は、論文の審査、試験及び試問とする。

２　試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

３　試問は、口答試問及び筆答試問により、専攻学術に関し本学大学院において博士課程の学科課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認するために行う。外国語については、二種類を課する。ただし、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは一種類のみを課することができる。

（試問の免除）

第九条　第四条第二項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の年限内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

（審査期間）

第十条　審査委員は、第四条第一項又は第二項の規定により論文が提出された日から一年以内に、論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を一年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第十一条　審査委員は、論文の審査、試験及び試問を終了したときは、ただちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）

第十二条　研究科委員会は、審査委員の報告に基いて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

２　前項の議決をするには、委員全員の三分の二以上の出席を必要とする。ただし、海外出張中、休職中のため出席することができない委員は、委員の数に

算入しない。

3　学位を授与できるものと議決するには、出席委員の三分の二以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第十三条　研究科委員会が、前条の議決をしたときは、その研究科長は、論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第十四条　学長は、前条の報告に基き、学位を授与すべき者には、大学院委員会で認証の上、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

（学位論文要旨等の公表）

第十五条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から三月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨を公表する。

（学位論文の公表）

第十六条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から一年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

2　前項の規定により学位論文を公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

（学位授与の取消）

第十七条　学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、且つ、その旨公表する。

2　研究科委員会において前項の議決をするには、第十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（登録）

第十八条　本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部大臣に報告し、学位簿に登録する。

（学位記及び書類の様式）

第十九条　学位記及び学位申請書関係書類の様式は、別表の通りとする。

附則

1　この規程は、昭和三十二年　月　日から施行する。

ただし、修士の学位に関する規定は、昭和三十年一月一日から適用する。

2　北海道大学学位規程（大正十年三月二十二日北大達第六号）は、この規程の施行にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日（医学博士については、昭和三十五年三月三十一日）まで効力を有する。

3　本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を終了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

別表　［略］

五―〇五一　いわゆる「藤井教授事件」処理の緊急決議公表文に関して

一九五七年十二月十六日

「文学部教授会議事録」（〇〇〇五―七〇）

十二月十六日（月）緊急教授会記録（シニアー）

一、日時、昭和三十二年十二月十六日（月）午後一時半

［中略］

三、議題

1．いわゆる「藤井教授事件」処理の緊急決議公表文に関して

前回の教授会で採択せられた緊急決議についての公表文案につき中川委員より説明があり、別紙の通り決定せられた。なお、これを教授会の正文とすることに確認せられた。

次いで昨朝報道関係者及学生に発表した文案について中川委員より報告があり、そのときの質疑応答及本日の学生大会より提出せられた要望書等について議長より報告せられた。

なお前回提案せられた決議案は各壱部を資料として保

管しておき、教授会のメンバーが要求してもこれを見せないことにせられた。

［後略］

［別紙一、二　略］

［別紙三］

決議第一号（教授会関係分）

本教授会は、昭和三十一年九月二十一日の教授会において東洋史学科板野長八、藤井宏両教授より提出された辞表の取扱につき審議するにあたつて、一方では、辞表提出の経緯及び理由などにつき充分に究明する当然の手続きを閑却し、また慣行に反して本人の一身上の釈明のための機会を設けず、更にこれらの辞表提出を以つて引責辞職の意志表示なりとする極めて自然な世評を無責任に黙過し、且つ又学生に対する事件処理の通告にあたつて当時としては約束すべからざることを事実上公約したかの如き結果を招くに至ることを抑制しえなかつたことなど、多くの重大な過誤を犯していたことを、当該両教授に対する深い陳謝の念をもつて確認し、他方では、かゝる周到ならざる審議とそれにもとづく不備なる決定とによつて三十一年夏の事件の真の解決が事実上回避され、ために三十二年九月以来長期に亘り学部の教育上、研究上の諸機能に甚大なる混乱を来たしたことを強く反省し、学部学生を始め全学の諸機関の関係者及び一般市民の前に深い自責自戒の態度を表明するものである。

決議第二号（藤井教授関係分）

本教授会は、東洋史学科藤井宏教授が　一、しばしば独断的且つ非協調的な言動によつて教授会の品位を傷つけ、その議事を少からず妨害したばかりでなく、昭和三十一年七月公的な陳謝文の発表直後に、客観的には引責辞職の意志表示と区別しえない辞表を提出し、その形式的受理後満一箇年の後、極めて異例な方途で突如これを撤回し、加うるに嘗て公に表示せられた陳謝の意志をすら現在は否認するに至つたなど教授会を当惑させ、混乱にみちびいたこと。

二、東洋史学科の学生に対する研究指導において、当然留意すべき教育上の配慮を怠たり、特に、ほとんど処罰と受けとられる如き措置をみだりに続用して、同学科の

教育的環境を荒廃に帰せしめたこと。

三、教授会より委任された学部運営上の重要な職権を良識を越えて拡張解釈し、しばしば専断的施策を強行して学部の運営に支障を来たす結果を招いたこと。

を確認し、これらの非難さるべき諸点に照して同教授の徹底的善処を要求し、その満足すべき表現のために必要とされる措置を、本日の審議経過を前提して、文学部長に一任し、それとともに、この種の言動が学部の運営に重大な支障をひき起す危険があることを、将来に亘つて自戒するものである。

決議第三号（板野教授関係分）

本教授会は、板野長八教授が東洋史学科の主任教授として所謂学生の教育的処遇に関しても部内の指導的調整を計るべき責任ある地位を占めていたにもかゝわらず、藤井教授と学生との間に生じた憂うべき事態に直面して、結果的には常に同僚との協調のために学生への教育的責任を閑却する裁定に傾き、ために所属学生をみづからの教育的掌握外に放置し、現在の混乱を招く重要な一因を作つたと判断し、この判断にもとづいて同教授の右に関する陳謝と善処を要望するものである。

決議第四号（史学科教官関係分）

本教授会は、

一、いわゆる「藤井教授事件」の拡大の素因の一つとして、史学科教官（一般教養担当者を含む）の一部と藤井教授との間の私的確執が潜在していたことを推定し、

二、且つ事件拡大の過程において史学科諸教官（一般教養担当者を含む）の一部が学生運動の善導の努力において欠けるところがあつたことを確認し、

三、就中「北大史学科小史」の不穏当且つ軽卒なる発行及び頒布が一方では学生運動の部分的不健全化の一因となり、他方ではその発行、頒布責任者と同一人を成員として含む教授会の品位を傷つけたことを指摘し、

これらの遺憾なる諸点につき、それぞれの実質的な責任の所在の明確な調査と史学科としての善後処理との早急なる報告を、本教授会内部の史学科全教官（東洋史三教官を除く）に要求するものである。

以上

五―〇五二
日米交流関係記録

一九五八年九月十九日

「農学部教授会議事録」（〇〇一四―六一）

昭和三十三年九月十九日　午後三時半開会

［中略］

△日米交流関係記録

・マサチユセツツ大学に交換教授として四月より三ヶ月間滞在した犬飼、権平、三田村三教授の学術講演会を九月三十日午后開く。学生には授業振替聴講させる。

・今春四月第一回派遣渡米の下村助教授は病気のため九月八日帰国療養中。（中村教授報告）

・学術研究交流協約により学外の客員派遣者として北海道経済農業協同組合連合会の石川貫三郎、雪印乳業株式会社菅間威、日本甜菜糖株式会社高木荒司の三氏を三ヶ月間渡米させることとした

・学術交流計画の実施に伴う研究費として北海道、芝浦精糖、日本甜菜糖、雪印乳業、北海道経済農業協同組合連合会の五ヶ所から年間百二十万円の寄附金がおくられることとなり既にその半額六十万円集まっているが、その使途は受入米人研究者の研究資金の補充にあてるものである。

・第二回派遣者は次の通り決定した。

沢田教授（半年）松本教授（三ヶ月）、高嶋、武藤両助教授、岡村講師、中島坂村両助手、水産学部大石圭一講師の六名は一ヶ年、これと別に農場施設視察のため長尾農場長（三ヶ月）

五―〇五三

諸車の立入りを禁止　漸く静かな構内に

一九五九年五月二十五日
『北海道大学新聞』

諸車の立入りを禁止　漸く静かな構内に

本学では今月中に現在構内を通つているオートバイ、トラツクなどのうち、特に大学と関係のないものの通行を一切禁止することになつた。いま構内では観光バスを始めバイク、資材をつんだトラツクオート三輪などが自由に通行しており、中央講堂前の交叉点は一寸した交通禍。しかもこの付近には教養の物理、化学実験室、読書室があり、車の立入りに関しては学生の間からも強い不満が出ていたこのため大学では正門と南門に大学と関係のない諸車の立入りを禁ずる旨の立札を立て[た]が、それに伴う罰則もないことなどから全く効果はなかつた。しかし理学部や学内の各研究所では自動車の排気音が研究に非常な障害になるとしてもつと強い措置をとるよう要望、三月下旬には一応、一切の車は構内立入りを禁止すると声明させるまでにこぎつけた。ところがそうなるとクラーク像やポプラ並木などの観光客に最も喜ばれる場所にバスで行くことができなくなるとして交通局、観光業界が強く反対[、]そこで小山内前庶務課長らが、特に観光バスだけを禁止するものではなく、諸車の通行止に伴うものであると説明、このほどようやく関係者間に話合いがついたもの。今後各所に守衛を増し、また北十四条の入口にも門を設置して今度の方針を徹底させることになつて北大も開放的な大学の汚名を返上して、静かな学園に変ろうとしている。

五―〇五四　クラーク会館規則案について

一九六〇年六月十三日

「評議会議事録」（〇〇一九―〇六）

評議会議事録案

一、日時　昭和三十五年六月十三日　自十三時五十五分　至十四時三十九分

［中略］

一、クラーク会館規則案について

学長からクラーク会館の管理運営の基準的事項を定めるためクラーク会館規則を制定したい旨説明があり、ついで大塚学生部長の補足説明があつて、審議に入り、太秦評議員から規則中の字句[句]について修正意見が出されて修正したほか、全員異議なく承認決定した。

［後略］

［別紙］

クラーク会館規則

（目的）

第一条　本学に、学生相互及び学生、教職員、卒業生等の間の人間関係を緊密にし、且学生の課外活動を盛んにして、その教養を高めるとともに、学生、教職員、等の福祉を増進するため北海道大学クラーク会館（以下「会館」という。）を置く。

（職員）

第二条　会館に次の職員を置く。

館長　一名　学長をもつて充てる。

次長　一名　学生部長をもつて充てる。

主事　一名　学生部厚生課長をもつて充てる。

館員　　学生部の職員をもつて充てる。

第三条　館長は、会館の事務を統轄する。

次長は、館長を助け、館長に事故あるときはその職務を代行する。

主事は、上司の命を受け、会館の事務を掌理し、館員を指揮監督する。

館員は、上司の命を受け、会館の事務に従事する。

（会館委員会）

第四条　学長の諮問に応じ、会館の管理運営の基本的事項を審議するため、本学にクラーラ[ク]会館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第五条　委員会は、学長及び学長の任命する次の委員を

もつて組織する。

1　学部長代表二名及び教養部長
2　学生部委員（教官）代表二名
3　学生部長
4　事務局長

第六条　委員長は、学長とする。

委員長は、委員会を招集して、その議長となる。委員長に事故あるときは、学生部長が、その職務を代行する。

第七条　委員会に幹事を置く。

幹事は、事務局の部課長及び学生部の課長をもつて充て、委員会の会務を処理する。

委員会の庶務は、学生部において行う。

（委任）

第八条　この規則に定めるものの外、会館の管理及び運営に関する事項は、学長が定める。

附則

この規則は、昭和三十五年六月十三日から施行する。

五―〇五五　家政学部の設置要求について

一九六〇年七月二十日

「評議会議事録」（〇〇一九―〇八）

評議会議事録

一、日時．昭和三十五年七月二十日（水）　自午后二時十一分　至〃四時二十三分

［中略］

一、家政学部の設置要求について

学長から農学部より家政学部十二講座の新設について説明があつたが、これを取り上げる前に各関係部局と協議の上本会に提出するべきのところ時間的その他の事由により、部局長連絡会議のみに附議した旨報告があつた。

農学部長代理として矢島評議員から設置理由等について詳細な説明があり各委員より種々討議されたが家政学部設置については、各学部において審議し、その後学部長会議において検討することとなつた。

［別紙］

目的及び主旨

わが国に於ては生産に関する理論、応用並びに教育は相当充実してきたのであるがそれに対応するところの消費に関する理論、応用及び教育は甚だしくおくれを見せている。とりわけ国立大学（旧帝大）に於いて本格的にこれを取扱うこと皆無なる現況である。国民経済の到達点ともいうべき消費生活家政部面の欠陥は健全な民主々義国家の発展に対し重大な障碍といわねばならない。欧米に於けるこの分野に対する重要性の認識と理論、応用及び研究施設の充実は大いに他山の石とすべきものと考える。

わが国もすでに普及制度を確立し生活改善の分野に於ても専門技術員及び生活改良普及員を多数擁しているがその活動の基礎となるところの家政分野の調査、研究がなお不充分であるのみならず教育施設の弱体が指摘されている。

アメリカに於ける家政部面の研究、応用、教育はかの Land Grant College の歴史と共に旧い。周知のようにわが北海道大学の前身たる札幌農学校は Land Grant College の考え方に近いアイデアのもとに出発しその初期に於てはアメリカに於けると同じ認識から女子教育の分野にも手をそめわが国最初の女子留学生を派遣したこともあるがその後この方面の活動は中絶した。このことは遺憾なことといわねばならない。

国立大学（旧帝大）が家政学部をもつことはわが国ではまことにパイオニアリングの仕事である。しかしわれわれはこの計画の着手がおくれすぎた感をもつものである。北海道大学はわが国最初の農学関係の大学としてそのパイオニアリングの仕事に着手し過去80ヶ年に亘り多くの貴重な貢献を果してきた。その環境伝統及び経験に鑑み家政学部を北海道大学に設置することが最も妥当であり必要であると考えるものである。

家政学部を農学部あるいは他の学部の一分科として設置する考え方もあるが家政学の目標及び手段は必ずしも既存学部のそれに重なるものでない。殊に生産分野を対象とする学部の一分科としておくことは適当でなくそのことのために本来の使命を失つて退化した先例もなしとしない。

北海道大学家政学部（12講座）案

◎経済に関するもの3講座

1．家計経済
家事経営の理論、消費資源結合最適点の決定、タイム及びモーション理論、主として消費経済のミクロ的側面を取扱う。
2．消費経済
消費者選好、消費者意思決定理論、消費性向、消費函数、消費行動及び消費者教育に関するもの、主として消費経済のマクロ的側面を取扱う。
3．消費金融
消費金融の制度及び理論、保険に関する問題、相続、法的側面も同時に取扱う。
◎デザイン及び工作に関するもの1講座
4．繊維品、衣服、家具、什器、建具、壁、床、庭園等凡ゆる分野の設計の基礎になるデザイン及び工作の原理及び応用。
◎伝達普及及び教育に関するもの1講座
5．伝達普及及び教育に関する社会学、心理学、教育学の理論及び応用、新聞、雑誌[、]テレビ、ラジオの研究。
◎食糧及び栄養に関するもの2講座
6．特に農家の食料及び栄養の調理に関する研究、設計、応用並に食料の貯蔵及び加工。
7．病院、学校給食、養老院の如き公共、公衆、厚生施設に於ける食料及び栄養。
◎繊維品及び衣服に関するもの1講座
8．材料に関する試験研究、農家作業衣の研究、衣料品の購買に関する研究。
◎住宅に関するもの2講座
9．農家住宅の研究、設計、台所、給排水、衛生施設の研究、家具、床、窓、壁等に関する研究。
10．什器、殊に冷蔵、貯蔵、洗濯、調理、清掃、裁縫用具に関する研究。
◎育児、老人養護（Geneatrics）一般家族関係に関するもの1講座
11．育児[、]老人養護（Geneatrics）一般家族関係に関するもの
◎家庭の保健、衛生に関するもの1講座
12．家庭の保健[、]衛生に関するもの

［注記］　原文一部横書き。

五―〇五六　国立工業教員養成所の設置（報告）

一九六一年五月十七日
「評議会議事録」（〇〇二〇―〇五）

評議会議事録

一　日時　昭和三十六年五月十七日　自午後二時十分　至〃三時四十五分

［中略］

報告

学長から、国立工業教員養成所の設置等に関し次のように報告があった。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法がこのたび成立をみ本学ほか八大学に工業教員養成所が附置されることとなった。このことについては、かねて準備委員会をもって、準備を進めていたところであるが、これにより、六月十七・十八の両日に入学試験を行い、七月一日に入学式、七月三日から授業を開始することとなった。なお、当養成所の運営については、運営委員会をもって、審議することになっているのでよろしく了承願いたい。

午後三時四十五分閉会

五―〇五七　北海道大学工業教員養成所学則

一九六一年十一月十日
『北大時報』第九十二号

海大工教達第一号

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則（昭和三十六年文部省令第十号）第九条の規定に基づき、北海道大学工業教員養成所学則を次のように定める。

昭和三十六年十一月十日

北海道大学工業教員養成所長　浅見義弘

北海道大学工業教員養成所学則

第一章　総則

（目的）

第一条　北海道大学工業教員養成所は、高等学校における工業の教科の教授を担任する教員を養成することを目的とする。

（学科及び入学定員）

第二条　北海道大学工業教員養成所（以下「養成所」という。）の学科及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	入学定員
電気工学科	四〇名
機械工学科	四〇名
工業化学科	四〇名

（職員組織）

第三条　養成所に、所長を置く。

2　養成所に、所長のほか、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員及び教務職員を置く。

第二章　学年、学期及び休業日

（学年）

第四条　養成所の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（学期）

第五条　養成所の学年は、これを第一学期及び第二学期に分けるものとし、第一学期は四月一日から九月三十日まで、第二学期は十月一日から翌年三月三十一日までとする。

（休業日）

第六条　養成所の休業日（授業を行わない日をいう。）は、次の各号に掲げる日とする。

一　日曜日

二　国民の祝日　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

三　本学創立記念日　八月十四日

四　春期休業日　四月一日から四月七日まで

五　夏期休業日　七月十一日から九月十日まで

六　冬期休業日　十二月二十五日から翌年一月七日まで

2　前項の規定にかかわらず所長が特に必要と認めた場合には、臨時の休業日を定め、又は前項の休業日を変更することができる。

第三章　修業年限、在学期間及び教育課程等

（修業年限）

第七条　養成所の修業年限は、三年とする。

（在学期間）

第八条　学生は、四年を超えて養成所に在学することができない。ただし、休学及び停学の期間は、在学期間

に算入しないものとする。

（教育課程）

第九条　養成所の教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目及び教職教育科目によつて編成するものとする。

2　前項に規定する教育科目に係る授業科目の名称及びその単位数は、別表のとおりとする。

3　前項に規定するもののほか、必要ある場合においては、教官会議の議を経て授業科目を臨時に設けることができる。

（授業日数）

第十条　養成所における一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め三十五週にわたり二百十日を原則とする。

（単位の授与）

第十一条　授業科目の単位は、授業科目ごとに、当該授業科目を履修しかつ、試験に合格した者に対して与えるものとする。

2　前項の試験は、演習、実験、実習、製図、設計等の授業科目については、報告書又は平素の成績等をもつてこれに替えることができる。

3　前二項に規定する試験等の成績は、優、良、可、不可の四段階をもつて標示し、優、良、可を合格とする。

第四章　入学、休学、退学、懲戒、除籍及び卒業

（入学資格）

第十二条　養成所に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　高等学校を卒業した者

二　通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三　大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（入学願書）

第十三条　養成所に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書及び別に指定する添付書類を所長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第十四条　所長は、入学志願者に対して選抜試験を行ない、その結果に基づいて入学を許可すべき者を決定す

る。

（入学の手続）

第十五条　入学を許可された者は、指定の日までに、保証人連署の誓約書及び戸籍抄本を所長に提出するとともに、入学料を納付し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2　入学を許可された者が、やむを得ない事由を除くほか、前項の手続を怠つたときは、入学の許可を取り消すものとする。

（休学）

第十六条　学生は、疾病その他の事由により二月以上にわたつて修学することができない場合には、所長の許可を得て休学することができる。

2　所長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3　休学の期間は、引続き一年を超えることができない。ただし、所長は、特別の事情があると認められるときは、さらに一年以内に限り休学を許可することができる。

（復学）

第十七条　休学した学生は、その休学期間が満了した場合には所長に届け出て、休学期間内にその理由が消滅した場合には所長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第十八条　学生が退学しようとするときは、書面をもつて所長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（懲戒）

第十九条　所長は、学生が養成所の諸規則に違反し、又は所内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為を行つたときは、当該学生に対して懲戒の処分を行うことができる。

2　懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓告

停学

退学

（除籍）

第二十条　学生が次の各号の一に該当するとき、所長は、当該学生を除籍する。

一　四年を超えて在学する場合

二　通算二年を超えて休学する場合

三　授業料納付の義務を怠り、かつ、督促をうけてもなお納付しない場合

（卒業の要件）

第二十一条　養成所を卒業することのできる者は、養成所に三年以上在学し、次の各号に定めるところにより九十六単位以上を修得した者とする。

一　基礎教育科目については、十九単位以上

二　専門教育科目については、六十四単位以上

三　教職教育科目については、七単位以上

2　前項に規定する卒業の要件をみたした者には、所長が卒業証書を授与する。

第五章　検定料、入学料及び授業料等

（検定料）

第二十二条　検定料は、千円とする。

（入学料）

第二十三条　入学料は、五百円とする。

（授業料）

第二十四条　授業料は、年額七千二百円とし、四月及び十月に、年額の二分の一に相当する額を納付するものとする。

第二十五条　前条の規定による授業料については、別に定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。

第二十六条　特別の理由により授業料を納付することが困難な者については、別に定めるところにより、延納又は月割分納を許可することができる。

第二十七条　学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀な者又は休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者については、別に定めるところにより授業料を免除することができる。

第二十八条　納付した検定料、入学料及び授業料はいかなる理由があつても返付しない。

附則

1　この学則は、昭和三十六年十一月十日から施行し、昭和三十六年五月十九日から適用する。

2　昭和三十六年度入学した者に関しては、その者は昭和三十六年四月一日から在学していたものとみなして、第七条の規定を適用する。

別表

教育科目	学科	必修選択の別	学科目	授業科目	単位
基礎教育科目	三学科共通科目	必修		物理学	三
				化学	三
				図学	二
				数学解析	五
				英語	四
				独逸語	二
			計		一九
専門教育科目	電気工学科科目	必修	電気基礎学	電気磁気学	六
				交流理論及び過渡現象論	六
				電気計測	二
			電力工学	発電工学	二
				送配電工学	二
				電気法規及び施設管理	二
				高電圧工学	二
			電気機械学	電気機械	四
				電気機械設計	二
				電気製図	一
			電子工学	電子現象論	三
				電子回路学	五
				電子機器	三
				自動制御	二

| | | | |

| | | |

| | | |

五―〇五八

教養部の分校案でもめる　当局と教養部教官会議

一九六一年十一月二十五日
『北海道大学新聞』

教養部の分校案でもめる
当局と教養部教官会議
当局の独走に異議

教官有志四十二人が〝要望書〟

去る十五日、教養部担当教官の有志四十二人の連署のもとに各部局長あてに教養制度の改革をめぐって要望書が提出された。これは当局と教養担当教官との間にくすぶっていた問題が「分校案」をもとに表面化したもので、教養部を独立させて他の大学のように専任の教官を置くか、または現行通りナマの研究者を各学部から教養部担当として派遣し、購[講]義させるか、学生の厚生補導の面も考えられるだけに複雑な問題に進展しそうである。

－編集部－

現在教養部は全学の共有部門として、全学的な責任によって運営されている。これにそって教養部担当の教官は、理科方面は理学部に属し、文科方面は一切を文学部で責任を持って当っている。従って教養部専任は教養部長ただ一人でこれも籍は学部にある現状だ。これは昭和二十七年度に作られた「北大一般教養の実施要項」にもとずく[づ]もので、ナマの研究者が直接教養の学生に接するという、旧制大学の中では、教養専任の教官を置いて分校制度をとっている他大学と違いユニークなもの。しかしその後教養制度問題として各種の問題が出され、学部長連絡会議や部局長懇談会などでも検討されるようになった。分校案もこうした検討の中から出たもの。美作事務局長はこの分校案を「今年の春あたりに、単に話題になったたぐいのもので、何ら具体化したものはない」といってるが、教養担当教官の間では、北大構内の北の方に建築中の教養校舎を着工する以前からすでに案としてあったものとみる向きがつよい。さらにそうした重要件案を当時者の教養担当教官会議にはからずにいるのは不明瞭だとして、去る十四日教養担当教官が臨時に会議を開き話し合った結果「教養制度改革問題については、教養部教官会議の意見の具申のないままに部局長懇談会

などにおいて協議を進めることのないよう」との要望書を各部局長あて提出することにし、同時に教養部長に対し「同問題について話し合うために二十八日までに教官会議を開催するよう」申し入れた。これに対し教養部長は会議を開くことを認めたが、当局は①分校案はまだ白紙の段階で秘密に案を練ったというようなことはない②例えば分校案が実施されるとしても現在の教養制度がすべて変革されるということはない③現在は、来春の入試準備その他いろいろ問題もあり、この案が早急に具体化されることはない、という態度をとっている。ともあれ全国的にも問題となっている教養制度だけに、今後の進展が注目されている。

［中略］

【解説】

今回各部局長あてに提出した教養部担当教官の要望書には四十二名が連署しており、これは教養部担当教官の約四〇％に当る。この中には当局の方針にたえず賛意を示して来た教官も名を連ねており、単に問題が教養制度そのものではなく、より以上に複雑な要素がからみ合っているとみられる。それは要望書の中にある「教養部教官会議の意見の具申のないままに部局長懇談会などに於て協議を進めるこ［と］のないよう…」にみられるように、教養部教官会議に伺らはかることなく分校案を検討していたことである。一般に教養部を担当している教官の各学部に於ける地位は軽視される向きがあり、今回も当時者をツンボ桟敷に置いた全く不明朗だとの声が教養担当の教官の間に強い。当局では、分校案はまだ白紙の段階であって、全国的に問題にされている教養制度を北大でも単に話題にしたにすぎない、といっているが現在建築中の教養校舎が計画されていた時にすでに腹案としてあったとみていいようだ。本来「分校」とは教養部を独立させて専任の教官を置くというもので、現在のように各学部所属の第一線で研究している教官が出張講義するというのではない現在の教養制度は昭和二十七年の島前学長時代に設定されたものであり、当時は文部省でも、もろ手を上げて推奨していた。しかし中教審の報告にみられるばかりでなく、こうした教養制度が学生の「厚生補導」の面で欠陥があるとみる向きが強く、さらに教養担当教官の学部に於ける地位の問題をも合わせて解決しようとする意図だとみていいようだ。今回の要望書提出

も表面は教官会議を開く要望であっても、大部分の教官は、こうした①便宜的な教育方法②ナマの研究者との接触がない③学生の厚生補導の強化④教養担当の教官の地位の問題を、こうした形で解決するやり方などに強く反対しており、特に理学部の教官が真向から反対している。こうした問題を教養部学生自治会は何も知らず、やっと〝調査〟の段階だという。直接学生の利害に関係した問題であり、教官との接触にもいい機会である以上、もっとこの問題に真剣に取り組む必要があるようだ。

五―〇五九　自衛隊員の聴講を拒否

一九六二年一月二十五日
『北海道大学新聞』

自衛隊員の聴講を拒否

戦争のための科学はしない　理学部大学院

昨年末、理学部地球物理学科大学院において、現役の自衛隊将校二人が聴講を申し込むという問題が発生した。結局、本年一月十日頃に自衛隊側が申し込みを取り下げて一応解決はしたが、ここでこの事件に含まれている問題点を探ってみたい。

昨年九月、防衛庁空幕より、理学部大学院科長（理学部長）あてに気学を必要とする隊員を聴講させてほしい旨の公文書が届いた。

これは昨年夏、地球物理学科孫野教授が千歳飛行場の霧を消す研究を行った際、自衛隊の応援をかりたのだが、自衛隊に気象関係の大学卒者がいなかったために、その必要を感じた自衛隊が教育してほしいと要望し、聴講申し込みとなったもの。

これに対し大学院では研究科委員会（学部の教授会にあたり、大学院担当の学部、研究所の教授で構成）にかけ審議した。直接担当する地球物理教室（孫野教授担当）では「北大聴講生としての本分を守るとの一札をいれれば許可してもよい」と決めた。その結果十二月十一日の研究科委員会において賛成二〇、反対八、白紙三で許可を決定した。

その頃、この問題をキヤッチ[ママ]した大学院学生・職組の反対運動が起り、学生と研究科委員会との間で話し合いが行なわれた。研究科委員会では十二月二十一日に「よい、悪いは別として現状としては受け入れるのはむずかしい」として問題を一応白紙に戻した。本年一月になって自衛隊側より申し込みを取り下げて、一応解決した。

※　※　※

日本学術会議では「戦争のための科学はやらない」という決議を行なっている。現役の自衛隊将校が学内において研究するという事はいかなる理由をつけようとも、客観的にみて自衛隊への協力以外の何ものでもないとみられる。関係者は研究科委員会がはじめ許可したのは「自衛隊に賛成だからではなく、教育の機会均等の故だ」という。即ち国立大学である以上イデオロギーでは不許可にできないと。さらに学術会議の決議にも反したくない、と。

北海道大学大学院通則第八章（聴講生）第三十五条では「大学院において…（中略）…聴講を志願する者がある時は、当該研究科の定めるところにより、聴講生として許可することがある。」と定めてある。理学部では申し込みがあるとほとんどが許可される仕組みになっている。これは「教育の機会均等」と共に、こんどの事件が示すように「戦争への協力」にもなりかねない両刃の剣となっている。それ故、こんどの場合には「断わるとしたら、別の名目を捜すほかない」ということを述べている。

このような時に学生側からの反対が起った。自衛隊員の聴講を許すことは結果的に戦争協力となる「学生の入学に関することであるから大学院生に相談しなかった」「教育の機会の故にイデオロギーでは不許可にできない」という時自衛隊そのもののあり方がまるっきり忘れさられている。学生側が現役の自衛隊員の聴講を拒否するのは当然。

結果的には学生側の反対が効をそうしたのだが、この

事件はいろいろの問題を含んでいる。国家権力と大学のあり方。身分を隠していれば自衛隊員でも聴講生になれる制度＝制限すれば「教育の機会均等」を犯すことになりかねないという矛盾した制度。その点から必然的に派生してくる「教育の機会均等」とは何か。―研究者は戦争に協力することになる危険性を含んでいる。等々といった問題である。

表面的には解決したが、この事件のもつ意味は根深いものがある[。]単に北大だけの問題としてでなく全国の大学の問題としてみなければならない。

五―〇六〇　北海道大学理学部附属臨海実験所規程の制定について

一九六二年四月二十五日
「評議会議事録」（〇〇二一―〇四）

評議会議事録

日時　昭和三十七年四月二十五日（水）　自午後二時十五分　至午後三時四十分

[中略]

一　北海道大学理学部附属臨海実験所規程の制定について

山田理学部長から本規程制定の趣旨について説明があつて審議されたが、全員異議なく別紙原案どおり承認決定した。

[別紙]

理学部附属臨海実験所規程制定の理由

昭和六年五月八日理学部に臨海実験所が設置され今日に至つているが、寒流帯に設置されているものとしては本邦唯一のものであり、利用者が年々増加しているので、このたびこの内部組織を明確に定め管理運営を円滑に行

なおうとするものである。

海大達第　号

北海道大学理学部附属臨海実験所規程を次のように定める。

昭和三十七年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学理学部附属臨海実験所規程（案）

第一条　本学理学部に臨海実験所を置く。

第二条　本実験所は海洋生物の分類、発生、生理および生態等の研究を行う。

第三条　本実験所に所長を置く。

実験所長は学部長のもとにその管理運営を行う。

第四条　本規程の施行細則は別にこれを定める。

附則

この規程は昭和三十七年五月一日から施行する。

五―〇六一　北海道大学医学部附属癌免疫病理研究施設規程の制定について

一九六二年六月二十日

「評議会議事録」（〇〇二一―〇七）

評議会議事録

日時　昭和三十七年六月二十日（水）　午後一時四十七分　午後三時十九分

［中略］

一　北海道大学医学部附属癌免疫病理研究施設規程の制定について

学長から標記規程案を審議願いたい旨発言があり、安保医学部長から、制定の趣旨について詳細な説明がなされた。

慎重審議の結果全員異議なく別紙原案どおり承認された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学医学部附属癌免疫病理研究施設規程を次のように定める。

昭和三十七年五月十九日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学医学部附属癌免疫病理研究施設規程（案）

第一条　本学医学部に癌免疫病理研究施設（以下「本研究施設」という）を置く。

第二条　本研究施設は、癌の免疫病理学的研究及びその他癌の生物学的研究を行う。

第三条　本研究施設に左の四部門をおく。

一　免疫病理部門

二　免疫ウイルス部門

三　免疫化学部門

四　免疫遺伝部門

第四条　本研究施設に研究員若干名をおく。

2　研究員は、学内の教授、助教授、講師をもつてこれにあてる。

第五条　本研究施設に研究施設長をおく。

2　研究施設長は、学部長のもとにおいてその事務を掌理する。

第六条　本研究施設に運営委員会をおく。

2　運営委員会は、本研究施設の研究及び運営に関する事項を審議する。

第七条　本規程の施行に関し必要な事項は、医学部長がこれを定める。

附則

この規程は昭和三十七年四月一日から適用する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十七年文部省令第十七号）が公布され、昭和三十七年四月一日より本学医学部附属研究施設として癌免疫病理研究施設が設置されたため、同施設の組織と管理運営の基本的な事項を定め、もつて同施設の円滑な運営を図るため、本規程を制定するものである。

五―〇六二

「第一回国立七大学総合体育大会」大会長および実行委員長挨拶

一九六二年七月二十八日

「バスケットボール部関係資料」（二〇一九―〇一六〇）

大会長挨拶

第1回国立七大学総合体育大会大会長

杉野目晴貞

このたび、第1回国立七大学総合体育大会を、緑濃き北海道で開催するはこびとなりましたことは、まことに欣快にたえないところであります。

さて、この大会は国立七大学の各体育会学生諸君が、従来、個別に行われていた各種競技会を、一つの大きな総合体育大会としてまとめあげたものであります。

今日、ここに輝やかしき第1回大会の開催をみるにいたりましたことは、学生諸君の努力の結実であるとともに、各大学はじめ関係諸団体の多大の御支援の賜ものと、深甚なる謝意を表する次第であります。

ここに選ばれたる二千余の学生諸君は、雄大な北海道の大空の下、若々しい意気と情熱をかたむけ、日頃の実力を十分に発揮して技を競い合い、この大会を有意義に過されるよう念願いたします。

なお、この大会が、諸君にとつて人間形成の一助となるよう、また、生涯のよき思い出となるよう、有終の美をもつてかざられることをのぞみ、御挨拶といたします。

実行委員長挨拶

第一回国立七大学総合体育大会実行委員長

阿竹宗彦

様々の過程を経て、ここに第一回国立七大学総合体育大会を開催する運びになりました。本大会は、従来、旧七帝大定期戦として、各種ごと別個に行われていたものを、本大会を通じて、国立大学のスポーツ水準の向上をはかり、併わせて、全国学生相互の交流と親睦を深めるという意図のもとに、総合体育大会として新たに発足させたものであります。

顧みるに、本大会成立の為には克服しなければならない数々の難題がありました。二千人に及ぶ選手の宿舎の問題、大会経費の問題、時期の問題、それに各大学間に

残っている伝統ある定期戦をいかに処理するか等々。然し、位置的な悪条件にもめげず、三度にわたる体育会委員長会議を経て各大学体育会が一致団結し、それらの難事の解決にあたり各運動部の要望と積極的な協力を得て、学生の手で、本大会をまとめあげることが出来たのであります。

第一回だけに面喰うことが多く、この様な大きな大会にふさわしい準備を充分にできなかつたかも知れませんが、各大学関係者の多大な御助力のおかげで、こうしてまがりなりにも第一回大会を成立出来たこ[と]を心から嬉しく思つております。

北海道は今が夏の盛り、エルムとポプラで象徴される木立の都、札幌でくりひろげられる、19種目に及ぶ個々の競技の成果が、必ず本大会の意義を裏付け、今後大きく発展する基盤となるものであることを確信します。

この機会に臨み、本大会成立に惜しみない協力を与えられた諸先生、事務局の方々、並びに財政的援助を賜わつた札幌、小樽両市の各位に深く感謝いたします。

［注記］　原文横書き。

五―〇六三　北大学外農場払下げに関する要望書

一九六二年九月

「松本友関係資料」（文書一―〇一六六）

北[注]大学外農場払下げに関する要望書

富良野町、栗山町、山部村　小作人一同

要望の趣旨

私らは、現在の金融制度から、とり残されているので、長期低利の設備資金などの金融の道を確保し、近代的な農業に発展するため、担保力を有するよう早急に自作農創設のため、農地の所管替下さるようお願い申し上げます。

要望の理由

私らは、北大所属農場内の小作農として、北大農学部の諸先生方の御指導により、北大の学術研究に協力し、微力乍ら本道の発展開発に寄与してきた誇りを持つて今日まで過して参つたのであります。お蔭をもちまして、私らの農業経営も一応の安定を得て、今日に参りましたが、

農業事情の変遷により、また国の農業方針の策定により、いよいよ、日本農業も構造改善を推進し、近代的な規模と経済性にたつた自立経営を標ぼうする内容がはつきりして参りましたが、私ら小作農においても、自作農主義に立脚した政策と末端経済費の諸問題が重なりまして、今後の営農上に不安を感じておるのであります。

二、三の例を申し上げますと、

1. 火災により家屋を焼失したとき、自作農資金の申込みに対し、地元農協において、担保力がないことを理由として貸付を拒まれた。
2. 造田事業には、国の補助を受けられるのですが、国有小作地のため、補助はうけられず、また残事業費は、長期資金の対象となるのですが、仝じく担保力が問題で借受けできなかつた。
3. 共同経営計画において、自作、小作の所有形態の違いによつて、計画が進まなかつた。
4. 農業近代化資金は、個人で二百万円、協業で千万円借入可能であるも、農協では農地の担保権を問題として、融資される見透しが立たない。
5. 今回の水害の復興資金として自作農資金、その他の資金借入れを行う場合も貸付されるかどうか不明である。

以上、申し上げました事項につき、小作形態が、法的にはとも角、実際の取扱い上、不利な立場におかれておるのであります。

私らは、今後においても、北大農場の小作人としての誇りを持ちつづけております。しかし私らは、現実の問題に遭遇して差別待遇をうけ、また、飛躍した企業的な経済主義に立脚した農業に脱皮する為に、このまゝの状態には、卒直に申し上げて不安を感じております。農協その他の金融機関が農家融資に際しては農家がどんぶり勘定の水準にある限りは、やつぱり担保に農地を引当てゝおきたいという感じをうけるのであります。

昨年決定をみた金山ダムの灌漑水路の幹線は国で行うようですが、支線及び末端水路の問題も自作地と小作地で、残額融資の点で、土地改良区では、農地の担保力を要求するものと考えます。

私らは明治に入植し現在まで鍬を振つた農地を自作地として所有したいのであります。これは私らの心からの要望であり、農民感情に根差した願望でありますことを御

理解下され、自作農創設のため、農地の所管替を早急に御決定下さることをお願い申し上げます。

なお、私らはかつての農地改革の時に於いても、当時の解放に反対し、北大の小作人に留まりましたが、このことは、今後において、自作農になつた場合でも北大の学術研究に協力して、光栄ある地位と名誉をもつて、貴学に協力したいと考えておるのであります。

昭和三十七年九月

北海道大学学長　杉野目晴貞殿

富良野町字下五区　［氏名略］
富良野町字中五区　［氏名略］
富良野町布部第四区　［氏名略］
富良野町布部二　［氏名略］
山部村　［氏名略］
栗山町字北学田　［氏名略］
栗山町字南学田　［氏名略］

［注］　書き込み「受付昭和37年９月18日富良野町下五区橋詰良介から」あり。

五―〇六四　北海道大学名誉学位規程の制定について

一九六三年三月二十日

「評議会議事録」（〇〇二一―〇五）

評議会議事録　案

日時　昭和三十八年三月二十日（水）　自午後二時十五分　至午後三時四六分

［中略］

一　北海道大学名誉学位規程の制定について

学長から名誉学位のことについては、前回の評議会で報告したところであるが、その後七大学学長会議において本学の案を示し協議した結果、その趣旨について意見の統一をみたので、本規程案を附議するものである旨本学の事情をあわせて説明がなされ審議された。これについて（一）外国人のみを授与の対象としたこと、（二）学位記の様式の二点について種々意見が述べられたが、本規程の制定は急を要するものである旨をもつて、結局学位記の一部を修正のうえ一応この原案を承認願い、前記（一）および（二）の問題点については、今後検討整備していくこととして了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第七号

北海道大学名誉学位規程を次のように定める。

昭和三十八年三月二十日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学名誉学位規程

第一条　北海道大学（以下「本学」という。）の授与する名誉学位については、この規程の定めるところによる。

第二条　本学の授与する名誉学位の称号は、北海道大学名誉博士とする。

第三条　名誉学位は、左の各号の一に該当する外国人にこれを授与することができる。

一　国際文化交流を通じ、本学の教育・研究の進展に寄与した功績が特に顕著であると認められた者

二　本学に外国人教師として永年勤務し、かつ、教育・研究上の功績が顕著であると認められた者

第四条　名誉学位は、評議会の議を経て学長がこれを授与する。

第五条　前条の規定により学長が名誉学位を授与しようとするときは、評議会の議に先立ち名誉学位諮問委員会を設置し、その意見を徴しなければならない。

2　名誉学位諮問委員会委員は、大学院委員会委員をもつてこれにあてる。

第六条　名誉学位記の様式は、別表のとおりとする。

第七条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和三十八年三月二十日より施行する。

［様式略］

五―〇六五

北海道大学計算センター規程の制定について

北海道大学農業改良普及員受託研修生規程の制定について

一九六三年四月十七日

「評議会議事録」（〇〇二二―〇六）

評議会議事録案

日時　昭和三十八年四月十七日（水）　自午後二時十五分　至午後三時十五分

［中略］

一　北海道大学計算センター規程の制定について

学長から本規程案を審議願いたい旨発言があり次いで庶務部長から本規程案作成までの経過及び制定の趣旨について詳細な説明がなされ、慎重審議の結果全員異議なく別紙原案が承認された。

一　北海道大学農業改良普及員受託研修生規程の制定について

学長から本規程案を審議願いたい旨発言があり次いで庶務部長から制定の趣旨について詳細な説明がなされ、慎重審議の結果全員異議なく別紙原案が承認された。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学計算センター規程を次のように定める。

昭和三十八年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学計算センター規程　案

第一条　北海道大学に、北海道大学計算センター（以下「計算センター」という。）を置く。

第二条　計算センターは、道内国立大学の利用に供し、計算の高速化を図ることを目的とする。

第三条　計算センターは、学長の指定する部局の長（以下「管理部局長」という。）がこれを管理する。

第四条　計算センターに、運営責任者を置く。

2　運営責任者は、管理部局長のもとに計算センターの運営にあたるものとする。

3　運営責任者は、管理部局の教官のうちから管理部局長がこれを命ずる。

第五条　計算センターに、事務職員及び技術職員その他所要の職員を置く。

2　前項の職員は、運営責任者のもとにそれぞれ計算センターの業務に従事する。

第六条　計算センターに、共同利用の調整等その円滑な運営を図るため、北海道大学計算センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の委員は、次に掲げる者をもつて組織し、管理部局長（第三号に掲げる者については、学長）がこれを委嘱する。

一　運営責任者　各一名

二　学長の指定する主要利用部局の長の推せんする者　若干名

三　道内国立大学（北海道大学を除く。）の長の推せんする者　若干名

四　その他管理部局長が必要と認めた者　若干名

3　委員長は、管理部局長若しくは第四条に定める運営責任者をもつてこれに充てる。

4　前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理部局長が別に定める。

第七条　管理部局長は、第四条及び前条に規定する事項を定めたときは、すみやかに、学長に報告しなければならない。

第八条　計算センターの事務は、計算センターの職員が処理するもののほか管理部局の事務部がこれを行うものとする。

第九条　計算センターにおいて徴収する費用等については、学長が別に定める。

第十条　この規程に定めるもののほか計算センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理部局長が別に定める。

附則

この規程は、昭和三十八年　月　日から施行する。

制定理由

道内国立大学の共同利用施設として本学に設置された計算センターの管理運営体制を明確に定め、もつて本施設の適正かつ円滑な運営に資そうとするものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学農業改良普及員受託研修生規程を次のように定める。

昭和三十八年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学農業改良普及員受託研修生規程　案

第一条　文部省農業改良普及員受託研修制度実施要項（以下「要項」という。）に基く、都道府県知事の委託による受託研修生の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

第二条　受託研修生（以下「研修生」という。）とは、農業改良普及員（以下「普及員」という。）であつて、本学農学部において専門課程の教育指導を受ける者をいう。

第三条　研修生となることのできる者は、普及員であつて、かつ、短期大学を卒業した者、または、本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

第四条　都道府県知事が、研修生を委託しようとするときは、委託願書（別紙様式）に履歴書二通及び写真一葉を添えて学長に願い出なければならない。

2　前項の願い出があつたときは、学長は、農学部長の意見を徴し、かつ、文部省と協議のうえ受入れを許可する。

第五条　研修生の研修期間は一年以内とし、その研修は、受入れを許可した日の属する年度内において行なうものとする。

2　前項の年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六条　研修生の研修料は、その研修期間にかかわらず六一、五〇〇円を受入れを許可した日から一月以内に委託者が納付するものとする。

2　既納の研修料は、これを還付しない。

3　第一項に規定する期間内に、研修料を納付しないときは、受入れの許可を取消すことがある。

第七条　研修生に対しては、その研修目的により専門科目の教育指導を行なうものとする。

この場合、専門科目は、要項の科目を標準とする。

第八条　学長は、農学部長が所定の研修を修了したと認

めた者に対し、研修終了証書を交付する。

第九条　研修生は、本学の諸規則を守らなければならない。

第十条　この規程に定めるもののほか、研修生の取扱いに関し必要な事項は、農学部長が別に定める。

附則

この規程は、昭和三十八年四月一日から適用する。

［様式略］

制定理由

このたび、都道府県知事の委託に応じ、農業改良助長法第十四条の二に規定されている改良普及員を受託研修生として受入れるにあたり、文部省農業改良普及員受託研修制度実施要項に基き、規程を制定し、この取扱を円滑にしようとするものである。

五―〇六六

学長報告（藤井教授問題、文学部長問題）

一九六三年五月三十日

「評議会議事録」（〇〇二二―〇九）

評議会（臨時）議事錄（案）

日時　昭和三十八年五月三十日（木）　午後四時五十分　午後六時三十二分

［中略］

一、学長から次のような報告がなされ、これが了承された。

(1)審査評議会の決定に基づき藤井教授の分限免職を上申中であったが、本日付けをもって上申どおり発令となり、その書類が送達された。この通知書および処分説明書を本日、庶務部長から本人に手交した。ここに、その効力が発生した訳である。

(2)文学部長の辞任に伴う措置として、さしあたり、小職が文学部長事務取扱を併任することとし、五月二十二日付けをもって発令された。

二、次に学長から文学部の整備充実に関し、次のような所見が述べられこれが了承された。

このことについては、本日文学部教授会を開催し、小職の方針を述べ、これが了承されたものである。

それは、文学部の今後の問題については、学外から文学部長の適任者を得てこの処理にあたってもらうとともに、学長としても新文学部長の意見をききその責任において善処したい。

明日、明後日の二日間、東京において大学院を有する国立大学文学部長会議が開催されるが、この機会に、さしあたり、東京、京都および東北大学の文学部長とおあいし、本学の実状を、お話して適任者を推せんいただくよう計らいたい。幸いにして適任者が得られれば教授会に諮り決定したいと考えている。以上のことについて御了承いただき今後共心からなる御協力をお願いしたい。

次に文学部に対処する問題について動議が出され、種々意見が交わされたが、結局、この問題は、藤井教授問題解決の関連事項として、評議会の責任上行なわれなければならないものとして了解された。

即ち、評議会の名において、文学部に対する評議会の態度を明らかにしこれを文学部に伝えることとなった。

文学部に対する評議会の意志表示は、次のとおりである。

「今回の問題は落着したが、ここに至ったことは、まことに遺憾である。よって、評議会は、文学部に厳粛な反省を期待する」。

次に学長から、本日記者会見を求められている旨報告があり、これに関し次のような見解が述べられ了承された。

さきほど了承を得た文学部の整備充実に関する方針については、厳秘とする。

［後略］

五―〇六七

体育館の建設について

一九六三年七月三日

「評議会議事録」（〇〇二二―一〇）

評議会議事録　案

日時　昭和三十八年七月三日（水）　自午後二時十七分　至午後四時十六分

［中略］

一　体育館の建設について

学長から次のような報告および協力方依頼がありこれが了承された。

「本学に体育館を新設することについては、多年に亘り要求してきたが、昭和三十七年度予算でようやく三千数百万円が認められたところである。しかしこの予算で本学の規模に相当する体育館を建設することは到底不可能である。よつて外部から寄附をあおぐこととし、すでに着工したのである。

ついては別紙のように体育館建設期成会を設置し、約一億円の目標で募金にあたりたいので特段の協力をいただきたい。

［後略］

［別紙］

北海道大学体育館について

1962. 11. 1

北海道大学体育館建設期成会

体育館資金募集趣意書

旧制度下の体育は、主として体位の向上を目標としていたものでありますが、新制度下の大学における体育は、単なる体位の向上のみではなく、身体活動を通じての人つくりをめざし、教育課程のうえでも必修科目となつているものであります。

このようにスポーツ及び体育は、新しい教育の一方法として全人教育の一翼をにない、人間形成上必要かくべからざるものでありますが、最近パヴロフの条件反射の研究その他多くの科学者の研究により科学的にこれが証明せられたのであります。従つて、欧米各国においてはすでにこの点に着目し、完備された体育館の施設を有し、人つくり上遺憾のないよう配慮されているのであります。

ひるがえつて、北海道大学の体育館の現状をみるとき明治36年に1,200名の予科生徒のため建設された旧雨天体操場があるのみであつて、この施設では以上のように重視せられる体育活動を充分に果しえないだけではなく、この建物自体も腐朽はなはだしく、危険建造物となつているような実情にあります。

北海道大学は、戦後10学部約7,000名の学生を擁する総合大学に発展し、北海道の教育の中心として大きな使命を果すことが、地域社会北海道をはじめ、広く全国各方面から強く要請されのいるのであります。北海道大学のこのような重要な役割を果すうえにおいて、人つくり上不可欠の施設として、体育館建設の必要は、きわめて大きいものといわねばなりません。さらに北海道は半年の長きにわたる冬季生活のため、これら重要な役割を果す体育館設立の必要性がいつそう切実なものとなります。北海道大学当局は、このような点を強調しつつ連年政府に体育館の増改築を要求してきたところ、政府においても、これらの点を充分考慮願つて、このほど国費を支出されることに決定されました。しかし本会といたしましては、民間有志の御協力を得て教育上、じゆうぶんな施設として、さらには、道内の学生生徒青少年の指導のための体育センターとしての役割をも果しうる施設として、より充実した体育館の建設を期したいと考える次第であります。

右のような理由により本会は、じゆうぶん整備された北海道大学体育館建設の必要を認め広く各方面のご賛同、ご高配を頂き、同体育館の建設資金を募り、これを建設のうえ同大学に寄附しようとするものであります。つきましては、ここに貴社のスポーツ及び体育を通じての人つくりに対する格別のご理解を賜わり、一日もすみやかにこれが設立せられますよう特段のご援助を懇願いたす次第であります。

昭和38年　月　日

北海道大学体育館建設期成会長

杉野目晴貞

［後略］

［注記］　原文一部横書き。

五―〇六八　全講義が新校舎で　教養部移転す

一九六三年九月十日
『北海道大学新聞』

全講義が新校舎で　教養部移転す

昭和三十五年から着工されていた教養北校舎（北十七西八）の工事は、このほどその主要建造物を完成。現在の散在している教養部校舎は今学期から北校舎にその全体が包含されることになる。理科系校舎（実験室、教官室など）では昨年完成と共に実験などの授業が行われていたが、今度の文科系校舎（講義室、事務部など）の一部完成でこの九月からは教養生全員がこれら鉄筋コンクリート三階建ての新校舎で講義をうけることになる。しかし、現在工事中の体育館や大講義室、文科系教官室などが出来上がり、校舎周辺の整備など考慮に入れると全体完成は早くとも来年とのこと。全体敷地は五五〇〇坪、大体の内訳は理科系一九〇〇（坪）、文科系八〇〇、管理系講義室その他二七〇〇となっており、さらに食堂一一〇〇体育館や現在検討中の図書館を加えると広大な面積にわたる教養部が誕生する。設備の方をみてみると、理科系の実験室や研究室など学生の間でも評判はよい。文科系校舎には今のところ講義室を転用した読書室が二つさらにテープ「レ」コーダーなどを備えた外国語特殊教室を設けることも検討されている。又当然第二のクラーク会館ともいうべき大講堂の構想もあるが着工が具体化するのはまだ先とのこと。

中央講堂はとりこわし　宙に浮くサークル室

だが、大講義室や文科系教官室食堂などまだ完成していないため、実際に授業に入ると不都合が生ずるのは免れないだろう。食堂の建設もこれからのことで、生協としては今までに文科系校舎にひとつ、ピローのところにひとつ確保しているが大世帯の教養生をかかえてはさらに六つほどの売店を設けるよう運動している。ただ仮食堂建設が決定、もう工事に入る段階だが、その運営権の問題はまだ残されている。旧教養校舎の使用については、現在のところ中央講堂の取り壊しが決定しているだけ講堂を使用している文連所属の各サークルは満場一致で〝教養本部を文連会館にすることを要求する決議〟を提出しているが、学生部の話では新校舎を建てる以上、現

在の建物を取り壊すことがたてまえなので、それを使用したいということはもともと無理な話なのだが、とのこと。学生部長に委せてくれ、ともいってるそうだが、文連としてはあくまで部室保障を学校側に迫まることを基本としており、具体的には十三日サークル顧問教官会議で、この問題が上げられるので、各顧問を通じ、文連の意向をくんでもらうよう努力する現在工事中の体育館にも運動クラブの部室が設けられる計画はないそうで、ここ当分北大生の課外活動は非常に困難な立場に置かれることになる。

五―〇六九　農学部附属農場および附属演習林内の農耕地等の用途廃止について

一九六三年十月三十日

「評議会議事録」（〇〇二二―一四）

評議会議事録

日時　昭和三十八年十月三十日（水）　自十四時十三分　至十四時五十六分

［中略］

一、農学部附属農場および附属演習林内の農耕地等の用途廃止について

学長から本学農学部附属農場のうち簾舞、角田北、角田南、富良野および山部の各学外農場ならびに附属演習林のうち苫小牧、雨竜、天塩第一および天塩第二の各演習林の農耕貸付地等を用途廃止したいので審議願いたい旨発言があり、これについての経過説明があった。

次いで事務局長から、各評議員に配布された資料に基づき会計検査院からの指摘事項および指摘をうけた理由について説明があり、またその指摘に対し、学内

農場の基盤整備および林業の機械化に要する経費を三十九年度概算要求として提出したのでこれが実現達成されれば用途廃止してもよい旨回答した、との説明があった。

また、貸付耕地等の用途廃止に関連して農林省から月寒の農林省所管の土地七十二町歩の無償所管換をうけ、整地および施設の建設を行ない、家畜の多頭飼育の研究の場とするため三十九年度概算要求として提出したが直接管理している農事試験場とは、現在交渉中である。しかし、文部省からも大蔵省、農林省に強力に働きかけているとの説明があった。

次いで学長から農場および演習林の歴史について説明があったのち事務局長から道路、河川、寺、小中学校敷地等の農耕地以外の土地については、基盤整備、林業の機械化に関係なく、無条件で行政財産からはずし大蔵省に所管換するとの補足説明があった。

次に大塚評議員から用途廃止の時期について質問があり、学長から概算要求との関係もあるので、事務局と農学部で検討のうえ決定したいので一任願いたいとの回答があり了承された。

また、高畑評議員から農場、演習林の事務所等の処置について質問があり事務局長からこの問題解決後、農学部と検討のうえ処置したい旨回答があったのち、慎重審議の結果全員異議なく承認された。

［後略］

［別紙］

2．国有財産の是正改善処置要求に対する処理方針および処理状況調

大学名　北海道大学

学部等名　農学部付属農場

区分数量　土地　2，936，429坪

処理方針および処理状況

1　行政財産を長期間使用させていることについては、貴院指摘のような問題点もあり、かつ、農場施設が各所に分散している事については、管理上、研究上問題が多いので同大学において調査、検討をかさねた結果、北海道における農場の特殊性に即して別途適当な形において引続き研究、実習できる適地が確保され、そこに新農場の建設が行なわ

れるならば、富良野以下五農場をすみやかに用途廃止することに決定した。

2　新農場の建設については、昭和39年度概算要求において必要経費を要求している。

大学名　北海道大学
学部等名　農学部付属演習林
区分数量　土地　4,843,965坪

処理方針および処理状況

1　小、中学校敷地等農耕地以外に使用させているもののについてに[ママ]、早急に用途廃止することに決定し、目下その手続きを進めている。

2　農耕地として使用させているものについては、演習林事業遂行上必要な機械力の整備等を行なつたうえ、用途廃止を進めるよう目下鋭意検討中である。

学外農場別面積表

口座名	台帳面積	用途廃止				直接使用	備考
		農耕地貸付面積	戸数	農耕地以外の貸付其他面積	計		
簾舞農場	六七九、三六〇 坪	一七〇、〇七一 坪	一八	一四三、九五九 坪	三一四、〇三〇 坪	三六五、三三〇 坪	山林、事務所敷地
角田北農場	七六〇、五九三	七〇四、九五六	四四	四六、七八五	七五一、七四一	八、八五二	事務所、水田用貯水池
角田南農場	四二、〇五八	一九、六八二	六	二〇、八七六	四〇、五五八	一、五〇〇	事務所敷地
富良野農場	一、五五六、八〇六	一、二九七、二三〇	九七	二五八、六二六	一、五五五、八五六	九五〇	事務所、試験地
山部農場	六七七、三七四	五七五、三八五	三八	一〇一、五七七	六七六、九六二	四一二	事務所敷地

計	三、七一六、一九一	二、七六七、三二四	二〇三	五七一、八二三	三、三三九、一四七	三七七、〇四四	

演習林別面積表

口座名	台帳面積 坪	用途廃止 農耕地貸付面積 坪	用途廃止 戸数	用途廃止 農耕地以外の貸付其他面積 坪	用途廃止 計 坪	直接使用	備考
苫小牧演習林	八、三二七、二〇〇	〇	〇	一七、八一九	一七、八一九	八、三〇九、三八一	山林、庁舎敷地
雨龍演習林	七一、〇九七、六二八	三、三六〇、四四九	二三三	六八、八九九	三、四二九、三四八	六七、六六八、二八〇	〃
天塩第一演習林	五八、七七八、五二九	一、二八八、一八九	一一一	五〇、二六七	一、三三八、四五六	五七、四四〇、〇七三	〃
天塩第二演習林	六八、〇七六、〇七〇	一九六、二三三	二〇	三、四八一	一九九、七〇四	六七、八七六、三六六	〃
計	二〇六、二七九、四二七	四、八四四、八六一	三五四	一四〇、四六六	四、九八五、三二七	二〇一、二九四、一〇〇	

五―〇七〇
クラーク会館のあゆみ（その1）

一九六三年十一月一日
『クラーク会館月報』第八号

クラーク会館のあゆみ
建設準備―総括（その1）（連載第7回）

過去6回の連載で明きらかな通り、クラーク会館の建設にあたっては杉野目学長が異常なまでの熱意を示された。それで、建設準備期の総括として杉野目学長にご登場頂こう。以下は学長の談話である。

――私が学生会館建設の構想を最初に公表したのは、昭和29年11月、私が北大学長に就任して、そのごあいさつを東京会館で述べた時のことです。この時、田中文部事務次官、稲田大学学術局長というような方がたに次のように申し上げた。

「新制大学では特に設備の面で早急に改善しなければならないことが沢山あると思います。北大に関していえば、北海道の酷寒の中で、学生が暖い湯茶をのむための場所さえない。冷たいすき間風の吹き込む教室の片隅で震えながら弁当を食べているような状態なのです。これでは可哀そうだ。せめて、学生が暖い湯茶をとれるような憩いの場所つまり学生会館をぜひとも建てなければならないと思います。」

北大は開学75周年の行事は何もやらなかったので、80周年記念行事として会館を作ったら良いのではないかと思って、早速この考えを北大の部局長会議と評議会でも披瀝したところ皆さんの賛同を得たわけだ。早速、施設課長の落藤さんに話をしたのです。「どの位の規模にしよう?」「学生ひとりあたり0.3坪ということでどうでしょう」「よしそれで行こう」当時、北大生の数は5千名だから1,500坪です。これでおおよその目標が立った。この話が、いち早く北海タイムスに出たんです。すると札幌アメリカ文化センターの館長が私のところに来て、全面的に協力しましょうと申し入れてくれた。「どうもありがとうございます」私はいった。「でも、そのお申し出を受けるかどうかは私の一存では計らいかねます。同僚に相談してご返事します」

それで会議にかけたところ、先方からの申し入れであるなら受けても良いだろうというのが全部の人の意見な

んだ。わずかに職員組合だけが反対しました。アメリカのヒモつきになるというんだな。しかし多数の意見が、受けても良いという方に一決したのです。国内でも募金運動を始めようということになった。昭和30年11月には連合同窓会ができ上った（注・参照）。31年3月から実際の募金事業が始ったのですが、職員組合の反対がうるさくてね。全学協議会とかいうのを開いて私のことを被告あつかいにするんだ。しかし私の方では札幌、東京、大阪などの主要都市を回って同窓会の基礎をかため、募金者に対する働きかけをして、31年3月の卒業式前に、もう建設に対して確信を持てるところにきていたのです。

アメリカ文化センターのコングルトン氏の考えでは、日本にいるアメリカ人ひとりひとりから3ドルから5ドルとかを集めようという意向だったんだが、私の方が年の功でずるかったんだな fifty-fifty でいこうと申し入れた。そっちからいい出してくれたことなのだから、日本とアメリカが同額の金を出すことにしようというわけだ。当初の概算は1億5000万円でした。物価が上ったりしたのでそれが2億数千万にまでふくれてしまったけれども、とにかくその線でやろうということになりました。「クラーク会館」という名称もその時決定した。クラーク博士以来、北大とアメリカとの文化交流のきずなは深いので、この際やはりクラーク博士の名を冠せれば募金もやり易いし、建物の意義も明確になるというわけです。英訳の公式名は The Clark Memorial Student Center としました。

いよいよ募金の実施段階に入ってみると、アメリカ側からの援助の条件などに関していろいろと問題が出て来たのです。事態は必ずしも楽観を許さない。たまたま、32年秋私は渡米をする機会を得て全米各地を歩いて直接関［ママ］接に寄金の依頼をしたんだけたども、このとき、日米協会とか南加大学とかから全面的に協力しようという申し出を受けました。日本に戻って国内の募金に拍車をかけていたのですが、33年8月になりまして突然、フォード財団から電報が来た。「5万ドル寄付しよう。請求書を大至急送れ」という。それを追っかけるようにしてロックフェラー財団からも同じく5万ドル出そうといって来たんです。これがいま思うに大きかったですね。

〔注〕連合同窓会とクラーク会館募金のことについて北大同窓会事務局長小山内巌氏（元・北大本部人事課長）

にきいてみた。

――従来、各学部別・地域別に分散していた同窓会を一本化して連合同窓会を組織しようという動きは島学長やさらにその前の伊藤学長時代からあった。しかし杉野目学長の代になり、会館建設の募金運動と軌を一にして急速に実現することになった。昔、正門を入ったところに木造の同窓会館があって毎年2月6日の開学記念日などには旧友あい集い、金杯で酒を汲みかわしたりしたものだった。ほかに撞球室などもあって同窓生交流の場として大いに利用されていた。それにかわるべきものとして、クラーク会館完成のあかつきにはその一部に同窓会館的要素も持たせるということで、OBも協力することになったのです。それで会館の名前も学生会館という名をさけてクラーク会館ということになったのじゃないかと思う。しかし現在の状況をみると在学生、教職員の利用が大部分で、同窓生の入り込む余地がない。辛うじて宿泊部で同窓生が泊まれるということぐらい。建物全体の規模からいってこれもやむを止[ママ]ないかもしれないがさらに欲をいえば、クラーク会館と名乗るからには館内のどこかにクラーク先生とか札幌農学校の歴史的な記念資料を展示するスペースがほしかった…。

以上が小山内氏の談。

（つづく）

［注記］　原文横書き。

五―〇七一

北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について

一九六四年二月十九日

「評議会議事録」（〇〇二三―〇二）

評議会議事録

日時　昭和三十九年二月十九日（水）　午後二時六分　午後二時五十六分

［中略］

二、北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について

学長からこのことについては、昭和三十七年十月に学長から学生部委員会に諮問したがこのたび学生部委員会から別紙のとおり答申があつた旨報告がなされた。

［後略］

［別紙］

北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について（答申）

学生部委員会

昭和三十九年一月二十一日

学生部委員会

委員長　星光一

北海道大学長　杉野目晴貞殿

北海道大学における新学寮の管理運営のあり方についての答申

本委員会は、北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について、全体会議および小委員会において慎重に審議し検討した結果、別紙の結論に到達しましたので答申いたします。

新学寮の管理運営のあり方

学寮は、学生の人間形成の場として大学に設けられる教育施設である。従つて、大学はその基本的な職務権能として、学寮の施設・設備を管理しなければならないとともに、入寮許可及び退寮処分を決定し、寮内活動等の学寮運営についてもその責任においてこれを指導しなければならない。しかしながら学寮の管理・運営にあたつては、最も教育的効果があがるように、特に慎重な配慮が必要である。そのために考慮すべき各種の問題につき北海道大学の学寮の現状を調査し、他大学の学寮をも参

照して具体的に検討した結果、学生部委員会は、新学寮の管理・運営のあり方につき次のように考える。

㈠、入寮者選考、寮内活動等の学寮の運営については、学生にその能力があるかぎり、学生による自主的運営を承認し、学生に民主的共同生活を体験させることによつて、学寮のもつ教育的効果が著しく発揮されることが重視されなければならない。しかも、北海道大学の学生には、現状においては、その能力があるものと認められる。従つて、入寮者の選考は学生にまかせ、その他寮内活動等の学寮の運営は、一般には、学生の自主的運営にまかせるのが適当である。

㈡、学寮の自治組織とその活動等に対する指導、助言については、高度の責任感をもたせて自治生活を体験させている学生に対して、積極的に、効果的な助言をすることは困難であるのみならず、日常、積極的に助言をすることは、教育的効果をあげるために適当でない。しかし、大学が教育施設である学寮の運営を学生にまかせきつて、それに無関心であることはもとより許されない。従つて関係教官、関係事務官及び寮生代表の三者により構成され、必要に応じて寮外学生の代表をも含む、「学寮運営協議会」のような機関を設けて、随時学生側からの相談にも応じられる体制を整えておくのが適当である。学寮の管理・運営上生ずる諸問題は、全般にわたつて、この「学寮運営協議会」における意見の交換を通して、処理するのが望ましい。この「学寮運営協議会」がその機能を充分に発揮するためには、特に教官の積極的な活動が期待される。

㈢、学寮の施設、設備は大学に所属する国有財産であるから、大学は、直接その全責任において法令に基きこれを管理しなければならないことは云うまでもないが、特に、学寮においては昼夜の区別なく現実に学寮としての活動が行われており、かつ、新学寮は著しく大規模なものであることを充分に考慮して有効、適切な管理が行われなければならない。

㈣、学寮における健康・衛生・保健管理については、殊に充分な配慮がなさるべきであり、寮医をおくことが望ましい。

㈤、学寮における寮生の生活には、人間としての一般的生活があり、そのための費用を寮生が負担するのは当然のことであるが、学寮は大学における教育的施設で

あるとともに、学生の経済生活に対しても多大の効果をもつものであるから、寮生の経済的負担がなるべく軽減されるように配慮しなければならない。しかしながら、一般学生のための学生経費が、希望者の一部しか入寮できない学寮の経費にあてられることは、望ましくない。従つて負担軽減のためには、寮内における経費の合理的運用をはかるとともに、学寮経費のための国費の増額をうるよう努力すべきである。

［後略］

五―〇七二　薬学部新設について

一九六四年三月十二日
医学部「教授会議事録　昭和三十九年」

第五回教授会議事録

一、日時　三月十二日（木）午后三時

［中略］

⑦薬学部新設について

このことについて学部長、赤木教授より別紙趣意書に基づいて詳細なる説明があり結局教授会としては全面的に協力することを承認された［後略］

［別紙］

薬学部新設趣意書

周知の如く、我が国における最近の薬学の進歩は著しく、医学と協力して、国民の保健衛生並びに疾病の予防、治療に果している役割は極めて大なるものがある。

一方、産業界において、我が国の製薬工業は、真に目覚ましい発展を遂げ、果敢な技術革新、体質改善を行っ

て、日本独自の技術を開拓し、今やその生産額は、全化学工業生産額中、第一位を占めるに至っている。それにも拘らず、研究者、技術者の数はすこぶる不足しており、明日の薬学を考える時、之を充足する事は、薬学教育の最大の急務である。

顧みるに、本学薬学科は社会国家の要請に基づき昭和29年4月1日より医学部内の一学科として発足し、昭和32年までに7講座を設置した。その後順調な発展を遂げ、今や薬学の教育研究において、独特の地位を確立したのである。本来、薬学の教育研究は医学との協力によってはじめてその成果を発揮し得るものであるが、同時に薬学独自の立場で、改善補強すべき任務を有して居り、依って政府は之を分離、強化する方針をとり、既に東京、京都、大阪、九州の各大学に薬学部を設置したのである。

更に本学の北海道において占める地位の重要性より見ても、本学における薬学研究教育の拡充が切望されて居り、皆様のよき御理解、御支援のもとに速かに薬学部を設置することを希望する次第である。［後略］

［注記］　原文一部横書き。

五―〇七三　大学祭について

一九六四年四月二十二日
「評議会議事録」（〇〇二三―〇四）

評議会議事録

日時　昭和三十九年四月二十二日（水）　開会午後二時二十分　閉会午後五時三十五分

［中略］

六、大学祭について

学生部長から、このことについては、休講の措置にも関連すると前置きして、四月二十日に大学祭実行委員会から希望申し出のあったこと、ならびにこのことを翌二十一日の学生部委員会において審議したことについて左のとおり報告がなされた。

（大学祭実行委員会からの希望申し出要旨）

⑴従来の大学祭は十一月三日の文化の日を中心に行ってきたが、期末試験、卒業準備、学部移行、学会等の時期的関係で開催準備ならびに参加の面に難点があったので、今後はこれら難点の解消ができ、さらにその他の長所のある六月に開催したい。

⑵開催期間は六月五日の創立記念行事日を中心に行いたいが、本年は準備期間の都合もあるので六月十日から十四日までの五日間としたい。

⑶大学祭開催のため、六月十日から十三日までの三日半を臨時休講として認めてほしい。

（学生部委員会審議要旨）

六月開催については賛成である。臨時休講日数については、従来の一日半を三日半とするのには理由が稀薄であり、内容の充実があるにしても二日半、できれば昨年と同様の日数にすべきである。

これに伴い学長から、臨時休講との関連から開催時期、開催期間を含めて休講日数について諮ったところ、

⑴開催時期を六月とすることについては承認された。

⑵開催期間を十二（金）、十三（土）、十四（日）の三日間とすることで承認された。

⑶臨時休講は、十二、十三日の一日半とすることで承認された。

なお、学長から計画書の中に講師招へいによる講演の企画が見当らないので、この点特に指導されることがのぞましいとの発言があった。

［後略］

［別紙略］

五―〇七四

北海道大学農学部附属牧場規程案について

一九六四年六月二十四日

「評議会議事録」（〇〇二三―〇七）

評議会議事録

日時　昭和三十九年六月二十四日（水）　午後二時十分開会　午後六時十七分閉会

［中略］

二、北海道大学農学部附属牧場規程案について

学長から本規程案が提案され、農学部、長尾評議員から制定の趣旨について説明がなされた。

次いで審議に入り、安倍評議員から第一条中「主として畜産学の教育及び家畜に関する研究」とあるが、畜産学には家畜に関することも含まれるのではないかとの発言があり、これに伴い種々と意見の交換がなされて後、結局第一条を「北海道大学農学部附属牧場（以下「牧場」という。）は、主として畜産学に関する教育および研究を行うことを目的とする。」に修正し、学長からあらためて別紙原案が付議され、全員異議なく議決した。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学農学部附属牧場規程を次のように定める。

昭和三十九年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学農学部附属牧場規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学農学部附属牧場（以下「牧場」という。）は、主として畜産学に関する教育及び研究を行うことを目的とする。

2　前項のほか北海道在来種馬の系統保存を併せて行う。

（職員）

第二条　牧場に次の職員を置く。

一　牧場長

二　牧場主任

三　助教授

四　事務職員

五　技術職員

2　前項のほか必要のある場合は、その他の職員を置くことが出来る。

3　牧場長は、農学部長の総括のもとに牧場を管理運営する。

4　牧場主任は、牧場長の業務を助ける。

（部門）

第三条　牧場に研究及び業務に関する部門を置く。

（事務）

第四条　牧場の事務は、北海道大学事務組織規程及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程の定めるところによる。

（委任）

第五条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、牧場長が別に定める

附則

この規程は、昭和三十九年　月　日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

制定理由

昭和二十六年十二月二十三日大蔵省より日高実験農場として所管換を受け国立学校設置法の一部改正（昭和二十八年七月二十八日法律第八十八号）により農学部附属研究施設として牧場が設置され現在に至っているがこのたび同牧場規程を制定し牧場における教育・研究の業務を円滑にしようとするものである。

五―〇七五

北海道大学厚岸博物館を理学部に所属させることについて

一九六五年一月二十二日

「評議会議事録」（〇〇二四―〇一）

評議会議事録

日時　昭和四十年一月二十二日　午後二時十五分開会　午後三時十九分閉会

［中略］

一、北海道大学厚岸博物館を理学部に所属させることについて

このことについて学長から、本学厚岸博物館は、戦後軍の用地を本学が引継ぎ、道東地区の博物館とするため設置したもので、陳列品は当時小樽商科大学から、商品学の教育に使用していた商品見本の寄贈を受けたものである。

当初は、地もとの寄付を受ける等により、大学としての大規模な運営を計画していたのであるが、その後実質的には理学部で管理運営している状態であり、この際、当該博物館を理学部に所属させ、今後は理学部附属臨海実験所の一部として管理運営を行ないたい旨の説明がなされた後、審議に入り理学部丹羽評議員から、理学部においては未だ教授会に諮っていないが、了承される見込みである。また、今後定員および維持費について格別の協力を願いたい旨の発言がなされた。

その他種々質疑応答がなされた後、理学部教授会の議決を前提に全員異議なく北海道大学厚岸博物館を理学部に所属させることについて了承がなされた。

［後略］

［別紙］

北海道大学厚岸博物館について

㈠位置　別紙略図参照

㈡土地面積　約二十五町歩（現在道立公園に指定されている）

㈢建物坪数　一九六坪（本屋一七九坪　附属物置一七坪）

㈣交通　厚岸駅から四、六K（バス五分―渡船十分―徒歩四十五分）

厚岸町アイカツプ旧軍用地であつて道東稀に見る景勝の地であるのでこれを利用し道東に於ける歴史、芸術、民

俗、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示して社会教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする構想のもとに昭和二十一年八月以降この施設を借入れ、同二十四年四月二十日この施設が大蔵省より正式に本学に所管換となつた。

本学に於ては前記建物一七九坪に経費九十五万円を投じ改装すると共に博物館設置準備委員会（委員別紙）を設けこれが委員として学内関係者の外特に地元代表を始め道庁関係者も委嘱する等計画は一段と具体化し乏しい大学予算を割いて設備に充当し鋭意開館の準備に努力し昭和二十六年十一月不完全ながらその一部の陳列を終え開館し、その後博物館法による相当施設として指定された。

当時の理学部附属臨海実験所長であつた内田亨教授が館長に任命され、又、理学部内の定員操作により助手一、事務員一、用務員一を配置し、これが施設の維持、標本の整備、充実等も同学部の予算に依存し管理運営し現在に及んでいるものである。顧みるに本博物館は北海道大学厚岸博物館として全学的施設なるにもかかわらず、実質は地理的関係もあり、創設以来全く理学部附属臨海実験所に管理運営を委ねられているかたちである。

この際同博物館を理学部に所属させ附属臨海実験所の一部として、これが管理運営をいたしたい。

［別紙略図、委員別紙　略］

五―〇七六

北海道大学薬学部規程（案）について

一九六五年六月十六日

「評議会議事録」（〇〇二四―〇七）

評議会議事録

日時　昭和四十年六月十六日　午後二時二十分開会　午後五時三十七分閉会

［中略］

三、北海道大学薬学部規程（案）について

学長から、本規程案が提案され、薬学部赤木評議員から制定の趣旨について説明がなされ、次いで審議に入り、質疑応答があった後、全評議員異議なく別紙原案どおり議決した。

また、学長から本規程を昭和四十年六月十六日付けで制定し、同日から施行したい旨発言があり、これが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学薬学部規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学薬学部規程（案）

第一章　学期

第一条　学年を分けて次の二学期とする。

第一学期　四月一日から九月三十日まで

第二学期　十月一日から翌年三月三十一日まで

第二章　学科課程

第二条　本学部に次の二学科を置く。

薬学部

製薬化学科

第三条　各学科の授業科目は別表のとおりとし、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

2　授業科目の各学年に対する配当及び毎週授業時数は教授会の議を経て別に定める。

第四条　各学科の授業科目は、必修科目と選択科目の二種とする。

第三章　進学及び入学

第五条　本学一般教育課程を履修し所定の単位を修得し

た者で本学部に進学を希望するものは、学部長宛学科志望願書を提出して許可を受けなければならない。但し、進学は一学科に限り許可する。

第六条　本学通則第十四条及び第十五条に該当する者の中から入学を志望するものに対しては選考の上、入学を許可することがある。

第四章　試験

第七条　学士試験は科目試験及び論文試験とする。

第八条　科目試験は、該当科目の修了した学期末において期間を定めてこれを行なう。但し、都合により臨時に実施することがある。

第九条　科目試験を受ける者は、別に定める受験申請期日内に担当教官に申出て承認を求めなければならない。

第十条　実験及び実習の科目試験は、その成績考査をもつてこれに代えることができる。

第十一条　論文試験は、特別研究実習報告についてこれを行なう。但し、論文試験の題目についてはあらかじめ講座担当教官の指示を受けなければならない。

第十二条　論文試験は、各学科所定の科目試験に合格した者に対して毎年三月実施する。

第十三条　本学部在籍二年を超える者に対する学士試験は臨時に行うことができる。

第十四条　試験の成績は優・良・可・不可の四種とし優・良・可を合格とする。

第五章　卒業認定

第十五条　本学部の卒業は所属学科において所定の試験に合格した者につき教授会の議を経てこれを認定する。

第六章　聴講生

第十六条　本学部の学科目中、一科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することができる。

2　聴講生は学期又は学年毎に許可する。

第十七条　聴講生の志願資格は、当該学科について相当学力ある者と認められたものでなければならない。

附則

1　この規程は、昭和40年6月16日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

2　この規程施行の際、昭和四十年四月一日以降の入学者については、別表Ⅰを、昭和三十九年四月一日以前の入学者については、別表Ⅱを適用する。

別表（Ⅰ）

薬学科

| 科目 | 単位 | | |

製薬化学科

科目	単位	科目	単位
必修科目		薬品物理化学実習	二
薬品合成化学1	二	薬品製造工学	二
〃　2	二	化学工学	二
薬品合成化学実習	二	工業経営	二
薬品有機化学1	二	薬品製造工学演習	二
〃　2	二	薬品製造工学実習	二
薬品有機化学実習	二	無機薬化学	一
微生物薬品化学	二	有機薬化学1	一
微生物学	二	〃　2	二
微生物薬品化学実習	二	薬品分析化学1	二
薬品生物化学	二	薬品分析化学実習	三
生化学1（概論）	一	生薬学	二
薬品生物化学実習	二	有機薬品製造学1	二
植物薬品化学	二	有機薬品製造学2	二
抗生物質化学	二	衛生化学1	二
天然物有機化学	二	調剤学1	一
植物薬品化学実習	二	製剤学1	一
機器分析学	二	特別研究実習	六
理論化学1	二	必修単位計	七三
〃　2	二		

薬制及び経営論	一
	二
	二

選択科目		選択科目	
微生物代謝	二	特別講義	二
微生物生理学	二	薬学概論	二
生化学2（酵素化学）	三		
〃　（中間代謝）	二		
薬品分析化学2	二		
薬用植物学	二		
無機薬品製造学	二		
衛生化学2	二		
裁判化学	一		
調剤学2	一		
製剤額2	一		
薬局方概論	一		
薬効学1	二		
〃　2	二		
生物学的検査法	二		
薬品作用論	二		
解剖学	二		
生理学	二		
病理学	二		
公衆衛生学	一		

備考　選択科目は五科目（一二単位）以上履修すること。

別表（Ⅱ）

薬学科

科目	単位
必修科目	
理論化学	二
無機薬化学	一
〃　実習	一
有機薬化学	四
〃　実習	二
薬品分析化学	四
〃　実習	二
定性定量分析化学	二
無機薬品製造学	二
有機薬品製造学	三
薬品製造学実習	二
機械工学	二
生薬学	二
〃　実習	二
薬用植物学	二
〃　実習	一
衛生化学	四
〃　実習	一
必修単位計	八三
裁判化学	一
〃　実習	一
調剤学	二
〃　実習	一
製剤学	二
〃　実習	一
薬局方概論	一
薬局方試験法実習	一
薬効学	三
〃　実習	二
生物学的検査法	二
薬品作用論	一
解剖学	二
生理学	二
生化学	二
病理学	二
細菌学	二
公衆衛生学	一
醗酵抗生剤化学	二
薬制及び経営論	一
特別研究実習	一〇

選択科目	
農獣医用薬品学	二
香粧品化学	二

備考　選択科目は二単位以上履修すること。

制定理由

国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日法律第十五号）に基づき、昭和四十年四月一日に薬学部が設置され、それに伴い薬学部規程を制定しようとするものである。

五―〇七七

北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館縦覧規程（案）について

一九六五年七月二十八日

「評議会議事録」（〇〇二四―〇八）

評議会議事録

日時　昭和四十年七月二十八日　午後二時三十三分開会　午後五時三十分閉会

［中略］

二、北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館縦覧規程（案）について

このことについて学長から付議され、庶務部長から制定の趣旨について説明がなされ、次いで審議に入り、質疑応答があった後、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決した。

また、学長から本規程を昭和四十年七月二十八日付けで制定し、同日から施行したい旨発言があり、これが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館縦覧規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館縦覧規程（案）

（趣旨）

第一条　北海道大学理学部附属臨海実験所水族館及び北海道大学理学部附属臨海実験所博物館（以下「水族館及び博物館」という。）の縦覧に関しては、この規程の定めるところによる。

（開館及び休館）

第二条　水族館及び博物館は、五月十日から十月三十一日まで開館する。

2　前項の場合において、毎週火曜日は休館する。ただし、北海道大学理学部附属臨海実験所長（以下「実験所長」という。）が、教育又は研究上必要と認めたと

きには、臨時休館することができる。

（縦覧時間）

第三条　縦覧時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

（一般縦覧）

第四条　水族館及び博物館を縦覧しようとする者は、別表に掲げる縦覧料を納めて、別紙様式の縦覧券の交付をうけなければならない。

（特別縦覧）

第五条　学術研究又は実習の目的で縦覧する場合には、無料とする。

2　前項の場合には、事前に実験所長の許可を得なければならない。

（職員等の縦覧）

第六条　北海道大学の職員及び学生が縦覧する場合には、縦覧券を要しない。

2　前項の場合には、入館の際に、身分証明書又は学生証を係員に提示しなければならない。

（入館の拒否）

第七条　次の各号の一に該当する者については、入館を拒否することができる。

一　引率者又は保護者のない六才未満の者

二　風俗を害し、又は秩序を乱すおそれのある者

（遵守事項）

第八条　水族館及び博物館の縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　施設、設備等を汚損し、又は破壊しないこと

二　指定の場所以外で喫煙しないこと

三　施設内外の掲示事項に違反しないこと

四　その他水族館及び博物館の管理運営上支障があると認められる行為をしないこと

（退館）

第九条　入館後、前条の規定に違反した場合には、退館させることができる。

（損害弁償）

第十条　縦覧者が施設、設備等を汚損し、又は破壊したときは、損害弁償をさせることができる。

（委任）

第十一条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長の承認を経て理学部長が別に定める。

附則

1　この規程は、昭和四十年7月28日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

2　北海道大学厚岸博物館規程（昭和二十七年九月一日海大達第三十二号）は、廃止する。

別表

名称	区分	大人	小人	園児
水族館	個人縦覧料	一人につき三〇円	一人につき一五円	
	団体縦覧料 三〇人以上	一人につき二四円	一人につき一二円	
	団体縦覧料 一〇人以上			一人につき六円
博物館	個人縦覧料	一人につき二〇円	一人につき一〇円	
	団体縦覧料 三〇人以上	一人につき一六円	一人につき八円	
	団体縦覧料 一〇人以上			一人につき四円

備考

1　小人とは、六才以上十二才未満の者をいう。

2　園児とは、幼稚園在園中の者をいう。

3　団体とは、園児にあつては十人以上、その他にあつては三十人以上で引率者のもとに縦覧する場合をいう。

4　団体の引率者の縦覧料は、三十人に一人、園児にあつては十人に一人の割合で無料とする。

5　団体を除き、保護者に随伴する六才未満の者は無料とする。

［別紙縦覧券様式　略］

五―〇七八

北海道大学教養部審議会規程（案）について
北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程（案）について

一九六五年十月二十日

「評議会議事録」（〇〇二四―一一）

評議会議事録

日時　昭和四十年十月二十日　午後二時開会　午後三時十五分閉会

［中略］

一、北海道大学教養部審議会規程（案）について

学長から本規程案が提案され、制定理由の説明があった後、審議に入り種々、質疑応答の結果全評議員異議なく別紙原案どおり議決した。また学長から本規程を昭和四十年十月二十日付けで制定し、同日から施行したい旨発言がありこれが了承された。

二、北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程（案）について

学長から本規程案が提案され制定理由の説明があった後根井低温科学研究所教授（吉田評議員代理）から制定の趣旨について説明がなされ次いで審議に入り質疑応答の結果全評議員異議なく別紙原案どおり議決した。また、学長から本規定［程］を昭和四十年十月二十日付けで制定し同日から施行、昭和四十年四月一日から適用する旨発言があり、これが了承された。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学教養部審議会規程を次のように定める。

昭和四十年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学教養部審議会規程（案）

（設置）

第一条　北海道大学教養部（以下「教養部」という。）について全学的な協議を必要とする重要事項を審議するため、北海道大学教養部審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条　審議会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織

する。
一　学長
二　各学部長及び教養部長
三　一般教育課程担当の教授のうちから教養部長が推薦する者三名
四　附置研究所長のうちから一名
五　学生部長
2　必要がある場合には、前項第三号に規定する委員の数を四名とすることができる。
（委嘱）
第三条　前条第一項第三号及び第四号に規定する委員については、学長が委嘱する。
（任期）
第四条　第二条第一項第三号に規定する委員の任期は一年とし、同条第一項第四号に規定する委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
（審議事項）
第五条　審議会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。
一　教養部の組織運営についての基本的事項
二　教養部の教育課程の編成についての基本的事項
三　その他教養部についての全学的な協議を必要とする重要事項
（会議）
第六条　学長は、審議会を招集し、その議長となる。
2　学長に事故があるときは、あらかじめ、学長の指名する委員がその職務を代行する。
（議事）
第七条　審議会は、委員の三分の二以上の出席をもつて成立し、出席委員の過半数をもつて議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委員以外の出席）
第八条　議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
（庶務）
第九条　委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。
附則
この規程は、昭和四十年　月　日から施行する。

制定理由

本学に、教養部についての全学的な協議を必要とする重要事項を審議するための機関として北海道大学教養部審議会を設置し、これに伴い本規程を制定しようとするものである。

[別紙二]

海大達第　号

北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程を次のように定める。

昭和四十年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設（以下「研究施設」という。）は、流氷及び沿岸結氷に関する総合的研究を行なうことを目的とする。

（職員）

第二条　研究施設に、次の職員を置く。

一　助手

二　事務職員

三　技術職員

（研究施設長）

第三条　研究施設に、研究施設長（以下「施設長」という。）を置く。

2　施設長は、北海道大学低温科学研究所の教授をもつて充てる。

3　施設長は、北海道大学低温科学研究所長の命を受けて、研究施設を管理運営する。

（研究員）

第四条　研究施設に、研究員を置く。

2　研究員は、北海道大学の教授、助教授又は講師をもつて充てる。

3　前項に規定する者のほか、必要があるときは他官公署に所属し、研究施設の研究に関連のある職務に従事する者のうちから、施設長が適当と認めるものを研究員として委嘱することができる。

4　研究員は、研究施設における研究に従事する。

附則

この規程は、昭和四十年10月20日から施行し、昭和

四十年四月一日から適用する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年文部省令第十七号）の施行により、昭和四十年四月一日付けで、本学低温科学研究所に附属流氷研究施設が設置され、これに伴い同研究施設規程を制定しようとするものである。

五―〇七九　農学部附属酪農科学研究施設規程（案）について

一九六六年一月二十六日

「評議会議事録」（〇〇二五―〇一）

評議会議事録

日時　昭和四十一年一月二十六日　午後二時十八分開会　午後二時三十五分閉会

［中略］

一、北海道大学農学部附属酪農科学研究施設規程（案）について、

学長から本規程案が提案され矢島評議員から制定理由の説明があった後、審議に入り質疑応答の結果全評議員異議なく別紙原案どおり議決した。また学長から本規程を昭和四十一年一月二十六日付で制定し同日から施行する旨発言があり、これが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学農学部附属酪農科学研究施設規程を次のよ

うに定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学農学部附属酪農科学研究施設規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学農学部附属酪農科学研究施設（以下「研究施設」という。）は、酪農に関する生産、加工、流通及び消費について研究を行なうことを目的とする。

（部門）

第二条　研究施設に、次の部門を置く。

生産

（職員）

第三条　研究施設に、次の職員を置く。

一　教授
二　助教授
三　助手
四　事務職員
五　技術職員

（研究施設長）

第四条　研究施設に、研究施設長（以下「施設長」という。）を置く。

2　施設長は、北海道大学農学部の教授をもつて充てる。

3　施設長は、北海道大学農学部長（以下「学部長」という。）の命を受けて、研究施設を管理運営する。

（研究員）

第五条　研究施設に、研究員を置く。

2　研究員は、北海道大学の教授、助教授、講師又は助手をもつて充てる。

3　研究員は、研究施設における研究に従事する。

（研究施設委員会）

第六条　研究施設に、研究施設委員会（以下「委員会」という。）を置き、研究及び運営に関する重要事項を審議する。

2　委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一　施設長
二　研究施設の教授
三　研究員である教授のうちから学部長が委嘱するもの

3　必要があるときには、委員会の議を経て、研究施設

の助教授を委員会に出席させることができる。
4　施設長は、委員会を招集し、その議長となる。
附則
この規程は、昭和四十一年　月　日から施行する。
制定理由
国立学校設置法施行規則の全部を改正する省令（昭和三十九年文部省令第十一号）の施行により昭和三十九年四月一日付けで、本学農学部に附属酪農科学研究施設が設置され、遂次準備しつつ今日に至つているが、このたび本規程を制定し、もつて本研究施設における管理運営の円滑化を計ろうとするものである。

五―〇八〇

北海道大学名誉教授称号授与規程（案）について
マンロー博士邸の寄付採納について

一九六六年二月十六日
「評議会議事録」（〇〇二五―〇二）

評議会議事録
日時　昭和四十一年二月十六日　午後一時八分開会　午後三時二十五分閉会
［中略］
議事
一、北海道大学名誉教授称号授与規程（案）について
学長から本規程案は各部局で検討願ったのち部局長連絡会議に諮ったが、案そのものには異議はなかった。しかし第三条の運用についての具体的な申合せ事項を決めるべきであるとの意見が多かったので、工学部長、農学部長、文学部長「、」法学部長の四学部長を委員とする小委員会に申合せ事項の取りまとめ方を依頼したところ、別紙のとおり成案を得たので合せて審議願いたいとの付議がなされ、審議に入ったところ、文学部福村評議員から、本規程案は文学部教授会の意向が伝

わっていないので、本評議会での審議で決議されることには異議があるとの発言があったので、学長から本規程案の審議を続行するか、次回の評議会に持ち越すかについて諮られたところ、審議を続行することに決議され、質疑応答の結果、別紙原案どおり議決した。

また、本規程案は昭和四十一年二月十六日付けで制定し、同日から施行することが了承された。

［中略］

その他［中略］

三、マンロー博士邸の寄付採納について

このことについて学長から、日高の二風谷で民族研究をしていた故ニール・ゴールデン・マンロー博士邸を北海道大学の文学部に寄付したいとの申出が所有者の英国大使館員トムリン氏とフィゲス氏からなされたとの報告があり、文学部阿部評議員から建物の坪数、敷地の坪数等についての補足説明と文学部教授会では北方文化研究施設の所属として受入れることに決定したとの説明があった後、当該建物の寄付採納について諮られたところ、全評議員異議なく、了承された。

［後略］

［別紙一］

北大達第　号

北海道大学名誉教授称号授与規程を次のように定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学名誉教授称号授与規程（案）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の規定に基づく北海道大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

第二条　名誉教授の称号は、本学に学長又は教授として通算二十年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、評議会の選考を経て、授与する。

2　本学助教授としての勤務年数は、その二分の一を、講師（常勤の者に限る。以下同じ。）としての勤務年数は、その三分の一を、本学に包括した旧制諸学校の教授の勤務年数は、その二分の一をそれぞれ前項の勤務年数に通算することができる。ただし、本学の教授として十年以上勤務した者に限りこれを適用する。

第三条　本学に、学長、教授、助教授又は講師として勤

務した者で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者に対しては、前条の規定にかかわらず、評議会の選考を経て、名誉教授の称号を授与することができる。

2　本学に、外国人教師として勤務した者で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者に対しては、前項の例による。

第四条　名誉教授の称号を授与しようとするときは、前任の学長については、学長又は評議員の三分の一以上の賛成により発議し、その他の者については、部局長が、当該教授会の議を経て、学長に内申するものとする。

2　学長は、前項の発議又は内申があつたときは、評議会において出席者の三分の二以上の同意を得て、名誉教授の称号を授与する。

第五条　名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもつて行なう。

附則

1　この規程は、昭和四十一年二月十六日から施行する。

2　北海道大学名誉教授授与規程（昭和二十五年五月三十一日）は、廃止する。

（別紙様式）［略］

制定理由

北海道大学名誉教授の称号の授与につき、「学校教育法」（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二および第百八条の二の規定に基づき、現行規程を検討の結果、整備の要があるので、新たに本規程を制定しようとするものである。

［別紙二］

北海道大学名誉教授称号授与規程に関する申合せ事項（案）

（昭和四十一年　月　日評議会申合せ）

本規程第三条の運用にあたつては、次の基準によるものとする。

1　第一項の規定による選考については、次に掲げる一に該当する者をその対象者とする。

一　学部又は附置研究所の創設功労者で、停年により退職したもの

二　学部長、附置研究所長、医学部附属病院長、附属図書館長、学生部長又は教養部長の職にあつた者で、停年により退職したもの

三　文化勲章令（昭和十二年勅令第九号）、文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）、日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）の規定による受賞者その他これらに準ずるものの受賞者

2　第二項の規定による選考については、勤務二十年以上の者をその対象者とする。

五―〇八一

北海道大学附属図書館閲覧規程（案）について
北海道大学医学部附属病院衛生検査技師学校学則（案）について

一九六六年四月十九日

「評議会議事録」（〇〇二五―〇四）

評議会議事録

日時　昭和四十一年四月十九日（火）　午後二時十五分開会　午後五時五十五分閉会

［中略］

六、北海道大学附属図書館閲覧規程（案）について

学長から本規程案が提案され、附属図書館長の代理として松沢弘陽（ひろあき）教授（法学部）から制定の趣旨について説明がなされ、ついで審議に入り、質疑応答の結果、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決した。

また、本規程を昭和四十一年四月十九日付けで制定し、同日から施行することについて諮られ、これが了承された。

［中略］

十二、北海道大学医学部附属病院衛生検査技師学校学則

（案）について

学長から本規程案が提案され、附属病院長島評議員から制定の趣旨について説明がなされた。審議の結果、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決した。

また、本規程を昭和四十一年四月十九日付けで制定し、同日から施行することについて諮られ、これが了承された。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学附属図書館閲覧規程を次のように定める

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学附属図書館閲覧規程（案）

第一章　総則

第一条　本学の職員、学生（大学院学生、研究生、聴講生等を含む。）及び附属図書館長（以下「館長」という。）が特に利用を許可した者は、この規程の定めるところにより附属図書館（以下「本館」という。）が所蔵する図書及び雑誌等（以下「図書等」という。）を利用することができる。

第二条　本館が所蔵する図書等の利用希望者は図書利用票（以下「利用票」という。）の交付を受けなければならない。ただし、職員にあつては身分証明書、学生にあつては学生証をもつて利用票に充てるものとする。

第三条　本館利用者はすべて入室の際、利用票を掛員に提示しなければならない。

第四条　本館の開館時間は、次のとおりとする。

一、平日　午前九時から午後五時まで

二、土曜日　午前九時から正午まで

2．開架閲覧室については、前項の規定にかかわらず、平日は午後七時、土曜日は午後三時まで開館するものとする。ただし、一月八日から一月十四日まで、三月二十五日から四月九日まで及び七月二十一日から九月十日までの期間を除く。

第五条　本館の休館日は、次のとおりとする。

一、日曜日

二、国民の祝日

三、十二月二十五日から一月七日まで

2．前項のほか、館長が必要と認めたときは臨時に休館することができる。

第二章　館内閲覧

第六条　本館書庫内に所蔵する図書等を一般閲覧室において閲覧をすることを希望する者は、所定の閲覧証用紙に必要事項を記入し利用票を添えて掛員に差し出さなければならない。一回の閲覧冊数は職員及び大学院学生は十五冊以内、学生及び館長が特に許可した者は三冊以内とする。

第七条　開架閲覧室、参考図書室、学術雑誌閲覧室及び特別閲覧室備付けの図書等は、それぞれの室内において自由に閲覧することができる。ただし、学生（大学院学生を除く。）が参考図書室又は学術雑誌閲覧室を利用しようとするときは、あらかじめ館長の許可を得なければならない。

第三章　館外貸出

第八条　本館所蔵図書等の館外貸出しを希望する者は、所定の貸出し証に必要事項を記入し利用票を添えて掛員に差し出さなければならない。ただし、次の各号に掲げる図書等は館外貸出しを行なわない。

一、開架閲覧室、参考図書室及び特別閲覧室備付けの図書等

二、学術雑誌閲覧室備付けの雑誌

三、その他特別の事由のあるもの

2．学術雑誌閲覧室備え付けの雑誌であつて備付け後一ヶ月を経過したものについては、本学教官は五冊一週間以内に限り館外貸出しを受けることができる。

3．借受けた図書等は、他に転貸してはならない。

第九条　館外貸出し冊数及び期間は次のとおりとする。ただし、必要に応じ貸出し期間中であつても返納を求めることがある。

教官	図書等	一〇〇冊	九〇日以内
大学院学生	図書等	三〇冊	六〇日以内
学生	図書	三冊	一〇日以内
	雑誌	一冊	三日以内
その他の職員	図書	五冊	三〇日以内
	雑誌	一冊	三日以内

2．その他の資料については、館長の定めるところによる。

3．館長が特に許可した者に対する館外貸出し冊数及び

期間は、そのつど定める。

第十条　本館所蔵図書等は、部局長の申出により教室又は研究室において第二次的に保管し利用することができる。その保管の責任者は、部局長とする。

2．前項の期間は、原則として一年以内とする。ただし、必要に応じて更新することができる。

第四章　入庫検索

第十一条　本学教官及び大学院学生は、書庫内の図書等を検索することできる。

第十二条　入庫希望者は、書庫出入口受付において利用票と引換えに掛員から入庫証を受け取り入庫するものとする。

2．退庫の際には、入庫証を返付しなければならない。

第十三条　入庫検索のできる時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ入庫検索を停止することがある。

一、平日　午前九時から午後四時まで

二、土曜日　午前九時から正午まで

第五章　書庫内個席

第十四条　書庫内の図書等を利用して書庫内において特定の事項を調査研究しようとする本学の教官及び大学院学生は、書庫内自由個席を随意に利用することができる。

第十五条　継続的な調査研究のため書庫内専用個席を一定期間利用することを希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し許可を受けなければならない。

2．前項の利用期間は一ヶ月以内とする。ただし、調査研究上必要ある場合は三ヶ月を越えない範囲内において期間を延長することができる。

第六章　罰則

第十六条　閲覧又は貸出し中の図書等を損傷又は紛失した者は、同一図書又は相当額を弁償しなければならない。

2．館長は本館の利用に関してこの規程に違反した者には、一定の期間、本館の利用を禁止し、その旨を館内に掲示することができる。

第七章　補則

第十七条　この規程の適用については、本学名誉教授は教官に準ずるものとする。

第十八条　本館所蔵図書等のうち、専門図書等については本学教官の専門的利用を優先的に考慮するものとす

る。

第十九条　この規程に定めのない事項については、図書館委員会の議を経て館長が定める。

附則

1．この規程は、昭和四十一年4月19日から施行し、昭和四十一年四月十一日から適用する。

2．北海道帝国大学附属図書館規程（大正七年十一月二十九日制定）は廃止する。

制定理由

北海道大学附属図書館は、今回人文系図書等を包容し図書館近代化へと進んでいる。

このような状況のもとにおいて、本学職員、学生等への図書等の閲覧に関し、より効率的な利用を図る為、現在の附属図書館規程は廃止し、新たに、北海道大学附属図書館閲覧規程をもうけようとするものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学医学部附属衛生検査技師学校学則を次のように定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学医学部附属衛生検査技師学校学則（案）

第一章　総則

（名称）

第一条　本校は、北海道大学医学部附属衛生検査技師学校と称する。

（目的）

第二条　本校は、衛生検査技師法（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定に基づき、衛生検査技師として必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

（修業年限）

第三条　本校の修業年限は、二年とする。

（在学年限）

第四条　本校の在学年限は、四年とする。

（入学定員）

第五条　本校の入学定員は、二十名とする。

第二章　職員及び教員会議

（職員）

第六条　本校に、次の職員を置く。

校長

講師

事務職員

（教員会議）

第七条　本校に重要な事項を審議するため教員会議を置く。

第三章　学年、学期及び休業日

（学年）

第八条　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（学期）

第九条　学年は、次の二学期に分ける。

第一学期　四月一日から十月十五日まで

第二学期　十月十六日から翌年三月三十一日まで

（休業日）

第十条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日

北海道大学記念行事日　六月五日

春季休業　三月二十五日から四月七日まで

夏季休業　七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで

2　前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第四章　入学、転入学、転学、休学、復学及び退学

（入学の時期）

第十一条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第十二条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者

二　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者

三　衛生検査技師学校養成所指定規則（昭和三十三年文部省、厚生省令第三号）第十条の規定による中等

学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（入学出願手続）

第十三条　入学を出願するときは、所定の入学願書に別に定める書類を添えて、校長に願い出なければならない。

（入学許可）

第十四条　入学の許可は、学力検査の成績、面接評価、出身学校の長の発行する調査書及び健康診断書に基づき校長が決定する。

（入学手続）

第十五条　入学を許可されたときは、所定の誓約書を保証人二名連署の上、指定の期日までに、校長に提出しなければならない。

2　前項の手続をとらないときは、その者の入学の許可を取消すものとする。

（転入学）

第十六条　他の衛生検査技師学校養成所（以下「養成所等」という。）の在学生で、本校に転入学を志願する者があるときは、選考の上校長が入学を許可することがある。

2　前項の規定により、転入学を志願する者は、そのときに在学する養成所等の長の転学許可書を願書に添えなければならない。

（転学）

第十七条　学生が、他の学校に転学を志願しようとするときは、その事由を詳細に記し、保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（欠席の届出）

第十八条　学生が、疾病その他の事情により欠席しようとするときは、その事由を記して、校長に届け出なければならない。

2　疾病のため、引続き七日以上欠席しようとするときは、欠席届に、医師の診断書を添えなければならない。

（休学）

第十九条　学生が、疾病その他の事情により引続き一月以上休学しようとするときは、その事由を詳細に記し（疾病にあつては、医師の診断書を添付）保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2　休学期間は、一年以内とする。ただし、特別の事由

があると認められるときは、さらに一年を限り休学期間を延長することができる。

3　学生が、疾病その他の事情により修学することが適当でないと認められるときは、校長は、その学生に対し休学を命ずることができる。この場合の休学期間については前項の例による。

4　休学期間は、修学年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第二十条　休学期間内において、復学しようとするときは、その事由を記し（疾病にあつては、医師の診断書を添付）校長に願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第二十一条　学生が、疾病その他の事情により退学しようとするときは、その事由を詳細に記し（疾病にあつては、医師の診断書を添付）保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

第五章　教育課程

（教育の内容）

第二十二条　学科、実習科目及び時間数は別表のとおりとする。

第六章　学習の評価並びに進級及び卒業

（学習の評価）

第二十三条　学習の評価は、試験及び平素の成績を参考にして行なう。

2　試験は、定期に行なう期末試験及び卒業試験のほか、随時に試験を行なうことがある。

3　各科目の評点は、百点を満点とし、六十点以上を合格とする。

4　試験に欠席した者及び合格点に達しない者には、それぞれの科目について再試験及び追試験を行なうことがある。

（進級及び卒業）

第二十四条　学年所定の教育課程を履修し、相当の成績を修めた者は、進級させる。

2　全学年の教育課程を履修し、卒業試験に合格した者には、卒業証書を授与する。

3　学年中に所定の時間数の三分の一以上授業を受けなかつた者は、進級又は卒業させることができない。ただし、校長が適当と認めたときは、この限りでない。

第七章　入学検定料、入学料及び授業料

（入学検定料等）

第二十五条　入学検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

第八章　賞罰

（表彰）

第二十六条　操行、学業ともに優秀な者又は特に善行があつて他の模範となる者に対しては、校長は教員会議を経てこれを表彰することがある。

（懲戒）

第二十七条　学生が、次の各号の一に該当する場合は、校長は、教員会議の議を経てこれを懲戒する。

一　性行不良で改善の見込がないと認められる者

二　学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三　正当な理由がなくて、出席常でない者

四　本校の学則に違反し、その他学生としての本分に反した者

2　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第九章　雑則

（委任）

第二十八条　この学則に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和四十一年4月19日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（別表）

学科・実習科目及び時間数

科目	時間数
数学	一五
物理学	三〇
化学	三〇
有機化学	三〇
無機化学	一五
物理化学	三〇
生物学	
外国語 英語	五五
独語	三五
医学概論	一五
公衆衛生概論	九〇
臨床病理学概論	六〇
衛生検査総論	六〇
病理学	六〇

| | | |

五―〇八二

北海道大学学寮規則（案）について

一九六六年六月二十四日

「評議会議事録」（〇〇二五―〇七）

臨時評議会議事録

日時　昭和四十一年六月二十四日（金）　午前十時十分開会　午後十二時四十九分閉会

［中略］

議事

一、北海道大学学寮規則（案）について

学長から、学寮規則の改正について学生部委員会に諮問していたところ別紙案のとおり答申があった。このことについては昭和三十九年一月に一度答申されたが、再度諮問していたものであるとの報告があった後、板倉評議員から学寮規則案に関する会議等の回数および学生との話し合いの経過について、昭和四十一年五月十八日開催の評議会で報告された以降のことについて、別紙資料に基づき報告がなされ、結論として、学寮小委員［会］と学生代表との話し合いに進展が見られず、このような状態を続けても結論が得られないので、現在までのような話し合いを打ち切り、答申に踏み切ることが学生部委員会で決議された。話し合いを打ち切ることについては学生側に通告してあるが、学生部委員会としては、今までのような集団的な話し合いは打ち切るが、学生側が望むならば納得がいくような話し合いを今後も続けたいとの報告がなされた。

次いで、本規則案が付議され、板倉評議員から改正の趣旨について説明があった後審議に入り、本規則案についての質疑応答および実施時期等について種々意見の交換がなされた結果、別紙原案どおり議決され、制定月日は昭和四十一年六月二十四日とし、施行月日は昭和四十一年七月一日とすることが議決された。

なお、本規則施行に先立ち、学生部委員会が編集した「北海道大学学寮規則について」のパンフレットを全学の教官および学生に配布することが確認された。

以上

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学学寮規則の全部を改正する規則を次のよう

に定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学学寮規則（案）

（目的）

第一条　この規則は、北海道大学（以下「大学」という。）における学寮の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（学寮の管理運営責任者）

第二条　学寮の管理運営責任者は、学生部長（水産学部寮については、水産学部長）とし、各学寮の収容対象及び収容定員は、別表一に掲げるとおりとする。

（管理運営に関する審議）

第三条　学寮の管理運営に関する方針及び方策は、学生部委員会において審議する。

（入寮願）

第四条　学寮に入寮を希望する者は、所定の入寮願に大学が指定する書類を添えて、学寮の管理運営責任者に提出しなければならない。

（入寮の許可）

第五条　入寮の許可は、管理運営責任者がこれを行なう。

2　寮生は、管理運営責任者が入寮の許可を行なうにあたり、事前に、入寮を適当と考える者について、意見を具申することができる。

3　寮生から前項の意見の具申があつたときは、管理運営責任者は、これを尊重する。

（入寮手続）

第六条　入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に、管理運営責任者に所定の入寮届を提出し、入寮しなければならない。

2　入寮の許可を受けた者が、前項の手続を理由なく怠つたときは、管理運営責任者は当該入寮の許可を取り消すものとする。

（寄宿料）

第七条　寮生は、寄宿料月額三〇〇円（木造建寮にあつては、月額一〇〇円。）を毎月所定の日までに納付しなければならない。

2　入退寮の日が月の中途である場合にあつても、寄宿料は、一ヵ月分納付しなければならない。

3　既納の寄宿料は、還付しない。

（光熱水料等の経費の負担）
第八条　個人的生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。
2　寮生は、前項の光熱水料等の経費については大学の定める額を、毎月所定の日までに、管理運営責任者の指定する者に納めなければならない。
（施設保全の義務）
第九条　寮生は、学寮の施設・設備・備品等を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号の定めるところに従わなければならない。
一　管理運営責任者の許可なくして、施設・設備・備品等を、その目的以外に使用し又は工作を加えないこと。
二　施設・設備・備品等を滅失、破損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
三　防火管理、保健衛生管理、災害防止その他について、大学が行なう指示に従い積極的にこれに協力すること。
（退寮）
第十条　退寮を希望する者は、事前に管理運営責任者に所定の退寮届を提出しなければならない。
第十一条　寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに退寮させるものとする。
一　本学学生の身分を失つた者
二　在寮期限を超えた者
三　長期の休学者
四　三月以上寄宿料を滞納した者
五　学医により健康上集団生活に適さないと認められた者
六　学寮規則に違反し、管理運営上著しく支障があると認められた者
（寮生以外の者の宿泊）
第十二条　学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由による場合は、寮生の代表をへて、事前に所定の申請書を管理運営責任者に提出し、許可を得なければならない。
（寮生が行なう行事等）
第十三条　学寮内で、寮外者を含む集会又は行事を行なうときは、事前に管理運営責任者の承認を得なければならない。

（共同生活の自主的規律）
第十四条　各学寮の寮生は、本規則にのつとり共同生活の自主的運営に関する寮規約をもうけ、これを管理運営責任者に届出るものとする。
（細則等の委任）
第十五条　この規則の施行に関し、必要な事項は、学長の承認を得て管理運営責任者が定める。

附則

1　この規則は、昭和　年　月　日から施行する。

別表一

学寮の名称	収容対象	収容定員
恵迪寮	教養部の男子学生	三一八名
北学寮	学部の男子学生（水産学部を除く）	七八名
進修学寮	〃	二八名
桑園学寮	〃	三七名
月寒学寮	〃	二二名
楡影寮	〃	四八名
女子寮	女子学生	二三名
北晨寮	水産学部の男子学生（移行後の学生を含む）	二三〇名
啓徳寮	〃	三〇名

改正理由

学生部委員会から答申された「北海道大学における学寮の管理運営に関する規則案について」の趣旨に基づき、国有財産の保全ならびにその効率的運用を図ることを目途とし、学寮の管理運営体制を整備充実するため、現行規則の全部を改正しようとするものである。

［別紙二］
昭和四十一年六月

北海道大学学寮規則について

北海道大学学生部委員会

［中略］

学寮規則を改正するにあたつて

学生部委員会は、学長の諮問を受けて、北海道大学学寮規則の改正につき審議を重ねてきたが、このほど漸く一応の成案をみるに至つたので、学長への答申案を確定する以前に、全学の学生諸君と話し合いの機会をもち、改正の理由や改正案の基本的な考え方、内容などについて十分説明を行なうとともに、これに関する学生諸君の意見を聞いて参考にしたいと考える。ついては、学生諸

君の正確な理解を得るため、あらかじめ、当委員会の基本的な考え方の概要をのべておきたい。

一、学寮は、学生のために勉学に適する環境をつくるとともに、学生が自主的な共同生活を通じてその人間を形成していくべき場として、大学に設けられた国の教育施設である。だが、本学における学寮の現状は、果してこのような教育施設としてふさわしいものであろうか。学寮の施設や設備が既に甚だしく老朽していること、収容学生数が自宅外通学生の約一割程度にしか過ぎないことからみても、それは余りにも貧弱であり、到底このまま放置できない状態にある。近代的な設備をそなえ、はるかに多くの学生を収容できる学寮が一日も早く増設されなくてはならない。大学は、この問題を解決すべく新寮の建設について従来さまざまの努力を重ねてきているのである。

しかし、大学が学寮の充実や増設を国や社会に対して要望するには、その前提として大学自らが学寮の管理運営に関し十分その教育的責任を果しうる態勢になっていることが必要である。学寮は大学の所管に属する国の教育施設であるから、大学は、国有財産を管理する機関として、法令（国有財産法、物品管理法）に基づきこれを適正に管理すべき責任を負うと同時に、教育施設として設置された学寮の目的に最もよく適合するよう、これを運営していくべき責任を負う。これは国に対する大学の職務であるとともに、社会に対する大学の責任である。したがつて、この責任を果すことなしに新寮の建設のみを要求するなどということは大学として許されない。ここから大学自身の課題として、従来の学寮の管理運営のあり方につき、改めて検討する必要が生ずる。

二、当委員会は、今日まで、三年余の長きにわたり、この問題について、検討を続けてきた。その結論は、新しい学寮規則案に示されているが、現行の学寮規則とそれに基づく管理運営のあり方には、大学の教育的責任という見地からみて、改められるべき点が少なくないと考える。

以下その二、三について簡単に説明を加えると、

(1) 入・退寮の決定について　学寮は大学の所管に属する国の教育施設であり、大学は自らの責任においてこれを管理運営すべきものである以上、すくなくとも、

だれを入寮させ、だれを退寮させるかについては、大学自身が決定しなくてはならない。しかるに、現行学寮規則によれば、入寮の選考および決定は、大学（学生部長）ではなくて寮生のみが行ない得る建前になつており、大学（学生部長）は寮生が選考決定したものにつき形式的な許可を与えることができるとされているにすぎない（四条）。同様に寮生が特定の者に対し退寮を決定した場合には、大学の決定をまつまでもなく、その者は当然に退寮すべきものとされており（六条三号）、一方、大学が退寮を決定できるという条項はない。要するに、大学が入退寮を決定するという措置はとりえない制度になつているのであり、したがつて、この点について、大学が教育的責任を負い得るよう学寮規則を改めなければならないと考える。

(2) 学寮経費の合理的負担について　さきにのべたように、学寮は大学における教育施設であるが、それが同時に寮生の経済生活に対し多大の効果をもつていることはいうまでもない。したがつて、大学は、今後も適法にして合理的な筋をふみはずさない限り寮生の経済的負担がなるべく軽減されるよう努力していくことにやぶさかではない。しかし、だからといつて、一般学生のための学生経費が希望者の一部しか入寮できない学寮の経費にあてられることは、決して望ましいことではない。学寮における寮生の生活には、人間としての一般的生活があり、そのための費用（個人的生活のための費用）を寮生が負担するのは当然のことといわなければならない。従来、この点については、学寮規則に何等規定がないまま過されてきたという事情もあつて、必ずしも合理的とはいいがたい取り扱いがなされてきている。それ故、学生部委員会としては、今後、会計法の建前にも適合した学寮経費の合理的運用が図られなければならないと考える。

三、最後に寮生の自治に関する当委員会の見解をのべておきたい。

学寮における人間形成が寮生の自主的共同生活を通じて行なわれるものである以上、学寮における共同生活は当然寮生の自治に基づいて営まれなくてはならない。寮生の自治は—もしそれが認められない場合は学寮の性格自体が全く別異のものとならざるを得ないという意味において—学寮にとつて不可欠の要素であ

り、当委員会はこれを承認、尊重していかなければならないと考えている。新学寮規則案が寮規約に関し承認制をとらず届出制をとっているのは（十四条）、まさにこのような考え方を示したものにほかならない。

しかしながら、寮生の自治について、あるいは誤解している向きもあるのではないかと危惧されるので、念のため附言すると、ここで寮生の自治というのは「寮生の共同生活における自治」（例えば共同生活の秩序や組織・運営などに関する寮規約の作成、寮生大会その他の寮内集会や行事など、寮内生活および寮内活動における自治）を意味し、大学が本来その責任を担うべき「学寮の管理運営」と混同されてはならない。

そもそも「自治」とは自らの責任においてことがらを処理することを意味し、したがつて「責任」という要素を抜きにして自治を考えることはできない。大学が寮生の共同生活における自治を承認するのも、寮生は自らの「責任」において共同生活を律していく能力があると確信しているからにほかならない。

しかし、例えば「学寮の管理運営」のように、法的にも社会的にも寮生が責任者となる地位を認められていない性質のことがらについて、寮生の自治を云々することはできない。それは、寮生の責任したがつて寮生の自治の範囲を超えたことがらに属し、まさに大学がその責任において処理すべきことがらなのである。

教育は学問の研究と並んで大学が本来の使命とするところである。大学の自治は、大学がこの使命を十分達成するために社会によつて承認され、築かれてきた制度である。したがつて、大学は、その自治に伴なう責務を深く自覚するとともに、全力をあげて社会に対する責任を果していかなければならない。学寮の管理運営が大学に委ねられているのも、大学が自治の立場において、このような教育的責任を担つているからである。したがつて、大学は学寮の管理運営について、その責任を十分に果すに足るだけの態勢を整えなくてはならない。寮生の自治は、あくまでこのような責任を担う大学の自治の中の一環として、その内部に位置づけられるべきものである。

以上、学寮問題に関する学生部委員会の基本的な姿勢と考え方をのべた。当委員会は、今後とも学寮の運営や日常の生活について寮生諸君から希望や意見が出された

場合は、学生部委員会が何時でも話し合いに応じ、正当で合理的な希望や意見はできる限りこれを尊重していきたいと考えている。新学寮規則案五条が、入寮の許可に当つて寮生から入寮を適当と考える者についての意見が出された場合、これを尊重する旨規定しているのも、このような大学の考え方を示したものにほかならない。勿論、大学は、学生諸君、したがつて寮生諸君の教育に責任を負つているのであるから、学寮の自主的な共同生活についても教育的立場から指導し助言する労をおしむものではない。しかし、その場合も、寮生の自治を尊重するという立場から、あくまで学生部委員会と寮生諸君との話し合いを通して大学の考えを納得してもらうという方法をとりたいと考えている。

学生諸君の正しい理解と協力を切に望む次第である。

昭和四十年四月二十七日

学生部委員会

［後略］

五―〇八三

北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程（案）について

北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程（案）について

一九六六年九月二十一日

「評議会議事録」（〇〇二五―〇九）

評議会議事録

日時　昭和四十一年九月二十一日（水）　午後二時八分開会　午後二時五十分閉会

［中略］

四、北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程(案)について

学長から、本規程案が提案され、小林評議員から制定理由の説明があり、ついで審議に入り質疑応答の結果全評議員異議なく、別紙原案どおり議決した。また学長から、本規程を昭和四十一年九月二十一日付けで制定し、同日から施行することについて諮られ、これが了承された。

五、北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程(案)

について

学長から本規程案が提示され、小林評議員から制定理由の説明があり、ついで審議に入り、質疑応答の結果、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決した。

また、本規程を昭和四十一年九月二十一日付けで制定し、同日から施行することについて諮られ、これが了承された。

以上

[別紙一]

海大達第　号

北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程を次のように定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所（以下「実験所」という。）は、湖沼の物理、化学、生物並びに淡水魚の生態及び増殖に関する学理とその応用を研究及び教育することを目的とする。

（職員）

第二条　実験所に、次の職員を置く。

一　所長

二　助教授

三　技術職員

（所長）

第三条　所長は、北海道大学水産学部の教授をもつて充てる。

2　所長は、北海道大学水産学部長の命を受けて、実験所を管理運営する。

附則

この規程は、昭和四十一年9月21日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十一年文部省令第二十二号）の施行により、昭和四十一年四月一日付けで、本学水産学部に附属洞爺湖臨湖実験所が設置され、これに伴い同実験所規程を制定しようとするものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程を次のように定める。

昭和四十一年　月　日

北海道大学長　杉野目晴貞

北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設（以下「施設」という。）は、魚類の人工増殖及び繁殖保護に関する学理とその応用を研究及び教育することを目的とする。

（職員）

第二条　施設に、次の職員を置く。

一　施設長

二　助教授

（施設長）

第三条　施設長は、北海道大学水産学部の教授をもつて充てる。

2　施設長は、北海道大学水産学部長の命を受けて、施設を管理運営する。

附則

この規程は、昭和四十一年9月21日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十一年文部省令第二十二号）の施行により、昭和四十一年四月一日付けで、本学水産学部に附属七飯養魚実習施設が設置され、これに伴い同実習施設規程を制定しようとするものである。

五―〇八四
学部移行と教養学生

一九六六年十一月二十一日
北海道大学教養部報『瓔珞』第一号

学部移行と教養学生

篠原正三

毎年夏休みが終ると教養二年生は学部移行のため、落着きのない日々を送らなければならない。人生の方向を定める決定的な問題であるからきまるまで気がもめるのは当然である。それにつられて講義のほうも調子がでず、二週間は無為にすごすようである。この期間をできるだけ短かくしようと種々試みが行なわれ現在の方法がとられている。

つらい受験期間をすぎ、ほっとした新入生は、翌年に控えた学部移行のため、気をとり直して勉強を開始する。ほっとしすぎた学生は留年か、あるいは意にそまない学科に進学しなければならない。結末ははっきりしている。戦前の北大予科時代でも、工・農類の学生が工・農学部に進学するとき今と同様最後は成績によって決定が行なわれた。ことなることは現在は非常に沢山の学生が特定学科を希望するため、競争が烈しくなった感じのすることである。そのため勉強に余裕がみられず目先の目的のための勉強になり、学生の考え方、行動が大人らしくないように見える。

学部学科の選択にあたっては教養一年半の間に自身の適性をよく見極め、その学問に自分をうちこめうるかどうかを確かめることと大学が如何に熱心に説こうとも、学生のほうは現実の目的が先に立って選ぶようだ。せいぜい不得意の課目が少ないところに進もうとし、理由もしたがって消極的である。大きな夢を描いてとび込み、うまくゆかなくとも悔いなしという若々しさに欠けるきらいがある。

教養発足当時は学部移行に法則がなかった。あるのは第一志望優先だけである。沢山の学生がかちあったときは、教養部長と学生部委員とが学生に面接し、専ら説得の一手でふりわけをしたようだ。もっとも志望者の特に多い学科は学部で入学科試験を行なった。学生数の増加につれて混乱が多くなりさらに教養教育の重視を考え合せ、学部の入試は廃止し、成績も加味した第一志望優先

の法則が生れた。この方法も移行ノイローゼその他弊害がともなったので数年前から成績優先という味もそっけもない現行規定に代った。学生側から云わせれば、希望する学科に必ずゆけること、受け入れ学科では、手のかからない優秀な学生だけが入ってくること、送る教養教官は適材適所各学科に平均して成績優秀の学生が分布することを望んでいる。

どれをも満足させるよい方法は簡単には見つからない。学生に人気のある学科は時代と共に変わる。昭和十年以前の不況時は官僚万能土木万才であった。戦争に入った頃から機械電気に最優秀学生が集った。新制大学になっても考えかたは変わらない。神武景気になれば電気機械、宇宙通信・電子計算機・自動制禦と近代産業の花形は学生を電子工学科に引きつける。その後の不況倒産は建築土木を有利にする。アメリカのクシャミで日本の経済は風邪を引く。二三年後にはどうなるかわからない就職状況をも考えず、去年よかったからということで将来の専門学科を定めることは感心したことではない。

移行が決定してふたをあけたらAクラスは自分一人であった、全く貧乏くじを引いたものだと思うらしい。同じような成績の学生が同一学科に集れば卒業時には誰かがビリにならなければならない。その学生も他の学科ならば一番になれて、思う方向に進み才能を伸し得たかも知れない。

〃鶏口となるも牛後となる勿れ〃ということわざなぞ知らない時代になっているのであろう。一つの学部内に似たような学科が二つある。講義も共通でうける。就職状況も変わらない。前年度C・Dクラスの多い学科にはAクラスはゆかない。一つのムードを作るらしい。〃我れ一人我が道を行く〃というよりは他との比較のほうが重大である、将来にそなえるよりは目先のことに重点をおく。これが現代の社会通念である。もう少しよく考えてほしい問題である。

兎にも角にも九月三十日になると学部移行が決定し、あるいは満足し、あるいは失意のうちに教養を巣立つのである。ふりかえって一年半の教養生活が有意義かどうか一応噛みしめてみる必要はある。万事が目的的な世の中で一般教養は無用の長物という学生は工業専門学校へ入ったほうが良い。六三制のゆがめられた日本の教育の中で、少しでもゆとりがあり、社会にでて指導的立場に

たったときの精神的な支えになり、また生活の中にうるおいをもたらせるために役立つようにと一般教育期間が設けられている。北大の制度、教育状況が必ずしもこの精神と合致しているとはいえないが、大事にしなければならない一年半である。

（理学部助教授・物理学）

五―〇八五　北海道大学教養部教官会議規程（案）

一九六六年

「北海道大学教養部各種委員会等規程」

（教養部関係資料〇〇〇二）

北海道大学教養部教官会議規程（案）

（設置）

第一条　北海道大学に教養部教官会議（以下「教官会議」という。）を置く。

（構成）

第二条　教官会議は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

一　教養部長

二　学科目（一般教育）担当の教授・助教授および専任講師

三　各学部から二名ずつ選出される学部代表教官

（審議事項）

第三条　教官会議は、教養部の運営に必要な事項を審議決定する。

ただし、教養部の運営について全学的な協議を必要とする事項は、評議会の決定による。

（議長）

第四条　教養部長は、教官会議を招集し、その議長となる。

2　教養部長に事故あるときは、教養部長の指名する第二条第二号の教授が前項の職務を代行する。

（開催の通知）

第五条　教官会議の日時および議題は、開催の二日前までに構成員の全員（第六条第2項に該当するものを除く。）に、文書をもつて通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、右の手続を省くことができる。

（定足数）

第六条　教官会議は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2　休職中および公務出張中の構成員は、前項の定足数算定の基礎人員から除く。

（議決）

第七条　教官会議の議決は、出席者の過半数による。

（委員会の設置）

第八条　教官会議は、必要と認める事項についての審議を付託するため、もしくは特定の事項について教養部長を補佐させるために、委員会を設けることができる。

（庶務）

第九条　教官会議の庶務は、教養部事務部庶務掛が処理する。

附則

この規程は、昭和四十一年　月　日から施行する。

［注記］出典資料は複写物。

五―〇八六
昭和四十一年度学部移行の問題点の検討

一九六六年

「学部移行制度」（教養部関係資料〇〇五八）

昭和41年度　問題点の検討

移行委員会

［中略］

（5）女子学生の移行について

本年、工学部鉱山工学科及び水産学部遠洋漁業学科にそれぞれ1名宛の女子学生が移行したが、学科の性質上女子学生の就学が不適当なので、移行後各学部に於てそれぞれ他の学科へ転科せしめた。

（結果の検討）

現行移行委員会の業務としては、女子学生を特別扱いできないので、上記のような事態の発生はさけられない。今後この問題を如何に取り扱うか？　例えば次のようなことが考えられる。（遠洋漁業学科では明年度から女子学生の移行は差しつかえないという線が出たという。）

（イ）本年同様一応移行せしめた上、学部で適宜転科せしめる。

（ロ）工学部鉱山工学科は男子学生に限る旨明記し、点数の関係で他の学科へ移行で［き］ない女子学生が出たときは、特別扱いをして引き上げて適当な学科へ移行せしめる［。］この際、定員内とするか定員外とするかの2つの場合がある。

［後略］

［注記］　出典資料は複写物。原文横書き。

五―〇八七　北大女子学生の会規約

一九六六年

「北大女子学生の会」（四方純子関係資料〇一七八）

北大女子学生の会規約

前文

私達は女子学生の独自な組織が必要だと考える。何故なら私達は女子であるための不安を学生生活の中でしばしば感じないではいられないからである。一人一人が孤立していたならばあるいはこの不安を消極的に解決するかもしれないが、またある人は入学当時の希望や喜びを忘れ学問や将来に対する見通しや勇気やまじめに取り組もうとする態度を次第に失っていくに違いない。

自治会活動は男女合わせた全学生が安心して学問に取り組めるように、「平和と民主主義とより良い学生生活」をめざしている。しかし、私達女子の「民主的なより良い学生生活」は家の中での位置、社会の中での特殊な位置のために男子よりももっと深く強くおびやかされている。この自治会活動だけでは守り切れない部分、はみ出る部分のために、私達は女子の独自の組織を必要とするのである。

女子学生の会は私達の不安を皆の力で解決するための、女子学生全ての利益と権利を守るための会でなくてはならない。しかし、私達の会は北大女子学生の中の目先の利益と権利を主張するものであってはならない。何故なら私達の不安の根源は社会の中の女子の位置の低さにあるからである。私達は社会一般の女性に較べればむしろ非常に恵まれた環境の中にいるのであって、北大女子学生の問題は女性の全てが負わされている。広く強い重荷の中の特殊な場所での現れにすぎない。だから私達の権利と利益を守るということは全ての女性の利益と権利を守るという立場で行われなくてはならないのだ。つまり私達は自分達のおかれている現状をよくする中で私達の行動を社会的なものに高め、社会一般の女性の位置を引きあげなければならない。この立場に立つことが大学に学ぶ私達に負わされた使命であり、社会全体の女性の位置が高まれば女子学生の利益と権利ももっと守られていくのである。更に「より良い学生生活」を求めるのが女子だけではないということも決して忘れないだろう。私

達女子学生への圧迫は全学生の平和と民主主義と充実した学生生活を守るという要求への圧迫の中の特殊な部分であるのだ。だから女子の利益と権利を守ることは男子学生を含めての利益と権利を守ることであり、学生生活を続けていくにしろ、就職や将来の問題を考えていくにしろ、特に不安が強く苦しみも大きいからこそ、全学生の先に立って「民主主義を」「よりよい学生生活を」と言うことができるのである。すべての圧迫をはねのけていく中で私達の特殊な圧迫も正しく解決されていくのである。だから女子学生の会は女子の利益を守るというところから出発しても、女子学生だけの狭い枠の中に閉じこもるのではいけない。真に民主主義と平和を望む方向の中に位置づけられなくてはならない。

私達の利益と権利を守るために、私達は私達の中にある臆病さや気弱さをなくすことが必要である。何故私達が圧迫され、しかもそこに甘んじてきたのか。女子学生に一人前のことが要求されず、将来の道が開かれていないのは女子にそれだけの能力がないからだと言われ、そう思い込む傾向が私達にないとはいえない。だからすべては変わらないのだ、ときめてかかる気弱さがまだまだ私達の中に残っている。しかし私達は出来ることから私達のため、皆のために仕事に取りかからなくてはいけない。勇気と根気をもって私達の廻りの条件を変え、私達の意識を変えていかなくてはならない。

第一章　総則

第一条　本会の名称は北大女子学生の会とし、北大全女子学生（大学院も含む）をもって組織する。

第二条　本会はより豊かな学生生活を送る為に女子学生の利益と権利を守ることを目的とする。

第二章　決議機関

第三条　本会の決議機関は総会・委員会（学部学年委員会）とする。

第四条　本会の最高決議機関は総会をもってし、年二回春秋に定期総会を開くことにする。臨時総会は会員一名以上の発意により会長が必要と認めた時開催することができる。

総会及び臨時総会は会員六分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は出席会員の過半数でこれを可決する。議長は原則として議決

に参加することができない。

第五条　学年委員会は各学年七名、学部委員会は文・法・経・理・農・工・医・薬の各学部ブロックから二名以上の委員をもって構成する。学年委員・学部委員は総会で選出し、その任期は一年とする。但し再選も妨げない。

第六条　委員会は左記の場合会長が招集する。

一．定例委員会（月一回）

一．委員及び会長が必要と認めた場合

委員会は委員の二分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は出席委員の過半数でこれを可決する。議長は原則として議決権を持たない。

第七条　学年委員会と学部委員会は並行して開かれるが互に相異った議決をした場合にはこれを総会に付するものとする。

第三章　執行機関

第八条　本会の代表者であり最高の責任者は会長とし、会長は総会によって選出され、その任期は六ヶ月とする。但し会長の補佐として副会長一名をおく。

第九条　会長は会員の中から五名以上の執行委員を決め、委員会の承認を得なければならない。執行委員のうち一名を会計とする。

第四章　財政

第十条　本会の運営に関する経費は会費及び事業収入・寄附金収入で維持する。

第十一条　本会の会費は年百円とし、二度の分割払いを認める。その他必要に応じて会長が委員会の承認を得て臨時会費を徴集することができる。

第十二条　本会における財政は執行委員会で管理する。会計監査は委員会で年二回行い、総会に報告する。但し執行機関は会員の要求ある時はいつでも財政状態を報告しなければならない。

第五章　補則

第十三条　本規約の改正は委員会において発議され、総会において出席数の三分の二以上の多数をもって可決した時にのみできる。本規約は総会及び臨時総会で承認された時より効力を発する。

第十四条　活動にあたって委員会は随時実行委員会を決定することができる。

第十五条　会員は十名以上の連名をもって執行委員会に会長の解任を請求することができる。執行委員会は請求があったら直ちにこれを総会に付議しなければならない。解任は出席会員の過半数をもって決定する。

五―〇八八　北海道大学文学部附属北方文化研究施設規程（案）について

一九六七年二月十五日
「評議会議事録」（〇〇二六―〇二）

評議会議事録

日時　昭和四十二年二月十五日（水）　午後二時十八分開会　午後三時四十五分閉会

［中略］

議事

一、北海道大学文学部附属北方文化研究施設規程（案）について

本規程案が提案され、阿部評議員から制定理由の説明があった。審議の結果、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決された。

ついで、本規程案を昭和四十二年二月十五日付けで制定し、同日から施行することについて諮られ、これが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学文学部附属北方文化研究施設規程を次のように定める。

昭和四十二年　月　日

北海道大学長事務代理　天野智恵美

北海道大学文学部附属北方文化研究施設規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学文学部附属北方文化研究施設（以下「研究施設」という。）は、ユーラシア北方圏の文化について考古学・人類学・言語学・地理学などの諸分野にわたつて総合的に研究を行なうことを目的とする。

（部門）

第二条　研究施設に、次の部門を置く。

考古学

（職員）

第三条　研究施設に、次の職員を置く。

教授

助教授

助手

事務職員

技術職員

（研究施設長）

第四条　研究施設に、研究施設長（以下「施設長」という。）を置く。

2　施設長は、北海道大学文学部の教授をもつて充てる。

3　施設長は、北海道大学文学部長（以下「学部長」という。）の命を受けて、研究施設を管理運営する。

（研究員）

第五条　研究施設に、研究員を置く。

2　研究員は、北海道大学の教授・助教授又は講師をもつて充てる。

3　研究員は、研究施設における研究に従事する。

（研究施設委員会）

第六条　研究施設に、研究施設委員会（以下「委員会」という。）を置き、研究及び運営に関する重要事項を審議する。

2　委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一　施設長

二　研究施設の教授

三　研究員である教授のうちから学部長が委嘱するもの

3　必要があるあるとき[ママ]には、委員会の議を経て、研究施設の助教授を前項の委員に加えることができる。

4　施設長は、委員会を招集し、その議長となる。

附則

1　この規程は、昭和四十二年2月15日から施行する。

2　北海道大学北方文化研究室規程（昭和十二年北大達第十八号）は廃止する。

［制定理由　略］

五―〇八九　教務主任より（インターン問題等）

一九六七年三月九日

医学部「教授会議事録　昭和四十二年」

第五回教授会議事録

一、日時　三月九日㈭　午後三時

［中略］

一、報告事項

［中略］

②教務主任より

総合講義について

四年目のクラスよりインターン問題について教授会に対する要請文が出され、また北大新聞にもこれに関する記事が掲載されている。

インターン、国家試験ボイコット等学生問題は重大な段階にあり、これらの問題に関しては教育委員会で検討するのは荷重であるので、①教育委員会の中に小委員会的なものを作るか、②教育委員会以外の学生問題専門の委員会を作るかについて教務主任より図られ

種々討議されてきたが①によることとし、田辺、平井、松田、相沢の四教授を以て構成する学生問題小委員会を作ることに決定した。

［後略］

［別紙一　一九六七年二月二十五日付『北海道大学新聞』］

声明文　国家試験ボイコットを！

北大病院実地修練生に訴える

二月三日、「医者づくり懇談会」の中間答申案が「インターン制度廃止へ」という見出しで各紙に大きく報道されました。これは、全日本医学生連合（約一万人）が数年来闘い続けて来た「インターン制度完全廃止」の実現のように一見思われますが、実は、四十一年度医学部卒業生組織である青年医師連合（約二〇〇〇人）が、今春の医師国家試験をボイコットするという非常事態を回避するために出されたことは明らかです。しかも、答申案が、政府＝厚生省の手で法案化される段階で、現行インターン制度の一層の改悪である「仮免法案」となることも又、医療合理化政策の嵐の中で明瞭と言わざるをえません。このような、いわば、インターン闘争の最終局面において、仮免法案の出現を阻止し、卒業後研修体制の整備を行なわしめるのは、青医連の国試ボイコット体制の更なる強化であって、これの解除では断じてないことは、私達が今更言うまでもないことだと思います。

北大病院で一年間の実地修練を終えられた先輩諸兄が、去る一月二七日に、国家試験を受験することを修練生総会で決議されたことは、私達にとって納得が行かないばかりか、実に残念でなりません。現在、全国で三十九校（四十六校中）二〇〇〇人が、日本の医学・医療の抜本的改革を志向して、犠牲を生むかも知れぬ国試ボイコット決行寸前にある時、あなた方の行為は、単に「イ」闘争からの脱落にとどまらず、闘争の破壊をもたらすものです。

あなた方は、国試受験の理由として、「完全廃止方針のために国試ボは出来ない」「今国試ボをやれば、青医連中執と同じ方針と見做される」を挙げて、「六項目改善方針」の独自性を誇示していますが、「六項目方針」とは、全国で唯一校であるから意義があるのではなく、逆に、全国に普遍化しえなかったことを反省すべきだし、青医連と区別されたい一心で、あなた方の主要な敵である厚生省

に同調する結果になるとは、自己矛盾も甚しいではありませんか。「六項目方針」の実現のためにも国試ボは最強の戦術であり、現時点で、国試ボをするか、しないかは、医学・医療にとって歴史的選択であることを自覚し、先輩医師として私達の範となることをつよく要請します。

北大医学部四年目有志

[別紙二]

『教授会に対する要請文』

過去二十余年にわたって斗われてきたインターン斗争は、医学教育懇談会の四項目答申案、全国医学部長、病院長会ギ合同試案＝十項目が出、今、一つの大きなヤマ場を迎えています、私達四年目クラス一同は学部一年の時以来、卒后実地修練制度の抜根的改善を要求し、積極的クラス討論、街頭署名、街頭デモ、厚生省への抗ギアッピールなど多様な斗いを行ってきました。更に北大医学部の諸先生に対しては、私達の獲得目標である、六項目の要請を　正式に　教授会で討論していたゞきたく要請しました。又、二月二十二日卒后教育確立の為の公開討論会の場においても私達の立場を明らかにしてきました。しかしながら、政府厚生省は過去一貫して、卒后研修体制の改革への積極的努力を怠ってきました。私達はこの事に対し、心からこみあげる憤りをおさえる事が出来ません。しかも、今回の国会、又は、来るべき国会に於いて単に医師法の一部改正を行い　充分な予算的保証をしないまゝ、私達の斗をおさえつけようとしています。私達は、政府厚生省のこのような態度を断じて許す事は出来ません。今、全国で43大学のインターン生が敢えて国家試験をボイコットしようとしている事態は正に、政府・厚生省の無責任な態度によって引き起された事は明らかです。私達は、私達の先輩である、42期生が国家試験をうけない事態になった場合に於いても、その一切の責任は政府・厚生省にあると考えます。

従って、42期生の医局・大学院における研修に関してその立場を充分に理解し最大限の配慮をはらっていただくよう43期クラス会として強く要請するものです。

更に、政府厚生省に対する実地研修制度の抜根的改革のための積極的な働きかけをおこしていただくよう併せて厚く要請します。

昭和42年3月8日　　北大医学部学四クラス会

五―〇九〇

北海道大学低温科学研究所規程（案）について
北海道大学応用電気研究所規程（案）について
北海道大学結核研究所規程（案）について

一九六七年三月十五日

「評議会議事録」（〇〇二六―〇五）

評議会議事録

日時　昭和四十二年三月十五日　開会午後一時十五分　閉会午後四時十六分

［中略］

三、北海道大学低温科学研究所規程（案）について

本規程案が提案され、吉田評議員から制定の趣旨について説明があり、審議の結果、全評議員異議なく、別紙原案どおり議決された。

ついで本規程を昭和四十二年三月十五日付けで制定し、昭和四十二年四月一日から施行することについて諮られ、これが了承された。

四、北海道大学応用電気研究所規程（案）について

本規程案が提案され、松本評議員から制定の趣旨について説明があった後、審議に入り、種々質疑応答の結果、別紙原案どおり議決された。

ついで昭和四十二年三月十五日付で制定し、昭和四十二年四月一日から施行することについて諮られ、これが了承された。

五、北海道大学結核研究所規程（案）について

本規程案が提案され、高橋評議員から制定の趣旨について説明があった。審議の結果、別紙原案どおり議決された。

ついで、昭和四十二年三月十五日付けで制定し、昭和四十二年四月一日から施行することについて諮られ、これが了承された。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学低温科学研究所規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長事務取扱　阿部與

北海道大学低温科学研究所規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学低温科学研究所（以下「本研究所」という。）は、低温における科学的現象に関する学理及びその応用の研究を行なうことを目的とする。

（研究部門）

第二条　本研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

物理学
応用物理学
気象学
海洋学
雪害科学
凍上学
植物凍害科学
生物学
医学

（附属の研究施設）

第三条　本研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

流氷研究施設

2　前項の研究施設の組織及び運営に関しては、北海道大学低温科学研究所附属流氷研究施設規程（昭和四十年海大達第二十一号）の定めるところによる。

（職員）

第四条　本研究所に、次に掲げる職員を置く。

教授
助教授
講師
助手
事務職員
技術職員
教務職員

（所長）

第五条　本研究所に、所長を置く。

2　所長は、本研究所の教授をもつて充てる。

3　所長は、本研究所の所務をつかさどる。

（教授会）

第六条　本研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2　教授会は、所長及び教授をもつて組織する。

3　必要があるときは、教授会の議を経て、助教授又は講師を教授会に加えることができる。

4　教授会の運営に関しては、教授会の議を経て、所長

が定める。

（事務組織）

第七条　本研究所の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和三十五年海大達第一号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和三十七年海大達第三号）の定めるところによる。

附則

この規程は、昭和　年　月　日から施行する。

制定理由

本学低温科学研究所の管理、運営の適正を期するため、本規程を制定しようとするものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学応用電気研究所規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長事務取扱　阿部與

北海道大学応用電気研究所規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学応用電気研究所（以下「本研究所」という。）は、電気の応用に関する総合研究を行なうことを目的とする。

（研究部門）

第二条　本研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

電子回路
電波応用
物理
化学
生理
生体物理
応用数学
メデイカルエレクトロニクス
電子機器分析
メデイカルトランスデユーサ
メデイカルテレメーター

（職員）

第三条　本研究所に、次に掲げる職員を置く。ただし、助教授にかえて講師を置くことができる。

教授

助教授
助手
事務職員
技術職員
教務職員

（所長）

第四条　本研究所に、所長を置く。

2　所長は、本研究所の教授をもつて充てる。

3　所長は、本研究所の所務をつかさどる。

（教授会）

第五条　本研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2　教授会は、所長及び教授をもつて組織する。

3　必要があるときは、教授会の議を経て、助教授又は講師を教授会に加えることができる。

4　教授会の運営に関しては、教授会の議を経て、所長が定める。

（事務組織）

第六条　本研究所の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和三十五年海大達第一号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和三十七年海大達第三号）の定めるところによる。

附則

この規程は、昭和　年　月　日から施行する。

制定理由

本学応用電気研究所の管理、運営の適正を期するため、本規程を制定しようとするものである。

［別紙三］

海大達第　号

北海道大学結核研究所規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長事務取扱　阿部與

北海道大学結核研究所規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学結核研究所（以下「本研究所」という。）は、結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行なうことを目的とする。

（研究部門）

第二条　本研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

予防

細菌

化学

病理

（職員）

第三条　本研究所に、次に掲げる職員を置く。ただし、助教授にかえて講師を置くことができる。

教授

助教授

助手

事務職員

技術職員

教務職員

（所長）

第四条　本研究所に、所長を置く。

2　所長は、本研究所の教授をもつて充てる。

3　所長は、本研究所の所務をつかさどる。

（教授会）

第五条　本研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2　教授会は、所長及び教授をもつて組織する。

3　必要があるときは、教授会の議を経て、助教授又は講師を教授会に加えることができる。

4　教授会の運営に関しては、教授会の議を経て、所長が定める。

（事務組織）

第六条　本研究所の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和三十五年海大達第一号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和三十七年海大達第三号）の定めるところによる。

附則

この規程は、昭和　年　月　日から施行する。

制定理由

本学結核研究所の管理、運営の適正を期するため、本規程を制定しようとするものである。

五―〇九一

大型計算機センターの設置について

一九六七年四月二十六日

「評議会議事録」（〇〇二六―〇八）

評議会議事録

日時　昭和四十二年四月二十六日　午後二時十八分開会　午後五時十二分閉会

［中略］

七、大型計算機センターの設置について

阿部学長事務取扱から、本学に全国共同利用施設としての大型計算機センターを設置することの可否について諮りたいとの付議があった後、本学に学内共同利用施設として北海道大学計算センターが設置されているが、本学における利用度は極めて高く、かなり、東大の大型計算機センターに依頼しているのが現状で、本学にも大型の計算機センターを設置してもらいたいとの要望が学内から出ている。昭和四十二年度には日本学術会議の勧告に基づき、東北大学、京都大学、九州大学の三大学が大型計算機の設置を認められた。文部省科学技術奨励審議会計算機小委員会の席上で、文部省側から昭和四十三年度には北海道大学にも大型計算機を設置するという方針が示された模様である。従って、本学に大型計算機が設置される可能性は強い旨の説明があった。

また、審議に先だち東京大学大型計算機センター管理運営委員会の委員でもある北海道大学計算センターの田中教授の出席を求め、全国共同利用施設としての大型計算機センターについて説明させたいとの意向が述べられ、これが了承された。

これに伴い、田中教授から、昭和三十八年の日本学術会議の勧告に基づき、既に設置されている東京大学の大型計算機センターを実例にその性格、管理運営面の実態等について、別紙資料に基づく詳細な説明があった。

田中教授に対する種々質疑応答があった後、全国共同利用施設としての大型計算機センターを本学に設置することについて諮ったところ、全評議員異議なく議決された。

ついで、設置するための必要な調査・研究を行なう北海道大学大型計算機センター（仮称）設置調査委員

会の設置が議決された後、同委員会要項案が提案された。審議の結果、同要項（案）の第二の第一項第一号から第二号の項中、「教授」とあるのを「教授又は助教授」とし、第四号を削除することで、同委員会要項案は議決された。

［後略］

［別紙］

北海道大学大型計算機センター（仮称）設置調査委員会要項（案）

第一　目的

北海道大学大型計算機センター（仮称）設置調査委員会（以下「委員会」という。）は、北海道大学に、全国共同利用施設としての大型計算機センター（仮称）を設置するため、必要な調査、研究を行なうことを目的とする。

第二　組織

委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　理学部長及び工学部長の推せんする当該学部の教授[注]各二名

二　各学部長（理学部長及び工学部長を除く。）の推せんする当該学部の教授各一名

三　各附置研究所長の推せんする当該附置研究所の教授各一名

四　医学部附属病院長の推せんする当該病院の診療科の教授一名

五　事務局長

2　前項第一号乃至第四号の委員は、学長が委嘱する。

第三　運営

1　委員会に、委員長を置く。

委員長は、委員が互選する。

委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

2　委員会に、専門的事項を調査、研究させるため、小委員会を置く。

小委員会の種類、名称、組織及び運営については、委員会が定める。

3　委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

4　前三項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

備考

この要項は、昭和42年6月26日から実施する。

制定理由

本学に、全国共同利用施設としての大型計算機センター（仮称）を設置するため、北海道大学大型計算機センター（仮称）設置調査委員会を設けようとするものである。

［後略］

［注］「教授」の後に「又は助教授」挿入。

五―〇九二

〝寮運営は従来通りに〟学長第一回交渉で言明

一九六七年五月二十五日
『北海道大学新聞』

〝寮運営は従来通りに〟学長第1回交渉で言明
〝学生部と話合いを　実績によって処分撤廃へ〟
―教職員含め六百人が参加―

五月二十日（土）午後四時から教養部大講堂で、寮問題に関する学長交渉が北大寮連・学連の主催で行なわれた。寮連の山口委員長から不当処分の撤回、民主的新寮の無条件の建設、新寮規則の撤回が要求されたのに対して、堀内学長は「実質的に今までどおりに寮生が寮を経営することにしたい。がそのためにも学生部委員会と早急に話し合って、その実績によって処分の撤廃にもっていきたい。新寮と新寮規則を交換するようなことはしない」と次のように答えた。

一、学生の自治、寮の自治は大学の自治の一環である。大学の自治を守るためには大学は学生の行動に責任を持ち、学生を指導しなければならない。

一、学生部委員会と話し合った結果、実質的に今まで通りに寮生が寮を経営することに了承を得た。が直ちに新寮規則の撤廃はできない。早急に学生部委員会と話し合い、その実績によって処分撤廃にもっていきたい。

一、新寮と新寮規則とを交換するのは最もいやしい行為である。もしそれで予算を取るのに損することがあっても私はがんばりたい

一、文部次官の通達（注・「〇管規」）の拘束力がどの程度のものかはまだはっきり分らない。が、私自身はこれを非教育的と認めてつっぱねたい。

一、学生部委員会や学長に責任がかかってくるかも知れないが覚悟の上である。自治にリスクはつきものだ。まず学生を信じなければ自治のトレーニングなどできない。先輩から受け継いだ自治を誇りをもって維持し発展させてほしい。

［後略］

五―〇九三　北海道大学歯学部附属病院規程（案）について

一九六七年九月二十日

「評議会議事録」（〇〇二六―一四）

評議会議事録

日時　昭和四十二年九月二十日（水）　午後二時十五分開会　午後四時四十五分閉会

［中略］

八　北海道大学歯学部附属病院規程（案）について

本規程案が提案され、富田評議員から制定の趣旨について説明があり、審議の結果、全評議員異議なく別紙原案どおり議決された。

次いで、本規程の施行日について諮られ、昭和四十二年九月二十日から施行することが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学歯学部附属病院規程を次のように定める。

昭和四十二年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学歯学部附属病院規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学歯学部附属病院（以下「病院」という。）は、歯学の研究及び教育の目的をもつて患者の診療を行なうところとする。

（病院長）

第二条　病院に、病院長を置く。

2　病院長は、歯学部の教授をもつて充てる。

3　病院長は、院務を掌理する。

（診療科及びその科長）

第三条　病院に、次の診療科を置く。

第一保存科

第一補綴科

口腔外科

2　前項の診療科に、科長を置き、歯学部当該講座の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、当該講座の助教授又は講師をもつて充てることができる。

3　科長は、病院長の命を受け、その科に関する業務をつかさどる。

（薬剤部及び薬剤部長）

第四条　病院に、薬剤部を置く。

2　薬剤部に、薬剤部長を置き、技術職員をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、教授又は助教授をもつて充てることができる。

3　薬剤部長は、病院長の命を受け、薬剤に関する業務をつかさどる。

（総看護婦長）

第五条　病院に、総看護婦長を置く。

2　総看護婦長は、技術職員をもつて充てる。

3　総看護婦長は、病院長の命を受け、病院の看護に関する業務を総括する。

（事務組織）

第六条　病院の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和三十五年海大達第一号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和三十七年海大達第三号）の定めるところによる。

（委任）

第七条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

この規程は、昭和四十二年　月　日から施行し、昭和四十二年六月一日から適用する。

制定理由

昭和四十二年六月一日付けで、本学歯学部に附属病院が設置されたので、同病院の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

五―〇九四　歯学部附属病院開院する

一九六七年九月
『北大時報』第一六二号

▼歯学部附属病院開院する

本年六月一日付けで設置された歯学部附属病院は、旧医学部あとの庁舎の改築を急ぎ八月一日開院のはこびとなり同日午後一時から病院中庭において、堀内学長の出席のもとに、来賓一六三名、学内関係者九〇余名が参加し開院式ならびに祝宴が開かれた。

本病院は第一保存科、第一補綴科、口腔外科の三診療科よりなり、昭和四十六年度までに七診療科よりなる病院が完成することになつている。

現在の三診療科にはそれぞれ八台の診療台が設置され、このほか予診室、処置室等を合わせると三十一台の診療台がある。患者は予診室での診断によりそれぞれ専門の診療科に廻されることになつており、軽度の治療は保存科へ、抜歯等を伴うときは口腔外科へ、そして入歯等の必要があれば補綴科へというように一般歯科医とは異り

専門別に分れた治療をうけることになつている。抜歯を要するとみられる場合などは必ずレントゲン写真の結果行なうことになつており、X線関係の装置も完備され、歯科用X線撮影装置三台、頭部撮影装置二台が用意されている。また、保存科にはウルトラ・ソーン（超音波歯石除去器）二台が用意されており、補綴科にはトリソト（吸引鋳造真空埋没器）一台が用意されている。

最も特徴のあることとしては、口腔外科の治療で兎唇の手術をはじめ口腔に関する各種の外科手術が行なわれている。入院病床は二十床であるが常時満床の状態である。

現在の陣容は、教官二十一名、X線技師一名、技工士二名、薬剤師三名、栄養士一名、歯科衛生士一名、看護婦二十名、事務系職員二十六名である。

（歯学部附属病院）

五―〇九五　北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程（案）について

一九六七年十一月十五日
「評議会議事録」（〇〇二六―一六）

評議会議事録

日時　昭和四十二年十一月十五日（水）　午後二時開会　午後三時五分終了

［中略］

一、北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程（案）について

本規程案が提案され、福富評議員から、制定の趣旨について説明があり、審議の結果、全評議員異議なく別紙原案どおり議決された。

次いで、本規程の施行日について諮られ、昭和四十二年十一月十五日から施行することが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程を次のよう

に定める。

昭和四十二年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程（案）

（目的）

第一条　北海道大学理学部附属浦河地震観測所（以下「観測所」という。）は、地震及びそれに関連のある現象を観測し、並びに地震に関する学理及びその応用を研究及び教育することを目的とする。

（職員）

第二条　観測所に、次の職員を置く。

所長

助手

技術職員

（所長）

第三条　所長は、北海道大学理学部の教授又は助教授をもつて充てる。

2．所長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の命を受けて、観測所を管理運営する。

（委任）

第四条　この規程に定めるもののほか、観測所の組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が定める。

附則

この規程は、昭和四十二年　月　日から施行する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十一年文部省令第二十二号）の施行により、昭和四十一年四月一日付で、本学理学部に附属浦河地震観測所が設置された。本年四月建物が竣工しこれに伴なつて現地での研究、教育の態勢が確立したので、この規程を制定することにより当該観測所の適正な運営を計ろうとするものである。

五―〇九六　構内交通規制実施について報告

一九六八年三月十九日
『北大時報』第一七一号（一九六八年六月）

［前略］
参考資料
［中略］
4　構内交通計画について報告（昭和四十三年三月十九日）

北海道大学構内交通計画調査委員会

本委員会は、昨年十二月に発足以来本学札幌地区構内の交通計画について、慎重に検討審議を重ねた結果、短期計画と長期計画の二段構えで構内交通計画を策定することが望ましいとの結論に至ったので、左記のとおり報告します。

なお、本委員会としては、短期計画の実施および長期計画の策定のための常置の委員会の設置が必要であると考える。

記

一、短期計画

㈠　当面は、諸般の状況を勘案し実施可能な範囲の構内交通規制（実施要領は別記のとおりとする。）を実施すること。

㈡　構内における事故防止と交通安全を確保するため、次の諸事項を早急に実施すること。

イ　構内主要道路の歩道と車道との分離整備
ロ　駐車場施設の整備
ハ　道路標識等の整備
ニ　夜間照明施設の整備
ホ　除雪対策の整備

㈢　正門前交差点に信号機設置方を要請すること。

二、長期計画

本学創基一〇〇年を目途に、長期的展望により本学構内を研究の場にふさわしい環境とすることを目的として構内交通計画についての調査研究を重ね、抜本的対策を講じつつ、恒久的規制を実施すること。

5　北海道大学構内交通規制実施要項

第一　目的

この要項は、北海道大学札幌地区構内（以下「構内」という。）における騒音、振動等の防止と交通の安全を確保することにより、構内を教育研究の場にふさわしい環境とすることを目的とするための根本的な構内交通計画を策定するまでの暫定措置を定めるものとする。

第二　規制対象

構内に出入する自動車、原動機付自転車（以下「車輌」という。）並び観光団体は、この要項の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急自動車についてはこの限りでない。

第三　規制内容

1　通行門（出入口）の規制

構内通行門は、正門、北十三条門及び北十八条門並びに南門（特定の時間に限る。）とし、その他の通行門（教育学部前通行門、結核研究所前通行門、医学部附属病院前通行門及び北十八条以北を除く。）は火災緊急の場合を除き車輌の通行を禁止する。

2　通門規制

イ　本学官用車及び職員、学生の自家用車輌は、あらかじめ所定の手続を経て交付された通行証（ステッカー）を、入門の際に、除行のうえ門衛に提示し、その確認を経て通行するものとする。

ロ　本学に常時出入する商用車輌（工事用車輌を含む。）は、あらかじめ所定の手続を経て交付された商用車専用の通行証を入門の際に、一旦停止のうえ門衛に提示し、その確認を経て通行するものとする。

ハ　臨時に出入する車輌は、入門の際門衛に用件、行先等を申し出て、臨時通行証の交付を受け通行し、出門の際は、その臨時通行証を門衛に返付して通行するものとする。

ニ　郵便自動車等については前二号（ロ、ハ）に規定する通行証の交付を必要としない。

3　速度制限

構内を通行する車輌は、騒音を発せず時速二十五キロメートル以下で通行しなければならないものとする。

4　駐車禁止区域

構内幹線道路（正門～中央道路間、北十三条門～中央道路間及び中央道路）及び別に指定する区域は

車輌の駐車を禁止する。
ただし、駐車禁止区域以外の場所においても、長時間（一時間以上）の駐車を要する場合は、所定の駐車場に駐車しなければならないものとする。

5　観光車輌等の規制

イ　観光その他これに類する目的の車輌の構内通行は、すべてこれを禁止する。

ロ　観光団体の構内出入口は、クラーク会館東側とする。この場合において、その通行区域は、クラーク博士像までとする。

第四　雑則

この要項に定めるもののほか、構内の交通規制に関し必要な事項は別に定める。

第五　実施期日

この要項は、昭和四十三年六月一日から実施する。

五―〇九七　北海道大学医学部附属病院臨床研究生規程（案）について

一九六八年四月二十四日
「評議会議事録」（〇〇二七―〇五）

評議会議事録

日時　昭和四十三年四月二十四日（水）　午後二時開会　午後四時五十分終了

［中略］

三、北海道大学医学部附属病院臨床研究生規程（案）について

本規程案が提案され、島教授から制定の趣旨について説明があった後、審議に入り種々意見の交換があった結果別紙原案どおり議決された。

次いで施行日について諮られ、昭和四十三年四月二十四日から施行することが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学医学部附属病院臨床研究生規程を次のよう

に定める。

昭和四十三年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学医学部附属病院臨床研究生規程（案）

（目的）

第一条　この規程は、北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号）第六十条の二の規定に基づき、北海道大学医学部附属病院（分院を含む。以下「本院」という。）において医学の臨床研究を行なうため診療に携わる臨床研究生（以下「臨床研究生」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受け入れの要件）

第二条　臨床研究生として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　医師の免許を得ている者

二　常勤の職を有しない者

三　事業に従事していない者

四　本院において毎週三日以上一定の日に、医学の臨床研究を行なうため診療に携わることが予定されている者

（受け入れの申請）

第三条　臨床研究生になろうとする者は、学長に申請するものとする。

2　前項の申請は、受け入れの申請書（別紙様式一）に履歴書を添えて、当該申請者が臨床研究を行なうため診療に携わろうとする診療科の科長（以下「被申請診療科長」という。）に提出することにより、行なわなければならない。

3　前項の提出があつた場合において、被申請診療科長は、臨床研究生として受け入れを適当と認めたときは、これを北海道大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）を経て学長に上申するものとする。

（受け入れの許可）

第四条　臨床研究生の受け入れの許可は、被申請診療科長が定める診療計画に基づき、受け入れ人員の定数の範囲内で学長が行なうものとする。

2　臨床研究生の受け入れの許可があつたときは、病院長は、受け入れの許可の通知書（別紙様式二）により、被申請診療科長を経て当該申請者に通知するものとす

る。

（研究期間）

第五条　臨床研究生の研究期間は、一年以内とする。ただし、受け入れを許可された日の属する会計年度をこえることができない。

2　研究期間の延長を願い出ようとする臨床研究生は、学長に申請するものとする。

3　前項の申請は、研究期間の延長の申請書（別紙様式三）を当該臨床研究生が臨床研究を行なうため診療に携わつている診療科の科長（以下「所属診療科長」という。）に提出することにより、行なわなければならない。

4　前項の提出があつた場合において、所属診療科長は、研究期間の延長を適当と認めたときは、これを病院長を経て学長に上申するものとする。

5　第二項の申請があつたときは、当該延長に係る研究期間の属する会計年度の受け入れ人員の定数の範囲内でこれを許可することがある。

6　研究期間の延長の許可があつたときは、病院長は、研究期間の延長の許可の通知書（別紙様式四）により、所属診療科長を経て当該臨床研究生に通知するものとする。

（辞退）

第六条　臨床研究生が辞退しようとするときは、学長に願い出るものとする。

2　前項の願い出は、辞退願（別紙様式五）を所属診療科長に提出することにより、行なわなければならない。

3　前項の提出があつたときは、所属診療科長は、これを病院長を経て学長に上申するものとする。

4　第一項の願い出があつたときは、学長は、これを承認するものとする。

5　辞退の承認があつたときは、病院長は、辞退承認の通知書（別紙様式六）により、所属診療科長を経て当該臨床研究生に通知するものとする。

（受け入れ許可の取り消し）

第七条　臨床研究生が次の各号の一に該当する場合には、病院長は、所属診療科長の申し出により、北海道大学医学部附属病院規程（昭和四十二年海大達第三十七号）第九条に規定する科長会の議を経て学長に受け入れの許可を取り消すことを申請するものとする。

一　臨床研究生が第二条に定める要件に該当しなくなつたとき

二　臨床研究生として研究を継続させることが適当でないと認められたとき

2　前項の申請があつたときは、学長は、受け入れの許可を取り消すものとする。

3　受け入れの許可の取り消しがあつたときは、病院長は、受け入れ許可の取り消しの通知書（別紙様式七）により、所属診療科長を経て当該臨床研究生に通知するものとする。

（授業料等）

第八条　臨床研究生の授業料は、月額八百円とする。

2　臨床研究生は、受け入れを許可された日の属する月から研究期間の満了する日の属する月までその月の分の授業料を毎月末日までに納入しなければならない。ただし、臨床研究生の申し出又は承諾があつたときは、研究期間中に徴収する授業料の額の全部又は一部を前納させることができる。

3　入学料及び検定料は、これを徴収しない。

4　既納の授業料は、これを還付しない。

（診療協力謝金の支給）

第九条　臨床研究生が本院の診療に協力したと病院長が認めたときは、当該予算の範囲内で、診療に協力した日一日につき六百円の額の診療協力謝金を支給することができる。

2　診療協力謝金の支給は、臨床研究生が診療に協力した日の属する月の翌月の初めに行なう。

（診療協力の確認等）

第十条　所属診療科長は、診療計画に基づく臨床研究生による診療協力について、診療協力確認表（別紙様式八）を作成し、毎月末日までに病院長に提出するものとする。

2　病院長は、前項の診療協力確認表に基づき、診療協力謝金の支給を受ける者及びその額を決定するものとする。

（委任）

第十一条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

この規程は、昭和四十三年　月　日から施行し、昭和

四十三年一月五日から適用する。

［別紙様式略］

制定理由

臨床研究生制度実施要項（昭和四十三年三月六日文部大臣裁定）の制定に伴い、本学の医学部附属病院（分院を含む。）において、医学の臨床研究を行なう臨床研究生について、所要事項の定めを行なうものである。

五―〇九八　教養部図書室の現状と改善計画

一九六八年四月

「分館」（教養部関係資料〇〇二六）

教養部図書室の現状と改善計画

昭和43年4月　北海道大学教養部

教養部図書室の現状と改善計画

はじめに

教養図書室（附属図書館分館）の新設計画を立案するに当つて、現在の教養図書室の施設・職員・配置、利用状況の実態を正確に把握する必要がある。このため以下の現状分析において、国立七大学（大阪大学は附属図書館を利用しており、教養部としての図書施設がないので除外した）の教養（学）部図書館（室）の比較対照表を利用する。これは41年度当初に各大学に依頼した調査結果をまとめた資料である。なお、一部北大の資料については最新の資料を加えた。

〔Ⅰ〕教養部図書室の現状

1．立地条件

教養部校舎が現在地に建築される以前には、学生の図書利用は全面的に附属図書館に依存していた。しかし現在地に移転していらい、距離が遠くなり（図書館まで約1.3km、徒歩約15分）教室の延長として常時図書館を利用することは困難になつた。（ちなみに、名古屋大学教養部は本学より学生数も少なく、図書館とも近接しているが、より完備した独立の図書施設をもつている。）

そこで昭和38年11月、教養部の教室の一部をさいて、附属図書館配架の指定図書を中心に、附属図書館の分室のような形で暫定的に開架室及び閲覧室を設置したが、さらに学生数が急増したので昭和42年10月南北のピロテイを改造して設けた演習室をやむをえず転用して第2～第5閲覧室を設けた。以上の開架室及び閲覧室は教養部の現状からして早晩本来の教室及び演習室にもどさなければならない事になつている。

2．施設の現状（第1図、第1表、第2表）

（i）各室の配置

現在の図書室は上述のように教室を転用しているため、開架室、閲覧室、事務室がそれぞれ壁や廊下で分断されているため、管理上非常に支障を来している。また学生通用口に近接しているので読書環境として劣悪である。

［第1図　略］

（ii）七大学との比較（第1表）

総坪数においても、閲覧室、書庫（本学では書庫はなく開架室のみ）・事務室、それぞれの坪数においても、圧倒的に狭小である。また東大の場合は別格としても、どの大学も必ずしも充分とは云えないにしても、図書館（室）としてまとまつた施設であるが、本学に於ては教室ならびに演習室の転用であり、あくまでも暫定的な施設である。

第1表　施設7大学教養図書館（室）一覧　大阪大学を除く）

	建物	構造	階	総延坪	閲覧室			書庫		事務室		その他（会議室、演習室他）		備考（学生数）
					室数	席数	坪数	階	坪数	室数	坪数	室数	坪数	
東大 旧館	独立	鉄筋	平家	368	1	240	100	2				6		6, 627
新館	独立	鉄筋	3	740.1	3	324	296.5	2	52.8	8	94.7	23		
東北大	独立	木造	平家	648	1	350	243	1	328	1	40	1	37	4, 016
九大	独立			364										3, 610
京都	独立	木造	一部2階	295	2		109	一部2階	112	2	47	1	27	5, 045
名古屋	独立	鉄筋	2	245	3	172	122	1	58	1	27	2	38	2, 910
北大	教室転用	鉄筋	1	228	5	318	144	1	48	1	12	2	24	4, 371

注）九大は調査資料未着のため細目不明　北大のみ43. 4. 30現在のもの

(iii) 各室の現状（第1図、第2表）

（イ）開架室：書庫がないためもあつて、すべて開架式にしており、現在約15, 000冊を配架している。もともとスペースが小さいため、近い将来増加分を収容することが不可能になる。開架室の入口に受付をもうけているが、ドアの開閉が激しいため、特に冬期間は担当職員の健康に悪影響をきたすおそれがある。

（ロ）閲覧室（5室）：開架室と分離されているので利用上不便である。現在の閲覧室は総計して318席であるが、この数字は4人用の机に6人席を設けたりして、最大限に収容しているものである。（閲覧条件としては劣悪）それにもかかわらず、教養部学生数4, 371人との比率からみると、基準数に達

していない。（ちなみに、大学図書館基準では学生数の10%、大学図書館施設計画要領では20%の席数が基準）。

（ハ）事務室：現在の坪数では、図書整理のスペースは全く不足している。

第2表　各室の人員、面積、席数などは次の通りである。

室 ＼	人員	面積	席 学生	席 教官	備考
図書事務室	6	12			
開架室		48	4		
雑誌コーナー			21		
第一閲覧室		48	126		
二〃		24	48		
三〃		24	48		
四〃		24	48		
五〃		24	48		
教官閲覧室		12		未定	
印刷室		12			内部の部品がまだ入つていない
計	6	228	343		

3．職員の現状（第3表参照）

昭和40年度までは定員内1名、臨時職員3名であつたが、41年4月より定員内1名、臨時1名が増員され、又、42年8月の移動により現在、定員内3名、臨時3名となつている。この数字は七大学の職員数と比較すると圧倒的に少ない。特に定員内の職員数は、もつとも少ない大学でも7名を数えており、本学の条件は最悪である。さらに開室当初より教養図書室の位置づけがあいまいであつたため、職員の構成も、予算の性格も図書館と教養部の混合世帯のような状態である。

（ちなみに職員の所属は、定員内職員3名は図書館本務、教養併任が2名、教養部専任1名、臨時職員3名のうち、1名は図書館採用、2名は教養部採用となつている）

第3表　職員数及び所属一覧　7大学比較（大阪大学を除く）

大学名	館(室)の名称	定員内職員			臨時職員	その他(用務員)	計	職員の所属
		事務主任	掛長	事務官・員				
東京大学	教養学部図書館	1	2	12	3	1	19	教養部専任(全員)
京都［大］学	教養部図書室		1	15	1		17	教養部専任(全員)
東北大学	附属図書館	1	2	8	2		13	図書館専任(全員)
	教養部分館							
九州大学	附属図書館	1	2	6	4		13	図書館本務・教養部併任(全員)
	教養部分館							
名古屋大学	附属図書館		1	6			7	教養部専任(全員)
	教養部分館							
北海道大学	教養部図書室		1 (主任)	2	3		6	図書本務・教養部併任(定員内2名) 図書館専任(臨職1名) 教養部専任(定員内1名、臨職2名)

4．利用状況（第4表、第5表）

（i）開架冊数の増加（第4表）

38年度の開架図書の冊数は約2,800冊、39・40年度は図書館からの指定図書の増加分にとどまったが、40年度、特別学生図書費(500万円)の配分により、41年2月頃より急増し、現在ようやく15,000冊をこえた。蔵書、及び図書予算については、各大学の歴史の相異があり、回答もまちまちだったので比較することはできない。しかし本学教養部の場合、開室以前の学生図書の蓄積は零に等しかったので、蔵書数を比較するなら他大学とは圧倒的なひらきがあることは云うまでもない。（例えば名大では教養図書館の蔵書約9万冊、開架図書約2万冊、学生図書経常予算200万円）。しかし本学では上述の特別予算であるていど系統的に新刊書を購入でき、また経常学生図書費として41年100万円、42年200万円とが教養部内の予算措

置により配当されるようになつたので学生数との比率から云えば冊数としては依然として不充分であるが、利用者は急激に上昇した。その上、近き将来見込まれている文部省指定図書費（8,000冊800万円・2年間経[継]続）が配分されると開架数は倍加する。

［中略］

〔Ⅱ〕総括と対策

以上の分析から、本学教養図書室の現状は、施設・職員配置の面では七大学中最低で、学生の利用状況はすこぶる高いと云う、アンバランスな状態であることが確認される。このことは一方では利用すべき施設の狭隘化、職員の労働強化と云う憂慮すべき現象をもたらす。しかし、他方では貧困な施設と環境にもかかわらず、また充分とは云えない冊数にもかかわらず、学生にとつて、この図書室がいかに必要度の高いものであるかを示している。おそらく現在の諸条件が改善されるならば、学生の利用率は一層上昇するであろうし、それだけ一般教育の効果も増大するであろう。

本学の学生はそうした学習意欲、読書意欲を潜在的に充分秘めていると思われるが、遺憾ながら現状は、その意欲を充分すくいあげられぬ様に、施設・職員等すべての面で限界状況にあると云わざるをえない。のみならず、近年における学生数の急増、基礎専門教育の重視傾向は、ますます図書施設の充実を要求しているにもかかわらず、一方では現在暫定的にもうけている閲覧室を教室にもどさなければならない状況である。ここに本学教養部の改善のために、ぜひ考慮しなければならない緊急の課題がある。

以上のような現状を打開する対策としては、本学全体の一般教育課程をになう教養部の規模にふさわしい諸施設・職員・予算をそなえた図書館分館を新設する以外に途はない。それは第一義的には「学習図書館」としての機能をもつべきであり、最低第2図［略］のような学生閲覧室を中心とした諸施設ならびにその管理施設が絶対に必要である。

以下各室の最低必要スペースをあげ、それにもとずく[ママ]分館施設計画を図示する。

1．閲覧室及び座席数について

現状に於ては、第1図の教養部図書室（暫定的）平面

図の示す通り、閲覧室全部で318席（144坪）となつており、現在の学生数4,371に対して席数は全学生数の10%に満たないにもかかわらず、閲覧室利用者は年々増加し、閲覧室利用者は一月平均1,000名をこえている。大学図書館施設計画要項に示されている座席数の基準（学生数の20%―本学では約800席）を設けることが必要である。

2．開架スペース及び書庫について

開架システムを採用している図書館では通常利用の多い図書20,000～30,000冊を開架し他を書庫に入れ閉架式をとつている。

本学教養部の開架図書は15,000冊であるが、そのほとんどが、教官指定図書ないし新刊図書であつて利用率が非常に高く、図書の増加にともなつて（近々、文部省指定図書、2年間で16,000冊が配分される可能性もある）更にこの傾向は、増加すると思われる。開架図書のスペースとして30,000冊（約60～70坪）収容はどうしても必要であり、また増加にともなう書庫も必要である（最低50,000冊、―約60坪程度―収容出来るもの）。

3．管理運営上の諸施設について

現在の事務室は12坪で部屋の両壁に整理用書架（12連）をおいているが、非常にせまく、未整理図書などダンボールのまま積み重ねておくか、倉庫の一部を借用する状態である。また整理机も一脚しかない状況である。しかし、事務室の機能を（管理・運営）を発揮するためには、現在のスペースの倍は必要である。（24坪）その他分館設置にともない、分館長室（5坪）、応接室（5坪）等も当然必要とされる。

4．その他

その他、教養部の学生の向上のために必要な新聞・雑誌コーナー・視聴覚室また、ラウンジ（30坪程度）なども図書館機能上からは必要なスペースである。

［後略］

［注記］出典資料は複写物。原文横書き。

五―〇九九　学生の動きについて

一九六八年七月十七日

「評議会議事録」（〇〇二七―〇八）

評議会議事録

日時　昭和四十三年七月十七日（水）　午後二時五分開会　午後二時四十分終了

［中略］

四、学生部長から、最近の学生の動きについて、概ね、次のような報告があった。

新聞等で承知のように、学生運動は、最近、全国的に活発になっている。本学においても、一部の学生が中央の動きに対して蠢動している事実は、かくせないが、現在のところ平静であるように見受けられる。

これは、学内の施設、設備が次第に整備されてきていること、教養部および各学部の教官が積極的に学生の厚生補導に当っていること、特に、課外活動の積極的指導が効果を上げてきていることが考えられるが、楽観は許されない。

学寮問題は、暫定案で終始話し合いを行なっており、平静な話し合いのムードで行なわれているが、さしたる進転はない。過日、他大学の学生が三分の二程度含まれていると思われる学生の一団が、学生部と事務局に押し掛け、デモを行なったが、間もなく散会した。このような状況では、他大学の影響を受ける恐れが十分ある。本学としては、自主的な厚生補導体制を整えることが望ましく鋭意努力中である。そこで、学生部委員会は、従前の小委員会制を改め、学寮問題関係、課外活動関係および大学院関係の各小委員会を新たに発足させ、一致協力し、努力してゆく考えである。

［後略］

五―一〇〇

北海道大学歯学部附属病院臨床研究生規程(案)について

一九六八年九月十八日
「評議会議事録」(〇〇二七―〇九)

評議会議事録

日時　昭和四十三年九月十八日（水）　午後二時　開会　午後三時三十分　閉会

［中略］

三、北海道大学歯学部附属病院臨床研究生規程（案）について

本規程案が提案され、岡田評議員から制定の趣旨について説明があり、審議の結果、全評議員異議なく別紙原案のとおり議決された。

ついで、本規程の施行日について諮られ、昭和四十三年九月十八日から施行し、同年七月一日から適用することが議決された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学歯学部附属病院臨床研究生規程を次のように定める。

昭和四十三年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学歯学部附属病院臨床研究生規程（案）

（目的）

第一条　この規程は、北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号）第六十条の二の規定に基づき、北海道大学歯学部附属病院（以下「本院」という。）において歯学の臨床研究を行なうため診療に携わる臨床研究生（以下「臨床研究生」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受け入れの要件）

第二条　臨床研究生として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　歯科医師の免許を得ている者

二　常勤の職を有しない者

三　事業に従事していない者

四　本院において毎週三日以上一定の日に、歯学の

臨床研究を行なうため診療に携わることが予定されている者

（受け入れの申請）

第三条　臨床研究生になろうとする者は、学長に申請するものとする。

2　前項の申請は、受け入れの申請書（別紙様式一）に履歴書を添えて、当該申請者が臨床研究を行なうため診療に携わろうとする診療科の科長（以下「被申請診療科長」という。）に提出することにより、行なわなければならない。

3　前項の提出があった場合において、被申請診療科長は、臨床研究生として受け入れを適当と認めたときは、これを北海道大学歯学部附属病院長（以下「病院長」という。）を経て学長に上申するものとする。

（受け入れの許可）

第四条　臨床研究生の受け入れの許可は、被申請診療科長が定める診療計画に基づき、受け入れ人員の定数の範囲内で学長が行なうものとする。

2　臨床研究生の受け入れの許可があったときは、病院長は、受け入れの許可の通知書（別紙様式二）により、被申請診療科長を経て当該申請者に通知するものとする。

（研究期間）

第五条　臨床研究生の研究期間は、一年以内とする。ただし、受け入れを許可された日の属する会計年度をこえることができない。

2　研究期間の延長を願い出ようとする臨床研究生は、学長に申請するものとする。

3　前項の申請は、研究期間の延長の申請書（別紙様式三）を当該臨床研究生が臨床研究を行なうため診療に携わっている診療科の科長（以下「所属診療科長」という。）に提出することにより、行なわなければならない。

4　前項の提出があった場合において、所属診療科長は、研究期間の延長を適当と認めたときは、これを病院長を経て学長に上申するものとする。

5　第二項の申請があったときは、当該延長に係る研究期間の属する会計年度の受け入れ人員の定数の範囲内でこれを許可することがある。

6　研究期間の延長の許可があったときは、病院長は、

研究期間の延長の許可の通知書（別紙様式四）により、所属診療科長を経て、当該臨床研究生に通知するものとする。

（辞退）

第六条　臨床研究生が辞退しようとするときは、学長に願い出るものとする。

2　前項の願い出は、辞退願（別紙様式五）を所属診療科長に提出することにより、行なわなければならない。

3　前項の提出があつたときは、所属診療科長は、これを病院長を経て学長に上申するものとする。

4　第一項の願い出があつたときは、学長は、これを承認するものとする。

5　辞退の承認があつたときは、病院長は、辞退承認の通知書（別紙様式六）により、所属診療科長を経て当該臨床研究生に通知するものとする。

（受け入れ許可の取り消し）

第七条　臨床研究生が次の各号の一に該当する場合には、病院長は、所属診療科長の申し出により、当該病院の診療科長をもつて構成する会議の議を経て、学長に受け入れの許可を取り消すことを申請するものとする。

一　臨床研究生が第二条に定める要件に該当しなくなつたとき

二　臨床研究生として、研究を継続させることが適当でないと認められたとき

2　前項の申請があつたときは、学長は、受け入れの許可を取り消すものとする。

3　受け入れの許可の取り消しがあつたときは、病院長は、受け入れ許可の取り消しの通知書（別紙様式七）により、所属診療科長を経て当該臨床研究生に通知するものとする。

（授業料等）

第八条　臨床研究生の授業料は、月額八百円とする。

2　臨床研究生は、受け入れを許可された日の属する月から研究期間の満了する日の属する月まで、その月の分の授業料を毎月末日までに納入しなければならない。ただし、臨床研究生の申し出又は承諾があつたときは、研究期間中に徴収する授業料の額の全部又は一部を前納させることができる。

3　入学料及び検定料は、これを徴収しない。

4　既納の授業料は、これを還付しない。

（診療協力謝金の支給）

第九条　臨床研究生が本院の診療に協力したと病院長が認めたときは、当該予算の範囲内で、診療に協力した日一日につき、六百円の額の診療協力謝金を支給することができる。

2　診療協力謝金の支給は、臨床研究生が診療に協力した日の属する月の翌月の初めに行なう。

（診療協力の確認等）

第十条　所属診療科長は、診療計画に基づく臨床研究生による診療協力について、診療協力確認表（別紙様式八）を作成し、毎月末日までに病院長に提出するものとする。

2　病院長は、前項の診療協力確認表に基づき、診療協力謝金の支給を受ける者及びその額を決定するものとする。

（委任）

第十一条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

この規程は、昭和四十三年9月18日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

［別紙様式略］

制定理由

本学歯学部附属病院に本年七月一日から臨床研究生が置かれることとなつたので、北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号）第六十条の二の規定に基づき、所要の定めを行なうものである。

五―一〇一

大学の病的肥満

一九六八年十二月十六日
学生部広報誌『えるむ』創刊号

大学の病的肥満

堀内寿郎

大学の学生数が受入れ能力に較べて多過ぎる。なるほど技術革新等のため、大学卒業生が大量に要求される事は事実である。しかし、国全体として教官の増員は一朝一夕にはできるものでない。教官となるべき科学者を段々に養成しながら国全体として健全な文化的成長をして行かなければならない。今まで中味よりもレツテル貼りが先になって、科学者の養成に到底間に合わない程の僅かの期間にマンモス大学を造ってしまった。この責は文部省にもあるが、大学側にももちろんある。しかし何処に責があるという結論を引き出しても始まらない。大学人がその良心に従って自主的にあるべき姿の大学に変えて行く事に全力を尽さなければならない。

そのためには、大学の病的肥満をもたらした根本原因を突き止めておかなければならない。その一つは我国全般の大学教育の受け取り方にある。我国の国立大学におけるマスプロ教育の走りは法学部系統のそれだったと思う。立身出世は法科に限るという法科万能の風潮によって志願者が殺到したからであろう。最近東大の法学部の先生に聞いたら、ゼミや演習に出ている学生は全体の一五パーセントだそうである。そうすると八五パーセントはマイク学士プリント学士である。大学教育としては誠に変則的なこの形が極めて安易に一般化・恒久化してしまった。明治の前期に東大の法学部を出た人の話によれば、その頃の大学の先生はいわゆるお雇い外人教師で、丹念にゼミと演習をやったそうである。学生にゼミや演習を課す事は先生自身大変骨の折れる事である。学生の人数が増えたら、生身の人間には全く不可能になってしまう。この変則を仕方ないと安易に許容するところに我国の文化の底の浅さを感ぜざるをえない。もう一つの病的肥満大学の病弊は教養部を下級学校扱いすることである。

この二つの病弊を改めて本物の大学を造り上げたい。大勢集まって講義を聴くのは大学教育の補助的手段であ

る。本体は何処までもゼミと演習による鍛錬でなければならない。大学は学生のためにある。この事は、大学は研究のためにあると言っても同じ事である。研究を持続発展させるためには、学生の教育は必須だからである。研究と教育の一体不可分という事が大学で行なわれる教育と研究の特徴である。また一方、我々は旧制高等学校で掛替えのない全人教育を受けた。その核心は俗世間を超越した誇りの高い、当時の大学がどんなに辞を低くして招聘しても見向きもしなかった偉い先生方にある。元はと言えばお雇い外人教師の外国語による教授を受けるために語学をみっちり叩き込むのが、旧制高等学校だったのだそうで、その意味では、偶然かも知れないが、誠に掛替えのない見事な教育の場が出来ていた。ほぼその年令期の教育に当っているのが教養部であるが教養部の先生方を下級学校並に差別待遇している現状は、誠に嘆(か)がわしい。私は七大学学長会議で逆の差別待遇を主張している。逆の差別待遇をして教養部の先生を学部の上位に置けという事である。感受性の強い十八・九の青年の教育に当る先生のプライドを打毀して何の大学教育があろう。がっちり築き上げられた文化の伝統を継ぐヨーロッパの大学では流石にこのへんはしっかりしている。ベルリン大学のプランク、ミユンヘン大学のゾンマーフェルドのような大物理学者の一般力学、一般物理学の講義を聴くのは入りたての十七・八の少年である。もっとも講義を聴くためにはそれぞれ聴講料を払って学生証に検印を押してもらわなければならない。こんな先生の講義には聴講料を払わない潜りが大勢押し掛けるので講堂の入口には助手が二人位立ち番していて、学生証に検印を取っていない学生が追払われるのは御愛嬌であるが、そうしないと検印を取った学生の座り場所がなくなるからである。偉い先生の講義はこんなに繁昌するが教授内容の低調な先生には学生が寄り付かないで聴講料が入らず食うにも困る次第となる。偉い先生でも、耄碌（もうろく）して指導力がなくなると学生が寄り付かなくなる。化学者、哲学者として有名だったオストワルド大先生も晩年にはガラーンとした大きな実験室にたった一人しか学生が居なかった。その学生の研究に対し、オストワルド老先生、こうやって見たらどうかと色々提案したところが、学生はそれ等をみんな自分で考えてやってみたが、駄目だったと答えたら、オストワルド大先生、もう自分

の指導能力もこれで終りだと、即日辞職してしまった。本物の大学はこんなに厳しい世界である。教授の内容はお粗末でも、入学した学生には温情を以てレツテルを貼って社会に突き出すのは大学の背任行為である。

全学、力を合わせて、こんな病弊を改めなければならない。壁はおそろしく厚い。学生を含むすべての大学人の意見批判を有効に生かさなければならない。

この度創刊される学生部広報誌がこのような病弊治癒の一翼を担ってくれる事を切に望むものである。

（学長）

五―一〇二
いわゆる東大紛争に関連して
大学問題について

一九六八年十二月十七日
「評議会議事録」（〇〇二七―一二）

評議会議事録

日時　昭和四十三年十二月十七日（火）　午後一時開会　午後二時三十分終了

［中略］

五、いわゆる東大紛争に関連して砂沢評議員から現在、東京大学学生の全員留年とか、入試中止とかが問題になっているが、先日の新聞に堀内学長の談話があり、東大等の入試が中止になった場合、その分の入学定員を各大学に振り分けることについて、北大は断る旨の見解が述べられているが、このことについて学長の説明をお願いしたいとの発言があり、これに対して学長から、文部省からは今のところ何も云ってきていないが、新聞記者からそのような場合に、五百名位の人数を押しつけられたら北大では引き受けるかとの質問があったので、私は断ると云った。

これには、学生部長、教養部長も同じ考えであると云うことを申し添える。文部大臣も、大学の荒廃は教養部のマスプロ教育に原因があると云っている。これ以上の人数になればますます荒廃する。

今は、北大のことで一杯であるので御了承願いたい旨の意向が述べられた。

［中略］

七、学長から大学問題について次のような意向が述べられた。

今、大学は重大な時期を迎えている。

北大も、何時紛争が起きるかも知れない状態にある。

私は、こう云う時期だからこそ、ますます大学の自治については学部の自治に信頼したいと思う。これは学部に責任を押しつける意味ではない。

何事につけても、一番大切なのは、学部で充分審議し、研究、教育に透徹していると云うことである。

大学の存立は、国民に対する貢献にあると云う立場でやって行きたい。

経理は、ガラス張りにしてやっていくよう心掛けている。

以上

五―一〇三

北海道大学歯学部規程（案）について

一九六九年二月十九日

「議事会議事録」（〇〇二八―〇三）

評議会議事録

日時　昭和四十四年二月十九日（水）　午後二時開会　午後四時三十五分終了

［中略］

議事

一、北海道大学歯学部規程（案）について

本規程案が提案され、安倍歯学部長事務取扱から制定の趣旨について説明があり、審議の結果全評議員異議なく、別紙のとおり議決された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学歯学部規程を次のように定める。

昭和四十四年　月　日

北海道大学長　堀内壽郎

北海道大学歯学部規程（案）

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号。以下「通則」という。）及び北海道大学教養部規程（昭和二十七年海大達第二十二号）に定めるもののほか、北海道大学歯学部（以下「本学部」という。）における教育に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（学科）

第二条　本学部に、次の一学科を置く。

歯学科

（学期）

第三条　学年を分けて、次の二学期とする。

第一学期　四月一日から九月三十日まで。

第二学期　十月一日から翌年三月三十一日まで。

第二章　進学及び入学

（進学）

第四条　歯学進学課程を修了した者については、本学部の教授会の議を経て、歯学専門課程への進学を許可する。

（入学）

第五条　前条の進学者を収容し、なお、定員に欠員があるときは、通則第十四条第一項各号の一に該当する者のうちから、本学部の教授会の議を経て、歯学専門課程への入学を許可することがある。

第三章　教育課程

（教育課程）

第六条　歯学専門課程の授業科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

第四章　試験

（試験）

第七条　授業科目の試験の時期及び方法等については、本学部の教授会の定めるところによる。

第五章　修了及び卒業の認定

（修了及び卒業の認定）

第八条　歯学専門課程に四年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、所定の授業科目の試験に合格した者については、本学部の教授会の議を経て、歯学専門課程の修了及び本学部の卒業を認定する。

第六章　聴講生

（聴講生の願い出等）

第九条　歯学専門課程の授業科目について一科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本学部の教授会の議を経て、聴講生として聴講を許可することがある。

（聴講生の志願資格）

第十条　聴講生の志願資格は、当該授業科目について相当の学力があると認められた者とする。

（聴講期間）

第十一条　聴講期間は、一年以内とする。ただし、事情により継続して聴講を願い出る者については、これを許可することがある。

附則

この規程は、昭和四十四年四月一日から施行する。

別表　歯学専門課程の授業科目及び授業時間数

授業科目＼年次	一年		二年		三年		四年		計
	第一学期	第二学期	第一学期	第二学期	第一学期	第二学期	第一学期	第二学期	
解剖学	六四								六四
解剖学実習		六四							六四
組織学	三二								三二
組織学実習		三二							三二
口腔解剖学	六四								六四
口腔解剖学実習		六四							六四
口腔組織学		三二							三二
口腔組織学実習		三二							三二
生理学	四八	一六							六四
生理学実習		三二							三二
口腔生理学	四八	一六							六四
口腔生理学実習		三二							三二
生化学	三二								三二
生化学実習		四八							四八
口腔生化学	三二								三二
口腔生化学実習		四八							四八
病理学		三二		三二					六四
病理学実習		一六		三二					四八

口腔病理学	三二	三二								六四
口腔病理学実習	一六	三二								四八
細菌学	四八									四八
細菌学実習		三二								三二
口腔細菌学	四八									四八
口腔細菌学実習		三二								三二
薬理学	一六	一六								三二
薬理学実習		三二								三二
歯科薬理学	一六	一六								三二
歯科薬理学実習		三二								三二
歯科理工学	六四	三二								九六
歯科理工学実習	六四									六四
衛生学		三二								三二
衛生学実習			三二							三二
口腔衛生学			三二							三二
口腔衛生学実習			三二							三二
栄養学				三二						三二
歯科保存学		三二	三二							六四
歯科保存学実習		四八	三二							一一二
小児歯科学				三二						三二
小児歯科学実習				一六						一六

| | | |

	特別講義								
	歯科学概論	医事法制	社会歯科学	歯科統計学					合計
	一六								一六
							一六		一六
							三二		三二
							一六		一六
									四、七五二
									五六〇
									五七六
									六二四
									六二四
									六〇八
									六〇八
									六二四
									五二八

制定理由

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第十八号）の施行により、昭和四十二年六月一日付けで、本学に歯学部が設置され、教養部において歯学の進学課程の教育を行なってきたが、学年進行に伴い、昭和四十四年四月一日に歯学の専門課程に学生が進学するので、当該課程における学生の教育に関し必要な事項を定めることを目的とした「北海道大学歯学部規程」を制定しようとするものである。

五―一〇四

第一回歯学部教授会議事録

一九六九年二月二十四日

「北海道大学歯学部教授会議事録　一　自昭四十四・二・二十四　至昭四十五・三・二十六」

昭和四十四年二月二十四日（月）十三時六分　十八時　（於会議室）

第一回歯学部教授会議事録

出席者　安倍、中根、中村、西風、飯田、岡田、三木、富田、鈴木、太田、入江、石川、事務長、三掛長

欠席者　なし

一、教員人事について

昭和四十四年度学年進行に伴ない増設される講座の教員の選考について、学部長から説明があり、先ず口腔解剖学第二講座教授候補者星野洸、口腔細菌学講座教授候補者鈴木武、歯科理工学講座教授候補者太田守の三氏に係る経歴並びに研究業績について、審議した結果、上記三名の教授昇任については、全員異議なく、それぞれこれを承認した。

次いで、口腔生理学講座助教授候補者横田敏勝氏に係る経歴並びに研究業績について、同講座中村教授から説明があり、審議した結果、同人の助教授昇任については全員異議なく、これを承認した。

二、北海道大学歯学部教授会内規（案）について

この内規（案）について、学部長から説明があり、慎重審議した結果、原案のとおりとすることを了承した。なお、同内規に係る申し合せ事項として同内規第二条中の「教授」には、本学部の十五講座が完成される昭和四十六年四月一日までの間は、それぞれの教授予定者を含めて、別紙のとおり読み替えて運用することを申し合せた。従って当該予定者については、教授会構成員となるものであることを確認した。

三、北海道大学歯学部長候補者選挙内規（案）について

この内規（案）について、学部長から説明があり、慎重審議した結果、原案のとおりとすることを了承した。なお、同内規に係る申し合せ事項として、同内規第三条第一項第一号および第七条第二項中の「教授」には、昭和四十六年四月一日までの間は、それぞれの教授予定者を含めて、別紙のとおり読み替えて運用すること

を申し合せた。従って、当該予定者については、歯学部長候補者選挙において、被選挙権はないが、第二次選挙の際の投票権は認めることを確認した。

四　その他

㈠教授会の開催期日について

このことについて、種々話合いが行なわれた結果、昭和四十四年三月末日までは、従来の連絡会議の開催期日と同様第二および第四月曜日とし、時間は午後一時から開催することとした。

㈡歯学部長候補者選挙の期日について

このことについて、種々話合いが行なわれた結果、三月七日（金）午前十時から第一次選挙、午後一時から第二次選挙を行なうこととした。

また、この際の選挙管理委員に中根教授、富田教授、太田助教授、入江助教授の四名が推せんされた。

以上

五―一〇五　学長声明「全学に訴える」

一九六九年四月十四日

『広報』〇（一九七〇年三月一日）

全学に訴える

大学の使命は、研究と教育を通じて、人類社会に貢献するにある。この使命達成のために大学の自治が、必要不可欠であることが、数世紀に亘る経験の集積から学び取られ、教官、学生の一致した改革への努力によつて斗い取られたものである。北大の現体制には幾多の欠陥がある。これらの欠陥は改革によつて除かれなければならない。しかし暴力によつて破壊しなければ、よき体制は生れない。暴力によつて破壊すれば、よき体制が生まれる。という二つの命題は、右記および左記の史実によつてそれぞれ反証されている根拠のない、しかも危険極まる教条である。去る十日、入学式を暴力を以つて破壊しようとしたものが、この根拠なき教条を真に受けていたとすれば、立証された命題と根拠なき教条とを区別しえない頭の弱さによる。この弱さは、わが国の研究教育全

体の後進性を特徴づけている。この後進性の故に、かれらは権威を攻撃しながら、別の形の権威を無批判に受け入れている。学者研究者と云われる人々の中にも、大学改革によつて、厳しい学問の世界が出現するのを嫌つて、手段として暴力学生を「支持する」者も現われるであろう。

学内に現われた暴力学生の行動は、私が三十五年前に目のあたりに見たナチ御用暴力学生の行動と軌を一にする。ただし、この場合、原因は後進性よりも苛酷なベルサイユ条約による窮迫した生活のうちに、ヒツトラーに幻想させられたバラ色の夢にあつた。しかし十九世紀の始めからドイツの大学に確立されていた学習の自由が生み出す学問の世界の厳しさを嫌つた所謂学者の一団が、優れた外国人並びにユダヤ系学者を追放して厳しさを骨抜きにすべく、ナチと結託して暴力学生を走狗としていた史実を想起させる。こうした破壊により、フンボルト以来、営々と築き上げられた世界学術の最高峯は一挙にして転落し、三十五年後の今日に至るまで回復していない。この史実は、前述命題の明白な反証である。吾々は前者の轍を踏むまい。大学破壊の暴挙は許してはならない。教職員、学生、院生は、一致団結して暴力による大学の破壊から、わが北大を護り抜こうではないか。

一九六九年四月十四日　北海道大学長　堀内寿郎

五―一〇六　五月二十日及び二十一日の事件について

一九六九年五月二十三日
「評議会議事録」（〇〇二八―一〇）

五月二十日及び二十一日の事件について

右両日学内において発生した事件に関し、事実の経過及び評議会のとった態度ならびに措置を述べ、併せて、本学の所信を左の通り表明する。

一、五月二十日、午後五時四十五分頃、角材等を所持した一部の学生が本部を封鎖し、学長を閉じ込めて、いわゆる団交を強要した。また、角材等を所持した他の一部学生は、旧学生部建物に集結した。

これに対し大学当局は緊急評議会の決定に基づき、多数の教職員の協力を得て繰返し学長の解放と封鎖解除を呼びかけたが、これら学生は応じなかった。同時に学長の健康状態を憂慮し、再三当局の派遣する医師の診察を求めたが、これも受け入れられなかった。

二、五月二十一日、大学当局は、午前八時半緊急評議会を開き、その決定に基づき、全学教官の協力により事態の解決に当ることとした。これにより参集した教官団は、本部前において前日と同様の呼び掛けを繰返し行なった。事態を憂慮し、多数の職員学生も同所に集まり、学長軟禁と本部封鎖に対する反対行動を行なった。

午後一時半頃、前夜から旧学生部建物に集結していた学生と、本部封鎖を行なった学生は、合流して、学長を本部前に連れ出し、いわゆる団交を迫った。

学長はこれに対し、強迫による交渉には応じられない、全学的な問題に関し、一部特定の団体との交渉は行なわない。と述べて終始一貫毅然とした態度をとった。午後三時半頃、いわゆる団交は打ち切られ、学長は本部内に連れもどされた。

三、その前後、学長の解放と封鎖解除を求める職員学生の数はますます増加した。一方、一部学生の攻撃的態度は次第に強まって険悪な状態となるに至ったので評議会は「君達が学長を監禁しているのは明らかに不法行為であるから、速かに学長を解放し退去せよ。なお、まわりの人は退去のために道をあけられたい。」と繰返し放送し、退路は一旦開かれたが、これら学生は退

去に応じる気配はなく、教官団が極力制止したにもかかわらず、かえって各所で角材や鉄パイプによる暴力が行使された。

午後四時五十分頃学長は本部を出て帰宅したが、一部学生の封鎖はなお継続していたので、評議会は重ねて「学長は解放されたが本部は依然として占拠されている。これは明らかに不法であるから退去しなさい。これ以上流血の惨を避けるために、職員学生諸君もひきとって下さい」と繰返し放送した。

その後、職員学生の多数は逐次退去し、封鎖していた学生は午後七時頃本部建物及び本部前から完全に立ち去った。

四、大学当局は四月二十八日の事件の後、五月二日の告示において、強く暴力を排し、理性をもって事に処すべき旨の基本的態度を表明したが、重ねてこのような事態が生じたことは甚だ遺憾であり、これらの挙に出た一部学生の行動は、その根底においてどのような主張をもっているにせよ、絶対に容認することができない。

近時各地において一部学生の暴力的な行動により大学紛争が激化し、そのため教育と研究が荒廃し、徒らに貴重な時間が空費されていることは、最も悲しむべき事実であり、また大学の自治が危機にひんしていることは甚だ遺憾にたえないところであって、われわれは、このような事態を、北大においては、絶対に出現させてはならないと考えている。

もとより、本学においても教育研究体制の整備充実をはじめとし抜本的な改革を要する多くの問題をかかえている。その解決のためにわれわれ教官の負う責任はとくに重大であり、全北大教職員学生の理性的な相互理解に基づき、着実に、解決への方途を見出してゆきたいと考えている。

先般の告示は「われわれは全北大人の理性を信頼し、相携えて学園の平和を守り、教育研究の実を挙げることを、心から切望してやまない次第である。」と結んでいるが、われわれは、ここにこの言葉を繰返し、全北大人の理解と協力を求めたいと思う。

昭和四十四年五月二十三日

北海道大学評議会

五―一〇七　北大学生自治会連合「申し入れ書」

一九六九年六月十四日
『広報』三（一九六九年七月二日）

申し入れ書

現在、学生は、大学を政府のファッショ的統制下において「大学運営臨時措置法」に反対して、広範に起ちあがっています。同時に学生は、自らの切実な要求の解決を求めています。

私達は、六月十八日の評議会に左記のことを要求します。

評議会は、六月十九日、次の要求での学生と団体交渉を持つこと。尚、関連事項は六月十八日の評議会では決定せず、十九日の後、臨時評議会を開き、学生の要求を反映して決定されるよう要求します。

回答は、評議会終了後、ただちに下さるよう要求します。

一、現在行なわれている教養部長選挙に教養生の声を反映させよ。

一、教養ストライキに関し、留年の事態を避けるため内規改正等必要な措置をとること。

一、評議会が大学立法に反対声明をあげている点にふまえ、

(1)　6・23全北大一万人集会成功のため必要な努力をし、正式に参加すること。

(2)　中央抗議団を北大として派遣せよ。

一、暴力集団の本部封鎖による被害額を明らかにし、その復旧費用の出所を明らかにせよ。

一、北大学連、各学部自治会を公認し、物質的保障を与えよ。

一、新寮規を撤回せよ。

新寮建設予算を概算要求の第一位にせよ。

一九六九年六月十四日

北大学生自治会連合

執行委員会　手嶋繁一

北大評議会議長殿

五―一〇八　全学教官有志による「学長への要請」

一九六九年九月四日

『広報』十一（一九六九年十月九日）

学長への要請

四月十日の入学式実力阻止に始まる北大紛争は、その後激化の一途をたどるのみで、今なお何等の解決のきざしも見せておりません。そしてこのままでは全学生の留年や入試中止が避けられぬ現今、機動隊の導入や実力による封鎖解除を求める声が学内に高まつております。

しかし、翻つて考え見ると、そもそもこのような「大学紛争」は全国的な背景をもち、既に一年有余全国多数の大学で展開されておりました。然るに我が北大においては、執行部もほとんどの教官も、この間、貴重な教訓を学ぼうとせず、現実に紛争が発生しても目先の対応に終始して、そこに提起された諸問題を正面から受け止めることがなく、また現在の大学の諸矛盾や大学の社会における役割についての根本からの検討を怠つてきました。私共も、この点、大学における研究・教育、あるいは管理運営に一端の責任を負うものとして深く反省せねばなりません。そして今このまま力によつて封鎖が解除されようとも、それは紛争の根底よりの解決にいささかも資する所なく、かえつて今後ますます無用な破壊と精神的荒廃を生み出すことは、数々の先例によつても明瞭なことであります。

それ故、大学はこのような状況の下にあつて、なお失われた「理性の府」を取戻すことを志すべきであります。私達署名者一同は、学長自ら「大学紛争」がこれまで提起して来た諸問題を積極的に受け止められ、いかなる少数派とも理性的討論を拒まぬ姿勢を明確にされるよう強く要望し、あわせて当面つぎの具体策を提案いたします。

㈠　封鎖に参加せる、あるいはこれを支持する諸集団からの公開質問状に対しては、その諸項目に逐一正面から回答し、さらにその回答をめぐつて彼等の代表との討論に応ずること。

㈡　彼等との理性的な討論集会を開催するため、大学側からその予備折衝を呼びかけ、その際に必要な諸条件をみずから呈示すること。但し封鎖そのものは討論の中ではじめてこれを扱うこと。

私達一同もこのような討論の場が一日も早くつくり出されるために、心から協力を惜しまぬ所存です。

昭和四十四年九月四日

北海道大学学長　堀内寿郎殿

全学教官有志

五―一〇九　「学長への要請」に対するお答え

一九六九年九月二十五日

『広報』十一（一九六九年十月九日）

「学長への要請」に対するお答え

四月十日の入学式実力阻止に始まる北大紛争が、その後激しさを加え、いまだに解決のきざしを見せておりませぬことは、甚だ憂慮にたえぬところであり、学長としての責任を痛感している次第であります。しかしながら、御指摘にもありますように、このような「大学紛争」は全国的な背景をもち、その原因には根深いものがありますので、その解決が一朝一夕の業でないことは、これまた全国の例に徴して明らかなところであります。

御要請によれば、大学が失われた「理性の府」を取戻すために、学長みずから「大学紛争」がこれまで提起してきた諸問題を積極的に受け止め、いかなる少数派とも理性的討論を拒まぬ姿勢を明確にすべきである、とのことでありますが、私も、もとよりその御趣旨に異存がある訳ではありません。従いまして、封鎖中の学生が、一

日も早くその非理性的行動を取り止め、学内における理性的な討論の場に参加することを、心から願つているものであります。

唯、現在のように、封鎖、破壊などの暴力的行動により、徒らに大学当局を敵視し、追究する構えを捨てず、そのような行動を通じてのみ、自己の主張の貫徹を図ろうとする態度を続ける限り、理性的討論は、現実には望み難いものと考えております。もつとも、公開質問状のような形で、その根拠を明らかにした、具体的な問題の提起が為されますならば、それがいかなる方面からのものであれ、答えるのに吝かではありません。（ただし、いつ目に触れるかも判らない立看一枚出しただけで、必らず答えよといわれても困ります。）なお、貴要請文に繰返し指摘されている「『大学紛争』がこれ迄に提起した諸問題」ということについて、発起人あるいは署名者各位は、それをどのようなものとお考えなのでしようか。それが大学の改革に連る問題である限り、もとよりわれわれの真摯に受止めなければならぬことでありますが、また、そうであるならば、それはひろく全学的な討論の場においてこそ論じらるべき問題ではないでしようか。

私は、「理性的な討論集会」がそういう形で設定されることを、強く望んでいる次第であります。

昭和四十四年九月二十五日

北海道大学長　堀内寿郎

殿

五―一一〇　封鎖中の学生に対する退去勧告

一九六九年十一月四日

『広報』十四（一九六九年十一月四日）

学内の諸建物を封鎖中の学生に告げる。

諸君の行為が不法であり絶対に容認できないものであることは、既に本学の告示において度々明らかにしたところであるが、最近の行動は著しく過激となり、学の内外において、様々な危険状態を現出するに至つている。

諸君の考えがいかなるものであるにせよ、それは言論によつて主張すべきもので、このような行為が決して許されないものであることをみずから反省し、自発的に、封鎖中の建物から退去することを、ここに強く勧告する。

昭和四十四年十一月四日

北海道大学長

堀内寿郎

五―一一一　機動隊導入について

一九六九年十一月七日

「評議会議事録」（〇〇二八―三七）

臨時評議会議事録

日時、昭和四十四年十一月七日（金）　午後零時十五分　開会　午後零時四十五分閉会

場所、薬学部

［中略］

議事

一、機動隊導入について

学長から機動隊導入については生命の危険がある場合と市民に重大な迷惑を及ぼす場合を原則としているが封鎖解除された文科系四学部が水道を止められ、火炎びんを投げ込まれて火災が起ると建物の構造上、中にいる人が危険にさらされる。また十一月八日から十一月十三日にかけて封鎖建物を拠点として学生が市民に再び迷惑をかける事態が生ずる怖れがあるので原則に従って機動隊導入に踏み切らざるを得ない事態に来ている。

了承が得られれば本日午後二時以前に道警当局に会い、

機動隊出動を要請したい。機動隊導入に決まれば、それに対応する体制を作らねばならないが別紙のような案についてもあわせて審議願いたいとの付議があった。審議の結果、機動隊の出動を要請すること、および機動隊導入に当っての学内体制案は議決された。

なお、機動隊導入に当っての学内体制に必要な人数、機動隊導入に関する学内教職員・学生あての告示文等具体案については顧問団が法学部教官の協力を得て検討し部局長連絡会議で決定することとなった。

今村評議員から、学長あてに顧問団辞任の申し出をしてあるのでこの場で報告願いたいとの発言があり、学長から、現在の異常事態の難局をのり切るために再考願いたいとの要請があったが、同評議員から固辞がありその結果今村評議員の顧問団退任についてはこの事態が一応治まるまで発表しないとの事でこれが了承された。

以上

［別紙略］

五―一一二　教職員・学生諸君へ

一九六九年十一月七日

『広報』十五（一九六九年十一月十三日）

教職員・学生諸君へ

一部学生の封鎖建物を拠点とする破壊行為は、学内における研究、教育活動を危機に陥れているばかりでなく、学外の市民に対しても危害を及ぼし、大学の社会的責任をきびしく問われるに至つた。

大学としては、四月以来忍耐づよく反省を求め、また、十一月四日には自主退去を勧告したのである。封鎖中の学生はますます反撥し、ここ数日のあいだに重大な事態が予想されるに至つた。

このような緊迫した状況にあつては、警察力を導入して、破壊行為の拠点を排除する以外に不幸を防止する方法が見出せない。大学は人命に損傷の怖れあるばあいと、市民に重大な危害を及ぼすばあいに機動隊を導入することを原則としてきたが、いまやそれを適用するの止むなきに至つたことは、まことに遺憾至極である。諸君は機

動隊の導入を冷静にうけとめ、無用な混乱を起こさないように努めて欲しい。

しかし、建物の封鎖は解除されても、大学の再建には全学の協力を得なければならない。大学としては、教養一年の授業再開など教育研究の回復や事務機能の確保に努めるとともに、この事態の因つてきたるところを深く反省し、今後改革に全力をつくさなければならない。全教職員・学生と共に、真に国民に奉仕する大学の建設に邁進したい。

昭和四十四年十一月七日

北海道大学長　堀内寿郎

五―一一三　学内における禁止事項に関する公示

一九六九年十一月十日

『広報』十五（一九六九年十一月十三日）

本学構内においてつぎの行為を禁止する。

一、暴行ならびに傷害を惹起するおそれのある一切の暴力行為

二、不法に身体の自由を拘束し、もしくは監禁する行為

三、建物の不法な占拠ならびに建物および器物の損壊

四、角材、鉄パイプ、火炎ビン、投石用の石等を携帯して行なう集会ならびに示威行進

五、附属病院の内外において患者に不安を覚えさせる行為

昭和四十四年十一月十日

北海道大学

五―一一四　農学部第二農場内の旧建物一群が重要文化財に指定される

一九六九年十一月

『北大時報』第一八六～一八八号

▼農学部第二農場内の旧建物一群が重要文化財に指定される。

第二農場にある模範家畜房など九棟の建物（別記）が去る八月十九日国の重要文化財に指定された。これら建物一群は、本学の前身である札幌農学校時代の建物と東北帝国大学農科大学時代の建物で、現在地には東北帝国大学農科大学時代に移築（明治四十二年～明治四十五年）されたものである。これら建物は当時の酪農形態の模範例として、また数少ない明治洋風の農場建築の遺構として、さらにその景観は札幌農学校以来の伝統を伝えるものとして文化史上高く評価され保存されることになったのである。

なお、重要文化財の中心となる家畜房は、クラーク博士がマサチュー［ママ］・セッツ農科大学の家畜房に範をとったもので、博士が札幌農学校を去った年（明治十年三月）の秋に農学校教官であったW・W[h]eeler の設計指導により、旧体育館付近に建てられ、明治四十三年に当時の予科校舎等施設の拡充に伴って現在地に移築されたものである。年代的にわが国には珍らしい大農式農業建築の明治洋風建物としてその稀少価値ばかりでなく建築技術史上の重要文化財保護建物として高く評価されている。

［別記略］

五―一一五　学内秩序維持に関する告示

一九六九年十二月二十三日

『広報』十八（一九六九年十二月二十四日）

大学の自治は、大学における研究教育の自由を確保するために存するのであり、それ故大学への権力の介入を極力避けねばならないのである。大学当局がこれまで封鎖解除のために機動隊を導入しないとの方針をとつてきたのも、この趣旨に基づくものであつて、できるだけ理性的な解決をはかろうとしたからにほかならない。

しかしながら、大学といえども治外法権の場ではないのであつて、大学自治の名のもとに暴力行為や不法行為は許されるべきではない。大学当局が十一月十日公示した「学内における五項目の禁止事項」は、一般社会では改めて指摘するまでもない自明の事柄に属する。それにも拘らず、大学としては、教育的配慮から学生自身の反省を促す努力を続けてきたのである。

しかるに、いまなお学内における建物の不法な占拠や角材、鉄パイプ等による武装闘争が行なわれているのは遺憾至極である。このような行為は大学の自治を根底から脅かすものであつて、これをこのまま放置することは、大学における研究教育に重大な支障を与えるばかりでなく、ひいては大学の社会的責任を問われることになる。大学としては学内の秩序を維持し、研究教育の正常化をはかるために有効適切な措置をとらざるをえない。全学の教職員学生諸君の理解と協力を切に希望する。

昭和四十四年十二月二十三日

北海道大学長

学の機能回復と使命達成につとめることがこの際もつとも重要である。新春早々における教職員諸氏の援助を深謝するとともに、今後も一層の支援を要望したい。学生諸君も大学の態度を理解し、これに協力されんことを心から望む。

昭和四十五年一月五日

北海道大学長

五―一一六　教養部への全学支持を要望する告示

一九七〇年一月五日

『広報』十九（一九七〇年一月八日）

大学は一月四日、警察力の援護のもとに、教養部本館および体育教官研究棟の封鎖を教官の手によつて解除した。封鎖中の学生は、旧臘いらい教養部当局ならびに大学当局の再三の勧告を聞き入れず、とくに三日の五百名にも上る全学教官職員の退去勧告に投石放水等をもつて応えたのははなはだ遺憾であつた。

十二月二十三日学長告示に明らかにされているように、大学として一部学生による建物の占拠、武装闘争等を放置することはできないのである。大学は四日以降も暫時の間警察官の駐留を要請したが、それはかかる行為の再発を防止し、研究教育活動の正常化を促進するためにほかならない。

すでに教養部では、五日から授業を全面的に開始しており、また入学試験を実施する万全の準備を整えている。この教養部の努力を全学的に支援することによつて、大

五―一一七　附属図書館教養分館開館

一九七〇年二月

『北大時報』第一八九～一九一号

なお、今後は本館との協力のもとに大学図書館としての機能を充分発揮し、全学の教職員、学生の利用に供したいと考えている。

（附属図書館）

▼附属図書館教養分館開館

昨年四月一日付けをもって設置された教養分館の新営建物が十一月十四日に竣工、十二月十五日から開館した。

従前、教養部学生は学習参考書等の閲覧を全面的に本館に依存していたが、教養部が現在地に移転してから学生が日常的に本館を利用することが困難となり、とりあえず教養部建物の一部を割いて閲覧室等を設け利用に供していたが、すべての面で限界に達したため、全学の協力を得て学習図書館の設置を文部省に要望、このほど教養分館の設置が認められたものである。

教養分館の新営建物は鉄筋三階建、総面積二、四〇六平方米で、開架、一般、教官等の閲覧室と約六〇〇の閲覧座席を有している。また、蔵書は旧教養部図書室で利用していた学習参考書を中心に約七二、〇〇〇冊を備えつけている。

五―一一八　北海道大学理学部附属動物染色体研究施設規程（案）について

一九七〇年三月十八日
「評議会議事録」（〇〇二九―一一）

評議会議事録

日時　昭和四十五年三月十八日（水）

［中略］

一、北海道大学理学部附属動物染色体研究施設規程（案）について

学長から、本規程案が提案され、野口評議員から制定の趣旨について説明があり、審議した結果、全評議員異議なく別紙原案どおり議決された。ついで、同規程の施行日について諮られ、昭和四十五年三月十八日から施行することが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学理学部附属動物染色体研究施設規程を次のように定める。

昭和四十五年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学理学部附属動物染色体研究施設規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立大学設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び同法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学理学部附属動物染色体研究施設（以下「研究施設」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　研究施設は、動物染色体に関する基礎的総合研究を行ない、あわせてそれらの教育を行なうことを目的とする。

（部門）

第三条　研究施設に、次に掲げる研究部門を置く。

基礎染色体

（職員）

第四条　研究施設に次に掲げる職員を置く。

一、教授
二、助教授
三、助手
四、事務職員
五、技術職員

（施設長）

第五条　研究施設に施設長を置く。

2　施設長は、北海道大学理学部教授又は助教授をもつて充てる。

3　施設長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の監督の下に、研究施設の業務を掌理する。

（委任）

第六条　この規程の定めるもののほか、研究施設の組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が定める。

附則

この規程は、昭和四十五年　月　日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

制定理由　［略］

五―一一九　北大スポーツトレーニングセンター

一九七〇年三月二十五日
『えるむ』第三号

北大スポーツトレーニングセンター

かねて設置の決定していた北海道大学スポーツ・トレーニング・センターが、関係者のご協力により昨年の十二月十五日に予定どうり竣工し、来る三月初旬に開所の運びとなった。

この建物は、昭和四十七年に札幌で開催される第十一回札幌オリんピック［ママ］冬季大会の候補選手の強化トレーニング場、およびオリンピック大会終了後は本学学生はもとより、道民の体育活動の場としても利用させることを目的として建てられたものである。

本学構内総合運動場の硬式野球場と軟式野球場との間に建てられたこのトレーニングセンターは、鉄筋コンクリート造りで、トレーニング場一階建（七〇〇㎡）、宿泊管理棟二階建（延べ約六二〇㎡）の規模を有し、一日に六十名の宿泊者を収容できる宿泊設備があり、食堂、

厨房、浴室、シャワー室などが附属する極めて恵まれた合宿場である。

またトレーニング場には、まだわが国では珍らしい〝タータンランニング・コース（延長約一〇〇m）〟があり、「持久能力を測定するトレッドミル」、「運動神経、敏捷性を測定する動歪計」、「エネルギー代謝を測定するメデカルアナライザー」、など、その他各種の診断・測定機器があり、「十数種の機をもつテンセパレートマシン」、「トランポリン」、「パーレルローラー」など、その他各種のトレーニング用機器が備えられている。これらの設備を使用しながら、スポーツトレーナーの指導のもとに科学的、合理的、かつ効果的なトレーニングが可能であろう。

なおこのスポーツ・トレーニング・センターの使用については、冬季オリンピック大会終了時までは本学管理のもとに、北海道体育協会が主体となり候補選手の強化に当るため使用するものであるが円滑な運営を図るため、運営委員会を設置すべく、北海道および地元関係機関と協議の段階であり、冬季オリンピック大会終了後は、本学の施設として使用される。

五―一二〇

北海道大学大型計算機センター規程

一九七〇年四月十七日施行
『北大時報』第一九四号（一九七〇年五月）

北海道大学大型計算機センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）に基づき、北海道大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（目的）

第二条　センターは、大型計算機を全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

（センター長）

第三条　センターに、センター長を置く。

2　センター長は、北海道大学の教授をもって充てる。

3　センター長は、センターの所務をつかさどる。

4　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任さ

れることができる。
（その他の職員）
第四条　センターに、次の職員を置くことができる。
一　教授
二　助教授
三　講師
四　助手
五　事務職員
六　技術職員
七　教務職員
（運営委員会）
第五条　センターに、北海道大学大型計算機センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については別に定める。
（研究開発部）
第六条　センターに、センターの業務遂行上必要な研究開発並びに利用に伴う基礎及び応用研究を行なうため、研究開発部を置く。
2　前項の研究開発部に部長を置き、北海道大学の教授又は助教授をもって充てる。
3　部長は、センター長の命を受け研究開発部の業務をつかさどる。
（共同利用部）
第七条　センターに、共同利用業務に伴う諸問題の調査研究、広報に関すること及び利用者教育を行なうため、共同利用部を置く。
2　前項の共同利用部に部長を置き、北海道大学の教授又は助教授をもって充てる。
3　部長は、センター長の命を受け共同利用部の業務をつかさどる。
（事務組織等）
第八条　センターの事務組織等については、別に定めるところによる。
（雑則）
第九条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。
附則
この規程は、昭和四十五年四月十七日から施行する。

五―一二二

学部長選挙について

一九七〇年五月二十九日、三十日
薬学部「協議会議事録　昭和四十五年」

臨時協議会議事録

一、日時
昭和四十五年　五月二十九日（金）午後〇時四十三分開会～一時五十八分休会
五月三十日（土）午前十一時〇七分再会～午後一時〇五分閉会

［中略］

議事一．学部長選挙について

このことについて、学部長から説明があり、続いて院生との話合いの結果について、大石助教授から、この案について、院生としてはもともと不満ではあるが、あくまでこれは、暫定的なもので、今回の学部長選挙に限定して、今後前向きに十分検討するという起草委員との確認書を交すことで、これを認めた旨報告があって、種々慎重審議した結果、別紙のとおりとすることを了承した。

なお、確認事項として、

㈠投票日を六月八日（月）とする。場所は薬学部会議室とする。

㈡「申し合わせ事項」第十項中「実質的に常勤と認められる職員」とは、いわゆる常勤的非常勤職員並びに一週間の正規の勤務時間が三十三時間以上の勤務状況にある者をいう。

㈢「申し合わせ事項」第二項による選挙管理委員会の委員を選出する場合の各層には、それぞれ実質的に常勤と認められる職員も含む。

［後略］

［別紙一］

北海道大学薬学部長候補者選考内規　［略］

［別紙二］

選挙の管理と院生の投票等に関する申し合せ事項

一、学部長候補者の選挙（以下「選挙」という。）は、北海道大学薬学部長候補者選考内規（以下「内規」という。）によるほか、この申し合せ事項による。

二、学部長は、教授会の決定に基づき学部長候補者選考資格者（以下「選考資格者」という。）のうち教授、

助教授又は講師、助手、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員又は労務職員から各一名互選された計七名の者による学部長候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置き選挙に関する事務並びに選挙の管理を委任する。ただし、第一次選挙において選挙管理委員が候補者になつた場合には委員を辞退するものとし、その際学部長はあらたに委員を委嘱することができる。

三、選挙管理委員会は、互選により選挙管理委員長を選出する。

四、選挙管理委員会は、選考資格者に対し、選挙実施要項を作成してこれを配付しなければならない。

五、選挙管理委員会は、投票用紙を選挙当日、投票所において選考資格者に交付しなければならない。

六、選挙は、原則として同日に行う。

七、候補者の氏名が明らかでない投票は無効とする。ただし特定の候補者を指示したことが明らかなときは、この限りでない。

八、選挙管理委員長は投票が成立したことを確認し、選挙管理委員立合いのうえで投票箱を開き、投票者数と投票数を照合した後、開票しなければならない。

九、選挙管理委員長は、選挙の結果を即時公示すると共に当選した者を教授会に報告しなければならない。

十、内規第五条に定める「その他の職員」には、実質的に常勤と認められる職員で、本学部在職一年以上のものを含む。

十一、内規第八条の候補者又は当選者が特別の理由により、止むを得ず辞退するときは、選挙管理委員会に辞退届を提出し、承認を得なければならない。

十二、前項による辞退が承認された場合には、内規第六条、第七条および第八条による再選挙を行う。

十三、内規第九条における「院生の意向を尊重」する方法を次の如く定める。

イ、本学大学院薬学研究科に在籍する院生により投票を行う。

ロ、投票は、内規第八条による当選者と院生との話合いの後行うものとする。ただし止むを得ぬ事情の場合には、話合いについては、この限りでない。

ハ、投票は、当選者に対する信任、不信任で表わし、不信任票が在籍者数（ただし届出による長期不在者

を除く。）の半数を超えた場合には、内規第六、七、八条により職員での再選挙を行なう。

ニ、再選挙の結果、同一人が当選者となった場合は、これを最終当選者とする。

十四、申し合わせ事項十三による当選者と院生の話合いおよび投票は院生より選ばれた若干名により構成した委員会の管理により行うものとする。

十五、内規第九条および申し合わせ事項十三、十四の改正は、院生の同意を得なければならない。

五―一二三

理学部附属襟裳岬地殻変動観測所規程（案）について

広報委員会にかかる評議会申し合せ（案）について

一九七〇年七月十五日

「評議会議事録」（〇〇二九―一九）

評議会議事録

日時　昭和四十五年七月十五日（水）　午後二時十一分開会　午後四時十一分閉会

［中略］

五、理学部附属襟裳岬地殻変動観測所規程（案）について

本規程案が学長から提案され、野口評議員から制定の趣旨について説明のあったのち審議した結果、全評議員異議なく別紙原案どおり議決された。

ついで、同規程の施行日について諮られ、昭和四十五年七月十五日から施行することが了承された。

［中略］

4．広報委員会にかかる評議会申し合せ（案）について

本件について学長から提案され、酒井評議員から説明のあったのち審議した結果、別紙原案どおり議決され

た。
なお、酒井評議員から広報委員長の任期がすでに到来していることから、後任についても今後の評議会において検討願いたい旨の発言があった。
［後略］

［別紙一］
海大達第　号
北海道大学理学部附属襟裳岬地殻変動観測所規程を次のように定める。
昭和四十五年　月　日
北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学理学部附属襟裳岬地殻変動観測所規程（案）
（趣旨）
第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学理学部附属襟裳岬地殻変動観測所（以下「観測所」という。）の組織及び運営について定めるものとする。
（目的）
第二条　観測所は、地殻変動及びそれに関連のある現象を観測し、並びに地殻変動に関する学理及びその応用を研究及び教育することを目的とする。
（職員）
第三条　観測所に次に掲げる職員を置く。
助手
技術職員
（所長）
第四条　観測所に所長を置き、北海道大学理学部の教授又は助教授をもつてこれに充てる。
2、所長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の監督の下に、観測所の業務を掌理する。
（委任）
第五条　この規程に定めるもののほか、観測所の組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が別に定める。
附則
この規程は、昭和四十五年　月　日から施行し、昭和四十五年四月十七日から適用する。

制定理由　［略］

［別紙二］

北海道大学広報委員会に関する申合せ（案）

昭和四十五年　月　日評議会申合せ

〈設置〉

一　北海道大学に北海道大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〈任務〉

二　委員会は、北海道大学における適確な諸情報を伝達することを目的とする広報活動を行なうため、「広報」の編集及び発行に関することをその任務とする。

〈組織〉

三　委員会は、次の各号に掲げる者をもって充てる委員十名以内で組織する。

㈠　評議会の推せんする評議員一名又は二名

㈡　部局長の推せんする教授、助教授又は専任の講師若干名

2　委員会の委員は、学長が委嘱する。

〈委員長及び副委員長〉

四　委員会に委員長を置き、三の1の㈠の委員をもってこれに充てる。

2　委員長は、委員会の会務を掌理する。

3　委員会には、必要に応じて副委員長を置くことができる。

〈任期〉

五　委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

〈庶務〉

六　委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

〈雑則〉

七　この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この申合せは、昭和四十五年　月　日から実施する。ただし、この申合せ実施の際、現に昭和四十四年五月二十七日に発足している広報委員会は、この申合せにより設置されたものとみなす。

申合せ理由

昭和四十四年五月二十七日に発足した広報委員会について、制度的明確化を図るため所要の申合せを行なおうとするものである。

五―一二三

北海道大学歯学部附属病院の開設承認について

一九七〇年十一月四日起案

「歯学部附属病院開設承認関係綴」（企画課／二〇一九／〇二七）

文書発送番号：第3804号
決裁：昭和45年11月12日　起案：昭和45年11月4日
受信者　文部大臣　　発信者　学長
件名　北海道大学歯学部附属病院の開設承認について

［中略］

このことについて、医療法第7条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、別紙により厚生大臣の承認を得たく、よろしくお取り計らい願います。

［別紙］

1. 開設者の名称及び所在地
　国（文部大臣　坂田道太）
　東京都千代田区霞ヶ関3の2の2
2. 名称
　北海道大学歯学部附属病院
3. 所在地
　北海道札幌市北13条西6丁目
　（この病院は、昭和42年8月1日北海道札幌市北12条西5丁目に開設し現在に至っているが、このたび上記の場所に移転するものである。）
4. 診療科目
　歯科
5. 開設の目的及び維持の方法
　(1)開設目的
　　歯学に関する教育研究並びに学生の臨床実習のため
　(2)維持方法
　　国費（文部省所管国立学校特別会計）
6. 従業員の定員

医師	
歯科医師	58
薬剤師	2
准看護婦（士）	
看護婦（士）	32

その他の従業者	栄養士	1
	診療エックス線技師	2
	衛生検査技師	1
	歯科衛生士	1
	歯科技工士	3
	事務員	21
	その他	9
計		130

7. 敷地の面積及び平面図

(1)敷地の面積　12,600㎡

(2)平面図　別図(1)のとおり

8. 敷地周囲の見取図

別図(2)のとおり

9. 建物の構造概要及び平面図

(1)構造概要

(ア) 建築面積　2,820[127]㎡

(イ) 建築延面積　6,366[659]㎡

(ウ) 構造

建物区分	階数別	配置室名	主要構造	備考
歯学部附属病院本館	1階	外来患者受付事務室	鉄骨造	
		宿直室	鉄骨造および鉄筋コンクリート造	
		〃	〃	
		調剤室	鉄骨造	
		診察室	〃	
		レントゲン室	〃	
		その他	鉄骨造および鉄筋コンクリート造	
	2階	診察室	鉄骨造	
		医員技工室	〃	
		技工士技工室	〃	
		技工士室	〃	
		処置室	〃	
		手術室	〃	
		中央検査室	〃	
		サプライセンター	〃	
		病室	鉄筋コンクリート造	
	3階	機械室	鉄骨造および鉄筋コンクリート造	
		その他	鉄骨造	

⑵平面図

別図⑶のとおり

10. 法第21条第1項第2号から第13号までに掲げる施設、規則第21条に掲げる施設及び歯科技工室の有無並びにそれらの構造設備の「概要」

施設別	有無	構造設備
歯科診察室	有	
歯科処置室	有	
手術室	有	手術室、外来手術室、手術準備室（兼麻酔検査室）、外来手術準備室
臨床検査施設	有	中央検査室
エックス線装置	有	用途 歯科診断用 台数7台 用途 一般診断用 台数4台
調剤所	有	冷暗所 有（電気冷蔵庫）
消毒施設	有	高圧滅菌器、繃帯材料滅菌器、ガス滅菌器 全自動超音波洗滌装置
給食施設	有	
給水施設	有	さく井（井水） 水道（市水）
暖房施設	有	暖房方法 空気調和設備および蒸気直接暖房
洗たく施設	有	洗たく機、脱水機、乾燥機、プレス機、糊煮機等
汚物処理施設	有	
歯科技工室	有	

11. 病床数

⑴病室別病床数

病棟区分	病室区分	病床種別	病床数
歯学部附属病院本館2階	2人室×4	一般	8床
	3人室×3	〃	9〃
	6人室×2	〃	12〃
	11人室×1	〃	11〃
計	10室		40床

⑵病床種別病床数

一般 40床

12. 開設予定年月日

昭和45年12月14日

13. 添付図面

(1)北海道大学歯学部附属病院配置図
(2)北海道大学歯学部附属病院敷地周囲の見取図
(3)北海道大学歯学部附属病院平面図（設計図）
［図面省略］

［注記］　原文横書き。

五―一二四　受託研究取扱規程（案）について

一九七一年一月十八日
「評議会議事録」（〇〇三一―〇一）

評議会議事録

日時　昭和四十六年一月十八日（日）　午後二時七分開会　午後七時三十一分閉会

［中略］

二．受託研究取扱規程（案）について

本件について、学長から提案され、事務局から制定の趣旨について説明があった。

これに対し、第九条完了手続きの条文は、もっと明確にする必要があろうとの意見があったが、実務上の指導において、これを補うということで了承され、別紙原案どおり、これが議決された。

ついで、本規程の施行日について諮られ、昭和四十六年一月十八日から施行することが議決された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学受託研究取扱規程を次のように定める。

昭和　年　月　日

北海道大学長　堀内寿郎

北海道大学受託研究取扱規程（案）

（趣旨）

第一条　北海道大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2　受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行なうものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　受託研究　本学が本学以外の国の機関、公共団体及びその他の者から特定の事項について、委託を受けて行なう研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

二　学部等　各学部、各附置研究所及び大型計算機センターをいう。

三　受入れ決定者　受託研究の受入れを決定する者で、学長又は学部等の長をいう。

（受入れの条件）

第三条　受託研究を受入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一　受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

二　受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。

三　やむをえない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。

四　受託研究に要する経費は、委託者が当該受託研究の開始前に納付すること。

五　受託研究の結果、工業所有権等の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。

2　受入れ決定者は、委託者が国の機関若しくは公社、

公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、前項第二号及び第四号の条件を付さないことができる。

（受入れの決定）

第四条　受託研究の受入れは、次の各号に掲げる場合にあつては学長が、その他の場合にあつては、当該受託研究を行なう学部等の長が、これを決定する。

一　受託研究の申込者が、国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人である場合

二　当該受託研究が、二学部等以上にわたつて行なわれる場合

2　学長は、前項第一号の決定にあたつては、あらかじめ文部大臣に協議するものとする。

（申込書）

第五条　受入れ決定者は、受託研究の申込みをする者に、次の各号に掲げる事項を記載した受託研究申込書を提出させるものとする。

一　委託者名

二　研究題目

三　研究目的及び内容

四　研究期間

五　希望する研究担当者の氏名

六　委託料

七　その他

（受入れ決定等の通知及び契約）

第六条　受入れ決定者は、受託研究の受入れを決定したときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。

2　契約担当官は、前項の通知を受けたときは、すみやかに契約を締結しなければならない。

3　契約担当官は、契約を締結したときは、受入れ決定者にその旨を通知するものとする。

（契約事務等の手続）

第七条　前条の事務手続きは、第一号書式による受託研究契約締結伺をもつて、これを行なうものとする。

（中止又は期間の延長）

第八条　研究担当者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに受入れ決定者に報告し、その指示を受けるものとする。

2　受入れ決定者は、受託研究を中止し、又はその期間

を延長することを必要と認めたときは、契約担当官にその旨を通知するものとする。ただし、その期間を延長しようとするもののうち歳出予算の繰越し、又は繰越明許費にかかる翌年度にわたる債務負担の手続きを必要とするものについては、当該手続きが完了した後に、これを行なわなければならない。

3　契約担当官は、前項に定める当該受託研究を中止し、又はこれを延長するときは、あらかじめ委託者と協議するものとする。

（完了手続）

第九条　研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受入れ決定者にその旨を報告するものとする。

2　前項の報告を受けた受入れ決定者は、収支精算書を添付して契約担当官にその旨を通知するものとする。

第十条　委託者に対する受託研究の完了の報告については、次の各号に定めるところによる。

一　研究の経過及び結果については、研究担当者が行なうこと。

二　完了届及び収支精算書については、契約担当官が行なうこと。

（受付簿）

第十一条　受入れ決定者は、第二号書式による受託研究受付簿を備えるものとする。

（報告）

第十二条　受入れ決定者は、毎会計年度終了後一ヵ月以内に当該年度の受託研究に関し、受託研究受付簿に記載した事項について、学長に報告するものとする。

（事務）

第十三条　受託研究の受入れに関する事務の総括は、事務局庶務部庶務課が、会計に関する事務の総括は、事務局経理部主計課がこれを処理する。

（雑則）

第十四条　この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

1　この規程は、昭和　年　月　日から施行する。

2　この規程の施行の際、現に行なわれている受託研究については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

［別紙様式、制定理由　略］

五―一二五　研究調査船うしお丸について

一九七一年十一月五日
『北海道大学水産学部広報』九号

3．研究調査船うしお丸について

うしお丸は本年3月末日本鋼管株式会社で竣工、ただちに函館港に回航されたが、乗組員の定員が2名（船長、機関長）しか認められなかったために、その時点では運航は全く不可能であった。

うしを丸[ママ]運営委員会はこの問題について、たび重なる協議の結果、おしよろ丸から1名の定員を借用、更に3名の臨時職員を採用し計6名で、8月25日から運航を開始、10月末現在までに延べ38日の運航を行なった。

主な運航は陸奥湾の海況調査、青森、八戸沿岸のくろしお号による海底観察、臼尻沖合における新設ウインチ、およびトロール網性能試験等であった。

うしお丸運営委員会委員長

［注記］　原文横書き。

五―一二六　旧有島武郎私邸　有島寮が院生寮に

一九七一年十二月一日
『えるむ』第八号

旧有島武郎私邸　有島寮が院生寮に

有島寮は、本年四月、大学院学生寮として誕生した。

この寮は、故有島武郎氏私邸（札幌市北十二条西三丁目）であったものを、三井武光氏が買上げ、昭和三十五年五月に財団法人北海道大学住宅建設協会に寄贈された。

同年十一月、現在の北二十八条東三丁目に移築し、これを本学独身職員寄宿舎として使用、当時から〝いわゆる〟有島寮の名称で今日に至っている。

有島寮は、ルネッサンス風の建物で、木造二階建二九八・五五㎡で、部屋数は大小あわせて十室あり、「邸」と名がつくだけあって大きな部屋は十四・五畳、十三畳、十二畳、十一畳とあり、各々部屋には「照光」「松嶺」「遠友」「共生」「小灯」「残照」「泉」「白樺」「星座」「フランセス」の室名があり、そのいわれが記され、由緒ある建物であることを物語っている。

五―一二七

学生居住状況調査

評議会議事録

日時　昭和四十七年三月十五日（水）　午後二時十二分開会　午後六時八分閉会

［後略］

一九七二年三月十五日「評議会議事録」（〇〇三五―〇四）

［別紙一］

学寮実態調査

北海道大学　昭和47年3月1日現在

従業員				
⑩ 定員内 職員	⑪ フリー タイマー	⑫ パート タイマー	⑬ 寮生雇	⑭ 計
暖房員3人 栄養士1人 炊事人2人	暖房員3人 炊事人2人	事務員1人 (4)炊事人 2人(6)	炊事人3人 掃除人1人	15人
小使1人	炊事人1人	炊事人1人 (16)	炊事人1人	4人
炊事人1人				1人
炊事人1人				1人
炊事人1人		掃除人1人 (2)		2人
炊事人1人		掃除人1人 (4)		2人
炊事人1人				1人
栄養士1人 炊事人1人 暖房員3人 小使・掃除2人	事務員1人	炊事人1人 (6)	炊事人3人	12人
	炊事人1人			1人
	管理人1人			1人
19人	6人	7人	8人	40人

区分／寮名	①収容定員	建物			居室		寮生負担額(月額)		
		②建築年度	③建築構造	④経過年数	⑤居室数・内訳	⑥一人当り面積	⑦食費	⑧寮費	⑨計
恵迪寮	318人(178)	昭和6年	木造2階	40年	63室 4人室3 5人室57 7人室3	7.1㎡	3食 5,250円	1,600円	6,850円
北学寮	78人(70)	〃8年	〃	38年	41室 1人室4 2人室37	6.6㎡	3食 4,800円	1,055円	5,855円
進修学寮	28人(27)	〃9年	〃	37年	14室 2人室14	8㎡	3食 6,300円	1,100円	7,400円
桑園学寮	37人(36)	明治40年	木造平屋	64年	18室 2人室17 3人室1	8.2㎡	2食 4,500円	800円	5,300円
月寒学寮	22人(18)	昭和18年	木造平屋一部煉瓦2階	28年	9室 1人室2 2人室4 3人室1 4人室1 5人室1	7.6㎡	2食 4,500円	305円	4,805円
楡影寮	48人(35)	〃30年	モルタル一部2階	16年	17室 1人室1 2人室2 3人室13 4人室1	7.4㎡	3食 6,600円	1,500円	8,100円
女子寮	23人(18)	〃8年	木造2階	38年	11室 1人室2 2人室6 3人室3	6.1㎡	2食 3,600円	760円	4,360円
北晨寮	230人(189)	〃40年	鉄筋4階	6年	115室 1人室115	5.8㎡	2食 3,150円	1,200円	4,350円
啓徳寮	30人(19)	〃4年	木造2階	42年	12室	5.1㎡	2食 3,600円	1,200円	4,800円
有島寮	13人(13)	年	〃	年	8室 1人室3 2人室5	8.1㎡	寮生自炊	500円	500円
計	827人(603)					平均6.7㎡			

註;①の( )内は収容現員を示す。
⑥の1人当り面積は居室合計面積に対する収容定員の比率を示す。
⑦の食数は1日の給食数を示し、金額は1日分の食事を30倍し、月額を算出した。但し、桑園学寮は月額で定められている。また、北晨寮は日・祝日の昼食も提供するがその食費は含まれていない。
⑫の( )内は勤務時間数を示す。

［別紙二］

公・私設寮状況一覧　　北海道大学厚生課調

昭和46年10月現在

区分 / 寮名	①収容定員	建物			居室		寮生負担額(月額)			備考
		②設立・改築年	③建築構造	④経過年数	⑤居室数	⑥1人当り面積	⑦食費	⑧寮費	⑨計	
秋田北盟寮	47人	昭和44年	モルタル	2年	23室	5.8㎡	2食4,275円	2,325円	6,600円	大正12年設立
巌鷲寮	26人	〃 44年	鉄筋	2年	18室	9.9㎡	2食5,000円	3,300円	8,300円	
旭川寮	29人	〃 31年	木造・モルタル	15年	17室	5.6㎡	2食5,100円	2,000円	7,100円	
福島学寮	20人	〃 7年	木造	39年	10室	5㎡	2食4,500円	1,750円	6,250円	
仙台学寮	30人	〃 40年	鉄筋	6年	16室	6.6㎡	2食4,400円	3,600円	8,000円	
北海尚志舎	12人	〃 35年	木造	11年	7室	5㎡	2食6,000円	3,300円	9,300円	
興譲館	17人	〃 42年	〃	4年	9室	6.6㎡	2食4,000円	3,500円	7,500円	昭和5年設立
聖マーガレット館	12人	〃 30年	〃	16年	6室	5㎡	2食5,000円	5,000円	10,000円	女子学生
聖ミカエル青年寮	10人	〃 30年	モルタル	16年	7室	5㎡	2食4,000円	3,000円	7,000円	
汝羊寮	18人	〃 46年	鉄筋	0年	18室	6.6㎡	2食5,000円	6,000円	11,000円	
郵政弘済会学生寮	22人	〃 37年	モルタル	9年	11室	6.6㎡	2食5,000円	3,000円	8,000円	昭和45年改築
鉄道弘済会学生寮	50人	〃 31年	〃	15年	25室	5.6㎡	2食4,500円	2,900円	7,400円	
札幌荘内寮	24人	〃 43年	鉄筋	3年	13室	7.4㎡	2食4,000円	4,000円	8,000円	明治40年設立
青年寄宿舎	24人	明治34年	木造	年	12室	5㎡	2食4,000円	2,300円	6,300円	過去に改築したが年度不明

五―一二八　医学部附属臨床検査技師学校学則（案）の制定について

一九七二年四月十九日

「評議会議事録」（〇〇三五―〇六）

評議会議事録

日時　昭和四十七年四月十九日（水）　午後二時九分開会　午後五時九分閉会

［中略］

六、医学部附属臨床検査技師学校学則（案）の制定について

本学則案が学長から提案され、医学部高桑評議員から制定の趣旨について説明があったのち、審議した結果、第十七条第三項「校長は、学生が疾病その他の事情により修学が適当でないと認めるときは、」を「校長は、疾病その他の事情により学生の修学が適当でないと認めるときは、」に改め、同学則案が議決された。

ついで、同学則の施行日について諮られ、昭和四十七年四月十九日から施行することが併せて議決された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学医学部附属臨床検査技師学校学則を次のように定める。

昭和四十七年四月　日

北海道大学医学部附属臨床検査技師学校学則（案）

第一章　総則

（名称）

第一条　本校は、北海道大学医学部附属臨床検査技師学校と称する。

（目的）

第二条　本校は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号に規定する学校とし、臨床検査技師に必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

（修業年限及び在学年限）

第三条　本校の修業年限は、三年とし、在学年限は、六年とする。

（入学定員）

第四条　本校の入学定員は、二十名とする。

第二章　職員及び教員会議

（職員）

第五条　本校に、次の職員を置く。

校長

講師

事務職員

2　校長は、北海道大学医学部の教授をもって充てる。

3　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4　講師は、学生の教育をつかさどる。

5　専任の講師のうち、一人は教務に関する主任者とする。

6　事務職員は、学校事務に従事する。

（教員会議）

第六条　本校に、教員会議を置く。

2　教員会議は、校長及び講師をもって構成する。

3　教員会議は、本校における重要な事項を審議する。

4　校長は、教員会議を招集し、その議長となる。

第三章　学年、学期及び休業日

（学年）

第七条　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（学期）

第八条　学年を分けて次の二学期とする。

前期　四月一日から十月十五日まで。

後期　十月十六日から翌年三月三十一日まで。

（休業日）

第九条　授業を行なわない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

一　日曜日及び国民の祝日

二　北海道大学記念行事日　六月第一木曜日

三　春季休業　三月二十五日から四月七日まで。

四　夏季休業　七月二十一日から八月三十一日まで。

五　冬季休業　十二月二十五日から翌年一月十四日まで。

2　前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3　前二項の規定による休業日であっても、校長が必要と認めたときは、実習を課することがある。

第四章　入学、転入学、休学、復学、転学及び退学

（入学の時期）

第十条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の資格）

第十一条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者

二　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者

三　臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）第五条の規定による中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（入学志願の手続）

第十二条　入学を志願する者は、本学所定の入学願書及び最終出身学校の長の発行する調査書（以下「調査書」という。）その他別に定める書類を校長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第十三条　校長は、入学志願者に対して筆答による学力検査、面接による人物考査及び健康診断を行なう。

（入学の許可）

第十四条　入学の許可は、学力検査の成績、人物評価及び健康診断の結果並びに調査書を参考にして教員会議の議を経て校長が決定する。

（入学の手続）

第十五条　入学を許可された者は、本校所定の誓約書に保証人二名の連署を得て、戸籍抄本とともに指定の期間内に校長に提出しなければならない。

2　前項の手続きを行なわない者に対しては、入学の許可を取り消すことがある。

（転入学）

第十六条　文部大臣の指定を受けた学校又は厚生大臣の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）の在学生が本校に転入学を願い出るときは、欠員のある場合に限り選考の上、教員会議の議を経て校長が転入学を許可することがある。

2　前項の規定により転入学を願い出る者は、在学する学校又は養成所の長の発行する転学許可書及び成績等

を証明する書類を願書に添えなければならない。

（休学）

第十七条　学生が疾病その他の事情により引き続き一月以上修学することができないときは、その事由を詳細に記し（疾病にあっては医師の発行する診断書（以下「診断書」という。）を添付）、保証人連署の上、校長に願い出て休学許可を受けなければならない。

2　休学期間は、一年をこえることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、更に一年を限り休学期間を延長することができる。

3　校長は、学生が疾病その他の事情により修学が適当でないと認めるときは、その学生に対し、休学を命ずることができる。この場合の休学期間については、前項の例による。

4　休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第十八条　休学の理由がなくなったとき及び休学期間内において復学しようとするときは、その事由を記し（疾病にあっては診断書を添付）、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（転学）

第十九条　学生が他の学校又は養成所に転学を願い出るときは、その事由を詳細に記し、保証人連署の上、校長に転学願を提出して許可を受けなければならない。

2　学生は、校長の許可を受けなければ他の学校に入学し、又は転学することができない。

（退学）

第二十条　学生が疾病その他の事情により退学しようとするときは、その事由を詳細に記し（疾病にあっては診断書を添付）、保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第二十一条　次の各号の一に該当する者は、校長これを除籍する。

一　死亡した者

二　行方不明の者

三　第三条に規定する在学年限をこえた者

2　前項第一号又は第二号に該当する者の除籍は、保証人からの届出により行なうものとする。

（外国学生）

第二十二条　外国人で本校に入学を志願する者は、他の学生の履修に差支えない限り、外国学生として選考の上、入学を許可することがある。

2　前項の選考については、特に修業に必要な日本語の学力を必要とする。

3　外国学生は、定員外とすることができる。

第五章　教育課程

（教育の内容）

第二十三条　本校の教育課程は、別表のとおりとする。

第六章　履修方法、学習の評価並びに進級及び卒業

（履修方法）

第二十四条　教育課程の履修方法については、別に定める。

（学習の評価）

第二十五条　学習の評価は、試験及び平素の成績を参考にして行なう。

2　試験は、学期末に行なう試験及び卒業試験のほか、随時に行なうことがある。

3　試験の成績は、優・良・可及び不可の四種とし、優・良・可を合格とする。

4　試験に欠席した者又は試験を受けて合格しない者には、それぞれの授業科目について追試験又は再試験を行なうことがある。

（進級及び卒業）

第二十六条　第一学年及び第二学年の所定の課程を履修し、かつ、それぞれの授業科目の試験に合格した者は、それぞれ一年上級の学年に進級させる。

2　第三学年の教育課程を履修し、かつ、その授業科目の試験に合格した者で卒業試験に合格した者は、卒業させるものとし、その者に対し、校長は卒業証書を授与する。

3　各学年につき定められた授業日数又は所定の授業時間数の三分の一以上授業を受けなかった者は、進級又は卒業させることができない。ただし、校長が適当と認めた場合は、この限りでない。

第七章　保健

（保健及びその諸処置）

第二十七条　学生は、毎学年定期及び臨時に行なう本校の健康診断を受けなければならない。

2　校長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に

不適当な者及び学業の履修が困難と判断される者に対して、治療を命じ、又は登校を停止することがある。

第八章　入学検定料、入学料、授業料及び貸与

（入学検定料等）

第二十八条　入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（貸与）

第二十九条　学生には、予算の範囲内で修学に必要な物品を貸与することがある。

第九章　賞罰

（表彰）

第三十条　操行、学業ともに優秀な者又は特に善行があって他の模範となる者に対し、校長は、教員会議の議を経て、これを表彰することがある。

（懲戒）

第三十一条　校長は、教育上必要があると認めるときは、教員会議の議を経て、学生に懲戒を加えることができる。

2　懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三　正当の理由がなくて出席常でない者

四　本校の学則に違反し、その他学生としての本分に反した者

第十章　雑則

（保証人に関する手続）

第三十二条　第十五条第一項の保証人のうち、一名は、父兄又は後見人とし、他の一名は、独立の生計を営む者で学生の一身上について責任を負うことのできる者でなければならない。

2　保証人がその資格を失い、又は死亡したときは、ただちに他の保証人を定めて届け出なければならない。

3　本人及び保証人に身分上の異動又は住所の変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

（欠席の届出）

第三十三条　学生が疾病その他の事情により欠席するときは、校長にその事由を記して届け出なければならない。

2　疾病のため引き続き七日以上欠席するときは、欠席届に診断書を添えなければならない。

（委任）

第三十四条　この学則に定めるもののほか、必要な事項については、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和四十七年　月　日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

別表

教育課程

科目		時間数		
		講義	実習・演習	計
基礎科目	人文科学	三〇		三〇
	社会科学	三〇		三〇
	人類学	三〇		三〇
	自然科学	三一五	一三五	四五〇
	数学	六〇		六〇
	物理学	六〇	四五	一〇五
	化学	一二〇	九〇	二一〇
	生物学	四五		四五
	情報科学概論	三〇		三〇
	外国語	一八〇		一八〇
	保健体育	三〇	三〇	六〇
専門科目	医学概論	一五		一五
	公衆衛生概論	六〇	六〇	一二〇
	臨床病理学総論	七五		七五
	臨床検査総論Ⅰ	六〇	九〇	一五〇
	臨床検査総論Ⅱ	一五	三〇	四五
	解剖組織学	六〇	四五	一〇五
	基礎生理学	六〇		六〇
	臨床生理学	九〇	一五〇	二四〇
	病理学	六〇	一八〇	二四〇
	生化学	六〇		六〇
	臨床化学	六〇	三〇〇	三六〇
	血液学	六〇	一八〇	二四〇
	微生物学	九〇	二四〇	三三〇
	血清学	六〇	一八〇	二四〇
	医動物学	三〇	一五	四五
	実験用動物学	一五		一五
	放射性同位元素臨床検査技術	三〇		三〇

医用電子工学総論	三〇		四五
関係法規	三〇	一五	三〇
選択専門科目			
情報科学特論	三〇		三〇
放射性同位元素検査技術特論		三〇	三〇
公衆衛生特論		三〇	三〇
電子顕微鏡技術		一五	一五
医学写真技術		一五	一五
輸血学		一五	一五
薬理学	三〇		三〇
臨床生理学演習		六〇	六〇
臨床化学演習		六〇	六〇
血液学演習		六〇	六〇
病理学演習		六〇	六〇
血清学演習		六〇	六〇
微生物学演習		六〇	六〇
合計	一、六〇五	二、一一五	三、七二〇

備考　選択専門科目については、三百時間以上履修しなければならない。

制定理由　［略］

五―一二九　北海道大学資料館設置計画答申書

一九七二年四月

「北海道大学資料館設置計画答申書」

北海道大学資料館設置計画答申書

昭和47年4月

北海道大学施設計画委員会

資料館計画専門委員会

まえがき

本学においては昭和38年に資料館設置の方針が決定された。全学の施設整備の進捗とともに、昭和40年には資料館計画樹立の方法が討議され、基礎調査が開始された。これをうけて、昭和41年7月、資料館計画専門委員会が発足した。本専門委員会は、本学における学術資料の所蔵・利用状況の視察・調査、資料館についての各部局の意見・希望の聴取、国内外の博物館・資料館の実状の調査、わが国における最近の資料館計画についての情報の収集を行なって、種々の問題点を検討し、資料館の設置計画を審議してきた。ここに一応の結論を得た

ので、次のとおり答申する。

［中略］

Ⅰ　設置の趣旨

本学は九十余年の学術研究の蓄積として、膨大な量の貴重な学術資料を所蔵している。昭和47年2月現在の調査によれば、本学の現有資料は、動物資料1,210,439点、植物資料540,664点、鉱物資料415,346点、その他人体・人類・考古・民族関係の資料1,599,905点、総計3,766,354点に達し、その占める資料面積は5,730㎡である。この膨大な資料のなかには、原標本としてその保存が国際的に義務づけられている貴重なものが多く含まれている。また、今日では再び採集することの困難な資料が多い。たとえば、千島・樺太・北海道およびその周辺の離島関係のいわゆる北方圏資料は、他の研究機関の追随を許さぬほど完備されていて、本学の特色となっている。さらに、研究器具・装置類も、学術研究の歩みを跡づける資料として重要である。

資料館は、これらの学術資料活用の重要性にかんがみ、全学共同利用施設として設置されるものである。現在各部局に散在して所蔵されている学術資料は組織的に資料館に収納される。

資料館は、収納資料の適切な整理保管、有効な利用を行ない、学術資料の活用と充実を期し、あわせて学術資料に関する調査研究を行なう。

資料館は、本学所蔵の全学術資料に関して、情報センターとしての役割を果たす。

資料館は、本学の学術研究の歩みを跡づけ、学術の明日の姿を示すために収納資料の一部を展示する。

資料館は、適切なスペースと良好な設備とを有するものとする。

なお、必要に応じて分館をおく。

Ⅱ　構想

前節に述べた資料館設置の趣旨にそって、資料館の構想を次の10項目に分けて述べる。

⑴名称

名称は「北海道大学資料館」とする。

⑵目的

資料館は、本学における研究および教育に資するため、学術資料を総合的に収集・整理および保存し、その有効な利用を図り、あわせて学術資料に関する調査研究を行

なう。

(3)学術資料

資料館に収納する学術資料とは、研究および教育の実施に価値のある物的資料を意味し、原標本、標本、模型、出土品、民俗品、美術品、研究器具、装置等を指す。

(4)設置根拠

資料館は国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第20条の3による全学共同利用施設とする。

(5)機能

資料館は次のような機能を有し、それに伴なう業務を行なう。

(イ)本学所蔵の学術資料を統合して、組織的に収納する。収納は各部局との密接な連絡のもとに厳密・円滑に実施する。

(ロ)収納資料を整理・分類し、適切に保管する。

(ハ)収納資料を全学の共同利用に供する。

(ニ)資料の整理保管に関する調査研究を行なう。

(ホ)収納資料を利用して共同研究を行なう。

(ヘ)収納資料の一部を展示する。

(ト)その他、次の業務を行なう。

本学全資料に関する情報の収集、資料カードの整備、資料目録の作成、展示目録の作成、リファレンス・情報の提供、写真・印刷の便宜供与、講演会・映写会・研究会の開催、学生実習。

国内外の研究機関との資料交換、資料相互貸借、情報交換、研究者交流。

全学的見地よりの資料収集、海外学術調査等の企画に便宜供与。

資料館報の発行、研究成果の刊行。

(6)組織

(イ)機構図 ［略］

(ロ)資料研究部の構成

学部門		部門名	収納資料	共同研究
北方文化部門			アイヌ資料・考古資料	アイヌ学・民俗学
			民俗資料・人類学資料	遺物分析学
	動物		脊椎動物標本・	生態学
			無脊椎動物標本	系統分類学
			昆虫標本	ケモタクソノミー
	植物		高等植物標本・	
			藻類標本	
			菌類標本	有用植物学
	比較生物学			
地理学				

自然科学	鉱物	鉱物標本・鉱床標本 化石標本・岩石標本 土壌標本
医学部門		解剖標本 病理標本
技術学部門		北方農業資料 農機具・酪農器具 ・栽培植物標本等 技術標本 寒地土木建築等 研究器具・装置類
生物	古生化学・生鉱物学 第四紀学	
	風土病学	
		産業考古学 技術文化史

(ハ)展示部の構成

常設展示室	展示題目	展示内容
	1北海道の地史	日本列島と日高造山帯
	2北方の生物地理	化石と生物群の変遷 北方アジアの植物相・植物分布 と北海道の動物地理
	3第四紀の北方風土と人類	北方圏の文化地理 東北アジア諸民族の文化 北方の狩猟・漁撈 北方の自然環境への適応
	4本学の学術研究の歩みと研究環境	本学学術史年表 研究器具・装置類

特別展示室	1特殊な保管条件を課せられる資料を展示する 2講演会、学会等、資料館の機能に即した展示を行なう
備考	収納資料による研究の代表例をもって展示内容とする。

(7)規模

(イ)建物面積

資料館の所要面積は、諸条件を考慮して算定すると、約12,000㎡となる。

(ロ)職員

職員数は73名が適当である。その内訳は次のとおりである。

館長	1名（併任）	事務官10名
教授	7名（全員併任）	技官19名
助教授	8名（内、6名併任）	事務員3名
助手	20名（内、10名併任）	用務員5名

(8)建物

建物は収納資料の整理保管、利用、展示が相関して機能的に行なわれる構成とする。耐震・耐火・耐水、恒温

恒湿・換気・採光遮光、防虫・防黴・防塵、盗難予防等の設備・装置を必要とする。外観は、収納資料の学術的価値を象徴しうることが望ましい。

⑼調度備品

資料館の業務を実施し、その機能を果たすために必要な調度備品を整備する。

⑽位置

資料館は、その性格と機能とを考慮し、全学共同利用施設として、その利用に最も便利な位置を選ぶ。周囲の環境が資料を保管・利用・展示するのにふさわしいものであること、将来の拡充に十分対応できる敷地を有すること等の条件を満たすことが望ましい。

むすび

資料館計画専門委員会は、これまでの審議の結果を以上のようにまとめた。

本専門委員会は、本学所蔵の学術資料の現状を調査して、その量が膨大であり、そのなかに独特の価値のあるものが多く含まれていることを認識した。これらの学術資料の活用の方途を検討して、資料館に組織的に統合して収納することが適当であると判断した。次に資料館の構想を検討して、全学共同利用施設として位置づけることが適当であると判断した。

本専門委員会は、このような構想の資料館が本学に設置されることの意義を検討して、その実現が本学の研究および教育に画期的な効果をもたらすという期待を深めた。

本専門委員会は、北海道大学資料館設置計画が早急に実現に移されることを切望してやまない。

［注記］　原文横書き。

五―一三〇

北海道大学保健管理センター規程

一九七二年六月十七日施行
『北大時報』第二二〇号

北海道大学保健管理センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）に基づき、北海道大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（センターの目的）

第二条　センターは、北海道大学（以下「本学」という。）における保健管理に関する専門的業務を一体的に行ない、もって本学学生及び職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（センターの業務）

第三条　センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行なう。

一　保健計画の企画及び立案
二　定期及び臨時の健康診断
三　健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導
四　健康相談及び応急措置
五　精神衛生相談
六　学内環境衛生及び伝染病の予防に関する指導及び援助
七　保健衛生に関する知識の普及
八　保健管理に関する調査研究
九　その他保健管理について必要な専門的業務

（職員）

第四条　センターに、所長その他必要な職員を置く。

2　所長は本学の教授又は助教授をもって充てる。

3　所長は、センターの業務を掌理する。

4　所長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　所長は、保健委員会の議を経て、学長が選考するものとする。

（運営委員会）

第五条　センターに、北海道大学保健管理センター運営

委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第六条　センターの事務は、事務局庶務部保健課において処理する。

（雑則）

第七条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、昭和四十七年六月十七日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

五―一三二

北海道大学体育指導センター規程

一九七二年六月十七日施行
『北大時報』第二二〇号

北海道大学体育指導センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）に基づき、北海道大学体育指導センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（センターの目的）

第二条　センターは、北海道大学の学生の体育の指導に関する専門的業務を行なうことを目的とする。

（センターの業務）

第三条　センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行なう。

一　トレーニングの指導及びその研究に関すること。

二　体力診断及び運動能力の測定に関すること。

三　体育の指導のための講習会、研究会等の開催に関

すること。

四　その他前条の目的達成に必要な業務

（所長）

第四条　センターに、所長を置く。

2　所長は、北海道大学の教授をもって充てる。

3　所長は、センターの業務を掌理する。

4　所長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

（体育指導主事等）

第五条　センターに、所長のほか、体育指導主事その他必要な職員を置く。

2　体育指導主事は、センターの責任教員をもって充てる。

（運営委員会）

第六条　センターに、北海道大学体育指導センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第七条　センターの事務は、学生部学生課において処理する。

（一般の体育のための利用）

第八条　センターの業務遂行上支障のない場合に限り、センターを一般の体育のために利用させることができる。

（雑則）

第九条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、昭和四十七年六月十七日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

五―一三二

医療技術短期大学設立に関する要望

一九七二年十二月二十一日

医学部「教授会議事録　昭和四十七年」

第20回教授会議事録

1. 日時　12月21日（木）午後3時45分～5時20分

［中略］

1. 三浦病院長から、別紙医療技術短期大学設立に関する要望について説明があり、了承された。

［後略］

［別紙］

医療技術短期大学設立に関する要望

近年の医療の発展とその分化に伴ない、看護婦、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療技術者に対し、総合保健医療を担うものとして益々専門職としての内容が要請されるにいたり、また教育面においては、各学校の指定規則の改正により教育内容の高度化がなされ、これら医療技術者の教育年限は高等学校卒業後3年以上に統一されるにいたつた。

しかし、各種学校という制約の中では、高度化された教育内容を完全に実施することが不可能であることが既に明らかであり、更に新らしい医療を担うに適した医療人を養成するためには、従来の教育からの質的転換が求められている。

これらの点の解決は、短期大学以上の学校制度の中に求める以外にないことは周知の事実である。

以上の点に立脚し、北海道大学医学部附属3学校（看護学校、診療放射線技師学校、臨床検査技師学校）間の協議の結果、本学校における医療技術者教育の制度を各種学校から短期大学へと移行させるべきであるという点において意見の一致をみた。

よつて、医療技術短期大学設立への準備と、それの実現を強く要望する。

昭和47年5月　日

看護学校長　杉浦清治

診療放射線技師学校長　入江五朗

臨床検査技師学校長　白石忠雄

医学部附属3学校教官会議

［注記］　原文横書き。

五―一三三　ポートランド州立大学（アメリカ）と姉妹大学の提携を結ぶ

一九七三年一月
『北大時報』第二二六号

▼ポートランド州立大学（アメリカ）と姉妹大学の提携を結ぶ

昭和四十七年十二月十九日、札幌市役所で、本学とポートランド州立大学との姉妹大学提携の盟約書への署名が行なわれた。

これは、札幌市とポートランド市との姉妹都市提携に基づく姉妹団体としての提携で、さきに、ポートランド州立大学長から提案があり、昭和四十七年十一月十五日開催の評議会で了承され、このたびの署名の運びとなったものである。

両大学がこのような関係を結ぶに至った背景には、昭和四十二年にポートランド州立大学の教授が、同大学のサマースクールの一環として、同大学の経済学、経営学専攻の学生三十人を引卒して来学したのがきっかけとなり、昭和四十四年に二十人、昭和四十六年に二十六人の学生が来学し、本学経済学部からは、昭和四十四年に十八人、昭和四十六年に二十人の学生が渡米し、同大学のセミナーに参加しており、また、昨年九月には、学生国際交流制度による派遣留学生として経済学部の学生三人が同大学に留学しているという学生の交流がある。今回の姉妹大学提携により、今後一そう交流が進むことが期待される。

（庶務課）

参考（姉妹提携盟約書）

RESOLUTION

WHEREAS, Portland, the "City of Roses", U.S.A., and Sapporo, "City of Lilies of the Valley", Hokkaido, Japan, did on November 17, 1959 become affiliated under the Town Affiliation Program of Sister Cities and

WHEREAS, it is desirable to have many individuals and organizations enter into sister affiliations for the exchange of culture, friendship, etc., and

WHEREAS, numerous organizations in both cities have become affiliated with each other, and

WHEREAS, Portland State University has extended an invitation to affiliate in a sister university relationship with Hokkaido University, and

WHEREAS, Hokkaido University has expressed the same desire, and

WHEREAS, it has been determined that this affiliation would be in the best interests for the furtherance of the sister city program between Portland and Sapporo, now, therefore, be it

RESOLVED that these two universities do join together in a sister university relationship, and

RESOLVED FURTHER that these universities strive to further the cultural and educational exchange between our two great cities.

President, Portland State University
MAYOR

Chairman, Sister City Affiliation Comm.
Secretary, Sister City Affiliation Comm.

President, Hokkaido University
Mayor
Sister City Affiliation Committee
Dean, Bureau of Student Affairs
Hokkaido University

［注記］ 原文｜部横書き。

五―一三四

単位互換制度について

一九七三年二月一日

「教授会議事録　昭和四十八年　経済学部（十八）」

第二回教授会並びに研究科委員会議事録

開催日時　昭和四十八年二月一日（木）

午後一時三十分開会　午後七時閉会

［中略］

9．単位互換制度について

荒又教務委員から別紙「互換制度について」に基づき説明の後審議の結果これを承認した。

［後略］

［別紙］

単位互換制度について　（案）

Ⅰ．基本方針

1．授業科目の自由度を拡大し、勉学意欲を高めるために、小樽商科大学と北海道大学経済学部との間で単位互換を行なう。

2．両大学の特色を相互に利用し合う。

3．昭和48年4月より実施する。

4．両大学のこれまでの授業体制（授業時間割等）をこの制度のために特に変更しない。

5．小規模な形で発足し、その経験にもとづいて将来の方針を考えていく。

Ⅱ．昭和48年度実施要項

1．両大学とも1学生につき3科目12単位の範囲内で単位修得を認める。

（本学部としては、他学部聴講と同じ枠で考える。）

2．特別聴講学生は4年次生に限る。

3．特別聴講学生は、1科目20名程度とする。この限度をこえる申し込みがあった場合、取得単位数の多い者を優先する。

4．施設の利用については図書館の利用を考える。

5．この制度が実施されても、非常勤講師の授業担当は従来どおりとする。

6．単位互換対象科目

(1)本学部から小樽商科大学に申し入れた授業科目

（教授会申し合せの方針により教務委員が選定し、

12月21日の教授会に報告したもの。）

イ　管理科学概論　4単位
ロ　国際金融論　〃
ハ　簿記学　〃
ニ　保険論　〃
ホ　事務機械化　6〃
ヘ　計算機論Ⅰ　〃
ト　〃　Ⅱ　〃　以上7科目

⑵小樽商科大学から本学部に申し込みのあった授業科目（教授会 member に原案として配布されてある麻田学生部長私案）

イ　経済原論Ⅱ　4単位
ロ　経済学説史　〃
ハ　北海道経済史　〃
ニ　経営史　〃
ホ　経営形態論　〃
ヘ　経営立地論　〃
ト　賃金論　〃　以上7科目

［後略］

［注記］　原文一部横書き。

五―一三五　オレゴン大学歯学部との姉妹提携について

一九七二年九月十三日
「歯学部教授会議事録　S48. 4. 12～S49. 3. 26」

歯学部教授会

日時　昭和48年9月13日（木）

［中略］

3　オレゴン大学歯学部との姉妹提携について

このことについて、学部長からオレゴン大学歯学部と本学部の関係経緯について説明があり、別添資料3について検討の結果、別案の内容による姉妹提携をすることについて了承した。

［後略］

［別紙］

姉妹学部提携に関する決議書（案）　1973. 8. 20

ポートランド市　オレゴン大学歯学部
札幌市　北海道大学歯学部

近年歯科医学の進歩は、各国とも非常に速いテンポで

進んでいるが、これを更に発展させるためには、各国相互の情報を速かに交流させる必要がある。そのためには、国際的視野に立って積極的に学術・文献の交換、技術の交流を行なうことが望ましい。

幸い、ポートランド市と札幌市とは、1959年11月に姉妹都市の提携がなされ、多くの個人や団体が文化・友情等の交換のためにこの姉妹提携のもとで活動されている。

このたび、オレゴン大学歯学部長タークラ教授及び同大学上野教授が北海道大学歯学部を訪問[問]した際、両教授と北海道大学歯学部長富田教授等との間で多くの意見の交換がなされ、今後歯科医学の進歩発展のために両学部間において研究者・学生の相互交流及び文献資料の交換並びに技術の交流等を積極的に行なうことに努力することを確認した。

これらの現状と趣旨にのっとり、オレゴン大学歯学部と北海道大学歯学部は、姉妹学部の関係を提携することに賛成した。

［注記］　原文横書き。

五―一三六　事務用電子計算機が導入される

一九七四年十一月
『北大時報』第二四八号

▼事務用電子計算機が導入される

いよいよ事務専用の電子計算機がこのたび導入された。設置場所は事務局経理部資料室、複写室、給湯室及び廊下の一部等（事務局庁舎一階西北側）を改修し、機器室及び事務室を設け機器が据え付けられた。

本稼働のための準備業務は、本誌№一三六号（一九七三年十一月号）のとおり事務局に編成した事務電算化準備班で進めている。

当面の目標は、昭和五十年一月から本学の人事記録事務、給与計算事務、共済貸付金業務及び財形貯蓄事務を現在のミニコンピュータ又は手作業処理から本格的な電算化へ移行することとなる。また、入試事務、共済短期経理事務についても年度内稼働を目途に準備を進めており、その他の事務についても準備の整つたものから順次移行していくこととしている。

導入された電算機は、本学のみならず、道内国立学校の事務処理の共同利用に供するものであり、このたび新たに「北海道地区国立学校事務電算化連絡委員会」が発足した。

将来における各校とのオンラインによるデータ通信システムについては、目下大型計算機センターと協議、検討中である。

なお、室蘭工大及び小樽商大に係る人事記録事務及び給与計算事務は、昭和五十年一月から取りあえず入出力データの使送により共同利用を図ることとしている。

このたび導入された電子計算機システムは、次のとおりである。

（事務局）

中央処理装置　FACOM　230-28　1台（記憶容量128KB
　サイクルタイム　1.4μS／2B、3多重）
ページファイル装置　F421K　1台（1MB、平均アクセス
　タイム　5ms）
コンソールディスプレー　F6221K　1台（3色カラー
　50字×20行）
紙テープ読取装置　F749C　1台（300～600字／秒）
カード読取装置　F670A　1台（マーク併用、600枚／分）
ラインプリンター装置　F642L　1台（500～1000行／分）
磁気テープ装置　F603F　4デッキ（800BPI、60KB／秒）
集合磁気ディスク装置　F472R　3スピンドル（312KB
　／秒、47.5MB×3）
端末ターミナル装置　F1520-B　1セット（200bit／秒、
　印字読取穿孔1200字／分）
カード穿孔機　F6822K　1台（カナ文字付）
カード検孔機　F6831K　1台（カナ文字付）

［注記］　原文一部横書き。

五―一三七

北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程（案）について

一九七五年五月二十一日

「評議会議事録」（〇〇四二―〇六）

評議会議事録

日時　昭和五十年五月二十一日（水）　午後二時七分開会　午後五時十八分終了

［中略］

八、北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程（案）について

［中略］

学長から各研究科規程については、五月十二日（月）開催の大学院委員会の議を経た旨の説明があった後、本九件について各規程（案）ごとに発議され、当該部局の評議員からそれぞれ説明が行われた後、審議の結果、別紙資料一乃至九による原案どおり制定し、昭和五十年五月二十一日から施行することが議決された。

［後略］

［別紙］

海大達二十二号

北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程を次のように定める。

昭和五十年五月二十一日

北海道大学長　今村成和

北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所（以下「実験所」という。）の組織及び運営について定めるものとする

（実験所の目的）

第二条　実験所は、近海及び沿岸の水産に関する研究を行い、あわせてそれらの教育を行うことを目的とする。

（職員）

第三条　実験所に、次に掲げる職員を置く。

一　所長

二　助手

（所長）
第四条　所長は、北海道大学水産学部の教授又は助教授をもつて充てる。
2　所長は、北海道大学水産学部長（以下「水産学部長」という。）の監督の下に、実験所の業務を掌理する。
（委任）
第五条　この規程に定めるもののほか、実験所の組織及び運営に関し必要な事項は、水産学部長が別に定める。
附則
この規程は、昭和五十年五月二十一日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する
制定理由　［略］

五―一三八

野鳥類保護のため構内樹木に巣箱を取付ける

一九七五年八月
『北大時報』第二五七号

▼野鳥類保護のため構内樹木に巣箱を取付ける

近年、自然環境が著しく破壊され野生の鳥類などが年々減少の傾向にあるが、本学構内において、これら野生の鳥類を保護し、これを通して本学関係者及び本学を訪れる人々に、自然愛護の精神の啓蒙と情操の涵養に役立て、構内の立体的環境をより向上させる目的をもって、昨年十二月中旬に、苫小牧演習林長石城助教授、農学部農業生物学科応用動物学教室阿部助教授の指導と協力を得て、事務局西側、理学部北側、及びクラーク会館西側の樹木に巣箱を五十個余り取付けた。

その後、冬期間は餌付けなどを行いながら観察を続けてきたが、本年五月下旬に巣箱の状況を調べたところ、早くもその効果があらわれ、ムクドリが三カ所で抱卵、五カ所に雛が、コムクドリが八カ所で抱卵、またシジュウガラは二カ所に雛が、カラフトスズメは四カ所に雛が

それぞれ孵っていた。
　農学部農業生物学科応用動物学教室の調べでは、本学構内には、四季を通じムクドリ、シジュウガラなど二十数種類の野鳥が生息し、また飛来しており、札幌市の中心部においては植物園とともにこれら鳥類の生息環境として、極めて格好の場所であるとのことなので、今後とも巣箱の観察を続けながら、順次設置場所を増やしていく予定である。
　なお、将来（リス）の放し飼いも予定している。
（経理課）

五―一三九　薬用植物園規程（案）

一九七六年四月二十三日
「協議会議事録　薬学部　昭和五十一年」

協議会議事録

日時　昭和五十一年四月二十三日（金）　午後一時四十五分開会　午後五時閉会

［中略］

一、薬用植物園規程（案）について

学部長から、別紙規程（案）について説明の後、協議の結果、了承された。

なお、薬用植物園の英文名は、「エキスペルメンツ　ステーション　オブ　メディシナル　プランツ」とすることとした。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学薬学部附属薬用植物園規程を次のように定める。

昭和五十一年　月　日

北海道大学長　今村成和

北海道大学薬学部附属薬用植物園規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学薬学部附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（薬用植物園の目的）

第二条　薬用植物園は、薬用植物の蒐集、系統保存、育種、試験栽培等を行い、併せてそれらに係る薬学的研究及び教育を行うことを目的とする。

（職員）

第三条　薬用植物園に次に掲げる職員を置く。

一　園長

二　助手

三　技術職員

（園長）

第四条　園長は、北海道大学薬学部の教授又は助教授をもって充てる。

2　園長は、北海道大学薬学部長（以下「薬学部長」という。）の監督の下に、薬用植物園の業務を掌理する。

（運営委員会）

第五条　薬用植物園に、運営委員会を置く。

2　運営委員会は、薬用植物園の運営に関する重要事項を審議する。

（委任）

第六条　この規程に定めるもののほか薬用植物園の組織及び運営に関し必要な事項は、薬学部長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十一年　月　日から施行し、昭和五十一年　月　日から適用する。

五―一四〇

国際交流委員会（第1回）議事

一九七六年五月六日

「国際交流委員会　五一・五～五三・三」

国際交流委員会（第1回）議事メモ

（日時）昭和51年5月6日（木）11:00～12:30

［中略］

〔議事〕

・柿本仮議長の下で委員長の互選が行われた結果、委員長は有江委員を選出した。

・「学長メモ」を中心に、本委員会の任務等について種々意見の交換が行われた。

・篠沢委員から「今後本学としても研究者・学生の交流も含めた総合的プロジェクトを考えたらどうか。また、その場合には、日本学術振興会、国際交流基金を利用するという外に別途概算要求をすることも可能と考える」という提案があり、今後このことについて検討することとなった。

・菅原委員から「本年1月の国立大学学生部長会議において、文部省留学生課長から〝留学生のことを取り扱う、例えば国際交流委員会のようなものを各大学において設置してほしい〟という要望があったが、本委員会との関係をどう考えたらよいか。」という質問があり、種々意見交換の結果、一般の留学生に関する問題については本委員会の任務ではないが、姉妹大学関係その他大学間の交流に伴う留学生についてはなお検討の要があるので、今後の問題としてとり上げることとなった。

・専門委員会のあり方について種々議論があったが、まず現在設置されているマサチューセッツ委員会及び設置準備中のポートランド委員会をそれぞれの委員会の了承を得たうえで、マサチューセッツ大学専門委員会及びポートランド大学専門委員会とすることに決定した。

なお、今後、専門委員会の設置については、大学毎ということにこだわらず必要に応じて考えてゆくことに意見が一致した。

また、本委員会は、審議機関であり、さらにその専門委員会も本来調査審議機関であるが、現実の問題と

しては本委員会の専門委員会は実施に関することも含まざるを得ないということについて確認された。

・次回の委員会は、6月7日（月）13:30～に行うこととなった。

以上

［別紙］

北海道大学国際交流委員会要項

（昭和五十一年四月二十一日評議会決定）

第一　設置

北海道大学に、北海道大学と外国の諸大学等との間の交流に関する重要な事項を審議するため、北海道大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二　組織

委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　文学部及び教育学部の教授又は助教授のうちから　一名

二　法学部及び経済学部の教授又は助教授のうちから　一名

三　理学部の教授又は助教授のうちから　一名

四　医学部・歯学部及び薬学部の教授又は助教授のうちから　一名

五　工学部の教授又は助教授のうちから　一名

六　農学部、獣医学部及び水産学部の教授又は助教授のうちから　一名

七　一般教育担当の教授又は助教授のうちから　一名

八　附置研究所の教授又は助教授のうちから　一名

九　学生部長

十　事務局長

2　前項第一号から第六号までの委員は当該学部長、第七号の委員は教養部長、第八号の委員は当該研究所長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3　委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

4　委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

第三　任期

第二第一項第一号から第八号までの委員の任期は、二年とする。

第四　会議

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

第五　委員会の庶務

委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

第六　雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

第七　付記

この要項は、昭和五十一年四月二十一日から実施する。

［後略］

［注記］　原文一部横書き。

五―一四一　北海道大学公開講座実施される

一九七六年五月

『北大時報』第二六六号

北海道大学公開講座実施される

本学では、このたび初めて全学的規模による公開講座を実施することになった。これまでは部局単位で行う講座はあったが、全学的な規模のものは行われていなかった。このきっかけとなったのは、昨年札幌市（教育委員会）から、大学公開講座の開設について協力方の要請があったもので、これを受けて検討した結果、今後全学的規模による公開講座を実施するための審議機関として、公開講座委員会（昭和五十年十二月の北大時報№二六一で通知）を発足させ、今回第一回目の講座が行われるものである。

なお、実施計画は次のとおりである。

講座名　北海道大学公開講座「北方圏」

期間　昭和五十一年五月十二日（水）から六月十六日

（水）までの毎週水曜日

時間　午後六時から午後八時まで

場所　本学文系講義棟八番教室

受講者　市民を対象にして二百二十名

講座内容

第一回　積雪と氷河

講師（低温科学研究所）　教授　若濱五郎

助言者　〃　〃　黒岩大助

第二回　熱帯原産の稲がどうして北方の重要作物となれたのか

講師　農学部　教授　高橋萬右衛門

助言者　〃　〃　坂村貞雄

第三回　北方圏の民族と社会

講師　文学部　助教授　岡田宏明

助言者　〃　教授　池上二良

第四回　北方圏の経済

講師　経済学部　教授　大爺栄一

助言者　〃　〃　林善茂

第五回　北方圏地域の都市づくり

講師　工学部　教授　太田実

助言者　〃　〃　三浦良一

第六回　北方圏の古気候

講師　理学部　教授　湊正雄

助言者　〃　〃　堀淳一

（庶務課）

五―一四二

北海道大学理学部附属地震予知観測地域センター規程

一九七六年五月十九日施行
『北大時報』第二六七号（一九七六年六月）

北海道大学理学部附属地震予知観測地域センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学理学部附属地震予知観測地域センター（以下「観測地域センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（観測地域センターの目的）

第二条　観測地域センターは、地震及び地殻変動並びにこれに関連のある現象の観測を総括するとともに資料の整理を行い、地震に関する学理の研究及び教育を行う事を目的とする。

（職員）

第三条　観測地域センターに、次に掲げる職員を置く。

センター長
助手
技術職員

（センター長）

第四条　センター長は、北海道大学理学部の教授又は助教授をもって充てる。

2　センター長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の監督の下に、観測地域センターの業務を掌理する。

（委任）

第五条　この規程に定めるもののほか、観測地域センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十一年五月十九日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

五―一四三　マサチューセッツ州立大学との姉妹大学提携について

一九七六年七月二十一日

「評議会議事録」（〇〇四五―〇三）

評議会議事録

日時　昭和五十一年七月二十一日（水）　午後二時五分開会　午後四時三十分終了

［中略］

一、マサチューセッツ州立大学との姉妹大学提携について

本件について、学長から、来たる九月十四日に取り交わす予定の姉妹大学提携の文書として別紙資料一の形でマサチューセッツ大学の了解が得られたので、この日英両文により姉妹大学提携の調印を行うことについて諮られ、これが了承された。

［後略］

［別紙］

RESOLUTION

WHEREAS, Dr. William S. Clark, the first active president of the University of Massachusetts, in 1876 served as an adviser in the development of Hokkaido and was instrumental in the establishment of what has become Hokkaido University, and

WHEREAS, relations between the two universities have been maintained since Dr. Clark's inspirational service in Hokkaido University, which has long been well remembered all over Japan, and

WHEREAS, educational and intellectual exchange between the two universities, which was immensely stimulated by the devotion of Dr. Harusada Suginome, the former president of Hokkaido University, has been greatly successful in enhancing the friendly relationship, and

WHEREAS, the year 1976 will mark the centennial of the establishment of Hokkaido University and of Dr. Clark's service in Hokkaido, and

WHEREAS, Hokkaido University and the University of Massachusetts have determined that it will serve both their own objectives as universities and the

furtherance of international educational and intellectual cooperation to establish a closer relationship, now, therefore, be it

RESOLVED that these two universities do join together in a sister university relationship and

RESOLVED FURTHER that these two universities strive further in all appropriate ways to perpetuate their historical and traditional relations through the promotion of educational and intellectual cooperation.

September 14, 1976

President, Hokkaido University

President, University of Massachusetts

申し合せ

マサチューセッツ大学における実質上の初代学長であったウィリアム・S・クラーク博士は、1876年に来日して北海道開拓の助言者として尽力し、また北海道大学の前身である札幌農学校の創設に貢献するところ大であった。この時以来、クラーク博士の高邁な精神が北海道大学に残した影響は日本全国に永く知られるところとなり、両大学の関係は維持されて今日に至っている。

両大学間における教育並びに学術交流は、元北海道大学長杉野目晴貞博士の献身的努力によって大いに促進され、両大学間の友好関係を一層高揚するところとなった。

1976年、北海道大学の創基100周年を期し、クラーク博士の来道後100年目を迎えるに当って、北海道大学とマサチューセッツ大学は、従前にも増して緊密な関係を樹立することが両大学のそれぞれの目的に沿うものであり、教育・学術上の国際的協力を促進するものであることを確信して、ここに両大学が姉妹大学として提携することを申し合せる。

また、[注]教育的・学術的協力を促進することによって、あらゆる適切な方法を講じ両大学間の歴史的・伝統的関係を永続するよう更に努力することを申し合せる。

1976年9月14日

北海道大学長　　マサチューセッツ大学長

[注]「手を入れることがあり得ることを含め、了承された評議会」と書き込みあり。

五―一四四

北海道大学創基百周年記念事業

一九七六年八月
『北大時報』号外

北海道大学創基百周年記念行事

月	日	時	行事	会場（備考）
六	二〇(日)		歩く会（約十一km）	野幌森林公園
	二一(月)～二六(土)		全学運動会週間（春季）	サッカー競技場（関係者のみ）
			（工、理、医（医病）、法）	
九	十四(火)	九・三〇～九・四〇	国際学術講演会	クラーク会館（一般公開）
			挨拶　今村成和　北海道大学長	
			生命科学の現代的使命	
			木原均　京都大学名誉教授	
		九・四〇～一〇・四〇	Chemical Processes in the Living Cell	
			（生細胞における化学的プロセス）	
			Konrad Bloch　ハーバード大学教授	
			（通訳　今井陽　北海道大学教授）	
		一四・〇〇～一五・〇〇	歴史主義について―現代の意識としての―	
			田中美知太郎　京都大学名誉教授	

一五・一〇～一七・一〇	Die christlichen Wurzeln der abendländischen Technik (西欧技術の基督教的根底) Ernst Benz　マールブルク大学教授 (通訳、南原実　東京大学教授)	
十四(火)～一八(土) 九・三〇～一六・〇〇	資料・研究公開 第一会場 北大百年（資料展） 〝エルム〟の自然展 第二会場 北大工学部の歩み（写真展） 電子の働きを追って 北海道の生薬 第三会場 低温の世界 モデル・バーン（重要文化財）	クラーク会館 （一般公開） 工　学　部 応用電気研究所 薬　学　部 低温科学研究所 第　二　農　場 厚生年金会館（招待者のみ）
十五(水) 一〇・〇〇～一二・四〇	記念式典 式典 （休憩）	ホ　ー　ル

一四・〇〇～一六・〇〇	邦楽記念演奏　未来に寄せる讃歌 オーケストラ記念演奏　祝典序曲 映画大いなる楡　（北大百周年記念映画）
十六㈭	祝賀会 記念植樹
十六㈭～十八㈯	講演と映画の夕べ
一八・〇〇～二一・〇〇	十六日 講演　法と分別 小山昇　北海道大学教授 精神医学とクラーク精神 諏訪望　北海道大学名誉教授 映画　大いなる楡 十七日 講演　指で聴く 吉本千禎　北海道大学教授 生命の凍結 朝比奈英三　北海道大学教授 映画　流氷 十八日

	グランドホテル（招待者のみ） 北大構内（関係者のみ） 道新ホール（一般公開）

十		
四(月)～五(火) 一〇・〇〇～一六・〇〇	十八(土) 一三・〇〇～一五・三〇 十八(土) 一四・〇〇～一七・〇〇	講演　世界人口二つの百年 関清秀　北海道大学教授 世界の食糧問題と我々のかかわり合い 石塚喜明　北海道大学名誉教授 映画　七〇年代われらが世界 ―宇宙船地球号― 映画会 大いなる橇 流氷 講演と映画（水産学部） 講演　私の研究遍歴 フイルム　「中近東の探検」「カラコルム」 木原均　京都大学名誉教授 映画　大いなる橇
資料展 北大百年		クラーク会館（一般公開） 函館市民会館（一般公開）
		水産学部講義棟（一般公開）

五㈫～六㈬	映画会		水産学部大講義室（一般公開）
	大いなる楡		
	雪氷シリーズ		
一〇㈰	全学駅伝競走		クラーク会館（一般公開）
十三㈬～十五㈮	資料展		
	北大百年		
	〝エルム〟の自然展		厚生年金会館（一般公開）
十五（金）	オーケストラ演奏会（北大交響楽団）		陸上競技場（関係者のみ）
中旬	全学運動会週間（秋季）		
	（教育、薬、農、水、歯（歯病））		

北海道大学創基百周年記念関連行事

月	日	時	行事	会場（備考）
四	十五㈭～二〇㈫		百年記念切手展（北大郵趣会）	㈱デパート
	二㈭～七㈫		北大百周年資料展（北海道新聞社 北海道放送）	㈱デパート
九	十三㈪	一〇・〇〇～	法学部学術講演会	法・会議室
		一三・三〇～	学術講演会（杉野目記念会）	クラーク会館（一般公開）

十			
二八(木)	十四(火) 一六・〇〇～一七・〇〇	医学部同窓会総会・懇親会 記念寮歌祭・市中行進（百年祝賀前夜祭実行委員会）	医・会議室 北大体育館（一般公開）
	一八・〇〇～	獣医学部同窓会懇親会	ホテルサンフラワー
	十五(水) 一五・〇〇～一六・〇〇	理学部同窓会総会・懇親会	理・C三一六教室
	一六・〇〇～一六・三〇	文学部同窓会総会・懇親会	文・会議室
	十六(木) 一三・〇〇～一三・〇〇	工学部同窓会・懇親会	グランドホテル
	一三・〇〇～	工学部記念学術講演会	工・B二一教室
	一三・三〇～	農学部同窓会懇親会	農・前庭
	十七(金) 一四・〇〇～	経済学部講演会	経済・会議室
	一四・〇〇～	理学部記念学術講演会	理・C三一六教室
	一八・三〇～	教育学部記念講演会	教育・会議室
	十八(土) 一四・〇〇～	男性合唱団演奏会（北大男性合唱団ＯＢ会）	市民会館（一般公開）
	二十(月)～二十五(土)	教育学部同窓会総会・懇親会	教育・会議室
		医学部附属病院 映画会・写真展 生花展・資料展	医学部 医学部附属病院
		邦楽演奏会（北大邦楽研究会 北大三曲同好会）	市民会館（一般公開）

五―一四五

第19回環境科学研究科設置準備委員会議事要旨

一九七六年九月一日決裁

「環境科学研究科設置準備委員会係綴」

（企画課／二〇一九／〇二六六）

決裁：昭和51年9月1日

起案：昭和51年8月27日

件名　第19回環境科学研究科設置準備委員会議事要旨

環境科学研究科設置準備委員会議事要旨

日時　昭和51年8月21日（土）10：15～13：05

［中略］

3．設置に関する覚書等について

庶務課長から学位の名称を環境学修士、博士とした理由について学術論文のようなものを提出してほしい旨文部省から連絡があったので、関委員に原稿をお願いし、2、3の委員の方に検討、修正を願い、別紙「環境学修（博）士と希望する理由について」および「環境科学研究科設置に関する覚書」を文部省に提出した。これは、学位規則の省令に掲げる場合に設置審議会での手持説明資料となると思われるとの報告があった。

［後略］

［別紙一］

本学環境科学研究科の学位を環境学修（博）士と希望する理由について

北海道大学

一つの科学が新たに成立するについてはさまざまな条件が考えられる。

多年にわたる研究蓄積の帰結として、論理必然的に新たな科学の展開が要求されてくる場合、既存の科学技術だけをもってしては解決し難いような新しい社会問題が発生し、これに対応するための新しい科学を社会的現実が要請する場合、既存の科学から分化し、特殊専門分野としての新しい学問が独立する場合、既存の専門科学を総合して新しい学問を体系化する場合等々、多様な事情がありうる。

環境科学についていえば、一方には現代世界が当面し

ている深刻な環境問題の解決という現実的要請があり、しかも、これはいわゆる学際的領域に属する問題であること、他方においては、科学自体における特殊専門化の閉塞的状況を打開する試みとして新しい科学の体系化への要望があることと相俟って、「環境科学」という新しい科学の発生を促がしてきたといってよいであろう。

これは世界的趨勢であるが、日本においてもほぼ同様な傾向がみられる。すなわち北海道大学以外の大学、研究機関においても環境科学的研究の必要性が強調されており、既に「環境」の名称を冠する講座が幾つか新設されているのはこの間の事情を物語るものである。

環境問題に関する学際的総合的研究の必要性と可能性とは以上の如くであるが、〃新しい酒は新しい革袋に〃といわれるように、これに新名称を付することが、この科学の性格を明瞭にし、また将来の大きな発展を期待する条件ともなる。では、この科学に如何なる名称を与えるべきか。

新科学に如何なる名称を与えるかは、その創始者の特権でもあるが、個人的恣意によるよりは、普遍妥当性をもった名称を付することが望ましいことはいうまでもない。

この科学については、これまでenvironmental scienceなる名称が慣用され、かなり普及しているので、これを邦語として「環境科学」と呼称することは必ずしも奇異とはいえないであろう。

したがって、この研究科を環境科学研究科とし、この研究科において与える称号を「環境(科)(注)学修士」「同博士」とすることは当を得たものと考える。

（環境科学研究科設置準備委員会委員
関清秀教授(文)執筆による。）

(注)「環境科学修(博)士」とするか「環境学修(博)士」とするかについては両論あったが、種々審議の末、学位規則の別表列記の学位名に○○科学修(博)士なる称号がないことから、これに平仄を合わせた方が良かろうという意味で「環境学修(博)士」とすることになった。

北大の問題

「環境(科)学修士」ではなく、各専攻毎に既存の修士号を与えたらよい、という意見について。

例えば、「環境構造学専攻」者には理学修士

「社会環境学〃」者には社会学修士
「環境保全学〃」者には農学修士
「環境計画学〃」者には工学修士
を与えたらよい、とする意見もありうると思うが、これについては次の様に考える。

教官構成及びカリキュラム編成上、学際性及び総合性を保持するよう配慮してあること。

例えば、「環境構造学専攻」の教官構成は、理学関係教官だけではなく、水産学関係、農学関係等の出身者によって構成されており、又、カリキュラム編成に関しても、当専攻の学生は、環境基礎学、人口学、生態系管理学、地域計画学等他専攻において開講される講義を必修単位として修得するよう義務づけられている等、教官構成及びカリキュラム編成の両面から学際性を保持した研究を推進すると共に環境科学の専門家を養成していく組織をとっている。したがって、これに理学修士の称号を与えるのはふさわしくない。

［別紙二］
1976. 8. 9

北海道大学環境科学研究科設置に関する覚書

Ⅰ. 経過の概要
Ⅱ. 環境問題の重要性と科学的研究の必要性
Ⅲ. 環境科学成立の必要性と可能性
Ⅳ. 北海道大学に環境科学研究科を新設する理由
Ⅴ. 北海道大学環境科学研究科の特色

北海道大学大学院環境科学研究科設置に関する覚書

(1976. 8. 9)

Ⅰ. 経過の概要

北海道大学においては、環境問題に関する研究部門を大学院に設置する考えをもち、昭和47年12月以来、公式の討論によって基本構想の検討を開始した。

翌48年2月には各学部、各研究所から1名ずつ推薦された自然、社会、人文諸科学の教授によって構成される「環境科学研究科検討委員会」が設置された。この委員会は更に小委員会を設けて精力的な検討を続け、諸分野から提案された意見を集約した結果、「環境科学研究科構成案」（別表1参照）を作成し、同年6月、必要な手続きによる審議を経て、この「案」の昭和50年度実

現を目途として昭和49年度概算要求に当ることに決定された。

その後、引続き昭和50年度概算要求の具体案を作成するため、48年10月に「環境科学研究科設立検討委員会」が設置された。

幸にして、昭和49年度予算においてこれに関する調査費が認められたので、49年9月、学長を委員長とし、他に7人の委員から成る「環境科学研究科設置準備委員会」を設置して内容の一層の充実をはかり、これが実現方を強力に推進してきた。

しかし、石油問題を契機とする経済状勢の激変は、政府予算編成にも大きな制約を与えることとなり、総需要抑制に伴なう財政圧縮の余波をうけ、昭和50年度において1専攻2講座（環境計画学専攻・地域計画学講座―工学研究科所属とする）、昭和51年度においても同様に1専攻1講座（環境構造学専攻・環境基礎学講座―理学研究科所属とする）が設置されるのみという甚だ不本意なこととなった。（別表2の資料Ⅲ及びⅣ参照）

しかし、学年進行に伴って生ずる博士後期課程編成という差し迫った問題、50～51年度設置の上記講座が一時的とはいえ既存の研究科に所属しているという不自然な状態から生ずる制度上の問題等は、環境科学研究科の独立の一日も速やかならんことを要請している。

ここにあらためて環境科学研究科の本源的課題と、長期的展望に立ってこの科学の必要性と有効性とを強調し、昭和52年度独立の措置を要望する所以である。

Ⅱ．環境問題の重要性と科学的研究の必要性

環境問題が近年新たな社会問題として深刻な論議を惹き起すようになったのは、高度の経済発展に伴ない環境汚染、環境破壊が急激かつ致命的に進行しつつあることを強く自覚し、今にして強力な環境制御策を講じ、かつ遠大な環境計画を樹立しておかなければ、やがて人類は破滅の危機に瀕するであろうことを痛感するにいたったからである。

国連は、1972年6月ストックホルムで開催した人間環境会議において、〃かけがえのない地球〃がこのままでいくならば破壊の危機に直面していることを警告し、全人類的全地球的規模の観点から、あげて環境保全に努力すべき旨の決議を採択した。

これに先立ってわが国では1971年7月環境庁を新設

し、公共福祉の立場から政府自体が環境問題と真剣に対応している。

このほか、いわゆるローマ・クラブなどの研究者グループは環境問題の視点を拡大し、世界人口の増大及び資源有限性の側面からの危機的状況をアピールした。

現在及び将来にわたる環境問題のこのような重要性の認識は、既存諸科学の強い関心を喚起し、問題解決のために諸科学の協力的研究が必要であるだけではなく、更にこれを越えた新しい科学の成立を要請する機運が醸成され、ついには環境科学（environmental science）なる新語の発生普及をみることとなった。

Ⅲ、環境科学成立の必要性と可能性

一つの科学が新たに成立するについてはさまざまな条件が考えられる。

⑴多年にわたる研究蓄積の帰結として、論理必然的に新科学の展開が要求されてくる場合

⑵既存の科学技術だけをもってしては解決し難いような新しい社会問題が発生し、これに対応するための新科学を社会的現実が要請する場合

⑶既存の科学から分化し、特殊専門分野としての新しい学問が独立する場合

⑷既存の専門分野を総合して新しい学問を体系化する場合等々多様な事情がありうる。

これを環境科学の成立についていえば概略次のような点があげられる。

⑴環境問題の重要性および緊急性が、前述のごとく、世界的視野において認識され、その根本的解決策が現実に強く要請されていること

⑵この環境問題は関連領域の広がりとその深刻さの故に、個別の自然科学、個別の社会科学のみによっては把握し解決し難い新たな課題を提起していること

⑶近代自然科学は分析的・実験的方法によって大きな発展を遂げてきたが、自然現象を自然の場で直視するという根源的態度から遠ざかるにつれて、公害、災害、有害生物の大発生のような複合的原因から生ずる大規模な現象の解明にたいしては著しく非力となる傾向が強かったこと、また、このような自然科学の研究成果にもとづいて提案された対策は、たとえ個々の現象の対策にはなりえても、包括的で均衡のとれた自然制御への道にはつながらないものが多く、結局、新たな環境汚染や災害を

惹起するという事態を繰り返してきたこと、したがって、人間をとりまく環境における高次で複雑な現象を速やかに解明するためには、これを直接自然の場でしかも包括的に研究する態度が要請されてきていること

⑷社会科学の領域においては、特に産業革命以来、諸国における経済発展こそ国民福祉向上のための中心的課題と考えられ、国民所得の限りない増大を目標とする研究及び政策が実施されてきたが、過度の経済成長がもたらした環境汚染、資源枯渇、階層格差等の発生による悲劇的結末を認識するにいたったこと、したがって、平和的にこれを解決するために政治、経済、社会のシステムを含む環境問題の総合的再検討が迫られていること、また、これまで西欧科学技術の発展を促してきた人間によって征服さるべきものとしての自然観から脱脚し、人間と自然との調和融合をはかる生活の質を中核とする新たな価値体系への転換が要請されていること

⑸環境問題に関する現実的政策、例えば産業及びエネルギー開発、人口問題、地域計画等は、社会環境と自然環境との深いかかわり合いの解明を要請していること、そして、その根源的対策の考究は現代の科学者に課せられた焦眉の課題となっていること

環境問題に関する学際的総合的研究の必要性は以上の如くであるが、次にその科学としての成立の可能性について考えてみたい。

⑴名称

新科学に如何なる名称を与えるかは、その科学の創始者の特権に属することであるが、個人的恣意によるよりは普遍妥当性をもった名称を付することが望ましいことはいうまでもない。

この科学については、これまでenvironmental scienceなる名称が慣用され、かなり普及しているので、これを邦語として「環境科学」と呼称することとする。

⑵定義

自然及び人間とその環境との相互作用のあり方を体系的総合的に研究する科学

㈠対象―自然及び社会を含む総合的統一体としての環境

㈡方法―全体論的システム・アプローチの方法

環境科学は、人間と自然とを対立的に把握するのではなく、人間をも自然の中に置いて自然の一部として理解

する立場をとる。

既存の諸科学は、分析を深化し更に狭域的専門化の方向へ進むことのみをもってその発展を考えるきらいがあった。これに対して、環境科学は、多面的な問題を内包している環境に関して、新たに総合的統一化の方法をもって接近しようとする。これは一つの〝挑戦〟である。人間とその環境問題は基本的に相互連関性をもっているが、それらすべてを効果的に研究する方法はまだ確立されていないといってよい。したがって、今後各方面から厳しい批判を受け乍ら、方法論的検討を重ねていくことになるであろう。

社会科学の中にあっては社会学も総合的性格をもつ科学であり、自然系の中では開発工学も総合的視野をもつものである。しかし、両者のいずれもそれだけでは環境の全体を把握することができない。両者の統合的視点が必要となる。

(3)内容

環境科学の研究対象としての環境は、全地球、大陸、国家、地域、地方等諸段階に区分される。したがって、環境問題はその規模に応じて多様である。

環境科学的研究の内容は、環境の過去及び現在に関する基礎的研究の分野と、将来変革の為の政策的研究の分野とに分かれる。後者は環境制御、環境計画、環境創造等を含む。これらに関する研究は、既存科学の一部門のみによっては不可能である。若干の事例を挙げて説明したい。

(イ)地球的規模における環境保全の問題は、諸国家間の利害関係、人口、資源、政治・経済等の問題と切り離しては解決し難い。

(ロ)環境汚染度の測定ないし予測は産業開発の将来計画と密接に連関している。また、産業開発の効果は生産総量によってのみ測定されるのではなく、国民の価値意識を含めた生活の質の向上をも含めて計算しなければならない。

(ハ)生産技術の改善は、単に生産量の増大をはかるだけで足りるものではなく、全地球の資源の永続的有効利用との関連で考えられなければならない。

(ニ)地域社会における環境問題は、住民の意識、価値観を無視して、行政判断だけで独善的に処理し難くなってきている。

㈱都市構築物は、単体の構造や空間構成の問題として研究されるだけではなく、その立地点における市民生活への影響をも併せ考究される必要が生じている。例えば、日照権、騒音公害などさまざまの環境権問題が発生しつつある。

以上は、わづか[ママ]数例をあげたに過ぎないが環境科学的研究内容の一端は知りうると思う。

なお、環境科学的研究の必要性と可能性とについては、北海道大学以外の大学・研究機関においても強調されている。既に「環境」の名称を冠する学科及び講座が幾つか新設されている事実はこれを証明するものと考える。

Ⅳ．北海道大学に環境科学研究科を設置する理由

これまで屢説したように、新たな環境問題に対応するためには、諸領域の研究者達がその個別的専門分野に捉われることなく、自然と社会に関する総合的視野をもつ必要があるが、これのみではその目的を十分に達することは困難である。

この問題と本格的に取り組むためには、自然、人文、社会科学の諸分野の研究者がその垣根を越えて、広い視野から相互に協力し合い、問題解決に努めうる組織制度をつくる必要がある。したがって、研究体制としては、この新たな環境問題に関する多面的アプローチと学際的な研究教育活動を可能とするような新しい機関の創設が不可欠と考える。

北海道大学において設立しようとする環境科学研究科は、上述のような観点から、人間の創造する環境と自然との調和、人間社会と自然界との調和の仕組みを研究すると共に、現に発生しつつある各種の環境問題の解決に寄与し、それを通じて人類の福祉向上に貢献することを目的とするものである。

この目的を達成するために、北海道大学においては、どの学部にも所属しない新しい方式の大学院「環境科学研究科」を設ける。その機構（案）は、4専攻から成り（別表1参照）、また新設講座と関連の深い既設講座の協力を求め、全国から選抜した修士及び博士課程の学生を収容して、既に修得した専門分野を越えた総合的研究教育を行うことが可能となるよう構成する。

幸なことに、北海道にはまだ汚染されていない広い処女地があり、わが国として今後に期待される開発と環境科学研究モデル地域としての余地を十分に残しているの

で、自然と社会に関する一貫した現地演習・実験を含む教育と研究に好適な環境条件に恵まれているといえる。

この意味で、北海道大学は日本における先駆者として、環境科学研究科の開設に重要な責任を負わんとするものである。

V．北海道大学環境科学研究科の特色

⑴研究組織及び教官構成における特色

当研究科の構成(案)は別表1にみるごとく、4専攻23講座から成っている。

各専攻は研究の相互交流によって環境研究の総合体系を形成することはいうまでもないが、専攻内の各講座編成においても自然系、社会系の組み合わせ、或は自然系の中でも理学系、工学系、農学系、水産学系等それぞれの学際的組み合わせが配慮され、また講座内においても必要に応じて例えば教授は理学系、助教授は農学系、或は教授は工学系、助教授は理学系、時によっては教授が文学系、助教授が農学系といったように、現行講座制の硬直化の弊をできるだけ避けるよう、人事面における複合的配置が考慮されている。

更にまた、これらの新設講座はこれと関連の深い学内の既設講座の協力を求めるだけではなく、プロジェクト・チーム方式を採用して、広く全国ないし世界の研究者を客員教授として迎え、これとの連繋をはかることによって研究の学際性、総合性の保持に努める仕組みを企図している。

⑵教育面における特色

これはカリキュラム編成に表現されている。すなわち、(i)環境基礎学、人口学、生態系管理学、地域計画学等、各専攻それぞれに研究科共通の必修講義担当講座を設け、(ii)単位の取得については選択制を設け、専攻にかかわりなく自由に受講できるものとし、(iii)学生はそれぞれの関心に応じて前記プロジェクト・チーム研究の一翼を担うことにより、学際的総合的研究に従事しうるなど、「環境科学」の専門家としてふさわしい人材を養成するよう配慮されている。

以上の点に北海道大学環境科学研究科の独自性が強調されている。

別表1

環境科学研究科構成（案）

専攻	Ⅰ環境構造学 (6)			Ⅱ社会環境学 (6)		
講座名	○環境基礎学	海洋環境学	環境気候学	大気環境学	陸上生態系学	海洋生態系学	○人口学	環境医学	環境法学	人間生態学	環境病理学	社会心理学
講座内容	自然史、環境変遷史、環境原論	海洋物理学、沿岸海洋学、海空相互作用論	環境大気科学、気候変動論、水循環論	土壌生態学、地形動態学、生地[ママ]・地球化学	生態系構造学、個体群動態学、生物物質循環学	海洋生態系構造論、海洋生態系栄養力学	人口静態論、人口動態論	医学概論、環境医学総論、環境生理学、環境衛生学、環境医化学、栄養食品学	環境法総論、比較制度論、環境行政法	集落分布論、集落構造論	環境疫学、環境病態学、環境病因学、毒性学、遺伝学	行動環境論、精神衛生学、情報環境論

	Ⅲ環境保全学 (5)			Ⅳ環境計画学 (6)		
客員部門	○生態系管理学	災害科学	地域代謝学	寒地環境学	環境景観学	○地域計画学	環境系統学	資源計画学	環境創造学	生活環境学	産業立地学
	生態系保護論、野生生物管理学、資源生物管理学	災害史、環境変動学、災害資料解析学、防災計画論	地域環境代謝学、自然容量学、環境計測学	寒冷地形学、寒冷地生態学、寒冷生活学	環境景観論、景観分析法、環境景観計画および設計	地域計画論、地域分析法、地域計画手法、地域社会学基礎論	自然環境解析論、社会環境系統解析論、環境－人間系解析論、環境予測学	資源論、エネルギー資源学、水資源計画学、水経済、水法及び水制度論	定住空間学、空間資源学、環境適応学	生活構造論、環境教育論、	産業立地原論、産業立地形態論、産業立地計測論、産業立地制御論

○印は必須の共通講義担当講座

別表2

資料Ⅰ

専攻	講座
環境構造学専攻	環境基礎学講座
	環境気候学講座
	大地環境学講座
	海洋環境学講座
	陸上生態系学講座
	海洋生態系学講座
社会環境学専攻	人口学講座
	人間生態学講座
	環境医学講座
	環境病理学講座
	社会心理学講座
	環境法学講座
環境保全学専攻	生態系管理学講座
	災害科学講座
	寒地環境学講座
	環境景観学講座
	地域代謝学講座
環境計画学専攻	地域計画学講座
	環境創造学講座
	資源計画学講座
	生活環境学講座
	産業立地学講座
	環境系統学講座

資料Ⅱ

専攻	基幹協力の別	講座・部門
環境構造学専攻	基幹	○環境基礎学講座
		○海洋環境学講座
		環境気候学講座
	協力	○気象学講座
		○植物分類学講座
		○動物系統分類学講座
社会環境学専攻	基幹	○人口学講座
		○環境医学講座
		環境法学講座
	協力	○衛生学講座
		○建築計画学第十講座（社会法講座）
		○農政学講座

環境保全学専攻	基幹	○生態系管理学講座 ○災害科学講座 地域代謝学講座
	協力	○物理学部門 ○土質工学講座（花卉・造園学講座） ○分析化学講座
環境計画学専攻	基幹	○地域計画学講座 ○環境系統学講座 資源計画学講座
	協力	○建築構造学第一講座（建築計画学第一講座） ○応用動物学講座（土質工学講座） ○土質改善学講座

注　○印は昭和五十年度に概算要求されたものである。

資料Ⅲ（昭和五〇年度設置－工学研究科）

専攻	基幹協力の別	講座・部門
環境計画学専攻	基幹	地域計画学講座
	協力	土質工学講座
		建築構造学第一講座
		建築計画学第一講座
	教育協力	植物寄生病学・樹病学講座
		砂防工学講座
		物理学部門
		分析化学講座

資料Ⅳ（昭和五一年度設置－理学研究科）

専攻	基幹協力の別	講座・部門
環境構造学専攻	基幹	環境基礎学講座
	協力	気象学講座
		植物分類学講座
		動物系統分類学講座
	教育協力	漁場学講座
		海洋部門

［注記］　原文一部横書き。

五―一四六　創基百周年記念式典　式辞

一九七六年九月十五日

『北大時報』第二七一号（一九七六年十月）

記念式典式辞及び祝辞

式辞

北海道大学長　今村成和

本日ここに、文部大臣をはじめ、国の内外から来賓各位多数のご臨席を得て、北海道大学創基百周年の記念式典を挙行いたしますことは、私共のもっとも光栄とし、かつ、心から喜びとするところであります。

顧みますれば、今から百年前の明治九年八月一四日、札幌農学校の開校式が挙行され、ここに、本学の歴史の第一頁が開かれたのであります。その後東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学の時代を経て今日に至る沿革の概要につきましては、別にご報告申上げることになっておりますが、ここで一言申し述べますならば、わずかに、三名の外人教師を含む六名の職員と二四名の生徒によって開校式を挙げた、北海道開拓のための一農業教育機関が、百年の星霜を経て、四千数百名の教職員と、一万一千余名の学生を擁する、わが国屈指の総合大学に迄発展し、その間、社会の各方面に活躍する四万四千余名の卒業生を世に送り出すに至りましたことは、わが国学制史上におきましても、きわめて注目に価するところと思われるのであります。

しかし、これは決して、偶然の所産ではありません。札幌農学校創設のために、ウイリアム・S・クラーク博士が、米国マサチューセッツ農科大学長の現職の儘来札され、僅かな期間のうちに、近代的な大学としての基礎を固め、かつ、すぐれた校風を礎き上げられたこと、同校第一期生としてその直接の薫陶を受けられた佐藤昌介先生が、明治一九年札幌農学校教授になられて以来、同二七年には同校長に就任、その後、昭和五年北海道帝国大学総長の地位を去られる迄の四十数年の間、本学発展の歴史を一身に担ってこられたこと。この輝く両巨星をはじめとし、初代札幌農学校長調所広丈先生およびこれに続く歴代の校長、総長、学長の方々。その下で、教育と研究に打込んで来られた部局長並びに教職員の皆さん。これらすべての人々の献身的な努力なくしては、今

日の北海道大学は、到底あり得なかったでありましょう。

それ許りではありません。地域社会の方々の北大に寄せられた愛情と期待が、北大の発展を力強く支えて来ました。古くは、札幌農学校の大学昇格運動、大正期の帝国大学設立運動、近くは戦後の法文系学部新設運動、これらは皆その結晶でありました。

そして更に、国立大学としての本学の今日を礎き上げる上に、何よりも大きな力をかされた歴代の文部大臣はじめ当路の方々。

私共は、本日のこの記念すべき式典に際しこれら本学のために尽された方々の余りにも多いことに、改めて深い感銘を覚えつつ、ここに深甚の謝意を表する次第であります。

また本日は、マサチューセッツ大学長ウッド博士、ポートランド州立大学長ブルーメル博士をはじめ、海外からも、多くの先生方のおいでをいただいております。これら諸先生をはじめ、本学における教育・研究の進展のために寄与して下さった国内外の多数の先生方に対しても、心から感謝の意を表したいと思います。

さて、わが北海道大学は、このように、実に数多くの方々の力によって、今日の大をなすに至ったのでありますが、その核心を為すものが、今日にいたるまでの本学を守り育てた諸先輩の、教育と研究に対する情熱であったことは、申すまでもありません。とくに、札幌農学校時代に蓄積された人材が、帝国大学への発展の原動力となり、本学を今日あらしめる基礎となったのでありまして、ここに私共は、クラーク博士の教えであるビー・アンビシャスの精神が、先づその膝下において、花開いたのをみることができるのであります。

そして私共は今、わが北海道大学の第二世紀に向って、大きく羽ばたこうとしております。それは、諸先輩の志を受継ぎ、発展させることに外なりませんが、私共は、今何を目指して羽ばたこうとしているのでありましょうか。

ここで重ねて、古い農学校時代を想起いたしますならば、ある一期生は、開校の翌年、クラーク博士が帰国される際に、級友を代表して博士に送った手紙の中で、次のように述べています。

「人は皆、私達の学校を大変貧弱だと考えていますが、実は賢者（Wise man）が巌の上に建てた家のよ

うなものですから、いずれその名声は国中にとどろき、遂には地球の反対側にまで達するでしょう。」

又、二期生の中で、後年それぞれ著名な教育者、宗教家、学者となった新渡戸稲造、内村鑑三、宮部金吾の三人は、卒業も間近いある日、

「札幌を、かってソクラテスを出し、プラトーを出し、アリストテレスを出したアゼンスたらしめん。」

と誓い合ったという話が伝わっています。

これらのことは、当時にあっては、多分遠い未来の夢だったことでしょう。しかし、そういう夢を抱かせる何ものかが、当時の農学校にはありました。そして、この一期生の夢は、今や現実のものとなり、本日の式典には、まさに地球の反対側からも、お客様をお迎えしています。

また、札幌を、国際的な学術文化の中心地たらしめんという願いも、今では、私共の肩にかかった現実の責任となっています。わが国有数の総合大学に迄発展したわが北海道大学の、これは、学界における当然の責務といわなくてはならないでしょう。

このように、遠い草創期の先輩が夢みたとおり、学問の国際的環境の中で重要な役割を果しつつ、限りない前進を続けることにこそ、第二世紀におけるわが北海道大学の姿があらねばならぬ、と存ずる次第であります。

しかしながら、私共はまた、同時に、もっと足下を見詰めなければならない必要にも迫られております。

現代における科学技術文明の飛躍的な発展は、私共の社会生活を豊かなものにいたしました。それを可能ならしめているものが、大学教育の普及による教育水準の向上にあることは、申すまでもないことでありましょう。

しかるに、今日におきましては、科学技術の発展のもたらすマイナス面の影響が、非常に大きくクローズアップされて参りました。これに対しては、人類は、制御能力を失うに至ったのではないか、とさえ憂えられているのであります。もとよりこれは、ひとり大学の責任にのみ帰すべき問題ではありません。しかし、学問の発達が、大学における教育と研究の細分化をもたらし、それに伴う大局的視野の喪失という現象を生じたことに、その原因の一端があるといたしますならば、私共は、かって夢多き青年の数多くを育てた初期の札幌農学校におきましては、単なる技術教育の域をこえた市広い、全人教育が実行されていたことを、ここでも想起せざるを得ないの

であります。

そして今私共は、大学改革の中心課題として、教養課程の改革に取組んでおりますが、これはまさに、新しい人間形成教育の在り方をまさぐりつつ、この問題の解決に、一歩でも近づくことを目的としているのであります。

しかしながら、もちろん問題は、これだけのことで片付く性質のものではありません。大学における教育と研究の全般に亘る問題が、そこには横わっているのであります。戦後科学者は、平和のために生きる決意を新たにいたしましたが、今や私共は、人類社会への奉仕を目指す学問の在り方について、真剣な反省を怠ってはならぬ時期に際会しています。そしてそのためには、人文・社会・自然の各分野を網羅した、一大総合大学としての本学の特質は、十分に生かされなくてはならぬでしょう。私共は、狭い専門領域に閉じこもることなく、他の分野との学問的並びに人間的交流を密にし相携えて人類社会の発展に尽したいと思います。

百年前の開校式に際し、クラーク博士は、ロフティ・アンビション（高邁な志）をもて、と生徒達に呼びかけました。百年後の今日も、同様に、ロフティ・アンビションを額に掲げて、われわれは前進を続けなければなりません。それが、私共に課せられた使命であることを述べて、この式辞を結びたいと存じます。

昭和五十一年九月十五日

五―一四七　練習船北星丸竣工成る

一九七六年十二月
『北大時報』第二七三号

練習船北星丸竣工成る

水産学部附属練習船北星丸船長
助教授　山本昭一

本誌八月号（No.二六九）で新北星丸の建造計画についてその概要を紹介したが、その後、工事も順調に進み去る十月三十日当初の計画通り竣工完成を見るに至った。

本船は、練習船北星丸の第三代目に当り、初代、第二代に較べ、船型、規模、各種の装備等あらゆる面で大型に整備されており、時代の要請に充分応え得る漁業練習船となっている。

本船の建造にあたっては、当初学部段階でその基本構想が検討されたのであるが、そこでは当然のことながら、大学における漁業練習船の在り方、具体的には漁業学系学生の総合実習の場としての側面、研究調査船としての側面から、かなりの時間が充当されて検討が行われ、最終的には、許された条件の範囲内で可能な限り、いわゆる多目的漁業練習船の構想が浮き彫りにされたのである。

ここに多目的とは、操業基礎の異なる複数の漁撈形態をマッチングさせ、操業上の同時性を追求することを意味しており、わが国では全く新しい試みである。

このような構想は、学部長を委員長とする新北星丸代船建造委員会（船体構造、機関、航海計器および通信、漁撈装備、調査研究、漁獲物処理の六部会で構成）において、さらに、総合的に検討され、大学案として正式に財団法人漁船協会にその基本設計が依頼されたのである。

この段階でも練習船としての性格から、前述のような新しい試みに対する問題点が指摘され、繰り返し論議されることになったが、同協会では、斯界の権威者十数名からなる研究会が持たれ、前後十数回にわたる検討を重ねた結果、大学案を基盤とした多目的漁業練習船の基本設計が出来上ったのである。

この間、特に漁撈装備関係については、漁撈設備近代化研究会の御協力もあり、漁撈設備の総合集約化を図ること、多目的操業の実をあげるための創意に多くの苦労が秘められている。

紙面の都合で設備の詳細を紹介することが出来ないが、その主要な項目を列記すると別掲のとおりである。

このように新北星丸は、多くの人達の英知を集め、将来の水産界を担うべき若人の養成に相応しい練習船として誕生したのである。

竣工後、新潟より函館に廻航され、十一月二十日函館において、又、十一月二十九日には東京において一般公開等の各種行事が行われ、十二月初め三陸および房総沖合海域においての試験操業が行われた後、いよいよ来年一月には本学部特設専攻科学生を乗せ、南方海域での練習航海に船出する予定であり、乗組員一同新船での処女航海に満を持しているところである。

漁業練習船北星丸

全長	62m32
垂線間長	56m00
巾（型）	11m10
深（型）第２甲板	4m60
深（型）上甲板	6m90
計画吃水	4m00
総トン数	892.92G.T.
主機関	ニイガタ 6M37X 2100PS × 300rpm 1基
プロペラ	可変ピッチ式×1基
主発電機	350KVA × 3台
バウスラスター	電動 190kW × 1台
アンチローリングタンク	U型ダクト式 1台
試運転最大速力	14.67ノット
航海速力（85%負荷）	約12.5ノット
定員	職員 10名　部員 17名 教官 4名　学生 40名 計71名

漁撈機械

(1)	トロール兼まき網ウインチ 油圧式 10/5T × 35/70m/min	× 2台
	自動投揚網装置付	
(2)	まき網揚網機 油圧式 トリプレックス	× 1台
	網捌クレーン及漁艇（206PS）付	
(3)	まぐろ延縄 ラインホーラー 油圧式	× 1台

浮縄巻機及コンベヤー　×1式

(4)　さけ、ます流網　ネットホーラー　油圧式　×1台
　　ネットキャリー　油圧式　×1式

第1研究室（DRY）

STD指示器、分光計、サリノメータ、実体顕微鏡、独立採水装置等1式

第2研究室（WET）

飼育水槽、魚鱗圧象機、独立採水装置、自動水温塩分計「、」恒温乾燥器等1式

電子計算機室

中央処理装置（16kW）、入出力タイプライター、テープリーダー、磁気記録器

航海計器・無線装置

ジャイロ・レーダー×2、衝突予防装置、ハイブリッド航法装置（ロラン×2、オメガ、NNSS、X.Yプロッター）デッカ、魚探×3、ソナー、トロールネット計、まきあみ計、吃水計、微風向風速計、電磁ログ、無線装置シンセサイザー、自動追従1kW外1式

五―一四八　北海道大学触媒研究所規程

一九七七年一月十九日施行
『北大時報』第二七五号（一九七七年二月）

北海道大学触媒研究所規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規程に基づき、北海道大学触媒研究所（以下「本研究所」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（本研究所の目的）

第二条　本研究所は、触媒に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

（研究部門）

第三条　本研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

理論化学
触媒構造学
物理化学
化学動力学

有機触媒
酸塩基触媒
（職員）
第四条　本研究所に、次に掲げる職員を置く。
教授
助教授
講師
助手
事務職員
技術職員
（所長）
第五条　本研究所に、所長を置く。
2　所長は、本研究所の教授をもって充てる。
3　所長は、本研究所の所務をつかさどる。
（所員会議）
第六条　本研究所に、所員会議を置く。
2　所員会議は、本研究所専任の教授、助教授、講師及び助手をもって組織する。
3　所員会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
一、教員の人事に関する事項
二、予算に関する事項
三、施設に関する事項
四、研究及び教育に関する事項
五、前各号に掲げる事項のほか、本研究所の運営に関する重要事項
4　所員会議の運営に関しては、所員会議の議を経て所長が定める
（事務組織）
第七条　本研究所の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和三十五年海大達第一号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和三十七年海大達第三号）の定めるところによる。
附則
この規程は、昭和五十二年一月十九日から施行する。

五―一四九

北海道大学理学部附属有珠火山観測所規程

一九七七年四月二十日施行
『北大時報』第二七八号

北海道大学理学部附属有珠火山観測所規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の規定に基づき、北海道大学理学部附属有珠火山観測所（以下「観測所」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（観測所の目的）

第二条　観測所は、火山活動及びそれに関連のある現象を観測し、並びに火山に関する学理を研究及び教育することを目的とする。

（職員）

第三条　観測所に、次に掲げる職員を置く。

所長　助手　技術職員

（所長）

第四条　所長は、北海道大学理学部の教授又は助教授をもって充てる。

2　所長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の監督の下に、観測所の業務を掌理する。

（運営委員会）

第五条　観測所に、北海道大学理学部附属有珠火山観測所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会は、観測所の運営に関する重要事項を審議する。

3　運営委員会の組織及び運営については、理学部長が別に定める。

（火山活動移動観測班）

第六条　観測所に、火山活動移動観測班を置く。

（委任）

第七条　この規程に定めるもののほか、観測所の組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が別に定める。

附則

この規定は、昭和五十二年四月二十日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する

五―一五〇

北海道大学環境科学研究科規程

一九七七年五月十八日施行
『北大時報』第二七九号（一九七七年六月）

北海道大学大学院環境科学研究科規程

第一章　専攻、課程及び講座

第一条　北海道大学大学院環境科学研究科（以下「本研究科」という。）に、次の専攻を置く。

環境構造学専攻
社会環境学専攻
環境保全学専攻
環境計画学専攻

第二条　本研究科の課程は、博士課程とする。ただし、環境構造学専攻、社会環境学専攻及び環境保全学専攻の課程は、修士課程とする。

第三条　本研究科の各専攻に別表第一のとおり基幹講座及び協力講座を置く。

第二章　入学、再入学及び転学

第四条　本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院通則（昭和二十九年海大達第三号。以下「通則」という。）第四条第四項及びこの規程第二条ただし書に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては、通則第十条第一項、通則第四条第四項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては、通則第十条第二項に規定する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第五条　通則第十三条第一項第一号又は第二号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願い出た場合は、欠員のあるときに限り、選考の上入学を許可することがある。

第三章　授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第六条　各専攻の授業科目及び単位は、別表第二のとおりとする。

第七条　修士課程の修了要件は、大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2　前項の場合において、教授会が、専攻の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成

果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3　専攻の指導教官が必要と認めたときは、教授会の議を経て他の専攻若しくは他研究科の専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

第八条　博士課程の修了要件は、大学院に五年（修士課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において三十単位以上、博士後期課程において十単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

第九条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

2　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士後期課程を通して十単位を超えない範囲で教授会の議を経て第七条第一項又は前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、博士後期課程の学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第十条　授業科目の履修法方の細目については、教授会の議を経て研究科長が定める。

第十一条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は、当該授業科目の授業が修了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、教授会の議を経て臨時に実施することがある。

第十二条　科目試験の成績は、優、良、可及び不可の四種とし、優、良、可を合格とする。

第十三条　修士課程及び博士課程の学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第四章　学位授与

第十四条　本研究科の学位は、第七条及び第八条に定め

るところにより所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、提出した学位論文の審査及び試験に合格した者について、教授会の議を経て、本学大学院委員会で認証の上授与する。

第五章　聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生、委託生及び外国学生

第十五条　本研究科の授業科目中一科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、教授会の議を得て、聴講生としてこれを許可することがある。

2　聴講生となることのできる者は、当該授業科目について、相当の学力があると認められた者でなければならない。

3　聴講生は、学期又は学年ごとに許可する。

第十六条　本研究科において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2　特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3　特別聴講学生に係る試験については、第十一条の規定を準用する。

第十七条　本研究科において研究指導を受けようとする他大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第十八条　本研究科において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、研究生としてこれを許可することがある。

2　研究生は、指導教官の指導を受けて研究に従事する。

3　前二項に規定するもののほか研究生については、北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号）第四十七条から第六十条までの規定を準用する。この場合において、同通則の規定中「当該学部」、「当該学部長」及び「当該学部教授会」とあるのは、それぞれ「環境科学研究科」、「環境科学研究科長」及び「環境科学研究科教授会」と読み替えるものとする。

第十九条　通則第三十八条及び第三十九条の規定による委託生の入学については、教授会の議を経て、許可することがある。

第二十条　通則第四十二条及び第四十三条の規定による外国学生の入学については、教授会の議を経て、許可することがある。

附則

1　この規定は、昭和五十二年五月十八日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2　昭和五十二年三月三十一日に北海道大学大学院理学研究科環境構造学専攻又は北海道大学大学院工学研究科環境計画学専攻に在学する者で、昭和五十二年四月一日に北海道大学大学院環境科学研究科環境構造学専攻又は環境計画学専攻（修士課程）に在学することとなった者が履修すべき授業科目及び単位は、別表第二の規定にかかわらず、次の表に掲げるところによるものとする。

環境構造学専攻

授業科目		期間	毎週時数		単位
			講義	実験・演習	
必修科目	環境原論	半年	二		二
	自然史	半年	二		二
	環境構造学研究	一年		一五	一〇
	環境構造学実習	一年		三	二

論文輪講					
計		三年		三	六
					二二
選択科目	環境変遷史	半年	二		二
	環境気象学	半年	二		二
	雲物理学	一年	二		四
	気象学特論	一年	二		四
	藻類学	半年	二		二
	顕花植物学特論	半年	二		二
	植物生態学特論	半年	二		二
	環境動物系統学	半年	二		二
	動物生態学特論Ⅰ	一年	二		四
	動物生態学特論Ⅱ	一年	二		四
	環境海洋学	半年	二		二
	沿岸海洋学	半年	二		二
	計				三二
合計					五四

環境計画学専攻

授業科目	単位
地域計画論(G)	二
地域開発史(G)	二
地域計画手法(G)	二
地域分析法(G)	二
地域計画学演習(G)	二
地域計画学実習(G)	二
都市計画特論第一	二
都市計画特論第二	二
都市計画特別講義	二
都市計画特別演習	三
都市計画特論演習	三
都市計画特別ゼミナール	六
土質工学特論第一	二
土質工学特論第二	二
土質工学特論第三	二
土質工学特論演習	二
土質工学特論ゼミナール	六
建築構造力学特論演習	一
応用弾塑性学特論	二
応用弾塑性学特論演習	二
防災計画特論	二
耐震耐風構造特論	二
建築構造特別ゼミナール第一	六
生態系保護論	二
資源生物管理学	二
環境変動学	二
災害史	二
雪氷物理学	二
低温物理学特論	二
分析化学特論	二
分析化学実験指導法	二
建築構造力学特論	三

別表第一

専攻名	講座の種類	講座名
環境構造学専攻	基幹講座	環境基礎学講座
	協力講座	気象学講座（理学部地球物理学科）
		植物分類学講座（理学部生物学科）
		動物系統分類学講座（理学部生物学科）
	基幹講座	環境医学講座
社会環境学専攻	協力講座	衛生学講座（医学部医学科）
		社会法講座（法学部法学課程）
		農政学講座（農学部農業経済学科）
	基幹講座	生態系管理学講座
環境保全学専攻	協力講座	物理学部門（低温科学研究所）
		花弁・造園学講座（農学部農学科）
		環境昆虫学講座（農学部農業生物学科昆虫学講座）
		分析化学講座（理学部化学科）
	基幹講座	地域計画学講座
専攻	基幹講座	建築構造学第一講座（工学部建築工学科）

別表第二

修士課程

学環境計画学		
協力講座	建築計画学第一講座（工学部建築工学科）	
	土質工学講座（工学部土木工学科）	

環境構造学専攻

授業科目	単位
必修科目	
環境原論	二
人口学総論	二
生態系保全論	二
地域計画論	二
自然史	二
論文輪講	四
環境構造学研究	八
環境構造学実習	二
選択科目	
環境変遷史	二
環境基礎学演習	二
環境基礎学実習	二
環境気象学	二
気象学特論	二
雲物理学	二
環境海洋学	二
沿岸海洋学	二
植物生態学特論	二
藻類学	二
顕花植物学特論	二
動物生態学特論一	二
動物生態学特論二	二
環境動物系統学	二

社会環境学専攻

授業科目	単位
必修科目	
環境原論	二
人口学総論	二
生態系保全論	二
地域計画論	二
社会環境学研究八	
社会環境学実習	二
論文輪講	二
選択科目	
環境医学総論	二
環境医学演習	二
環境生理学	二
環境衛生学	二
環境中毒学	二
地域保健学	二
衛生学特論	二
人口学特論	二
環境法特論第一	二
環境法特論第二	二
社会保障法特論	二
労働法特論	二
開発財政学	二
地域社会学基礎論	二
集談社会学演習	二
社会行動論演習	二
社会心理学演習	二
社会人類学演習	二
文化基礎理論演習	二
都市計画特論第一	二
都市計画特論第二	二
農政学特論	二
環境測定法演習	二
社会調査法演習	二

環境保全学専攻

授業科目	単位
必修科目	
環境原論	二
人口学総論	二

生態系保全論	二
地域計画論	二
環境保全学研究八	
環境保全学実習	二
論文輪講	四
選択科目	
資源生物管理学	二
植物生態学特論	二
野生生物管理学	二
生態系管理学演習	二
生態系管理学実習	二
森林環境論	二
森林環境保全論	二
寒地環境学特論一	二
寒地環境学特論二	二
環境緑地論	二
環境昆虫学特論一	二
環境昆虫学特論二	二
植物病理生態学	二
環境分析化学特論一	二
環境分析化学特論二	二
農業物理学特論	二
土質改善学特論	二
土質防災工学特論第一	二
土質防災工学特論第二	二
環境法特論第一	二
環境法特論第二	二
人口学特論	二
開発財政学	二
地域開発史	二
災害史	二
大気汚染解析論	二

博士課程

環境計画学専攻

授業科目	単位
必修科目	
環境原論	二
人口学総論	二
生態系保全論	二
地域計画論	二
環境計画学研究八	
環境計画学演習四	
環境計画学実習	二
選択科目	
地域開発史	二
地域計画手法	二
地域分析法	二
都市計画特論第一	二
都市計画特論第二	二
交通計画特論	二
地域水代謝計画論	二
環境緑地論	二
森林環境保全論	二
地域社会学基礎論	二
社会調査法演習	二
開発財政学	二
災害史	二
防災計画特論	二
耐震耐風構造特論	二
動的解析法	二
土質防災工学特論第一	二
土質防災工学特論第二	二
環境衛生学	二
寒地環境学特論一	二
環境法特論第一	二
環境法特論第二	二
環境計画学特別研究第一	六
環境計画学特別研究第二	六
環境計画学特別研究第三	六
環境計画学特別研究第四	六

備考　必修科目は、修士課程において履修するものとする。

五―一五一

附属苫小牧演習林の林冠観測塔と森林資料室が完成

一九七七年七月
『北大時報』第二八〇号

附属苫小牧演習林の林冠観測塔と森林資料室が完成される

農学部附属苫小牧地方演習林長
助教授　石城謙吉

昨年八月以来建設工事が進められていた農学部苫小牧地方演習林の林冠観測塔と森林資料室が去る三月に竣工した。

この二つの施設は、苫小牧地方演習林を総合的な森林研究の場として充実発展させようとする構想に基づき、その二本の柱として立案されたものであり、前者は森林を対象とする多様な研究調査活動の拠点として、また後者は研究資料と標本の蓄積のセンターとしての役割りを担うものとして作られた。

林冠観測塔は高さ約三一mであるが、この観測塔による活動の主な狙いは、

(1) 森林内の環境条件や動植物の生理生態の立体的把握。

(2) 無機環境から動植物の生態にいたる多様なデーターの総合的収集。

(3) 収集される膨大なデーターの長期間にわたる継続的記録。

の三点である。この目的に従って塔には地上から森林上空まで四層の観測室が設けられており、一階（地上部）以外の観測室には三六〇度回転と伸縮が可能な移動観測台が設置され、研究者や測定機器が森林空間に自由に乗り出して活動することが出来る仕組みになっている。

また得られたデーターは一階のコンピューター室に送られて記録・集計処理される。

尚この観測塔は二七四〇haの森林の中のあくまでも一定点であるとの観点から、林内には他に五個所の観測局が設けられており、それらで得られたデーターはテレメーターシステムによって観測塔のコンピューター室に伝送され、塔内で得られたものと一括して処理されることになっている。従ってこの林冠観測塔は単なる定点観測のみでなく、苫小牧地方演習林の森林内におけるデー

ター収集網の中枢の役割りも兼ねている。

一方森林資料室は延べ床面積約一、二〇〇㎡のRC二階建ての建物である。一階には動植物をはじめとする自然誌関係の標本、資料の収蔵と展示を、また二階には林業機械器具、木材、木工品、林産加工物など林業・林産関係の標本、資料の収蔵と展示をする方針で作業が進められている。そのほか一階には事務室、資料室、研究室、作業室、暗室があり、二階には実験室、講堂、応接室があって、本資料室が標本資料の蓄積の場であると同時に研究、教育並びに啓蒙活動の場としての機能も果たし得るようになっている。特にこの森林資料室の内装工事にあたっては、この建物のもつ森林博物館的な性格に鑑みての配慮がなされ、応接室、講堂、吹き抜けなどの五ヵ所の板壁に北海道の代表的広葉樹材であるヤチダモ、ミズナラ、マカバ（ウダイカンバ）、セン（ハリギリ）、キハダが用いられた。

今回苫小牧地方演習林に建設されたこれら二つの施設は、ともに北大における新しい試みであり、特に林冠観測塔は他に前例のないものであるだけに、計画段階から竣工にいたる間を通じて関係者には多大の困難が課せられた。これら二つの施設の完成が、学内関係者各位の絶大なる努力と協力の賜であることを附記して謝意を表したい。

五―一五二

北海道地区国立大学大滝セミナーハウス規則（案）について

一九七七年十二月二十一日

「評議会議事録」（〇〇四七―一三）

評議会議事録

日時　昭和五十二年十二月二十一日（水）　午後三時三十九分開会　午後五時二十分閉会

［中略］

二、北海道地区国立大学大滝セミナーハウス規則（案）について

本件について、学長から発議され、説明があった後、審議の結果、別紙資料二による原案どおり昭和五十二年十二月二十一日から施行することが議決された。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道地区国立大学大滝セミナーハウス規則を次のように定める。

昭和五十二年十二月二十一日

北海道大学長　今村成和

北海道地区国立大学大滝セミナーハウス規則

（設置）

第一条　北海道大学に、学生及び職員の合宿研修施設として、北海道地区国立大学大滝セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を置く。

（目的）

第二条　セミナーハウスは、共同生活を通じ、学生及び職員の交流を促進するとともに、学生の正課及び課外教育活動を助長し、もって大学教育の効果を高めることを目的とする。

（事業）

第三条　セミナーハウスは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　大学セミナー等の行事を主催すること。

二　合宿研修等を行う者に、その施設を利用させること。

三　その他セミナーハウスにおいて必要と認める事業

（利用者の範囲）

第四条　セミナーハウスの施設を利用することができる者は、北海道に所在する国立大学（以下「地区大学」という。）の学生及び職員とする。

2　セミナーハウスの施設は、前項に規定する者のほか、北海道に所在する国立高等専門学校の学生及び職員その他適当と認める者に利用させることができる。

（所長）

第五条　セミナーハウスに、所長を置く。

2　所長は、北海道大学学生部長をもって充てる。

3　所長は、セミナーハウスの業務を掌理する。

（委員会）

第六条　セミナーハウスに、北海道地区国立大学大滝セミナーハウス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、セミナーハウスの運営に関する重要事項について審議する。

（委員会の組織）

第七条　委員会は、所長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　北海道大学学生部委員会委員（以下「学生部委員」という。）のうちから、学生部長が推薦する教官四名

二　北海道大学の庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長

2　前項第一号に規定する委員は、北海道大学長が委嘱する。

3　第一項第一号に規定する委員の任期は、当該者の学生部委員の任期とする。

（委員会の会議）

第八条　所長は、委員会を招集し、その議長となる。

2　所長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（協議会）

第九条　セミナーハウスに、北海道地区国立大学大滝セミナーハウス運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2　協議会は、セミナーハウスの円滑な運営に資するため、地区大学間の連絡調整を図る。

（協議会の組織）

第十条　協議会は、所長及び次の各号に掲げる協議員を

もって組織する。

一　地区大学（北海道大学を除く。）学生部長

二　地区大学事務局長

2　前項に規定する協議員（北海道大学事務局長を除く。）は、北海道大学長が委嘱する。

（協議会の会議）

第十一条　所長は、協議会を招集し、その議長となる。

（事務）

第十二条　セミナーハウスの事務は、北海道大学学生部学生課において処理する。

（補則）

第十三条　この規則に定めるもののほか、セミナーハウスの運営について必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規則は、昭和五十二年十二月二十一日から施行する。

制定理由

本学に設置する北海道地区国立大学大滝セミナーハウスの組織、運営等について所要の定めをするものである。

五―一五三　百年記念会館規則

一九七八年一月二十五日施行

『北大時報』第二八七号（一九七八年二月）

百年記念会館規則

（設置）

第一条　本学に、創基百周年を記念して、百年記念会館（以下「会館」という。）を置く。

（会館の目的）

第二条　会館は、職員、同窓生及び旧職員の利用に供することにより、その交流等を図り、併せて本学の歴史を物語る諸資料等を展示し、もって本学の教育研究の進展に資することを目的とする。

（施設）

第三条　会館に、次の施設を置く。

一　大会議室　一

二　小会議室　三

2　会館に、前項に掲げる施設のほか、展示廻廊、ロビー、食堂及び応接室その他の施設を置く。

（使用の基準）
第四条　前条第一項に掲げる施設は、次の用途に使用させる。
一　職員相互の交流のための行事
二　同窓生又は旧職員と職員との交流のための行事
三　本学の主催する行事
四　その他当該施設を使用させることが適当と認められるもの
（職員）
第五条　会館に、館長、次長及び主事を置き、それぞれ学長、事務局長及び経理部長をもって充てる。
2　会館に、前項に規定する者のほか、館員を置き、経理部の職員をもって充てる。
（職員の職務及び権限）
第六条　館長は、会館の業務を統轄する。
2　次長は、館長を助け、会館の業務を整理し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　主事は、館長及び次長を助け、会館の業務を掌理する。
4　館員は、上司の命を受け、会館の事務に従事する。
（評議員）
第七条　会館に、評議員七人以内を置く。
2　評議員は、会館の管理運営に関する重要事項について、館長に助言する。
3　評議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
一　各学部長のうちから六人以内
二　大学院環境科学研究科長及び各研究所長のうちから一人
4　評議員には、第一項の規定にかかわらず、学長が適当と認める者三人以内を加えることができる。
5　評議員は、学長が委嘱する。
（運営協議会）
第八条　会館に、運営協議員八人以内を置く。
2　運営協議員は、会館の運営に関する事項について、館長の諮問に応じる。
3　運営協議員は、本学の教授又は助教授のうちから、学長が委嘱する。
（補則）
第九条　この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、別に学長が定める。

附則

この規則は、昭和五十三年一月二十五日から施行する。

五―一五四

北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター規程（案）について

一九七八年サマーセッションの実施について

一九七八年四月十九日

「評議会議事録」（〇〇四八―〇四）

評議会議事録

日時　昭和五十三年四月十九日（水）　午後二時五分開会　午後三時五十分閉会

［中略］

七、北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター規程（案）について

本件について学長から発議され、教育学部評議員から制定理由等について説明があった後、審議の結果、別紙資料七による原案どおり制定し、昭和五十三年四月十九日から施行することが議決された。

［中略］

十三、一九七八年サマーセッションの実施について

学長から、本年実施されるサマーセッションには、マサチューセッツ大学とポートランド大学とが合流し参

加することになり、このたび、サマーセッションプログラム専門委員会から別紙資料十三のとおり計画が作成され、これにより実施されることになったことの報告があった後、本年以降のサマーセッションの実施にあたり同専門委員会だけでは実施が困難であるため、主として協力いただく担当部局として第一回農学部及び獣医学部、第二回医学部［、］第三回工学部、第四回理学部、第五回文学部及び教育学部、第六回法学部及び経済学部、第七回歯学部及び薬学部、第八回環境科学研究科及び四研究所の順に依頼したい旨諮られ審議の結果これが了承された。

［後略］

［別紙］

海大達第三十一号

北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター規程を次のように定める。

昭和五十三年四月十九日

北海道大学長　今村成和

北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立大学設置法（昭和二十四年法律第五十号）第五条第二項及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、乳幼児の精神発達に関する総合的研究、臨床的研究及び教育を行うことを目的とする。

（職員）

第三条　センターに次に掲げる職員を置く。

センター長

助手

（センター長）

第四条　センター長は、北海道大学教育学部（以下「本学部」という。）の教授又は助教授をもつて充てる。

2　センター長は、北海道大学教育学部長（以下「教育学部長」という。）の監督の下に、センターの業務を掌理する。

3　センター長の選考は、本学部教授会において行う。
4　センター長の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。
（研究員）
第五条　センターに、研究員を置く。
2　研究員は、北海道大学（以下「本学」という。）の教授、助教授、講師又は助手をもつて充てる。
3　前項に規定するもののほか、研究員は、必要がある場合には、本学以外の大学等においてセンターの目的たる研究と関連のある研究に従事している者をもつて充てることができる。
4　研究員は、教育学部長の推薦に基づき、学長が任命又は委嘱する。
5　研究員の任期は、一年とする。
（運営委員会）
第六条　センターに、北海道大学教育学部附属乳幼児発達臨床センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については、教育学部長が別に定める。
（委任）
第七条　この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。
附則
この規程は、昭和五十三年四月十九日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年文部省令第十号）の施行により、昭和五十三年四月一日付けで、本学教育学部に附属乳幼児発達臨床センターが設置されたことに伴い、この規程を制定し、同センターの適正な運営を図ろうとするものである。

［別紙二］

Schedule for 1978 Summer Session
–Contemporary Japan–
From June 18 to August 8 at Hokkaido University, Sapporo, Japan

June 18 (Sun) -25 (Sun) Arrival

June 26 (Mon) -Aug. 1 (Tue) From Monday to Friday,
9:00-9:50 a.m. :Japanese lesson
10:10-11:50 a.m. :Lecture
Field Excursion & Industrial Visits

"Japanese Culture and History "

June 26 (Mon) Cultural History (including Literature)
27 (Tue) The Anthropological Approach to the Japanese
28 (Wed) Social Psychology
29 (Thu) Ethos— "On", "Giri", "Ninjo"
30 (Fri) Contemporary Literature
(Aft.) Discussion & Integration

"Japanese Politics and Economics"

July 3 (Mon) Politics (with particular reference to the U.S.-Japan relationship)
4 (Tue) Introduction to Modern Japanese Politics
5 (Wed) Some Features of Foreign Trade in Japan
6 (Thu) The Value of the Yen and the U.S.-Japanese Trade
7 (Fri) The Influence of American Economics on Japan
(Aft.) Discussion & Integration

"Nature, Architecture, and City Planning"

July 10 (Mon) The Japanese Way of Thinking in City Planning
11 (Tue) A Historical Sketch of Japanese Architecture
12 (Wed) Some Civil Engineering Topics
13 (Thu) Natural Disasters and their Assessment
(Aft.) A Field Excursion
Discussion & Integration
(staying at the Seminar House in Ohtaki)
14 (Fri) Field Excursion of Volcanoes and

Caldera Lakes: A Visit to the Usu Volcano Research Observatory of Hokkaido University (including lecture)

15 (Sat) Excursion: Industrial Visits to Shin-Nittetsu (Steel Mill) in Muroran and Oji-Seishi (Paper Mill) in Tomakomai; return to Sapporo

"Japanese Food Problems"

July 17 (Mon) The Natural Environment of Agriculture

18 (Tue) The Social Environment of Agriculture

19 (Wed) Rice

20 (Thu) Fishing

21 (Fri) Sea Food

(Aft.) Discussion & Integration

"Japanese Education and Home Life"

July 24 (Mon) Education in Japan

25 (Tue) Parent-Child Interaction and Personality Development

26 (Wed) Home and Family

27 (Thu) Household Consumption Behavior in Japan

28 (Fri) Education - The Old School Tie

(Aft.) Discussion & Integration

"Life and Culture in Hokkaido"

July 31 (Mon) Life in Heavy Snow Areas

Aug. 1 (Tue) Prehistoric Culture in Hokkaido

(Aft.) Discussion & Integration

Aug. 2 (Wed) -22 (Tue) Excursions & Closing Session

Aug. 2 (Wed) Visit to Hokkaido Historical Museum

3 (Thu) -6 (Sun) Excursion to the East Part of Hokkaido

7 (Mon) Closing Session

9 (Wed) -22 (Tue) Excursion to Kansai Area (including Tokyo, Kyoto, Nara)

Afternoon Program (Extra-Curricular Activities)

Ⅰ. Industrial Visit:

1. Sapporo Breweries
2. Snow-Brand Dairy
3. Nikka Whisky Distillery in Yoichi
4. Oji Paper Mill in Tomakomai
5. Shin-Nittetsu Steel Mill in Muroran

Ⅱ. Cultural Visits:

1. Hokkaido Historical Museum
2. Hokkaido Modern Art Museum
3. Sapporo City Materials Museum
4. Kobushi Pottery in Iwamizawa

Ⅲ. Traditional Culture Visits:

1. Flower Arrangment
2. Tea Ceremony
3. Calligraphy
4. Japanese Classical Music
5. Wood Block Printing
6. Japanese Graphic Art
7. Japanese Dance
8. Judo
9. Karate
10. Kendo

五―一五五

アイソトープ総合センター創設される
北海道大学アイソトープ総合センター規程

一九七八年五月
『北大時報』第二九〇号

アイソトープ総合センター創設される

この度本学におけるはじめての全学共同教育研究施設として、アイソトープ総合センターが創設されることになった。

アイソトープを使用する研究は過去二十五年間に飛躍的に発展し、科学のあらゆる分野で画期的かつ重要な寄与を数多くもたらした。なかでも生体構成分の合成や分解、遺伝子の複製やエネルギー代謝の機構、正常細胞組織の異常化による病態（動脈硬化・癌・先天性代謝異常など）発現機序など、生命現象とその異常化機作の解明にアイソトープは不可欠のものとなって来ている。

昭和二十六年全国にさきがけて、医学部構内に放射性同位元素研究室が設置され、学内共同利用にも応じて以来、当時は限られた研究者が扱うに過ぎなかったアイソトープが、現在では多くの研究室で日常的に使用されるようになり、使用者の範囲も拡大し、使用施設も学内各所に設けられるようになった。現在全学で六〇〇名の研究者（学生実習を除く）が十三の研究施設で研究を行っている。たとえば昭和三十五年医学部構内に放射性同位元素センター（四〇〇㎡）が設立され、全学研究者の過半数三六八名（五十二年度）がこのセンターに登録している。

アイソトープはその放出する放射線によって、微量でも感度よく検出されるトレーサー（追跡子―一種の荷札と考えてよい）として、前述の広範囲の領域に利用されて来たのであるが、反面その放射線は取扱者に重大な障害を与える恐れがあり、時には環境を汚染して社会的にも影響を及ぼしかねない危険性をもはらんでいる。アイソトープ総合センターはこれらアイソトープのもつ両面に対処すべく創設されるもので、アイソトープを使用する研究を推進するために、最新の機器を整備して利用者の便宜（宜）をはかると共に、他方放射線障害の本質を把握し、放射能汚染廃棄物の処理を研究する機器を収めて、アイソトープの安全管理や教育センターとしての役割をも担

うものである。

アイソトープを使用する教育・研究や、それに付随して生じる放射線管理の問題は、いずれも全学的な協力なしには成果を期待できないのであって、これ迄の各方面から寄せられた御高配と御支援に対し、心から感謝の念を表明させて頂くものであります。また、いよいよ実施段階に入った現在、一層の御支援を賜りたくお願い申し上げる次第である。

（アイソトープ総合センター）

［中略］

北海道大学アイソトープ総合センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学アイソトープ総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、本学の共同教育研究施設として、アイソトープを利用する教育及び研究の用にその施設等を供するとともに、本学におけるアイソトープの安全管理について総括し、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

（業務）

第三条　センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　アイソトープ施設及び機器を共同利用に供すること。

二　各部局のアイソトープ施設の安全管理について調整すること。

三　アイソトープについての知識及び技術の普及に関すること。

四　その他アイソトープによる環境汚染防止に関すること。

五　前各号の業務に附帯する業務

（職員）

第四条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2　センター長は、本学の教授をもって充てる。

3　センター長は、センターの業務を掌理する。

4　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第五条　センターに、北海道大学アイソトープ総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第六条　センターの事務は、医学部事務部において処理する。

（雑則）

第七条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十三年四月十九日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

五―一五六

北海道大学発明規程（案）について

一九七八年六月二十八日

「評議会議事録」（〇〇四八―〇七）

評議会議事録

日時　昭和五十三年六月二十八日（水）　午後二時五分開会　午後三時四十分閉会

［中略］

議事

一、北海道大学発明規程（案）について

本件について、学長から発議され、制定理由等について説明があり、質疑応答及び意見の交換が行われた後、審議の結果、別紙資料一による原案どおり制定することが議決された。なお、発明委員会の委員については、学長から、関係部局で相談のうえ、七月十五日までに推せん願いたい旨依頼があった。

［別紙］

海大達第　号

北海道大学発明規程を次のように定める。

昭和五十三年　月　日

北海道大学長　今村成和

北海道大学発明規程（案）

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、北海道大学（以下「本学」という。）における教官等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規程で「発明」とは、特許法（昭和三十四年法律第一二一号）第二条第一項に規定する発明及び実用新案法（昭和三十四年法律一二三号）第二条第一項に規定する考案をいう。

2　この規程で「特許」とは、特許及び実用新案をいう。

3　この規程で「教官等」とは、本学の学長、教授、助教授、講師及び助手並びに研究活動に従事する技術系職員等をいう。

第二章　発明委員会

（設置）

第三条　本学に、北海道大学発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第四条　委員会は、学長の諮問に応じ、教官等の発明に係る権利の帰属等に関し、審議する。

（組織）

第五条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　工学部の教授又は助教授のうちから　二名

二　応用電気研究所の教授又は助教授のうちから一名

三　医学部、歯学部、薬学部及び免疫科学研究所の教授又は助教授のうちから　二名

四　理学部、低温科学研究所及び触媒研究所の教授又は助教授のうちから　一名

五　農学部、獣医学部及び水産学部の教授又は助教授のうちから　一名

六　文学部、教育学部、法学部、経済学部及び大学院環境科学研究科の教授又は助教授のうちから　一名

2　前項の委員は、当該部局の長の推薦に基づき、学長

が委嘱する。

（任期）

第六条　前条の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第七条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第八条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第九条　委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

（委任）

第十条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第三章　権利の帰属等

（権利の帰属）

第十一条　教官等は、次の各号の一に該当する発明を行った場合において、第十三条の規定により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

一　応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明

二　応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明

（発明の届出）

第十二条　教官等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別紙様式一により、所属部局の長を経由して速やかに学長に届出るものとする。

（権利の帰属の決定）

第十三条　学長は、前条の規定により届出のあった発明について、委員会の議に基づき、第十一条各号の一に

該当する発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行うものとする。この場合、学長は、届出を受理した日から起算して三十日以内に当該決定を行うものとする。

2　学長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を当該教官等に通知するものとする。

（譲渡証書等の提出）

第十四条　教官等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、別紙様式二により譲渡証書（別紙様式三）その他必要な書類を添えて所属部局の長を経由して速やかに学長に提出するものとする。

（任意譲渡）

第十五条　教官等は、学長に対し、その行った発明に係る特許を受ける権利の譲渡を申し出ることができるものとする。

2　前項の申し出は、別紙様式一により、所属部局の長を経由して行うものとする。

3　前二条の規定は、任意譲渡について準用する。

第四章　雑則

（遵守事項等）

第十六条　教官等の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

（雑則）

第十七条　この規程に定めるもののほか、発明の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十三年八月一日から施行する。

［別紙様式略］

五―一五七

北海道大学理学部附属海底地震観測施設規程

一九七九年四月二十五日施行
『北大時報』第三〇二号

北海道大学理学部附属海底地震観測施設規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第五条第二項及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学理学部附属海底地震観測施設（以下「観測施設」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　観測施設は、海底地震及びそれに関連のある現象を観測するとともに、海底地震に関する学理及びその応用を研究及び教育することを目的とする。

（職員）

第三条　観測施設に、次に掲げる職員を置く。

施設長

助教授

助手

技術職員

（施設長）

第四条　施設長は、北海道大学理学部の教授又は助教授をもって充てる。

2　施設長は、北海道大学理学部長（以下「理学部長」という。）の監督の下に、観測施設の業務を掌理する。

（委任）

第五条　この規程に定めるもののほか、観測施設の組織及び運営に関し必要な事項は、理学部長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十四年四月二十五日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

五―一五八

情報処理教育センターの設立にあたって
北海道大学情報処理教育センター規程

一九七九年五月
『北大時報』第三〇二号

情報処理教育センターの設立にあたって

本年四月一日付けで、本学に学内共同利用教育研究施設として、北海道大学情報処理教育センターが設立された。

昭和四十五年に北海道大学大型計算機センターの設立を見たが、従来学内の研究用のセンターとして共同利用に供されていた北海道大学計算センターは、以後主として学部および一般教育の両課程に在学の学生の計算機教育にあてられることになった。同計算センターでは年間約五百名にのぼる学生の計算機実習の便をはかってきたが、以上の経過に基づいて本格的な情報処理の教育にあてるべき施設の要求を行ってきた。その後本学に、昭和五十年五月北海道大学情報処理教育センター（仮称）設置準備委員会が設けられ全学部および教養部から推薦された委員をもって組織され、直ちに活動を開始した。その後昭和五十三年度に北海道大学計算センターの充実という形で、前記設置準備委員会で要求していた計算機システムとこれに必要な最小限の建物の設置が認められた。同準備委員会では機種としてＨＩＴＡＣ　Ｍ一七〇を選び本年一月からかねての計画にしたがって情報処理教育を開始した。その後昭和五十四年度の予算で省令に基づく部局として情報処理教育センターの設置が認められた。大型計算機センターの向い側に位置しており、本年度三階の建物として完成の予定である。

情報処理教育センターは情報処理教育の実習の場であって、教育の責任は言うまでもなく各学部学科および教養部にあって関係の科目を担当されている教官にある。実施している実習はＡ・Ｂ・Ｃの三つの種別に分かれている。Ａ種はティーチングマシンシステムを用いて自学自習の形で情報処理概論およびプログラム言語を学ぼうとするもので、現在ではフォートランおよびパスカルの二つの言語のテープを用意している。Ｂ種教育は月曜日の午後から土曜日の午前にわたってそれぞれコースが設定されており、学生諸君はその受講科目の選択上空いて

いる時間のコースを選択する。各コースごとにクラスが編成され二ヶ月の期間にわたって実習を実施する。主として一般教育課程の学生を対象とする。C種の教育は学部学科に設けられた科目に対する実習を行うものである。幸い多くの学生の関心を呼び現在多数の学生が実習を行っている。

新年度から運営委員会が設けられた。情報処理教育の内容の充実について本格的な検討を行うことになると思われる。

情報処理教育センターの設立についてはきわめて多くの方々の協力を得ることができた。この紙面をかりて感謝の意をあらわすとともに、今後とも従来にまさる御支援をお願いする。

（情報処理教育センター長　田中一）

［中略］

北海道大学情報処理教育センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学情報処理教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、本学の共同教育研究施設として、本学における情報処理教育の利用にその施設を供し、教育研究の進展に資することを目的とする。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2　センター長は、本学の教授をもって充てる。

3　センター長は、センターの業務を掌理する。

4　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第四条　センターに、北海道大学情報処理教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第五条　センターの事務は、理学部事務部において処理

する。

（雑則）

第六条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十四年四月二十五日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

五―一五九

機器分析センターの設立にあたって

北海道大学機器分析センター規程

一九七九年五月

『北大時報』第三〇二号

機器分析センターの設立にあたって

本年四月一日付で、本学に学内共同教育研究施設として、機器分析センターが設立された。ここに本センター設立の意味、当面の業務内容について簡単に記してみたい。

最近三十年間の分析機器の驚くべき進歩は、自然科学研究の形態を根本的に変化させたとも言える。生体高分子物質を含む有機化合物一般を対象とする研究分野でも全くその通りであって、近年目覚ましい発展を遂げた生命科学の研究推進力も、機器分析技術の進歩によって培われたものである。これらの技術の中心となる各種機器は、その進歩と共に著しく高性能化大型化した為に、目的によっては、従来通り一つの研究室において専ら特定の研究に使用するのがより適切な場合も勿論あるものの、同一機器を必要とする多数の研究室が集まってこれ

を共同運用する方が、専門のオペレーターを配置して、その機器の持つ最高機能を発揮させ維持させる上でも、あるいはこれを最大限能率的に活用する上でも、多くの場合甚だ有効であることが広く認識されるようになって来た。しかも、一つの研究対象に複数の分析機器を使い、それらより得られるデータの総合的解析により初めて成果が上がるという種類の研究が、最近はむしろ主流となったため、分析機器の共同運用は、単に能率的であるばかりでなく、研究上必須な条件とも言えるのである。

本学薬学部ではこの事の重要性を強く認識し、以前より、主に有機化合物の組成・物性解析上重要な数種の高性能機器を中央施設としてまとめ、学部全体としての運営を行って来た。即ち、限られた全体の定員から捻出したオペレーターを効果的に配置し、それぞれに適切な指導教官を当てて、機器の機能の最大限活用を計って来たわけであるが、この運用はかなりの成功を収めたため、当該学部以外の学内多数の部局からも数多くの分析依頼がよせられるようになり、年と共にその数が増加して、最近では全分析件数の半分を超す勢いを見せていたのである。

今回関係各位の御尽力により設立の運びとなった全学組織としての本機器分析センターは、これ迄薬学部内の非公式な存在であったこの中央施設が母体となって生まれたものである。この為、当面全学の共同施設としては甚だ小規模であるが、母体の業務であった「元素分析」、「核磁気共鳴分析」、「質量分析」、「アミノ酸分析」の四種の委託分析を主要業務として発足することになる。この他、分離分析、分光分析関係の機器若干を、その整備及び運転時間調整はセンター側で受け持ち、実際の運転測定は個々の研究者自身が直接実施する形の、共同利用機器として保有管理することをも併せて計画しており、徐々に両業務を充実させ、全学の自然科学研究の発展に資すると共に、関係教育面での寄与も計って行く所存である。

初年度認められた本センター専任職員は、助教授一、技官三（いずれも振替）であって、右に述べた当面の小規模な事業を行うに当たっても、なお関係部局からの種々な意味でのお力添えが必要である上、まだ建物が設置されていないため暫くは薬学部に間借りした状態を続けることになる。本センター設立に至る迄、学長はじめ

各方面から寄せられた暖い御援助に心から感謝の念を表明させて戴くと共に、このような状況に御理解を賜わり従来にまさる今後の御支援をお願い申し上げる。

（機器分析センター長　石井信一）

［中略］

北海道大学機器分析センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学機器分析センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、本学の共同教育研究施設として、分析機器を利用する教育及び研究の用にその施設を供するとともに、機器による化学分析及び分析技術の開発研究を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2　センター長は、本学の教授をもって充てる。

3　センター長は、センターの業務を掌理する。

4　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第四条　センターに、北海道大学機器分析センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第五条　センターの事務は、薬学部事務部において処理する。

（雑則）

第六条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十四年四月二十五日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

五―一六〇

北海道大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程

一九七九年十一月二十八日施行
『北大時報』第三〇九号（一九七九年十二月）

北海道大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、大学等の研究機関等における組換えＤＮＡ実験指針（昭和五十四年文部省告示第四十二号。以下「実験指針」という。）に基づき、北海道大学（以下「本学」という。）において組換えＤＮＡ実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程の解釈に関する用語の定義については、実験指針に定めるところによる。

（学長）

第三条　学長は、本学における実験に係る安全確保について総括管理する。

第二章　安全委員会

（設置）

第四条　本学に、北海道大学組換えＤＮＡ実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第五条　委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関し助言又は勧告するとともに、必要に応じ安全主任者及び実験責任者に対し報告を求めることができる。

一　実験計画の実験指針及びこの規程に対する適合性
二　実験に係る教育訓練及び健康管理
三　事故発生の際の必要な処置及び改善策
四　その他実験の安全確保に関する必要な事項

（組織）

第六条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　実験に携わる教授、助教授又は講師　若干名
二　前号以外の自然科学系の教授又は助教授　若干名
三　人文・社会科学系の教授又は助教授　若干名

四　予防医学を専攻する教授又は助教授　若干名
五　保健管理センター所長及び庶務部長
六　その他学長が必要と認めた者　若干名
2　前項第一号から第四号まで及び第六号の委員は、学長が委嘱する。
（任期）
第七条　前条第一項第一号から第四号まで及び第六号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前項の委員は、再任されることができる。
（委員長）
第八条　委員会に委員長を置き、第六条第一項第一号から第四号までの委員のうちから委員会において選出する。
2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
（議事）
第九条　委員会の議事は、委員の三分の二以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
2　委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
（委員以外の者の出席）
第十条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第十一条　委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。
（委任）
第十二条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
第三章　部局等の長、安全主任者及び実験責任者
（部局等の長）
第十三条　部局等の長は、当該部局等の実験従事者が行う実験の安全確保について直接責任を負うものとし、実験の安全確保に関して必要な事項を処理しなければならない。
（安全主任者）
第十四条　実験を実施する部局等に、組換えＤＮＡ実験

安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2　安全主任者は、実験の安全確保に関して部局等の長を補佐するとともに、次の各号に掲げる任務を果すものとする。

一　実験が実験指針及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。

二　実験責任者に対し指導助言を行うこと。

三　その他実験の安全確保に関して必要な事項の処理に当たること。

3　安全主任者は、その任務を果すに当たり、委員会と充分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

4　安全主任者は、当該部局等の長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

5　安全主任者の任期は、二年とし、再任を妨げない。

（実験責任者）

第十五条　実験計画ごとに、実験従事者のうちから実験指針及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者を実験責任者として定めるものとする。

2　実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果すものとする。

一　実験計画の立案及び実施に際しては、実験指針及びこの規程を遵守し、実験全体の適切な管理・監督に当たること。

二　実験従事者に対して、実験の安全確保に関する教育訓練を行うこと。

3　実験責任者は、その任務を果すに当たり、安全主任者と十分連絡をとり、必要な事項について安全主任者に報告するものとする。

第四章　施設・設備の管理及び保全

（施設、設備の管理及び保全）

第十六条　部局等の長は、実験を行う施設（以下「実験施設」という。）、設備を実験指針に定める物理的封じ込めの基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

2　実験責任者は、実験施設、設備について定期に、及び必要に応じて随時に点検を行い、実験指針に定める物理的封じ込めの基準に適合するように維持しなけれ

ばならない。

（実験施設への立入り）

第十七条　実験責任者は、実験施設への関係者の立入りについて、物理的封じ込めの程度に応じて、実験指針に定めるところにより制限又は禁止の措置を講じなければならない。

（標識）

第十八条　実験が進行中の場合には、実験施設の入口にその旨及び当該実験の物理的封じ込めのレベルを表示しなければならない。

2　Ｐ2レベル以上の物理的封じ込めによる実験に係る組換え体を保管する冷凍庫、冷蔵庫等には、当該実験の物理的封じ込めのレベルを表示しなければならない。

（実験試料の取扱い）

第十九条　実験従事者は、実験開始前及び実験中において、常時実験に用いられるＤＮＡ供与体、宿主、ベクター等が、生物学的封じ込めの条件を満たすものであることを厳重に確認するとともに、実験試料の取扱いについては、物理的封じ込めのレベルに応じて実験指針に定める実験実施要項を厳重に遵守しなければならない。

第五章　実験計画の審査

（申請）

第二十条　実験を実施しようとする実験責任者は、別表に定めるところにより実験計画に関する関係書類を添えて、所属部局等の長を経由して学長に申請し承認を得なければならない。承認を得た実験計画の変更についても同様とする。

（委員会への諮問）

第二十一条　学長は、申請のあった実験計画について委員会へ諮問するものとする。

（審査基準）

第二十二条　委員会が、実験計画の安全性について審査する場合の基準は、実験指針及びこの規程に定めるところによる。

（承認）

第二十三条　学長は、委員会の審議の結果に基づき、当該実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において、当該実験計画が科学研究費補助金等の交付の対象となる実験並びに

別表の上欄四及び五に掲げる事項を内容とする場合は、委員会の議を経た後文部大臣への承認・認定の手続を経て、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

2　学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに所属部局等の長を経由して、実験責任者に通知するものとする。

第六章　教育訓練及び健康管理

（教育訓練）

第二十四条　実験責任者は、部局等の長の監督の下に、実験開始前に実験従事者に対し、実験指針及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

一　危険度に応じた微生物安全取扱技術

二　物理的封じ込めに関する知識及び技術

三　生物学的封じ込めに関する知識及び技術

四　実施しようとする実験の危険度に関する知識

五　事故発生の場合の措置に関する知識

（健康管理）

第二十五条　保健管理センター所長は、実験従事者に対して、実験の開始前に、及び開始後一年を超えない期間（病原微生物を取扱う場合には、六月を超えない期間）ごとに健康診断を実施しなければならない。

2　保健管理センター所長は、実験従事者が病原微生物を取扱う場合には、その実験の開始前に予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。

3　保健管理センター所長は、Ｐ３レベル以上の実験区域で実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の血清を採取し、実験終了後二年間はこれを保存しなければならない。

4　部局等の長は、実験の開始前にあらかじめ当該実験に係る関係書類を添えて、その旨保健管理センター所長に報告しなければならない。

第二十六条　実験従事者が次の各号の一に該当するときは、当該部局等の長は直ちに調査し、必要な措置をとるとともに、保健管理センター所長に通報し、その指示をあおがなければならない。

一　組換え体を誤って飲み込み又は吸い込んだとき。

二　組換え体により皮膚が汚染されたとき。

三　組換え体により実験施設が汚染された場合に、そ

の場に居あわせたとき。
四　重症又は長期にわたる病気にかかったとき。

第七章　異常事態発生時の措置

（異常事態発生時の措置）

第二十七条　実験施設において、次の各号の一に掲げる事態が発生したときは、実験責任者及び実験従事者は、直ちにその旨を当該部局等の長及び安全主任者に通報するとともに、実験施設の使用禁止又は立入禁止その他の措置をとらなければならない。

一　地震、火災等の災害により、組換え体によって実験施設が著しく汚染され、又は組換え体が実験施設から漏出し、若しくは漏出するおそれのあるとき。

二　組換え体によって人体が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

2　前項の通報を受けた部局等の長及び安全主任者は、直ちに必要な措置をとるとともに、部局等の長にあってはこれを学長に報告しなければならない。

第八章　雑則

（記録）

第二十八条　実験責任者は、実験に係る安全確保に関し必要な事項を記録し、保存しなければならない。

（雑則）

第二十九条　この規程に定めるもののほか、実験の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附則

1　この規程は、昭和五十四年十一月二十八日から施行する。

2　この規程施行前に、実験指針第一章第七の規定に基づく学長からの委任に基づき部局等の長が行った実験に関する承認については、この規程第二十三条の規程[定]に基づく学長の承認があったものとみなす。

［別表、別紙様式略］

五―一六一　ロータリーの設置

一九七九年十一月
『北大時報』第三〇八号

ロータリーの設置

中央道路の整備工事において、クラーク像前交差点にロータリーを設置することで現在工事を進めております。これは、構内交通委員会において構内道路の交通安全対策の一環として設置することとなったものです。

規模は、クラーク像前の交差点に、直径六メートルのロータリーを設置し、降雪時期以外は、更に直径十メートルの周囲を鉄柱で囲みます。

ロータリーにおける車両の通行方法は、左折は小廻り、右折は大廻りとなります。

（別図参照）［略］

なお、完成は昭和五十四年十二月中旬の予定です。

（施設部）

五―一六二　学寮問題について

一九八〇年一月二十三日
「評議会議事録」（〇〇五一―〇一）

評議会議事録

日時　昭和五十五年一月二十三日（水）　午後二時三十七分開会　午後六時十七分閉会

［中略］

五、学寮問題について

本件について学長の発議にもとづき、前回評議会において提案された学寮の建て替えについて、各部局より検討の結果が報告され、学生部長である菅原評議員から詳細な説明があつたのち、質疑応答ならびに審議が行われた。その結果、新しい寮については大学の責任において管理運営の体制を確立すること、とくに入寮選考、入退寮及び負担区分に関し、「学寮問題の項目別まとめ」（昭和五二年九月評議会資料）の基本線に添つて寮規則を整備しこれを適用実施すること、ならびに、万一大学の責任体制を確立することが困難な事態に至つた場合においては、建設の中止もあり得ることを大学の基本的態度と

してこれを確認し、ついで学長より大学の方針として学寮の建て替えを決定したい旨が諮られこれが了承された。

［後略］

［別紙］

昭和55年1月23日評議会における審議の概要

各部局の意見に関し、冒頭学生部長より次のような説明がなされ審議が行われた。

〃前回評議会において説明を省略した部分、すなわち、昭和49年7月～昭和52年12月における学生部委員会ならびに評議会の審議結果、その後の学生部委員会の審議の経過、現在の学生部委員会の考え方について申し上げたい。

各部局の御質問ならびに御指摘はまことに当を得た御意見として伺つた。御指摘の殆どすべては、従来、学生部委員会で審議し、結論を得たものであり、その大半は既に昭和52年9月～12月の四回にわたる評議会で審議された事項であるが、その後の学生部委員会での審議の経過をも加えここに再度統括的に説明を行い、御審議を願いたい。〃

審議内容は次のとおり、

1．管理運営について

1)寮規の制定について

〃項目別まとめ〃の基本線を堅持し、組立て方、文章、字句等を整理し評議会に諮る。

2)入寮選考（在寮生の意見の具申方法）について

〃項目別まとめ〃に巾のある書き方をしているのは、良い慣行が生れるならば在寮生代表の意見を取り入れることも不可能ではないという趣旨であるが、今となつてはこれも不可能に近いと判断される。かりにそれがどのような方法を取るにしても意見の具申にとどめ、最終的な権限と責任は学生部長にあり、最終的な歯止めは寮規において明確にしなければならない。

3)在寮期間（留年・休学問題）について

教養生と学部生を混在させるか、分離するか、いずれにしても教養2年、学部2年の最短修業年限とする。いたづら［ママ］に長期間在寮するが如きは他の学生との関係でみるとき著しく社会的公正を欠くものであり、この公正の原則はあくまで守られなければならない。留年・

休学する学生が学寮の運営に著しい支障を及ぼして来たことに目をつぶってはならない。

4)退寮措置（寮規の適用に支障を来した場合の措置）について

寮費不払いなどの寮規違背に対しては次の三段階の手順が考えられる。1)勧告（説得）、2)命令、3)強制措置である。寮生であるが故の甘えは許されるものではない。社会的レベルのルールは最低限確保する。ここにおいて大学としての決意が重要である。万一の場合には法的措置（不退去罪）を取ることもあり得る。その措置は極めて短期間で行われるべきものと考える。

5)負担区分（教育研究費の持出し）について

新しい寮においては寄宿料（月額2,100円×収容人員）相当額が文部省から運営費として配当される予定であり、その範囲内で学寮の運営を行う。教育的配慮の名のもとに温情をかける余地は殆んど存在しない。厚生的施設に比重をおく以上は、学生の負担についても社会的レベルで運営がはかられるべきものと考える。

6)組織的な抵抗によるトラブルが生じた場合の措置について

全力投球で解決にあたることは当然だが、もつとも厳しい状態をもわれわれは想定しなければならない。寮の建設の過程においても、その遂行が困難な事態に立至った場合には、予算の返上、建設の中止もあり得る。進む勇気を持つと同時に退く勇気を持ちたい。

7)学生寮における学生自治の位置づけについて

学生の自治に依存して学寮を管理運営すべきものでもないし、期待すべきものでもない。自然発生的に生れた自治でも管理運営、負担区分等にまでその自治が及ぶものではない。大学が決めるべきことについては責任をもつて決定し、実施すべきである。

2．教官の負担軽減について

学寮の運営はできる限り事務的に処理していくことを基本とし、学生部委員会が関与しない事項として、1)学寮の日常的運営業務、2)学生との集団的対応がある。一方関与せざるを得ない事項として審議すべきものと、報告・了承を要するものがある。審議すべきものとしては、1)基本方針の設定、2)規則などの改正、3)退寮処分の取り扱い等があり、また、報告・了承を

要するものとしては、1)施設運用の方針の変更、2)入寮選考の経過及び結果、3)入寮選考に際しての学生の異議申し立てに対する処理方針等がある。

3．施設内容について

1)敷地について

現在学生部が考えているものは準硬式野球場敷地であり、ここに学生の居住施設、課外活動施設を整備する。他に広大な敷地を求めることは現時点において不可能である。予定地は決して広い敷地ではなく、現在の構想以上のものを計画することは困難である。

2)収容人員について

文部省のとつて来た方針は現在寮生数での建て替えであるが、収容人員増に関しては、定員＋αで文部省との交渉に当る。大学院生寮は独自のものとしては文部省は認めない。ただし、学部寮一括の中に院生を加えることは可能である。院生寮についても検討を進めることが確認されている。

3)居室について

原則として個室とするがクラスター方式をも取り入れる。クラスター方式は20%程度が考えられるが技術的な判断も加えてさらに検討する。

4．廃寮計画・移行計画について

このことについては収容定員、建設計画によつて変つて来るので実行出来る方策についてさらに検討しなければならない。いずれにしても現在の寮は廃寮（着工するメドがついた時点で廃寮日時を明確にする。）となる。年度ごとに建設する規模によっては現寮の入寮制限もあり得る。全部の寮を廃寮にしてから新しい寮を建設することは極めて困難である。

移行計画は廃寮計画と一体のものではあるが無選考での移行（入寮）はあり得ない。

5．今後の学生との話し合いについて

学生の理解を得るべく将来とも話し合いを続けて行く。学生部は正式の話し合い以外においても学生と数多く話し合いを続けている。しかしいずれにしろ学生の要求についてそれを受け居てる余地は極めて少ない。

附　福利厚生施設について

新しい寮には食堂は設置しない。

体育施設、課外活動施設をも含めた全体計画の中で福利厚生施設としての食堂の設置を考える。現在考え

られているものは、200席十喫茶（約380㎡）程度の規模のものである。

［注記］　原文一部横書き。

五―一六三　構内の遺跡調査

一九八〇年八月
『北大時報』第三一七号

構内の遺跡調査

昨年、中央道路舗装工事中、応用電気研究所西側及び古河講堂前道路で西暦[暦]九～一〇世紀のものと判断される竪穴住居が発見されたため、工事を中断し、今日に至っておりますことは、学内の皆様に多大の御迷惑をかけ、誠に申訳けない次第であります。

今回のように工事中、埋蔵文化財（遺跡・遺物など）が発見されますと、工事は、即中断、現状を変更することなく文化財保護法による所定の手続きを行い、文化庁の指示をまつことになっております。この指示の結果、事前の発掘調査或いは保護のための処置がとられた後に、工事再開の運びになるわけであります。

以上のことから、今日なお中央道路が御承知のような状態にあり、御不自由をおかけしていることは、誠に心苦しいことでありますが、一、〇〇〇年ちかくも上[土]中に

埋れた歴史を陽のもとに取戻すことでもありますので、何とぞ御理解下さいますようお願いいたしたいと思います。

皆様方から、いろいろな苦言や御提言を多数寄せられておりますので、この紙上を借り遺跡問題の経緯、方針及び作業の進捗状況を簡単に御報告いたします。

一、経緯及び方針について

(1) 昨年秋、前記の工事現場で遺跡が発見されましたので、直ちに札幌市及び北海道の両教育委員会を経由して文化庁に「発見通知」を提出、続いて「土木工事等による埋蔵文化財発掘通知」を提出しましたところ、同庁から、北海道教育委員会と協議の上、事前に発掘調査をするよう昭和五十五年一月十四日付文書で指示があった。

また、その折り、札幌市教育委員会からは、市内北部の河川流域には、通常埋蔵文化材の包蔵地が多く認められるので、北海道大学においても今後工事開始に先立って遺跡の有無、範囲などについての予備調査を実施するよう申し入れがあった。

(2) 中央道路の調査を行うに当たり、まず市、道両教育委員会に今後の処置について協議並びに協力を依頼したが、両委員会共多くの調査地域をかかえている等のことから、専門家の派遣は困難であるとのことであった。また、学内には、この種の調査経験のある専門家がおられるので、その方々により調査を進めてもらいたい旨の話があった。

(3) 市、道両教育委員会の指示及び協議の結果、本学においては、五十五年度工事開始に当り、次のように作業を進めて行くこととしている。

(A) 工事予定地については、事前に埋蔵文化財包蔵地であるかどうかについての確認のための調査をできるだけ早く実施する。若し、包蔵地が発見されれば、所定の手続きをふんで対処する。

(B) 中央道路及び古河講堂前の道路未舗装部分については、すでに事前協議も終了し、文化庁の指示もあるので、正式の発掘調査を行う。

(4) 前記(A)、(B)の調査に関して、学内において意見調整を行い、五月末、学長から、人類学、考古学の教官が所属する文学部及び理学部の両学部長あてに遺跡調査についての協力を依頼したところ、文学部岡

田宏明、林謙作、菊池俊彦各助教授、理学部吉崎昌一、岡田淳子両助教授の協力が得られることとなり、これらの方々を中心にプロジェクトチームを編成し、その代表には、吉崎助教授が選任され、また、庶務は、関係学部の協力を得て施設部が担当することになった。

(5) プロジェクトチームは、直ちに調査実施計画（日程、機器の発註[注]、調査員の採用、作業員の募集、作業及び研究処理施設の確保など）をたて、六月二十日から調査活動を開始した。

二、七月二十五日現在の調査の進捗状況と今後の予定について

道路工事中に遺跡が発見されたため、工事が大巾に遅れ、学内始め多方面に迷惑をかける結果となったばかりでなく、予算執行の面からも支障をきたしたが、今後かかることはさけなければならないので、本年度建築予定地について次の通り調査を実施した。

(1) 工学部超高圧電顕室、機器分析センター及び理学部実験研究棟の工事予定地について遺跡の有無の確認調査を終えた。これらの地区には、埋蔵文化財の包蔵は認められなかったので、一部既に新営工事に着手の運びとなった。

(2) 七月十四日からは、核磁気共鳴装置の設置地区及びサクシュコトニ川下流域（運動場附近）の遺跡確認調査を行っているが若干の擦文時代の竪穴住居が確認され、その処置について関係機関と協議中である。

(3) 八月十八日より中央道路の発掘調査、引続いて十一月初旬までに工学部超強力X線回折装置室予定地などの各地点を予備調査する計画である。

なお、十月より発掘された資料の室内整理作業、各資料の研究を終了して調査予報を年度末までに作成する予定である。

追って、この稿が皆様のお手許に届く頃には、古河講堂前及び応用電気研究所西側の道路で発掘作業がはじまっていることと思います。

（施設部）

五―一六四

北海道大学医療技術短期大学部学則

一九八〇年十月八日施行
『北大時報』第三二二号（一九八一年一月）

北海道大学医療技術短期大学部学則

第一章　総則

（目的）

第一条　北海道大学医療技術短期大学部（以下「本学」という。）は、医療技術に関する高度の理論と技能を教授研究するとともに、豊かな教養と人格を備えた医療技術者を養成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを目的とする。

（学科及び学生定員）

第二条　本学に、看護学科を置く。

2　前項の学科の学生定員は、次の表のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
看護学科	八〇名	二四〇名

（職員組織）

第三条　本学に学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

（学長）

第四条　学長は、北海道大学長をもって充てる。

2　学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（主事）

第五条　本学に、主事を置き、本学の教授をもって充てる。

2　主事は、学長の職務を助け、校務を整理する。

（主任）

第六条　本学に、一般教育主任及び看護学科主任を置き、本学の教授をもって充てる。

2　主任は、主事の職務を助け、校務を処理する。

（教授会）

第七条　本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2　教授会は、学長及び教授をもって組織する。

3　前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、助教授その他の職員を加えることができる。

4　前各項に定めるもののほか、教授会の議事その他必

要な事項は、別に定める。

第二章　学年、学期及び休業日

（学年）

第八条　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（学期）

第九条　学年を次の二学期に分ける。

第一学期　四月一日から九月三十日まで

第二学期　十月一日から翌年三月三十一日まで

（休業日）

第十条　休業日は、次のとおりとする。

一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　北海道大学記念日　八月十四日

四　春季休業　四月一日から四月七日まで

五　夏季休業　七月二十日から九月六日まで

六　冬季休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで

2　学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3　第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第三章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第十一条　本学の修業年限は、三年とする。

（在学年限）

第十二条　学生は、六年を超えて在学することができない。ただし、第十八条第一項の規定により入学した学生は、同条第二項の規定により定められた在学年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第四章　入学

（入学の時期）

第十三条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第十四条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一、高等学校を卒業した者

二　通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三　外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの

四　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五　文部大臣の指定した者

六　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

（入学の出願）

第十五条　本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第十六条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第十七条　前条の選考に基づき合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2　学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学・編入学及び転入学）

第十八条　本学に、再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

第五章　教育課程及び履修方法

（授業科目）

第十九条　授業科目を分けて、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。

2　授業科目は、別表一のとおりとする。

（単位の計算方法）

第二十条　各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて四十五時間とし、次の基準により計算する。

一　講義については、一時間の講義に対し二時間の準

備のための学修を必要とするものとし、十五時間の講義をもって一単位とする。ただし、特に必要があるものについては、三十時間の講義をもって一単位とする。

二　演習については、二時間の演習に対し一時間の準備のための学修を必要とするものとし、三十時間の演習をもって一単位とする。

三　実験、実習又は実技については、四十五時間の実験、実習又は実技をもって一単位とする。

（授業科目の届出）

第二十一条　学生は、その学年において履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

2　前項の届け出をしない授業科目は、履修することができない。

（単位の授与）

第二十二条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

第二十三条　試験等の成績の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。

第六章　休学、復学、転学、退学及び除籍

（休学）

第二十四条　疾病その他やむを得ない理由により引き続き二月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2　疾病のため修学が不適当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第二十五条　休学期間は、一年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、一年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2　休学期間は、通算して三年を超えることができない。

3　休学期間は、第十二条の在学年限には算入しない。

（復学）

第二十六条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第二十七条　他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（退学）
第二十八条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
（除籍）
第二十九条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
一　病気その他の事故により、成業の見込みのない者
二　第十二条に定める在学年限を超えた者
三　第二十五条第二項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
四　授業料の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

第七章　卒業

（卒業）
第三十条　本学に三年（第十八条第一項の規定により入学した者については、同条第二項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表二に規定する単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
2　学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第八章　賞罰

（表彰）
第三十一条　学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。
（懲戒）
第三十二条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
一　性行不良で改善の見込みがない者
二　正当な理由がなくて出席常でない者
三　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第九章　検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）
第三十三条　検定料、入学料及び授業料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和

三十六年文部省令第九号）に定めるところによる。

（授業料の納入時期）

第三十四条　授業料は、年額の二分の一ずつを次の二期に分けて納付しなければならない。

区　分	納　期
前期（四月から九月まで）	四月中
後期（十月から翌年三月まで）	十月中

（休学の場合の授業料）

第三十五条　休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの期間の授業料を免除する。

（復学の場合の授業料）

第三十六条　学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの期間の授業料を納付しなければならない。

（退学、停学等の場合の授業料）

第三十七条　学期の中途において転学若しくは退学し、又は除籍された者（第二十九条第四号に該当し、除籍された者を除く。）は、当該期分の授業料を納付しなければならない。

2　停学期間中の授業料は、納付しなければならない。

（入学料の免除）

第三十八条　特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全部又は一部を免除することがある。

2　入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、学長に願い出なければならない。

3　入学料の納付を猶予された者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知された場合には、告知された日から起算して十四日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4　前項の規定により納付すべき入学料を納付しない者については、学長が除籍する。

（授業料の免除及び徴収猶予）

第三十九条　経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2　授業料の免除及び猶予を受くべき学生は、納期ごと

にこれを定める。
3　第一項の規定により授業料の免除又は猶予を受けようとする者は、その事由を具して学長に願い出るものとする。
4　授業料の免除又は猶予を受けている者が、その事由を失ったときは、その月から授業料を徴収する。
（納付した検定料、入学料及び授業料）
第四十条　納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

第十章　聴講生及び外国人留学生

（聴講生）
第四十一条　本学の授業科目中一科目又は数科目を聴講しようとする者があるときは、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。
（外国人留学生）
第四十二条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
（その他）
第四十三条　聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第十一章　連絡協議会

（連絡協議会）
第四十四条　本学に、北海道大学医学部、歯学部、医学部附属病院及び歯学部附属病院との連絡を密にし、本学の運営を図るため、北海道大学医療技術短期大学部連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。
2　連絡協議会の組織及び運営については、別に定める。

第十二章　雑則

（補則）
第四十五条　この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1　この学則は、昭和五十五年十月八日から施行し、昭和五十五年十月から適用する。
2　第二条第二項の表中総定員は、同表の規定にかかわらず、昭和五十六年度にあっては八十名、昭和五十七年度にあっては百六十名とする。

3　この学則中「教授会」とあるのは、教授会が設置される日までの間「運営委員会」と読み替えるものとする。

4　第七条第二項から第四項までの規定にかかわらず、運営委員会の組織等については、別に定めるところによる。

別表一（第十九条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位 | 一般教育科目 | | |

看護技術	看護技術実習	看護学総合実習	看護学総合演習	看護学特論	看護学特論演習	成人保健Ⅰ	成人保健学概論	成人看護学特論演習	成人看護学特論	成人保健Ⅱ	成人看護学特論	成人看護学Ⅰ	成人看護学Ⅰ演習
三	二	二				一	一					五	一
			二	一	一				一	一			

成人看護学Ⅰ実習	成人看護学Ⅰ実習（A）	成人看護学Ⅰ実習（B）	成人看護学Ⅱ	成人看護学Ⅱ演習	成人看護学Ⅱ実習（A）	成人看護学Ⅱ実習（B）	成人看護学Ⅲ	成人看護学Ⅲ演習	成人看護学Ⅲ実習（A）	成人看護学Ⅲ実習（B）
五			五	一	五		二		二	
		三				三		一		一

成人看護学Ⅳ	成人看護学Ⅳ演習	成人看護学Ⅳ実習（A）	成人看護学Ⅳ実習（B）	臨床心理学	保健所等実習	小児看護学概論	小児保健	小児看護学Ⅰ	小児看護学Ⅱ	小児看護学演習	小児看護学実習（A）
一		一				一	一	二		一	二
	一		一	一	一				一		

合計	計	小児看護学実習（B）	母性看護学概論	母性保健Ⅰ	母性保健Ⅱ	母性看護学	母性看護学演習	母性看護学実習（A）	母性看護学実習（B）
六八	六七		一	二		一	一	三	
六九	三〇	一			一				一

別表二（第三十条関係）

授業科目の区分		修得単位数
一般教育科目	人文科学分野	四単位以上
	社会科学分野	四単位以上
	自然科学分野	三単位以上
	計	一一単位以上
外国語科目		四単位以上
保健体育科目		必修科目一単位及び選択科目一単位以上
専門教育科目		必修科目六七単位及び選択科目一九単位以上
合計		一〇三単位以上

五―一六五

北海道大学サークル会館規則・使用細則

一九八一年三月十八日施行
『北大時報』第三二五号（一九八一年四月）

北海道大学サークル会館規則

（設置）

第一条　北海道大学に、北海道大学サークル会館（体育器具庫を含む。以下「サークル会館」という。）を置く。

（目的）

第二条　サークル会館は、北海道大学学生団体に関する規程（昭和二十八年海大達第二号）第二条第一項の規定により認可された団体（以下「公認団体」という。）の課外における活動を助成し、もってその効果を高めることを目的とする。

（管理運営）

第三条　サークル会館の管理運営責任者は、学生部長とする。

2　サークル会館の管理運営に関する基本的な事項は、学生部委員会において審議する。

（使用者の範囲）
第四条　サークル会館を使用できる者は、公認団体に所属する学生とする。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合には、その他についても使用させることができる。
（許可使用）
第五条　サークル会館を使用しようとする者は、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。
2　使用の手続については、管理運営責任者が別に定める。
（適正使用）
第六条　サークル会館の使用に当っては、法令、この規則及び管理運営責任者が別に定める必要事項を遵守し、適正に使用しなければならない。
（委任）
第七条　この規則に定めるもののほか、サークル会館の管理運営及び使用について必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。
附則
この規則は、昭和五十六年三月十八日から施行する。

北海道大学サークル会館使用細則

（趣旨）
第一条　この細則は、北海道大学サークル会館規則第五条第二項及び第七条の規定に基づき、北海道大学サークル会館（体育器具庫を含む。以下「サークル会館」という。）の管理運営及び使用について必要な事項を定めるものとする。
（施設の名称及び用途）
第二条　サークル会館に、課外活動のための施設として次のものを置き、名称及び用途は次のとおりとする。
一　ミーティングルーム（映写室を含む）　会議、研究会等
二　練習室（和室を含む）　演劇、音楽活動等
三　共同談話室　サークルの連絡、打合せ、談話等
四　ロッカールーム　資料等の保管
五　器具保管室　各種器具類の保管
六　楽器保管室　各種楽器類の保管
七　標本保管室　各種標本類の保管
八　製作作業室　美術、演劇等の小道具

の製作等

九　暗　　室　　現像、焼付等

十　印　刷　室　　会議資料、研究会資料等の印刷

十一　更衣・シャワー室　　体育系サークル等の更衣・シャワー

2　前項第一号及び第二号の施設は、一週間毎に使用を認める短期使用の施設（以下「短期使用施設」という。）とし、同項第三号から第十一号までの施設は、年度毎に使用を認める長期使用の施設（以下「長期使用施設」という。）とする。

3　長期使用施設は、開館時間中は随時使用を認めるものとする。

4　各施設の鍵の取り扱い及び保管は、学生部学生課において行う。ただし、ロッカーの鍵の取り扱い及び保管は、各サークルにおいて行う。

（使用手続）

第三条　短期使用施設を使用しようとする場合は、原則として使用日の一週間前までに別紙様式一により、長期使用施設を使用しようとする場合は、毎年五月末までに別紙様式二により願い出て許可を受けなければならない。

（開館日及び開館時間）

第四条　サークル会館の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

一　開館日　年末年始の期間（十二月二十八日から翌年一月四日まで）及び清掃等のために必要な臨時の休館日を除き、通年開館する。

二　開館時間　通年午前九時から午後九時までとする。ただし、管制（理力）運営責任者が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長を認めることがある。

この場合には、あらかじめ別紙様式三により願い出て許可を受けなければならない

（禁止事項）

第五条　サークル会館を使用するに当っては、次に定める行為をしてはならない。

一　許可された目的以外の用途に使用し、又は転貸す

ること。

二　施設、設備、備品等を無断で移動し、改廃し、又は新設すること。

三　掲示物等を所定の場所以外に掲出すること。

（遵守事項）

第六条　サークル会館を使用するに当っては、次に定める事項を守らなければならない。

一　許可された使用時間を厳守すること。

二　火気の取扱い及び火災予防に注意すること。

三　冬期間の使用に当っては、水道の凍結に注意すること。

四　使用後は、使用施設の消灯及び整理整頓を行うこと。

五　その他管理運営責任者の指示に従い、適正な使用に努めること。

（使用許可の取消）

第七条　使用を許可された者が、北海道大学サークル会館規則及びこの細則に違反したときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

（損害賠償の義務）

第八条　施設の使用者は、その責に帰すべき事由によりサークル会館の施設、設備、備品等を滅失し、若しくは損傷し、本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（事務）

第九条　サークル会館の管理運営に関する事務は、学生部学生課において行う。

附則

この細則は、昭和五十六年三月十八日から施行する。

［別紙様式略］

五―一六六

北十八条道路問題について

一九八一年四月十五日

「評議会議事録」（〇〇五二―〇五）

評議会議事録

日時　昭和五十六年四月十五日（水）　午後二時二分開会　午後四時　閉会

［中略］

十三、北十八条道路問題について

学長から、札幌市都市計画道路環状通が本学構内を通過する問題については、数年前から札幌市より本学としての態度の決定を要請されてきたところであり、本学としては、昭和五十四年十月十七日に施設計画委員会の下に北十八条道路問題専門委員会を設置し、検討を重ねてきた結果、本年三月に「北十八条道路問題に関する答申書」がまとまり、三月十八日開催の施設計画委員会に提出され、同委員会では同答申に添付された二名の専門委員の少数意見も考慮し八条件が了承された旨の報告があった。更に同答申書の概要及び四月八日開催された部局長連絡会議で教養部長から、八条件の厳守、工事施工中の環境保全の問題についても条件の中に明記すること、施工に先だって行われるアセスメントに教養部代表を加えること、の意見が出されたことについて報告があった後、別紙資料十三のとおりの条件が了承されたことの説明がなされ、本学として、今後、この八条件に基づいて関係方面と折衝を進めたい旨発議された。審議の結果、八条件の八を七とし、七を「八、上記により現計画の決定を変更するにあたっては、事前に本学と協議すること。」に修正された後、採決が行われ、賛成多数（反対六名）をもって議決された。

なお、今後における市側との具体的な折衝方法等については、アセスメントに関することも含めて新学長のもとで検討を進めていくことが了承された。

［後略］

［別紙］

北十八条道路問題に関する答申書

昭和56年3月

北十八条道路問題専門委員会

［中略］

まえがき

北十八条道路問題専門委員会（以下「委員会」という。）においては、既に計画されている都市計画道路環状通のうち本学構内を東西に通過する部分の道路計画（以下「現道路計画」という。）について、この計画が本学の教育・研究環境に及ぼす影響が多大であり、さまざまな問題があることから昭和54年12月以降7回にわたり委員会を開催し、その問題点と対応策について種々検討審議を重ねてまいりましたところ、このほど次のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

1　札幌市都市計画道路環状通のうち北海道大学校内を通過する部分の概要

この道路計画は、現在の北18条通を北19条西14丁目先まで拡幅延長しようとするもので、計画の経緯、道路線形、構造形式等は、「札幌市都市計画道路環状通の概要について」（添付資料［略］）に記載のとおりである。

2　問題点について

現道路計画どおりの道路が完成した場合には、本学の教育・研究環境は現状に比し、著しく悪化することが予想され、大学本来の使命を果たすことが困難となる。その影響の主なものを列記すれば、次のとおりである。

(1)　振動、騒音、排気ガス、塵埃等により、大学にふさわしい静かな教育・研究環境の確保が困難となり、教育・研究効果が著しく低下するおそれがあること

(2)　大学のキャンパスがこの道路により完全に分断され、教育・研究及び管理運営上多大な支障が生じること

(3)　道路工事に伴い道路敷地内の樹木が伐採され美観を損なうことがあること及び道路工事中並びに完成後に地下水位の変動が予想されこれが周辺の樹木の生育に影響するおそれのあること

(4)　計画道路線形内の埋蔵文化財の保護、保存問題が生じること

以上のことから現道路計画は、本学の教育・研究環境及び管理運営等に著しく支障を生じることが明白であるので、本学が現道路計画をそのままの形で容認することは適切な処置といえない。

3　本学の対応について

前述のように現道路計画は、そのままの形では容認の困難な内容を持つものであるが、本学の札幌市域で占め

る位置及び拡がりを考えるとき、地域社会の一員として都市と共存して発展していく必要があるという認識にたって、これらの問題を検討し、対応しなければならないであろう。

この見地にたってその対応策を思索し、現道路計画の変更によって大学にふさわしい静かな教育・研究環境が確保され、管理運営上にも支障がなく、加えて道路周辺の環境保持等が可能な道路計画が樹立できるならば、この計画道路が札幌市計画道路網の骨格をなす1環状5大放射路線の一つで、都心に集中する交通量の分散導入をはかる重要な道路であることから、これを認めざるを得ないであろう。

4　結論

大学における教育・研究効果の高揚を図るためには、大学にふさわしい静かな環境を保持することが不可欠である。現道路計画は、2の問題点の項で述べたとおり本学の教育・研究環境に及ぼす影響が多大であることから、この計画を原案どおりに容認することは適当でない。しかしながら3の本学の対応の項で述べたとおり現道路計画の変更により、これらの問題点が除去され、教育・研究環境が現状より悪化しないものであるならば、札幌市における道路計画の経緯及び位置づけ並びに環状通の整備状況等からして、本委員会は次に掲げる条件を付して、この道路計画を認めることも止むを得ないという結論に達した。

〔条件〕

(1)　本学構内を地表で通過交通を通すことは、認められないこと

(2)　現在の市道を緑地帯及び歩道を付した側道として残し、大型車の通行を認めないこと

(3)　振動、騒音、排気ガス、塵埃等環境保全について、必要な措置を講ずること

(4)　埋蔵文化財（遺跡）については、文化財保護法の趣旨に基づき遺漏のないよう措置すること

(5)　本学原生林等の樹木保護について、必要な措置を講ずること

(6)　支障物件について、補償すること

(7)　現道路計画の変更にあたっては、事前に本学と協議すること

(8)　その他教育・研究環境の保持について、必要な措

置を講ずること

なお、本答申に関し大井晴男委員、佐々木隆生委員から別添の各意見があった。

［添付資料　略］

［注記］　原文一部横書き。

五―一六七

言語文化部規程

一九八一年四月十五日施行

『北大時報』第三二六号（一九八一年五月）

北海道大学言語文化部規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学言語文化部（以下「言語文化部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　言語文化部は、言語及び言語文化に関する教育研究を行うことを目的とする。

（職員）

第三条　言語文化部に、言語文化部長その他必要な職員を置く。

2　言語文化部長は、言語文化部の教授をもって充てる。

3　言語文化部長は、言語文化部の業務を掌理する。

4　言語文化部長の任期は、二年とする。ただし、再任

されることがある。
5　言語文化部長は、第五条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。
（系）
第四条　言語文化部に、次の系を置く。
英語系
独語系
仏語系
露語系
アジア言語系
古典語系
比較言語文化系
（運営委員会）
第五条　言語文化部に、北海道大学言語文化部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
（共同利用委員会）
第六条　言語文化部に、言語文化部の共同利用に関する事項を審議するため、北海道大学言語文化部共同利用委員会（以下「共同利用委員会」という。）を置く。
2　共同利用委員会の組織及び運営については、別に定める。
（事務）
第七条　言語文化部の事務は、教養部事務部において処理する。
（雑則）
第八条　この規程に定めるもののほか、言語文化部の運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、言語文化部長が別に定める。
附則
この規程は、昭和五十六年四月十五日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

五―一六八

実験生物センター規程

一九八一年四月十五日施行
『北大時報』三二六号（一九八一年五月）

北海道大学実験生物センター規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規程に基づき、北海道大学実験生物センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、本学の共同教育研究施設として、生物科学材料を利用する教育研究の用にその施設を供するとともに、実験生物の開発研究並びにその利用による生物学の基礎的及び総合的研究を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2　センター長は、本学の教授をもって充てる。

3　センター長は、センターの業務を掌理する。

4　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第四条　センターに、北海道大学実験生物センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第五条　センターの事務は、理学部事務部において処理する。

（雑則）

第六条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、昭和五十六年四月十五日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

五―一六九
言語文化部の設置に当って

一九八一年四月
『北大時報』第三二五号

言語文化部の設置に当って

長年の懸案であった本学の教養課程改革が本年度からいよいよ実施の時期に入り、その一環として、言語文化部が本年四月一日付けで、学内共同教育研究施設として、三か年の年次計画の下に発足することになった。言語文化部は外国語および言語文化に関する教育・研究を行うための組織で、類似のものとしては、すでに大阪大学言語文化部と名古屋大学総合言語センターがある。

本学の言語文化部は、内部組織として英語系、独語系、仏語系、露語系、アジア言語系、古典語系および比較言語文化系の七系を有し、三年計画の初年次である本年度は教授十一、助教授八、外国人教師二の定員で発足したが、年次計画進行によって順次文学部所属外国語関係学科目教官の配置転換と若干の定員増がなされ、完成年度には教授、助教授および外国人教師の合計が八十名に近い、かなり大きな組織になる予定である。

教養課程改革の目的は、言うまでもなく、教育そのものの改善にあるのであり、教官組織の改組は、この目的を達成するための必要から生じたものである。非常に多数の学生をかかえながら、教官数、事務組織、施設設備等の不充分な教養課程の教育内容の改善は、純粋な意味での一般教育、基礎教育、外国語教育その他どの分野においても容易なことではないが、しかしそれにもかかわらず、改善された教育の実物創出という極めて重要な仕事が早急に開始されなければならない。言語文化部は、このような意味で、外国語と言語文化に関する研究の上に立って、外国語およびそれに関連する分野の教育の改善充実を目差すのである。

わが国の外国語教育の最大の問題点は、本学教養課程の場合をも含めて、僅かな例外を除けば、その教育内容が今なお文法の理解と読解力の養成に強く傾斜し、口頭および文章による発表力の養成が教育体系の中に適切に導入されていないことにある。外国語教育は、言うまでもなく、本来、口頭および文章による表現力と文章読解力とが調和を保って養成されるように実施されるべきで

ある。音声面からの導入と日本人と外国人の発想・思考・心的態度等の相異の理解をどのように実際の教育体系の中に位置づけるかが問題の核心である。従って、一定の教授法に基づいて訓練の能率をあげるために教育機器を積極的に導入し、外国語体験の機会を増すために外国人教師定員を大巾に増やすとともに、さらに、言語の背景をなす文化の深い把握が必要となる。

また、「継続は力なり」という格言は外国語学習にこそ最もよくあてはまるものであるから、教養課程の学生に対してだけではなく、専門課程および大学院学生に対しても能力や目的に応じた外国語カリキュラムが設定される必要がある。このようなカリキュラムについては、設置が予定されている言語文化部共同利用委員会において審議されることとなろう。

言語文化部においては、外国人留学生・研究生等を対象とする日本語と日本文化・日本事情に関する教育および教授法の開発研究も行われる。外国人を対象とする自国語とその文化に関する教授法の研究は、現在、わが国が先進諸外国の場合と比較して特に遅れている分野である。

以上のように、言語文化部は本学における外国語教育・研究の中心的な組織となるものであるが、しかし、現在のところは言語文化部に施設設備も必要なだけの外国人教師定員もなく、そのうえ、教養部の法制化実現までは形の上では事務組織もなく実際の事務は学内措置による教養部事務部によって処理されることになっている。すべてはこれから実体を整えていかなければならないのである。

言語文化部の設置に当っては、学長、事務局長をはじめ、多くの教官、事務官の方がたから暖かい御理解と御尽力をいただいた。この紙面を借りて心から感謝申し上げるとともに、言語文化部の健全な発展のために、今後とも全学の教官、事務官の方がたの一層の御支援をお願いする次第である。

（言語文化部長　新妻篤）

五―一七〇
新々寮建設の基本構想について

一九八一年十月
『北大時報』第三三一号

新々寮建設の基本構想について

現在、本学には、恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学寮、月寒学寮、楡影寮、女子寮、有島寮及び北辰[農]寮の九寮が設置されている。そのうち、北辰[農]寮は、水産学部学生を対象とし、また、有島寮は大学院学生を収容している。

恵迪寮は、明治三十八年に設置された寮であり、その他の寮の大部分は、終戦直後に設置され、北辰[農]寮を除き北大キャンパス及び札幌市内各所に散在している。しかも北辰[農]寮以外は全てその耐用年数を超えた老朽化した寮で、その施設の管理上多くの問題が内在し、一方、運営についても社会的に著しく公正を欠く面があり、学の内外からの厳しい批判を招いている。以来、多年にわたり、本学としては、学生対応を踏えつつ、学生部委員会において抜本的に学寮の見直し、サークル施設の整備について検討され、学生関係施設全般についての総合的な整備計画が樹立された。

しかし、本学にとって、問題は古くなったから建て替えるという単純なものではなく、過去の「新寮規闘争」、「寄宿舎費不払い」、「四寮長処分」等々のどの事例をとっても、大学として、それは重荷を背負った苦脳[悩]の歴史であった。これらの学寮問題については、昭和四十五年七月十七日付北海道大学広報委員会による「広報二十五号」、昭和五十年九月学生部委員会による「学寮問題中間報告要旨」及び昭和五十五年三月には学生部委員会による「北海道大学における学生関係施設の整備について(えるむ特別号)」にそれぞれ報告されている。

近年、大学としては、学生関係施設の総合的な整備計画の主旨に則り、その一環としての学寮問題の取り扱いについて、鋭意、取り組み、本年六月二十五日開催の臨時学生部委員会において「現寮における負担区分の正常化実施(本年十月一日から)」が決定され、これを受けて六月二十九日開催の評議会において「現寮における負担区分の正常化及び昭和四十二年六月十日評議会で決定した現寮規一部凍結解除」が決定され、新々寮建設にあたっての条件整備は着々と進捗し、本年七月十五日開催

の評議会において、新々寮建設に着工すること及び設置場所として現在の準硬式野球場跡地とすることが了承された。

新々寮の設置目的及びその性格は、原則として、経済的に恵まれない本学学生に対して、勉学と生活のための良好な環境を供与することを目的とした厚生施設に比重をおいたものとし、現在の学寮とはその性格を異にしたものである。従って、現在の学寮の管理運営形態をそのまま新しい寮に移し替えるものではなく、大学としては、現在の学寮が抱えている管理運営上の緒問題を解消して、学内的にも社会的にも責任が果せるものとし、また、学生にとっては学寮を希望する学生の期待にそえるものとする。換言すれば、現在の学生の社会的意識の変化、生活様式の多様化に即応した厚生的な施設であるべきとされ、新々寮は、かかる理念に則り建設されるものである。なお、新々寮の管理運営の基本的な方針及び建物概要等については、次のとおりである。

一　新々寮の管理運営の基本的方針

(1)　学寮の性格は、厚生施設に比重をおいたものとする。

(2)　入寮選考は、選考基準を明確にし、透明なものとすること。換言すれば、経済事情を基準にして、大学が責任を持ちうる方式とすること。

(3)　負担区分は、受益者負担の原則に基づき、私生活にかかわるものは、入寮者が負担すること。

(4)　以上の要件をみたす新しい寮規則を制定すること。

二　工事の概要

(1)　工期

第一期工事　昭和五十六年十月～昭和五十七年九月十日（予定）

第二期工事　昭和五十七年七月～昭和五十七年十二月末（予定）

(2)　工事内容

第一期工事　構造軀体工事（基礎、コンクリート、防水、外部建具工事）

第二期工事　仕上げ工事（各部仕上げ、外構工事）

(3)　建築面積　一一、二〇〇平方米

(4)　構造　R2―1（共用棟）、R5（寮棟）

(5)　収容人員　五八〇名（教養部学生二七〇名、学部

学生二二〇名、大学院生五〇名、留学生四〇名）

三　完成予想図及び建築図面は、次のとおりである。

（学生部）

［図略］

五―一七一　アイヌ人骨資料について

一九八二年九月九日

医学部「昭和五十七年度教授会議事録①」

第13回教授会議事録

日時　昭和57年9月9日（木）

開会午後3時59分　閉会午後6時38分

［中略］

5、アイヌ人骨資料について（追加議題）

議長から去る9月4日付け北海道新聞に報道された「アイヌ人骨資料返還」をめぐる件について報告があった。この件は北海道ウタリ協会理事長より人体骨の返還及び慰霊祭の実施等が申し入れられているものであるが、本学部としてはアイヌ人体骨は非常に貴重な学術研究資料であり、今後も保管を希望する旨を述べ、慰霊祭の問題も含めて具体的に交渉を進めることとなっている旨説明があり、了承された。

五―一七二　北海道大学学生寮規則

一九八三年四月一日施行

『北大時報』第三四六号（一九八三年一月）

○北海道大学学生寮規則（昭和五十七年十二月二十二日海大達第三十六号）

この規則は、昭和五十八年三月末日をもって、恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学寮、楡影寮及び有島寮が廃寮となり、昭和五十八年四月一日に、これら七寮を統合した新しい学生寮が設置されることに伴い、学生寮の設置目的と性格を明確にし、函館地区に置かれている学生寮（北晨寮）を含め、管理運営を適正に行うため、新規則を制定したものである。その全文は次のとおりである。昭和五十八年四月一日施行。なお、この規則の制定に伴い、新たに制定された北海道大学学生寮規則実施細則及び北海道大学学生寮入寮選考基準についても参考までに掲載。

北海道大学学生寮規則

（設置）

第一条　北海道大学（以下「本学」という。）に、学生寮を置く。

（目的）

第二条　学生寮は、本学の学生（外国人留学生を含む。以下同じ。）に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的とする。

（管理運営責任者）

第三条　学生寮の管理運営責任者は、学生部長とする。ただし、函館地区に置く学生寮の管理運営責任者は、水産学部長とする。

（管理運営に関する審議）

第四条　学生寮の管理運営に関する基本方針は、学生部委員会がこれを審議する。

（定員）

第五条　学生寮の定員は、別表第一のとおりとする。

（入寮願）

第六条　学生寮に入寮を希望する学生（入学試験合格者を含む。第八条において同じ。）は、所定の入寮願に関係書類を添えて管理運営責任者に願い出るものとする。

（入寮の選考及び許可）

第七条　入寮の選考は、別に定める北海道大学学生寮入寮選考基準により、管理運営責任者が行うものとする。

2　入寮の許可は、前項の選考の結果に基づき、管理運営責任者が行うものとする。

（入寮の手続及び許可の取消し）

第八条　入寮の許可を受けた学生は、指定された期日までに、所定の入寮誓約書及び入寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

2　入寮の許可を受けた学生が、特別の事由がなく、指定された期日までに前項の手続きを怠つたとき又は第六条に規定する入寮願及び関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、管理運営責任者は、入寮の許可を取り消すことがある。

（入寮の時期）

第九条　入寮の時期は、学年始めとする。ただし、欠員がある場合には、学年の中途においても入寮させることがある。

（在寮期間）

第十条　在寮期間は、当該学生の最短修業年限の範囲内とする。ただし、特別の事由がある場合には、この期間を延長することがある。

（寄宿料）

第十一条　学生寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）に定められた寄宿料を毎月所定の期日までに、本学が指定する者に納付するものとする。

2　入寮又は退寮の日が月の中途であつても、寄宿料は一か月分を納付するものとする。

3　既納の寄宿料は、還付しない。

4　特別な事由により寄宿料の納付が困難な寮生に対しては、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

（光熱水料等経費の負担）

第十二条　学生寮において、寮生が消費する光熱水料等の経費は、寮生がこれを負担するものとする。

2　学生寮において、本学が管理運営上必要と認めた経費は、本学がこれを負担するものとする。

3　前二項の経費の負担区分は、別表第二に掲げるとおりとする。

4　寮生の負担する経費は、毎月所定の期日までに本学が指定する者に納付するものとする。

（施設等の保全の義務）

第十三条　寮生は、学生寮の施設、設備及び備品等を常に良好な状態で維持・保全し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一　管理運営責任者の許可なくして、施設、設備及び備品等をその用途以外に使用し又は工作しないこと。

二　故意又は過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚染した場合は、その原状回復に要する経費を弁償すること。

三　火災及び盗難の防止その他の学生寮の管理運営上必要な事項について、管理運営責任者の指示に従うこと。

四　学生寮内に伝染病（学校保健法施行規則第十九条に規定する伝染病）が発生したとき又はその疑いがあるときは、速やかに管理運営責任者に届け出ること。

（退寮届）

第十四条　退寮しようとする寮生は、指定された期日までに、所定の退寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

（退寮措置）

第十五条　寮生が次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずるものとする。

一　本学の学生の身分を失つたとき。

二　第十条に定める在寮期間を超えたとき。

三　寄宿料及び寮生が消費する光熱水料等の経費の納付を怠り、三か月以上滞納したとき。

2　寮生が次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずることができる。

一　長期の休学をしたとき。

二　三か月以上の停学処分を受けたとき。

三　医師により、疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。

四　学生寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があつたと認められたとき。

五　その他この規則に違反し、学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があつたとき。

（退寮時等の点検）

第十六条　寮生は、退寮時又は転室時に居室その他居室に附属する設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

（寮生以外の者の宿泊の禁止）

第十七条　学生寮においては、当該学生寮の寮生以外の者の宿泊は禁止する。

（委任）

第十八条　この規則に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、学生部長が別に定める。

附則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

別表第一

学生寮	対象学生	定員
札幌地区の男子寮	教養部男子学生（水産学部移行後の学生を除く。） 学部男子学生（水産学部学生を除く。） 大学院男子学生（水産学研究科の学生を除く。） 外国人留学生男子学生	二七〇名 二二〇名 五〇名 四〇名
函館地区の男子寮	水産学部男子学生（水産学部移行後の学生を含む。）、水産学部特設専攻科男子学生及び大学院水産学研究科男子学生	二三〇名
計		八一〇名

［別表第二、別表第三略］

北海道大学学生寮規則実施細則

（趣旨）

第一条　この細則は、北海道大学学生寮規則（昭和五十七年海大達三十六号）第十八条の規定に基づき、学生寮の管理運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（入寮願）

第二条　入寮を希望する学生は、入寮願（別紙様式一号）に、次の書類を添付し、管理運営責任者に願い出るものとする。

一　入寮希望調書（別紙様式二号）

二　所得証明書（別紙様式三号）

三　その他選考に必要な書類

（選考結果の通知等）
第三条　入寮の選考の結果は、入寮選考結果通知（別紙様式四号及び別紙様式五号）により通知し、併せて入寮を許可した学生名を公示するものとする。
（入寮手続）
第四条　入寮の許可を受けた学生は、次の各号に掲げる書類をそれぞれの所定の期日までに提出するものとする。
一　入寮誓約書（別紙様式六号）　入寮する日
二　入寮届（別紙様式七号）　入寮した日から一週間以内
（退寮届）
第五条　退寮しようとする寮生は、退寮する日の十日前までに退寮届（別紙様式八号）を提出するものとする。
（集会及び行事）
第六条　学生寮内のホール又は小会議室で集会又は行事を行う場合には、その前日までに集会・行事届（別紙様式九号）を管理運営責任者に届け出るものとする。
附則
この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

［別紙様式略］

北海道大学学生寮入寮選考基準

（昭和五十七年十二月二日学長裁定）

（趣旨）
第一条　この基準は、北海道大学学生寮規則（昭和五十七年海大達第三十六号）第七条第一項の規定に基づき、学生寮の入寮選考に関し必要な事項を定めるものとする。
（入寮の選考）
第二条　入寮の選考は、次の各号に掲げる状況を考慮して行う。
一　経済状況
二　家族状況
三　地理的状況
2　前項第一号に規定する経済状況については、北海道大学授業料免除に関する選考基準（昭和五十一年三月二十四日学生部長制定）に準じ、家計点を算出するものとする。
3　第一項第二号に規定する家族状況及び同項第三号に

規定する地理的状況については、別表の区分に応じた点数をそれぞれ前項の家計点に加算するものとする。

（特例措置）

第三条　風水害等の災害及び不慮の事故等により、特に考慮する必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、入寮を許可することがある。

（外国人留学生の入寮の選考）

第四条　外国人留学生の入寮選考については、別に定めるところによる。

（雑則）

第五条　この基準の実施に関し必要な事項は、学生部長が別に定める。

附則

この基準は、昭和五十八年四月一日から実施する。

［別表1、別表2略］

五―一七三　新学生寮内の掲示

一九八三年四月十五日

『えるむ』第三二号（一九八三年五月三十一日）

警告

大学は、学生生活のための良好な環境を学生諸君に提供し、勉学に資することを目的として、本年四月一日に新学生寮を開設した。

しかるに、新学生寮の現状をみるに、左記のような学生寮の設置目的に違反する行為がみられることは、誠に遺憾である。

記

一、居室が居室以外の目的に使用され、かつ、居室の備品等が持ち出されていること。

一、畳が廊下等に置かれ、緊急時の障害となり、また、非衛生であること。

一、複数部屋への変更、飲酒の強要及び新入寮生調書の提出等の半強制的な行為があること。

一、学生寮規則に基づく所定の入寮届が未提出であるこ

と。

これ等の行為が寮生諸君の良識により、直ちに、是正されることを期待する。仮に、是正されない場合には、退寮処分の措置を講じざるを得ないので、以上警告する。

昭和五十八年四月十五日

北海道大学学生部長

小林　博

五―一七四　アイヌ人体骨標本について

一九八三年四月二十一日

医学部「昭和五十八年度教授会議事録①」

第7回教授会議事録

日時　昭和58年4月21日（木）

開会午後3時30分　閉会午後4時48分

［中略］

4、アイヌ人体骨標本について

議長から、北海道ウタリ協会理事長より要請のあるアイヌ人体骨資料返還問題について、従来からの経緯が説明され、この件につき種々事務局と協議を重ねたところ、諸種の事情を考慮した結果、同資料は医学部に別棟として独立した施設を設置し保管せざるを得ない状況にあり、今後はこの方向で検討を進めて行きたい、設置場所としては、本学部の将来計画構想以外の場所に建物約70㎡、土地約100㎡位を考えている。（別紙資料4（図面））

この腹積もりで事務局と折衝し、ウタリ協会と対応したい旨説明旁々諮られ、了承された。

［別紙図面略］

［注記］　原文横書き。

五―一七五　新学生寮について

一九八三年五月三十一日
『えるむ』第三十二号

新学生寮について

本学北西地区の一角（準硬式野球場跡地）に、北海道にふさわしく雪の結晶を模した五階建（結晶の中心に当る共用棟は二階建）建物面積一一、一二〇平方米、定員五八〇名の新学生寮（男子寮）が本年三月二十二日竣工、四月一日開寮した。

新学生寮の設置目的及びその性格は、原則として、経済的に恵まれない本学学生に対して、勉学と生活のための良好な環境を提供することを目的とした厚生施設に比重をおいたものとし、旧寮とはその性格を異にしたものである。従って、旧寮の管理運営形態をそのまま新しい寮に移し替えるものではなく、大学としては、旧寮が抱えていた管理運営上の諸問題を解消して、学内的にも社会的にも責任が果せるものとし、また、学生にとっては学生寮を希望する学生の期待に添えるものとする。換言

すれば、現在の学生の社会的意識の変化、生活様式の多様化に即応した厚生的な施設であるべきとされ、新学生寮はかかる理念に則り建設されたものである。

新学生寮の管理運営の基本方針は、昭和五十一年一月の評議会において、

一、学寮の性格は、厚生施設に比重をおいたものとする。

二、入寮選考は、選考基準を明確にし、透明なものとすること。経済事情を基準にして、大学が責任を持ちうる方式とすること。

三、負担区分は、受益者負担の原則に基づき、私生活にかかわるものは、入寮者が負担すること。

四、以上の要件をみたす新しい寮規則を制定すること。

とされ、新学生寮開設に先だち、昭和五十七年十二月二十二日「北海道大学学生寮規則」、「北海道大学学生寮規則実施細則」及び「北海道大学学生寮入寮選考基準」を新たに制定した。

新学生寮における個室（九・五平方米）には、机、椅子、本棚等の勉学に必要な設備とベッド、ロッカーが備えられている。また、十室の個室が一つのクラスターとなり、クラスターごとに補食談話室が設けられ、そこに冷蔵庫、ガスコンロ等があり、夜食等の簡単な食事が自分でできるようになっているとともに、寮生相互が親しく語り合うことができる場となっている。さらに、クラスターごとに洗面・洗濯室、便所が設置されており、風呂については各棟一階に一か所設置（大学院、留学生棟については、風呂のほか各階にシャワールームを設置）されている。こうしたクラスターの共同性をも考慮して、寮生の部屋割りは、実質的に寮生相互の話し合いによって決められることとし、一定の期間をおいて、変更もできるようになっている。

また、共用棟には、多目的に利用できるホールを中心として、図書室、資料室、語学演習室、会議室、共同談話室、面談室が設置されている。

なお、新学生寮の入寮状況は、次のとおりである。

入寮状況

対象者	定員	現員	欠員
教養部学生	二七〇	二九一	△二一

学部学生	二二〇	一五三	六七	
大学院学生	五〇	四六	四	
外国人留学生	四〇	三五	五	
計	五八〇	五二五	五五	

五―一七六　北海道大学放送講座の実施について

一九八三年七月
『北大時報』第三五二号

◎北海道大学放送講座の実施について

本学では、北海道で初めての試みとして、道民を対象に放送利用の大学公開講座を本年十月から開始することとなった。

この放送講座は、放送教育開発センター（国立大学共同利用機関）の委嘱を受け、北海道大学放送教育委員会が企画し、北海道放送（ＨＢＣ）と共同制作し放送するものである。今年度はテレビ・ラジオとも一講座、毎週一回、四十五分ずつ十三回のシリーズとなっている。

このほか、講師が受講生に対し直接学習指導をするための学習指導センター（スクーリング）、再度視聴したい者、あるいは放送を見逃した者を対象に再視聴センターを、今年度は札幌、旭川、函館、帯広、留萌の五地区に開設する。

なお、受講生にはテキストを実費頒布（価格は未定）

する。また、受講生以外でテキストを希望する者を対象としてテレビ講座に限りテキストの一般販売も予定している。

△テーマ

一、テレビ科目　北海道の資源―その開発と保存―

一、ラジオ科目　現代米小説購読

△時期・時間

一、テレビ科目　昭和五十八年十月一日～昭和五十八年十二月二十四日
毎週土曜日　午後十一時四十分～午前〇時二十五分

一、ラジオ科目　昭和五十八年十月十六日～昭和五十九年一月十五日
毎週日曜日　午後八時～午後八時四十五分

△定員

地区名	テレビ科目	ラジオ科目
札幌	六〇〇人	一〇〇人
旭川	一〇〇	三〇
函館	一〇〇	三〇
帯広	一〇〇	二〇
留萌	一〇〇	二〇

△受講生の条件

学歴は問いませんが高等学校卒業程度の学力を有し、次のことができる者

ア、受講する講座のテキストを購入すること

イ、アンケート調査等に協力できること

ウ、スクーリングに参加すること

△受講料

無料

△修了証書

テレビ・ラジオ科目とも二回以上のスクーリングに参加した者に修了証書を交付する。

△受付期間

八月八日（月）～八月三十一日（水）

△申込及び問合せ

庶務部庶務課（放送教育事務室）［電話番号略］

＊この講座は本学教職員及び学生も受講できます。

（庶務課）

△学習指導センター（スクーリング）（実施日時）テレビ科目

地区名	会場	第一回	第二回	第三回	第四回
札幌	北海道大学文系共同講義棟	実施日時	実施日時	実施日時	実施日時
		昭和五八年九月三〇日(金)一八：〇〇～二〇：〇〇	昭和五八年一〇月二一日(金)一八：〇〇～二〇：〇〇	昭和五八年一二月二日(金)一八：〇〇～二〇：〇〇	昭和五八年一二月二七日(火)一八：〇〇～二〇：〇〇
旭川	北海道教育大学旭川分校	〃　〃	〃　〃	〃　〃	〃　〃
函館	函館工業高等専門学校	〃　〃	〃　〃	〃　〃	〃　〃
帯広	帯広畜産大学	〃　〃	〃　〃	〃　〃	〃　〃
留萌	留萌市民センター	〃　一八：三〇～二〇：三〇	〃　一八：三〇～二〇：三〇	〃　一八：三〇～二〇：三〇	〃　一八：三〇～二〇：三〇

△再視聴センター（実施日時）

地区名	会場	再視聴実施日時	
		テレビ科目	ラジオ科目
札幌	北海道大学（放送教育事務室）	毎週月、水、金曜日一四：〇〇～一七：〇〇	
	〃（文系共同講義棟）	毎週月曜日一八：〇〇～一九：三〇	毎週月曜日一八：〇〇～一九：三〇

旭川	北海道教育大学旭川分校	毎週月曜日一八：〇〇～一九：三〇	毎週火曜日一八：〇〇～一九：三〇
函館	南北海道教育センター	毎週月曜日一八：〇〇～一九：三〇	毎週月曜日一八：〇〇～一九：三〇
帯広	帯広市民会館	毎週月曜日一八：三〇～二〇：〇〇	毎週月曜日一八：三〇～二〇：〇〇
留萌	留萌市民センター	毎週月曜日一八：三〇～二〇：〇〇	毎週月曜日一八：三〇～二〇：〇〇

※テレビ科目　五八年一〇月三日(月)～一二月二六日(月)
　ラジオ科目　五八年一〇月一七日(月)～五九年一月一七日(火)

△学習指導センター（スクーリング）（実施日時）ラジオ科目

地区名	会場	第一回 実施日時	第二回 実施日時
札幌	北海道大学文系共同講義棟	昭和五八年九月三〇日(金) 一八：〇〇～二〇：〇〇	昭和五九年一月一八日(水) 一八：〇〇～二〇：〇〇
旭川	北海道教育大学旭川分校	〃　〃	昭和五九年一月二〇日(金) 〃
函館	函館工業高等専門学校	〃　〃	昭和五九年一月一八日(水) 〃
帯広	帯広畜産大学	〃　〃	昭和五九年一月一八日(水) 〃
留萌	留萌市民センター	〃 一八：三〇～二〇：三〇	昭和五九年一月二〇日(金) 一八：三〇～二〇：三〇

※一）五八年九月三〇日㈮実施のスクーリングは、テレビ科目、ラジオ科目とも開講式を兼ね同一会場で合同で行う。

二）テレビ科目　五八年一二月二七日㈫実施のスクーリングは閉講式を兼ねて行う。
ラジオ科目　五九年一月一八日㈬及び五九年一月二〇日㈮実施のスクーリングは閉講式を兼ねて行う。

［注記］原文一部横書き。

五―一七七　北大の留学生の受入れ状況について

一九八四年六月二十五日
『えるむ』第二十八号

北大の留学生の受入れ状況について

現在、本学にはおおよそ一五〇名の留学生が在学し、日夜、勉学と研究に励んでいる。

これを国別にみると、その三分の一強が中国からで、次いで韓国、米国、インドネシア、エジプト、ブラジルと続き、三四ヵ国の多きに亘っている。

この数は五七年度当初には約一〇〇名、五八年度当初には約一二〇名であるから、毎年着実に増えてきているし、今後もますます増えていくものと思われる。

因に、本学の留学生数を他の主な国立大学と比較してみると、本学は決して多くはなく、東大六三〇名、京大三五〇名、阪大・九大各二五〇名、東北大・名大各二二〇名である。これは東大の四分の一、京大の二分の一以下である。

これら留学生の生活の本拠である宿舎については、本

学の留学生用施設として、男子用八五、女子用一五、合計一〇〇名分（個室）の宿舎が三ヵ所あり、ほぼ希望者全員が入居可能である。いずれも完備した施設で、満足すべき状態にあるものと思われる。なお、これらの施設を希望しない一〇数名及び家族持ちの三〇数組の者は、いずれも民間の宿舎に入居している。

最近、本邦に留学を希望する外国人学生が増えつつあるが、これらの学生に対し、本学の関心を少しでも高めようと、いろいろな試みがなされている。その一つに留学生委員会のアドバイスを頂き、最近、英文の本学紹介のパンフレット及びポスターを作成した。このパンフレットは簡便なものであるが、本学を良く紹介したものと、自負している。これを学内の各部局を始め、在外公館など関係筋に広く配布している。教職員が海外渡航の折には是非御持参願い、本学の紹介の一翼をお願いできればと思っている。

留学生の世話は、留学生相談主事と厚生課留学生掛及び各学部・教養部の教務掛のみではなく、学内外の多くの団体等から、御協力と御支援を頂いている。これらの多くの方々に改めて感謝申し上げると共に、今後なお一層の御協力と御支援をお願いするものである。

本学の留学生数　▲国別▼　S.五九.五.一現在　（　）女子内数

	国名	国費			私費		
		学部・研究留学生	日本語研修生	日本語日本文化研修生	中国政府派遣	自費	計
一	アイルランド	一（一）					一（一）
二	アフガニスタン	一					一
三	アメリカ	四（二）		二（一）		三（二）	九（五）
四	アルゼンチン					一	一
五	イギリス			一（一）			一（一）
六	イタリア			一（一）			一（一）
七	イラン	一					一
八	インド	二					二
九	インドネシア	五	一			一	七
一〇	エジプト	五	一				六
一一	オーストラリア			一			一
一二	カナダ	二（一）					二（一）
一三	韓国	一一				八（二）	一九（二）
一四	ギリシャ		一				一
一五	グァテマラ	一					一
一六	ケニア	二	一				三

［部局別表　略］

一七	コロンビア	一				一
一八	スイス			一（一）		一（一）
一九	スペイン	一				一
二〇	タイ	四（一）				四（一）
二一	台湾				三	三
二二	中国	九			四二（六）	五六（八）
二三	ナイジェリア	一				一
二四	西ドイツ				一	一
二五	パキスタン	一				一
二六	パラグァイ		一			一
二七	バングラデシュ	一				一
二八	フィリピン	一				一
二九	フランス	一（一）				一（一）
三〇	ブラジル	二			四（三）	六（三）
三一	ペルー	二				二
三二	ポーランド	三			一（一）	四（一）
三三	マレーシア	四（一）			一	五（一）
三四	ルーマニア	一				一
	計	六七（七）	五	六（四）	四二（六）	二八（一〇）	一四八（二七）

五―一七八　第一回アイヌイチャルパについて

一九八四年九月十三日
医学部「昭和五十九年度教授会議事録②」

第15回教授会議事録

日時　昭和59年9月13日（木）
開会午後4時2分、閉会午後4時50分

［中略］

3．その他

［中略］

5)第1回アイヌ人骨イチャルパについて

議長から、第1回アイヌ人骨イチャルパ(供養祭)が、8月11日（土）午前11時からアイヌ納骨堂（医学部標本保存庫）内で、社団法人北海道ウタリ協会の主催により無事終了した旨、報告があった。

［後略］

五―一七九　北海道大学学術交流会館規則（案）について

一九八五年一月二十三日
「評議会議事録」（〇〇五九―〇一）

評議会議事録

日時　昭和六十年一月二十三日（水）　午後二時開会　午後三時五十八分閉会

［中略］

一、北海道大学学術交流会館規則（案）について

本件について、学長から発議され、制定理由及び本規則案第六条の規定による会館使用の具体的な定めは、昨年十二月五日及び一月十六日開催の部局長連絡会議において各部局の意見を徴し、審議の結果、配付資料二のとおりの内容で了承を得ていること等について説明がなされた後、審議の結果、配付資料一の原案どおり制定し、昭和六十年一月二十三日から施行することが議決された。

なお、学長から、使用申請の受け付けは、利用のしおりを作成し、各部局へ通知したうえで二月から開始する予定である旨報告があった。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学学術交流会館規則を次のように定める。

昭和六十年　月　日

北海道大学長　有江幹男

北海道大学学術交流会館規則（案）

（設置）

第一条　北海道大学に、北海道大学学術交流会館（以下「会館」という。）を置く。

（会館の目的）

第二条　会館は、北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）の教育研究の進展に資することを目的とする。

（施設）

第三条　会館に、次の施設を置く。

一　講堂　二

二　会議室　六

2　前項に掲げる施設のほか、会館にホール及び応接室を置く。

（使用の範囲）

第四条　会館は、次の用途に使用させる。

一　学術研究を目的とした講演会、研究会等

二　教育を目的とした講演、公開講座等

三　その他本学の教育研究の進展に寄与すると認められるもの

2　前項に掲げるもののほか、学長が適当と認めるものに使用させることができる。

（運営委員会）

第五条　会館に、会館の運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2　運営委員会は、部局長連絡会議の構成員をもつて組織し、委員長は、学長をもつて充てる。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、会館の使用その他必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規則は、昭和六十年　月　日から施行する。

制定理由　［略］

［別紙二］

北海道大学学術交流会館使用の基本的考え方

1、使用の範囲

⑴　「本学の教育研究の進展に寄与すると認められるもの」とは、次のような場合とする

①　学内の儀式、記念事業、委員会、諸会議等

②　本学又は部局が主催する研修会、講習会等

⑵　「その他学長が適当と認めるもの」とは、国又は地方公共団体が行う研修会、講習会等をいう

⑶　会館は、次のような場合には使用を認めない

①　宗教的活動、政治的活動、営利を目的とする活動

②　学生の課外活動、職員のサークル活動及び映画会、音楽会等

③　各学部の正規の授業科目として、講義、演習等を行う場合

［後略］

［注記］　原文一部横書き。

五―一八〇

北海道大学遺伝子実験施設規程

一九八五年四月十七日施行
『北大時報』第三七四号（一九八五年五月）

北海道大学遺伝子実験施設規程

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学遺伝子実験施設（以下「施設」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　施設は、本学の共同教育研究施設として、遺伝子実験に関する教育及び研究の用に供するとともに、遺伝子実験技術の開発研究及び組換えＤＮＡ実験の安全のための基礎的研究を行い、併せて本学における組換えＤＮＡ実験の安全管理について調整し、もつて教育研究の進展に資することを目的とする。

（職員）

第三条　施設に、施設長その他必要な職員を置く。

2　施設長は、本学の教授をもつて充てる。

3　施設長は、施設の業務を掌理する。

4　施設長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　施設長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第四条　施設に、北海道大学遺伝子実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究員）

第五条　施設に、研究員を置くことができる。

2　研究員は、本学及び本学以外の大学等において、施設の目的たる研究と関連のある研究に従事している者をもつて充てる。

3　研究員は、施設長の推薦に基づき、学長が任命又は委嘱する。

4　研究員の任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間の一定期間とする。

（事務）

第六条　施設の事務は、理学部事務部において処理する。

（雑則）

第七条　この規程に定めるもののほか、施設の運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、施設長が別に定める。

附則

この規程は、昭和六十年四月十七日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

五―一八一　北海道大学学生相談室規程

一九八五年六月二十六日施行

『北大時報』第三七六号（一九八五年七月）

北海道大学学生相談室規程

（設置）

第一条　北海道大学に、北海道大学学生相談室（以下「相談室」という）を置く。

（目的）

第二条　相談室は、北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生の学業問題、経済問題、心理・精神衛生問題等修学上又は日常生活上の諸問題について個人相談に応じ、これに対して助言、指導等を行うことを目的とする。

（業務）

第三条　相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　学生相談に関する事業の企画及び立案

二　学生の個人的問題についての各種相談

三　学生の各種相談に対する助言、指導等

四　学生相談に関する調査研究
五　その他学生相談に関する業務
（職員）
第四条　相談室に、室長、相談員、その他必要な職員を置く。
2　室長は、本学の教授のうちから学生相談委員会の議を経て学長が委嘱する。
3　室長は、相談室の業務を掌理する。
4　室長の任期は二年とし、再任を妨げない。
5　相談員は、本学の教授、助教授、講師又は助手のうちから学長が委嘱する。
6　相談員は、相談室における相談業務に従事する。
7　相談員の任期は二年とし、再任を妨げない。
（運営委員会）
第五条　相談室に、北海道大学学生相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
（事務）
第六条　相談室の事務は、学生部学生課において処理する。
（雑則）
第七条　この規程に定めるもののほか、相談室の運営について必要な事項は、室長が別に定める。
附則
この規程は、昭和六十年六月二十六日から施行する。

五―一八二　帰国子女特別選抜実施要項

一九八五年十一月
『北大時報』第三八〇号

帰国子女の特別選抜について

十月十四日（月）に開催された入学者選抜委員会において、昭和六十二年度から帰国子女の特別選抜を次の要項で実施することが決定された。

なお、この特別選抜に関する募集要項は、来年七月に発表する予定である。

（入学主幹）

帰国子女特別選抜実施要項

帰国子女の選抜については、一般の選抜方法によるほか、本要項により特別選抜を行う。

1　趣旨

国際交流の進展に伴い、海外に在留する日本人の数が増大し、諸外国の正規の教育制度に基づく学校教育や国際バカロレアのカリキュラムに基づく国際学校における学校教育を受けている者が多くなっている。

本学は、帰国子女の特別選抜によって諸外国で多様な価値観に接し、我が国とは異なる教育制度のもとで教育を受けたものを入学せしめ、併せて一般学生に対して多様な文化的接触の機会を与える。

2　対象

特別選抜を受けることのできる者は、日本国籍を有し、かつ次に掲げる基礎資格及び要件に該当するものとする。

(1)　基礎資格

次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

(ア)　外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第六十九条第一号)及び修了見込みの者。

(イ)　外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者で、十八歳に達した者。

(2)　要件

次に掲げるすべての要件に該当すること。

(ア)　外国の学校に最終学年を含む二年以上継続して在

学したこと。
ただし、この年限には我が国の学校教育法に基づく課程によるものは含まない。
(イ) 基礎資格取得後二年以内であること。

3 募集人員
文Ⅰ系、文Ⅱ系、文Ⅲ系、理Ⅰ系、理Ⅱ系、理Ⅲ系、水産系、医学進学課程、歯学進学課程各若干名とする。

4 募集方法
特別選抜募集要項において公表し、一般公募とする。

5 選抜方法
一般の入学者選抜方法によらず、次の方法による。
(1) 第一次選考
出願書類によって、志願者の基礎資格などについて選考を行う。
(2) 第二次選考
(ア) 第一次選考合格者に対し、共通第一次学力試験は免除し、本学の学力試験、面接、最終修了学校の成績証明書等及び健康診断の結果を総合して選考を行う。
(イ) 学力試験の実施教科・科目及び範囲並びに学力評価基準は、別途定める。

6 合格者発表
合格者の発表は、本学の第二次入学試験合格者の発表日と同一日とする。

7 入学時期及び入学後の教育
(1) 入学の時期は、合格発表をした年の四月とする。
(2) 入学後の教育は、一般の選抜により入学した者と同じ扱いとする。

8 附則
(1) この特別選抜は、昭和六十二年度の入学試験から実施する。
(2) この特別選抜に係る実施上の細目は、入学者選抜委員会において決定する。

五―一八三

北海道大学情報ネットワークシステム計画概要

一九八七年二月

「評議会議事録」（〇〇六三―〇二）、一九八七年二月二十五日

北海道大学情報ネットワークシステム計画概要

〔HINES〕

Hokkaido University Information Network System

昭和62年2月　北海道大学

〔中略〕

要約

北海道大学情報ネットワークシステム（HINES）は、学内における計算需要の拡大にともなって生じた学内におけるデータ通信量の急増、学術情報センターの整備にともなう学術情報検索ならびに民間データベースの利用の拡大、国内・国外を結ぶ電子メールの今後の普及、ならびに今後の進展が予想される分散型データ処理、これら学術情報データの交換・伝送上の諸問題に対処するため計画されたLANシステムであり、その具体的な検討は昭和60年8月以来続けられてきたものである。

本システムは第1期・第2期に分け、その建設が計画されている。第1期計画は札幌キャンパスに100Mbpsの伝送容量を有する環状光ケーブルの幹線を敷設し（第2期計画では500Mbpsまで拡張）、各部局には原則として伝送容量10Mbpsの支局を設け、ノード端局により幹線と結合するものである。また医学部附属病院では画像伝送をふくむX線写真・カルテ等画像データベースシステムが計画されているが、これらのシステムもノード端局により結合することを計画している。

函館キャンパスには支線とノード端局を設け、DDX等の回線で札幌キャンパスの幹線に結ぶ計画である。

各部局の中型・小型計算機、パーソナルコンピュータ、ワークステーション、端末装置等は支線に、直接あるいはターミナル・アダプター、ワークステーション・アダプターを通じて接続され、LANにより相互間の交信が可能となる。

本システムは、ゲートウエイを通じて学術情報ネットワーク、DDXおよび公衆電話網と接続され、国内・国外の主要な大学・研究機関・情報機関と交信できるよう計

画されている。ゲートウエイはまた本ネットワーク全体を運転管理するための網管理ノード端局をかねるように計画されている。

本システムのプロトコルは、あまり経費をかけずに多数のホストの加入を可能にするため、できるだけ一般的なものとし、ISO 標準規格の開放型システム相互接続(OSI) 参照モデルに基づく規格を使用する予定であるが、上位層プロトコルについては他ホストとの間で矛盾を起こさない限り加入ホスト相互間で適切なプロトコルの使用を認める方針である。

本システムの建設に必要な第1期計画（第1年次、第2年次よりなる）の予算は、1,465,460千円（内、設備費：1,122,460千円、工事費：343,000千円）である。

本システムが設置された場合、本学に於てどのように利用されるかについて、全学の各講座・各部門にアンケート調査を行なった結果から、LANを経由して得られるサービスのうち、情報検索は殆どの教官により利用され、科学計算のオンライン利用・文書作成・電子メール・パソコン間通信・画像処理等の利用が比較的多いという結果、ならびに学部別の利用傾向等が得られた。またHINESの早期実現を望む要望が多数よせられた。

端末、パーソナルコンピュータ、ワークステーション、中型・小型計算機、大型ホスト計算機間のデータ伝送量についての予測が行なわれ、HINESの必要性が述べられている。

［中略］

Ⅰ　北海道大学情報ネットワークシステム（HINES）設置計画

北海道大学情報ネットワークシステムの設計計画は第一期および第二期に分かれており、第一期は2年計画である。北海道大学情報ネットワークシステム（HINES）の第一期計画は近い将来に予想される学内データ通信需要に対処することができるLANを構築しようとするもので、第二期計画はさらに将来需要の増大した場合に対応しようとする拡張計画である。したがって第二期計画は第一期計画後の需要動向を反映して着工時期を決めることになる。

Ⅱ　北海道大学情報ネットワークシステム（HINES）設置の目的

学内の多数の小型計算機、計算機端末、大型計算機セ

ンター、図書館及び情報処理教育センター間のデータ、文書、画像等の情報の交換および国立・大学共同利用機関学術情報センター・他大学大型計算機センターならびに国立・民間の学外諸施設との間の情報の交換を行なうことができるようにするとともに、北海道大学の研究・教育および管理運営の効率化を図る上で、今後不可欠と考えられる基盤を構築することを目的とする。

第一期の計画によって、各部局から毎分2,500枚の文書と10枚の画像を伝送することができる。

Ⅲ　北海道大学情報ネットワークシステム（HINES）計画の概要

A　計画の内容

Ⅰで述べたように、本ネットワークシステムは第一期、第二期に分けて計画されている。まず、第一期は2か年計画である。第一期計画第一年次においては、構内に光ケーブルによる伝送路を敷設し、大型計算機センター等と接続されている既存の端末を収容することによって北海道大学学内の地域ネットワークの基幹部分を構築し、第二年次にあっては高機能ワークステーションによる分散処理形態の実現をはかって学内の当面の利用に応ずることができるようにする。こうして第一期計画によって北海道大学内地域情報ネットワークの基礎を構築する。

第二期計画は、第一期計画の実施と実績に基づき、本学地域ネットワークの利用方法の拡大を図り、これに応じて伝送路、制御機器等の拡大を行ない、本学地域情報ネットワークの一層の充実を期するものである。

つぎに計画の概要を示す。

a．北海道大学札幌キャンパス内主要部局を巡る主幹線（光ケーブルによる環状往復構成）を敷設し、その各所にノード端局を設け、各ノード端局から支線を分岐する。

b．札幌キャンパスにおいては、制御装置及びDDX（NTTのディジタル交換網）・公衆電話網とのゲートウェイを中央交換所におく。また、主幹線は各部局を通過するように敷設する。

c．函館キャンパスには支線とノード端局、DDXとのゲートウェイを設け、DDXで主幹線と結ぶ。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―一八四

北海道大学寄附講座及び寄附研究部門規程

一九八七年十二月十六日施行
『北大時報』第四〇六号（一九八八年一月）

北海道大学寄附講座及び寄附研究部門規程

（趣旨）

第一条　北海道大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施については、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第二条　寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して本学の主体性の下に設置、運営し、本学における教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的とする。

（定義）

第三条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　寄附講座　講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費等を賄うものをいう。

二　寄附研究部門　研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費等を賄うものをいう。

三　学部等　各学部、言語分化部[文]、大学院環境科学研究科、各附置研究所、各学内共同教育研究施設及び大型計算機センターをいう。

（名称）

第四条　寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

2　寄附講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

（設置の手続）

第五条　学部等の長は、寄附講座等を設置しようとするときは、当該学部等の教授会又はこれに代わる機関の議を経た上、次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請するものとする。

一　寄附申込書（別紙第一号様式）
二　寄附講座の概要（別紙第二号様式）又は寄附研究部門の概要（別紙第三号様式）
三　担当教員予定者の履歴書（別紙第四号様式）及び就任承諾書（別紙第五号様式）

2　学長は、前項の申請があつた場合には、寄附講座等の設置について評議会に報告し、文部大臣と必要な協議を行うものとする。

3　学長は、前項の協議を経て設置を決定し、その旨を当該学部等の長に通知するものとする。

4　前三項の規定は、寄附講座等が設置された後において、その内容等に大きな変更を加える場合に準用するものとする。

（存続期間等）

第六条　寄附講座等の存続期間は、原則として二年以上五年以下とする。

2　寄附講座等の存続期間は、更新することができる。

3　更新の手続は、設置の例による。

（構成）

第七条　寄附講座等は、少なくとも教授又は助教授に相当する者一人及び助教授又は助手に相当する者一人を単位として構成するものとする。

（教員）

第八条　寄附講座を担当する教員の名称は寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は寄附研究部門教員とする。

2　寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）の身分は、一般職の非常勤職員とする。ただし、外国人については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第七項に規定する勤務の契約により雇用することができる。

3　寄附講座教員等のうち、教授又は助教授に相当する者は、北海道大学客員教授及び客員助教授選考基準（昭和四十七年十一月十五日制定）に定めるところにより、それぞれ「客員教授」又は「客員助教授」と称することができる。

4　寄附講座教員等の選考は、本学の専任の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

（職務内容）

第九条　寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教

育研究に従事するものとする。ただし、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

（経理等）

第十条　寄附講座等に係る経費は、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条による委任経理金により経理するものとし、その取扱いについては、北海道大学奨学寄附金及び委任経理金事務取扱規程（昭和六十年海大達第十一号）によるものとする。

2　寄附講座等に係る経費は、委任経理金をもつて充てるものとし、他の予算をもつて充ててはならないものとする。ただし、既存の施設・設備を利活用させることができる。

3　寄附金の受入れについては、寄附者の申出が寄附講座等における教育研究が実施される全期間にわたつて必要な額を寄附する旨であることが確実な場合に限るものとする。

4　寄附金は、寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れて基金を設定し、その果実及び計画的な基金の取崩し金で運用することを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合は、毎年度必要な寄附を受け入れて運用することができる。

（成果の公表）

第十一条　寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該学部等の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（発明に係る特許等）

第十二条　寄附講座教員等の発明に係る特許等の取扱いについては、北海道大学発明規程（昭和五十三年海大達四十二号）の定めるところによる。

（雑則）

第十三条　この規程に定めるもののほか、寄附講座等の実施について必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、昭和六十二年十二月十六日から施行する。

〔別紙様式　略〕

五―一八五　動物実験に関する指針

一九八八年七月
『北大時報』第四一二号

動物実験に関する指針

近年、大学等における動物実験は、バイオサイエンス研究の急速な発展とともに、医学、生物学、農学等の生物系研究領域において、その重要性が高まっています。

他方、動物実験については、科学的にはもとより、動物福祉の立場からも適切な配慮が必要であるとの提言や指摘が、国内外の関係学会等からもなされ、適正な動物実験の実施のための指針の作成が要請されているところです。

以上の状況の下に、このたび、本学における動物実験の計画及び実施に関し、遵守すべき基本的事項を指針として定めたものです。

北海道大学における動物実験に関する指針

（昭和六十三年七月二十日学長裁定）

第一　目的

この指針は、北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における動物実験の計画及び実施に関し、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和四十八年十月一日法律第百五号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和五十五年三月二十七日総理府告示第六号）等に定められている事項のほか、遵守すべき基本的事項を定め、もって科学的にはもとより動物福祉の観点から適正な動物実験を実施することを目的とする。

第二　適用範囲

この指針は、本学において実施されるほ乳類及び鳥類を用いるすべての動物実験に適用する。

第三　動物実験委員会の設置

1　動物実験を実施する部局の長は、当該部局での適正な動物実験の実施に必要な指導及び助言を行わせるため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、当該部局において単独で設置できない理由があるときは、他の部局と合同で委員会を設置することができる。

2　委員会は、実験動物の専門知識を有する者、動物実

験者（以下「実験者」という。）及び当該部局長が必要と認める者それぞれ一名以上をもって組織する。

第四　実験者の責務

1　実験者は、動物実験計画の立案に当たっては、その研究目的の達成に必要な最小限の実験にとどめるとともに、できる限り代替の手段によるなど動物福祉上十分な配慮をしなければならない。

2　実験者は、実験の実施に当たっては、実験動物に適切な鎮痛、麻酔、保定等を施し、無用の苦痛を与えないよう留意しなければならない。

3　実験者は、実験が終了した実験動物には速やかに必要な処置を施さなければならない。

4　実験者は、実験動物の死体及び廃棄物を適切な方法で処理し、人及び他の実験動物の健康及び環境を損なわないように努めなければならない。

5　実験者は、動物実験の遂行上、獣医学の専門的知識及び技術を必要とする場合には、専門の教官からそれらに関して指導及び助言を受けることが望ましい。

第五　実験動物の飼育管理

実験動物の飼育者、その施設の管理者及び実験者は、動物実験及び飼育の施設・設備の維持管理を適切に行い、実験動物の良好な環境条件の設定に努めるとともに、その健康及び安全に留意し、給餌、給水等の必要な処置を施さなければならない。

第六　安全管理等

1　動物実験を行う施設及び飼育室等の管理者は、人及び動物への汚染及び危害の防止のため、飼育・実験区域への関係者以外の者の立ち入りを制限する等必要な処置を講じなければならない。

2　実験者は、物理的、化学的に注意を要する試料又は病原体を用いた動物実験を実施する場合には施設管理者と協力し、一般留意事項、関係規則等を遵守して、安全の確保及び環境汚染の防止のために十分な処置を講じなければならない。

第七　指針の運用

この指針に定めるもののほか、指針の運用に関し当該部局において必要がある事項は、当該部局の長が別に定める。

付記

この指針は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

五―一八六
植物園の無料開放

一九八九年五月
『北大時報』第四二二号

植物園の無料開放

今年から自然に親しみ、自然を大切にする豊かな心を育むことを願って四月二十九日が「みどりの日」として国民の祝日になりました。

農学部附属植物園では、当日「みどりの日」の趣旨に沿って市民一般に対して無料開放したところ、二、七〇〇人もの多くの市民が入園し、早春の草木と親しみました。

午前九時の開門時は、多少肌寒く入園者もまばらでしたが、昼近くになるにしたがって徐々に気温も上昇し、家族づれ、お年寄りのグループなどが訪ずれ[ママ]、大型連休の初日を都心のオアシスで楽しみました。

（農学部）

五―一八七
留学生教育センターについて

一九八九年六月二十三日
教育学部「教授会　平成元年度」

平成元年6月23日（金）教授会記録

［中略］

5、留学生教育センターについて

学部長から、6月12日　農学部、工学部、言語文化部、教育学部の各学部長、企画調整委員長、学生交流専門委員長、及び局長、庶務部長による留学生関係懇談会が開催され、留学生の世話体制として留学生教育センター化構想について、事務局では6月中にまとめたい意向である旨の説明があったこと及び本件に対する各学部の意見の紹介などの懇談状況の説明、報告があった。

次いで、三宅委員から特に日本語予備教育体制について関係委員会での数回にわたる検討状況について説明、報告があった後、学部長から6月21日の評議会において平成2年度新規概算要求事項としての審議状

況の説明、報告があった。引き続き、学部長から本件について別添教授会資料により説明があり、種々意見交換を行った結果、今後、両評議員、国際交流関係教官と検討の上、対処したい旨、提案があり、これが了承された。

［後略］

［別紙］

北海道大学における留学生の日本語予備教育及び世話体制について〔案〕

1．名称

「北海道大学留学生教育センター」

2．設置目的

外国人留学生に対する日本語教育等及びこれに必要な調査、研究を実施するとともに修学及び生活上の相談指導業務を体系的、総合的に行うことにより、外国人留学生に対する教育指導の充実発展に寄与することを目的とする。

⑴センターの役割

① 外国人留学生に対して日本語等に関する教育を実施し、これに必要な調査、研究の場として機能する。

② 留学生専門教育教官、留学生指導教官、学生交流専門委員会教官等の協力を得て、各学部等との緊密な連携のもとに、全学的な留学生の世話体制の一元化を図る。

③ 留学生等が自由に出入りし、留学生相互又は本学学生との交流の場とするとともに、宿舎、奨学金、アルバイト、交流会等の情報提供の場とする。

④ 留学生交流推進協議会等を通し、ボランティア団体等との情報交換等を行い、本学留学生に対する支援事業等の推進を図る。

⑤ 上記役割の外、諸外国の留学生制度に係る関係資料の収集・整備を図り、本学学生の海外留学の指導・助言体制の整備充実にも資する。

⑵業務内容

① 外国人留学生に対する日本語予備教育及び日本語補講の実施及び日本語教育等の調査、研究

② 外国人留学生に対する修学及び生活上の相談指導業務（留学生アドバイザー）

ア．留学照会等受入れに関する相談指導

イ．修学に関する相談指導（オリエンテーション、カリキュラム、チューター、日本語教育等）
ウ．生活上の諸問題に関する相談指導（宿舎、奨学金、アルバイト、地域生活情報等）
エ．健康及び医療上の諸問題に関する相談指導（保健管理センターとの一体化による健康管理）
③　留学生の地域等との交流の推進、支援事業及び語学辞典、日本の歴史、文化、文学等に関する図書並びに留学生制度等に関する資料・情報の収集、整備及び提供
ア．留学生の地域との交流及び支援に関する事業（地域ボランティア団体等との連携―留学生交流推進協議会）
イ．帰国留学生に対するアフターケアに関する事業（帰国留学生名簿、ニューズレターの送付、学術情報の交換等）
ウ．本学への留学情報（大学案内、留学制度（入学資格、試験制度、カリキュラム）、生活環境等）の海外への紹介
④　その他本学学生の海外留学の相談指導
ア．海外留学制度、奨学金制度等に関する相談指導
イ．海外での生活及び勉学上の問題点、地域社会への順応の手助け等
ウ．海外の大学の留学制度、教育内容、生活環境・条件等に関する資料・情報の収集、整備及び提供
3．設置場所：事務局近隣の場所とする。
［後略］

［注記］　原文横書き。

五―一八八　農学部博物館が重要文化財に指定

一九八九年六月
『北大時報』第四二三号

博物館が重要文化財に指定

植物園内中央にある博物館本館など三棟及び植物園の正門横に建つ門衛所一棟、計四棟の建物（別記）が五月十九日国の重要文化財に指定されました。博物館本館は明治十五年、北海道開拓使が札幌博物場として現在地に建てたもので、同十七年本学の前身である札幌農学校に移管され、また、この移管の年には収集品収蔵のための倉庫が併設されました。明治十九年、周辺は植物園として整備され、同三十三年には博物館事務所、同四十四年には門衛所が建てられました。

重要文化財の中心となる博物館本館は、米国人建築師ペートマンの設計による木造二階建の優美な洋式建築で、最初から博物館として建てられ、それ以来その機能を変えることなく使われてきたという点で、わが国では最も古い博物館です。このような建物の構造、由来、保存状態等からみて、明治洋風建築の代表的なものの一つとして高くその価値が評価され保存されることになったものです。特に注目すべき点は、建物そのものだけでなく、建設当時、未開の地にまず博物館を建てるという欧米流の博物館に対する認識そのものがすぐれたものであり、それはわが国の博物館に対するその後の一般認識とは大きく異なっています。この先取りの精神こそはこの博物館の歴史的意義の重要な部分を占めるものです。

（農学部）

［別記略］

五―一八九　軍事施設における研究について

一九九〇年一月十七日
「評議会議事録　平成二年」

評議会議事録

日時　平成二年一月十七日（水）午後二時七分開会　午後三時五十二分閉会

［中略］

報告事項

［中略］

二、その他

㈠軍事施設における研究について

学長から、昨年末、獣医学部教官の米軍施設での研究が新聞報道されたことに対し獣医学部教授会が直ちに対応されたこと、この研究にかかる論文を見て、純粋な学術研究であることを承知している旨述べられた。引き続き学長から、今後のこれらに係る問題については、従前同様本学通則に基づき行うことは言うまでもなく、昭和四十二年の日本学術会議声明を尊重し、研究者及び学部等の良識において処理されるということで進めて行きたいと考えているが、今後とも疑惑を招くことのないよう社会的影響も十分に考慮して、慎重に対応していきたいこと。特に、国立大学の教育研究活動は、国民の絶大な信頼と支持の下で行われていることも十分配慮し、慎重なる対応をお願いしたいこと。

また、この問題については、既に一月十日（水）開催の部局長連絡会議での獣医学部長からの説明で、研究内容については、純粋な学術研究であることが了承されているが、研究先が軍事施設であることについて、社会的な反響を呼んだことに対し、大学として、学外に何らかの表明をすべきであるとのことから、本会議終了後、報道機関に対し、学長見解を表明したいと考えていること。

なお、学長見解の表明については、大学として何かを決めて表明するということでなく、従来どおり、本学通則はもとより、日本学術会議の声明を尊重するとともに研究者及び学部等の良識に基づき、社会的疑惑を招かないよう、従来にもまして慎重なる対応を望みたいという趣旨で行いたい旨学長の考え方が述べられた。

引き続き獣医学部長から、事実経過及び今後の対応等についての同学部教授会での審議内容について説明がな

された後、種々質疑及び意見交換が行われた結果、学長見解を表明にするにあたって踏まえていただきたいこととして、次のような意見が出された。

本学通則及び日本学術会議声明を遵守することは勿論、社会の疑惑を招くようなことは慎むこと、具体的には、軍の研究機関には協力しないということを含めて見解表明して欲しいこと。

今回の研究は、純粋な学術研究ではあるが、学術研究は、科学者自身の意図に拘らず、その成果が軍事目的に利用される危険性を内臓（蔵）していることから、今回の反省の上に立って、今後は、軍事関係の研究施設を利用し或いはその研究に協力することは厳に自粛し、事実上禁止するような措置を各部局でとるよう努力するということを盛り込んで欲しいこと。

以上の意見をも踏まえて、報道機関に対し、学長見解を表明することとなった。

［後略］

［別紙一］

軍事研究についての学長見解

本学においては、かねてより本学通則に定めるところにより、また、昭和四十二年の日本学術会議の声明を尊重して、軍事研究そのものはもとより、軍事研究の疑いのあるものについてもこれを行わないことを本学の方針として対処してきたところである。

昨年末、本学獣医学部の教官が米軍施設において研究を行っていたことが明らかにされ、これが軍事研究あるいはその疑いがあるのではないかとして社会的反響を呼んだことについては、この研究内容がそのようなものでなかったとはいえ、社会的疑念を招いたことについては、大学として十分な配慮を欠いたものであり、深く反省しているところである。

私としては、今後、本学の各部局及びその構成員たる教官各位が、今回のことを改めて認識するとともに、特に国立大学の教育研究活動が国民の絶大な信頼と支援の下に行われていることも十分配慮し、自主的にして良識ある行動をとられることを期待するものであり、再び軍施設での研究等が行われることのないよう学内に周知徹底してまいる所存である。

よう、各学部が努力するよう、強く指導して参りたい。

右、表明する。

［注記］

別紙一の左上隅に「1月17日（水）16時30分より事務局第二会議室で報道機関に対し表明した学長見解の内容。」の書き込みあり。

［別紙二］

記者質問に対する補足説明

㈠　一九八六年以降、本学獣医学部教官が、米陸軍感染症医学研究所で研究に従事したことについては、当時、特異かつ危険性の高い腎症候性出血熱の世界的流行を防止するため、唯一の研究施設を有する当該研究所に留学、当初の目的を達成する有益な業績をあげたものであり、これは「戦争を目的とする研究」ではなく、むしろ緊急かつ純粋な学術研究という判断のもとに、派遣したものである。

㈡　しかし、学術研究のあり方、ひいては科学者の道義的責任については、日本学術会議声明のいう「科学者自身の意図の如何に拘らず、科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している」点について、十分の配慮を欠いたことも事実である。

㈢　この反省に基づき、今後北海道大学は、研究成果が軍事目的に利用される危険について、改めて自戒し、すくなくとも軍事関係施設を利用し、或いは協力することは厳に自粛し、事実上これを廃止する処置を取る

「二及び三については現行法規で十分にカバーできないので、新たな立法措置をとることが望ましい。」との意見があった。

五―一九〇　脳死判定基準の取扱いに関する基本姿勢

一九九〇年七月九日
『北大時報』第四三八号（一九九〇年九月）

脳死判定基準の取扱いに関する基本姿勢

平成二年七月九日
医学部医の倫理委員会

個体死の判定は、当然のことながら医師が責任をもって行うが、その際には以下の判断基準に従う。

一　医学的には「脳死」が個体死であることはあきらかであるが、現状では死に対する従来からの社会通念を尊重して、個人が生前に自由意思に基づき表明した「意思表示」（以下、これを「リビング・ウイル」という。）によって心臓死を選択し得るものとする。

すなわち、本人の意思による「医療内容の選択権」を優先する。

二　リビング・ウイルを欠くときは、遺族が決定する。

三　リビング・ウイルの表出方法等については、法律的に保証されていることが望ましい。

五―一九一

北海道大学における大学院改革整備構想　中間報告

一九九〇年七月

『北大時報』第四三六号　別冊

北海道大学における大学院改革整備構想―中間報告―

平成2年7月

北海道大学大学院整備構想検討委員会

［中略］

2．北海道大学における大学院改革整備構想に関する基本的理念

1）大学院の充実

⑴大学院重点化と研究基盤の強化

大学院に課された使命の特質は、学術の進展に寄与する研究教育活動の遂行と創造的な研究後継者及び高度な専門職業人の育成である。学術の進展と社会の変化に即応した基礎研究及び応用技術の開発を進め、これを人類共有の知的資源たらしめるためには、学術研究の基盤を飛躍的に強化し、全分野にわたって研究教育の高水準化を推進しなければならない。これとともに、視野の広い独創的な研究者、高度にシステム化されつつある社会環境が要求する専門的職業人等創造力豊かな人材育成に特に意をはらう必要がある。

この目的達成のために基幹総合大学の場合は、大学院における研究と教育とに重点をおく必要がある。このため、本学における研究教育の基本組織を学部から研究科中心に移行することについて検討すべきである。

一方、大学における研究基盤の全般についてみると、研究教育環境が先進諸国の水準にはるかに及ばないことは明らかであり、改革を進めるにあたっては、新しい研究教育組織にとって必要不可欠な施設設備及び研究支援体制など大学院の研究教育環境を人的、物的両面にわたって整備することにも十分意をはらわなければならない。

⑵全教官の大学院への参加

原則として本大学の全教官を大学院研究科のスタッフとして位置付ける必要がある。その際、新しい学問分野や学際的領域における研究の進展に即応できる合理的かつ効率的な体制を目指しながら、旧来の研究科の再編成と新しい研究科の編成を図ることが必要となる。

⑶国際化と留学生の受入れ体制

近年、学問の広い分野にわたって国際協力・交流が大幅に進展している。これを受けて国際的共同研究や地域研究の推進をはじめ、研究者の国際的登用、研究者間の国際的交流等を大学院においても拡大する必要がある。

一方、大学院レベルでの留学生の受入れも年々活発化し、時として相当の教育負担を強いられるに至っている。この問題は、現在概算要求予定の「留学生センター」の実現とも関連して、新たに整備を図るべき多くの課題を抱えている。その一つに、日本語学、日本文化論等の専門的追求[究]を志す留学生が、外国語としての日本語の応用言語学的・教育学的研究を志す大学院生と同様に、今後増加することが考えられる。これとは別に、現在の日本語教育の問題にどう対応するかも緊急の検討課題である。また、「日本事情」と日本学（ジャパノロジー）または地域研究科日本研究専攻等の一環として確立することは、学際的基礎研究強化のためにも重要な検討課題である。

⑷多様な形での社会人の受入れ

社会人の受入れについては、本人の能力に応じてできる限り受入れられるべきである。しかし、一律に対応することは研究教育条件の制約上不適当であろう。

博士後期課程では、既に、教育機関や企業で専門職業人としての訓練と研究実績を積んで、博士の学位を取得することを目的として入学することから、通常の大学院学生と異なった対応が必要である。

修士課程においては、高度な専門的職業能力の再教育を希望する社会人に対して、積極的な受入れ策を講ずる必要がある。

⑸情報科学の推進

本学は、情報処理に関しては、先発大学としての有利な条件に恵まれている。即ち、大型計算機センターを中心に、高速大容量の専用回線で結ばれた学内の学術情報ネットワークが構築されつつあり、また、学外・国外のネットワークとの相互接続も実現しつつある。

本学が基幹総合大学として、今後目指すべき目標は、高度な情報科学を推進することである。即ち、必要な研究科には講座数の増加を含め、このための整備が必要である。

2）インターファカルティ構想等

既存の研究科における講座編成は、本来、基幹学問分

野に対応するものであって、必ずしも新しい研究分野に対応できるものとはなっていなかった。このため、学際領域に関する教育内容を見直し、それに即応する組織編成を考慮する場合には、従来の研究科間の仕切りを大胆に横断する機能的な研究教育組織の単位を設定する必要があろう。即ち、本学の大学院全体にわたる基本組織は、①研究と教育の一体的推進、②研究者の自主性と学術の自律的展開、③新しい原理・法則・方法論の発見、④知識・技術の新たな体系化、⑤先端的分野の開拓などの観点からみて最も合理的で強力な研究教育の単位でなければならない。その意味からすれば、中・長期的予測の下にたてられる各研究科ごとの独自の拡充方向とは別個に、学問分野に即して再編成されるのが妥当なケースもあり得る。この場合、既存の研究科等の枠にとらわれずインターファカルティの視点にたつ新たな研究科構想の推進が考えられる。また、先進的な研究の発展と学際領域への対応のために、研究科・専攻の枠にとらわれない柔軟性・流動性に富んだ学内横断組織としてのプロジェクト・チームの編成も推進されるべきである。

3）大学院整備と一般教育等を含む学部教育の充実

大学教育にとって、従来の一般教育・専門教育を一貫する教育によって、思考力、表現力、創造力等を育成することは不可欠である。ことに幅広い視野に立った創造力を育成するため、大学全体の教育システムの中で一般教育を見直し、再構成することは緊急の課題である。このため、大学院重点化構想を進めるにあたっても、本学独自の全学教育協力方式を保持し、リベラル・アーツの伝統を継承しつつ、一般教育の新たなシステムを開発する努力が必要である。

大学院整備充実を真に効果あらしめるためには、学部教育全体の充実改善が必要である。従来も「教養課程教育協議会」等を場として、学部教育における専門課程教育と教養課程教育（一般教育等）の系統的、かつ、有機的連携を図ってきたが、新たに大学院教育の整備充実が構想されている現在、更に強力に一般教育等を含む学部教育との効果的な連携が探求されねばならない。これは別途、しかるべき機関において、早急に検討されるべき重要課題である。

教官組織については、本学独特の全学運営方式の下で

一般教育等を担当してきた教官の大部分は、既にそれぞれの学部で大講座に所属している。これは大学院重点化方式の中で新たな全学協力システムを構築する上で、極めて利点の多い体制である。

4）学位授与の運用の改善

自然科学系においては、新制大学院の趣旨に沿って、博士号を含め学位の授与に積極的である。

これに対し、人文・社会科学系では、課程博士の授与は極めて少ない。このために、大学外の社会が学位及び大学院での研究と教育に対し無関心の状態が続き、ひいては、大学の研究活動及び人材の需給に関しても十分の理解が得られていない。

本学は大学院設置基準の弾力化の趣旨に沿って博士学位の目的に高度な職業人の養成を加えた。人文・社会科学系においては大学院への社会的需要に応えるために、大学院教育の多様化に即応するとともに、現行学位制度の積極的運用を図るよう配慮すべきである。

また、全般にわたる問題として、研究者養成と並んで、社会構造の高度化・国際化の進展に対応する高度な専門的職業人の養成、更に増加しつつある留学生の教育に適切に対処するために、学位授与の現状を一層改善する必要がある。このため、優れた大学院学生の確保はもとより、学位の取得を希望する社会人の受入れ、修業年限の短縮、研究指導の改善等の諸方策を講ずる必要がある。

5）自己評価に関する検討

大学が社会における最高の知的創造の場として機能し続けるためには、大学が研究教育の自由を保持することと併せて、不断の自己点検によって自ら研究教育体制の充実と活性化を図ることが必須であり、この二つの条件は表裏をなすものである。一方において、大学をめぐる社会環境は、大学の自己評価とそれに基づく将来展望を明示することを求めるようになっている。

評価を論ずる場合には、研究教育組織の機能の評価と個々の教官の業績の評価とを明確に区別して取扱う必要がある。

前者は、社会的に理解を得られる評価基準の下で、学内の各組織の運営の実績と将来展望を評価し、その強化・推進ないしは改善について、自律的に対処すべき事項と

制度的改善に待つべき事項を整理して、目標を設定するものである。

後者は、個々の教官が自らを客観的な場に置いて、研究者、教育者としての自己認識を深め、自己啓発の機会を得るためのものである。この場合には、評価点検の方法、結果の取扱いが、かえって結果的に研究教育の本質を歪めることのないよう、運用に細心の注意が必要である。

いずれにしても、自己評価は大学の基本的な存在理念についての確固たる認識によって行われなければならず、また本学が設定すべき評価基準は国際的に通用するものでなければならない。自己評価基準の確立にあたっては慎重に検討すべき多くの課題がある。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―一九二

附属農場でホルスタイン種雌牛生産一、〇〇〇頭達成

一九九〇年十月

『北大時報』第四三九号

◎附属農場でホルスタイン種雌牛生産一、〇〇〇頭達成

八月二十日（月）午後一時二十三分、農学部附属農場畜産第二部繋養ホルスタイン種雌牛九一六号（コマンダー　ロメオ　エンチャンター　ユタカ）が雌子牛（生時体重四十二kg）を出産し（父親はローマンデールクリスタルカウント）、これで明治九年（一八七六年）札幌農学校開校以来、農場でのホルスタイン種雌牛生産頭数は一、〇〇〇頭の大台に達しました。我が国のホルスタインの歴史において、百年以上にわたり一、〇〇〇頭（雄も含めると約二、〇〇〇頭）余りの生産を行った例はなく、貴重な記録であると思われます。五月二十六日に九九八号が生まれたものの、その後、五頭連続して雄が続くなど、「難産」での達成に関係者も喜びに沸きかえっています。一、〇〇〇号の名前は、一、〇〇〇番目ということもあって「ホクダイ　クリスタルサウザンド

ユタカ」としました。

我が国の主要地方にホルスタイン種牛がアメリカ、オランダ等から初めて輸入されたのは明治二十二年（一八八九年）のことで、その一つが札幌農学校第二農場（現農学部附属農場畜産第二部）です。農場のホルスタインの歴史は、アメリカから輸入した雄二頭（和名：秋津島、大和）、雌三頭（和名：敷島、漣、千鳥）から始まっており、以来これらを核として拡大していった牛群が、北大さらには我が国における酪農に関する教育研究の発展に寄与し、加えて日本におけるホルスタイン種牛の改良に大きく貢献してきました。

一、〇〇〇号から先代にさかのぼっていくと、最初に輸入した雌三頭の内の一頭である二号牛（和名：漣、明治二十一年四月二日生まれ）に達し、一、〇〇〇号は二号から数え、なんと十五代目に当たることが判明しました（系統図参照）。改めて歴史的な重みを感じています。

（農学部附属農場）

［系統図略］

五―一九三　量子界面エレクトロニクス研究センターの大要

一九九一年二月

『北大時報』第四四三号

量子界面エレクトロニクス研究センターの大要

平成三年度概算で、学内共同教育研究施設として要求していました「量子界面エレクトロニクス研究センター」の設置が、昨年末内示されました平成三年度予算政府案に盛り込まれました。

「量子界面エレクトロニクス」とは、電子材料の界面における量子力学的現象を解明し、工学的制御及びその電子工学的応用を図る工学分野です。

今日の情報化社会の進展に伴い、コンピュータ、通信ネットワーク、情報処理システムは、人間社会の隅々まで浸透しつつ、かつ、その規模は拡大の一途をたどっています。蓄積・処理される情報の量は指数関数的に増大しつつあり、実時間処理の必要性も増しつつあります。しかし、これらのシステムを支えているシリコン大規模半導体集積回路は、現在の技術を極限まで改良しても

種々の限界のため、社会の要請に応えられないことが明らかとなっており、新しい原理に基づく高機能・高密度の情報処理を遂行するシステムの構築が必要となっています。

そこで、従来の集積回路のような電子の平均的粒子運動ではなく、電子が示す波としての性質を積極的に利用することにより、素子の寸法を超微細化し、消費電力の低減、複雑な素子機能の実現、素子の超高速化を同時に可能とする量子超大規模集積回路への期待が高まっています。

本センターでは、この課題に応えるため、絶縁体・半導体・金属の異種界面の原子・分子的尺度での理解、界面の量子物性の制御、さらに基本材料を用いた超微細大規模集積回路の室温での作動などの基礎研究を行いつつ、超高速大規模集積回路実用化研究を行うものです。また、この分野における民間等との共同研究の推進も予定されております。

予算成立を待って設置される同センターの概要は、定員は教授二名、助教授二名の計四名（助手二名振替）、〔客員Ⅰ種〕教授一名、助教授一名の客員二名。学内の協力体制は、理学部…物理学科（実験物理学講座）、化学第二学科（構造化学講座）、工学部…電気工学科（電気物性工学講座、電気応用工学講座）、電子工学科（固体電子工学講座）、応用物理学科（応用数理物理学講座）、精密工学科（精密加工学第二講座）、原子工学科（量子計測工学講座）、合成化学工学科（化学工業材料講座）、応用電気研究所…化学部門、触媒化学研究センター…表面分子ダイナミクス部門となっています。

なお、このセンターは時限十年となっています。

（研究協力課）

五―一九四

北海道大学研究生規程（案）について

北海道大学留学生センター規程（案）について

北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター規程（案）について

一九九一年三月二十日

「評議会議事録　平成三年」

評議会議事録

日時　平成三年三月二十日（水）　午後二時二分開会　午後三時二十二分閉会

［中略］

議題

一、北海道大学研究生規程（案）について

二、北海道大学通則等の一部を改正する規程（案）について

本件について学長から、本学における研究生の受入れに関する規程の統合・一元化を図り、併せて関連規程等の改正を行うため議題一及び議題二を一括審議願いたいこと、二月開催の評議会において研究生に関する規程の改定、改廃の趣旨を説明した際、一部疑義のあった個所については文言を改めてあり、また、各部局における意見等は特になかったこと等が述べられ、次いで、庶務課長から規程内容等について説明があり、審議の結果、原案どおり本日（三月二十日）付けで制定し、四月一日から施行することが議決された。

三、北海道大学留学生センター規程（案）について

本件について学長から発議され、規程案の朗読があり、審議の結果、配付資料三の原案どおり、国立学校設置法施行規則の改正日付けで制定、施行することが議決された。

［中略］

五、北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター規程（案）について

本件について学長から発議され、規程案の朗読があり、審議の結果、配付資料五の原案どおり、国立学校設置法施行規則の改正日付けで制定、施行することが議決された。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学研究生規程を次のように定める。

平成　年　月　日

北海道大学長　伴義雄

北海道大学研究生規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、北海道大学における研究生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第二条　研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（出願手続）

第三条　研究生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書その他必要書類を添え、研究を希望する学部、大学院の研究科、言語文化部、附置研究所、学内共同教育研究施設又は全国共同利用施設（以下「学部等」という。）の長に願い出なければならない。

（入学許可）

第四条　学部等の長は、前条の願い出があった者について、教授会（これに相当する機関を含む。以下同じ。）の議を経て、入学を許可する。

（指導教官）

第五条　研究生は、指導教官の指導を受けて研究に従事する。

2　指導教官は、教授会の議を経て、学部等の長が指名する。

（許可時期）

第六条　研究生の入学の許可は、四月及び十月とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（研究期間）

第七条　研究生の研究期間は、一年とする。ただし、特別の事由があるときは、一年未満とすることができる。

2　研究生は、その研究を継続しようとするときは、事由を付して、当該学部等の長に願い出ることができる。

3　前項の規定による願い出があった場合には、学部等の長は、教授会の議を経て、研究の継続を許可することができる。

（授業への出席）

第八条　指導教官が研究上必要と認めた場合は、学部等

の長は、研究生に対し、学部又は大学院の研究科の授業への出席を許可することができる。

2　前項の授業が他の学部又は大学院の研究科の場合にあっては、当該学部等の長の許可を受けるものとする。

（検定料）

第九条　研究生として入学を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第十条　研究生の入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

（授業料）

第十一条　研究生の授業料は、毎年四月（前期）及び十月（後期）において、六月分に相当する額をそれぞれ納付しなければならない。ただし、各期における研究期間が六月に満たない場合は、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

（検定料等の額）

第十二条　研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、学長が別に定める。

（既納の検定料等）

第十三条　既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

（研究証明書）

第十四条　研究生で、相当の成績があると認められた者には、学部等の長は、教授会の議を経て、研究証明書を交付することができる。

（退学）

第十五条　研究生が退学しようとするときは、その事由を付して当該学部等の長に願い出なければならない。

（除籍）

第十六条　疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる研究生については、学部等の長は、教授会の議を経て、除籍する。

（雑則）

第十七条　この規程に定めるもののほか、研究生の受入れに関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成三年四月一日から施行する。

2　北海道大学言語文化部研究生規程（昭和五十八年海大達第五号）、北海道大学附置研究所研究生規程（昭

和三十年海大達第十七号）、北海道大学触媒化学研究センター研究生規程（平成元年海大達第三十三号）及び北海道大学スラブ研究センター研究生規程（平成二年海大達第二十三号）は、廃止する。

3　この規程施行の際現に北海道大学通則（昭和二十六年海大達第二十号）、北海道大学大学院環境科学研究科規程（昭和五十二年海大達第十二号）及び前項に掲げる規程の規定により入学を許可されて在学する者は、この規程による研究生として入学したものとみなす。

制定理由

本学の研究生の取扱いについて、学術の進展並びに国際化に対応するため研究期間等の弾力的な運用を図るとともに、従来の学部、研究所等別に定められていた研究生に関する規程を整備し、一元化するため、所要の定めをするものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学留学生センター規程を次のように定める。

平成　年　月　日

北海道大学長　伴義雄

北海道大学留学生センター規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（業務）

第二条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一　外国人留学生に対する日本語、日本文化及び日本事情に関する教育を行うこと。

二　外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言を行うこと。

三　海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言を行うこと。

四　その他留学生交流の推進に関し必要と認めたこと。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置

く。

（センター長）

第四条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

4　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第五条　センターに、北海道大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（日本語・日本文化研修コース）

第六条　センターに、外国人留学生に対し、日本語、日本文化及び日本事情に関する教育のため、日本語・日本文化研修コースを置く。

2　前項の日本語・日本文化研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

（日本語研修コース）

第七条　センターに、外国人留学生に対し、日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2　前項の日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第八条　センターにおいて、日本語及び日本文化等に関する事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成　年海大達第　号）の定めるところによる。

（事務）

第九条　センターの事務は、庶務部留学生課において処理する。

（雑則）

第十条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

制定理由

本学に学内共同教育研究施設として、留学生センターが設置されることに伴い、当該センターについて所要の定めをするものである。

[別紙三]

海大達第　号

北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター規程を次のように定める。

平成　年　月　日

北海道大学長　伴義雄

北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、本学の共同教育研究施設として、量子界面エレクトロニクスに関する研究を行うとともに、当該研究について民間機関等との共同研究を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第四条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

4　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、学長が選考する。

（運営委員会）

第五条　センターに、北海道大学量子界面エレクトロニクス研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究生）

第六条　センターにおいて、量子界面エレクトロニクスに関する事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成　年海大達第　号）の定めるところによる。

（事務）

第七条　センターの事務は、工学部事務部において処理する。

（雑則）

第八条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成　年　月　日から施行する。

2　この規程は、平成十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

制定理由

本学に学内共同教育研究施設として、量子界面エレクトロニクス研究センターが設置されることに伴い、当該センターについて所要の定めをするものである。

五―一九五

北海道大学における点検評価システムの導入にあたって

一九九一年十一月
『北大時報』第四五二号

北海道大学における点検評価システムの導入にあたって
自己評価組織の設置等に関する準備委員会委員長
学長　廣重力

［中略］

「北海道大学点検評価に関する要綱」の全文は、次に掲載してありますが、その概要は、以下のとおりです。

評価は自らの点検結果によって、おのずとなされるべきものであるとの基本的考え方を前提としており、①点検は本学全体として行うほかすべての部局等の組織を単位として行うこと、ただし、学生部、附属図書館及び事務局については、部局等の組織単位としては位置付けずに全学組織とすること、②本学全体の点検評価委員会を置き、本学における点検と評価の基本方針及び実施基準等の策定、全学的な点検と評価の実施並びに点検と評価の結果を取りまとめた報告書の作成と公表を行うこと、③全学委員会の構成員は、学長を始めすべての部局等の長（三十六人となります。）とし、委員会に幹事会及び複数の専門委員会を置き、機能的・効率的運営を図ること、④点検と評価を行う対象部局等にそれぞれ当該部局等の点検評価委員会を置くこと、⑤点検事項は大きく十三の事項として定め、具体的な点検項目は、年度毎に別に定めること、⑥委員会は、毎年度点検と評価の結果を取りまとめた、北大白書とも言うべき年次報告書を作成し公表すること、また、部局等においては、三年を越えない範囲で報告書等を作成し公表すること、⑦点検と評価の結果により、必要な改善に努めることの七つの柱を立て、委員会が毎年度ごとに定める点検事項の具体的項目については、参考として指針を示したものであります。

この要綱に示す本学における自己点検評価システムの原点は、大学及び部局等による自らの組織上の点検によりなされるものであり、従って、点検と評価は組織を中心［と］して行うものであって、個人的・勤務評定的なものでないということは申すまでもありません。

また、これまで本学が独自に、自らの点検と評価の在り方や進め方を重要な課題として全学的に取り組んでき

たのは、誰のためでもなく本学のためのものであり、本学の活性化、充実発展のためのものであることを大学人全員が再認識する必要がありましょう。

点検と評価が法令上制度化された背景には、大学（大学院）設置基準の大綱化に伴う諸制度の弾力化によって、大学等における教育研究水準等の低下を防ぐための点検評価システムの導入という側面を有しておりますが、本学では、このような消極的側面よりは、より積極的な形で、本学の教育研究体制の充実と発展のために、全構成員の英知が結集され、改革・改善が図られるシステムとして機能することが重要であると考えます。

本学がこのようなシステムを導入しようとするのは初めての試みであります。最初から完全なものを求めて、あるいは、他の大学の例にならおうと、いたずらに時間を費やすことよりも、これまでの検討の結果に基づき、ともかく始め、一歩一歩前進し改善して本学独自のシステムを形成していくべきではないかと考えます。そして、このシステムが本学の活性化と充実発展のためのシステムとして定着するよう全学をあげて最善の努力をしていきたいと思います。

なお、平成四年四月からの点検と評価の実施に向けて、今後、次の手順で準備を取り進める予定となっておりますので、併せてお知らせします。

① 同要綱に基づき、点検評価規程（案）を作成し、準備委員会の審議を経て十二月開催の評議会で審議、制定する。

② 規程制定後、直ちに全学委員会を発足させ、幹事会、専門委員会の設置等必要な手続きを進めるとともに、各部局等においても部局等の点検評価委員会の発足準備を進め、今年度中に部局等の委員会を設置する。

③ 平成四年四月一日からは、大学全体で点検と評価の実施作業を開始する。

北海道大学点検評価に関する要綱

〔平成三年十月三十日
自己評価組織の設置等に関する準備委員会〕

一、目的

この要綱は、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検と評価を行い、本学の教育研究水準の

向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

二、点検評価の範囲等

点検と評価は、全学的な事項に関して行うほか、各部局等に関する事項について行う。

三、全学の点検評価

⑴　本学に、全学的な事項に関しての点検と評価を行うほか、次に掲げる事項について審議するため、北海道大学点検評価委員会を置く。

一　本学における点検と評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。

二　本学の点検と評価に関する年次報告書の作成と公表に関すること。

⑵　北海道大学点検評価委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

一　学長

二　学部長

三　研究科長

四　附置研究所長

五　全国共同利用施設の長

六　附属病院長

七　学生部長、附属図書館長、事務局長

八　言語文化部長、教養部長

九　学内共同教育研究施設の長

⑶　北海道大学点検評価委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

⑷　北海道大学点検評価委員会に、次に掲げる事項を所掌するため、幹事会を置く。

一　点検と評価にかかる基本的事項の策定等に関すること。

二　点検と評価にかかる具体的実施方策等に関すること。

三　年次報告書等の作成と公表に関すること。

四　その他点検と評価の総合調整に関すること。

⑸　北海道大学点検評価委員会に、専門的事項を所掌するため、次に掲げる専門委員会を置く。

一　管理運営専門委員会

二　教育活動専門委員会

三　研究活動専門委員会

⑹　幹事会及び専門委員会に関する必要な事項は、北

海道大学点検評価委員会が別に定める。

四、部局等の点検評価

(1) 本学における点検と評価を行う部局は、学部、大学院研究科、附置研究所、全国共同利用施設、附属病院、言語文化部、教養部及び学内共同教育研究施設（以下「部局等」という。）[と]する。

ただし、学部と研究科が一体となって点検と評価を行うことが適当な場合にあっては、一の部局として行うことができる。

(2) 部局等における点検と評価を行うため、各部局等毎に点検評価委員会を置く。

(3) 部局等の点検と評価及び点検[評価]委員会に関する必要な事項は、各部局等が別に定める。

五、点検事項

(1) 北海道大学点検評価委員会及び各部局等の点検・評価委員会は、次に掲げる事項の点検と評価を行う。

①大学（部局等）の在り方・目標に関すること。
②学生の受け入れに関すること。
③教育活動に関すること。
④厚生補導に関すること。
⑤研究活動に関すること。
⑥管理運営及び組織・機構に関すること[。]
⑦教員組織に関すること。
⑧国際交流に関すること。
⑨社会との連携に関すること。
⑩施設設備と環境に関すること。
⑪図書及び学術情報に関すること。
⑫財政に関すること。
⑬附属病院の診療活動に関すること。
⑭その他北海道大学点検評価委員会又は各部局等の点検評価委員会が必要と認める事項

(2) 前記(1)に定める事項についての北海道大学点検評価委員会が行う具体的点検項目及び各部局等の点検評価委員会が行う各部局等に共通する点検項目については、年度毎に、北海道大学点検評価委員会が定める。

なお、部局等の点検評価委員会は、北海道大学点検評価委員会が定めた各部局等に共通する点検項目のほか、部局等固有の点検項目について年度毎に定める。

六、点検評価の公表と年次報告書の作成

(1) 北海道大学点検評価委員会は、年度毎に、本委員会及び各部局等の点検評価委員会が行った点検と評価の結果を取りまとめた年次報告書を作成し、これを公表する。

(2) 各部局等は、前記(1)に掲げるもののほか、当該部局の目的とする教育活動及び研究活動等についての点検と評価の結果を3年を越えない範囲で定期に取りまとめた報告書等を作成し、これを公表する。

七、点検評価結果の対応

(1) 学長及び部局等の長は、北海道大学点検評価委員会及び各部局等の点検評価委員会の点検と評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自らその改善に努める。

(2) 学長は、北海道大学点検評価委員会の点検と評価の結果、全学的事項で特に改善が必要と認められるものについては関連する学内の各種の委員会に改善策を付託し、各部局等に固有の事項については該当する部局等の長にその改善を勧告することができる。

八、庶務

北海道大学点検評価委員会に関する事務は、庶務部庶務課が処理する。

［後略］

五―一九六　大学院に関する文部省との折衝

一九九二年三月十一日

「環境科学に関する研究科構想特別委員会関係綴」
（企画課／二〇一九／〇三四九）

第7回「環境科学に関する研究科構想特別委員会」
議事要旨

平成4年3月11日

1．文部省との打合せの報告と対応

針谷委員から、地球環境科学研究科構想に関する文部省との打合せの結果、次の点について整理する必要があることの報告があった。

1）平成5年度は、「大気海洋圏科学専攻」を除いた3専攻で概算要求する。

2）新規定員増は厳しいので、2名増に押[抑]さえる。

3）学生定員の考え方（学部兼担当 M2D1、協力講座 M2D1、専任講座 M5D2）

4）水産学研究科から参画した場合の同研究科の設置要件の問題

5）各専攻の講座教官組織のバランスの整合性

6）地球環境に関する特色と、他の大学等との相違

7）現在の環境科学研究科との関係について（改組か、設置・廃止か…在学生への配慮）

8）協力講座について、現協力講座の5割増積算との関係の検討

9）設置当初の施設

2．今後の進め方

平成5年度設置時における基本構成組織は、水産学研究科の参画を除き4専攻から3専攻とする等資料「北海道大学大学院地球環境科学研究科の概要」7P の構成とする。

なお、本構想を次回の大学院整備構想検討委員会に報告し、今後概算要求に向けての具体的作業を行う小委員会的な組織の設置についても同検討委員会に提案することとした。

［別紙一］
北海道大学大学院地球環境科学研究科の概要［略］

［別紙二］

H4. 3. 9

地球環境科学研究科構想と理学研究科の改組に関する文部省との折衝状況と今後の課題

1. 地球環境科学研究科構想

① 環境科学研究科の見直しとして、平成5年度の概算要求に盛り込む。この場合、設置審査が必要となる。

② 「地球環境科学研究科構想」を環境科学研究科の改組とするか、あるいは環境科学研究科を廃止して「地球環境科学研究科」の新設とするかを詰める。

設置・廃止の場合、環境科学研究科の現学生の身分と現指導教官の位置付けの整理が必要である。また、同時に法令上の経過措置等も必要となる。

③ 「地球環境科学研究科」に参画する現理学部教官は、「地球環境科学研究科」の講座に身分が移ることとなることから、理学部（教養教育を含む）の教育組織は「学科目」となる。この「学科目」については、文部省としては当校費のプラス積算を配慮することで検討する。

④ 環境科学研究科の協力講座に積算されている当校費を、「地球環境科学研究科」の協力講座に[ママ]にもつけるのかどうかの検討が必要である。

⑤ 地球環境に関し、他大学で既に設置している専攻等がある。これとどこが異なり、かつ北大の研究科は我が国のこの分野のセンター・オブ・エクセレンスとなるのか。また、この研究科は欧米諸国のこれらの分野の大学院に比して同等かそれ以上のものであるかの理念と教育研究組織の構成が必要である。

⑥ 講座の構成に専攻によってバラつきがある。キチットした教育理念に基づいての教官の研究組織とする必要がある。

⑦ 水産学部の参画については、水産学研究科の改組若しくは水産学部の札幌キャンパスへの移転時まで留保する。

2. 理学研究科の改組

① 「地球環境科学研究科」と同時に行うのか。この場合、「地球環境科学研究科」に移行する専攻から順次年次計画で対処できないのか。

② 講座を大学院に移して大学院重点化と称しているが、重点化の理念が薄くかつ実態が伴っていない。博士課程を含めての大学院学生の充足状況により考える

こととなるが、他大学とのコンペとなろう。いづれにしろ理学部の講座を一挙に大学院へ移すことは無理であり、東大の工学部のような幾つかの専攻毎の年次計画となろう。

③　当面の措置として、理学研究科の修士定員の増を図ることと、地球環境科学研究科に移る二つの専攻の改組を概算要求することとならないか。この場合、二つの専攻については設置審査の対象となる。

3．理学部学部教育との関係

「地球環境科学研究科」と理学部の教育（教養教育を含む）の関係を整理確立すること。特に、理学部の講座が大学院に移らなかった場合、あるいは一部が移った場合の「地球環境科学研究科」が担当する学部教育との関係について整理をする必要がある。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―一九七

北海道大学における学部教育の展開

一九九二年三月十一日

『北大時報』第四五七号　別冊（一九九二年四月）

平成4年3月11日

北海道大学における学部教育の展開（報告）

大学院整備構想検討委員会

学部教育専門委員会

Ⅰ　本委員会の任務

本委員会は、『北海道大学における大学院改革整備構想―中間報告―』（平成2年7月）を受け、大学院整備構想検討委員会企画調整委員会の審議を経て、「一般教育等を含む学部教育」の諸問題について検討する組織として平成2年9月に設置された。同中間報告は、この問題について、「大学全体の教育システムの中で一般教育を見直し、再構成することは緊急の課題である。このため、大学院重点化構想を進めるにあたっても、本学独自の全学教育協力方式を保持し、リベラル・アーツの伝統を継承しつつ、一般教育の新たなシステムを開発する

努力が必要である。」と提言している。かつまた、大学院充実の前提として、全教官が大学院研究科のスタッフとして位置付けられるとともに、一般教育を含む学部教育に関わることが求められている。

一方、かねてより各部会報告によって審議の概要を発表してきた大学審議会は、文部大臣の諮問に対して平成3年2月「大学教育の改善について」を、同年5月には「大学設置基準等及び学位規則の改正について」を答申し、これを受けて大学設置基準等の改正が行われ、同年7月1日から施行されるに至っている。その骨子は、①教育計画、具体的には開設科目の基準を大綱化し、その開設は、各大学・学部・学科の教育目標に沿った、自由な創意工夫に委ねることとする、②自由に設定された教育目標及び教育計画については、大学の自己点検・自己評価の実施を求める、の二点に集約される。それは大学審議会大学教育部会の「部会報告」が強調する方向に沿ったものでもある。

ここで一般教育に関して強く求められているものは、①従来四年間一貫教育を不自然に分断していた「専門課程」と「一般教育課程」を廃止し、より効果的に統合されたカリキュラムを策定すること、それに沿って各大学の通則・規程を改正すること。②従来制度上固定されていた一般教育担当教官について、身分上の隔壁を消滅させること、③教養部の改組転換及び一般教育実施組織のあり方について再検討すること、の三点にまとめられる。

本委員会の任務は、これらの問題を検討し、①本学において、従来どおり、教養部依存の一般教育システムを維持しつつ、その改善を図るか、それとも②新たに統合化され、再編された「学部教育」の創造に努力すべきかについて考察し、後者については新たな「学部教育」がどのように可能か、可能とすれば、一般教育を全学部にわたって展開するための新実施組織をどう構想するかについて、その基本的方向を提言することとされた。

［中略］

Ⅲ　結語

委員会の審議事項のうち、提言に属する事項を記して、結語にかえる。

1．「学部教育」体制への転換

⑴　北海道大学は、「大学院重点化構想」の基盤形成のため、「大学設置基準」の改正に対応して、「北海道大

学通則」に定める「一般教育課程」及び「専門課程」を廃止する。

(2) この措置に伴い、従来教養部で一括して行ってきた「一般教育課程」実施体制を、各学部を教育主体とする「学部教育」実施体制に変更する。

(3) 各学部は、それぞれの教育理念・教育目標を達成するため、一般教育等の授業科目を含む系統的かつ効率的な教育課程を編成する。

(4) 現行系別学生編成を、学部別学生編成に変更する。学部は、目的あるいは必要に応じて、学部内に系を設置することができる。

(5) 各学部で開設する一般教育科目等の実施に当たっては、全学部が協力して担当する体制を志向するが、当面は、従来の責任部局が実施責任を継続する。また、各学部で開設する科目を他学部学生に開放し、一般教育科目等に充当させる措置も考慮に入れる。

(6) 教育課程に関する規定は、各学部規程で定め、一般教育科目等の実施に関する細目は別に定める。

(7) 各学部は、転学部制度の整備とその積極的運用に努力する。

2. 単位・進級認定・修学・厚生補導等の責任体制

(1) 科目の成績・単位認定は当該授業科目の担当教官が行う。

(2) 進級認定が必要な場合は、当該学部が行う。

(3) 学生の修学指導、厚生補導、懲戒その他身分に関する事項は、当該学部がその責任を負う。ただし、水産学部の札幌キャンパス修学時の指導責任については、別に定める。

3. 一般教育科目等の実施組織

(1) 各学部で開設される一般教育科目等の調整・実施等を統括するため、「一般教育実施センター（仮称）」を置き、その長に副学長を充てる。

(2) 各学部の教務事務を一括処理するため、教務事務センター組織を置き、同センターに所属せしめる。同時に全学オフィスワークシステムを導入し、教務事務の全面システム化を推進する。

(3) 全学教育協力方式を可能にするため、キャンパス中心部を形成し、「一般教育実施センター」施設を設置する。施設には、管理棟の他に、学生自習室・懇話室・大講義室・自然科学実験棟・情報処理演習室・ゼミナー

ル棟・外国語演習室等を設備し、必要によっては、(2)のパッケージシステムに対応して、全学生をユーザーとする各種証明書の発行等の業務を集中できるようなインテリジェント化を推進する。

(4)「一般教育実施センター」の管理運営のため、各種審議会・協議会・委員会・科目担当者代表会議等を置く。

4. 今後の課題

(1)「学部教育」体制への移行に当たっては、従来の一般教育課程所属教官の研究科への編入が促進されなければならない。各研究科の改革構想の進展が期待される。

(2) 本委員会は「大学院整備構想検討委員会」の専門委員会として位置づけられており、学部教育、一般教育等実施システム、その具体的実施方法等を検討するにはおのずから限界がある。今後、一般教育等の実施体制に関するしかるべき全学委員会を設置して、検討を続行するのが適切と判断される。

委員会は、①各学部の教育課程に開設される一般教育等の授業科目に関して必要な調整を行い、その実施計画を作成し、②一般教育等実施組織の設置及び運営方式につき具体案を作成し、③全学オフィスワークシステム構築の計画を検討することを任務とする。個別課題に関しては、専門委員会を設置するのが適当と考えられる。

(3)「学部教育」体制の開始は可及的早期であることが望ましい。

[後略]

[注記] 原文横書き。

五―一九八
「一般教育等を含む学部教育」体制への転換について
「学長」の呼称について

一九九二年五月二十日
「評議会議事録　平成四年」

評議会議事録

日時　平成4年5月20日（水）　午後2時開会
　　午後3時25分閉会

［中略］

議事

1.「一般教育等を含む学部教育」体制への転換について

本件について、学長から、4月22日開催の評議会で、学部教育専門委員会から報告書が出されたことを報告し、「現行の系別学生編成を学部別学生編成に変更する。」ことについて早急に全学としての意思確認を行う必要があるので、5月開催の部局長連絡会議及び評議会において、①学部別学生編成の採用、②実施年度、③実施のための準備組織等について提案すること、及び、本年6月までに入試選抜方法等について具体的詰めができた場合、平成6年度実施も可能であるので、各学部において学部教育体制に転換するに際しての問題点、入試選抜方法等についてあらかじめ検討願いたいこと等について報告及びお願いをしたところである旨の経緯説明があった。

次いで、学長から、5月13日開催の部局長連絡会議で、「一般教育等を含む学部教育」体制へ転換し、学部別学生編成を採ることについて提案し、各学部の検討状況等について伺った際、若干の検討事項等の指摘があったが、「一般教育等を含む学部教育」体制への転換については、学内合意が得られているものとの印象を受けたこと、また、他大学の改革状況等をみると先行しているところもあり、全学的支援体制の実現を進めていくうえでも時間的余裕はないものと考えている旨述べられ、次の6項目について提案があった。

①従来、教養部で一括して行ってきた「一般教育課程」実施体制を、各学部を教育主体とする「学部教育」実施体制に変更する。

②各学部は、一般教育等の授業科目を含む教育課程を編成する。

③現行の系別学生編成を、学部別学生編成に変更する。
④各学部で開設する一般教育科目等の実施に当たっては、全学部が協力して担当する体制を志向するが、当面は、従来の責任部局が実施責任を継続する。
⑤転換の時期については、平成７年度とする。
⑥「一般教育等を含む学部教育」体制への転換に伴う一般教育等実施体制について検討する全学委員会を早急に設置する。

これに対して、一般教育を教養部の教官にまかせっきりにしていたことなどの反省をふまえて、一から検討しなおしたらどうか、学部内での検討と全学的な検討は連動するので、全学としてもできるだけ早く検討を進めるべきである、一般教育等実施体制について検討する全学委員会のための準備委員会を設けてはどうか、などの意見があり、審議の結果、学長提案の６項目を６月の部局長連絡会議及び本会議で審議・決定することとした。また、準備委員会についても学長から、早急に設置することとしたい旨述べられた。

なお、これに関連して、新妻教養部長から、平成５～６年度は、現行の体制で一般教育を行うことになると思うが、マスプロ教育を避けて、一般教育演習等、少人数教育を充実して行きたい。「学部教育体制」に転換する場合にも決してマイナスにはならないと思うので、学部の教官にも積極的に協力をお願いしたい旨要請があった。

これを受けて学長からも学部の教官の積極的な協力をお願いしたい旨要請があった。

2．「学長」の呼称について

本件について、学長から、４月22日開催の評議会で提案された「学長」を「総長」と呼称することについて、事務局で他大学の実情等を調査したうえで、本学での扱い方を考えてもらうこととしていたが、その調査結果と扱い方について事務局から説明願いたい旨述べられ、庶務部長から、法令上の変遷、本学での呼称の変遷及び他の６大学の使用例の調査結果について報告があった。また、「総長」名を使用する方法には、東京大学、京都大学、大阪大学、名古屋大学、九州大学のように、原則として、すべてのケースに「総長」名を使用する方法と、東北大学のように、入学式や学位記授与式、表彰状や感謝状などに「総長」名を使用し、公文書類には、徐々に拡大し

て「総長」名を使用するというように使いわけをする方法の2つが考えられるが、事務局としては、「総長」名を使用するのであれば、「総長」と「学長」を使いわける方法は、大変煩雑で、事務処理上も混乱をきたすので、原則として、すべての場合に「総長」名を使用した方がよいと考えている旨の説明があった。

次いで、学長から、事務局の方で調査した結果と本学での扱い方については、5月13日開催の部局長連絡会議で報告し、了承が得られているところであり、本学としても「学長」を「総長」と呼称し、その場合に、原則としてすべての場合に「総長」名を使用することとしたい旨諮られた。これに対して、以前「総長」の呼称問題が諮られた際の審議状況、文部省や他大学とのかねあい、他の官職の呼称とのかねあい、印刷物や公印に要する費用の問題等について質問等があり、審議の結果、「学長」を「総長」と呼称し、原則としてすべてのケースに「総長」名を使用することが了承された。

なお、学長から、6月開催の評議会において、関係規程等の整備について諮る旨述べられた。［後略］

［注記］　原文横書き。

五―一九九　毛利衛氏への総長表彰について

一九九二年十月二十一日
「評議会議事録　平成四年」

評議会議事録

日時　平成4年10月21日（水）　午後2時開会
　　午後2時30分閉会

［中略］

2．その他

⑴総長表彰について

総長から、元本学工学部助教授毛利衛氏が、科学者として我が国ではじめて、9月12日から20日、スペースシャトル「エンデバー」に搭乗し、多くの実験を行って宇宙開発利用、国際協調に多大な功績をあげ、また、宇宙授業を行って、子供たちに宇宙への夢を育むとともに、地球環境リポートで、国民に大きな感銘を与えた。これらの功績に対し、宮沢首相は総理大臣顕彰を、また、横路知事は、北海道栄誉賞を授与した。

本学としても宇宙時代のパイオニアが、本学から生まれたことを誇りとし、また、未知の世界に果敢に挑戦す

るフロンティア・スピリッツが、次代を担う若い研究者等に夢と勇気を与えたことに対し、総長表彰を行いたいと考え、10月14日（水）開催の部局長連絡会議に報告のうえ、20日（火）、毛利氏が総長室を訪れたのを機に、表彰状を授与した。

本学には、このようなケースについての表彰規程はないが、今後は、本学教職員・学生が学術研究面に限らず、広くスポーツ等の分野において世界的な名声を得た場合には、本学として表彰していくという方向で考えていきたいと思っている、等の報告があった。

更に、総長から、毛利氏と一緒に宇宙を探遊してきた本学の「学旗」（五稜星旗）は、同日夜、開催された'92北海道スペースフェア実行[委]員会主催の「毛利氏帰還歓迎会」の席上晴れて返還を受け、学旗も無事帰還した旨の報告があった。

［注記］　原文横書き。

五―二〇〇　本学に初の「大学院重点化構想」が実現

北海道大学大学院地球環境科学研究科規程

一九九三年四月
『北大時報』第四六九号

本学に初の「大学院重点化構想」が実現

大学院地球環境科学研究科設置

国立学校設置法施行令の改正により、本年四月一日をもって、北海道大学に「大学院地球環境科学研究科」[(独立研究科、修士課程、博士課程)]が新設されました。

本大学院構想は、平成三年七月、廣重総長の発議により設置された「環境科学に関する研究科構想特別委員会」に、総長自ら提示された「北大におけるこれからの環境科学研究・教育のあり方」についての試案に端を発したもので、その後幾多の検討が重ねられた結果、理学部、環境科学研究科、水産学部、触媒化学研究センター、低温科学研究所、電子科学研究所、遺伝子実験施設及び理学部附属動物染色体研究施設が参画した、インター・ファカルティ構想として成案をうるに至ったものです。平成

四年九月に「大学院地球環境科学研究科設置準備委員会」が設置され、大学院開設に向けて準備が進められ、理学部生物科学専攻と共に、北大の大学院重点化に先鞭をつけることとなりました。

なお、本研究科の内容は、次のとおりです。

Ⅰ　教育・研究の主題

本研究科における、教育・研究の主題は、自然環境変化の機構を解明すると共に、人間の創造する環境と自然の調和、人間社会と自然界との調和などの問題を、多角的かつ、根本的に解明することにあります。そのために、新しい科学体系として、総合的な観点から地球環境科学を構築し、その研究を行うと共に、地球環境問題に対処できる優秀な人材を国際的視野で育成することとしています。

この目的のために、次の教育・研究の専攻組織を設置しました。

一　地圏環境科学専攻
二　生態環境科学専攻
三　物質環境科学専攻
四　大気海洋圏環境科学専攻（第四専攻として検討中）

Ⅱ　専攻の概要

各々の専攻の概要は次のとおりです。

一　地圏環境科学専攻

地球温暖化に係わる気象変化と雪氷圏の関係、人為的開発に伴う種々の地表変化の研究・教育を行う。すなわち、古環境の解析を行って、過去の地球の環境の変化を復元し、人為的要因に基づく現在の環境変化の機構を明らかにして、将来の環境変化の予測と、それに対する適切な保全策をたてる。

二　生態環境科学専攻

人間を含め、生物は、大気、海洋、地圏に生息し、生態系を形成している。熱帯雨林の破壊、砂漠化、北方圏の環境変化、種の絶滅は、人間の過剰な活動の結果である。

それゆえ生態系の現状を把握し、環境悪化の原因とその機構を研究する必要がある。さらに、人口増加やそれに伴う人口の大都市集中化、エネルギー消費、廃棄物処理、食物汚染などの諸問題についても、早急にその解決策を模索しなければならない。都市の計画や地域計画と自然生態系との整合（調和）、環境汚染による障害・疾

病の予防、絶滅の恐れのある種又は、その遺伝子の保存、資源再利用化等の研究を行う。

三　物質環境科学専攻

人類は、産業革命以来、多種多様な科学物質を活用し、生活を豊かにしてきた。また、これは将来に亘って行われると考えられる。一方、地球圏における物質循環の容量を超えた天然資源及び科学物質の利用は地球環境の悪化・汚染を招く恐れがある。地球環境問題の緊急の課題の一つは環境汚染物質・生態有害物質の地球環境における代謝・循環・作用等の機構を解明し、対応することである。もう一つの課題は、人類が必要とする大量のエネルギーをいかにクリーンな形で獲得するかである。これまで人類は石炭、石油、木などの炭素化合物を燃焼させ二酸化炭素を排出し、地球温暖化の原因を作りだしてきた。この観点から、地球圏の物質環境が正常に作動するレベルまで、制御する対策が求められている。したがって、二酸化炭素の科学的、或いは、生物学的な固定化と炭素資源としての活用に必要な技術開発及び、より高度な機能を持つ素材の開発に着手し、人類が必要とする多様なエネルギーに対処する等の対応をたてる。

四　大気海洋園[園]環境科学専攻（第四専攻）

地球の表面の七割を占める海洋と、地球をとりまく大気は、地球規模の環境変化をもたらす上で決定的な役割を演じている。すなわち、大気・海洋圏の大循環、それに伴う化学物質の循環を通じて、大気―海洋の相互関係がどのような機構で行われているかを明らかにし、気候変動の要因・機構を解明する。なお、本学専攻は、平成六年度以降の開設を計画しています。

以上が、本研究科の概要ですが、今後、地球環境科学研究科における教育・研究の推進及び発展のために、全学的な御理解と御援助を賜りますようお願いします。

大学院地球環境科学研究科長　堀浩

大学院理学研究科生物科学専攻設置

本年四月一日をもって本学理学研究科に、大学院重点化とした「生物科学専攻」が、新設されました。本専攻は、従来の理学部植物学、動物学、高分子学の三学科のなかで、同じく四月から発足した大学院地球環境科学研究科の設立に参画した十余人を除く教官が、従来の三つの専攻の枠をとり去り、八人の新スタッフとともに、新

たに構想された六つの大講座と二つの協力講座（理学部附属臨海実験所および同海藻研究施設）から成る専攻を形成したものです。

各大講座は、教授三人、助教授三人、助手一～二人から成り、専攻としての大学院生の定員は、修士課程四十四人、博士後期課程二十一人です。大講座の名称は、「系統進化学」、「形態機能学」、「行動知能学」、「生体情報分子学」、「生体高分子解析学」、「生体高分子設計学」で、旧来の生物学系の学科における講座の編成とは全く異なった、デイシプリンを指向しております。

この専攻に対応する学部学科としては、生物科学科が置かれ、それぞれ生物学系、化学系を主とする「生物学」（四十二人）と「高分子機能学」（四十人）の二学科目があり、これらの学科のカリキュラムも今回一新しました。その教育には、同専攻の教官が地球環境科学研究科の教官とともに教育組織としての学科目を形成し、これにあたります。本年度前期から、現行教養課程の教育をも含めた学部教育にこの体制で臨んでいます。

本専攻の設置が他に先駆けて認められた要因には、地球環境科学研究科の設置と連携して、小講座に基礎を置いた旧来の学部学科編成に捉われず、時代の要請に対応した弾力的で大胆な組織換えを指向したことがあげられます。それとともに、本理学部が大学院の充実を目指して昭和五十二年発足の「理学研究科将来計画委員会」、昭和六十二年設置の「大学院問題検討委員会」等での長年にわたる徹底的な検討にもとづいて、平成二年三月にまとめた独立大学院組織構想の延長上に、今回の新専攻の実現があることを強調したい。

（理学部）

［中略］

北海道大学大学院地球環境科学研究科規程

第一章　専攻及び課程

（専攻）

第一条　北海道大学大学院地球環境科学研究科（以下「本研究科」という。）に、次の専攻を置く。

地圏環境科学専攻
生態環境科学専攻
物質環境科学専攻

（課程）

第二条　本研究科の課程は、博士課程とする。

第二章　入学、再入学及び転学

（入学）

第三条　本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院通則（昭和二十九年海大達第三号。以下「通則」という。）第四条第四項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては、通則第十条第一項、通則第四条第四項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては、通則第十条第二項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

（再入学及び転学）

第四条　通則第十三条第一号又は第二号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願い出た場合は、欠員のあるときに限り、選考の上入学を許可することができる。

第三章　授業科目、修了要件、履修方法及び試験

（授業科目及び単位）

第五条　各専攻の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

（課程の修了要件）

第六条　修士課程の修了要件は、大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合において、教授会が選考の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3　専攻の指導教官が必要と認めたときは、教授会の議を経て他の専攻若しくは他研究科の専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

第七条　博士課程の修了要件は、大学院に五年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程にお[い]て三十単位以上、博士後期課程において十単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期

間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　前条第一項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　前二項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期三年の課程に入学した場合の博士の修了の要件は、大学院に三年以上在学し、十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

（他大学の大学院等における履修等）

第八条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

2　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士後期課程を通して十単位を超えない範囲で教授会の議を経て第六条第一項又は前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えな

いものとする。

（履修方法）

第九条　授業科目の履修方法の細目については、教授会の議を経て研究科長が定める。

（試験）

第十条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、教授会の議を経て臨時に実施することができる。

（成績の評価）

第十一条　科目試験の成績は、優、良、可及び不可の四種とし、優、良及び可を合格とする。

（学位論文の提出期日）

第十二条　修士課程及び博士課程の学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第四章　課程修了の認定

（課程修了の認定）

第十三条　修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て認定する。

第五章　聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、委託生及び外国学生

（聴講生）

第十四条　本研究科の授業科目中一科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

2　聴講生となることのできる者は、当該教授科目について、相当の学力があると認められた者でなければならない。

3　聴講生は、学期又は学年ごとに許可する。

（特別聴講学生）

第十五条　本研究科において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2　特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3　特別聴講学生に係る科目試験の実施方法及び成績の評価については、第十条及び第十一条の規定を準用する。

（特別研究学生）

第十六条　本研究科において研究指導を受けようとする他大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

（委託生）

第十七条　通則第三十八条又は第三十九条の規定による委託生の入学については、教授会の議を経て、許可することができる。

（外国学生）

第十八条　通則第四十二条又は第四十三条の規定による外国学生の入学については、教授会の議を経て、許可することができる。

附則

1　この規程は、平成五年四月一日から施行する。

2　北海道大学大学院通則の一部を改正する規程（平成五年海大達第八号）附則第二項に規定する大学院環境科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は、同附則第三項の規定に基づき本研究科が行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は、本研究科において別に定める。

別表（第五条関係）

地圏環境科学専攻

授業科目	単位
地球生態学特論Ⅰ	二
地球生態学特論Ⅱ	二
第四紀環境学特論	二
山地生態学特論	二
微古生物学特論	二
海洋堆積学特論	二
環境変遷学特論	二
古環境解析学特論	二
雪氷環境科学特論	二
雪氷圏循環学特論	二
極域雪氷学特論	二
雪氷物性学特論	二
応用雪氷物理学特論	二
宇宙雪氷学特論	二
地圏環境科学特別講義Ⅰ	二
地圏環境科学特別講義Ⅱ	二
地圏環境科学総合講義	二
地球生態学実習	四
地球環境変遷学実習	四
地球雪氷学実習	四
雪氷物理学実習	四
地圏環境科学総合実習	四
地圏環境科学論文講読Ⅰ	四
地圏環境科学論文講読Ⅱ	四
地球生態学研究	八
地球環境変遷学研究	八
地球雪氷学研究	八
雪氷物理学研究	八
地球生態学特別研究	八
地球環境変遷学特別研究	八
地球雪氷学特別研究	八
雪氷物理学特別研究	八

生態環境科学専攻

授業科目	単位
生態系管理学特論Ⅰ	二
生態系管理学特論Ⅱ	二
地域計画学特論Ⅰ	二
地域計画学特論Ⅱ	二
環境医学特論Ⅰ	二
環境医学特論Ⅱ	二

生態情報学特論Ⅰ	二
生態情報学特論Ⅱ	二
資源化科学特論Ⅰ	二
資源化科学特論Ⅱ	二
生態遺伝学特論Ⅰ	二
生態遺伝学特論Ⅱ	二
環境分子生物学特論Ⅰ	二
環境分子生物学特論Ⅱ	二
細胞遺伝学特論Ⅰ	二
細胞遺伝学特論Ⅱ	二
生物適応機構学特論Ⅰ	二
生物適応機構学特論Ⅱ	二
生態環境科学特別講義Ⅰ	二
生態環境科学特別講義Ⅱ	二
生態系管理学実習	四
地域計画学実習	四
環境医学実習	四
生態情報学実習	四
資源化科学実習	四
生態遺伝学実習	四

環境分子生物学実習	四
細胞遺伝学実習	四
生物適応機構学実習	四
生態環境科学論文講読Ⅰ	四
生態環境科学論文講読Ⅱ	四
地域生態系学研究	八
環境情報医学研究	八
資源化科学研究	八
生態遺伝学研究	八
環境分子生物学研究	八
細胞遺伝学研究	八
生物適応機構学研究	八
地域生態系学特別研究	八
環境情報医学特別研究	八
資源化科学特別研究	八
生態遺伝学特別研究	八
環境分子生物学特別研究	八
細胞遺伝学特別研究	八
生物適応機構学特別研究	八

物質環境科学専攻

授業科目	単位
分子機能化学特論Ⅰ	二
分子機能化学特論Ⅱ	二
物質機能化学特論Ⅰ	二
物質機能化学特論Ⅱ	二
生体機能化学特論Ⅰ	二
生体機能化学特論Ⅱ	二
光物理化学特論Ⅰ	二
光物理化学特論Ⅱ	二
大気環境化学特論Ⅰ	二
大気環境化学特論Ⅱ	二
電子化学特論Ⅰ	二
電子化学特論Ⅱ	二
表面分子動態特論Ⅰ	二
表面分子動態特論Ⅱ	二
物質科学特論Ⅰ	二
物質科学特論Ⅱ	二
物質科学特論Ⅲ	二
分子環境学特論Ⅰ	二
分子環境学特論Ⅱ	二
分子環境学特論Ⅲ	二
物質環境科学特別講義Ⅰ	二
物質環境科学特別講義Ⅱ	二

分子機能化学実習	四
物質機能化学実習	四
生体機能化学実習	四
光分子化学実習	四
反応制御化学実習	四
物質環境科学論文講読Ⅰ	四
分子機能化学研究	八
物質環境科学論文講読Ⅱ	四
物質機能化学研究	八
生体機能化学研究	八
光分子化学研究	八
反応制御化学研究	八
環境科学特論Ⅰ	二
環境科学特論Ⅱ	二
分子機能化学特別研究	八
物質機能化学特別研究	八
生体機能化学特別研究	八
光分子化学特別研究	八
反応制御化学特別研究	八

五―二〇一

北海道大学科目等履修生規程

一九九三年七月二十一日施行

『北大時報』第四七三号（一九九三年八月）

北海道大学科目等履修生規程

（趣旨）

第一条　この規程は、北海道大学の各学部又は教養部（以下「学部等」という。）において受け入れる科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第二条　科目等履修生として学部等に入学できる者は、学部等において当該授業科目を履修する学力があると認められる者とする。

（出願手続）

第三条　入学志願者は、学部等の指定する日までに、入学願書、履歴書その他必要書類に検定料を添え、志望する学部等の長に願い出なければならない。

（入学許可）

第四条　学部等の長は、前条の願い出があった者について、教授会（教養部にあっては教養部教官会議とする。以下同じ。）の議を経て、入学を許可する。

（入学時期）

第五条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（履修期間）

第六条　科目等履修生の一授業科目の履修期間は、一年又は六か月とする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、当該期間とする。

（単位の授与）

第七条　科目等履修生として授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、教授会の議を経て、所定の単位を与える。

（単位修得証明書）

第八条　学部等の長は、科目等履修生から願い出があったときは、単位修得証明書を交付する。

（入学料等）

第九条　科目等履修生は、本学の指定する日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

2　授業料は、一単位又は一単位に相当する授業ごとに

納付しなければならない。
（検定料等の額等）
第十条　科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、総長が別に定める。
2　既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。
（退学）
第十一条　科目等履修生が退学しようとするときは、その事由を付して学部等の長に願い出なければならない。
（除籍）
第十二条　学部等の長は、疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる者については、教授会の議を経て、除籍することができる。
（諸規則の遵守）
第十三条　科目等履修生は、本学の諸規則を守らなければならない。
（雑則）
第十四条　この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。
附則
この規程は、平成五年七月二十一日から施行する。

五―二〇二

学部一貫教育実施体制について

一九九三年十二月十五日
「評議会議事録　平成五年2」

評議会議事録

日時　平成5年12月15日（水）　午後2時開会
午後3時40分閉会

［中略］
1　学部一貫教育実施体制について
総長から、11月開催の部局長連絡会議及び評議会で、「一般教育等実施体制検討委員会から報告書の提出があり、12月開催の部局長連絡会議及び評議会でその基本的方向性について諮り、了承が得られれば、具体の体制を決めていくための準備組織を提案し審議願う」旨報告していたところである。今後、本学が平成7年度からの学部一貫教育体制を実施に移すためには、この報告書の内容を最大限に尊重して進めて行かなければならない旨述べられた後、種々意見交換がなされた。

次いで、総長から、報告書の内容のうち、本学が平成7年度からの学部一貫教育実施体制に移行するため、①複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される教養科目、基礎科目、外国語科目及び健康体育科目を「全学教育科目」と称し、各学部の教育課程に位置付け、全学の協力によって実施する。②学部教育の一環をなす全学教育科目の実施に係る企画・調整機関として「全学教育センター」を設置する。③全学教務事務処理体制を見直しするとともに、学生サービスの向上を図るため、庶務部、学生部に分掌されている教務・厚生補導関係事務を一元化し、学務部を設置する。の3点を、基本的方向性として提案したいので、審議願いたい旨諮られた後、審議の結果、これが了承された。

引続き、総長から、報告書の示す考え方、方策をもとに、具体の体制を決めていくために準備委員会の設置について審議願いたい旨諮られ、配付資料1の北海道大学学部一貫教育実施準備委員会要項(案)の朗読の後、総長から、準備委員会の組織、準備委員会に設置される専門委員会の任務等について説明があり、専門委員会の構成及び具体の審議事項等については、同要項（案）の承認が得られた後に準備委員会を開催して決めて行きたい旨述べられた後、審議の結果、配付資料1の原案どおり本日（12月15日）付けで制定・施行することが議決された。

［後略］

［注記］原文横書き。

五―二〇三

学部一貫教育実施準備委員会報告について

一九九四年五月二十五日

「平成六年　評議会議事録　メモ付き」

評議会

日時　平成6年5月25日（水）午後1時開会　午後2時50分閉会

［中略］

報告事項

1　学部一貫教育実施準備委員会報告について

総長から、全学教育センターを官制化するための方策としての新しいセンター構想等については、5月18日（水）開催の部局長連絡会議でも報告したところであるが、5月24日（火）開催の学部一貫教育実施準備委員会で次のとおり了承された旨報告があった。

(1)　高等教育機能開発総合センター（仮称）の設置については、別紙資料2のとおり、本学における全学教育実施にかかる企画・調整を行う全学教育部、高等教育のあり方を研究し、その成果を教官に還元するための高等教育開発研究部、生涯学習計画を研究し、その成果を地域社会に還元するための生涯学習計画教育研究部の3部で構成することとし、平成7年度概算要求へ向けて進める。

なお、センターの管理運営組織については、今後、第一専門委員会で細部について検討する。

また、振替財源については、各学部の個別の状況や大学全体の状況などを勘案し、総長と堀同専門委員会委員長とで各部局と個別に相談していく。

(2)　全学教育科目については、手当の支給となる学内非常勤講師制を廃止する。

なお、担当教官の位置付けについては、発令も含めて同専門委員会で検討する。

(3)　平成7年度学年暦及び全学教育科目の授業時間帯については、別紙資料3のとおりとする。

(4)　平成7年度から実際に授業を行う際に必要となる施設・設備等は、平成7年度概算要求へ向けて進める。

(5)　学務部の設置について別紙資料4のとおり学生課、教務課、厚生課、入試課、留学生課の5課体制を指向し、平成7年度概算要求へ向けて進める。

［後略］

［別紙］

高等教育機能開発総合センター（仮称）構想（案）

1　設置の趣旨

(1)　高校卒業者のうち40%が大学に進学する時代となったこと、又、高度の文明、文化の進展に伴って、一度社会に進出した人に対する知的及び技術的再教育が必要になったこと、更に、高齢化社会を迎え、経済的にも、時間的にも余裕の出来た高齢者に対する知的教育の要求や必要性が高まったこと、これら全てを考慮にいれた高等教育を計画・策定するための研究が必要になったことによって、今や大学は、従来の大学及び大学院における高等教育のあり方を真剣に再検討する必要に迫られている。

(2)　いわばエリート養成機関であったこれまでの大学は、大学の大衆化に順応したカリキュラム等の大幅な改正を要求されている。例えば、高校で物理や化学しか修得しなかった学生に対し、高校レベルの生物を教授する必要が生じている。

　このようなことは、中等教育のあり方にも関連した問題ではあるが、大学自身で解決しなくてはならない課題である。

(3)　一方、経済大国となり、世界の指導者としての役割を果たさなければならなくなった我が国の現在なすべきことは、自らの利益を追求するのみでなく、世界人類に寄与するための高等教育を充実することである。

(4)　このような理由により、北海道大学は、①教養科目を含む全学共通科目の整備、充実及びマスプロ化した教育の少人数教育化、②高等教育のあり方に関する研究及びその成果の教官への還元、③高等教育レベルでの社会人教育のあり方や生涯学習計画の施策に関する研究及びその成果の地域社会への還元、を目的とした高等教育機能開発総合センター（以下「センター」という。）の設置を計画した。

(5)　センターは、本学における全学部に共通する授業科目の設定や運営を行う全学教育部、高等教育のあり方を研究し、その成果を教官に還元するための高等教育開発研究部、及び生涯学習計画を研究し、そ

の成果を地域社会に還元するための生涯学習計画研究部の三部で構成する。

2 センターの組織

別紙のとおり［別紙組織図　略］

3 センター各部の内容

(1) 全学教育部

1) 大学設置基準の大綱化に伴い、大学は各学部それぞれの人材養成理念と教育目標に基づいた教育課程を編成できることとなった。

本学では、学部別に学生を編成し、学部毎に入学初年次から卒業年次までの一貫した教育課程を編成し、大学院教育と有機的な連携を図ることとしている。

2) 学部別の教育課程は、独自の教育理念に基づき展開されるが、従来の一般教育の理念を踏襲した授業科目は引き続き展開され、複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講することとし、これらの科目を全学教育科目と称することとした。

3) 全学教育科目は、全学的な教育協力によって実施するが、学部一貫教育における全学教育科目の位置付け及びその担当教官などについて全学的な調整が必要である。

4) このためセンターに全学教育部を置き、全学教育科目の実施に係る全学的調整、教育課程のあり方及び全学教育の効果の点検等を行い、学部一貫教育をより効果的に実施しようとするものである。

(2) 高等教育開発研究部

1) 学部教育及び大学院教育の充実を図るためには、教官の研究水準の向上はもとより、教育面での一層の充実が求められており、教育方法の改善が急務となっている。

従来、教育方法は、教官個々の創意工夫に委ねられ他からの評価、示唆を受け入れることのない閉鎖的な面が強かった。

しかし、大学が社会における最高の知的創造の場として機能し続けるためには、現状を正確に把握・認識し、その上で教育機能の向上、活性化を図る必要がある。

2) このことから、センターに高等教育研究部を置き、国内外における教授法の比較研究、教育業績の評価

法の研究を行い、その成果を初任並びに現職の教員を対象とした研修・実習などを行うことによって学内に還元し、教育現場での活性化につなげようとするものである。

また、センターは道内の他国立大学との高等教育研究の共同利用の場としても活用し、北海道における基幹総合大学としてセンター的な役割をも果たそうとするものである。

(3) 生涯学習計画研究部

1) 近年の生涯学習に対する社会的要請の増大に伴って、大学に対しても、生涯学習機会の提供、生涯学習にかかわる人材の育成及び高度な専門家養成のあり方等に関する研究と教育を行う必要性が求められている。

2) このことから、センターに生涯学習計画研究部を置き、地域における生涯学習計画、産業・就業構造の変動下における生涯職業能力の発達計画、社会的不利を被っている人々に重点を置いた生涯学習計画と保健福祉計画、大学が生涯学習に置[ママ]いて果たすべき役割とその具体的なあり方、について研究を行う。

それらの成果に基づいて、学外の生涯学習関係機関や地方自治体等と連携を図りながら大学開放を行い、専門的職業人を養成しようとするものである。

[後略]

[注記] 原文横書き。

五―二〇四
エネルギー先端工学研究センターの設置
北海道大学エネルギー先端工学研究センター規程

一九九四年七月
『北大時報』第四八四号

エネルギー先端工学研究センターの設置

平成6年度概算で学内共同教育研究施設として要求していた「エネルギー先端工学研究センター」(Center for Adva[n]ced Research of Energy Technology)が平成6年6月24日に設置されました。

「エネルギー先端工学研究センター」は工学部附属金属化学研究施設　金属物理部門　同炭素系素材部門　先端電磁流体実験施設を母体とし、これらを改組拡充したものです。

本センターの研究内容は、石炭を中心とする化石燃料をクリーンな状態に効率よく転換する関連分野の化学・物理・材料工学です。

エネルギーは、今日の文明社会において食料と共にもっとも基礎をなすもので、これなくしては、我々の生存も危ういことは、周知の通りです。

本センターは、21世紀のエネルギー源としてもっとも重要な石炭をクリーンな流体燃料に転換し、ガソリンや灯油と同じように利用すること、石炭や液化石炭を超高温下で極限燃焼し、電磁プラズマ流体発電をすることによって、現在の石油、天然ガス、石炭などを使用した火力発電の効率(40%以下)を飛躍的に向上させることを目的としています。

このためには、石炭の極限燃焼、核融合プラズマのような、過酷な環境条件下で使用できる材料の開発が必要です。

本センターでは、このような課題に応えるための資源・転換・材料の三位一体となった基礎研究を展開し、また、この分野において国立大学等と共同研究を行うことを目指しています。

本センターは、炭素系資源転換反応・炭素系資源評価・エネルギー転換制御・極限材料工学の4分野からなり、定員は教授4名・助教授2名、助手2名、客員教授1名、同助教授1名です。

学内では、理学研究科(物理学専攻)、工学研究科(物

質工学専攻、分子化学専攻、資源開発工学専攻、機械工学専攻、機械工学第二専攻、応用物理学専攻、原子工学専攻)、地球環境科学研究科(物質環境科学専攻)、電子科学研究所(電子機能素子部門)、触媒化学研究センター(錯体触媒部門)、量子界面エレクトロニクス研究センター(量子界面形成プロセス研究分野)が協力する体制となっています。

なお、本センターは、時限10年として設置されました。

(エネルギー先端工学研究センター)

[中略]

北海道大学エネルギー先端工学研究センター規程

(平成6年6月24日海大達第29号)

この規程は、国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(平成6年文部省令第21号)の公布・施行により、本年6月24日付けで本学に学内共同教育研究施設として、エネルギー先端工学研究センターが設置されたことに伴い、当該センターについて所要の定めを行ったものです。

なお、この規程の全文は次のとおりです。(平成6年6月24日施行)

北海道大学エネルギー先端工学研究センター規程

(趣旨)

第1条　この規程は、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第31条の規定に基づき、北海道大学エネルギー先端工学研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条　センターは、本学の共同教育研究施設として、エネルギー資源の有効利用とエネルギー転換技術の開発に関する先端的研究を行い、もって本学の教育研究の発展に資することを目的とする。

(職員)

第3条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第4条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、2年とする。ただし、再任さ

れることができる。
4　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、総長が選考する。
（運営委員会）
第5条　センターに、北海道大学エネルギー先端工学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
（研究生）
第6条　センターにおいて、エネルギー先端工学に関する事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。
2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。
（事務）
第7条　センターの事務は、工学部事務部において処理する。
（雑則）
第8条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。
附則
1　この規程は、平成6年6月24日から施行する。
2　この規程は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。

［注記］　原文横書き。

五―二〇五

北海道大学全学教育科目規程（案）について
北海道大学副学長の選考等に関する規程（案）等について
学部一貫教育実施準備委員会報告について

一九九五年二月十五日
「平成七年　評議会議事録（メモ付き）」

評議会議事録

日時　平成7年2月15日（水）　午後1時　開会
午後2時30分閉会

［中略］

議題

1　北海道大学全学教育科目規程（案）について

本件について総長から発議され、規程（案）朗読後、庶務課長から改正理由等について説明がなされ［た］後、審議の結果、配付資料1の原案どおり了承され、平成7年4月1日付けで制定・施行することとなった。

［中略］

16　北海道大学副学長の選考等に関する規程（案）等について

本件について総長から北海道大学副学長の選考等に関する規程（案）及び北海道大学副学長の選考等に関する申合せ（案）について一括して発議され、両案の朗読の後、副学長制導入に当たっては、基本的に「副総長制検討ワーキンググループ」の報告に添った形で進めるべく規程（案）等としてまとめたものであるが、同報告どおりに盛り込めなかった事項等について、①名称について、文部省から法令（学校教育法第58条第2項）で定まっている「副学長」を呼称の「副総長」で規定化することに疑義が出されていること、及び併任の副学長を置く他大学の規程を参考とし、副学長と規定化した。

②停年延長の問題について、副学長は教授の併任官職のため、所属講座の後任補充人事を延長することになり、人事の活性化を図るうえで問題となり、また、停年延長後、任期満了前に退職した場合に退職手当が「停年」扱いにならず不利となる問題があり、停年延長は行わないこととした。

③選考方法及び任期について、副学長の選考方法で「可能な限り部局長経験者とする」ことについては、規程の中に盛り込むことは適当でないので「申合せ」

としてまとめ、その趣旨を生かすこととし、任期の「当該総長の任期内に留めるものとする」ことについては、同報告の「引き続く再任を認めない」との関連で、ごく短期間の任期を付される副学長が生ずるという問題があり、総長と副学長の任期に多少の違いがあってもやむを得ないものと考え、これを規定化しないこととした。

④規程の解釈等について齟齬のないよう部局長の定義、副学長候補者対象者の決定時期、及び残任規定などについて申し合わせしたい。

旨説明の後、審議の結果、配付資料16の原案どおり了承され、平成7年4月1日付けで制定・施行することとなった。

次いで総長から、副学長は高等教育機能開発総合センター長や厚生補導責任者を兼ねるため本年4月1日付けで就任の必要があり、3月中旬までには選考しなければならない。このため、今回の副学長の選考は、本規程（案）及び申合せ（案）に準じて選考し、その結果は本規程により選考したものとみなして取り扱いたい旨、また、申合せ「第2条関係の1」の部局長の中に学生部長及び教養部長を含めたい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

なお、副学長の選考の手順については、速やかに総長から各部局に副学長候補者の推薦を依頼し、推薦締切日を3月10日頃とし、3月15日開催の評議会で副学長を指名し、承認を得た後、4月1日付けの発令で文部大臣に上申したい旨説明があった。

［中略］

報告事項

1　学部一貫教育実施準備委員会報告について

総長から、平成7年2月6日（月）に開催された学部一貫教育実施準備委員会の審議結果について、配付資料17に基づき、副総長の職務分担について報告があった。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学全学教育科目規程を次のように定める。

平成七年　月　日

北海道大学総長　廣重力

北海道大学全学教育科目規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、北海道大学通則第十七条第五項の規定に基づき、北海道大学における全学教育科目の授業科目等に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目区分）

第二条　全学教育科目の授業科目区分は、次のとおりとする。

一　健康体育科目
二　教養科目
三　基礎科目
四　外国語科目
五　日本語科目及び日本事情に関する科目

（授業科目及び単位）

第三条　全学教育科目の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

（単位数の計算の基準）

第四条　各授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

一　講義及び演習については、十五時間の授業をもって一単位とする。ただし、外国語科目（言語文化特殊講義を除く。）にあっては、三十時間の授業をもって一単位とする。

二　実験及び実技については、三十時間の授業をもって一単位とする。

（授業科目の年次配当）

第五条　各授業科目の各年次への配当は、学部において定める。

（試験）

第六条　試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、これによりがたい場合は、臨時に試験を行うことがある。

2　疾病、事故その他のやむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

（成績）

第七条　授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

（雑則）

第八条　この規程に定めるもののほか、全学教育科目に

関し必要な事項は、北海道大学高等教育機能開発総合センター運営委員会の議を経て、北海道大学高等教育機能開発総合センター長が別に定める。

附則

この規程は、平成七年　月　日から施行する。

別表（第三条関係）

健康体育科目

分野	授業科目	単位
健康科学	健康科学	二
	健康科学演習	二
体育学	体育学Ⅰ	二
	体育学Ⅱ	二

教養科目

分野	授業科目	単位
人文科学分野	思想と心理	二
	歴史と文化	二
	言語と文学	二
	（論文指導）	

分野		
社会科学分野	社会基礎構造	二
	社会関係と社会行動	二
	法と制度	二
	（論文指導）	

分野		
自然科学分野	自然の構造としくみ	二
	人間・環境と科学	二
	数理の世界	二
総合講義		二
一般教育演習		二
共通分野	西洋古典語	二
	論理学	二
	心理学実験	二
	日本国憲法	二
	科学史A	二
	科学史B	二
	科学基礎論A	二
	科学基礎論B	二
	情報科学A	二
	情報科学B	二
	情報処理	二
	図形科学概論	二
	数学概論A	二
	数学概論B	二

備考

一　人文科学分野及び社会科学分野の各授業科目に論文指導（二単位）を開講する。

二　共通分野の授業科目（西洋古典語、論理学、心理学実験及び日本国憲法を除く。）は、学部の定めるところにより、基礎科目とすることができる。

基礎科目

分野	授業科目	単位
	西洋近代史	二
	日本近代史	二
自然科学分野A	物理学Ⅰ	二
	物理学Ⅱ	二
	化学Ⅰ	二
	化学Ⅱ	二
	生物学Ⅰ	二
	生物学Ⅱ	二
	地学Ⅰ	二
	地学Ⅱ	二
	基礎実験（物理学）	一
	基礎実験（化学）	一
	基礎実験（生物学）	一
	基礎実験（地学）	一
自然科学分野B	線形代数学Ⅰ	二
	線形代数学Ⅱ	二
	微分積分学Ⅰ	二
	微分積分学Ⅱ	二
	微分積分学Ⅲ	二
	統計学Ⅰ	二
	統計学Ⅱ	二

備考　自然科学分野Bの線形代数学Ⅰ、線形代数学Ⅱ、微分積分学Ⅰ及び微分積分学Ⅱは、学部の定めるところにより、教養科目（共通分野）とすることができる。

外国語科目

分野	授業科目	単位
外国語Ⅰ及び外国語Ⅱ	英語Ⅰ	一
	英語Ⅱ	二―五
	英語Ⅲ	一―二
	ドイツ語Ⅰ	二―三
	ドイツ語Ⅱ	二―三
	ドイツ語Ⅲ	二
	フランス語Ⅰ	二―三
	フランス語Ⅱ	二―三
	フランス語Ⅲ	二
	ロシア語Ⅰ	二―三
	ロシア語Ⅱ	二―三
	ロシア語Ⅲ	二
	中国語Ⅰ	二―三
	中国語Ⅱ	二―三
	中国語Ⅲ	二
外国語演習	ドイツ語演習Ⅰ	一
	ドイツ語演習Ⅱ	一
	フランス語演習Ⅰ	一
	フランス語演習Ⅱ	一

第三外国語	ドイツ語	一
	フランス語	一
	ロシア語	一
	中国語	一
	スペイン語	一
	朝鮮語	一
	イタリア語	一
	ポーランド語	一
	チェコ語	一
	ロシア語演習Ⅰ	一
	ロシア語演習Ⅱ	一
	中国語演習Ⅰ	一
	中国語演習Ⅱ	一
外国語特別講義	英語演習初級	一
	英語演習中級	一
	英語演習上級	一
	ドイツ語入門	一
	ドイツ語初級	一
	ドイツ語中級	一
	ドイツ語上級	一
	フランス語入門	一
	フランス語初級	一

フランス語 中級	一
フランス語 上級	一
ロシア語入門	一
ロシア語初級	一
ロシア語中級	一
ロシア語上級	一
中国語入門	一
中国語初級	一
中国語中級	一
中国語上級	一
スペイン語 入門	一
スペイン語 初級	一
スペイン語 中級	一
スペイン語 上級	一
朝鮮語入門	一
朝鮮語初級	一
朝鮮語中級	一
朝鮮語上級	一
イタリア語 入門	一

イタリア語 初級	一
イタリア語 中級	一
イタリア語 上級	一
ポーランド語 入門	一
ポーランド語 初級	一
ポーランド語 中級	一
ポーランド語 上級	一
チェコ語入門	一
チェコ語初級	一
チェコ語中級	一
チェコ語上級	一
ギリシャ語 中級	一
ラテン語中級	一
言語文化特殊講義	二

日本語科目及び日本事情に関する科目

分野	授業科目	単位
	日本語Ⅰ	四
	日本語Ⅱ	二－四
	日本事情	二

備考

一　日本語Ⅰ及び日本語Ⅱは、外国語科目（外国語Ⅰ又は外国語Ⅱ）として履修することができる。

二　日本事情は、教養科目として履修することができる。

制定理由

平成七年度から開始される本学の全学教育科目の授業科目等について、所要の定めを行うものである。

［別紙二］

海大達第　号

北海道大学副学長の選考等に関する規程を次のように定める。

平成　年　月　日

北海道大学総長　廣重力

北海道大学副学長の選考等に関する規程（案）

（趣旨）

第一条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第四条第二項及び第八条第一項の規定による北海道大学副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

（選考）

第二条　副学長の選考は、総長が行う。

2　総長は、前項の選考を行うに際しては、部局長及び部局長が推薦する本学専任の教授のうちから副学長候補者を指名し、その者につき、評議会の承認を得なければならない。

（任期）

第三条　副学長の任期は、二年とする。ただし、事故等により副学長が欠員になった場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2　副学長の引き続く再任は、認めない。

（雑則）

第四条　この規程に定めるもののほか、副学長の選考等に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、総長が別に定める。

附則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

制定理由

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成七年文部省令第　号）の制定・施行により、本学に副学長が置かれることに伴い、副学長の選考等について、所要の定めを行うものである。

［別紙三］

北海道大学副学長の選考等に関する申合せ（案）

（平成七年　月　日評議会申合せ）

（第二条関係）

一　部局長とは、教育公務員特例法第二条第三項で定める部局長並びに触媒化学研究センター長、スラブ研究センター長及び言語文化部長をいう。

二　副学長候補者の被選考資格者は、総長が副学長候補者の推薦を求める日に部局長及び本学専任の教授である者とする。

三　総長は、副学長候補者として部局長等の推薦する専

任の教授を指名する場合にあっては、可能な限り部局長経験者を指名するものとする。

（第三条関係）

一　第一項のただし書の事故等により副学長が欠員となった場合には、停年のため一年の任期を付された副学長が、任期満了になった場合を含むものとする。

付記

この申合せは、平成　年　月　日から実施する。

［別紙四］

副総長の職務分担について

学部一貫教育実施準備委員会

1　副総長職務分担ワーキング・グループの設置

北海道大学の副総長制導入については、副総長制検討ワーキング・グループ（青柳座長）から、平成6年3月16日の評議会において報告があった。その趣旨に基づき、平成7年度からの実施を目指し、概算要求などの準備が進められてきた。

青柳報告書は副総長の必要性、任務及び職務分担について、次のように述べている。

〔必要性〕

総長が大局的な見地から大学の在り方、進むべき方向性等を熟慮し、決定するためには、総長の過重な職務を内部的、対外的に分担し、補佐する副総長を置く必要性は極めて高い。特に大学院重点化を中心とした大学改革等種々多様な諸問題の展開等に適切に対応し、大学としての企画と諸施策等について総長を補佐する副総長が必要である。

〔任務〕

①　総長の指示のもとに重要課題の対応に当たり、総長を補佐する。

②　大学の将来構想等、中長期にわたる企画について、総長に助言すること。

③　各部局間の意見の連絡調整及び集約に関すること。

④　全学の学務及び厚生補導に関する委員会等学内諸委員会を総括すること。

⑤　全学教育センター等の統括責任者となること[。]

⑥　総長の指示がある場合に、その職務を代行し、またはその事務を代理して処理すること。

〔人数及び分担〕

（ア）副総長A：教育・厚生補導担当（例）

全学教育、教育課程及び教育体制、厚生・福祉、保健・生活指導、入学者選抜、留学生

（イ）副総長B：学術・国際交流担当（例）

国際交流及び研究助成、研究科間の教育研究交流、点検評価、生涯学習、国際交流、安全保持、研究環境の整備等

（ウ）職務分担は弾力的に扱うものとし固定化しない

一方、平成6年度から学部一貫教育実施準備委員会が設置され、そのなかに第1から第4までの専門委員会を置き、学部一貫教育の実施体制について、具体的な内容が検討されてきた。なかでも、高等教育機能開発総合センターの内容や、学務部に関する委員会の整備に関する議論が深まるに伴い、また概算要求の具体的な案の決定の中で、副総長の職務分担について検討すべきことが生じてきた。従来の学生部長・教養部長と役割の異なる総長補佐役としての副総長の任務を論ずるに際して、全学中央ポストとしてのその企画・調整機能と共に、学生部長・教養部長の職務を学部一貫教育体制のなかで、どのように継承するかについて明らかにしておく必要がある。すなわち、副総長の職務のうち、日常（ライン）業務的色彩の強いものについての任務分担の考え方、各種委員会との関係、学内の諸施設の管理・運営に関する責任と権限、学務部及び学務部長との関係、全学教育科目に係る責任部局長・部局との関係、学外における役職などについて、可能な限り明確にすることが必要である。

このような背景のうえで、広重総長は、平成6年12月の学部一貫教育実施準備委員会に「副総長職務分担に関するワーキンググループ」の設置を提案し、承認を得た後、第1・第4専門委員会の委員長・副委員長、第2・第3専門委員会の委員長他1名の構成員を指名した。

2　職務の分担と各種委員会

青柳報告書にある副総長の職務分担は、学部学生に関する任務を司る部分と、大学院と研究に関する部分を司る任務を分離しており、将来的な見地からも合理

的と思われる。しかしながら、副総長Aのなかには、従来教養部長が果たしてきた全学教育に関するものと、学生部長が果たしてきた厚生補導に関するものが共に含まれており、もし、この両者の職務執行を現在の任務を大幅に変更・減少することなく副総長に継承するとすると、その負担は非常に過重なものになる。副総長A（センター長、全学教育部長）が厚生補導の責務を負った場合には、全学教育の円滑な実施に支障をきたす事態が発生することも考えられる。したがって、当面は二つの職務を二人の副総長で分担せざるを得ない。

平成7年度から学務部が設置されるにあたり、従来の学生部長の職務のうち事務レベルで処理できるものは出来る限り学務部長にその職務を委譲すべきである。しかしながら、学生部長の職務のうち教育的な配慮を必要とする職務に関しては副総長に継承すべきであるという見解が学内合意である。また、学務部に関する各種委員会の総括者となる立場を考え、当分の間は次のように職務を分担させ、委員会を総括するのが望ましいと考えた。

副総長A：教育担当・高等教育機能開発総合センター長
（全学教育を含む学部教育システム運用の基本に関する全学的企画・調整を実施する際の責任者）
高等教育機能開発総合センター運営委員会
高等教育機能開発総合センター予算・施設委員会
全学教育教務委員会
全学教務委員会

副総長B：学術・厚生補導担当
（大学の学術研究・大学院教育システム運用の基本に関する全学的企画・調整の実施及び厚生補導の方針と運用を定める際の責任者）
全学学生委員会
国際交流委員会
留学生委員会

副総長Aは、高等教育機能開発総合センター長として、全学教育の企画・調整、教育方法の開発研究、生涯学習計画に関する具体的な任務が課せられるし、大

学院教育を含めた大学全体の教務に関する委員会を総括しなければならない。

副総長Bは、大学院重点化その他で各部局間の連絡調整・集約などの任務に当[た]る。また、全学学生委員会を総括し、委員会内の小委員会・専門委員会を集約して、課外活動・学寮・厚生福祉、奨学援助等の基本方針の検討、福利厚生施設の充実方策、保健・生活指導などの任務に当たる。また国際交流・留学生委員会を総括することにより、交流促進・留学生の受け入れの諸課題に関して、具体的施策の検討も任務と考えられる。

以上に示したように、現状では固定化せざるを得ない業務の他、総長を補佐する最高スタッフとして、全学運用の軸とならねばならない。教育研究交流・研究推進、研究環境の整備、点検評価、入学者選抜等、検討すべき課題は多い。二人の副総長がどのような任務を分担するかについては、青柳報告書にもあるとおり、弾力的に取り扱い、固定化せず、その分担は総長が適宜定め、指名することとしたい。

3　学内の厚生補導施設との係わり

厚生補導施設の管理運営については、副総長Bが、1）厚生補導関係の審議を主宰し、基本方針を設定し、2）学寮における入退寮許可やサークル会館の使用許可など、各施設利用の許可を始めとする国有財産に関する事務の補助執行、3）学生からの意見聴取（学生対応）などの責任者となる。

国有財産の補助執行においては、国有財産法の目的、用途を妨げるような行為があった場合、学生を指導教育するなど、その運用において、教育的側面を有するところが大であり、学生部長を始めとする学生部委員会が対応してきた。今後も厚生補導施設の管理運営においては、学生との懇談や話し合いを通じて意見を聴取するなど、教育的な配慮が必要であり、厚生補導の方針を定め、その運用の要として、全学の厚生補導関係委員会の長である副総長が管理運営責任者になることが望ましい。

4　副総長と学務部及び学務部長との関係

副総長は学務及び厚生補導等に係わる委員会の長と

して、これらの問題を議し、また学生の事故など突発的な出来事に対しての教育的判断を行う。また執行に際しては、総長を代行する形で学務部を指揮する。この場合学務部長は副総長を補佐し、具体に執行する。この系統で副総長はライン的機能を持つことが必要となる。

事務的には、学務部長は、施設の現況の把握と管理に関して責任を持ち、日常的な業務を事務的に処理する。

5　全学教育科目に係る授業担当教官の選出についてのセンター長の調整

全学教育科目に係る授業担当教官の決定は、次の手続きによる。

ア）全学教育教務委員会のカリキュラム計画案をもとに高等教育機能開発総合センター長から責任部局へ担当者の選出依頼

イ）責任部局において関係部局と担当予定者について調整

ウ）関係部局から責任部局への担当予定者の推薦

エ）責任部局は担当予定者を決定し、センター長へ名簿の提出

オ）センター長は全学教育教務委員会へ審議依頼

全学教育の実施に関して、責任部局が関係部局と打ち合わせつつ、担当予定者を決定する過程で、センター長が全学の連絡調整を行うことは、非常に重要な任務の一つである。教育担当の副総長として大局的に処理するためには、責任部局長や関係部局長と積極的な係わりを持ち、意見交換を行うことが現段階では必要であると思われる。

6　総長及び学生部長の学外における役職について

現在、総長が学外で引き受けている役職のうち、副総長をもって充てるのが適当であるものについては、必要に応じ総長が委嘱するものとする。また学生部長が学外において兼ねていた役職については、副総長Bが兼ねることとする。

［注記］　原文一部横書き。

五―二〇六　北海道大学高等教育機能開発総合センター規程（案）について

一九九五年三月十五日

「平成七年　評議会議事録（メモ付き）」

評議会議事録

日時　平成7年3月15日（水）　午後2時開会　午後4時閉会

［中略］

13　北海道大学高等教育機能開発総合センター規程（案）について

［中略］

総長から、議題13から議題17については、学内共同教育研究施設の高等教育機能開発総合センターが設置されることに伴う規程（案）であり、一括して審議願いたい旨発議され、これが了承された。

次いで、庶務課長から規程（案）の内容等について説明がなされた後、審議の結果、配付資料13から17までの原案どおり承認され、平成7年4月1日付けで制定・施行することとなった。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学高等教育機能開発総合センター規程を次のように定める。

平成七年　月　日

北海道大学総長　廣重力

北海道大学高等教育機能開発総合センター規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学高等教育機能開発総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、全学教育科目の教育（以下「全学教育」という。）の実施に関する企画・調整並びに高等教育の在り方及び生涯学習計画に関する研

究等を行うことを目的とする。

（部）

第三条　センターに、次に掲げる部を置く。

一　全学教育部

二　高等教育開発研究部

三　生涯学習計画研究部

（職員）

第四条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第五条　センター長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

（運営委員会）

第六条　センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、北海道大学高等教育機能開発総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（全学教育部）

第七条　全学教育部は、全学教育の実施に関し必要な事項について企画・調整を行うものとする。

2　全学教育部に、全学教育部長を置く。

3　全学教育部長は、センター長が兼ねる。

（全学教育委員会）

第八条　全学教育部に、前条第一項の実施に関し必要な事項を審議するため、全学教育委員会を置く。

2　全学教育委員会の組織及び運営については、別に定める。

（高等教育開発研究部）

第九条　高等教育開発研究部は、国内外における教授法及び教育業績の評価法等、高等教育の在り方に関する研究等を行うものとする。

2　高等教育開発研究部に、高等教育開発研究部長を置く。

3　高等教育開発研究部長は、本学の専任の教授をもって充てる。

4　高等教育開発研究部長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　高等教育開発研究部長は、運営委員会の議を経て、

総長が任命する。

（高等教育開発研究委員会）

第十条　高等教育開発研究部に、前条第一項の実施に関し必要な事項を審議するため、高等教育開発研究委員会を置く。

2　高等教育開発研究委員会の組織及び運営については、別に定める。

（生涯学習計画研究部）

第十一条　生涯学習計画研究部は、生涯学習計画の体系化及び大学開放の在り方等、生涯学習計画に関する総合的な研究等を行うものとする。

2　生涯学習計画研究部に、生涯学習計画研究部長を置く。

3　生涯学習計画研究部長は、本学の専任の教授をもって充てる。

4　生涯学習計画研究部長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　生涯学習計画研究部長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。

（生涯学習計画研究委員会）

第十二条　生涯学習計画研究部に、前条第一項の実施に関し必要な事項を審議するため、生涯学習計画研究委員会を置く。

2　生涯学習計画研究委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究生）

第十三条　センターにおいて、高等教育の在り方及び生涯学習計画に関する事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成三年海大達第三号）の定めるところによる。

（センターの事務）

第十四条　センターの事務は、学務部において処理する。

（雑則）

第十五条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、平成七年　月　日から施行する。

制定理由

平成七年四月一日付けで本学に学内共同教育研究施設として、高等教育機能開発総合センターが設置されることに伴い、当該センターについて所要の定めをするものである。

［注記］　原文一部横書き。

五―二〇七　総長補佐の設置について

一九九六年二月二十一日

「評議会議事録　メモ付き　平成八の一」

評議会

日時　平成８年２月21日（水）　午後12時開会　午後４時13分閉会

［中略］

報告事項

１　総長補佐の設置について

総長から、配付資料４により総長補佐の具体の内容等について説明があり、本件について、了承を得た上で設置したい旨述べられた。

次いで評議員から、教育・研究の自由が妨げられないか、学内各種委員会及び事務局等の体制との関連と必要性、総長補佐をスタッフとしてもつ総長の強力な影響力への懸念、総長補佐の職務についての整理等種々意見が出された後、総長から、本日の意見を踏まえて慎重な運用に留意し、試行的に実施したい旨述べられ、これが了承された。

［後略］

［別紙］

総長補佐について（案）

第１　総長を補佐するため、総長補佐若干名を置く。

第２　総長補佐は、総長を補佐して、総長が必要とする事項について調査、検討等を行う。

第３　総長補佐は、北海道大学の専任の教授又は助教授のうちから、総長が指名し、発令する。

第４　総長補佐の任期は１年とし、原則として引き続く再任はしない。

２　補欠の総長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

第５　総長補佐は、総長連絡会の構成員となる。

第６　総長補佐は、平成８年４月１日から実施する。

［注記］　原文横書き。

五―二〇八　北海道大学先端科学技術共同研究センター規程

一九九六年五月十一日施行

『北大時報』第五〇七号（一九九六年六月）

北海道大学先端科学技術共同研究センター規程

（趣旨）

第１条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第31条の規定に基づき、北海道大学先端科学技術共同研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、本学と産業界等との研究協力を推進するとともに、先端科学技術の振興を図ることを目的とする。

（職員）

第３条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第４条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は２年［と］する。ただし、再任されることができる。

４　センター長は、次条に規定する運営委員会の議を経て、総長が選考する。

（運営委員会）

第５条　センターに、北海道大学先端科学技術共同研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第６条　センターの事務は、工学部事務部において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

１　この規程は、平成８年５月11日から施行する。

２　この規程の施行前に北海道大学先端科学技術共同研究センター設置準備委員会の議に基づき選考されたセンター長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

３　この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第４条第３項本文の規定にかかわらず、平成10年３月31日までとする。

［注記］　原文横書き。

五―二〇九　北海道大学のシンボルマークが決定

一九九六年十月
『北大時報』第五一一号

北海道大学のシンボルマークが決定

120周年を迎えた本年9月、北海道大学のシンボルマークを決定しました。

このマークの形象は、1950年（昭和25年）、農学部学生自治会が全学バッジの作成を企画し、図案の募集を行った際の入選作であり、作者は農学部2年土屋徳之助氏です。

その後、このマークは大学の公式機関の決定を経ぬまま、他の学部においても用いられ、また、大学が刊行する公的印刷物にも使われ、事実上シンボルマークとしての処遇を受けてきました。

このような経過を経て広く使用され親しまれてきたこのマークを120周年を機に、正式に認定する方向で検討し、本学工学部建築工学科小林英嗣教授の協力を得てグラフィックデザイナー池田信氏にデザインを依頼しました。

池田氏は、これまで種々使用されてきたエンレイソウをモチーフにしたマークを比較検討し、マークの持っているイメージを大幅に変えることなく、曲線の美しさと形態の安定感を求めて、先端部のくぼみ度、線の太さ・種類、文字書体等について視覚修整を行い、上記図案を提案しました。本学では、本年9月18日開催の評議会において、これを北大のシンボルマークとして決定したものです。

マークは基本形のほか、カラータイプ、ロゴとの組み合わせなど、数種類のバリエーションも用意されており、今後、レターヘッド、封筒、印刷物など各種用途に北大の顔として広く用いられることが期待されます。

（総務部総務課）

［注記］　原文横書き。

五―二一〇　キャンパス・マスタープランの決定

一九九七年三月
『北大時報』第五一六号

キャンパス・マスタープランの決定

本学においては、かねてより21世紀を展望した「ゆとりと潤いのある良好な教育研究環境」を考慮した施設整備の基本計画を立案しておく必要があるとして、平成4年9月より検討が進められていた本学のキャンパスプランについて、このたび施設計画委員会から報告され、2月19日開催の評議会において「北海道大学キャンパス・マスタープラン」として最終的に確定されました。

「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」について

Ⅰ.「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の作成経緯

1.「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」は、平成9年2月19日開催の評議会において承認された。

2.　平成4年9月施設計画委員会のもとにマスタープランワーキンググループが設置され、平成5年12月「北海道大学キャンパス・マスタープラン中間報告―土地利用の方針―」として検討結果が取りまとめられた。

その後、本学のキャンパス計画にとって別記のような極めて重大な情勢の進展があったことを踏まえて、マスタープランを検討する専門委員会として、平成7年10月施設計画委員会のもとに「キャンパス・マスタープラン委員会」が設置された。

委員会においては、19回の審議を経て「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」を作成し、その後、このキャンパスプラン96は、施設計画委員会、部局長連絡会議において承認されたものである。

（別記）

(1)　大学院重点化の進展

(2)　学部一貫教育体制の発足

①平成7年教養部廃止

②高等教育機能開発総合センター発足

③全学教育施設の検討
(3) 学術情報関連施設の統合やユニバーシティ・ミュージアム構想の検討
(4) 北18条道路計画の決定や構内環境改善の在り方の検討

Ⅱ.「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の位置づけ

・「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」は北海道大学が自主的に策定したもので、21世紀に向けて雄飛すべく北大の将来を睨んだグランドデザインである。

・策定にあたっては、土地利用の基本方針、空間的な骨格、大学の教育研究機構・組織の将来構想や現実のプロセスなども含めた、より具体的な将来像を描くこととし、①30年以上のロングスパンの中で位置づけられ、大学キャンパス全体の骨格を示す「大きなマスタープラン」と、その実現化のために②5～10年単位のアクションプログラムをもった「小さなマスタープラン」という考え方に基づき、「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」を作成した。

・本キャンパス・マスタープランは、現時点における「大きなマスタープラン」である。

これでキャンパス・プランが完成するわけではない。キャンパス・プラン実現へのプロセスの中で適宜「小さなマスタープラン」を立案し、積み重ねることにより「大きなマスタープラン」を成長・発展させながら、21世紀のキャンパスの整備を進めて行くことになる。

・このため「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の内容をさらに検討し、その実行を図るシステムを検討することとしている。

Ⅲ.「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の基本的な考え方

現状では、北18条道路がキャンパスを貫通しており、北側のキャンパスを分断している。しかし、近く、北18条道路は大学敷地内では地下化され、地上部は歩行者を中心に利用される計画であり、北側キャンパスと南側キャンパスが一体化されたキャンパスとして生まれ変わることとなる。

このことにより、21世紀の北大キャンパスの計画にあって、北側キャンパスのもつ役割の重要性を念頭に置きつつ全体のプランを検討した。

1. マスタープランの骨子

(1) 固有のランドスケープの継承と保全

(2) 歴史的キャンパス構成の継承と展開

(3) 教育研究する「人間の場」としてのキャンパス

(4) 社会との関連を持たせたキャンパスの展開

(5) 都市の中の都市としてのキャンパス

2. 「軸」によるキャンパスの基本的骨格の形成

キャンパス内の人口増、教育研究の多様化、サービスニーズの拡大などに対応し、北側キャンパスを含むキャンパスの一体的整備を図るため、3つの「軸」を構成したのが、本マスタープランの特徴である。

(1) キャンパス軸

キャンパス中央を貫く中央通りは、将来にわたっても本キャンパスの基本的な骨格として位置づける。しかし、安全で人間的な環境に変容させていくため、人間を中心とした緑豊かでシンボリックな歩行者空間とする。また、キャンパス全体の機能性と安全性を確保するため、キャンパス西部に新しいキャンパス軸を設けてゆく。

(2) サービス軸

現在の中央幹線道路には、人と車の全ての動線が集中しているため、教育研究の場としては安全性と人間性に欠け、必ずしも大学キャンパスにふさわしい環境になっていない。

今後、歩行者動線と車の動線を明確に分離し、キャンパス内に新しいサービス網を形成させることで機能的で安全なキャンパスを形成する。

(3) 環境軸

現存する植生を考慮しつつ、緑の豊かさと空間のゆとりを生かした環境保全空間を作りあげる。環境軸には、原始の森、農場、水辺散策路、公園施設等が配置され、自然環境・教育研究活動に調和のとれたランドスケープを作る。

Ⅳ.「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の目標

キャンパスプランの検討すべき内容は多岐にわたり、その全ての点について結論に達するまでには至らなかったが、次のような点について検討を行い、デザインし、将来の発展・変化に対応できる様なキャンパスプランの骨格を明確にした。

1. エコキャンパスの創成をかかげた環境計画

(1) 構内に残る大規模な自然度の高い樹林の保護、サクシュコトニ川の流れと緑の再生や周辺緑地の整備をベースにし、主要な緑地を結ぶネットワークを構成する。

(2) 21世紀を見据えた大規模な利用緑地として、北18条道路跡地の新たな並木、北側及び南側キャンパスへの21世紀エルムの森や周縁緑帯の整備を計画する。

2. キャンパス内の静穏を保ち機能的で安全なキャンパスを形成する交通計画

キャンパスを移動するための手段としての車、歩行者、自転車のルートと競合させず安全に機能できるネットワークシステムを形成する。

3. 21世紀の北大の教育研究の未来像を実現するためのキャンパスの空間構成計画

(1) アカデミックゾーン

歩行圏の単位とする教育研究生活圏に南、中央、北の3つのゾーンによって構成される。

それぞれのアカデミックゾーンはキャンパスの発展成長過程を継承しながら、教育研究環境として独自の特徴をもち、キャンパス空間の秩序と調和を作り出すために設定された。将来的には、研究ビレッジが北アカデミックゾーンに、総合学術情報コンプレックス、ユニバーシティ・ミュージアムが南アカデミックゾーンに整備される計画である。

(2) ビジュアル・コリドール

キャンパス全体の景観を豊かにするため、建築群と自然とで形成される近景・中景に学外の遠景をも含めた空間的特徴を具現する3本のコリドールを計画する。

(3) ユニバーシティ・センター

周辺の建物とともに整備・保全される豊かな南、中央、北の3つのオープンスペースは、アカデミックゾーンの結節点として人が集まり交流するための空間であ

り大学生活の舞台として、キャンパス全体の拠点となる。

（施設部企画課）

［図略］

［注記］　原文横書き。

五―二一一　国立大学の独立行政法人化について　教養部の廃止について

一九九七年十月二十二日
「評議会議事録　メモ付き　平成九」

評議会議事録

日時　平成9年10月22日（水）　午後2時11分開会　午後3時30分閉会

［中略］

議題

1　国立大学の独立行政法人化について

総長から、政府の行政改革会議や自民党の行政改革推進本部で浮上している国立大学の独立行政法人化案について、10月21日に開催された国立大学協会常務理事会において、これに対し反対する旨の決議が行われ、また、東京大学、京都大学、九州大学、大阪大学等においても既に同様の決定が行われていることから、本学としても早急に独立行政法人化に対する意思決定を行い、これを公にする必要がある旨の説明があった。

次いで、事務局長から、独立行政法人制度の概要、

国立大学を独立行政法人化する場合の問題点等について説明があった後、総長から、現時点では国立大学の在り方に関する十分な議論が行われていないこと、また、定型化された業務について効率性を短期的に評価する独立行政法人の制度は、多様な教育・研究を行っている大学にはそぐわないことから、本学としては、国立大学の独立行政法人化について反対することを決議したい旨の提案がなされ、審議の結果、これが了承された。

引き続き、資料「国立大学の独立行政法人化について（案）」の配付、朗読の後、種々意見交換が行われ、総長から、本日、国立大学の独立行政法人化について、北海道大学として反対の意思を公の場で表明するため、これらの意見交換の内容を踏まえ、「国立大学の独立行政法人化について（案）」を、副学長、文学部長、法学部長、工学部長とで相談の上取りまとめることについて一任願いたい旨諮られ、これが了承された。

報告事項

1　教養部の廃止について

総長から、教養部は、平成7年4月1日から学部一貫教育体制に移行したことに伴い廃止されたところであるが、教育上の措置としては「北海道大学通則」附則第3項により存続していた旨説明があった後、平成9年10月1日をもって教養部に在学していたすべての学生の学籍を学部へ移したことにより、平成9年9月30日で教養部は名実共に廃止されたこと、また、併せて教養部長も免じた旨報告があった。

［後略］

［別紙］

国立大学の独立行政法人化について（案）

1　国立大学は、社会の近代化に大きな役割を果たしてきたところであり、今後、社会の諸情勢の変化に的確に対応しつつ、近代後の我が国の将来を築いていくため、長期的視点に立って国立大学の在り方を考える必要がある。

本学においても、このような視点から、積極的な点検評価の実施など諸般の改革を続けているところである。

2　行政改革会議等で検討がなされていると伝えられ

る、国立大学の独立行政法人化については、以下のような問題点を含んでいる。

(1) 独立行政法人化は、短期的、かつ、効率性に重点を置いた運営が想定されているようであり、自主的な教育・研究活動を阻害する恐れが大きい。

(2) 大学の研究に対して、経済性、効率性を求めるあまり、安定的な研究費、人件費等の確保の保障がなく、長期的、継続的な支援が必要な教育研究の発展が望めない。

(3) 21世紀の我が国における高等教育の重要性に鑑みれば、国立大学の果たす役割は大きく、それを経済的視点のもの差しで推し量ることは、学問分野を超えた総合的、横断的な教育研究を推進するうえで、支障となる恐れがあると考える。

3 本学が、北方圏に位置する広大なフィールドと海洋、歴史・文化を対象に特徴ある教育研究を重ね、地域の発展に大きな役割を果たしてきたように、各地域にある国立大学が、世界に通用する最高レベルの教育研究を長期的、継続的かつ効果的に続けてくることができたのは、国立の最重要機関として存立したことによるものである。

このような問題をはらむ、国立大学の独立行政法人化を性急に結論づけることには、北海道大学として同調しがたく、反対の意思を表明する。

平成9年10月22日

北海道大学

［注記］ 原文横書き。

五―二一二

北海道大学創基百二十五周年記念事業（案）について
医学部保健学科設置構想に係る全学教育実施体制について

一九九七年十一月二十六日
「評議会議事録　メモ付き　平成九」

評議会議事録

日時　平成9年11月26日（水）　午後2時00分開会　午後4時50分閉会

［中略］

1　北海道大学創基125周年記念事業（案）について

総長から、10月27日開催の北海道大学創基125周年記念事業計画委員会において、配付資料1のとおり「125周年記念事業（案）」が決定され、また、記念事業を企画していく上での基本的な考え方として、事業計画の細部については、今後設置が予定される実行委員会等で検討を進めていくこと、年史編纂については、「125年史世話人会」（代表者図書館長、文系部局2名、理系部局3名、医系部局2名の8名の教官による構成）を設置し、速やかに準備を始めること、学内の歴史的資料の整備の一環として、総合博物館設置構想に基づく特別企画展示の公開等を考えており、担当はユニバーシティ・ミュージアム専門委員会とすること、構内の自然の創生については、担当をエコ・キャンパス推進専門委員会とすること、また、記念事業実施の経費は募金によるものとし、目標額等は今後の検討事項とすることで合意を得ており、さらに、募金については研究支援資金との関連で大学後援法人を設立したく、これを検討するための委員会を設置したい旨説明があった。

次いで、総長から、125周年の記念事業を配付資料1の事業（案）のとおり実施したいこと及び大学後援法人設立を検討するための委員会の設置について諮られ、配布資料1の事業（案）について説明があった後、審議の結果、これが了承された。

また、総長から、「125年史世話人会」の構成員の選出については、文系部局は文学部長、理系部局は理学部長、医系部局は医学部長がまとめ役となり、候補者を人選願いたい旨要請があった。

［中略］

3　医学部保健学科設置構想に係る全学教育実施体制について

総長から、医学部及び医療技術短期大学部の間で検討されてきた医学部保健学科の設置について、平成11年度概算要求を目標とした設置構想がまとまった旨の説明があった後、医療技術短期大学部部長から保健学科設置についての趣旨及び医学部長から保健学科の概要について説明があった。

次いで、総長から、本構想の一環として、保健学科の学生を全学教育に組み込み、医療技術短期大学部の一般教育等担当教官9名及び本構想で要求予定の一般教育等担当教官1名の計10名を学部へ配置することとしている旨の説明があった後、保健学科が設置された場合には、一般教育、基礎教育等については、同学科学生（入学定員200名予定）を現行の全学教育実施体制に取り込んで行うこととすること、医療技術短期大学部の一般教育等担当教官及び本構想で要求予定の一般教育等担当教官の定員については学部に配置することとし、この配置方法を検討するために、中村副学長を座長とし、部局長を主たる構成員とする検討組織を評議会の下に設置したい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

なお、総長から、検討組織の構成員については12月の部局長連絡会議及び評議会において報告すること、検討結果の取りまとめについては平成11年度の概算要求の時期を考慮し、平成10年3月末を目処としたい旨説明があり、また、保健学科の学生を現行の全学教育実施体制に取り込む際のカリキュラム編成及び教室等の問題については、高等教育機能開発総合センターの「全学教育委員会」及び「予算・施設委員会」等で議論願いたい旨併せて要請があった。

［後略］

［別紙］

125周年記念事業（案）

（平成9年10月27日　北海道大学創基125周年記念事業計画委員会決定）

1. 記念行事の開催

（例）・記念式典　・記念シンポジウム

・記念講演会　・記念コンサート

・記念展　　・祝賀会

2. 年史の編纂
・101–125 年の通史、部局史、資料集等
・写真集
・映像記録

3. 学内の歴史的資料の整備
・総合博物館設置構想にもとづく特別展示の公開

4. 構内の自然の創生
・サクシュコトニ川の創生
・「21 世紀エルムの森」、第 2 ポプラ並木の整備（着手）

5. 記念施設等の整備
・ログハウス（小集会施設）の建設（北キャンパス）

6. 記念国際交流事業
・学生交流事業
・教職員交流事業
・姉妹校との記念行事

7. 図書刊行事業の実施
・「北大の近代」（新書版）の刊行

［注記］　原文横書き。

五―二一三　農学部附属演習林で林冠観測用ゴンドラ開所式を実施

一九九七年十二月
『北大時報』第五二五号

農学部附属演習林で林冠観測用ゴンドラ開所式を実施

農学部附属演習林では、所有する林地を森林圏に関わる諸野外科学の総合研究フィールドとして広く共同利用するため、様々な観測施設の整備を進めていますが、この度、苫小牧地方演習林内に林冠観測用のゴンドラを設置し、11 月 27 日に同地方演習林において開所式を行いました。

このゴンドラは、文部省科学研究費補助金による創成的基礎研究費「地球環境攪乱下における生物多様性の保全と生命情報の維持・管理に関する総合的基礎研究」の一環として設置されたものであり、開所式は丹保憲仁総長をはじめ文部省、北海道大学、京都大学および道内の研究機関などから約 50 名のプロジェクト関係者が参加して行われました。

このゴンドラを用い吊り上げケージ内の観測者は、無線操作によって直径83m、高さ25mの範囲の森林内を自由に移動、観測することができます。このタイプの観測用ゴンドラは、現在、アメリカ合衆国と中米のパナマに計3基が設置されていますが、国内では初めての試みであり、苫小牧のものが世界で4番目となります。[ママ]

これらのゴンドラは、温帯林の林冠部における様々な観測に用いられており、特に、森林の生物多様性保全および地球環境問題に関する諸分野の研究の展開に大きく貢献するものと考えられます。また、本ゴンドラは演習林によって設定された9haの大面積総合森林プロットに位置することから、今後、地上部での観測資料と併せた総合的な研究の展開が期待されます。

（農学部附属演習林）

［注記］　原文横書き。

五―二一四　北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター規程（案）について

一九九八年三月十八日
「評議会議事録　メモ付き　平成九」

評議会議事録

日時　平成10年3月18日（水）　午後2時00分開会　午後5時00分閉会

［中略］

9　北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター規程（案）について

本件について総長から発議され、規程（案）朗読後、総務課長から制定理由等について説明があった後、審議の結果、配付資料9の原案どおり承認され、年度内に予算が成立した場合は平成10年4月1日付けで、成立しない場合は予算成立日の翌日付けで制定・施行することとなった。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター規程を次のように定める。

平成十年　月　日

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第五条第二項及び国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、地震、火山及び地下構造並びにこれらに関連のある現象を観測し、地震、火山及び地下構造に関する学理並びにその応用を研究及び教育することを目的とする。

（研究分野等）

第三条　センターに、次に掲げる研究分野等を置く。

一　地震観測研究分野

二　海底地震研究分野

三　火山活動研究分野

四　地下構造研究分野

五　共通（客員）分野

六　観測技術部

（職員）

第四条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第五条　センター長は、北海道大学の大学院理学研究科（以下「研究科」という。）又は研究科担当の理学部の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、北海道大学大学院理学研究科長（以下「研究科長」という。）の監督の下に、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は二年とする。ただし、再任されることができる。

4　センター長の選考については、研究科長が別に定め

る。

（研究員）

第六条　センターに、研究員を置くことができる。

2　研究員は、本学及び本学以外の大学等において、センターの目的たる研究と関連のある研究に従事している者をもって充てる。

3　研究員は、研究科長の推薦に基づき、総長が委嘱する。

4　研究員の任期は、一年以内とする。

（運営委員会）

第七条　センターに、センターの研究及び運営に関する事項を審議するため、北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（雑則）

第八条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成十年　月　日から施行する。

2　北海道大学理学部附属浦河地震観測所規程（昭和四十二年海大達第四十三号）、北海道大学理学部附属えりも地殻変動観測所規程（昭和四十五年海大達第三十七号）、北海道大学理学部附属札幌地震観測所規程（昭和四十七年海大達第二十二号）、北海道大学理学部附属地震予知観測地域センター規程（昭和五十一年海大達第二十二号）、北海道大学理学部附属有珠火山観測所規程（昭和五十二年海大達第七号）及び北海道大学理学部附属海底地震観測施設規程（昭和五十四年海大達第十八号）は、廃止する。

制定理由

平成十年　月　日付けで、本学理学部附属の浦河地震観測所、えりも地殻変動観測所、札幌地震観測所、地震予知観測地域センター、有珠火山観測所及び海底地震観測施設が本学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センターに転換されることに伴い、所要の定めを行うものである。

［注記］　原文一部横書き。

五―二一五

エコ・キャンパス推進基本計画について

一九九八年四月十五日

「評議会議事録　メモ付き　平成十の一」

評議会議事録

日時　平成10年4月15日（水）　午後2時00分開会　午後3時35分閉会

［中略］

3　エコ・キャンパス推進基本計画について

本件について、東　副学長から、「エコ・キャンパス推進基本計画」の報告書の内容について説明があり、種々審議の結果、配付資料3の原案どおり承認された。

なお、総長から、施設・環境委員会に対し、その任期中に、外周樹林帯の造成の具体的な検討と計画の策定及び北大のシンボルとしての「平成のポプラ並木」について審議願いたい旨要請があった。［後略］

［別紙］

エコ・キャンパス推進基本計画　［英名略］

1998年3月　北海道大学施設・環境委員会

エコ・キャンパス推進専門委員会

I　はじめに

本専門委員会は、本学施設・環境委員会のもとに、21世紀に向けてのエコキャンパスづくりの基本構想を審議・検討するものとして設けられた。

平成9年2月に策定された「キャンパスマスタープラン96」では、

1）空間のヒエラルキーの確立
2）機能に応じた空間構成とデザイン
3）エコキャンパスの創成
4）環境に配慮した雨水処理システム

の4つのコンセプトに基き、

1）緑地の整備
2）サクシュコトニ川の再生
3）野生小動物との共生
4）外周緑地帯の造成

の4つの柱を掲げている。本専門委員会では、これを受けてエコキャンパス創成に関する基本的考え方を改めて整理し、それに基づいて上記4つの具現課題（柱）のそれぞれについて、全体構想の概略と当面125周

年記念事業に向けた計画をまとめることにした。

II　エコキャンパス創成計画の基本的考え方

1. 田園的イメージの重視

北大キャンパスは、もともと国内他大学のキャンパスとは大きくイメージを異にしたものであった。それは平坦な広い面積と開放的な芝生のひろがりを有すること、ハルニレをはじめとする原生林の生き残りである巨木が多く残されてきたこと、さらに大規模な農場を含んでいること等によっている。こうしたことから、北大のキャンパスは北米風の開拓地の雰囲気を色濃く漂わせるものだったと言ってよい。エコキャンパス作りに当たっては、北大キャンパスが元来保有していたこの田園的ランドスケープを貴重な歴史的遺産として位置づけ、維持・復元することが必要である。

2. 札幌市との関わり

北大キャンパスのもう一つの大きな特徴は、古くから開放的な性格を持ち、大通り[ママ]公園、北大植物園等とともに道都札幌市の市民に深く親しまれてきたことである。しかし近年の札幌市街地の著しい過密化によって市内の緑地は互いに孤立化しつつあり、北大キャンパスも例外ではない。こうしたことから、現在、札幌市民の間には、市内の緑地を相互に結び、さらに郊外の緑地につなぐグリーン・コリドールの計画的整備を求める声が多い。したがってエコキャンパス計画を進めるにあたつ[ママ]ては、これを札幌市の都市計画と関連させ、緑地としての機能を札幌市全体の中に位置づける観点も必要である。

3. エコキャンパスの視点

エコキャンパスの創成の基本は、以下のように要約される。

1) 原風景的景観(緑地、河川等)の保存・整備・復元

エコキャンパスの重要な視点の一つは、地域の風土に根ざした、また大学の個性を示す景観づくりである。右に述べたように、北大キャンパスはもともと開拓期の雰囲気を伝える素朴でのびやかな田園的風景を特色とするものであった。メムの流れ(サクシュコトニ川)の再現やハルニレの保護、芝生の再整備、農場のキャンパス景観への積極的取り込みなどを含めて、原風景の復元と保全を目指すこととする。

2) リサイクル・水処理等の推進によるクローズド・

システムの推進

北大は北海道における研究・教育の大きな拠点であることから、環境への負荷を軽減する努力を率先して行うべき立場にある。キャンパスを環境負荷軽減の受け皿とし、落葉、芝草等の自然物のリサイクルを出来得る限り進めてクローズド・システムの実現を目指す。

3）地下水位、動植物の保全等を含むキャンパス・エコシステムの確立

上記2点を実現してゆくためには、キャンパス内に健全で一定の独立性を持ったエコシステムを確立することが不可欠である。そのために、地下水の保全から野生植物群落の保存、鳥獣の誘致・増殖などを含めた総合的エコシステムづくりを進めることとする。

今後進める4つの整備課題（柱）は、いずれも右にあげた北大キャンパスの特性を重視しつつ、上記三つの視点に基いて取り組む必要がある。［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二一六　セクシュアル・ハラスメントに関するワーキンググループの設置について　産学官融合センター（仮称）について

一九九八年十一月二十五日

「評議会議事録　メモ付き　平成十の二」

評議会議事録

日時　平成10年11月25日（水）　午後2時08分開会　午後4時10分閉会

［中略］

3　セクシュアル・ハラスメントに関するワーキンググループの設置について

総長から、セクシュアル・ハラスメントの防止等については、人事院が11月13日付けで人事院規則10―10（セクシャル・ハラスメントの防止等）を制定し、平成11年4月からの実施に向け、体制整備等を行う予定であること。大学においても、全国的に指針の制定等を講ずる情勢となっていることについて報告があった後、総長補佐の文学部植木迪子教授から配付資料3に基づき、ガイドラインについて報告があった。

引き続き、総長から、本学としても評議会の下にワーキンググループを設置し検討したいこと。構成については、座長を中村副学長とし、学生相談室長、心理学担当教官又はカウンセラー担当教官の中から若干名、女性教職員から若干名、法学部教官、人事課長、学生課長とすること。同ワーキンググループでは、セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針（案）、防止の啓蒙活動、防止対策及び体制（案）、学内規程（案）を検討願いたい旨提案があり、審議の結果、構成員については、留学生も視野に置き検討できる構成とすることとされ、これが了承された。

なお、総長から、人選については総長に一任願いたい旨説明があった。

［中略］

5　産学官融合センター（仮称）について

東研究推進委員会委員長から、産学官融合センター（仮称）のその後の状況について、設置計画案については最終的に文部省の合意を得たこと。正式名称を「北海道産学官協働センター」としたこと等について報告があった後、配付資料8に基づき設置計画案の説明があった。

［後略］

［別紙一］

北海道大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン（案）

1　セクシュアル・ハラスメントに対する本学の方針

このガイドラインは本学を研究・教育の場、学習の場としている全ての者がセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の被害者にも加害者にもならない健全なキャンパス作りを目指す指針です。

2　セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントの定義は人としての尊厳を傷つける重大な性差別行為です。就学、職務、研究上の関係を利用して行われる次のような行為を意味します。

1　相手方の意志に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって就学・職務・研究をおこなう上で、一定の利益または不利益を与える行為です。

2　相手方の意志に反する性的な言動を繰りかえす

ことによって、就学・職務・研究の環境を著しく損なうことです。

意図せずに行われていても、結果として「性的嫌がらせ」と感じられる場合はセクシュアル・ハラスメントになります。異なる社会的、文化的背景を理解することが肝要です。

3 防止のための学内規則

4 セクシュアル・ハラスメントに関する啓発運動（「防止機構図」参照［略］）

5 セクシュアル・ハラスメントについての相談（「対応機構図」参照［略］）

6 セクシュアル・ハラスメントに関する相談への対応機関（「対応機構図」参照［略］）

［別紙二］

北海道産学官協働センターの設置計画　平成10年11月

［目次略］

1. はじめに

北海道経済は、個人消費・住宅投資の不振や、高水準で推移する企業倒産・失業率、農産物価格の低下など、全国よりも厳しい状況にある。加えて、行財政改革による公共投資の削減や、北海道拓殖銀行の経営破綻など、北海道開拓史以来、地域の発展を支えてきた基盤が大きく揺らいでおり、北海道経済は国内の他地域に比べより一層厳しくなることが懸念され、北海道経済の自立に向けた活動を、これまで以上に積極的に展開していくことが最重要課題である。

また、経済のグローバル化の進展等により、産業の空洞化が懸念されるなど極めて厳しい局面を迎えるなかで、21世紀に向けて、活力に満ちた地域社会のための厚みある産業基盤を構築することも求められている。

そのためには、既存産業の高度化、基盤技術領域の拡大、新規産業の創出等を積極的に図ることが重要であり、その一環として企業が大学・国公設試等の技術シーズおよび研究ポテンシャルを共同研究や、連携・交流を通じて有効に活用するといった産学官協働の取組みを推進することが、今後ますます必要となる。

産学官のそれぞれが持つ機能を効果的・効率的に活用するためには、それら3つの機能が一体化して存在

することが必要となる（図１「産・学・官の機能」参照［略］）。そのためには、産学官協働事業を推進する〝場〟である「リサーチ・アンド・ビジネスパーク（以下「R&B パーク」）」が必要である。

その中核的機能を担う施設が「北海道産学官協働センター」である。

2. 目的・機能・効果および他施設との関連

(1) 主旨と目的

21 世紀に向けて北海道経済を発展に導くための施策として、大学等（国公私立大学の諸教育研究機関、公設試験研究機関を含む。以下「大学等」という。）の研究成果を地域産業界が活用するために、北海道産学官協働センターを設置する。同センターは、大学等の持つ資源を地域産業界が活用するために、産学官の共同研究を推進し、研究成果の実用化・事業化を促進することを目的とする。

(2) 機能

産業界と大学との共同研究（以下「共同研究」という。）は、企業ニーズと研究シーズのマッチングから共同研究テーマおよび参加者が決まり、実施されるものである。

産業界にとっては、大学の知識の集積を効果的に活用することにより、既存産業の高度化、基盤技術領域の拡大、新規産業の創出等を実現することが可能となる。

また、大学にとっては、企業ニーズを把握することにより、新たな共同研究テーマの発掘や研究の活性化・高度化を図ることができる。

共同研究の成果は、産学双方にとってメリットがあるものであるが、それだけにとどまらず地域社会に還元されるべきものである。地域社会から大学へのフィードバックとして、大学の「知の財産」の蓄積の質・量を高めることにもつながる。

以上を踏まえ、北海道産学官協働センターにおける共同研究は、以下の３つと定義し、併せて前記（1）の目的を達成するための機能ともする。なお、これら３つは共同研究の実施段階に応じて、各々独立して実施されるのではなく、同時並行的に実施される。

①産学官連携および交流の促進

共同研究を実施するには、共同研究の参加者および

共同研究テーマの決定が必要不可欠であり、このためには、企業ニーズと研究シーズとの効果的かつ適宜的なマッチングが重要となる。企業（「産」）と大学の先生（「学」）、国公設試験研究機関の研究者等（「官」）が日常的にフェイス・トゥ・フェイスによる自由な交流と意見交換を通じて、新たな共同研究テーマの発掘や事業分野の拡大につながる芽をさがすことが可能となる。また、道内企業の産学共同研究に対するニーズの中にも、大学、国公設試験研究機関の相談窓口や研究情報の把握があり、何らかのきっかけ作りの「場」が求められている。

このように、産学官が連携・交流する場および機会が必要であり、この役割をセンターが担うものである。

②産学官共同研究の企画・実施

共同研究の効率的な推進を図るためには、計画段階が重要なポイントの一つとなる。例えば、前記①「産学官連携および交流の促進」により生み出された企業ニーズと研究シーズを効果的につなぐ機能、共同研究を実際に進めるためのコーディネート機能（諸制度の適用、アドバイザーの紹介など）、戦略的な共同研究テーマ選定、等の共同研究の企画・立案がこれに該当する。すなわち、ニーズ・シーズを共同研究テーマにまで仕立てていく過程でのソフト面のノウハウが重要と考えられる。

また、共同研究の実施に当たっては、当財団自らが「地域コンソーシアム研究開発事業（通商産業省）」等の共同研究のプロジェクト管理法人となることに加えて、平成10年度に創設した「ビジネスプラン推進モデル事業（北海道）」の実施等による共同研究候補プロジェクトの企画・調整等も重要な役割となる。

このように、共同研究の実施のみならず、共同研究の企画・立案・調整等のソフト面も重要であり、これらの役割をセンターが担うものである。

③事業化に関する共同研究の実施

共同研究における企業側の主な目的は、大学が持つ技術・ノウハウ等を事業化に反映させることである。事業化に当たっては、共同研究成果の権利（特許、知的所有権等）、経営戦略、市場調査等に係る事項を解決する必要があり、共同研究の一環として実施される

ものである。

(3) 期待される効果

企業は、大学および国公設試等が持つ技術シーズや研究ポテンシャルといった〝知の財産〟を、産学官の共同研究や交流・連携を通じて有効に活用することができ、北海道経済の活性化に資することが期待される。

一方、大学は、以下のような成果が見込まれる。

①社会の問題状況を把握することで、研究の活性化・高度化を図ることが期待される

②産業界の協力により新たなテーマを開拓し、その研究環境を活用して効率的に成果を上げるとともに、大学が社会に果たしている役割の理解を深めることができる

③学部・大学院生も、社会ニーズに即した教育を受けることが期待され、起業家精神に溢れた人材の育成に資することが期待される

[後略]

[注記] 原文横書き。

五―二一七

北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程(案)について

北海道大学総合博物館規程(案)について

一九九九年三月十七日

「評議会議事録 メモ付き 平成十の二」

評議会議事録

日時 平成11年3月17日(水) 午後2時00分開会 午後5時10分閉会

[中略]

6 北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程(案)について

総長から発議され、規程案朗読後、総務課長から規程(案)の内容等について説明があった後、審議の結果、配付資料6の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

[中略]

9 北海道大学総合博物館規程(案)について

総長から発議され、規程案朗読後、総務課長から規程(案)の内容等について説明があった後、審議の結果、

配付資料9の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程を次のように定める。

平成十一年　月　日　北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程（案）

（趣旨）

第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学情報メディア教育研究総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第二条　センターは、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、情報メディアを活用した教育の実施及び支援並びに情報メディア活用のための研究開発を行うことを目的とする。

（職員）

第三条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第四条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

4　前項の場合において、センター長の在任期間は、引き続き四年を超えることはできない。

5　センター長は、次条に規定する運営委員会の推薦する候補者のうちから、総長が選考する。

（運営委員会）

第五条　センターに、北海道大学情報メディア教育研究総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究生）
第六条　センターにおいて、情報メディアに関する事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、これを研究生として許可する。
2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成三年海大達第三号）の定めるところによる。
（事務）
第七条　センターの事務は、当分の間、工学部事務部において処理する。
（雑則）
第八条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。
附則
1　この規程は、平成十一年四月一日から施行する。
2　北海道大学情報処理教育センター規程（昭和五十四年海大達第十四号）は、廃止する。

制定理由　［略］

［別紙二］
海大達第　号
北海道大学総合博物館規程を次のように定める。
平成十一年　月　日　北海道大学総長　丹保憲仁
北海道大学総合博物館規程（案）
（趣旨）
第一条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）第三十一条の規定に基づき、北海道大学総合博物館（以下「博物館」という。）の組織及び運営について定めるものとする。
（目的）
第二条　博物館は、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、学術標本の収蔵、展示、公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する研究を行うとともに、地域社会への教育普及に寄与することを目的とする。
（部）
第三条　博物館に、次に掲げる部を置く。
一　研究部
二　資料部

（職員）
第四条　博物館に、博物館長（以下「館長」という。）その他必要な職員を置く。
（館長）
第五条　館長は、本学の専任の教授をもって充てる。
2　館長は、博物館の業務を掌理する。
3　館長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。
4　前項の場合において、館長の在任期間は、引き続き四年を超えることはできない。
5　館長は、次条に規定する運営委員会の推薦する候補者のうちから、総長が選考する。
（運営委員会）
第六条　博物館に、北海道大学総合博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
（研究部）
第七条　研究部は、次に掲げる業務及び研究を行う。
一　学術標本に係る調査、収集、保存及び解析に関すること。
二　学術標本の展示及び公開に関すること。
三　学術標本に関する情報提供に関すること。
四　学術標本に関する教育研究の支援に関すること。
2　研究部に、研究部長を置く。
3　研究部長は、博物館の専任の教授をもって充てる。
4　研究部長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。
5　研究部長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。
（資料部）
第八条　資料部は、研究部に協力し、次に掲げる業務等を行う。
一　学内外からの学術標本及び学術標本に係る研究成果の情報収集に関すること。
二　学術標本に関する共同研究に関すること。
三　研究部の業務の支援に関すること。
2　資料部に、資料部長を置く。
3　資料部長は、本学の専任の教授をもって充てる。
4　資料部長の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

5　資料部長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。

（研究員）

第九条　資料部に、前条第一項各号に掲げる業務等を共同して行うため、研究員を置くことができる。

2　研究員は、本学及び本学以外の大学等において、学術標本に関連のある研究に従事している者をもって充てる。

3　研究員は、館長の推薦に基づき、総長が委嘱する。

4　研究員の任期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間の一定期間とする。

（研究生）

第十条　博物館において、学術標本に関する事項について研究しようとする者があるときは、博物館において適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、これを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成三年海大達第三号）の定めるところによる。

（事務）

第十一条　博物館の事務は、当分の間、理学部事務部において処理する。

（雑則）

第十二条　この規程に定めるもののほか、博物館の運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

2　この規程の施行後最初に任命される資料部長は、第八条第三項の規定にかかわらず、館長をもって充てるものとする。

制定理由　［略］

［注記］　原文一部横書き。

五―二一八

北海道大学大学院国際広報メディア研究科［独立研究科］設置構想

一九九九年五月

「言語文化部［国際広報メディア研究科構想関係］」（企画課／二〇一九／〇三九八）

北海道大学大学院国際広報メディア研究科

［独立研究科］設置構想（縮約版）

平成11年5月

［中略］

Ⅰ　研究科設置の趣旨

⑴設置の目的

1．（「多文化共存の多様社会」と「国際広報メディア」学）

本研究科は、地球規模における「多文化共存の多様社会」時代に対応するために、社会を新しい角度から考察・研究し、実践的な提言を行う斬新な学問領域「国際広報メディア」学をうちたて、21世紀の社会に求められる国際広報・国際報道能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2．（多様性と世界標準）

社会が急速に「多様化」しつつある現代は、一方では、「グローバル・スタンダード」という、「世界を標準化しようとする動き」が活発な時代である。つまり、日本社会は、「多様化」と「世界標準」という相反する時代の潮流に同時にかつ緊急に対応することを迫られているのである。

3．（多様社会の合意形成）

「多様な価値観をもつ人々からなる社会」における合意形成は、「等質的な社会」における場合よりはるかに困難なものである。しかし、なんらかの合意なくして社会は一日として成り立たない。国際多様社会における合意形成に必要なものは何かを考えることは緊急の社会的要請であるが、「国際広報メディア研究科」はそれに対して一つの答えを与えようとするものである。

4．（新研究科の目的）

21世紀の多様社会における正確な情報伝達と説得、そして合意を実現するための提言を行い得る「高度専門職業人」（国際広報専門家と国際ジャーナリスト）

を養成すること、さらに国際広報・国際報道に関して徹底的な考察・研究を行い、社会に積極的に貢献し得る「独創的研究職業人」を養成することが新しい「国際広報メディア研究科」の目的である。

⑵新研究科の理念とその社会的要請　［略］

⑶研究科の構成

1．（国際広報・国際ジャーナリズムを支える能力）

国際広報専門家・国際ジャーナリストに必要とされる知識・能力は、次の7項目に分類できる。

①多様社会における合意形成能力、マスメディアの知識と表現能力
②国際広報理論と国際社会調査能力
③国際広報の企画・立案・実践能力
④国際地域文化の理解
⑤国際言語伝達能力
⑥日本言語文化の理解
⑦マルチメディア表現能力

2．（研究科の講座体制）

上記の①②③は「国際広報メディア」の中核をなす知識・能力であるので、これを養成する講座を基幹講座とするが、ただし、③に関しては高度な実務経験を必要とするので、これを民間総合研究所との連携講座とする。④⑤⑥⑦は「国際広報メディア」を支える知識・能力であるので、これを養成する講座を協力講座とする。

本研究科には、2つの基幹講座と1つの連携講座、そして4つの協力講座をおく。

3．（基幹講座）

①公共伝達論講座は、多様社会における合意形成およびマスメディアに関する教育・研究を行う。
②国際広報論講座は、国際社会における広報理論と社会調査に関する教育・研究を行う。

4．（連携講座）

国際広報戦略論講座は、国際広報の企画・立案・実施に関する徹底的な実践教育を行う。この講座は、国際広報の部門で実践的な経験のある民間総合研究所との連携講座である。国際広報専門家と国際ジャーナリストは大学と実社会との緊密な連携のもとに養成することが必須である。社会と大学が有機的な関連をもってこそ、未来に生きる学問が作られ、これからの国際

社会で活躍すべき実践的な能力を備えた人材の養成が可能となる。

5．(協力講座)

①国際地域文化論講座は、国際地域の多角的な文化理解のもとに、多文化共存に伴う諸問題の分析・考察を行う。

②言語伝達論講座は、人間の言語伝達能力を分析し、多様社会における「広報」言語の教育・研究を行う。

③日本言語文化論講座は、国際社会における日本という観点から、日本言語文化に関する教育・研究を行う。

④マルチメディア環境論講座は、国際広報のためのマルチメディア環境の企画・開発を教育・研究する。

⑷独立研究科として設置する理由

1．(研究分野の固有性と現代性)

本研究科は、言語文化研究・異文化コミュニケーション論・マルチメディア論・広報リサーチ論を基盤とする新しい学問「国際広報メディア」学を創出しようとするものである。国際貢献・国際協力、国際地域民族紛争、異文化衝突、国際企業の危機管理、情報開示等の分野における、広報メディアによる意志伝達・合意形成・問題解決の理論と実践の研究は、既存の学問では十全に対処することができない。

2．(研究の緊急性)

①国際貢献・国際交流の分野における緊急性

日本の国際貢献の面で「国際広報」能力をもつ優れた人材を送り出すことは急務である。また、日本国内に定住する外国人の急激な増大は「日本国内における国際交流の専門家」、すなわち「国際広報専門家」の必要性を緊急のものとしている。

②企業の人材需要における緊急性

グローバル・スタンダードへの対応を求められている日本の企業は、情報の受信と発信を自在に行う「国際広報専門家」を緊急に必要としている。現地の事情に通暁し、地域との円滑なコミュニケーションに成功しなければ、企業は外国で成功することはできないからである。

③情報公開時代における緊急性

今後の国家プロジェクト、企業活動の成否は情報公開のあり方にかかっている。現代において、事業の成

功は広報活動にもとづく国民の理解と支持なしには不可能だからである。欧米におけるように、「国際広報担当者」が国家や組織の中枢幹部として不可欠の存在である時代が到来している。

④国際報道における緊急性

地球規模で対処しなければならない諸問題が山積する現代において、国民の理解を深め、解決の方向性を示唆する「国際報道の専門家」養成は緊急の課題である。正しい国際報道は日本人に「国際市民としての自覚」を植え付けるために必要不可欠なものである。

3．(養成する人材の固有性)

本研究科は、国際社会の最前線で活躍し得る「高度専門職業人」としての国際広報活動専門家および国際ジャーナリストおよび国際広報・国際報道における「独創的研究職業人」の養成を目的としている。それは、本研究科の特色ある研究・教育体制のもとでこそ養成される新しいタイプの国際人であり、今後ますます成熟度を増すであろう国際社会において日本の果たすべき役割の重要性を考える時、なくてはならない人材である。

4．(修了者の進路)

①博士前期課程修了者は、主として新聞社の企画・編集、放送局の企画・制作、出版社の企画・編集、広告代理店の企画・広報、総合商社の国際広報、海外進出企業の現地調査・広報、自治体の国際広報、国際協力団体の広報の各部門に就職する。

②博士後期課程修了者は、主として国際機関の広報、日本の総合研究所、日本の国際広報関連研究所・研究会社、外国のシンクタンク、外資系企業の国際広報、アジアのマスメディアの編集、外国の PR 会社、在外公館の調査員・国際広報の各部門に就職する。

(「Ⅷ　修了者の進路予想」参照)

⑸研究科および教育課程の特色

1．(高度専門職業人としての修士養成)

民間総合研究所との連携講座を置き、社会と直結した教育・研究を行うとともに、インターンシップを導入して、高度専門職業人をめざす学生のために、実社会での就業体験を教育課程の一環として組み込む。

2．(独創的研究職業人としての博士養成)

従来の「研究大学人」としての博士に代わって、大

学の外で独創的研究者として活躍し、社会に有益な提言を行う「独創的研究職業人」としての博士養成をめざす。博士号取得のための明確な指導体制をしく。

3.（演習形式の授業）

授業を講義形式ではなくディスカッション中心の演習形式で行うことにより、主体的な問題発見力、分析力を養成する。

4.（実践的外国語能力の養成）

高度に実践的な外国語能力を養成するため、「表現法科目群」（博士前期課程）、「高度表現法科目群」（後期課程）を設け、外国語によるディベート・プレゼンテーションの技法を徹底的に指導する。また、国際広報活動に不可欠な高度な異文化理解力を養成するため、世界諸地域に関する多様な授業を提供する。全科目群を通して外国語による授業を相当数設ける。

5.（アドバイザー・システム）

学生の教育・研究を円滑に行うために、アドバイザー・システムを導入する。アドバイザーとなった教官は、学生に教育・研究および学生生活上の助言を与え、指導を行う。

6.（セメスター制）

授業はすべて学期ごと（半年ごと）に完結する。

7.（TA、RA 制度の導入）

将来の教育者・研究者をめざす学生のために、ティーチング・アシスタント（TA）制度、リサーチ・アシスタント（RA）制度を活用する。

8.（社会人特別選抜の導入と昼夜開講制）

社会の各分野で活躍している社会人に、より一層高度な専門的知識を与えるための教育を実施する。そのために昼夜開講制をとる。社会人には特別選抜の入試を行う。

9.（短縮修了）

博士前期課程を1年以上2年未満で修了できるように、十分な数の授業科目を展開する。

10.（長期在学コース）

社会人学生等の多様な要望にこたえるため、標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できるものとする。

11.（留学生の受け入れ）

留学生を積極的に受け入れる。留学生には特別選抜

の入試を行う。

12．（特定課題研究）

高度専門職業人の養成という目的に即した教育研究体制の一環として、修士論文に代わる特定課題研究を課すことができるものとする。

13．（教員任期制の導入）

多様な人材の確保と教員相互の活発な学問的交流を一層促進させるため、国際地域文化論講座の教員は任期制とする。

⑹研究科の社会的ニーズ

1．（社会調査の実施）

本研究科の社会的ニーズ確認のために行った主な調査は以下のとおりである。

①東証一部上場450社を対象とするアンケート調査（平成9年10月）

②企業・自治体21団体を対象とするインタビュー調査（平成10年7月～9月）

③北海道大学学生を対象とするアンケート調査（平成10年4月）

④高校外国語教師を対象とするアンケート調査（平成10年3月）

⑤日本語教師を対象とするアンケート調査（平成10年3月）

2．（社会的ニーズの確認）

上記の調査の結果から社会的需要が確認された分野に関して、綿密な補足調査（会社数、社員数、新規採用数その他）を行い、本研究科修了者の就職の可能性を探った。その結果、充分な数の恒常的需要を確認できた。詳細は別冊「社会的ニーズ調査・総合分析報告書」に譲る。

［後略］

［注記］原文横書き。

五―二一九

情報基幹センター（仮称）の設置について

一九九九年九月二十九日

「評議会議事録　メモ付き　平成十一の一」

評議会議事録

日時　平成11年9月29日（水）　午後2時00分開会　午後6時10分閉会

［中略］

4　情報基幹センター（仮称）の設置について

情報基幹センター（仮称）の設置に関するワーキンググループ座長の原附属図書館長から、配付資料7に基づき「情報基幹センター（仮称）」の設置について、答申の内容について説明があった。

次いで、総長から、情報基幹センター（仮称）の設置については、改めて、具体的な検討を行うため、ワーキンググループを部局長を中心に設置することを次回の部局長会議及び評議会に提案したい旨説明があった。

［後略］

［別紙］

北海道大学情報基幹センター（仮称）の基本構想

北海道大学の将来を展望するとき、今後ますます複雑多様化し、高度化する情報化の趨勢に対処し、最先端の研究教育のインフラを構築することを使命とする情報基幹センター（仮称）は焦眉の急であり、速やかにその構築に向けて全学の合意と貢献を必要とする。学術審議会からの答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について』においても、学術情報基盤・学術資料の整備の重要性が指摘されており、情報関連組織としての「図書館、大型計算機センター、総合情報処理センター等が有機的な連携を強化することや、組織を再編成して一体化することなどの工夫を進める必要がある」と述べ、対処を促している（同答申 61, 62 頁）。

1. 大学が独自の情報基盤をもつ必要性

北海道大学が世界水準の研究教育を維持発展させていくためには、あらゆる面で独創性、先端性が要求され、なかんずく今後ますます複雑多様化し、高度化する情報基盤の先端的構築は大学の死命を制するといっても過言

ではない。そのため、本センターは大学全体の戦略的な情報基盤を確立し、その上に大学内の人的・物的な資源を含む、あらゆる情報システムを統合的に展開する核となり、先端的なシステムの企画、立案、運用管理を始め、独創的な情報環境を構築し、それらを支える人的資源への支援、研修、育成などに中心的役割をはたすことを目的とする。その基本要件は次の通りである。

1）最新の技術を取込み、先端的かつ独創的な情報基盤を絶えず維持発展させていくべきこと

2）そのため、大学が独自に先端的な情報基盤を企画開発できる専門家集団を擁し、ノウハウの継承体制が確立していること

3）研究の成果が先端的な情報基盤構築に迅速に反映されると同時に、情報基盤から研究の問題提起がなされる組織的仕組みが備わっていること

4）大学として独自のデータベースや知識ベース・研究データベースを蓄積し、世界に発信していく基地となること

5）革新を続ける情報技術を研究教育に迅速に反映させるサポート体制があること

2. 情報基幹センターのもつべき基本的機能

このような要件を実現するためには次のような機能が情報基幹センターに求められ、そのためには膨大な専門的人材を必要とするが、学内の対応する部局からの教官の支援、全学的なスタッフの OJT 体制、PD・RA の活用、民間との共同研究など、さまざまな手立てが考えられよう。特に、情報基幹センターを戦略的データ基地や戦略的システム開発基地として位置づける部局との間で、研究と開発の補完的関係を密に取る事のできる体制が望ましい。

1）最先端情報基盤研究機能

情報基盤に関する先端的研究を行い、情報基盤構築に指導的役割を果たす。

2）大学情報化企画調整機能

研究教育および情報技術に関する将来動向の調査研究を不断に行い、情報基盤の戦略的・独創的策定を行い、統一の取れたシステム構築を企画する。

3）ネットワークの統括的管理機能

情報基盤の底辺として今後ますます重要になるネット

ワークを安全に管理する。学内 LAN といえども全世界につながっており、不特定多数の人、しかも悪意のある人にも曝されており、このような環境下でネットワークを管理していく事は、いわゆる電話網の管理とは本質的に異なる難しさを抱えている。

4）コンピュータリソースの統合化支援機能

ネットワークの高速化にともない、学内のいわゆるサーバ系のコンピュータの一部または全部を統合することを支援する。この統合化により、コンピュータリソースの有効な利用を促進することができる。

5）新利用技術開発機能

研究で得られた知見などをもとに先端的なシステムを開発し、実運用に供する。研究成果に基づくソフトウェア開発を行うことは、利用者のみならず研究者にとっても大きな利益となる可能性があり、大学の重要な任務ともいえる。我が国が情報の世界で、役に立つソフトウェアを生み出していないと批判されるのは、研究体制と相補的な開発体制がないからである。この開発の要員としては、PD や RA の活用が有効と考えられ、起業化にもつながる可能性がある。

6）情報コンテンツの作成、蓄積、発信機能

大学が地域社会さらには世界に対し、その存在を知らしめるため、研究成果を社会に対し積極的に発信することを支援する。そのためには独自のデータベース、知識ベース、研究データベースなどをマルチメディア技術を駆使して構築する必要がある。大学から社会に発信するためには、データベースを自由に参照できるようにしておくだけではなく、放送などを通し積極的に働きかけることも必要である。

7）情報化に対応した技術研修機能

情報技術の革新的な進歩に対応するため、情報基盤の上で展開される全学のさまざまな分野の要員の技術研修を不断に実施する。情報化の進展は極めて速く、情報基盤の構築を進めていく側ばかりでなく、その上で応用分野を構築する側も絶えずその進展についていかなければ取り残されてしまう恐れがある。それゆえ、全学の要員に向けての情報化に対する研修、実習などの定期的なリフレッシュ教育が不可欠である。

3. 情報基幹センターの組織

職掌に基づく縦割り組織と、必要に応じ構成される横断的なプロジェクト組織が適宜直交した運用形態を取り、組織の柔軟な運用が必要である。前者の組織として次のような構成が考えられる。

1. 研究部
   a）デジタルシミュレーション研究部門
   b）分散システム研究部門
   c）デジタルコンテンツ研究部門
   d）情報環境研究部門
   e）情報セキュリティ研究部門
2. 企画部
   a）情報基盤の戦略的動向の調査・検討
   b）システムの企画、策定、立案
   c）コンテンツの企画、策定、立案
   d）技術研修の企画、立案
3. 開発部
   a）先端的ライブラリの開発
   b）スーパコンピューティングソフトウェアの開発
   c）デジタルコンテンツの開発
4. 業務部
   a）システムの管理
   b）ネットワークの管理
   c）コンテンツの作成支援
   d）技術研修の支援
5. 事務部

［注記］原文横書き。

五―二二〇　オープンユニバーシティ及び体験入学の実施

一九九九年九月
『北大時報』第五四六号

オープンユニバーシティ及び体験入学の実施

去る8月2日（月）にオープンユニバーシティ及び8月3日（火）から8月13日（金）まで体験入学が実施されました。

8月2日はあいにくの雨にもかかわらず、約1,300名の高校生の参加者があり、各部局の実施会場では、工夫を凝らした学部紹介、施設見学、体験講義等が行われました。3日から実施された体験入学では昨年を上回る約1,300名の高校生の参加があり、道外からの参加者は200名を超えました。全体の実施状況といくつかの部局のオープンユニバーシティ及び体験入学の実施状況を紹介します。

（学務部入試課）

平成十一年度北海道大学オープンユニバーシティ実施一覧　実施日：平成十一年八月二日（月）

学部	参加人数（道外内数）	内容
文学部	二〇五（一〇）	学部紹介ビデオ上映、研究室見学、個別相談
教育学部	一五二（三）	学部紹介、模擬講義、質疑応答、施設見学
法学部	一八〇（一一）	法学・政治学についての入門講義 法学部の現状と課題に関するシンポジウム （教官と学生によるパネルディスカッション）
経済学部	八三（五）	学部紹介（学部の概要、入試科目等の説明） 学部学生を交え学生生活、講義・ゼミについて、受験の傾向と対策等について懇談

医学部	一五五（八）	学部、講座紹介、各講座の研究室見学、質疑応答
歯学部	二一（二）	学部、附属病院紹介、学部研究室、附属病院見学、質疑応答
工学部	二九一（一九）	体験講義、施設探訪
農学部	一二八（三四）	学部、学科、講座紹介、施設見学、質疑応答
獣医学部	九三（二七）	学部紹介、家畜病院見学
合計	一、三〇八（一一九）	

平成十一年度北海道大学体験入学実施一覧

学部	実施日	参加人数（道外内数）	内容
文学部	八月三日㈫	九三（四）	学部紹介（カリキュラム説明、学部紹介ビデオ上映）研究室見学、体験講義
教育学部	六月二六日㈯	一八六	学部紹介、演習（心理学、教育の社会科学、教育学、健康・体育科学） 体験講義［経営学入門―ディズニーランドの経営戦略］
経済学部	八月三日㈫	七九	体験演習［経済学の考え方―途上国の森林問題を通じて］［マクドナルドとモスバーガー、貴方はどちらが好きですか］
理学部（高校生一日入学）	八月三日㈫	九五	学部、学科の教育・研究紹介各学科・各テーマ別に分かれての体験講義・実験、研究施設見学

理学部（高校生のための数学夏季講座）	札幌会場 八月九日(月) ～一一日(水) 旭川会場 八月一二日(木) ～一三日(金)	六七	テーマ別講義	
薬学部	八月三日(火)	三一	学部、研究室紹介 実験、実習、測定	
工学部	八月三日(火)	一三七（一四）	体験講義、研究室・施設探訪	
獣医学部	八月三日(火)	一〇六（五六）	学部・附属病院等の紹介、臨床系教室の見学実習	
水産学部	八月六日(金)	三九（一三）	学科紹介、テーマ別体験講義・体験実験、施設見学	
医療技術短期大学部	看護学科	八月三日(火)	一三九（一）	学科紹介、施設見学、新生児の抱き方、支え方等モデル人形を使って体験、ビデオ上映「ママの応急手当」「新生児沐浴手順」、質疑応答
	理学療法学科	八月三日(火) ～四日(水)	七三（一）	学科紹介、施設見学、附属病院（リハビリ部）見学及び患者（二名）の病状説明と治療見学
	作業療法学科	八月四日(水) ・六日(金)	二三	作業療法各分野の紹介、施設見学
	衛生技術学科	八月三日(火) ～六日(金)	一〇一（一）	学科紹介、臨床検査技師の仕事を紹介するビデオの上映、体験実習、附属病院（検査部）見学

診療放射線技術学科	八月三日㈫	二一（一）	学科紹介、個別相談、附属病院（放射線部）見学
合計		一、二七六（九五）	

▼法学部

法学部では、昨年度に実施した「法学部オープンキャンパス」に引き続き、今年度はオープンユニバーシティの一貫として、8月2日（月）に高校2・3年生を対象に講義とパネルディスカッションを実施しました。

当日はあいにくの雨となりましたが、道内の高校はもちろんのこと、関東地方の高校からの参加もあり、午前・午後共それぞれ100名を超える高校生が参加しました。

午前9時30分に法学部長の挨拶の後、午前中は中村睦男教授の基調講義「法を学ぶとは何か」、その後山口二郎教授「これからの日本の民主主義を誰が作るのか」川島真助教授「アジアと日本」の講義が行われました。午後は、「北大法学部を斬る～教師の本音、学生の本音」と題してパネルディスカッションが行われ、山口教授の司会により、吉田克己教授、田村善之助教授、遠藤乾助教授及び法学部学生3名が参加し、法学部での学生生活、司法試験に対しての大学の取り組み、受験生に望むことなどについて、活発な意見交換がなされました。

終了後に提出されたアンケートには、「進路を考える際の参考になった。」「先生方がとても熱心で感心した。これなら大学生活が充実したものになると思う。」など多くの意見が寄せられ、大学での学習内容や学生生活について、具体的なイメージを伝えることができたのではないかと考えています。

▼医療技術短期大学部

医療技術短期大学部では、昨年度に引き続き道内の高校生を対象とした、「高校生の体験入学」を8月3日（火）から6日（金）までの4日間実施しました。

本年は、全道各地の高校のほか、大阪府、岩手県等からも参加者があり、43の高校から延べ357名が体験入

学をしました。

期間中は、本短期大学部3-1講義室に於いて、午後1時30分（初日は午前9時30分と午後1時30分の2回に分けて実施）から森田部長による挨拶の後、教務委員の先生からスライドによる本学の目的・沿革及び各学科の紹介が行われその後、各学科ごとに分かれ学科説明、施設見学、フリートーキング等が行われ、参加者は、これらをとおして、将来の進路選択をと、真剣に取り組んでいました。

なお、本短期大学部は、来年以降も体験入学を実施していくこととしており、高校生が容易に進路選択できるよう、学科の特色をいかした紹介をするため、更に工夫をしていきたいと考えています。

▼工学部

工学の面白さ、魅力を肌で感じ、身近に知ってもらうことにより、工学に興味を持ち、積極的に理工学を目指す者が増えることの期待を込めて、8月2日（月）にオープンユニバーシティを、3日（火）工学部体験入学「面白テクノオリエンテーリング in 北大1999」を2日間にわたって、主に高校生を対象に、体験講義、施設探訪、研究室体験の内容で行われました。

1日目の午前中に行われたオープンユニバーシティでは、入学式に引き続き、体験講義として「環境に優しくエネルギーを換える」、午後からは「農林水産廃棄物の有効利用」の2講義が行われました。

また、施設探訪では、11のグループに分けエネルギー先端工学研究センター、電子科学研究所、大型計算機センターなど11施設を見学し、1日目の参加者は延べ300名ありました。

2日目の工学部体験入学では、午前中に行われた体験講義として「流氷の制御と利用」、「デザー衛生の魅力」の2講義が行われ、午後からの研究室体験では、「ダイヤモンドを作ってみよう!」をテーマとした研究室体験の他31研究室でも行われ67名の参加者がありました。

最後に、工学部長から受講者に受講証が渡され、平成11年度の工学部体験入学は、多くの成果をあげ終了しました。

これらの催しに参加した生徒等から、次のような感想があり、この企画の目的にあった声が聞かれ、大変嬉しく感じているところです。

施設探訪では、「普段接することのできない大学は、新鮮で面白かった。」体験講義では、「種々な話を聞けて、大変ためになった。」、「大学では色々幅広いことを研究していることがわかった。」また、研究室体験では、「大学のシステムについて少し理解できた。」等の感想がありました。

全体を通して多くの参加者が「工学部は想像していたより魅力的である。」、「実際に大学の研究をじかに見れるのは良いと思う。進路を決める上で役に立つ。」、「将来はぜひ工学部に進みたい。」などの感想が出されました。

［注記］　原文横書き。

五―二二一
生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループの設置について
独立行政法人化について

一九九九年十一月二十四日
「評議会議事録　メモ付き　平成十一の二」

評議会議事録

日時　平成11年11月24日（水）　午後2時02分開会　午後4時35分閉会

［中略］

5　生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループの設置について

総長から、陸域圏及び水域圏の生物と人類の共生に関する教育研究、特に北方圏でのグローバルな展開を図るため、理学部、農学部及び水産学部の関係附属施設を統合して「生物系センター（仮称）」を設置することについて検討したい旨説明があり、農学部長から補足説明があった後、総長から、同センター構想について検討するためのワーキンググループを評議会の下に設置したい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

なお、総長から、構成員については、冨田副学長、理学部長、医学部長、工学部長、農学部長、獣医学部長、水産学部長、大学院地球環境科学研究科長、低温科学研究所長及び事務局長の10名とし、座長を冨田副学長とすること。具体的作業を行うため、関係附属施設長を中心とした専門委員会を本ワーキンググループの下に設けること。専門委員会の構成員については、座長に一任したい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

また、総長から、本ワーキンググループの庶務は、農学部事務部の協力を得て、総務部総務課企画室が行う旨説明があった。

報告事項

1　独立行政法人化について

総長から、配付資料5-1［略］に基づき前回の評議会以降の動きについて、配付資料5-2［略］に基づき国立大学協会会長の談話について、配付資料5-3［略］及び5-4［略］に基づき各地区国立大学長会議の報告等の内容について、配付資料5-5に基づき10月27日に行った国会議員との懇談の内容について、席上配付した資料に基づき総長の個人的な意見等について、また、総務部長から、配付資料5-6［略］に基づき大学入試センター理事長の任命について、さらに、冨田副学長から、国立七大学副学長懇談会でのこれまでの検討内容等について、それぞれ説明があった後、意見交換が行われた。

なお、総長から、明年早々には、本格的な議論を開始しなければならない可能性があることから、各部局においても、建設的な議論をお願いしたい旨要請があった。

［後略］

［別紙一］

1999. 10. 27.

国立大学の行政法人化に関し議員との懇談メモ

北海道大学　丹保憲仁

1）1999年9月20日臨時国立大学長会議が召集され、有馬文部大臣と佐々木高等教育局長から、文部省は国立大学の行政法人化に踏み切りたいとの意向が述べられた。その際、国立大学協会第一常置委員会が松尾特別小委員会の論議を元に9月13日の国大協臨時総会に提案

した「もしも行政法人化することがあれば」という条件付きで、「これだけはクリアーしてほしいとした諸事項」を丸のみにした形の原案が示された。国立大学協会は平成9年10月、町村文部大臣の時代に行政法人化に反対した意見をそのまま変えていない。文部省は行政法人化の原案を提案する際に、行革委員会等と事前の擦り合わせは一切していないとのことである。提示した原案を元にして国立大学側の理解を得て、総務庁・行革推進委員会などと折衝し、全国立大学に対して一本の法律として個別法を作りたいとのことである。（文部大臣のお話、文部省提示の原案、国大協第一常置委員会報告は別添）

2）行革推進委員会の中にいる方との懇談で聞いたことは、行政法人通則法を考えた際に、国立大学のことはまったく考慮の中になかったとのことである。したがって、文部省の判断と努力によって、特別行政法人通則法以外の立法を考える事もできるとのことであった。ただ、現在の状況では国費を100%投入できる法人の仕組みは独立行政法人しかなく、文部省が主導して新たな仕組みを作れるかどうかが行革委との絡みの中で難しい議論となろうとの感触であった。

結果として、文部省は独立行政法人の仕組みを使うことを考えたようであり、9月20日の説明と、その後各地区の学長懇談会の質疑の中で通則法ベースで特別措置を大幅に導入した形で法人化を計りたいと考えていることが明確になってきた。

3）その場合、本来は国の高等教育の根幹を論ずるべきことが、通則法上に個別法を考えるに際しての、国立大学協会が「もし独立行政法人化が避けられないような場合には」という限定付きで述べてきたような「大学の特性を最大限に尊重した特例措置を盛り込みたいとする文部省の立場」と、「通則法を大きく修正することは考えがたいといっているという行政改革委員会」との間の立場の対立した行政機関間の個別調整（闘争？）になってしまう可能性がある。

そうなると、行政組織のアウトソーシングを論ずるフレムワーク上での、条件設定のための事務局ベースの争いになってしまいかねない。日本の教育研究システムの中で国・公・私立大学が果たしている役割についての本質的議論が正面から行われ[ママ]ることがなくて、21世紀に向かって科学技術立国を国是としようとしている日本の

国立大学群をどのように活用していくかの根本的な議論なしにその設置形態が決まっていくおそれが大である。大学が自ら発言することも必要ですが、政治が国立大学の在りように対して本質的な議論をして頂く必要があるのではないかと考えます。下手に政治の場に持ち出すと藪をつついて蛇を出すということを心配する向きもないでは有りませんが、本質的な議論なしに設置形態が事務的な論議だけで変わったりすれば、日本の大学の将来の士気に大きな影響が出てくると思います。

4) 有馬文部大臣が9月20日に国立大学の学長・事務局長全員を集めて、新しい世紀に向かって大学の組織が自立性を高め、個性あふれる国立大学になっていくためには独立の法人格を得ることが大事で、そのためにこの提案をするのであるという事を言われたことをこの問題を考えるときの重要なポイントと考えたいと思います。独立行政法人化を論ずるに際して現在の国立大学が自立性を高め個性を豊かにし、そこで生まれたり伝達される学術が、日本国民と世界の人々のために役に立つ度合いを今以上に高められるかどうかが論点となると思います。

国立大学は戦後そうとうに長い間にわたり劣悪な条件下で、教育と研究を続けてきました。国立99大学、公立66大学、私立500大学以上が大学として一律に扱われたり、世界の一線で科学・学問の創造を任務とする大学院を核とするような大学に対しても十分な支援が得られなかったり、地域の文化・文明展開の核となる諸大学への十分な配慮と支援がなされなかったりしました。少数の私立大学では高い能力をもっているのに国の支援が不十分であるなどが矛盾となってきたとの指摘もあります。本質的で総合的な議論をしていただきたいものと思います。University, College, Ploy-technical college, Teacher's college, Community college, Graduate research university, Research institute などを単にまとめて大学として形式的に一括して扱うことがこの多様化が進む時代に限界に達していると思います。文系を主とした学部レベルの教育を主とした大学の過剰が問題の一つと思いますし、高等専門学校の扱いにも工夫の余地が大いにあると思います。

大学自身を含む関係者・機関の意見を十分聞いてきちんとした判断・政策として提示していく必要があると思います。民主主義の日本にある国立大学として、議会が

納得のいく教育の議論を日本の高等教育の将来のためにしていただきたいものと思います。手足を縛った上で、大学に自己改革の提案をせよというのは無理ですし、ようやく世界の一線で戦い始めた国立の研究型の大学院大学に国内の矛盾をしわ寄せられても困ります。どの形の大学にしても100年の計をもって次の時代の人材を育てなければなりません。大学が自立できる方向を大所高所から御議論いただきたいものと思います。

事務的な形式的効率性と官僚秩序的な正当性といったもののみで組織を論じて頂きたくないものと思います。日本がただ一つの大資源として国土に内蔵し、それゆえに国家が自体で投資することに大多数の国民的同意をえる事のできそうな「産業」は、質の高いたくさんの日本人・世界人を次の文明の担い手として社会に生み出す教育・研究の仕事を高度化・高級化することではないかと思います。

5) 日本の大学が自立性を増し、国の基幹的な機関として世界の模範となりうるような方向の議論をしていただけないでしょうか。科学技術基本法によって理系の研究費がようやくかなりの状況に近ずいてきたことをありがたいと思います。しかしながら、長期的な研究環境の整備特に教育研究をまともに遂行していくのに必要な建物と支援職員の現状は先進国の水準では、最小限の必要にさえ程遠い有様です。国立の基幹大学でもそのようであり、地方の大学の状況はもっと深刻です。私立大学はもっと難しい状況を持っているようです。少子化時代に向かって学生を集めるために、校舎の壮麗さに大きな投資をしているのが実情のようにも思えます。その反面の研究教育のレベル維持・向上の補助スタッフの確保は不可能に近い状況にあるように思います。研究主導型の基幹的国立大学の理系におい[て]さえ著しく劣悪な状況にあります。さらに、それらを平準化して低いレベルの画一的平等をしたりすれば大変です。国家の危機に繋がり兼ねません。大学が特性に応じてそれぞれどのように展開するべきかを、大学・研究機関・学術会議・政府諸審議会等の意見を詳細に聞いていただいて、国家100年の大計として、国民皆が傾聴できるような論議をして頂けると幸いに思います。

6) 欧米の一線級の大学と互角に渡り合える大学をどのくらいの数で日本がもち続けるか、それを競争的環境に

おいて腐らせないようにするために、その次のランクの大学群とリンクさせ努力による入れ替わり可能な体制をどう取るか等が、科学技術立国を国の基本政策に据える日本にとって、重大な戦略的議論であろうと思います。国会の重要な論点にならないのが残念です。さらに細部についていえば、コミュニティー・カレッジのようなものの位置づけをどうするか、教員養成系大学と一般大学の関係をどうするか、医学・法学大学院大学と学部教育の関係などなど、個々の大学の改革のみではなく国家レベルの高等教育システムの大改革が国の大きな仕事としてあるはずです。

町村文部大臣のときに法人化の議論は「大学の改革を先行させて」というように表現されたと記憶しています。大学の改革は個別大学の改革だけではありません、国のシステムの改革と連動して初めて意味のある動きになります。大学の自己改革も大きくかつ大変な仕事ですが、今度のように独立行政法人の話が先行してきますと、この両面の問題を平行的に論ずることは学生の教育と研究活動を日々精一杯の努力で行っている多くの中小大学では不可能に近いことを求められることになります。いくつかの大きな大学でようやく状況を推量し議論ができそうな状態にあるに過ぎず、多くの中小大学では自分の大学に直接発する疑問点を不安として持ち出せるに過ぎないというところです。

2) 高等教育と研究のレベルと量の維持の責任を国がもつ必要が有ると考えて、99国立大学を設置し、税金を主とする1兆5千億円もの国民のお金を一般会計から支出しているのであろうと思います。私立大学はそうでありませんからそれぞれの活動を認めるかたちで、3000億円の助成金しか国は出さないのであると理解しています。公立大学は地方自治体が必要であるから地域の方のお金を主とする税金（地方税等）で設立・運用しても国はほとんど支援しないのだと考えています。国立大学は国が必要だから100%国費を投入する事によって設立・運用されています。独立行政法人も同じ文脈で100%国費を投入する制度と理解しています。国が必要とする大学はどのようなもので、国が維持し運用するべきものはなにかの議論が国の基本的な議論として必要になってきたのではないかと思います。教育・研究は只のパフォーマンスではあり得ません、国家100年の計です。日本が唯

一持っている、高レベルの人的「資源」を、日本にいかに役立たせるかが今論じられるべきと思います。国立大学は重んずる必要の減じてきた仕掛けなのでしょうか。御議論を頂きたいものです。

私立大学との不公平（国費使用上の）が声高に言われていますが、公立大学が100%税金で賄われていることに対しての議論を聴いたことがありません。なぜ国立大学だけを対象に議論するのでしょうか。国立大学の存在意義が不明なまま独立行政法人化しても、同じ国立大学バッシングが引続き法人化した国立大学への声として聞こえて来ることになりましょう。

国が必要とする大学とは何かを明確にする議論が必要と思います。私立大学化が必要と考えられるのであれば、どれだけの初期投資（資本）とどのような資質の人間を新しい組織に今投入する必要があるか、それが可能か、それが高いプライオリテーを持つ文教政策かを論じていただき、税制の改正に始まり日本人のメンタリテーまで考えた上で科学技術立国と文化国家の成熟のために国立大学でない組織で教育研究を行った方が日本のために明確に良いということを示してほしいと思います。

8）独立行政法人は（国立）大学でありますから、国が100%国費を導入する思想を明確にした上で、設置者（国）の意志と設置意義を公にしてほしいと思います。また、大学・文部省に聴いてほしいと思います。行政法人を作ってから、それらのいくつかを、さまざまな評価理由で、中期計画の終了時の評価で国が直接支援する意義がないとか、国立でなくてもよいとか言ったことを決めるのは、その折りに国立の審議があるにしても、区々に扱ってよいこととは思えません。やはり事前に、国の高等教育の基本的な方針と仕組みを論じた上で、改廃すべき機構とその目標とする時間経過を明らかにしないと、個々の大学は地雷の上に座って大パーフォーマンスをやれと言われているようなもので、士気も落ち、動きようがなくなってしまいます。

9）国家公務員の定数削減が必要であるとして、それをどのような形で進めるかを各大学に任せ、各大学に削減数だけを指示してきたのが第九次定員削減計画までの方法です。大学は組織を大きくいじることなく定員削減に耐え続けてきました。事務官・技官等を中心に減らし、教員については学術の展開に対応する形の増員すらして

いただいてきました。しかし、この形での定員削減はもう限界に近く、これから先の削減を求めるとすれば、大学本体の構造を改変するしかないところまできています。それを個々の大学でやれと言うのは無理のように思います。いくつかの大きな大学では部分的に可能かも知れませんが、小さな大学ではきわめて困難です。国が設置し維持すべき大学の形と在り様についての議論の一つが独立行政法人化であることは理解しておりますが、その前の議論が国家の戦略としてほとんど行われていないことに大きな危惧を感じています。設立基盤の違う大学間での協力にひびが入り兼ねず、国立大学総体として担ってきた、日本の高等教育の進展・普及の基盤にもひびが入り兼ねません。

10）自由競争に任せ、各大学の努力を評価して次のステージに繋ぐということは各大学の自律化、個性化の発現のために大切なことではありますが、日本の高等教育総体の[ママ]の質と量をどうするかという視点を欠いており国立大学が国家意志の具現としての役割を果たしてきた、また果たしていくという責任に関する部分の軽視ないしは放棄に繋がり兼ねないと思います。世界の主要大学は特殊な伝統ある私立大学のいくつかを除けば国立（州立）であり、ほとんど国費を中心に運用されていることを考える必要があります。GDP 比 0.6% という先進国中最少の国家予算でまかなわれている日本の高等教育機関の現状をせめて 1% 台に乗せる議論をして頂けないものでしょうか。

教育は効果が出るまでに 30 ～ 50 年の時間のかかることです。戦後の教育の質的貧困が今露呈してきているように思えてなりません。現場の責任者として、がんばり続けます。どうぞ、政治の世界でも教育が議論の大きな部分を占めるようにお願いいたします。

［別紙二］

1999. 11. 19

Agency 化についての問題のいくつか

丹保憲仁

1）多くの国立大学は、社会の知的資産の伝承と創生の基礎と先端を深くそして高く担うことを期待されている国の重要な知的インフラストラクチャーであり、

様々な知的社会システムのセーフティネットの役割をも果たしている基本組織である。従って、短期的な視野では見えない部分を多く持っている。独立行政法人の通則法の世界にはなかなか収まり難い。

2）諸産業の活動、大学の産学協力、教育産業としての多くの私立大学の活動、大学の先端的研究は、国立大学（特に基幹的大学）の長い基本的な教育研究活動の上に築かれた楼閣である。そして、国立大学本体の大きな部分は、我が国の科学文明システムの基盤として働き続けている。従って、前者はよく見える（transparent）し、中期的な評価も不可能でないが、後者は定量的に短期的にその価値と働きを評価し難いものが多く、国が本来的に維持と発展に長期的に責任を持つべきものであろう。

3）大学院重点化等によって研究主導型の高度の学術レベルを創生することを任務としている基幹総合大学は、国際競争の場で日本が学術面でも世界のリーダーであることを示し続ける責任を持つ現代文明下の枢要な日本国の基本組織であろう。また、世界化する近代文明の成熟期に当たり世界に通用する水準を持つ多くの教員をもち、腐敗する事なき組織運用を常時実現することが期待されている国際化機関でもある。現在よりも人的にも財政的にも強化して構成員のレベルと組織を高度化する必要がある。従って、Agency化の議論は、日本の基幹総合大学などの質と自律性を国の支援で高める方策として有用か否かを十分に吟味した上のものでなければならない。

4）独立行政法人通則法の考えている中期計画等の策定に際しての企画立案と執行の流れを分離しようとする考えに関連して、国立大学、特に基幹総合大学などの場合を想定すると、主務官庁である文部科学省（企画立案）から大学（実施機関）への一方向の流れで指示と執行が進むとは考えられず、大学自体が企画立案に対する大きな主体的組織体であることに留意しなければならない。そうなると、主務官庁である文部科学省は基本計画等の設定について大学の意見を重んじなければことを進めることが難しく、実体的には事後評価の形で法人（大学）との関係を考えることにならざるを得ないのではないか。その際、ピアーレビュウに基礎をおいた第三者評価機関の適切な評価をも

とに判断を進めることにならざるを得ない。きちんとした評価を、披評価者（各大学）の進化に資することを考え、反論の機会を留保して公平透明に行うためには、評価の組織と方式、そのためにかかる人と時間と金が膨大なものとなろう。大学の進化のために事前関与を少なくして自律性を高める試みとして運用を誤らなければ、日本の大学にとって意味のある展開と成り得よう。事前の承認事項の煩雑さ、事務・会計の手続きをドラステックに簡略化できなければ、評価に回す努力の分だけ管理運営の手間が増え、研究教育が後退する事になりかねない。

5）定員のストレートな（10+x）%≒20～25%の全数削減は、行政法人になると免れることが出来るそうであるが、独立行政法人になった後の扱いがどうなるかは良く判らない。法律に書かれている10%に至るまでのある数は独立法人になって定員がなくなった後でも、財政的に考慮させられる可能性なしとしない。受け身であることを否定できないにしても、定員削減を大きな因子として考えざるを得ない。相応の情報がなくてはこの議論が進まない。

6）独立行政法人が、3～5年の中期計画を策定するときの予算の算定方式はどのようになるのであろうか？各年次の概算要求事項となり今と同じ積み上げ方式をとり、文部科学省が財政省に要求するのであろうか？そのとき、単年度の予算要求と3～5年の要求の関係はどうなるのであろうか？積み上げ方式であれば今と変わらず、手間と機構の分離分だけ非効率になる。一括計上方式をとれば、金額算出の論拠が薄くなり、簡単に予算の削減が出来るようになってしまう可能性がある。政策として高等教育の予算総額が今の額よりも大きくなり、他の先進国並（たとえばGDP比で1%以上など）になる保証あるいは政府や議会の政策や努力目標の表示が少なくとも必要である。そうして初めて、国・公・私立大学を含む我が国の高等教育に対する評価に基づく国費の分配がプラスの意味を持ってくる。

7）法人組織を運用するために必要な、財務・労務・教務の高度な専門家をどのようにして短期間に獲得したり養成するかについての困難が大きい。具体の法人化の時間スケジュールがどのようになるかが問題である。公務員型の法人で運用できるのであろうか。民営化へ

の糸口となりかねない危険をはらむことがらである。国家会計法、財産管理法などの縛りと運用の手続きはどのくらい簡素化されるのであろうか。予算の執行についての自由度と手続きの簡素化はどうなるのかはまだ良く判らない。この思い切った改善がないのなら今の方がよいことになる。法人化して、主務庁とのやりとりや財務省の了承を取るため今までよりも作業量と複雑さが増すおそれなしとしない。その危険をどのようにして回避できるかが、管理運営の大きな問題点である。

8）独立行政法人の長に与えられる権限（人事・財務）との責任の間のバランスをどのように担保したら良いのか、文部省と法人の長、法人の長と学部の内外にわたる新しい検討が必要である。法人の長の権限と責任を支える機構が見えない。教育公務員特例法の運用はどうなるのであろうか、教授会との関係をどのように発展的に調整できるのかが難しくなる。監事の仕事も明快ではない。

9）独立行政法人の改廃・統合は、非公務員型から民営に至るまでの設置形態の変化をも見越して議論されるのであろうか？改廃は主務官庁と総務庁の判断を中心として行うのであろうか？それらの場合、行政法人の評価は社会・政治環境条件まで含むのであろうから、大学・法人の長は責任の取りようもなく、判断すら出来なくなる。安定した行政法人（国営）の形態をとり続ける決意と自信を持っての提案なのであろうか。民営化まで考えた議論が必要にならないのか。

10）国立大学が国の他の実施機関と大きく性格の違う、教育研究、文化文明の維持・創生の基盤的機関であり、他の高等教育機関のセーフティネットであることを独立法人を考えるとした場合に個別法で何処まで書くことが出来るのであろうか。長期的視野に立ってしか、中長期の議論が出来ないことを示した上で、初めて議論が始まることの具体の表現はどうなるのか。

11）9月20日の文部省の説明では、国大協がエージェンシー化するならばという仮定で論じた必要用件を、ほとんど丸飲みにしているが、行政改革委員会との対応についてどのくらいの確度で認めさせることが出来るのであろうか。

12）日本の主要大学が、大学が存立の基本である教育・

研究の自由と自律の証として国公私立を問わず育ててきた伝統を考えるならば、(a) 大学の意志を自律的に具現化する鍵となる人物として、学長（法人の長）は大学の申し出によって大臣が任命することとを欠くわけには行かないであろう。また、(b) 主務大臣が各大学の教育研究のあり方・目標を命ずることが出来るとは思えないし、またそのようなことが有ってはならないとおもう。大学の教育研究面の目標・計画ならびに達成度に関する評価は大学人の相互評価を基本とする大学評価・学位授与機構「に」よることが、法人化を論議する場合でも最小限の必要事項でないかと考える。大学の設置・規模の設定等についての国の意志は国会の審議を通じて当然支配を受けるし、国の機関としての管理運営の効率化についての主務官庁・総務庁の委員会・審議会の評価を断るわけには行かないであろう。

13) 20～25% の定員削減を飲んだら、国立大学として残ることが出来るのであろうか。10% であれば、学内の委任が有ればやってやれないことも無いようにも思われるが、その場合、北海道大学のどの機構を廃止し、どのように人員削減をするかの議論をどのような権限を持った組織と評価基準で行うかが大変に難しいこととなる。

14) 有馬文部大臣が大学は独立した法人格を持たなければならないとした意見を表明されたことには賛成である。国立大学が今まで法人格を持ちえなかったことによって、外国の大学との関係で、また公私立大学との関係で多くのハンデキャップを負わされてきたことは間違いない。しかしながら、今度の独立行政法人の仕組みで、大学の独自性の拡大に向けて何が変わるのかがよく見えない。責任と権限との関係がどのようになるのか、得られる利得が求められる努力にふさわしいものかも今のところ見えない。特定独立行政法人ではどうなるのか。ポジテブな評価の部分が見えてこない。大学を含む関係者の意見を広くきき、国会等で詳細な議論をしてほしいものである。

15) [ママ]

［注記］ 原文横書き。

五―二二二

生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループからの報告について

二〇〇〇年二月十六日
「評議会議事録　メモ付き　平成十一の二」

評議会議事録

日時　平成12年2月16日（水）　午後2時00分開会　午後4時05分閉会

［中略］

4　生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループからの報告について

生物系センター（仮称）構想検討ワーキンググループの太田原農学部長から、同ワーキンググループの報告について、配付資料4に基づき説明があった後、総長から、報告を基に平成13年度概算要求に向けて準備を進めたい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

［後略］

［別紙］

「北方生物圏フィールド科学センター（仮称）」設置計画概要（案）

平成12年2月　北海道大学

［中略］

1．設置目的と理念

変動する地球生態系の中で、多様な生物を育くんできた生物圏（図1参照）は、人類の生存さえも危うくする事態になりつつある。その解決には、自然生態系と共生生態系の保全機構の解明と持続的生物生産を基軸にしたフィールドでの大規模かつ継続的な調査研究と実験が不可欠である。それとともに、生物圏に対する総合的な視野を持つ人材の養成を急がなければならない。その理念のもとに、フィールドを基盤にした組織的な調査や観察に立脚する実験科学及び理論科学、すなわち「フィールド科学」を構築し、それを本学が位置する北方生物圏において以下の目的を展開するため、学内共同教育研究施設「北方生物圏フィールド科学センター」を設置する。

(1)生物生産を生物圏全体の中で総合的に捉え、環境と調和する持続的生物生産を可能にする研究を展開する。

また、関連する農学、林学、水産学、理学の諸科学とその学際領域の教育研究の展開を目指す。

⑵森林圏、耕地圏、水圏のフィールドと教育研究船を含む施設を基盤として、環境と生物多様性の維持機構、及び生物生産に関する基礎的・応用的なプロジェクト研究を展開する。
⑶生物圏における人類の共生を図るため、生態系の保全・制御の原理と技術開発に係る教育研究のフィールド機能を構築する。

2．学術的・社会的背景

⑴フィールドを研究の場とした新しい学術としてのフィールド科学の形成、それに基づいた教育研究の展開が叫ばれている。
⑵地球環境・資源・食料問題など現実的な課題に対して、多様で総合的な視点から創造的に解決し得る人材の養成が急務である。
⑶地球規模での環境問題を斟酌した生物生産の研究、国際学術共同研究での貢献等が要請されている。
⑷関連学部の大学院重点化に伴い、学部のみならず大学院教育にも欠くことのできないフィールド科学に関する教育研究施設の高度化が求められている。
⑸生産緑地の造成維持や自然的緑地空間及び水圏生態系の保全、生物資源の保続的利用システムの構築などに係わる技術手法の開発、地域関連機関との共同研究等の推進、市民公開を含む地域社会教育への貢献等が要請されている。
⑹学部の附属諸施設の機能を統合し、生物圏を総合する共同利用施設へと転換することにより、多くの利用者に供することが求められている。
⑺北方圏の海洋環境変化と生態系変動解明に向けて、海洋を対象とした国内外のプロジェクト調査・研究の積極的展開が求められている。そのためには、我が国における海洋の調査・研究を目的とした教育研究船の配置が必要である。

3．センターの必要性

⑴地球環境と人類の共生を保全するフィールド科学を展開するうえで、森林から耕地、海洋に至る教育研究の場を統合した生物圏のフィールド科学を構築するセンターが必要である。
⑵多様なフィールドを研究の場としている教官の横断的結びつきを図ることによって、個々のフィールド機能はもとより総合的な新しい機能を発揮する必要がある。

⑶森林圏・耕地圏・水圏とそれらの境界圏を横断的に捉えた教育研究を可能にする多様な機能を備えた施設を有するセンターが必要である。
⑷海洋のフィールドを広範囲な教育研究の場として展開するためには、教育研究船の設置が不可欠である。

4．センターの位置づけと機能（図2）

⑴センターは、学内共同教育研究施設として、本学における教員その他の者が共同してフィールド科学に関する教育若しくは研究を行い、及び教育若しくは研究のために共用する施設である。
⑵センターは、「本学の農学、林学、畜産学及び水産増殖に関する学部又は学科の教育に必要な施設」（注1）の機能を兼ねる。
⑶センターには、センターが保有し、及び利用する森林圏から耕地圏、水圏及び海洋にいたる広大なフィールドの管理運営機能を構築するため、各圏を単位とするステーション及び洋上ステーションを置いて広くフィールドを提供することにより、フィールド科学に関する教育研究に貢献する。
⑷教育研究船は、洋上ステーションとして、また、教育研究部の部門としての機能を有し、北方生物圏におけるフィールド科学の総合的教育研究機能の充実・強化に資する。
⑸センターが行う教育研究に、学内関係研究科等から研究協力分野への参画を得るとともに、センターが実施するプロジェクト研究やフィールド及び施設を利用する学内外の研究機関との共同研究を推進する。
⑹センターの教官は、理学研究科、農学研究科又は水産科学研究科の協力講座として大学院教育を担当するとともに、関連学部の学科目を兼担して学部教育に参画する。また全学の大学院研究科及び学部に対し、共通の授業科目としての大学院授業科目、学部専門科目及び全学教育科目を提供する。（図3参照）
⑺センターのフィールドの公開や公開講座、その他野外セミナー等を実施し、広く地域社会との連携を図る。（図4参照）

［後略］

［注記］原文横書き。

五―二二三

北海道大学大学院国際広報メディア研究科規程（案）について

北海道大学遺伝子病制御研究所規程（案）について

二〇〇〇年三月十五日

「評議会議事録　メモ付き　平成十一の二」

評議会議事録

日時　平成12年3月15日（水）　午後2時00分開会　午後5時00分閉会

［中略］

17　北海道大学大学院国際広報メディア研究科規程（案）について

総長から発議され、審議の結果、配付資料13から17の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

［中略］

31　北海道大学遺伝子病制御研究所規程（案）について

［中略］

総長から発議され、審議の結果、配付資料31から33の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

平成12年　月　日

北海道大学大学院国際広報メディア研究科規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学大学院国際広報メディア研究科規程（案）

第1章　専攻及び課程

（専攻）

第1条　北海道大学大学院国際広報メディア研究科（以下「本研究科」という。）に、次の専攻を置く。

国際広報メディア専攻

（課程）

第2条　本研究科の課程は、博士課程とする。

第2章　入学、再入学、転学及び転科

（入学）

第3条　本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院

通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）第4条第4項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては、通則第10条第1項、通則第4条第4項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては、通則第10条第2項に規定する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

（再入学、転学及び転科）

第4条　通則第13条各号又は第13条の2第1号に該当する者が本研究科に再入学、転学又は転科を願い出た場合は、選考の上これを許可することがある。

第3章　授業科目、修了要件、履修方法及び試験

（授業科目及び単位）

第5条　国際広報メディア専攻の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

2　別表に掲げるもののほか、必要がある場合においては、教授会の議を経て、臨時の授業科目を設けることができる。

（課程の修了要件）

第6条　修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合において、教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3　本研究科において、教育上有益と認めるときは、他研究科の専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

第7条　博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において30単位以上、博士後期課程において10単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の

在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（他大学の大学院等における履修等）

第8条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

2　前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、教授会の議を経て、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で、第6条第1項又は前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3　本研究科において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第9条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、

教授会の議を経て、学生が本研究科に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について履修した単位を含む。）を、第6条第1項又は第7条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えないものとする。

（履修方法）

第10条　授業科目の履修方法の細目については、教授会の議を経て研究科長が定める。

（試験）

第11条　各授業科目の試験（以下「科目試験」という。）は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、教授会の議を経て臨時に実施することができる。

（成績の評価）

第12条　科目授業の成績は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格とする。

（学位論文の提出期日）

第13条　修士課程及び博士課程の学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第4章　課程修士の認定

（課程修士の認定）

第14条　修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て認定する。

第5章　特別聴講学生、特別研究学生、委託生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第15条　本研究科において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2　特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3　特別聴講学生に係る科目試験の実施方法及び成績の評価については、第11条及び第12条の規定を

準用する。

（特別研究学生）

第16条　本研究科において研究指導を受けようとする他大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

（委託生）

第17条　通則第43条及び第44条の規定による委託生の入学については、教授会の議を経て、許可することができる。

（外国人留学生）

第18条　通則第47条の規定による外国人留学生の入学については、教授会の議を経て、許可することができる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

修士課程

授業科目	単位
（基礎科目群）	
公共伝達論演習	2
マスメディア論演習	2
広報企画論演習	2
国際広報戦略論演習	2
国際地域文化論演習	2
国際文化形成論演習	2
言語伝達論演習	2
多言語環境論演習	2
日本言語文化論演習	2
マルチメディア環境論演習	2
（研究法科目群）	
多様文化相関論演習	2
国際社会調査論演習	2
国際地域文化比較論演習	2
メディア言語伝達論演習	2
メディア言語解析論演習	2
多言語比較論演習	2
比較日本文化論演習	2
比較日本語論演習	2

（表現法科目群）	
言語説得技術論演習	2
文章説得技術論演習	2
日本語伝達技術論演習	2
マルチメディア表現論演習	2
（理論領域科目群）	
公共伝達倫理学演習	2
公共伝達表現論演習	2
国際広報文化社会論演習	2
広報メディア論演習	2
現代都市文化論演習	2
現代メディア文化論演習	2
国際言語伝達論演習	2
多言語相関論演習	2
日本語教育方法論演習	2
マルチメディア応用論演習	2
（事例領域科目群）	
公共合意形成論演習	2
公共文化政策論演習	2
マイノリティ論演習	2
ジェンダー論演習	2
国際広報マーケティング論演習	2
企業広告論演習	2
国際北方地域交流論演習	2
現代北米地域文化論演習	2
現代中国地域文化論演習	2
現代欧州地域文化論演習	2
多様社会言語論演習	2
民衆言語伝達論演習	2
多元文化社会論演習	2
（共通科目）	
実践演習（インターンシップ）	2
修士論文特殊演習	2

備考　各科目群からそれぞれ4単位以上を修得すること。
なお、修士論文を提出する者は、修士論文特殊演習も併せて修得すること。

博士後期課程

授業科目	単位
（研究基礎科目群）	
公共伝達論研究	2
マスメディア論研究	2
広報企画論研究	2
国際広報戦略論研究	2
国際文化形成論研究	2

国際地域文化論研究	2
言語伝達論研究	2
多言語環境論研究	2
日本言語文化論研究	2
マルチメディア環境論研究	2
（高度研究法科目群）	
多様文化相関論研究	2
国際社会調査論研究	2
国際地域文化比較論研究	2
メディア言語伝達論研究	2
メディア言語解析論研究	2
多言語比較論研究	2
比較日本文化論研究	2
比較日本語論研究	2
（高度表現法科目群）	
言語説得技術論研究	2
文章説得技術論研究	2
日本語言語伝達技術論研究	2
マルチメディア表現論研究	2
（研究発展科目群）	
公共伝達倫理学研究	2
公共伝達表現論研究	2
公共合意形成論研究	2

公共文化政策論研究	2
マイノリティ論研究	2
ジェンダー論研究	2
国際広報文化社会論研究	2
国際広報マーケティング論研究	2
広報メディア論研究	2
企業広告論研究	2
現代都市文化論研究	2
現代メディア文化論研究	2
国際北方地域交流論研究	2
現代北米地域文化論研究	2
現代中国地域文化論研究	2
現代欧州地域文化論研究	2
国際言語伝達論研究	2
多言語相関論研究	2
多様社会言語論研究	2
民衆言語伝達論研究	2
日本語教育方法論研究	2
多元文化社会論研究	2
マルチメディア応用論研究	2
（共通科目）	
実践研究（インターンシップ）	2
博士論文特殊研究	2

備考　博士論文特殊研究のほか、各科目群からそれぞれ2単位以上を修得すること。

［別紙二］

海大達第　号
平成12年　月　日

北海道大学遺伝子病制御研究所規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学遺伝子病制御研究所規程（案）

（趣旨）

第1条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第31条の規定に基づき、北海道大学遺伝子病制御研究所（以下「本研究所」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条　本研究所は、遺伝子病の制御に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

（研究部門及び研究分野）

第3条　本研究所に、次の表の左欄に掲げる研究部門を置き、当該研究部門の研究分野は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

研究部門	研究分野
病因	癌ウイルス、癌関連遺伝子、情報調節、分子免疫
病態	癌病態、感染病態、病態修飾、免疫応答
疾患制御	癌遺伝子制御、免疫制御、分子間情報、遺伝子治療開発（客員）

（附属の研究施設）

第4条　本研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

(1)　疾患モデル動物実験施設

(2)　ウイルスベクター開発センター

2　前項の研究施設の組織及び運営については、北海道大学遺伝子病制御研究所附属疾患モデル動物実験施設規程（平成12年海大達第　号）及び北海道大学遺伝子病制御研究所附属ウイルスベクター開発センター規程（平成12年海大達第　号）の定めるところによる。

（職員）

第5条　本研究所に、所長その他必要な職員を置く。

（所長）

第6条　所長は、本研究所の専任の教授をもって充てる。

2　所長は、本研究所の業務を掌理する。

（教授会）

第7条　本研究所に、北海道大学遺伝子病制御研究所教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2　教授会の組織及び運営については、教授会の議を経て、所長が別に定める。

（研究生）

第8条　本研究所において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、本研究所において適当と認め、かつ、支障のないときに限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（事務組織）

第9条　本研究所の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和35年海大達第1号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和37年海大達第3号）の定めるところによる。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか、本研究所の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2　北海道大学免疫科学研究所規程（昭和42年海大達第9号）及び北海道大学医学部附属癌研究施設規程（平成8年海大達第28号）は、廃止する。

3　この規程施行の際、現に前項の規定による廃止前の北海道大学免疫科学研究所規程第7条第1項の規定により研究生として入学を許可されて在学する者は、北海道大学遺伝子病制御研究所規程第8条第1項の規定による研究生として入学を許可されたものとみなす。

［注記］　原文横書き。

五―二二四

北海道大学運営諮問会議規程

二〇〇〇年四月一日施行
『北大時報』第五五一号（二〇〇〇年二月）

北海道大学運営諮問会議規程

（趣旨）

第1条　この規程は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第7条の2の規定に基づき、北海道大学運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（任務）

第2条　諮問会議は、次に掲げる事項について、総長の諮問に応じて審議し、及び総長に対して助言又は勧告を行うものとする。

(1)　北海道大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

(2)　本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項

(3)　その他本学の運営に関する重要事項

（組織）

第3条　諮問会議は、本学の職員以外で次に掲げる者のうちから選任された委員若干人で組織する。

(1)　地方公共団体の代表者

(2)　地域経済界の関係者

(3)　本学の卒業者及び修了者

(4)　他の教育・研究機関の関係者

(5)　本学の元職員

(6)　その他総長が必要と認めた者

（委員候補者の選考）

第4条　前条に規定する委員の候補者は、評議会の議を経て、総長が選考する。

（任期）

第5条　諮問会議の委員の任期は、2年とする。

2　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条　諮問会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選とする。

2　会長は、諮問会議の会務を掌理するとともに、諮問会議を招集し、その議長となる。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
（議事）
第7条　諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
2　諮問会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第8条　諮問会議の庶務は、本学総務部総務課において処理する。
（雑則）
第9条　この規程に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会議が別に定める。
附則
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
［注記］　原文横書き。

五―二二五

北キャンパスの在り方に関する構想ワーキンググループからの報告について

二〇〇〇年五月十七日
「評議会議事録　メモ付き　平成十二の一」

平成12年度第2回評議会議事録
日時　平成12年5月17日（水）　午後1時30分開会　午後4時55分閉会
［中略］
11　北キャンパスの在り方に関する構想ワーキンググループからの報告について
総長から、北キャンパスの在り方に関する構想については、平成11年4月21日開催の評議会において、評議会の下に「北キャンパスの在り方に関する構想ワーキンググループ」を設置し、検討願っていたところ、このたび、同ワーキンググループから最終報告が提出された旨説明があった。
ついで、同ワーキンググループ座長の冨田副学長から、配付資料11に基づき報告の内容について説明があった後、総長から、報告のあった基本方策に基づき、新研究

機構の実現方策を推進することについて諮られ、審議の結果、これが了承された。

なお、本報告が了承されたことから、同ワーキンググループは解散することとされた。

［後略］

［別紙］

北キャンパスの在り方に関する構想について（報告）

平成12年4月25日

北キャンパスの在り方に関する構想ワーキンググループ

座長　冨田房男

［中略］

Ⅲ　北海道大学創成科学研究機構（仮称）設立へ向けて

「設立の理念」

1　北海道大学の研究を取りまく社会環境

人類社会を大きく展開させる発見・創造は、大部分が個々の研究者の自由な発想に基づく研究から生まれたものである。大学は、一般社会から「研究者の自由自律に基づく独創性を保障する研究組織であり、人類の知的蓄積の継承、発展の場」として認知され、その有用性が認められてきた。人類社会への真の発展に資する観点から一見非効率とも見える学問の自由を社会が保障する場が大学であるといっても過言ではない。このように各研究者の自由な研究が保障されている一方、大学が人類社会の一員であることを考えれば、社会動向にも注目しつつ研究体制を検討する必要がある。この観点から、北海道大学を取りまく社会動向を整理すると以下のようになろう。

第1に、個々の細分化された学問分野がそれぞれの役割を果たしているだけでは解決できない問題の発生である。地球環境問題、情報化社会、高齢化社会等にその典型例を見ることができる。要素研究だけでは太刀打ちできない問題に対して、文理の境界を越えて取り組む体制を早急に整備する必要があろう。新しい学術パラダイムを生み出すための新研究機構を議論すべき時機が到来していると言えよう。

第2に、現代を高度情報化時代あるいは地球環境時代と捉えるとき、社会の進展のために大学の果たすべき役割はこれまでになく大きくなってきている。換言

すると、社会の発展に具体的に貢献できる大学が求められ始めたと言ってもよいかもしれない。大学での自由な研究とバランスを保ちつつ社会への貢献をより一層高めるための研究体制を考え出す必要がある。

第3に、北海道大学では世界の学術の発展に寄与することと、北海道の特殊性を加味した研究に寄与することの二面性が常に存在することである。世界へ発信し、地域にも貢献する大学、若い人に魅力があり、企業からも注目される大学を実現するためにこの二面性をどのようにバランスさせるかは本学に課せられた宿命である。

2　北海道大学新研究機構設立のための基本的視座

上述の社会動向を踏まえた上で、本学における新たな研究体制の策定はどの様な背景あるいは基本的視座に立って議論する必要があるかを以下にまとめる。

第1点は、ある特定分野に関わる北海道大学内部の諸専門領域の総合を図ることにより、科学技術と人間社会との調和ある発展を目指しながら、21世紀における「知」の在り方そのものを先導することである。その際、高度に専門化され体系化された知的集団である本学に、研究科、研究所、あるいは文系・理系という従来超えることのできなかった枠組を大きく超えた組織を作ることが肝要である。すなわち、新研究機構は、多様な知の総合と、その総合に根ざした実践的な創造を、全学の支援のもとに行うことを目的とすべきである。それによって大学がはじめて大学自らの壁を破ることができるであろう。

第2点は、本学がいわゆる大学院重点化大学に切り替わったことである。大学院重点化大学への移行は、大学としての一層の発展を目指したものであるが、その負の面を指摘する意見も出はじめている。例を挙げると、大学院重点化後は他研究科、研究所等との横の連携が希薄になったこと、これに伴い、教官の複数研究科兼担等の柔軟なシステムの実現が遠のいたこと、組織の適正規模化と責任体制の明確化を図る機会が失われたこと、研究におけるダイナミズムとインテグレーションの確保が困難になったこと等である。今後は、研究科を中心とした大学運営が大学院重点化の唯一の解ではなく、北海道大学の特徴を生かせるような他の解をも模索、検討すべきである。

第３点は、国の行財政に関する構造改革の一環として、人的資源の確保が困難になっていることである。今後は単なる組織膨張に帰結するような組織改革は極めて困難であり、学内の人的資源の有効活用を図る方途を探ることが肝要である。この観点から、研究科、附置研究所、センター、図書館、附属施設等の位置づけや相互関係を再度明確にしつつ、それらの有機的連携を図るシステムを構築することが必要である。その際、学内の人的資源には教官以外の研究員やRA等を含めて検討すべきである。流動研究員制度、客員研究員制度の創設あるいは活用も必要である。また、教官に停年が存在する限り常に空き定員が生じることはさけられないので、これを有効活用する方策も別途さぐる必要がある。事務及びオープンラボ等の研究教育支援体制の問題も十分に検討すべきである。

第４点は、組織再編への不断の努力の必要性である。一般に、大学の自治は学問の自由のための必須の要素であると考えられるが、往々にして自治は現状維持への強い慣性になりがちである。こうした現状維持に関する慣性は、大学全体としての意思形成を困難にする場合も多い。組織の硬直化を防ぎ、大学全体の再編成をも視野に入れて、本学全体として各研究組織の位置づけを常に自己点検するメカニズムが必要である。そのメカニズムに従って組織を柔軟に組み替える努力をすることはもちろん、新研究領域の創設、挑戦的共同研究事業等に当たっては試行錯誤的実践を許すシステムの構築も必要であろう。

第５点は、キャンパスマスタープランとの関係である。マスタープランでは、南キャンパスを基盤的な研究教育を行う場として、北キャンパスを創成科学研究を融合的に行う場として、位置づけている、北キャンパスにおける研究体制の構築は、この構想を具体的に展開する観点から検討されるべきである。

以上、大学院重点化をより実効のあるものにすること、既存の施設を考慮し、かつ学内資源の有機的連携を図り、研究教育体制の高度化を目指すこと、キャンパスマスタープランを今後具体化しなければならないことなどを勘案すると、部局自治等と両立した、組織再編メカニズムの構築及び新研究機構の創設は緊急かつ重要な課題といえよう。

「設立の基本的方策」

1　北海道大学の先進研究及び共同研究の拠点形成のため、研究担当副学長の下に全学的組織として新しい研究機構を設置する。

［中略］

2　研究所、研究センター、大学院研究科を再編し、新しい研究機構とする。

［中略］

3　流動研究員制度を新設し、学際的あるいは特化したプロジェクト研究を実施する。本制度は学内COE研究と位置づける。

［中略］

4　情報基幹センターを設置し、道内研究機関に対する図書情報発信及び北海道大学の情報基盤整備を行う。

［中略］

5　分析計測センター、オープンラボ、リエゾンオフィス、第二学術交流会館、客員研究員宿泊施設等を併設し、総合的な研究機構とする。

［中略］

6　当面の行動方針

上記の新研究機構構想で根幹となる考えの一つは、北キャンパスは個々の学問領域が群雄割拠する場ではなく、総合的な学問の交流を基盤とし、次世代に向けた新しい学問体系の創造にチャレンジする場となるべきであるというものである。この意味において北キャンパスには様々な学問分野と交流できる拠点づくりが重要である。

触媒化学研究センターは共同利用施設として学内の各部局と密接な関係を保ちながらこれまで運営されてきている。特に、触媒が学術的にエンジニアリング、生物化学、有機化学、無機化学、高分子化学、地球環境科学、表面物性科学など広い分野で用いられているため、センターの活動は工学研究科、理学研究科、農学研究科、薬学研究科、地球環境科学研究科など多くの理系部局と連係している。さらにセンターの専任教官が各大学院研究科に参加していることは、総合的な学問の交流を目指す新研究機構の拠点として触媒化学研究センターが最適であることを強く示している。

また、「情報」あるいは「生命」と同様、「資源」、「エ

ネルギー」は21世紀の重要なキーワードの一つである。地球環境時代とも言われる21世紀において産業技術の発達、地球環境の改善に触媒の果たすべき役割は極めて大きい。地球環境にとって有害な物質をどう処理するか、有害な物質を作らないためにはどうするか、エネルギーの新しい産出法・利用法はどうあるべきか等の解答を得るためには触媒科学の進歩が必須である。本学は、その歴史的経緯により幸いにも触媒化学研究センターを学内資産として抱えている。この触媒化学研究センターを中心とし、エネルギー先端工学研究センターや学内諸研究室の合流を視野に入れて、新研究組織を構築することは本学にとって取りうる最良の道の一つであろう。

以上のことを総合的に判断すると、本構想最初の北キャンパスへの移設機関として触媒化学研究センターを設定することは最も現実的であり、本構想の大きな前進をもたらすものである。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二二六

未来戦略検討ワーキンググループからの報告について
「国立大学長・大学共同利用機関長等会議」等について

二〇〇〇年六月七日

「評議会議事録　メモ付き　平成十二の一」

平成12年度第3回評議会議事録

日時　平成12年6月7日（水）　午後1時28分開会　午後7時44分閉会

［中略］

報告事項

1　未来戦略検討ワーキンググループからの報告について

総長から、このたび、未来戦略検討ワーキンググループから第1次の報告があった旨説明があり、続いて、同ワーキンググループの藤本委員（冨田座長代理）から、配付資料3-1「未来戦略検討WG報告（第1次）」の内容について説明があった。

ついで、総長から、同ワーキンググループからの報告を踏まえ、学部自治を配慮した総長室を設置することとしたい旨提案があり、審議の結果、これが了承さ

れた。

引き続き、総長から、副学長の職務分担はその都度考えることとするが、3名体制とし、平成13年度概算で要求したいこと、総長補佐の人数、職務、選考方法等については、今後さらに検討していく旨説明があり、審議の結果、これが了承された。

［中略］

2 「国立大学長・大学共同利用機関長等会議」等について

総長から、5月26日開催の国立大学長・大学共同利用機関長等会議における独立行政法人化に関する文部大臣説明について、配付資料に基づき詳細な報告があり、さらに同会議における質疑応答の概要について報告があった。

また、5月29日開催の道内国立大学長会議における協議概要について、文部大臣の独立行政法人化についての説明は、基本的には検討に値する方向が示されたので、良い制度設計、法人像が作られるのであれば、消極的な態度をとるよりは、国大協として調査検討会議に参加したほうがよいとの意見が大方であった旨報告があった後、種々意見交換・質疑応答がなされた。主な意見等は次のとおり。

○文部省は、独立行政法人化とは別の法人は考えていないのか。

【文部省は、独立行政法人以外の法人には触れていない。独立行政法人というフレームの中での調整法（特例法）でいくと言っている。それ以外の法人ということになると、議員立法ということになるだろうが、極めて難しいのではないか。】

○調整法は、通則法の微調整に終わるということも考えられるか。

【調整法の内容は、現時点ではわからない。通則法を100％適用されることには、ノーと言い続けるしかないのではないか。】

○「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」及び「調査検討会議」の位置付け、拘束力は？

【現在は、新たに審議会を設置することができないので、大臣が有職者の意見を聞く場合は、私的懇談会が置かれるのが通例である。法的には拘束力はない。しかし、私的懇談会といってもかなり重みを持つと思

う。】

○大臣説明の中に「企業会計原則の適用の方途、特別会計の借入金の返済の検討」とあるが、これはどういうことか。

【企業会計については、まだわからない。特別会計の借入金は、法人化後もそのまま大学がかぶるとなると、大学がたち行かなくなる。そのようなことのないよう主張していかなければならない。】

○文部省の独立行政法人化構想は、行革審を通さなければならないものなのか。

【行革審を通さなければならない。行革審では、文部省が大学と十分詰めたものでなければ議論しない方針のようである。】

○総長はじめ各大学の学長が、政治家等に大学のあるべき姿を積極的に訴えてきたことが、このたびの文部大臣の説明に反映されていると思う。大学として調査検討会議に参加し、議論に加わることに賛成する。

○国大協では、先に独立行政法人化に反対の声明を出している。国大協が調査検討会議に参画するとなれば、この扱いはどうなるのか。

【国大協は、通則法をストレートに適用することに反対と言ってきたのであってそれ以外の議論はしていない。調整法という新しい局面が出てきたので、それについて議論することになるだろう。】

○北大でも平成9年に評議会で、独立行政法人化反対の声明を出している。この扱いはどうなるのか。

○この声明は、まだ行政改革会議の最終報告や通則法が出ていない時点のもの。今でも、通則法をストレートに大学に適用することに反対であり、調整法という新しい局面が出てきた。調整法による法人化については、これから議論しようということである。調整法についてこれから議論しようとする現時点で、平成9年の反対声明を降ろす必要はないのではないか。

【調整法という新しい局面が出てきたが、まだ何も姿が見えない状況にある。議論に参画するということは、文部省が何を考えているかということを確かめる意味もある。平成9年の反対声明の扱いについては、「この反対声明を降ろしてからでないと、調整法の議論に参加できないということでない。」ということで整理させていただきたい。】

○独立行政法人以外の法人の設置は難しいと思う。しかし、本学の理念・信念は主張し続けるべきである。
○調査検討会議の議論に参画するとしても、文部省のいう独立行政法人化に協力するという立場でなく、大学の自治、学問の自由をはじめとする大学の教育研究の理念を明確にするというスタンスで臨んでほしい。その際、議論の透明性を確立すべきである。国大協や本学の反対声明を降ろさないで議論すべきである。
○議論に参画するということは、「文部大臣の説明が理解できるから」とか「我々の主張してきたことが盛り込まれているから」ということではない。文部省の現時点での説明では内容がよくわからないから、その内容を引き出し、確認した上で議論に加わるということであるべきだ。

ついで、総長から、これまで、国立大学とはどうあるべきか、ということを各方面に訴えてきたことが、大臣説明の中にも現れてきたと認識している。国立大学の設置形態がどうなるかという岐路にあるとき、議論に積極的に参画して、主張すべきことは主張し続けるべきであると考える。社会には、国のお金でまかなわれる国立大学が、大学人だけで運営されていいのか、それは〝特権〟ではないのか、学長選挙にタックスペイヤーを参加すべきではないか、などの見方があることも事実であり、我々が主張し続けてきたことがすべて正しいかどうか、その主張がすべて通るかはわからないが、昨日の部局長会議及び本日の評議会での意見等を踏まえ、また、国立大学として国民のいろいろな考えも視野に入れつつ、大学の本質的なことを主張し続けるために、国大協総会等の議論に参画したい旨述べられ、これが了承された。

［後略］

［別紙］

平成12年5月17日　未来戦略検討WG了承　12.5.17

未来戦略検討WG「大学運営部会」第1次報告

未来戦略検討WG「大学運営部会」

座長　富田房男

1　検討の経緯　［略］
2　問題の所在　［略］
3　学長補佐体制の整備

(1)総長室

現状において本学が直面している問題を解決し、さらに新たな課題に応えていくためには、総長の適切なリーダーシップのもとでの大学の一体的・機能的運営を実現することが不可欠であり、それを可能にするために大学審議会答申にいう「運営会議」に準ずる組織ないし国立学校設置法施行規則第20条の11にいう「学長補佐体制」として「総長室」を設置することが適当であると考える。総長室は、総長、副学長、事務局長並びに副学長のスタッフとしての総長補佐によって構成すべきであるが、この組織はもっぱら諮問に応ずる会議体ではなく、総長のもとで各副学長が任務を分掌し、さらにこれを補助するために一定数の教官を総長補佐として位置づけて、事務組織と連携しつつ全学的事項の企画立案及び部局間の連絡調整にあたるものである。

なお、総長のリーダーシップを支える総長室の組織・運営に当たっては、固有の教育研究の第一次的責任は学部（部局）が負うものとする「学部自治」の理念を不当に害することがあってはならないのであって、両者の適正な均衡を図る必要があることはいうまでもない。

⑵副学長

総長室構想のもとでの副学長のあり方については、以下のように考えられる。

現在の副学長体制における最大の問題は、「2 問題の所在」で述べたように、本来的な意味での教育及び研究に直結する職務を担当することを目的として設置された2名の副学長では、国民の理解と信頼を得、地域社会や産業界の期待に十分に応えうる21世紀に向けた大学運営の実現を期しがたいということである。この事態を放置しておけば、本来の教育・研究という大学の最も重要な使命が疎かになるだけでなく、社会の変化及び法令によって新たに要請されるようになった任務も十分に果たせなくなり、ついには国民の負託に応えられなくなるであろう事は火を見るよりも明らかである。

ちなみに、上記の問題に対応するために、近時、単科の国立大学においてすら2名の副学長が配置されるようになっているのであり、この一事を見ても、14の大学院研究科及び2つの附属病院をはじめ多数の附

置研究施設を擁する基幹総合大学としての本学が現行の2名の副学長体制によってはその使命を十分に果たせないことは自明というべきであろう。

これに対処するためには、副学長を増員し、現行の2名の副学長は本来の教育・研究に直結する職務にできるだけ専念させ、その他の職務の多くは新設する副学長に担当させることが必要である。具体的な分掌としては、教育担当副学長は、大学院・学部教育、厚生補導、入試などに関する職務を（なお、高等教育機能開発総合センター長を兼任する）、研究担当副学長は、研究促進、将来構想、点検評価、国際交流、留学生、施設・環境整備などに関する職務を担当し、こうすることによって教育研究という大学本来の使命を確実に果たすとともに、新設副学長は、「情報機能」並びに「渉外機能」及び産学官協力の促進などに関する職務を担当し、総合大学として担うべき新たな使命を全うすることに注力すべきである。

なお、不断に進行する情報化への対処として、最先端の情報基盤を構築し、学術情報を中心とする情報発信を進めていく動きの中で、先に触れたように附属図書館がそのセンターとしての機能を期待され、また実際に果たしつつあることは注目に値する。プリント・メディアの所蔵・運用からマルチ・メディアの活用に向けて発展し、情報の保存から積極的な発信に向けて展開していくのが新たな図書館のあり方であろう。この点に着目すると、新設副学長が図書館長を兼ねることによって、その重要な任務である「情報機能」を、より適切かつ効率的に担うことができるようになるといえよう。

⑶総長補佐

総長室においては、副学長ひいては総長の企画立案及び部局間の連絡調整を補助し、総長・副学長と事務組織及び大学コミュニティ間の情報の適切な流通を確保する機能を果たすための独立したスタッフが必要になると考えられる。

そのために一定数の教官を総長補佐として総長室に配すべきであるが、これらは直接には副学長のスタッフとして活動するのであって総長に直属するのではないこともあり、選任方法としては総長の指名とする必然性はない。先述の「学部自治」の尊重の趣旨をも踏

まえて、部局の推薦に基づき選任するものとすべきであろう。

この制度の下にあっては総長補佐の業務量が相当なものとなることが予想されるため、授業負担や部局内職務の軽減など、所属部局における然るべき措置を制度化することが不可欠である。このような部局側の協力を確保するためにも、選任方法は部局推薦によるものとすることが適当であろう。また、総長補佐となった教官は部局内での教育・管理職務を分掌することが困難になるであろうから、このような教官を「供出」する余裕のない部局もないとはいえないように思われる。この点は補佐選出母体を決定する際に考慮すべきであろう。

なお、総長補佐の人数及び具体的職務については、諸般の事情を勘案しつつ、今後さらに検討を行わなければならない。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二二七
AO入試について

二〇〇〇年六月
『北大時報』第五五五号

AO入試について

13年度入試では経済学部、理学部、歯学部、薬学部、水産学部の一部の入学者をAO入試で選抜します。すでに学生募集要項は出されていますが、その概要をお知らせします。

1　AO入試を導入した理由

1）北海道大学は、急速に変化し、グローバル化が進行している現代社会にあって、世界の平和と繁栄に貢献する学術研究を発展させ、人類社会の未来を切り開く想像力と責任ある行動力・指導力に富む人材を育成する責務を負っています。

2）北海道大学は、建学以来基盤としてきたフロンティアスピリッツ（開拓者精神）の基に、パイオニア的学術の推進に努め、次の人材を着実に育てていく必要があります。

○先端的学術研究を推し進める創造力と知性を持つ人材
○高度な専門的知識を備えた職業人として社会に貢献する人材
○グローバルな視野と国際社会に発信できる力を備えた人材

3）北海道大学は、自らの理念を実現して社会の要請に応え貢献していくために、学力を含めた多様な個性・能力・適性、目的意識や意欲を持っている人材に入学してもらうことが必要です。

そのために、北海道大学は受験生に教育内容、求める学生像等さまざまな情報を積極的に提供し、一方受験生はその情報をもとに北海道大学での学生生活を理解し、明確な目的と意志を持って出願してもらうという新しい入学者選抜―AO入試（アドミッションオフィス方式による入学者選抜）を実施することとしました。

2　実施学部と募集人員

経済学部	10名
理学部地球科学科（地球惑星物質科学）	5名
理学部化学科	8名
歯学部	10名
薬学部	15名
水産学部	16名

※現役生を対象としています。

3　AO入試の日程等

出願期間　：平成12年10月2日(月)～10月10日(火)
第1次選考：自己推薦書、個人評価書、調査書、諸活動の記録による書類選考
第2次選考：課題論文、面接
　平成12年11月12日(日)
課題論文　：学部・学科の求める資質を見極めるために、各学部・学科ごとに課題を提示し、発想、着眼、論理的思考力等を総合的に評価します。
面接　：学部・学科の求める資質、意欲、表現力、協調性、倫理観、適性（基礎学力を含む）をみます。

4　AO入試の企画・実施の組織

AO入試の円滑な実施を図るとともに、本学への入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うために、学内

措置として「北海道大学アドミッションセンター」が設置されました。構成は次のとおりです。

1）アドミッションセンター長（教育担当副学長）
2）高等教育機能開発総合センター入学者選抜企画研究部長
3）高等教育機能開発総合センター入学者選抜企画研究部の教授及び助教授　3名
4）事務官　3名（入試課所属）

5　アドミッション・ポリシーの公表

各学部の教育内容、求める学生像や受験生に求める能力・適性等を明確にした、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を公表しています。

「HOKKAIDO UNIVERSITY　北海道大学」案内をご覧ください。（同案内は各部局の教務掛又は庶務掛にあります。）

（アドミッション・センター事務室）

［注記］　原文横書き。

五―二二八　「平成ポプラ並木」の記念植樹を実施

二〇〇〇年十月
『北大時報』第五五九号

「平成ポプラ並木」の記念植樹を実施

本時報9月号でお知らせした、本学創基125周年記念事業の一つである「平成ポプラ並木」の記念植樹が、去る10月18日（水）12時30分からサークル会館南側の「平成ポプラ並木」創生地において行われました。

当日は、今年初めての雪が舞う天候にもかかわらず、本記念事業の支援をいただいている創基125周年記念事業後援会の堂垣内尚弘会長をはじめ、本学教職員、学生及び一般市民ら約500人の方が記念植樹に参加しました。

記念植樹では、初めに堂垣内後援会会長、丹保総長の挨拶があり、井上キャンパス環境専門委員会委員長から、「平成ポプラ並木」の概要が報告され、その後、堂垣内後援会会長、丹保総長、3人の学生代表の手により最初の1本が植えられ、松田農学部附属演習林長から植樹に

あたっての説明があった後、参加者全員で植樹を行いました。

「平成ポプラ並木」は、現在のポプラ並木を眺めることができる、第1農場の北西部に位置し、車道、遊歩道等が整備された延長約300mの両側に、合わせて70本の苗木が植樹されました。

今回、植えた苗木は、現在のポプラ並木から枝を採取し、挿し木により農学部附属演習林で育成したもので、現在のポプラの2世と言えます。今は約4～5mの若木ですが、20年後には樹高20mにも成長し、現在のポプラ並木に匹敵する立派な姿になることでしょう。

今後もこの新しいポプラを大切に見守っていただきたいと思います。

（総務部総務課）

［注記］　原文横書き。

五―二二九　未来戦略検討ワーキンググループからの報告について

二〇〇〇年十二月二十日

「平成十二の二　評議会議事録　メモ付き」

平成12年度第8回評議会議事録

日時　平成12年12月20日（水）　午後1時30分開会
　　午後4時25分閉会

［中略］

報告事項

［中略］

2　未来戦略検討ワーキンググループからの報告について

総長から、本年3月の評議会において、「新しい時代にふさわしい本学の教育・研究及び運営体制等について」検討するために、評議会の下に「未来戦略検討ワーキンググループ」（座長：冨田副学長）を設置することが了承され、その後、5月22日開催の部局長会議及び6月7日開催の評議会に「第1次報告」をいただき、総長室を設置することが了承されたこと、その際、この報告内

容に沿った形で来年度から実施することを前提に、

1) 副学長の体制職務分担はその都度考えることとするが、3名の副学長体制とし、平成13年度概算で要求したいこと、

2) 総長補佐の人数、職務、選考方法等については、同ワーキンググループで今度さらに細部の検討をしていただくこと、

を提案し、了承いただいた旨説明があった。

ついで、総長から、このたび、同ワーキンググループから「新世紀における北海道大学像」として、検討結果報告をいただいた旨説明があり、続いて、同ワーキンググループ座長の冨田副学長から、本ワーキンググループ（親WG）では、各報告の内容について整合性を取った訳ではなく、議論が不足している論点等もあるが、認識が一致したのは6点であり、それ以外については経過報告であると理解願いたい旨説明があった後、配付資料7-1に基づき報告の内容について説明があった。

つぎに、各専門委員会の座長から、検討結果報告の論点について概略説明があった後、総長から、12月25日（月）開催予定の部局長会議では、各部会の座長から検討結果報告について詳しく説明願ったうえで、部局長としての意見交換を行い、次のステップに進むための提案をさせていただきたいと考えている旨説明があった。

［後略］

［別紙］

新世紀における北海道大学像
―未来戦略検討WG検討結果報告―

平成12年11月30日

北海道大学

［中略］

Ⅱ　検討結果

本報告の9ページ以下の4報告は各部会・作業部会がそれぞれの検討結果を基に作成したものである。時間的な制約のため、未来戦略検討WG（親WG）では、各報告の内容を細かく検討し、その相互の連関を調整することはできなかった。したがって、この報告書の内容は今後継続される検討のための「経過報告」である。

しかし、未来戦略検討WG（親WG）は各報告書の内容を許された時間内で検討した結果、次の認識では一致す

ることができた。

1)北海道大学は、大学院重点化を終えた基幹総合大学として、それに相応しい教育サービスと研究成果を、大学全体として社会に提供していかなくてはならない。学部を基礎としたこれまでの教育研究体制を、大学院に基礎を置く体制へと真の意味で転換するためには、各部局の大学院重点化だけでなく、大学総体としての教育研究組織、事務体制などの改革が必要とされる。また、そうした改革は、大学が社会の中で自立した存在であると同時に、社会の中の一員でもあるという認識の下で進められなければならない。

2)大学院重点化大学として、北海道大学は、世界的水準の研究を担うことができる研究者の育成、高度な職業人の養成、世界的水準にある研究成果の達成を使命としている。また、大学は様々なレベルでの社会貢献を行い、併せて北海道という地域に根ざした活動を行わなくてはならない。

3)大学院レベルの教育・研究においては、研究科を横断する教育研究プロジェクトが柔軟に行える仕組みが検討されなければならない。新領域分野の教育研究を効率的に行えるよう、大学院研究科を含む教育研究組織の規模の適性化と再編が必要である。さらに、世界的水準の研究を支えるため部局を越えた研究機構の設立が不可欠である。

4)大学院重点化後の学部教育は、教員組織と切り離された新しい組織で行われるべきである。大学における専門教育の重心は大学院に移される。それに伴って、学士課程教育では、総合的な基礎教育を重視し、併せて学生が自らの意思に従って、段階的にその専門を選択できる自由な教育システムを構築すべきである。そのためには、従来の学部の区分を廃した新しい組織で学士課程教育は行われるべきである。現行の学部教育科目の共通化を段階的に進め、全学的な合意を前提に、全学的なレベルで統合された学士課程の創設を構想し、また、学士課程教育と大学院教育の新しい形の接合を図るべきである。そのような改革を進めつつ、学士課程の学生定員も見直されなければならない。

5)このような大学組織や教育システムの改革を実効あるものとするためには、教員の意識改革も必要であ

る。意識改革を促進するためには、大学内で適正な競争原理が働かなくてはならない。そのためには、ピア・レビューの原則に基づき、外部的な視点も取り入れた評価システムの確立と積極的なインセンティブの導入が必要である。

6）大学運営の在り方は、国立大学設置形態を巡る議論の推移と、教育研究体制の改革の進展を見定めながら、慎重に検討されるべきである。ただし、大学を取り巻く環境の変化に機動的に対応し、併せて大学の教育研究体制の改革を適切かつ効率的に検討実施するためには、さしあたり現行の大学運営体制を前提としつつ、総長のリーダーシップが企画・立案・調整という側面で効率的に発揮できる体制を整備すべきである。

〈部会・作業部会報告の要約〉

1　社会連携部会報告：「社会の中における大学」

大学は、教育・研究を通して有為の人材と高度の知見を社会に提供し、多様な社会的諸活動や国際協力で社会に貢献しているという自負を持つが、同時に社会からは大学として果たすべき説明責任（アカウンタビリティー）が不十分であるとの批判も受けている。社会連携部会は、「社会の中における大学」のあるべき姿を、主に、大学の外で活躍する各界の社会人に対するヒアリングを通して検討した。

社会が大学に対して期待しているのは、1）先進的な研究能力と高度な知識を持つ「社会資産」としての役割、2）社会的事業としての高等教育の維持・発展、3）社会の諸分野の課題に即応した知識や技術の提供、4）様々な社会的活動を専門的見地からバックアップする存在、5）健全な社会を維持するためのオブサーバー、オピニオンリーダーであること、などである。

そのような期待と同時に、社会は大学に対して次のような批判を行っている。すなわち、1）教育研究水準の低下、2）社会性の欠如、3）情報発信の不足・不備、4）大学へのアクセス窓口の不備である。

これらの批判を真摯に受け止め、社会の期待に応えるためには、次の方策が必要である。

1）（教育研究水準の維持向上）学生が、専門知識の修得だけでなく、自己と社会の関係を考えるための教育も

必要であり、そのためには、インターンシップやNPO活動への参加が有効である。高い研究水準の維持・向上は社会連携の大前提であり、その認識の下で長期的視野に立って、先端研究、先見的研究、基礎研究への適正な予算配分を行うべきである。

2)（社会への発信機能と社会からのアクセスの受け入れ）大学・各部局の情報発信について外部モニターによる意見を求め、ホームページの構成や内容を再検討し、多様な対象に対する効果的発信方法を検討する。オープンキャンパスや公開講座などの活用を図り、社会的良心を代弁する積極的なメッセージの発信を行う。併せて、大学人の個人レベルでの情報発信も求められている。そのためには、大学に求められている情報の把握を行い、学外からのアクセスを広く受け入れなければならない。こうした情報の発信と受け入れ、学内外におけるコーディネートを担当する「総合的な窓口」の設置が望まれる。

3)（大学が輩出してきた人的資源の活用）特別講義、市民講座、市民相談などで、現役教員だけでなく、退職教員、卒業生の活用を図る。また、大学内部の葛藤や努力に対して社会的理解を得るための第一歩として、卒業生との連帯を再検討する。

4)（社会的連携の阻害要因の除去）社会的連携を阻害している法制度、予算制度の見直しを行い、必要に応じて法改正を求める。また、大学人事においても、各界で活躍する有能な人材の教員・職員という区分にとらわれない採用を可能にする制度整備、教育活動・研究能力の適正な評価、能力評価基準の多様化・柔軟化を図る。

2　教育研究部会（教育検討作業部会）報告：「世界的水準の大学院教育の確立及び学部教育の統合」

北海道大学の教育理念は、「開拓者精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」とされてきた。大学院重点化を終えた本学は、世界的水準の教育研究を発展させるための長期的で一貫した戦略を持たなければならない。本作業部会の課題は近未来における「世界の有力大学に比肩し得る大学院」の創造と、大学院大学における学部教育の進め方について総合的に検討することが課題であった。

その考察の前提として、1）18歳人口の減少と入学学

生の学力低下、2）情報技術の急速な発展と普及、3）国家からの予算の縮減、4）高等教育の市場化などの社会的、経済的変化を考慮に入れておかなければならない。

その上で、次の提案を行う。

1）（教育組織と教員組織の区分）これからの大学においては、「教員組織」と「教育組織」を区別して考える必要がある。教員組織はそれぞれの学問分野ごとに編成されるのに対し、教育組織は固有の教育目標を達成するために、複数の学問分野を含む場合が多い。教員組織のスタッフは必要に応じてそれぞれの教育組織に加わって教育を行う。教員組織は、それぞれの学問の水準を高く保つために、競争的な環境に耐えうる自由度の高い組織としなければならない。そのためには（大規模な）研究科を、より小さなものに再編する必要がある。また、部局の枠を越えた連携や統合も考えなければならない。

2）（大学院教育）大学院博士課程においては、専門分野を単位とする教育研究組織の研究能力が重視され、そこでは競争原理が強く働くことになる。このような競争的環境の中で生き残るために、より柔軟で機能的な教育研究体制を整える必要がある。修士課程では、各専攻のコアとなる専門的なカリキュラムを前提とした上で、部局の壁を取り除き、大学全体が一つの大学院として機能すべきである。また、特に修士課程においては固有の研究目標を明らかにし、機能の分担を図るべきである。

3）（学部教育）学士課程教育は、コモン・コアの教育、すなわち、高等普通教育と専門教育からなるが、学部レベルの専門教育は理系・文系を問わず基礎を重視した総合的なものになろう。新しい時代の要請に対応するために、現在の12の学士課程を統合して単一の課程とし、入学した学生は進路希望に応じて自由に各コースの科目を選択して、4年次進級に際して最終的な専門を決める新しい教育課程（学士課程一貫教育）を提案する。

4）（ボーダレス・キャンパス）情報技術の進歩に即応した情報ネットワークの整備によって、ボーダレス・キャンパスを可能にし、地域に開かれた大学教育と国際的な教育を実現する。

5）（教育評価とインセンティブ）教員組織と分離された

教育組織を維持・発展させるためには、教育評価が必要不可欠である。そのために、教員採用時における教育義務の明確化、一定期間ごとの教育業績集の提出とピア・レビューの原則に基づく評価を行うべきである。また、それと並行して教育貢献に応じた校費の配分やサバティカル・リーブなど、教育へのインセンティブを高める方策を導入する。

3　教育研究部会（研究検討作業部会）報告：「創成科学研究機構の創設」

基幹大学院研究大学としての北海道大学は、研究成果、研究体制、研究者養成において世界的水準の達成が求められている。この長期課題を達成するためには、中期課題として、大学が持っている研究資源を適切な方向へ再投入する必要があり、短期課題としては、研究資金の競争的配分によって新しい研究を育てる必要がある。そのための制度の整備を求め、また、柔軟な制度の運用も必要となる。さらに、研究支援に当たる事務職員の意識改革も必要である。

大学院研究科は、それぞれの学術分野の揺籃・育成・進展を役割とするが、さらに、研究科の枠を越えた先導的・流動的な研究を推進するために、次の具体的な提案を行う。

1）（長期課題：創成科学研究機構の設置）北キャンパスに、部局横断的なプロジェクト研究を行う「創成科学研究機構」を設置し、新規研究領域の創成と育成、優れた若手研究者の育成を行う。研究組織のメンバーは各部局教官の併任とし、プロジェクト終了後に元の部局に戻る。併任期間中は部局での教育負担は軽減される。この研究機構によるプロジェクト研究を支援するために、事務的能力と研究企画能力とを併せ持った組織［研究企画室（仮称）］を置き、国際交流、広報、外国人研究者支援、技術移転の展開、研究成果の社会還元を図る。また、技術移転を目的とする財団を設立する。研究は、環境、生命、情報、医学、福祉などの分野に重点を置き、理工系、生命系、情報系だけでなく人文・社会科学系を含む複合研究を目指す。

2）（中期課題）長期課題の達成のために、「生命科学ネットワーク研究センター」を発足させる。同研究センターは5～7年の活動を経て、創成科学研究機構の主要

部分へ移行する。また、研究企画準備室を発足させ、新開拓研究領域の調査・企画・立案、候補チームの選定などを行うとともに、学内の研究チームの育成、大型外部資金獲得の助成、支援を行う。また、学術助成を目的とする北海道大学学術研究財団（仮称）を設立する。

3）（短期課題）早急に研究機構設立準備室（仮称）、研究企画室作業部会（仮称）を設置し、創成科学研究機構設立準備を開始し、また、先進研究育成プログラムを始動させる。そのプログラムは、1）COE-Aクラスと認定された研究者に対する研究支援、2）若手教官による萌芽的研究プログラム、3）学内外からの公募による新領域開拓研究プログラムからなる。また、北大独自の流動的研究員制度を設計する。

4　大学運営部会報告：「総長補佐体制の整備」

大学運営部会は、総長補佐体制について集中的な検討を行い、その整備に関する提言を行うこととした。現在、大学が直面している多くの困難な課題を解決するためには、これまでの部局自治の原則を前提としつつ、総長の適切なリーダーシップの下で、機動的かつ柔軟な大学運営の必要が増している。その具体的な方策として、1）総長室の設置、2）副学長の増員、3）総長補佐の総長室への配置、4）総長室を支える事務組織としての総務部企画室の設置を提案する。

1）（総長室の設置）総長室は、副学長、事務局長並びに総長補佐（総長によって任命される複数の教官）によって構成される。総長の下で副学長が任務を分掌し、一定数の総長補佐がこれを補助し、事務組織と連携しつつ全学的事項の企画立案及び調整に当たる。総長の指示の下で総長室は所管事項の企画立案を行い、その内容は、部局長会議と評議会での審議を経て総長が最終的な決定を行う。総長補佐は、各種委員会、ワーキンググループの審議に加わり、総長室と委員会やワーキンググループ等との間の連絡調整に当たる。

2）（副学長）現在、本学には2名の副学長が置かれ、主に教育と研究に関連する職務を担当している。しかし、大学院重点化後の大学が教育研究の高度化を実現し、社会の期待に応えるためには現行の副学長体制では不十分になっている。情報、広報、渉外及び産学官協力

の促進などを担う副学長を1名増員すべきである。また、その新設副学長は図書館長を兼ねることで、「情報機能」を、より適切かつ効率的に担うことができる。

3)（総長補佐）総長補佐は、総長の企画立案及び部局間の連絡調整を補助し、総長と事務組織及び大学コミュニティー間の情報の適切な流通を確保する機能を果たす。総長補佐は、部局横断的な教育、研究、その他の全学的対応が必要な職務を分掌する。総長が本学の教授または助教授から総長補佐を任命する。その選任に当たっては、文系及び医系ブロックから各2名、理系ブロックから4名の推薦を受け、その他4名の教官を総長が委嘱し、総数12名とするのが適当であると考える。任期は2年で、原則として再任はなく、また、総長の任期を越えないこととし、業務の継続性を確保するために、半数改選とする。総長補佐は全学的な見地から業務を行い、また、部局内管理運営業務の免除、教育業務の軽減などの配慮が必要である。

4)（事務組織）総長室を支援する事務組織として、「総務部企画室」を設置する。

おわりに―残された課題

未来戦略検討WG及び各部会・作業部会では、大学の将来構想に関わる広範な問題が検討対象となった。各部会・作業部会はその中から、特に重要と判断した事項について集中的な議論を行い、与えられた時間の中でそれぞれの報告書を作成した。したがって、残された検討課題は少なくない。それらの課題の多くは、本報告の提言に関する全学的な検討とともに、継続的な議論の対象とすべきものである。

社会連携部会は、「社会の中における大学」として、説明責任（アカウンタビリティー）をどのように果たすべきか、そして大学人たる前に社会人としてどのように行動すべきか、という社会連携を推進する上での本質論について主に検討してきた。しかし他方で、産官学連携のための共同研究体制や寄附講座の在り方、技術移転等の具体的な在り方、生涯学習及び社会人の再教育（リフレッシュ教育）の具体策、国際交流や大学の広報活動の具体的な方法等、個別具体的な制度設計の在り方を検討することが、今後ますます重要となることは言うまでもない。もちろん、国際交流や産官学連携については、個々

の大学人や専門分野ごとに既にある程度の実績があり、そうした諸分野で積み上げられてきた実績及び課題に関しては、「総合的な窓口」とのネットワーク化を前提に今後とも継続的な検討が期待される。

教育研究部会の教育検討作業部会及び研究検討作業部会報告は、大学院研究科を含む教育研究組織の適正化と再編の必要を指摘しているが、再編の具体案にまでは踏み込んでいない。具体的な再編構想は、各部局及び部局間での協議を含む慎重な検討が必要である。

また、教育検討作業部会は、学部の枠を取り払った学士課程一貫教育の提案を行ったが、その具体的なカリキュラム、コース及び教育組織の在り方、入試の具体的な方法などについては触れていない。これらについては、細部の検討以前に「学士課程一貫教育」の是非について、各部局の意向を踏まえた全学的な検討が成されなくてはならない。ただし、「学士課程一貫教育」の是非を巡る議論とは別に、現在の学士課程の授業科目を共通化するという問題は検討可能であろう。場合によっては、そうした「各論」の具体的検討を先行させながら、学士課程の統合という「総論」の展望を段階的に切り開くことも選択肢の一つと考えられる。

研究検討作業部会報告は、創成科学研究機構設立の提案を行っている。この研究機構は、理工系、生命系、情報系だけでなく、人文・社会科学系を視野に入れた構想になっているが、人文・社会科学系から見ると、やはり「理系」的な発想に立つものに見えるかもしれない。創成科学研究機構設立を含む研究の高度化促進策全体の中で、人文・社会科学分野の位置付けは、なお今後の課題である。また、ここで示された構想と既存の研究所、研究センターなどとの関係も今後の検討に残されている。

大学運営部会は、与えられた検討課題のうち、「総長補佐機能の充実」に絞って報告書を作成した。この報告は、「大学の一体的運営」という検討課題にも部分的に回答するものである。しかし、大学全体の意思決定や運営という問題は、「部局自治の原則」と「効率的運営の要請」との間でどのようなバランスを見出すのかという、大学の本質に関わる大きな問題である。評議会、部局長会議、部局教授会等、それ以外の附属図書館を含む様々な教育研究施設及び事務局などそれぞれの在り方と、相互の関係を詳細に検討する必要がある。また、これらの

問題は、「国立大学法人化」を巡る議論とも連動している。これらの問題は、「大学の財政」、「技術支援職員」等の課題とともに、「法人化」問題の推移を見ながら、また、本学の教育と研究の在り方を巡る今後の議論と連動させながら、今後も全学的な検討が継続されるべきである。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二三〇

北海道大学総長室規程（案）について
北海道大学総長補佐規程（案）について
北方生物圏フィールド科学センター規程（案）について

二〇〇一年二月二十一日

「平成十二の三　評議会議事録　メモ付き」

平成12年度第11回評議会議事録

日時　平成13年2月21日（水）午後1時30分開会
　　午後4時20分閉会

［中略］

議題

1　北海道大学総長室規程（案）について
2　北海道大学総長補佐規程（案）について
3　北海道大学総長補佐の任期等に関する申合せ（案）について

総長から一括発議され、審議の結果、配付資料1から3の原案どおり了承され、本日（2月21日）付けで制定し、本年5月1日から施行することとされた。

4　北海道大学北方生物圏フィールド科学センター規程

（案）について

5　北海道大学北方生物圏フィールド科学センター運営委員会規程（案）について

審議に先立ち、北方生物圏フィールド科学センター設置準備委員会委員長の冨田副学長から、同委員会における審議状況等について説明があった後、総長から一括発議され、審議の結果、配付資料4から5の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

［後略］

［別紙一］

海大達第　号

平成13年　月　日

北海道大学総長室規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学総長室規程（案）

（設置）

第1条　北海道大学（以下「本学」という。）に、北海道大学総長室（以下「総長室」という。）を置く。

（任務）

第2条　総長室は、本学の円滑な運営に資するため、北海道大学総長（以下「総長」という。）の指示に基づき本学全体に係る事項について企画・立案し、及び調整することを任務とする。

（組織）

第3条　総長室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)副学長

(2)事務局長

(3)総長補佐

（庶務）

第4条　総長室の庶務は、総務部企画室において処理する。

（雑則）

第5条　この規程に定めるもののほか、総長室に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年　月　日から施行する。

［別紙二］

海大達第　号
平成13年　月　日

北海道大学総長補佐規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学総長補佐規程（案）

（設置）

第1条　北海道大学に、北海道大学総長補佐（以下「総長補佐」という。）を置く。

（任務）

第2条　総長補佐は、北海道大学総長（以下「総長」という。）の指示に基づき、総長の企画・立案及び部局等間の連絡調整を補助することを任務とする。

（総長補佐）

第3条　総長補佐は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)大学院の文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科及び国際広報メディア研究科、言語文化部並びにスラブ研究センターの教授又は助教授のうちから　2名

(2)大学院の理学研究科、工学研究科、農学研究科、獣医学研究科、水産科学研究科及び地球環境科学研究科、低温科学研究所、電子科学研究所並びに触媒化学研究センターの教授又は助教授のうちから　4名

(3)大学院の医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科、遺伝子病制御研究所、医学部附属病院並びに歯学部附属病院の教授又は助教授のうちから　2名

(4)その他総長が必要と認めた者　4名

2　前項の総長補佐は、評議会の議を経て、総長が命ずる。ただし、前項第1号から第3号までの総長補佐については、当該部局等の長の推薦に基づくものとする。

（任期）

第4条　総長補佐の任期は、2年とし、総長の任期の範囲内とする。

2　前項の総長補佐のうち、総長の任期開始当初に命ずる総長補佐の半数については、前項の規定にかかわらず任期は1年とする。

3　総長補佐の引き続く再任は、原則として認めない。

4　事故等により総長補佐が欠員となった場合の後任の総長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第5条　この規程に定めるもののほか、総長補佐に関し

必要な事項は、総長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年　月　日から施行する。

［別紙三］

海大達第　号

平成13年　月　日

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター規程（案）

（趣旨）

第1条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第31条の規定に基づき、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、北方生物圏におけるフィールドを基盤とした総合的な教育研究を行うとともに、多面的な教育研究及び学習活動に対するフィールド及び施設の提供並びにそれらを支援することを目的とする。

（教育研究部）

第3条　センターに、教育研究部を置く。

2　教育研究部に置く領域は、次のとおりとする。

生物資源創成領域
共生生態系保全領域
持続的生物生産領域
生物多様性領域
生態系機能領域
生物群集生態領域

（ステーション）

第4条　センターに、次のステーションを置く。

森林圏ステーション
耕地圏ステーション
水圏ステーション

2　前項のステーションに置く管理部及び施設は、別表のとおりとする。

（職員）
第5条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。
（センター長）
第6条　センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。
2　センター長は、センターの業務を掌理する。
3　センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
4　センター長は、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦する候補者のうちから、総長が選考する。この場合において、運営委員会は、評議員又は評議員経験者を推薦するよう努めるものとする。
（副センター長）
第7条　センターに副センター長3名を置き、センターの専任の教授をもって充てる。
2　副センター長は、センター長の業務を補佐する。
3　センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。
4　副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
5　副センター長、運営委員会の議を経て、総長が任命する。
（ステーション長）
第8条　ステーションにステーション長を置き、センターの専任の教授をもって充てる。
2　ステーション長は、センター長の命を受け、当該ステーションを管理運営する。
3　ステーション長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
4　ステーション長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。
（管理部長）
第9条　管理部に管理部長を置き、センターの専任の教授又は助教授をもって充てる。
2　管理部長は、センター長の命を受け、当該管理部の業務を統括する。
3　管理部長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4　管理部長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。

（施設長）

第10条　施設に施設長を置き、センターの専任の教授又は助教授をもって充てる。ただし、センター長がやむを得ないと認める場合には、センターの専任の助手をもって充てることができる。

2　施設長は、センター長の命を受け、当該施設の業務を総括する。

3　施設長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4　施設長は、運営委員会の議を経て、総長が任命する。

（運営委員会）

第11条　センターに、施行規則第20条の9の規定により、運営委員会を置く。

2　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究員）

第12条　センターに、共同研究を行うため研究員を置くことができる。

2　研究員は、本学及び本学以外の大学等において、センターの目的と関連のある研究に従事している者をもって充てる。

3　研究員は、センター長の推薦に基づき、総長が委嘱する。

4　研究員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の一定期間とする。

（研究生）

第13条　センターにおいて、北方生物圏におけるフィールドを基盤とした特定の事項について研究しようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（事務）

第14条　センターの事務は、センター事務部において処理する。

（雑則）

第15条　この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成13年　月　日から施行する。

2　北海道大学理学部附属臨海実験所規程（昭和37年海大達第14号）、北海道大学理学部附属海藻研究施設規程（昭和48年海大達第25号）、北海道大学農学部附属植物園規程（平成4年海大達第8号）、北海道大学農学部附属農場規程（昭和48年海大達第9号）、北海道大学農学部附属演習林規程（昭和39年海大達第8号）、北海道大学農学部附属牧場規程（昭和39年海大達第18号）、北海道大学水産学部附属洞爺湖臨湖実験所規程（昭和41年海大達第33号）、北海道大学水産学部附属臼尻水産実験所規程（昭和50年海大達第22号）及び北海道大学水産学部附属七飯養魚実習施設規程（昭和41年海大達第34号）は、廃止する。

別表（第4条第2項関係）

ステーション	管理部	施設
森林圏ステーション	北管理部	天塩研究林、中川研究林、雨龍研究林
	南管理部	札幌研究林、苫小牧研究林、檜山研究林、和歌山研究林
耕地圏ステーション		生物生産研究農場、植物園、静内研究牧場
水圏ステーション		厚岸臨海実験所、室蘭臨海実験所、洞爺臨湖実験所、臼尻水産実験所、七飯淡水実験所、忍路臨海実験所

五―二三二

北海道大学情報公開規程（案）について

二〇〇一年三月二十一日

「平成十二の三　評議会議事録　メモ付き」

平成12年度第12回評議会議事録

日時　平成13年3月21日（水）午後1時30分開会
　　午後5時42分閉会

［中略］

議題

1　北海道大学情報公開規程（案）について
2　北海道大学情報公開委員会規程（案）について
3　北海道大学行政文書管理規程（案）について

総長から一括発議され、審議の結果、配付資料1から3の原案どおり了承され、本年4月1日付けで制定・施行することとされた。

なお、総長から、情報公開室は4月1日から事務局1階受付右側の休憩室を改装して設置すること、また、情報公開委員会は4月1日に設置する旨補足説明があった。

［後略］

［別紙］

海大達第　号
平成　年　月　日

北海道大学情報公開規程を次のように定める。

北海道大学総長　丹保憲仁

北海道大学情報公開規程（案）

（趣旨）

第1条　北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における情報公開の実施については、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条　この規程において、「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。

2　この規程において、「部局等」とは、各大学院研究科、各学部、言語文化部、各附置研究所、附属図書館、医

学部附属病院、歯学部附属病院、各全国共同利用施設、各学内共同教育研究施設等、保健管理センター、体育指導センター、事務局及び医療技術短期大学部をいう。

（開示請求の手続）

第3条　本学における行政文書の開示請求（以下「開示請求」という。）の手続については、次に定めるところによる。

(1)開示請求は、北海道大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において受け付けるものとする。

(2)総長は、行政文書の開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）に対し、北海道大学行政文書管理規程（平成13年海大達第　号）第9条第1項に規定する北海道大学行政文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(3)開示請求を受け付けるときは、開示請求者に行政文書開示請求書（別紙様式第1号（法第4条第1項に規定する事項を記載した書面を含む。）。以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）第13条第1項第1号に規定する開示請求に係る手数料を納付させるものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

（開示等の審査）

第4条　総長は、行政文書の開示及び不開示（以下「開示等」という。）について審査するに当たっては、当該行政文書を保有する部局等の長の意見を徴するものとする。この場合、必要に応じて北海道大学情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）に諮問するものとする。

（開示等の決定）

第5条　総長は、法第9条第1項の規定により行政文書の全部若しくは一部を開示すること又は法第9条第2項の規定により行政文書の全部を開示しないことを決定した場合は、次の各号の通知書により開示請求者に通知しなければならない。

(1)行政文書の全部又は一部を開示する場合　行政文書

開示決定通知書（別紙様式第2号）

(2)行政文書の全部を開示しない場合　行政文書不開示決定通知書（別紙様式第3号）

（開示等の決定期限）

第6条　総長は、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をしなければならない。ただし、法第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　総長は、前項の規定にかかわらず法第10条第2項の規定により開示等の決定を30日以内に限り延長することができる。この場合、総長は開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等の期限の延長通知書（別紙様式第4号）により通知しなければならない。

3　総長は、前2項の規定にかかわらず開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示等を決定することにより事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、法第11条の規定により、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分については当該期間内に開示等の決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合、総長は開示請求者に対し、開示請求のあった日から30日以内に、開示決定等の期限の特例規定の適用通知書（別紙様式第5号）により通知しなければならない。

（事案の移送）

第7条　総長は、法第12条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送することができる。この場合、総長は開示請求者に対し、開示請求に関する事案の移送通知書（別紙様式第6号）により通知しなければならない。

（意見書提出の機会の付与等）

第8条　総長は、法第13条第1項に規定する第三者（以下「第三者」という。）に対し、行政文書の開示請求に関する意見の照会書（別紙様式第7号）により通知し、開示等の決定に先立ち第三者に対し、行政文書の開示に関する意見書（別紙様式第8号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2　総長は、法第13条第2項の規定により第三者に対し、行政文書の開示請求に関する意見の照会書（別紙様式

第9号）により通知し、開示等の決定に先立ち第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3　総長は、法第13条第3項の規定により当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した第三者の意に反して開示を決定することができる。この場合、総長は当該意見書を提出した第三者に対し、行政文書の開示決定通知書（別紙様式第10号）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第9条　総長は、法第14条第2項の規定により行政文書の開示を受ける者（以下「開示を受ける者」という。）から、行政文書の開示の実施方法等申出書（別紙様式第11―1号又は別紙様式第11―2号）が提出されたとき又は法第14条第4項の規定により行政文書の開示を受けた者から、行政文書の更なる開示の申出書（別紙様式第12号）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2　前項の規定により開示を実施するときは、開示を受ける者に施行令第13条第1項第2号に規定する開示実施手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付させるもの[と]する。

3　行政文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、行政文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は開示を受ける者の居所等の関係により情報公開室に来室することができない場合等、情報公開室で開示することができない場合は、当該行政文書を保有する部局等において開示を実施することができる。

4　前項の規定にかかわらず、開示を受ける者が行政文書の写しの送付を求める場合は、当該文書の写しを郵送することができる。この場合、当該郵送料は、郵便切手で納付させるものとする。

（開示実施手数料の減免）

第10条　総長は、前条第2項の規定にかかわらず、法第16条第3項の規定により次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料の減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会に諮問するものとする。

(1)施行令第14条第2項の規定により開示を受ける者から、開示実施手数料の減額（免除）申請書（別紙

様式第13号）による申出があったとき。

(2)施行令第14条第4項の規定により開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。

2　総長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、当該開示を受ける者に開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（別紙様式第14―1号又は別紙様式第14―2号）により通知しなければならない。

（移送された事案）

第11条　法第12条第2項の規定により、他の行政機関から本学に移送された事案に係る開示等の審査等については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（不服申立て）

第12条　総長は、本学が行った情報公開に係る決定について不服申立てがあったときは、情報公開委員会に諮問するものとする。

2　総長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、法第19条各号に規定する者（以下「不服申立人等」という。）に情報公開審査会への諮問通知書（別紙様式第15号）により通知しなければならない。

3　総長は、不服申立てに対する決定を行ったときは、不服申立人等に不服申立てに関する決定通知書（別紙様式第16号）により通知しなければならない。

（雑則）

第13条　この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、総長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年　月　日から施行する。

［別紙様式略］

［注記］原文横書き。

五―二三二

「環状通エルムトンネル」開通

二〇〇一年八月
『北大時報』第五六九号

「環状通エルムトンネル」開通

本学構内地下を東西に横断する、環状通エルムトンネルが、7月19日開通しました。

このトンネルは、札幌圏都市計画道路事業の一部として、平成9年から北18条道路整備工事が行われていたものです。

これまで、北大キャンパスを南北に分断する北18条道路が東西に走り、通行車両の混雑、交通事故の頻発、騒音、振動等の環境問題が発生していたことから、完成が待たれていました。

トンネルの概要は、道路延長1,070m（トンネル部730m、アプローチ部170m×2）道路幅員は車道約31m～48m、遊歩道5mとなっています。

当日、札幌市により行われた開通式に、来賓としてあいさつした中村総長は、「北大周辺の交通混雑の緩和」と「歩行者の安全性・快適性の確保」また、地上部の整備工事、植栽工事等により、「自然との触れ合いをもたらす憩いの場」となることが期待されると、祝辞を述べています。

構内での工事とあって、本学関係者も多数出席した開通式は、テープカット、くす玉開花と続き、17台の車両による「通り初め」で終了しました。

（総務部総務課）

［注記］ 原文横書き。

五―二三三

創基百二十五周年記念行事の概要

二〇〇一年八月
『北大時報』第五六九号

創基125周年記念行事の概要

昨年の本時報12月号でお知らせしていました「125周年記念ウィーク」（平成13年9月27日（木）～10月3日（水））期間中に行われます記念行事について、詳細が決まりましたのでお知らせします。

○記念式典・祝賀会

日時・場所：9月28日（金）午後4時　札幌パークホテル

○記念講演会・シンポジウム

・札幌キャンパスでの講演会・シンポジウム：大学における教育をテーマに行います。

日時・場所：

9月29日（土）　午後2時　留学生センター

「訪れる世界の波（留学生と日本人の異文化交流）」

9月30日（日）　午後1時　学術交流会館

「大学は面白い――先駆的な授業の紹介とこれからの大学教育」

10月1日（月）　午後6時　医学部臨床大講堂

「医学・看護教育の現状と課題」

10月2日（火）　午後1時30分　学術交流会館

「社会は大学院教育に何を求めるか」

10月3日（水）　午後1時30分　情報教育館

「職業人大学院の現在とこれから―職業人にとって魅力ある大学院とは―」

・札幌市時計台での講演会：本学の最新の研究等をわかりやすく紹介します。

受付：午後5時から（先着150名までとなります。）

時間：午後6時から午後8時40分

9月27日（木）

「廃棄物から考える循環型共生社会」

「市民参加の森づくり」

9月28日（金）

「有珠山噴火はどう予知されたか……減災科学の裏話」

「北海道の地震と津波―温故知新」
9月29日（土）
「北海道の野生鳥獣における環境ホルモン汚染」
「日本最大の無人島渡島大島で繁殖するオオミズナギドリの過去・現在・未来」
9月30日（日）
「構造改革時代の北海道…政治・行政の仕組みをどう変えていくのか」
「21世紀の北海道経済：「こうなる」から「こうする」への転換」
10月1日（月）
「有島文学と現在」
「北海道の近代史―三都（函館・小樽・札幌）を中心に―」
10月2日（火）
「南極の氷に秘められた地球環境の歴史」
「オホーツク海の流氷―素晴らしい海からの贈りもの」
10月3日（水）
「生活に重きをおいたリハビリテーション医療」
「物まね鳥と超腹話術―その声の謎解きから人工音声へ―」
○記念コンサート
・フォークソング研究会
日時・場所：9月29日（土）午後0時30分　クラーク会館講堂
・チルコロ・マンドリニスティコ「アウロラ」
日時・場所：9月29日（土）午後6時　クラーク会館講堂
・民謡研究会合唱団「わだち」
日時・場所：9月30日（日）午後0時30分　クラーク会館講堂
・ブルーグラス研究会
日時・場所：9月30日（日）午後6時　クラーク会館講堂
・北海道大学交響楽団・北海道大学合唱団（整理券を配布します。）
日時・場所：10月6日(土)午後3時　札幌コンサートホール「Kitara」
○「遠友学舎」オープン

9月28日（金）に竣工披露を行い、同日から八鍬利郎名誉教授油彩展を行います。

・八鍬利郎名誉教授油彩展

期間：9月28日（金）～10月12日（金）

平日：正午～午後9時　土・日・祝日：正午～午後6時

○総合博物館特別展示公開

「拓く・究める、そして未来」をメインテーマとして、本学の概要を紹介する「記念ホールゾーン」と本学の研究を紹介する「展示ゾーン」で構成する企画展示を行います。

期間：9月27日（木）～10月3日（水）　午前10時～午後4時

（※ただし、9月28日（金）は、午後1時～午後4時となります。）

○図書館資料の特別展示公開

・北方古地図展―蝦夷地から北海道へ

・貴重資料展

・北海道大学沿革資料展

・写真で見る本学の125年

期間：9月25日（火）～10月5日（金）　午前9時～午後5時

○部局主催行事

以下の部局等で講演会、記念展示、施設公開などを行います。

附属図書館、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、獣医学研究科、水産科学研究科、地球環境科学研究科、国際広報メディア研究科、言語文化部、低温科学研究所、電子科学研究所、遺伝子病制御研究所、触媒化学研究センター、大型計算機センター、留学生センター、エネルギー先端工学研究センター、先端科学技術共同研究センター、総合博物館、量子集積エレクトロニクス研究センター、北方生物圏フィールド科学センター（植物園）

北海道大学創基125周年記念行事ホームページ［URL略］

（総務部企画室）

［注記］　原文横書き。

五―二三四　遠友学舎が竣工

二〇〇一年十月
『北大時報』第五七一号

遠友学舎が竣工――竣工披露が行われる

本学創基125周年記念事業のひとつであります「遠友学舎」が竣工し、9月28日（金）に同学舎において、関係者約90名の出席を得て、竣工披露が行われました。

竣工披露は、中村睦男総長、堂垣内尚弘北海道大学創基125周年記念事業後援会会長のあいさつののち、関係者9名によるテープカット、小林英嗣工学研究科教授による、施設案内が行われました。

「遠友学舎」は、延べ面積484.6㎡で、その概要は次のとおりです。

1．設置目的

遠友学舎は、本学の創基125周年を記念して、本学の職員、学生、同窓会及び元職員並びに学外からの来訪者の利用に供することにより、相互の理解、懇親及び交流を図るとともに、本学が学内外から信頼され、親しまれる大学となるための活動拠点としての場を提供することを目的として、設置されました。

2．使用範囲

遠友学舎は、次の用途に使用できます。

⑴本学の職員と本学の学生、同窓生又は学外からの来訪者との交流
⑵本学の職員、同窓生又は元職員との交流
⑶本学の職員、学生、同窓生又は元職員の作品の展示会
⑷本学の職員及び元職員が主催する小規模セミナー
⑸本学の主催する行事
⑹室内コンサート、談話会等
⑺その他館長が適当と認めたもの。

3．開館日時

⑴月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）までの、午後3時から午後9時まで、開館しています。
⑵その他の日時についても、開館することができますので、事前に担当者にご相談ください。

4．使用の申込み

談話コーナーの使用及び談話ラウンジを一時的に占有して使用する場合には、できるだけ使用日の7日前までに学務部学生課（内線［略］）にお申込みください。

（学務部学生課）

［平面図略］

［注記］　原文横書き。

五―二三五　**創成科学研究機構設置計画概要（中間報告改訂版）等について**

二〇〇一年十二月十九日

「平成13年度評議会②（10・17～3・20）」

平成13年度第9回評議会議事録

日時：平成13年12月19日（水）午後1時30分開会

午後3時32分閉会

［中略］

議題

1　創成科学研究機構設置計画概要（中間報告改訂版）等について

総長から、本年10月開催の部局長会議及び評議会において「創成科学研究機構設置計画概要（中間報告）」を報告し、この中間報告の内容について各部局等で検討願った結果を書面で提出いただき、11月7日開催の部局長会議に配付し意見を伺ったこと、これら各部局等からの意見等については、再度、創成科学研究機構（仮称）設置検討委員会で検討して、「創成科学研究機構設置計

画概要（中間報告）に関する部局等からの意見への対応」として取りまとめ、併せて「創成科学研究機構設置計画概要（中間報告改訂版）」として修正し、12月12日開催の部局長会議で了承された旨述べられた後、同委員会委員長の藤田副学長から、配付資料1―1及び1―2に基づき、その内容について説明の後、意見交換を行った。

次いで総長から、本件については、現行法制度の下での教授会又は運営委員会所属の問題、研究資金の配分、流動教官の数等々、今後検討を要する部分もあるが、大枠として了承願いたい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

最後に総長から、今後、中間報告改訂版を基に文部科学省と折衝を行うが、折衝にあたっては総長に一任願いたい旨述べられた。

［後略］

［別紙］

北海道大学創成科学研究機構設置計画概要

（中間報告改訂版）

平成13年12月12日

1. 北海道大学創成科学研究機構設置計画の概要

1）設置目的と理念

学術研究の原動力は研究者個人の独創力と展開能力にあり、北海道大学の教官の大多数が所属する大学院各研究科はそれぞれの学術の揺籃・育成・進展の基盤である。しかし、新しい学問領域の創成は既存の研究分野を超えたところから生まれること、また、社会が必要とする研究がこのような個別のものにとどまらず、多様で複合的になりつつあること、さらには、科学技術の進展にともなう社会的影響や倫理的問題についても配慮する必要がこれまで以上に高まっていることを考慮すると、21世紀の北海道大学においては、教官個人の独創性に基づく研究を基本にしつつも、既存の部局（研究科・研究所・センター）のみを拠り所とするのではなく、学際的な新学問領域を重点的に開拓することや社会的変化に機動的に対応することを可能とする部局横断的な研究推進体制を確立しなければならない。

現在、大学教官は本来の目的である教育研究以外の任務が激増しており、独創力と展開能力を持っていてもそれを十分に発揮できる研究環境が与えられていないのが

現状である。北海道大学を独創的な研究の発信基地とするためには、新しい芽をもった教官をこれらの任務から解放し、十分な研究環境を供給する必要がある。

また、全学的研究計画の立案、研究支援スタッフの計画的育成、さらにはプロジェクト研究を効率的に実施することを可能にする施設・設備の重点的整備や大型共通機器の集中管理などの戦略も必要である。このため、以下の目的をもった創成科学研究機構を設置する。

1. 中・長期的な視野で部局横断的な研究体制を企画立案する。
2. 全学的立場で機動的に研究所、センター、学内共同利用施設などの新設、改組、再編などを調整する。
3. 機構固有の定員による教官と各部局からの流動教官に十分な研究環境を与えて先導的研究を推進する。
4. 教育研究基盤校費大学分や科研費などの大型研究費の導入にともなう間接経費（いわゆるオーバーヘッド）の一部を活用して研究育成プログラムを運営する。
5. 外部の競争的研究資金に関する情報収集や学内の研究者と学外組織のグループ作りなど、研究資金獲得の基盤整備ならびに申請作業の事務的支援を行う。
6. 以上の研究や大型研究費を確保した研究者の研究に供するためのオープンラボや大型共通機器を備えた総合研究棟を運営・管理する。
7. 研究支援スタッフを計画的に育成できる機能を持つ。

2）学術的・社会的背景 ［略］

3）現行組織の問題点と研究機構の必要性

現在、北海道大学における研究は学生の教育を主要な目的とする大学院研究科と特定の設置目的に沿って設けられた附置研究所・研究センター・学内共同利用研究施設などにおいて、個々の組織の目的を最大限実現すべく行われている。大学院研究科は教育科目中心に編成されており、各学術分野の研究者を継続的に養成する教育組織である。学部教育との連続性からも、知識の教育体系を急激に変更することは適当ではなく、複合的な領域の研究推進には向いていない。また、附置研究所・研究セ

ンターなども、確立された特定の領域の学理の探求を目的として設置されていることから、超領域的な研究の推進を図ることは困難である。さらに、現在の北海道大学には、研究体制を大学として整備する制度はなく、各部局が自己完結的に将来構想を立案、個別に文部科学省と対応し、概算要求をしている。しかし、今後は、調和の取れた学術の社会還元を使命とする総合大学として、大学全体の研究体制の骨格を設定すべき時期に来ている。

具体的には、中・長期的な視野で部局横断的研究体制を企画立案し、社会的要請や全学的研究戦略に立って機動的に研究所、センター、学内共同利用施設などの新設、改組、再編などを提案可能なシステムを確立する必要がある。

また、大学院研究科の教育機能や附置研究所・センターの設置形態を損なうことなく、既成の学問体系を超えた領域の研究を緊急に展開するためには、教育システムとの関連が小さいことから比較的機動性の高い、附置研究所・研究センターを基本的な資源として、各研究科・学内共同利用施設の研究資源を部局の枠を超えて流動的に集約し、再投資する体制を大学が持つ必要がある。そこでは、学内の全部局から新しいアイデアと意欲に満ちた研究者を募集し、ある一定期間、研究資金、研究スペース、研究員などを必要に応じて供給し、教育研究以外の任務から解放し、その環境を整えて研究を支援する。

さらに、現在の研究推進上非常に大きな問題となっている研究施設・設備の狭隘・貧困化に対しても全学的に対応の必要がある。最近の本学の施設環境委員会施設有効活用推進部会の研究面積に関する調査でも、2.5万平米の共用実験スペースが必要とされている。このような状況を打開し、また部局横断的研究を有効に実施するためには各部局毎の整備とは別に、全学共同のオープンラボを準備する必要がある。しかし、現在、北大の中でオープンラボを提供しているのは、主として産業界との共同研究を目的とする先端科学技術共同研究センターのみであり、またその面積は非常に小さく需要の僅かな部分しか満たすことが出来ない。このような現状は、将来世界をリードする独創的な研究や部局を超えた研究の芽があるにもかかわらず、環境の不備によってその発展が遅れていることを表しており、早急な共用研究スペースの整備が必要である。

この他、研究支援体制の全学的整備も至急行う必要がある。研究支援スタッフの存在は独創的な研究を実施する上で不可欠であり、長期的な育成が必要であるが、現在は全学的な育成策は講じられていない。また、大型設備も人的支援なしに導入され、有効な利用に支障がでている場合も多い。

以上の問題点に北海道大学全体として対応するための全学的研究推進組織としての創成科学研究機構の設立と、総合研究棟の設置が必要である。

附置研究所・センター・学内共同利用研究施設はこれまで先端的な研究活動を通して、大学院教育・研究指導に深く参画してきた。特に大学院重点化後は研究科と協力しつつ大学全体の教育・研究活動に多様性と先端性を付加することでその役割を広げてきた。メルティングポットからのボトムアップ的な「知の創造」を志向する組織としての創成科学研究機構の存在は教育との連携においても重要かつ不可欠であると考えられる。

2. 創成科学研究機構の概要

創成科学研究機構は、先端的研究および将来世界をリードする研究を推進するとともに、中・長期的な視野で部局横断的な研究体制を企画立案するための全学的な機構である。本機構は、研究企画・調整機能を担う研究企画室を持ち、機構固有の定員による特定研究部門と各部局からの流動教官で構成される流動研究部門の、二通りの研究専念教官による先導的研究を推進する。

本学の附置研究所（低温科学研究所、電子科学研究所、遺伝子病制御研究所）、全国共同利用施設（触媒化学研究センター、スラブ研究センター）及び研究を主務とする学内共同教育研究施設等（エネルギー先端工学研究センター、先端科学技術共同研究センター、量子集積エレクトロニクス研究センター、北方生物圏フィールド科学センター等）は連携して本機構に参画する。また、これら研究所・センター・施設等における研究の効率的実施と、社会的要請や全学的研究戦略に基づく新設、改組、再編などに機動的に対応する。さらに、本機構は、研究所・研究センター等の基本資産に加えて、全学の共有部分としての総合研究棟を北キャンパスに持ち、オープンラボの提供など、部局横断的な研究の推進に必要な施設建物・大型設備・特殊装置の整備・効率的運用と研究支

援スタッフの長期的育成にあたる。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二三六　構内の樹木対策について

二〇〇二年一月十六日

「平成13年度評議会②（10・17～3・20）」

平成13年度第10回評議会議事録

日時：平成14年1月16日（水）午後1時30分開会

午後3時10分閉会

［中略］

報告事項

［中略］

3　構内の樹木対策について

施設・環境委員会委員長の藤田副学長から、構内の樹木対策に係るこれまでの経緯及び配付資料5のとおり「キャンパス内の樹木管理マニュアル」を作成したこと、危険と判断されたポプラ12本については慎重に検討した結果、今年度中に時機をみて伐採することとしたこと、並びに報道機関に対する公表等について報告があった。

次いで同委員会キャンパス環境専門委員会委員長の大平国際広報メディア研究科長から、補足説明の後、意見

交換を行った。

続いて総長から、今後は、樹木管理マニュアルに基づき構内樹木を管理することとし、また、樹木等の管理体制に係るモニター制度を導入してキャンパスの緑の保全に関する学内世論の多様性と社会一般の意見を取り入れ、キャンパス内の緑化計画に反映させることとし、初年度のモニター結果に基づいて、次年度以降のモニター方法や内容等を検討することとする旨述べられた。

[後略]

[別紙]

キャンパス内の樹木管理マニュアル

平成13年12月21日

施設・環境委員会決定

Ⅰ．樹木の管理上における基本的な考え

1. 現存する樹木群の保存を基本的に行う。

2. 保全、再生は郷土樹種で行う。例外としては、次の二つが考えられる。

(1)シンボルまたは歴史的意味を持つもの（ポプラ並木、記念植栽木等）

(2)修景的に好ましい花木類（ライラック等）

3. 樹木、樹木群の目的に応じたゾーン区分等によって方針を設定し、植栽から稚幼樹の保育、大径木まで一貫した方針で管理を行う。

管理指針の基本的な流れは以下の通りである。[略]

Ⅱ．目的区分

キャンパス内の樹木群、または樹木のある空間を次のゾーン毎に目的別区分を行い、キャンパス内全域にわたり基本的な樹木管理を行う。

1. 自然植生を保全をするゾーン（恵迪の森）

2. 自然植生を再生をするゾーン（サクシュコトニ川沿線、外周樹林帯など）

3. 歴史的景観を保全するゾーン（旧農場ポプラ並木）

4. 憩い空間を確保するゾーン（中央ローン、農、理学部前のエルム林、遺跡庭園など）

5. 景観と交通の安全を両立させるゾーン（中央道路両脇、13条銀杏並木など）

6. 樹木そのものが特定の目的をもったゾーン（外周樹林帯など）

特定の目的とは、防風・防雪・市街地や別建物からの遮蔽、日陰確保の機能。

7. 学術的な目的を持ったゾーン（遺跡庭園など）

8. 立ち入りを制限するゾーン（旧農場ポプラ並木など）
地域設定の他、単木的な設定や根元部分の保護帯設定を行う。

9. 野生動物と共存するゾーン（恵迪の森、遺跡庭園など）

10. 上記以外にゾーンを設定する必要が生じた場合は、キャンパス環境専門委員会の審議により設定する。

Ⅲ. 単木区分

保存する必要のある樹木を特定し、現状の保全を行う。特定樹木の選定は、キャンパス環境専門委員会の審議により選定する。
例．ハルニレの大径木、記念植樹等。

Ⅳ. 管理方法

樹木の管理は、次の1～7によって行うものとする。

1. 植栽　　＊全てのゾーン

2. 治療、土壌改良　＊ゾーン4、5
ニレの大木や記念樹などの単木は、菌害部の削除、施肥など行う。

3. 枝打ちなどの剪定　＊ゾーン4、5、6
視程の確保、交通保全などの空間確保、樹木の健全育成（将来の危険木回避）を図る。

4. 断幹　＊ゾーン4、5、6

5. 伐採（除伐、間伐）＊Ⅱの7を除く全てのゾーン
(1)倒壊の危険が客観的な診断（樹木医の診断等）によって強いと判断され、かつ、その倒壊が人命や建物に損傷を与える場合。（地域区分は立ち入り禁止地帯を除く全域）
(2)高密度による樹木同士の成長阻害、空間の圧迫、芝生の衰退など、放置すればその地域全体の目的を阻害する場合。
(3)建物の新設、増設により支障となる場合。但し、保存する必要が有る場合は移植する。
なお、伐採等を行う場合、キャンパス環境専門委員会委員長が必要と判断した場合は、キャンパス環境専門委員会の審議を経てから実施する。

6. 立ち入り禁止　＊ゾーン８と状況によっては単木指定
7. 調査、点検、記録　＊全てのゾーン
危険木の判断やゾーンとしての目的阻害、植栽木等の成長状況の実態把握と評価を行う。ゾーンによって頻度、精度を変えて行う。
管理の実行を記す台帳を整備する。

V. 目的区分による保全方法
1. 農、理学部前のエルム林
天然木（ハルニレの老大径木を中心に）はなるべく残す。
倒壊によって、人命に対する危険や交通に大きな障害が発生すると判断された場合は、枝下ろし、断幹、最終的には伐採を行う。
2. 旧農場、平成ポプラ並木
維持、補植を行う。但し、旧農場ポプラ並木は立入禁止とする。
3. 恵迪の森（原始の林）
自然に放置する。但し、原生種が衰退するような場合は整理伐と植栽を行う。
野生動物の生息地とし、立入規制をする。
4. 中央ローン
芝生を復活する。樹種としては河畔林の構成種を保全、植栽（ヤチハンノキ、ハルニレなど）する。外来種で空間と芝生を圧迫するシダレヤナギは処理をする。
5. 13条イチョウ並木
イチョウの保全、危険木に対する処置と植栽を行う。
6. 外周樹林帯
郷土樹種を主に花木類で造成する。市街地との緩衝帯とし、動物と人が共存できるよう管理する。
7. サクシュコトニ川沿い
郷土樹種による河畔林、散策路として管理する。
8. 中央道路
ハルニレを主木とする他、花木などの低木を配置し、人と車等を分離するよう管理する。
9. 記念植樹木など各部局など管理地域において特別な意味を持つ樹木、樹木群
各管理主体における危険性、景観等を勘案して管理を行う。

10. 上記以外の目的区分を設定する必要が生じた場合は、キャンパス環境専門委員会の審議により設定する。

VI. 管理体制

1. 情報収集

モニター制度（別添）を設け、学内外の人々からキャンパス内の樹木の状況等の情報収集を行い、適正な管理に努める。

2. 年度計画の立案

当該年度に次の事項を勘案した年度計画を立案し、キャンパス環境専門委員会の了承を得る。

(1)モニター制度による学内外の情報

(2)樹木医等による診断の結果

(3)教職員、学生のボランティアによる参加

［注記］ 原文横書き。

五―二三七

大学院研究科の再編構想について

二〇〇二年三月二十日

「平成13年度評議会②（10・17～3・20）」

平成13年度第12回評議会議事録

日時：平成14年3月20日（水）午後1時30分開会

午後6時54分閉会

［中略］

報告事項

［中略］

4 大学院研究科の再編構想について

総長から、大学院研究科の再編構想については、「将来構想ワーキンググループ」において検討いただき、一定の検討結果が出された旨述べられた後、同ワーキンググループ座長の井上副学長から、配付資料37―1及び37―2に基づき、検討結果、及び文学研究科を例にした「学院・研究院」構想等について説明があった。

次いで総長から、大学院研究科の再編は、本学の今後の発展において重要課題であり、現在、本学で検討して

いる「情報学フロンティア研究科構想」、及び「バイオサイエンス研究科構想」は、関連する複数の研究科が横断的に関わることにより実現するものであり、本構想のような現在の研究科の形態を柔軟に再編できるシステムは、その実現を容易にする可能性があるものと思われ、また、工学研究科においても本構想の導入を検討しているので、同ワーキンググループから報告のあった内容について、各部局でも議論いただき、改めて5月に開催予定の本会議において議論したいと考えているので、本構想に対する意見を4月22日までにいただきたい旨述べられた。

［後略］

［別紙］

研究科の「学院・研究院」制度への改組について

将来構想ワーキンググループ（本WGとする）は、現行の大学院研究科がもつ教育研究機能を、教育機能を担う「学院」（仮称）と教官所属組織たる「研究院」（仮称）に組織的に区分けする「学院・研究院（仮称）」構想について各部局の意見を聴取し、それをもとに、2回にわたり審議した。各部局からの意見を分析し、説明不足のところ、誤解を生じているところなどを中心に審議し、部局に再度照会することとした。

［中略］

Ⅰ　「学院・研究院（仮称）」構想についての部局からの意見について本WGの分析

平成13年10月26日第2回将来構想ワーキンググループの審議を経て、11月8日付けで「学院・研究院（仮称）」構想について、全部局に意見を求めた。その結果を、平成14年1月9日第3回将来構想ワーキンググループで分析した。そのまとめは以下の通りである。

〈分析内容〉

1）本構想そのものについては、大半の部局が賛成あるいは肯定的であったように見受けられるが、細部に関する情報の不足を指摘するものが多かった。なお、個別に指摘された問題点については、WGとして検討する必要がある。

2）本構想に対して、いくつかの部局から消極的評価が見られるが、中には、本構想に係る説明不足もあって、①なんらかの誤解を生じたと思われるもの、②当該部局におけるメリットの不存在によるもの等

がある。

3) 主たる誤解は、本構想が「教育と研究の分離」をもたらすものであるという点であり、本構想によって、教育や研究が不可避的に変質するという指摘や専門大学院にはなじまないとか、会議などの管理運営業務が大幅に増えるという懸念等の指摘がある。

4) 本構想では、「新学院」における教育を担当しない本学の大多数の教官にとっては、現状と変わらない。一方、参画する教官にとっては、「新学院」における教育事項が、原籍におけるそれよりも自分の研究関心により近くなり、研究と教育がかえって一体性を強める可能性がある。

5) いずれにしても、本構想においては教官の所属を変えることなく、「教育の場としての学院」を再編成できるという点が一つの柱であり、この点の説明が必ずしも十分ではなかったと思われる。

6) 会議等の管理運営業務の増大に関しては、形式的には「学院教授会」が一つ増えることにより、「新学院」担当者にとっては、案件に応じて「学院教授会」と「研究院教授会」の双方に出席しなくてはならないかもしれないが、「新学院」に関わらない大多数の教官にとっては実質的には現状と変わらない運用ができると思われる。

7) なお、全学の委員会等の管理運営組織に関しては、本構想の採否の如何に関わらず整理する方向で検討されるべきであろう。

8) 個別に検討すべき指摘としては、一つには「学際研究院」の位置づけのあいまいさがある。情報学フロンティアなどの「新学院」を作ることによって、将来、研究院の再編がもたらされることもあり得るが、「学際研究院」の設置を当初から本構想の本質的メリットであるかのように提示したことについては、批判的意見があった。

9) 「学際研究院」の考え方を否定するものではないが、創成科学研究機構や従来型の研究プロジェクト方式等との関係を明確にすることなどを含め、なお検討を深める必要性があると考えている。

10) 来年度から学科目等の改組において大学の自由度が増し、それによって教官の流動性が高まるので、それでもなお本構想が必要かとの指摘がある。しか

し、法制的にその限度を超える場合の措置を検討しておく必要がある。

11) 本構想の検討にあたっては拙速を避けるべきとの指摘があるが、2004年の法人化を控えて、中期目標・計画の作成準備を来年度には始めなければならないことから、『学院・研究院構想』の検討は、そのスケジュールを睨みつつ進行しなければならないと考えている。

具体的には、第一期の中期計画等の作成タイミングに合わせて本構想を導入できないとすると、次は、第一期の中期目標期間内に計画修正という形で行うか、第二期目の中期計画作成に合わせて導入することが考えられるが、今後の法人化に係る検討状況を見据えながら本構想を考えなければならない。いずれにしても、最終結論を出すべく議論を進めなければならないと考えている。

12) 多くの部局の指摘のとおり、本構想の具体化にあたっては、本WGとして検討を要する点が多数残されており、今後の部局の一層の理解を求めるためにシミュレーションすることや、東大・九大等の先行事例の一層の調査・検討も必要であろうと思っている。

II 「学院・研究院（仮称）」構想の検討課題について

上記の分析結果をもとに以下の検討を行った。また、総長補佐、企画室で九州大学における学府・研究院制度の聞き取り調査を行った。

1. 本構想検討の背景について確認

学校教育法の改正により、同法第66条において、「大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる」と規定された。

先に、大学院研究科の再編の方策として、この「ただし書き」を活用することにより、大学院に、これまでの研究科に換えて、「学生が所属する組織」と「教官が所属する組織」を分けて設置する考え方を示した。大学院組織の柔軟性、特に、新しい社会的要請に応えるための大学院教育組織の再編成を行いやすいことは前回のアン

ケートの際に説明したところである。

2. 本構想における研究院及び学院の定義

本構想について各部局から意見の中で「学院」「研究院」の理解が必ずしも一定でない様子が見受けられた。そこで、それらの定義等を改めて確認することとした。

○研究院

教官の所属組織として、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して編成されるものであり、学内の管理運営上の基本組織である。その種類その他必要な事項は国立学校設置法施行規則で規定される。

(国立学校設置法第三条の四にいう「研究部」にあたる。(※))

○学院

大学院学生の所属組織として、教育上の目的に応じて編成するものであり、その種類及び課程は国立学校設置法施行令で規定される。教育内容は必要に応じて定められるが、教育方法や教官と学生の関係等は現状と本質的に変わらない。

(国立学校設置法第三条の四にいう「教育部」にあたる。(※))

※国立学校設置法　第三条の四

第三条の二第一項及び前条第一項の国立大学で政令で定めるものの大学院に、学校教育法第六十六条ただし書に定める組織として、教育部及び研究部を置く。

2 前項の教育部は、教育上の目的に応じて組織するものとし、その種類及び課程は、政令で定める。

3 第一項の研究部は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

[後略]

[注記] 原文横書き。

五―二三八

技術移転の在り方について

二〇〇二年七月二十四日
「評議会　平成14年度②」

平成14年度第5回評議会議事録

日時：平成14年7月24日（水）午後1時30分開会
午後5時8分閉会

［中略］

報告事項

4　北海道大学における技術移転の在り方について

総長から、北海道大学における技術移転の在り方に関して検討するための私的諮問機関の懇談会の設置については、平成13年9月12日（水）開催の部局長会議及び同年9月19日（水）開催の評議会に報告しているが、このたび同懇談会から検討事項を取りまとめた報告書の提出があった旨述べられた。次いで、同懇談会の座長である藤田副学長から、配付資料9に基づき、北海道大学における技術移転の在り方に関する懇談会での検討状況について報告があった。［後略］

［別紙］

北海道大学における技術移転の在り方について（報告）

概要

平成14年6月
北海道大学における技術移転の在り方に関する懇談会
座長　藤田正一

Ⅰ　北海道大学における技術移転の在り方に関する懇談会の設置に至る経緯［略］

Ⅱ　北海道大学における技術移転の在り方に関する懇談会での検討の経緯等［略］

Ⅲ　北海道大学における技術移転の在り方について

1　緒論

北海道大学における産学官連携の推進については、過去10年にわたり研究推進委員会等を中心として幾多の議論が行われ、先端科学技術共同研究センターや北海道ティー・エル・オー（株）を設立し、現在の体制を作り上げてきた。しかし、現体制が必ずしも時代の要請に応え得る体制とはなっていない。

そこで、以下のことを検討し総長に答申することと

した。

1)大学および産学官連携を取り巻く社会情勢と考え方

2)産学官連携に関する現行体制の問題点の洗い出し

3)学内外の産学官連携組織との連携における考え方

4)大学の運営理念、具体的目標と連携の在り方

5)産学官連携推進戦略の提言

6)戦術プログラムの考え方と例

なお、具体策については既存委員会等で検討するほか、新たに実行力を備えた産学官連携推進室を設けて強力に推進する必要があると考える。

2　北海道大学に於ける産学官連携の推進に関する諸問題と今後の在り方

2.1　大学および産学官連携を取り巻く社会情勢と考え方

2.1.1　大学を取り巻く最近の情勢

産業界の大学への期待の拡大に平行して「総合科学技術会議の機能強化・科学技術予算24兆円と傾斜配分」、「世界最高水準の大学作り（21世紀COE）・大学の再編統合・大学の法人化＝民間的経営手法の導入」、等の戦術のもときめ細かい施策が打たれている。様々な施策はほとんどが実施未経験の実験段階にあり、数値目標が与えられている場合でも数値の根拠や実際上の効果・影響は全く未知であるので、各大学の状況に応じて臨機に対応することが求められている。

2.1.2　最近の情勢に対する考え方

ともすれば、産学官連携で経済の活性化に貢献することが学の第一の使命であるかのような錯覚に陥る。学の第一の使命は教育であり、人材を育成することで社会に貢献することであることを忘れてはならない。しかし、学における教育研究の成果を社会に還元する使命をも学は負っている。さらに、国立大学法人化に伴い、大学が自らの責任で資金収支を計画し、経営することが求められるようになってきた。このような状況下、大学経営資金の確保という観点からも産学官の連携は今後ますます重要性を増してゆくものと考えられる。

［中略］

2.3学内外の産学官連携組織との連携における考え方

北キャンパス周辺には、道立工業試験場・道立衛生研究所等の公設試験研究機関に加えて、リエゾン機能とレンタルラボ機能を有するコラボほっかいどう（NOASTEC財団）、リエゾン機能を有する研究成果活用プラザ北海道（科学技術振興事業団）の二つの産学官協働機関が出来ている。

先端科学技術共同研究センター、コラボほっかいどう、研究成果活用プラザの場合、現在でも特徴が見えにくい各施設の機能をどの様に特化させていくか、3者の協議が必要である。

2.4　大学の運営理念、具体的目標と連携の在り方

北海道大学が世界一ヴィヴィッドな大学に変身し、活性化した知的創造の場で有り続けるためには、複層的な知的創造サイクル（創造―知財化―活用）が構築され、有効に作動している必要がある。その構築には産学官連携や社会連携を通じてが必須である。

1)各種社会における北大の位置づけ

2)日本を再生させるために北海道大学は何ができるか

3)2年後と20年後に、どの分野で北海道大学はメッカになろうとするか

などについて、北海道大学の具体的目標が明確に定められている必要がある。

大学戦略の策定に際しては総合大学の特性を生かして叡知を結集することも必要であるが、何より指導者の明確な意志が先行することの方が重要である。

2.5　産学官連携推進戦略の提言

新世紀の北海道大学にふさわしい行動力を獲得し、北海道大学として日本の方向性を新たに提示する。そのため大学改革に向け以下の戦略を掲げる。

①意識改革―広報活動、教宣活動の徹底

②知財評価―評価の新規準を創造

③人材戦略―人材登用と責任制の徹底

④知財、リエゾン行政戦略―教行一体化・一本化と見直し

⑤TLO戦略―TLOへのアウトソーシング強化

⑥地域連携戦略―大学外組織、他大学組織への依存と連携

⑦立法・法務戦略―会計、税制の隘路の打開

［中略］

3　結論―社会連携の在り方

大学は隔絶した社会ではあり得ず、社会通念や経済原則が支配する通常社会である。

周囲社会との連携は当たり前で、格別難しいルールを設ける必要もない。

大学の自己意識の矯正と、人類最高の知性を探求するという変わらない使命を全うする強固な意志を堅持できるかどうか、北大人の矜持・見識と真価がいま問われている。

以上

［注記］　原文横書き。

五―二三九　法人移行準備体制について

二〇〇二年七月
『北大時報』第五八〇号

法人移行準備体制について

このたび、7月24日（水）開催の評議会において、法人移行に向けた準備体制の一層の強化を図るため、従前の「法人化問題検討ワーキンググループ」に替わって、総長を委員長とする「北海道大学法人移行準備委員会」を新たに設置することが決定されました。

この準備委員会は、全学が一丸となって法人化に対応していくことが重要であるとの観点から、全部局長、大型計算機センター長、学内共同教育研究施設長、保健管理センター所長及び体育指導センター所長を含めた構成とし、また、準備委員会の下には幹事会と4つの専門委員会を設けております。

さらに事務体制についても、準備委員会を全面的に支援するとともに、法人移行準備に万全を期すため、事務局長を室長に専任職員を配置した「法人移行準備事務室」

を新たに設置しました。

以下は、準備委員会設置にあたって、北大構成員に対する総長からのメッセージです。

（総務部企画室）

総長メッセージ

国立大学法人移行への準備にあたって

総長　中村睦男

国立大学協会は、去る4月19日に開催された臨時総会で、国立大学の法人化の基本制度をまとめた文部科学省調査検討会議の最終報告を承認し、最終報告の制度設計に沿って、法人化の制度設計に入ることを決定しました。

法人化の準備に入るために、国立大学協会のなかに二つの特別委員会が設置されています。一つは、国立大学法人化特別委員会（石弘光委員長）で、国の法制化の作業はもとより、就業規則の作成、事務系職員の採用、人事交流など人事関係の指針の策定、財務会計関係の指針の策定に対して、国立大学側の意見を適切に反映させるために設けられたものであります。会長、副会長、常置委員会委員長の12名の学長メンバーに、法学者、経済学者、事務局長による10名の専門委員が加わり、現在精力的に作業を行っているところであります。もう一つは、国立大学協会の在り方検討特別委員会（松尾稔委員長）で、国立大学協会の構成員である各国立大学が法人格を取得して独立の存在になることに伴い、新しい連合組織の理念や担うべき役割・機能を検討する委員会であります。会長、副会長、各地区を代表する学長、専門委員の11名のメンバーで構成され、新しい連合組織の基本設計を11月の総会に提出すべく検討を行っています。国立大学に共通する指針の作成、事務系職員の採用と人事交流、経営や労使関係問題への支援、国の高等教育政策への発言、政策集団としての機能など、新しい連合組織の役割・機能は、現在よりかなり大きくなることが論じられています。

法人化の受け入れにあたっての国立大学協会の基本的な考え方は、今年4月1日に国立大学協会設置形態検討特別委員会により作成された最終報告の検討結果および4月19日の臨時総会に提出された国立大学協会会長談話に表れています。

設置形態検討特別委員会の検討結果では、最終報告の法人像は、全体として、「国立大学法人法による法人化、国を設置者・経費負担者とすること、大学と法人一体の組織、教学経営の双方に配慮した運営組織、大学業務の特性を尊重した中期目標・中期計画、外部意見を入れた学長選考制度、さらには柔軟な人事制度等において」、「基本的に国の経費で教育研究等を行う開かれた自主・自律の責任組織となっており、国立大学におおむね適合的な法人像になっている」という評価になっております。また、会長談話では、中間報告から改善のあった点として、中期目標は、「文部科学大臣が定めるとはいえ、大学側がその基本的な目標に基づいて提出した原案を十分尊重して定めるための制度的な担保が加えられている。また、法人の責任者である学長も、学内の選考機関における選考を経た者について文部科学大臣が任命するなど、大学の意向を尊重するとしている。さらに、組織業務、人事制度においては、多くの重要な部分は実質的に各大学の規則レベルに委ねられることになった」と述べています。そのうえで、「これらは、法人化が大学の自主性・自律性の発揮をねらいとしている主旨からして、妥当なものである」と評価しています。

もとより、最終報告の法人像に問題点や懸念があることは否定できません。設置形態検討特別委員会の検討結果は、「とくに職員身分の非公務員型については、環境整備や法的整備などの点で多くの検討課題があり、また、財務会計制度の財政的基盤を確保する方式や運営費交付金の積算・配分方式等が依然不明である」ことを指摘しています。また、会長談話は、「特に法人化後においてはもちろん、移行に際しても、各国立大学の意向と自主性・自律性を十分に尊重し、各大学が個性の輝く大学としてより良い発展をするよう、財政面を含め支援の充実を強く要請する」としております。

4月19日の臨時総会では、一部の学長からの異論がありましたが、多数の賛成で最終報告による国立大学の法人化の受け入れが承認されました。私も国立大学協会の基本的な考え方を支持し、賛成いたしました。

以上のような経緯による国立大学協会の法人化の受け入れとその後の国および国立大学協会での法人化作業の進捗状況を踏まえて、本学としても北海道大学法人移行準備委員会を設置して、法人移行への準備作業を始める

ことにしました。現在、国立大学の教育、研究および社会貢献に対する社会からの要望が強く出されており、法人化をこのような社会からの要望に応え、本学を大きく発展させる契機にしたいと考えています。当面は、学問の府としての大学の特性を尊重した国立大学法人の法制化が実現されるよう努力をはらっていく必要があります。しかし同時に、法制化のなかで、教育研究の内容や組織運営の実際が大学の大幅な裁量に委ねられるのは当然ですので、学問の自由と大学の自治の精神に則った運用を図るための準備作業を、大学として独自に進めることが大事であると考えております。

全学の教職員ならびに学生の皆さまにあっては、国立大学法人設置に向けての準備作業の趣旨を十分理解され、北海道大学が、建学以来培ってきた「フロンティア精神」、「全人教育」、「国際性の涵養」および「実学の重視」という教育研究の理念を継承し、21世紀の世界で個性輝く大学になるような制度設計を行うためにご協力下さるようお願いいたします。

［注記］　原文横書き。

五―二四〇

東京オフィスの設置について

二〇〇三年一月十五日

「評議会　平成14年度②」

平成14年度第10回評議会議事録

日時：平成15年1月15日（水）　午後1時30分開会

午後4時22分閉会

［中略］

議題

［中略］

7　北海道大学東京オフィスの設置について

総長から、本学の首都東京での活動拠点となる東京オフィスの設置については、運営諮問会議委員からの提言、学内外からの要望等があり、種々検討の結果、教育・研究の一層の発展につながること、首都圏での学生の就職活動支援及び広報活動の拠点としても重要であることから同オフィスを設置したい旨述べられた後、井上副学長から、配付資料7―1に基づき同オフィスの概要について説明があった。次いで、総長から、配付資料のとおり、

当分は、新高輪プリンスホテルで業務を展開し、実績を積みながら、利用者から得られる情報等を勘案して、将来本格的に北海道大学東京オフィスの設置をしたい旨諮られ、審議の結果、これが了承された。

次いで、総長から、同オフィスの規則案について発議があり、審議の結果、配付資料7―2の原案どおり了承され、1月15日付けで制定し、本年4月1日から施行することとされた。

［後略］

［注記］　原文横書き。

五―二四一　情報基盤センター規程（案）について

二〇〇三年三月十九日
「評議会　平成14年度③」

平成14年度第12回評議会議事録

日時：平成15年3月19日（水）　午後1時30分開会
午後3時28分閉会

［中略］

議題

1　北海道大学情報基盤センター規程（案）について

［中略］

総長から、議題1から5までの規程案について一括発議があり、審議の結果、配付資料1から5までの原案どおり了承され、4月1日付けで制定・施行することとされた。

［後略］

［別紙］

海大達第　　号

平成　年　月　日

北海道大学情報基盤センター規程を次のように定める。

北海道大学総長　中村睦男

北海道大学情報基盤センター規程（案）

（趣旨）

第1条　この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第31条の規定に基づき、北海道大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、全国共同利用施設として、情報化を推進するための研究開発並びに情報基盤の整備及び運用を行い、教育研究等の高度化を推進するとともに、情報メディアを活用した教育の実施及び支援を行うことを目的とする。

（研究部門）

第3条　センターに、次に掲げる研究部門を置く。

(1)　大規模計算システム

(2)　情報ネットワーク

(3)　デジタルコンテンツ

(4)　メディア教育

（職員）

第4条　センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（センター長）

第5条　センター長は、北海道大学の専任の教授をもって充てる。

2　センター長は、センターの業務を掌理する。

3　センター長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4　センター長は、次条に規定する協議員会の議を経て、総長が選考する。

（協議員会）

第6条　センターに、施行規則第20条の9の規定により、センターに関する重要事項を審議するため、北海道大学情報基盤センター協議員会（以下「協議員会」という。）を置く。

2　協議員会の組織及び運営については、別に定める。

（全国共同利用委員会）

第7条　センターに、センターの全国共同利用に関する事項及びセンターの重要事項のうちセンター長から諮問された全国共同利用に関する事項について審議するため、北海道大学情報基盤センター全国共同利用委員会（以下「全国共同利用委員会」という。）を置く。

2　全国共同利用委員会の組織及び運営については、別に定める。

（学内共同利用委員会）

第8条　センターに、センターの学内共同利用に関する事項及びセンターの重要事項のうちセンター長から諮問された学内共同利用に関する事項について審議するため、北海道大学情報基盤センター学内共同利用委員会（以下「学内共同利用委員会」という。）を置く。

2　学内共同利用委員会の組織及び運営については、別に定める。

（研究生）

第9条　センターにおいて、センターの目的と関連のある事項について研究をしようとする者があるときは、センターにおいて適当と認め、かつ、支障がない場合に限りこれを研究生として許可する。

2　研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（事務組織等）

第10条　センターの事務組織及びその所掌事務については、北海道大学事務組織規程（昭和35年海大達第1号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和37年海大達第3号）の定めるところによる。

（雑則）

第11条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議員会の議を経てセンター長が別に定める。

附則

1　この規程は、平成15年　月　日から施行する。

2　北海道大学大型計算機センター規程（平成6年海大達第41号）及び北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程（平成11年海大達第27号）は、廃止する。

3　この規程の施行の際、現に前項の規定による廃止前の北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程第6条第1項の規定により研究生として許可され在学する者は、北海道大学情報基盤センター規程第9条第

1項の規定による研究生として許可されたものとみなし、その研究期間は廃止前の北海道大学情報メディア教育研究総合センターにおいて許可された期間とする。

［注記］　原文横書き。

五―二四二　北大交流プラザ「エルムの森」が旧昆虫学教室に開設

二〇〇三年五月
『北大時報』第五九〇号

北大交流プラザ「エルムの森」が旧昆虫学教室に開設

5月14日、農学部「旧昆虫学教室」を改修し、北大交流プラザ「エルムの森」がオープンしました。

「エルムの森」には、「広報センター」及び「キャンパス・ビジットセンター」が配置され、また、誰でも自由に休憩できるよう整備されています。

「広報センター」は、平成12年4月、情報教育館の開設に伴い、大学情報、進学情報等を提供することを目的として、同館の2階に開設しましたが、本学が「開かれた大学」を目指していくために、より多くの方々に利用していただけるよう、場所を移転しました。

「キャンパス・ビジットセンター」は、学生、アドミッションセンター及び広報センターが一体となり、本学が有する資産の魅力を高校生や市民の方々に伝えるプロ

ジェクト「キャンパスビジット（CV）」の拠点として、「キャンパスツアー」の企画・運営を行います。キャンパスツアー[ママ]は、コースの考案及びツアーガイドを学生が行い、昨年10月には、高校生を対象に2回実験ツアーを実施し、高い評価が得られました。ツアーコースは6コース用意され、当初は高校生を対象とし、8月以降は、市民や観光客に対象を拡大する予定です。

開所式は、5月13日午後2時より行われ、中村総長のあいさつに続いて、井上副学長より、「北海道大学と社会の交流の窓口の一つとして、末永く皆様に親しまれることを願っています」との施設紹介がありました。

開所式に引き続き、学生ガイド4名によるキャンパスツアーが実施され、総長を始めとする、約30名がツアーに参加しました。

（総務部総務課）

［注記］　原文横書き。

五―二四三　北海道大学病院規程（案）について

二〇〇三年七月二十三日
「評議会　平成15年度①」

平成15年度第5回評議会議事録

日時：平成15年7月23日（水）　午後1時30分開会
　　午後2時48分閉会

［中略］

議題

1　北海道大学病院規程（案）について

総長から、本年10月1日付けで医学部附属病院及び歯学部附属病院が統合されることに伴い、統合後の病院の名称を「北海道大学病院」とすることについて発議があり、杉原医学部附属病院長及び川崎歯学部附属病院長から本件について説明があった後、審議の結果、これが了承された。次いで、総長から、同病院の規程について発議があり、審議の結果、配付資料1の原案どおり了承され、本日（7月23日）付けで制定し、本年10月1日から施行することとされた。

［後略］

［別紙］

海大達第　号

平成15年　月　日

北海道大学病院規程を次のように定める。

北海道大学総長　中村睦男

北海道大学病院規程（案）

（設置）

第1条　北海道大学の医学部及び歯学部に、これらの学部の教育研究に必要な施設として、附属病院を置く。

2　前項の附属病院は、北海道大学病院（以下「病院」という。）と称する。

（目的）

第2条　前条の病院は、医学及び歯学の教育研究のため、患者の診療を行うことを目的とする。

（病院長）

第3条　病院に、病院長を置く。

2　病院長は、病院の専任の教授をもって充てる。

3　病院長は、院務を掌理する。

（副病院長）

第4条　病院に、副病院長3名を置く。

2　副病院長は、医学部、医学研究科、歯学研究科又は病院（以下「学部等」という。）の教授をもって充てる。

3　副病院長は、病院長の職務を助け、病院長に事故があるときは、あらかじめ病院長が指名した副病院長がその職務を代理する。

（診療科）

第5条　病院に、次に掲げる診療科を置く。

内科

外科

脳・神経・感覚器科

小児・周産・女性科

放射線科

保存系歯科

咬合系歯科

口腔系歯科

2　前項の診療科に科長を置き、学部等の教授をもって充てる。

3　科長は、病院長の命を受け、当該診療科の業務を総

括する。
4　科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の科長の任期は、前任者の残任期間とする。
（中央診療施設等）
第6条　病院に、検査、手術等に関する業務を集中して行うため、次に掲げる中央診療施設等（以下「施設等」という。）を置く。
検査部
手術部
放射線部
救急部
輸血部
リハビリテーション部
材料部
病理部
周産母子センター
集中治療部
医療情報部
総合診療部
光学医療診療部
臓器移植医療部
高次口腔医療センター
デイサージャリーセンター
2　前項の施設等に部長及び副部長を置き、学部等の教授、助教授又は講師をもって充てる。
3　部長は、病院長の命を受け、当該施設等の業務を総括する。
4　副部長は、部長の職務を助ける。
5　部長及び副部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
（薬剤部）
第7条　病院に、薬剤に関する業務を集中して行うため、薬剤部を置く。
2　薬剤部に部長及び副部長を置き、学部等の教授若しくは助教授又は病院の技術職員をもって充てる。
3　部長は、病院長の命を受け、薬剤に関する業務を総括する。
4　副部長は、部長の職務を助ける。

（看護部）

第８条　病院に、看護に関する業務を集中して行うため、看護部を置く。

２　看護部に部長及び副部長を置き、病院の技術職員をもって充てる。

３　部長は、病院長の命を受け、看護に関する業務を総括する。

４　副部長は、部長の職務を助ける。

（診療支援部）

第９条　病院に、診療に関する業務の組織的な技術支援を行うため、診療支援部を置く。

２　診療支援部に部長及び副部長を置き、病院の技術職員をもって充てる。

３　部長は、病院長の命を受け、診療支援に関する業務を総括する。

４　副部長は、部長の職務を助ける。

（運営会議）

第10条　病院に、管理運営に関する重要事項を審議するため、北海道大学病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（事務組織）

第11条　病院の事務組織及びその所掌事務に関しては、北海道大学事務組織規程（昭和35年海大達第１号）及び北海道大学学部等事務部事務分掌規程（昭和37年海大達第３号）の定めるところによる。

（病院長への委任）

第12条　この規程又は他の規程に定めるもののほか、病院の組織及び運営について必要な事項は、運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附則

１　この規程は、平成15年10月１日から施行する。

２　北海道大学医学部附属病院規程（昭和42年海大達第37号）及び北海道大学歯学部附属病院規程（昭和42年海大達第38号）は、廃止する。

［注記］　原文横書き。

北海道大学の基本理念と長期目標（案）について
文理融合の教育研究に関する推進方策について

二〇〇三年九月十七日
「評議会　平成15年度②」

平成15年度第6回評議会議事録

日時：平成15年9月17日（水）午後1時30分開会
午後4時53分閉会

［中略］

議題

［中略］

8　北海道大学の基本理念と長期目標（案）について

総長から、本学の「基本理念」及び「長期目標」については、これまで正式な形として定まったものはなかったが、法人化を迎えるにあたり中期目標及び中期計画の作成過程においてそれらの内容を踏まえる必要があることから、法人移行準備委員会目標計画専門委員会において検討をし、9月10日（水）開催の法人移行準備委員会で審議・了承された旨述べられた。

次いで、長田副学長から、配付資料8に基づき、説明があった後、総長から、議題8について発議があり、審議の結果、これが了承され、本日（9月17日）付けで「北海道大学の基本理念と長期目標」を定めることとされた。

［中略］

11　文理融合の教育研究に関する推進方策について

総長から、本学において文理融合の教育研究を推進するための具体的な方策として、配付資料11に基づき、説明及び提案があった。

次いで、内田経済学研究科長から、基本方針として掲げている「公共政策大学院（仮称）の設置後、4年以内を目途に公共政策大学院（仮称）に「文理融合コース」（仮称）を置く」となっているが、当初から当該大学院に文理融合コースを設置しないのか、また、4年以内に設置するという期間について意図することがあるのかとの質問に対し、総長から、2段階方式での導入を考えており、カリキュラムについては最初から文理融合を反映させていくが、文理融合コースの設置はその後4年以内を考えていること、4年以内という

期間設定については、科学技術振興調整費を活用して準備を行いたいと考えているため、その期間を考慮して設定している旨述べられた。

最後に総長から、本案を推進するために試案として掲げた「公共政策大学院（仮称）」の設置に向けて、検討組織を設置すること、併せて同組織の構成等については10月開催の本会議に付議することとしたい旨述べられ、これが了承された。

［後略］

［別紙一］

北海道大学の基本理念と長期目標（案）

平成15年9月17日

北海道大学評議会

北海道大学は、大学院に重点を置く基幹総合大学であり、その起源は、日本最初の近代的大学として1876年に設立された札幌農学校に遡る。爾来、帝国大学を経て新制大学に至る長い歴史のなかで、本学は、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」及び「実学の重視」という教育研究に関わる基本理念を掲げ、培ってきた。

社会の要請に応えて国立大学法人としての歩みを始めるにあたって、北海道大学は、これらの基本理念を再確認するとともに、社会に対する説明責任を認識しつつ、新たに獲得した自由の中で、新世紀における知の創成、伝承、実証の拠点として発展するための長期的な目標を、以下のように定めるものである。

第1　フロンティア精神

フロンティア精神とは、学生及び教職員がそれぞれの時代の課題を引き受け、敢然として新しい道を切り拓いていくべきとする理想主義を意味する。札幌農学校の開校式にあたってクラーク博士が唱えた“lofty ambition”（高邁なる大志）という言辞を端緒として、世紀を超えて北海道大学を揺るぎなく支えてきた基本理念である。

21世紀に至り、学問におけるパラダイム転換や新たに提起される人類的課題に応え得る研究を不断に展開することが、現代におけるフロンティア精神の発現である。北海道大学は、学問の自由を基礎に、純理と応用の別を問わない創造性豊かな研究を推進するとともに、大学院組織等の柔軟な展開を通じて研究教育機能を飛躍的に発展させることにより、人類史的課題に応え得る世界水準

の研究の推進を目指す。

第2　国際性の涵養

欧米の文化と科学技術を導入し、外国人教師の英語による授業を行った札幌農学校は、設立当初から多様な世界にその精神を開いていた。それ以来、多くの本学の卒業生が海外において活躍し、国際性の涵養という理念が、さまざまな形で受け継がれている。

教養教育の充実によって自文化の自覚に裏づけられた異文化理解能力を養い、外国語コミュニケーション能力を高め、国際的に活躍できる人材を育成することの必要性はいうまでもない。北海道大学は、学生及び教職員の国際性を涵養し、国際社会の発展に寄与するため、海外留学・研修の機会を拡大するとともに、外国人研究者・留学生の受け入れを積極的に推進し、アジア・北方圏をはじめとする世界の人々との文化的・社会的交流の促進を目指す。

第3　全人教育

札幌農学校は、農業専門家の養成に止まらず、豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い教養を身につけた人間の育成を図った。このことは、内村鑑三、志賀重昂[昂]、新渡戸稲造、有島武郎など思想・文学をはじめ、人文社会分野における優れた人材を次々に輩出したことにも示されている。北海道大学における全人教育の理念は、今日に至るまで、専門的知識を活用するための総合的判断力と高い識見を備えた人材育成の基盤としての教養教育を重視する伝統として継承されている。

この理念をさらに発展させるために、北海道大学は、豊かな人間性と高い知性を涵養する幅広い人間教育を進め、自由・自主独立の精神の涵養と自律的個の確立を図るとともに、人権を尊重し、社会的要請に的確に対応しうる基盤的能力の育成を目指す。

第4　実学の重視

実学の重視という理念は、札幌農学校が設立後の様々な苦難を乗り越えて総合大学へと発展する過程において二つの意味を含みつつ定着した。即ち現実世界と一体となった普遍的学問の創造としての研究と、基礎研究のみならず応用や実用化を重んじ研究成果の社会還元を重視するという意味である。北海道の広大な自然の中で行なわれた宮部金吾の植物の研究や中谷宇吉郎による雪の研究等は、身近な現象を芽として普遍的真理を創造した研

究の精華であったし、北海道大学における研究の中には、北海道の産業とともに発展したものが少なくない。

北海道大学は、実学重視の理念の普遍的かつ今日的意義を追求し、現実世界と一体となった普遍的真理や、北海道の特性を生かした学問の創造を推進するとともに、産学官の連携協働の拡大を通じて、研究成果を北海道、さらに日本、世界に還元する。あわせて大学院における高度な専門家及び職業人の養成並びに社会人教育を充実することを目指す。

[別紙二]

文理融合の教育研究に関する推進方策について(案)

本学においては、建学以来、多くの文理融合の人材を輩出し、また、これまで分野を超えて先駆的な教育研究が実施されてきた。

近時の国の科学技術政策並びに高等教育政策においても、文理融合が政策的重点となりつつあり、本学としても検討が急がれていた。さらに国当局者及び関係研究者の方々より、私に対して、総長のリーダーシップの下に、本学において文理融合の教育研究を推進するよう、強い期待も寄せられているところである。

そのための端緒となる実験として、文系・理系の区分、部局等の枠組みを超えて、新たに文理融合を1つの柱とする教育組織を設置し、文理融合を推進していくことを以下により提案する。

文理融合の教育研究の具体化に関する基本方針

(1) 文理融合を1つの柱とする公共政策大学院(仮称)を設置する。

(2) 公共政策大学院(仮称)の設置後、4年以内を目途に公共政策大学院(仮称)に「文理融合コース」(仮称)を置く。

(3) カリキュラムに文理融合を反映させる。

(4) 学校教育法66条但し書きに定める「研究科以外の教育研究上の基本組織」を活用することも視野に入れ、文系、理系という異なる学問分野の融合が可能となるような組織形態を工夫する。

(5) 文理融合教育が成果を挙げるため、教員ポストを「定員運用」により期限を付して配置する。

公共政策大学院（仮称）の基本骨格（試案）

⑴概要

①　公共政策大学院は専門職大学院とする。

②　公共政策のエキスパートたる高度専門職業人の養成

国・地方・公共法人・公共サービスを提供する民間企業・シンクタンク・ジャーナリズム等からの人材養成の必要性に応える。また、それらの社会人に対し再教育を行う。

③　科目等

政策の諸分野及び官民連携システム等に関する授業科目を展開する。技術に関する高度な知識、行政マネージメント、グローバリゼーション、中央地方関係、地域政策、環境政策などの専門的知識を教育する。また、実践的な教育を実施するため、従来の講義・演習のほか、ケースメソッド、インターンシップなどによる教育手法を導入する。

⑵設置を必要とする理由

①　本学は建学以来、北海道に位置する本学の特性に基づき、国家公務員、地方自治体職員、公的法人、民間企業、専門職業人等、公共サービスの担い手を養成してきた。また、現在㈠政策と技術の全般において、文理融合が必要になり、㈡公共部門と民間部門の境界が流動化し、㈢グローバル化、自治体再編など地理的境界が崩れつつある。この状況などのもとに、中央・地方両面の新たなマネージメント体制の担い手、公共サービスに提供する民間人・専門職業人その他の人材を養成することが急務であるため。

②　文理に隔てられた分野の壁、部局の枠を超えた教育体制を制度化する必要があるため。

③　公共政策大学院が、大学の重要な試金石として位置付けられているため。

⑶設置の背景

①　2002年度末、文部科学省の研究会（「公共政策系大学院（仮称）に関する検討会」）が公共政策大学院に関する報告書「公共政策系大学院の在り方等に関するまとめ」を出し、主要大学が2004年度よりの設置を決定した。

②　米欧等で公共政策大学院が設置され、そのうち文

理融合型のものが少なくない。
③　本学に対し「文理融合」の要請が高まり、その実験的な教育課程として適切であるため。

⑷学生定員等
①　標準修了年限は2年。ただし、1年間での修了を可能にする。
（公務員試験受験者等が、修士1年で合格するケース等への対応）
②　学生定員25―30名
③　修了要件40単位以上
④　学位名「公共政策（〇〇学）修士」（専門職）
⑤　社会人のリカレント教育のため、集中講義等による「パートタイム学生制度」、夜間開講等の導入を検討する。

⑸教育プログラム
①　基幹科目　公共政策を学ぶうえで不可欠な基本的知識をバランス良く教育する。
②　基礎科目　公共政策の基礎となる科目を、3もしくは4の科目群に区分し、そのうち1つの科目群を選択必修として教育する。
③　集中科目　各専門分野に関する高い専門性と幅広い知識を修得するため、専門科目を6もしくは7の科目群に区分し、そのうち1つの科目群を履修する。
④　実践科目　各種の調査技法・技術などの[を]修得し、また具体的な政策事例をケースメソッド方式等によって修得する事例研究、インターンシップなどにより、応用力を身につける。
⑤　学部教育の異なる学生が異なる専門を円滑に履修できるよう、基礎科目として、学部講義の活用、学部・大学院の合併授業の活用、事前履修の制度的工夫などが必要である。
⑥　社会人のリカレント教育にあっては、実践科目等の一部免除を可能にする。

以上

［注記］　原文横書き。

五―二四五

知的財産本部規程（案）について

二〇〇三年十月十五日
「評議会　平成15年度②」

平成15年度第7回評議会議事録

日時：平成15年10月15日（水）　午後1時30分開会
午後2時50分閉会

［中略］

議題

［中略］

2　北海道大学知的財産本部規程（案）について

総長から、知的財産本部規程の原案については、9月10日（水）開催の部局長会議において審議・了承されていたが、9月17日（水）開催の本会議において、種々意見が出されたことを受けて、知的財産本部設置準備委員会において、再度意見を集約し、改めて本会議に諮ることとしたものである旨述べられた。引き続き、同委員会委員長の長田副学長から、同委員会において審議した結果等について、①副本部長は、学内外を問わず人材を求めるため、本学の専任の教授を充てることを原則にしつつ、知的財産に関する知識及び経験を有する者を任用できるようにしたこと、また、知的財産戦略部長についても同様の趣旨から規定を修正したこと、②知的財産権運用部長については、専門的知識及び経験を有する者を幅広く任用できるようにするため「知的財産に関する知識及び経験を有する者」としたこと、③副本部長の任期について、3年を上限に個別に弾力的に設定できるようにするため、3年以内として、再任できるようにしたこと、また、知的財産戦略部長及び知的財産権運用部長についても同様の趣旨から新たに規定を加えたこと等修正箇所を中心に、参考資料に基づき説明があった。

最後に総長から、議題2の規程案について発議があり、審議の結果、配付資料2の原案どおり了承され、本日（10月15日）付けで制定・施行することとされた。

［後略］

［別紙］

海大達第　号
平成15年　月　日

北海道大学知的財産本部規程を次のように定める。

北海道大学総長　中村睦男

北海道大学知的財産本部規程（案）

（設置）

第1条　北海道大学（以下「本学」という。）に、北海道大学知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）を置く。

（目的）

第2条　知的財産本部は、本学の研究成果としての知的財産の創造、保護及び活用を図るために知的財産に関する中長期的な目標及び戦略を策定し、知的財産の創造及び活用の環境を整備するとともに、知的財産に関する教育及び啓発活動を行い、もって本学の知的財産を社会に還元することにより産業等の発展に資することを目的とする。

（定義）

第3条　この規程で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2　この規程で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

（知的財産本部の業務）

第4条　知的財産本部は、次に掲げる業務を行う。

(1)知的財産に係る基本方針に関すること。

(2)知的財産に係る中長期的な目標及び戦略の策定に関すること。

(3)知的財産に係る教育及び啓発活動に関すること。

(4)知的財産に係る権利の帰属に関すること。

(5)知的財産の権利化に関すること。

(6)知的財産権の保護及び活用に関すること。

(7)知的財産権の調査に関すること。

(8)技術移転事業者その他の関係者との連携に関すること。

(9)その他知的財産に関する業務

（職員）
第5条　知的財産本部に、本部長その他必要な職員を置く。
（本部長）
第6条　本部長は、総長が指名する副学長をもって充てる。
2　本部長は、知的財産本部の業務を総括する。
（副本部長）
第7条　知的財産本部に、副本部長を置く。
2　副本部長は、本学の専任の教授をもって充てる。ただし、必要と認められる場合には、知的財産に関する特に優れた知識及び経験を有する者とすることができる。
3　副本部長は、本部長の職務を助ける。
4　副本部長の任期は3年以内とし、再任されることができる。
5　副本部長は、総長が任命する。
（知的財産戦略部）
第8条　知的財産本部に、知的財産戦略部を置く。
2　知的財産戦略部は、次に掲げる業務を行う。
(1)知的財産に係る基本方針に関すること。
(2)知的財産に係る中長期的な目標及び戦略の策定に関すること。
(3)知的財産に係る教育及び啓発活動に関すること。
(4)知的財産に係る権利の帰属に関すること。
(5)知的財産に係る争訟に関すること。
3　知的財産戦略部に、知的財産戦略部長を置く。
4　知的財産戦略部長は、本学の専任の教授をもって充てる。ただし、必要と認められる場合には、知的財産に関する特に優れた知識及び経験を有する者とすることができる。
5　知的財産戦略部長は、本部長の命を受けて、知的財産戦略部の業務を処理する。
6　知的財産戦略部長の任期は、3年以内とし、再任されることができる。
7　知的財産戦略部長は、総長が任命する。
（知的財産審査会）
第9条　知的財産戦略部に、知的財産に関する事項を審査するため、知的財産審査会を置く。
2　知的財産審査会の組織及び運営については、別に定

める。

（知的財産権運用部）

第10条　知的財産本部に、知的財産権運用部を置く。

2　知的財産権運用部は、次に掲げる業務を行う。

(1)知的財産の権利化に関すること。

(2)知的財産権の保護及び活用に関すること。

(3)知的財産権の調査に関すること。

(4)知的財産に係る情報の収集及び分析に関すること。

(5)技術移転事業者その他の関係者との連携に関すること。

(6)その他知的財産権の運用に関すること。

3　知的財産権運用部に、知的財産権運用部長を置く。

4　知的財産権運用部長は、本学の専任の教授又は知的財産に関する特に優れた知識及び経験を有する者とする。

5　知的財産権運用部長は、本部長の命を受けて、知的財産権運用部の業務を処理する。

6　知的財産権運用部長の任期は、3年以内とし、再任されることができる。

7　知的財産権運用部長は、総長が任命する。

（東京支部）

第11条　知的財産本部に、知的財産に関する国内動向調査、情報の収集、情報の発信等の業務を行うため、東京支部を置く。

2　東京支部に関し必要な事項は、別に定める。

（知的財産マネージャー）

第12条　知的財産戦略部及び知的財産権運用部に、知的財産に関する専門的事項を行わせるため、知的財産マネージャーを置くことができる。

2　知的財産マネージャーに関し必要な事項は、別に定める。

（知的財産リサーチャー）

第13条　知的財産権運用部に、知的財産マネージャーと連携し、本学における知的財産に係る研究情報の収集及び分析並びに知的財産の権利化に伴う業務を行わせるため、知的財産リサーチャーを置くことができる。

2　知的財産リサーチャーに関し必要な事項は、別に定める。

（秘密保持）

第14条　知的財産本部の業務に従事する者は、業務遂

行上知り得た知的財産に関する事項について、その秘密を漏らしてはならない。

（外部評価機構）

第15条　本学に、知的財産本部の業務に関する評価を行うため、外部評価機構を置く。

2　外部評価機構の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第16条　知的財産本部の事務は、研究協力部研究協力課が処理する。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか、知的財産本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年　月　日から施行する。

［注記］　原文横書き。

北海道大学百五十年史編集室（二〇二一年四月～）

室　長	山本　文彦（理事・副学長、大学文書館長）	二〇二一年四月～
副室長	眞壁　仁（法学研究科教授、大学文書館副館長）	二〇二一年四月～
室員	近藤健一郎（教育学研究院教授）	二〇二二年十一月～
	江田　真毅（総合博物館教授）	二〇二三年四月～
	岡田　真弓（アイヌ共生推進本部准教授）	二〇二三年十一月～
	髙倉　純（札幌国際大学人文学部教授）	二〇二三年四月～
	井上　高聡（大学文書館准教授）	二〇二一年四月～
	山本美穂子（大学文書館特定専門職）	二〇二一年四月～
	廣瀬　公彦（大学文書館特任助教、編集室専任）	二〇二一年四月～
	佐々木朝子（大学文書館特定専門職、編集室専任）	二〇二一年四月～

編集補助

杉山和香奈（大学文書館技術補佐員）	二〇二一年四月～二〇二二年三月
中村美樹子（大学文書館技術補佐員）	二〇二一年十月～
海藤侑里子（大学文書館技術補佐員）	二〇二二年四月～二〇二四年三月
笹原　育美（大学文書館技術補佐員）	二〇二四年九月～二〇二五年二月
松岡　理恵（大学文書館技術補佐員）	二〇二五年九月～

題　字　海藤侑里子

北海道大学百五十年史　資料編二

二〇二五年十二月十五日　印刷
二〇二五年十二月二十六日　発行

編集　北海道大学百五十年史編集室
発行　北海道大学
印刷　岩橋印刷株式会社